

平成二十五年度
博士学位請求論文

中近世の日蓮教団と公権力

坂輪宣政

目次

はじめに	1
一 問題の所在	1
二 本論文の構成	4
第一部 中世日蓮教団と京都	9
第一章 天文法難について	11
第一節 法華一揆についての一考察	11
―足利義晴との関係を中心として―	11
(一) 足利義晴との関係について	12
(二) 町衆の自治と法華一揆	20
(三) 天文法難の原因について	22
第二節 中世日蓮宗の地位についての一考察	31
―天文法難の和睦における法衣などの規定をめぐって―	31

第三節 松ヶ崎郷住民の結合	43
第二章 中世における日蓮教団の位置の一考察	55
第一節 中世後期京都日蓮宗の周囲の状況について	
— 公家書札札と『七十一番職人歌合』を中心に —	55
はじめに	55
(一) 弘安書札札と僧位僧官	55
(二) 室町幕府の書札札と日蓮宗	61
(三) 『職人歌合』における「法華宗」	62
結び	65
第二節 日蓮宗と三条実香についての一考察	
— 中世京都日蓮宗と公家の関係の一例として —	70
はじめに	70
(一) 日蓮宗との関連を示す記事	70

(二) 実香と法華一揆	75
結び	77
第三節 宗論と民間布教者	83
(一) 宗論	83
(二) 「民間布教者」とその集団	88
結び	90
第二部 近世幕藩体制下の日蓮教団の一考察	
—岡山藩と江戸を中心に—	95
第一章 藩と教団の衝突	96
第一節 池田光政の破仏と本蓮寺	97
はじめに	97
(一) 池田光政の廃仏政策	97
(二) 牛窓本蓮寺とその文書	105

まとめ	122
第二節 宝暦五年・六年の勸化銀一件―日蓮宗と社方の争論―	127
はじめに	127
(一) 論争の起こりと日蓮宗の対応	129
(二) 神道長上吉田家の介入と藩の対応の変化	168
(三) 五月の判形以降の推移	184
(四) 事件のまとめ	207
(五) 十ヶ寺の追却に関する本山の協議	209
第三節 勸化銀一件後の藩内寺院の退去について	215
第四節 「寺院の改宗」について	229
第五節 「日蓮宗」の宗号をめぐる論争	238
はじめに	238
(一) 論争の発端と経過	239
(二) 本山から末寺への指示	247

(三)	寺社留帳の記述からみる裁定	254
(四)	文化五年の宗号に関する一件	260
	まとめ	263
	第二章 藩と領内寺院	266
	第一節 藩と領内住職	267
(一)	法令集にみる宗門改	267
(二)	住職の任免と藩への出入りについて	277
(三)	行事の許可について	297
(四)	寺に関する諸事例	299
	第二節 藩と領内寺院 — 賞詞と出奔 —	309
(一)	藩からの賞詞について	309
(二)	藩内寺院の出奔について	318
	第三節 本山妙覚寺貫首の西国巡錫の際の岡山藩主との儀礼	330

第四節	宝永五年の日蓮宗と浄土宗の「法論」一件について	340
はじめに	340
(一)	妙勝寺での事件について	341
(二)	宝仙寺の事件について	361
まとめ	364
第五節	城下での説法による騒動	367
第六節	鷹ヶ峰善栄の日雅仏具受け取りについて	381
第三章	藩内信徒に関して	395
第一節	日蓮宗信仰と在地村落社会	
はじめに	396
(一)	岡山藩和気村と西中村の祈禱に関する争論――	396
(二)	赤坂郡西中村の祈禱に関する争論	402
(一)	和気村番神祭礼と村祈禱	396

まとめにかえて — 「村座」と日蓮宗寺院 —	411
第二節 改宗についての諸事件	417
第三節 寺送り手形の検討	435
第四節 近世庄屋記録『万波家文書』にみられる近世村落の寺院	439
はじめに	439
(一) 宗門改めに関して	443
(二) 実成寺の住僧に関して	456
(三) 実成寺の建築物に関して	464
(四) 祭礼・葬式などについて	467
まとめ	482
(付) 他宗派記録	483
第四章 近世各地の事例	491
第一節 近世の六条本圀寺とその門前町 — 西門前町文書を中心に —	491

(一)	本圀寺と門前町の争論	493
(二)	近世後期の町との儀礼的關係	505
(三)	妙蓮寺と妙蓮寺前町	509
第二節	萩市法華寺蔵『什宝帳』について	516
はじめに		516
(一)	「什宝帳」について	516
(二)	「什宝帳」作成の影響	521
第五章	近世後期江戸の日蓮宗	523
第一節	江戸日蓮宗寺院と旗本	
—	『寛政重修諸家譜』の分析を中心に—	524
はじめに		524
(一)	寛政重修諸家譜と旗本について	525
(二)	寛政重修諸家譜からみる江戸日蓮宗寺院	527
(三)	旗本の仏事と信仰	542

(五)	僧の年齢と出身地	591
(六)	檀林について	598
(七)	余録	600
(八)	火葬所寺院	601
	まとめ	605
	第四節 近世江戸の日蓮系寺院の建立年代と維新後の合寺について	
	— 明治の二種の書上を中心に —	608
	はじめに	608
(一)	明治書上二種と開創年代	609
(二)	グラフによる他宗寺院との比較	618
(三)	明治初期の寺院廃合	623
	まとめ	627
	おわりに	630

はじめに

一 問題の所在

二 本論文の構成

一 問題の所在

日蓮聖人にはじまる教団、それは多くの門流に分かれて発展していった。本論では、この諸門流の全体という意味で、総称して日蓮宗また日蓮教団という呼称を用いる。現在では日蓮宗とは宗教法人のいわゆる単称日蓮宗の名称であるが、本論文では日蓮法華系諸門流の全体という意味で用いてゆく。

さて、日蓮宗は鎌倉時代から次第にその形態を確立しはじめ、人々の帰依を受けて室町時代には基盤を固めてひとつの宗派として定着した。各本寺を頂点とする門流が形成され、門流ごとに教学と法度が成立していった。

日蓮宗は成立当初から、従来の諸宗派、とくに顕密仏教なかんづく天台宗とは融和せず、むしろ敵対していた。その最大の理由は日蓮宗の教義にあった。

日蓮宗は法華経を最勝の經典として、独自の教学を築き上げた。それはすべての人々の成仏得道を説くものであったが、同時に他の宗派の教義を劣るものとみなし否定する部分を含んでいた。

そのために、他宗の僧俗からは、常に批判の目を向けられ、反発も大きかった。しかも日蓮宗は折伏といわれる強

硬な布教姿勢を貫いたために、対立もより大きく深くなる傾向があった。その反対に一旦信徒となった者たちは深い連帯をもつようになっていった。

日蓮宗は次第に教線を拡大して行ったが、そのような構造は変わらなかった。日蓮宗は独自の教義をもち、それにもとづく理想世界を措定していた。僧俗は、現世来世ともに、その教えによつて生きていく人々であった。

具体的な信徒としては、京の町などの商工業者が多かったといわれる。新興勢力でも受容する層が多い傾向があったようである。領主階層の中には領分すべてを自己の帰依した日蓮宗に改宗させようとした例もあった。

また注目すべき形態として、農村では一つの集落が、成員すべてが帰依する形式がときおりみられた。教義としての理想である娑婆即寂光土を目指すことを理想としていることから、それは自然な流れであったと思われる。

日蓮宗は各門流ごとに競い合うようにして発展していった。しかし、外部との接触においては常に緊迫した要素をもち、しばしば摩擦を生じていた。

これは日蓮宗のみのことではないが、一つの理由としては教団という独自の世界観、論理をもって立つ集団は、そのゆえに外部との摩擦を生じ、必然的に衝突する理由を内包するものであった。その集団としての凝集性は大変強固なものであった反面、それは逆に他との摩擦を生じ、衝突する可能性をも増大させるものであった。

日蓮宗の僧俗は、つねに他者の存在を意識し、他者と衝突することをも視野に入れながら行動してゆかねばならなかった。その意識は、中世においてはあるいは理論的な武装となりあるいは常に命を捨てる覚悟を伴う緊張した生活でもあったのであろう。

日本全体としての政治・社会の仕組み、政治権力や制度は、日蓮宗の教義とそれにもとづく行動に一致しないことがあった。それどころか鋭く対立する場合もあった。そして、公権力からの圧力がかけられることもあった。しかし日蓮宗の僧俗は、おのれの信仰を重んずる人々であり、それには容易に屈しなかった。たとえ公権力の制定した法に従うことになっても、信仰そのものへは障りがないように名分を工夫していた。

以上のような事柄は以前より注目され、すでに多くの先学によって論じられてきた。これまで、各時代の日蓮宗の教義や門流の姿勢、発展、内部での統制や法度など様々な視点から多くの研究がなされてきた。このような教団の歴史上の推移の研究をより進展させることが本論文の目標である。

その時代の公権力によって形成された世界で、教団はそれに対応しなければならなかった。日蓮宗が中世・近世のそれぞれの時代で、どのように行動してきたか、公権力といかなる接触をもち、如何なる対応をしていたのか、これを出来る限り具体的な事例をあげて検討してゆくのが本論文の主題である。教団は自身の意識・価値観自意識だけで存立できるものではなく、他者・外部との関係をもたなければならぬ。日蓮宗という独自の世界観をもちその実現を目指す人々が、あるいは中世、あるいは近世幕藩体制下で遭遇する様々な場面において、如何なるかたちで外部との対応を行ってきたか、という観点から考察をすすめることを構想した。

日蓮宗の僧俗は主体性をもって信仰を選択し、それを行動にあらわしてきた。信仰は相対化されえない、絶対的なものとして受け取られ、主体的に選択され行動していた。信徒にとって、信仰に関する言動は、単なる風習や規則で定められたものではありえなかつたのであり、その様子は随所に見られた。

本論文では、日蓮宗という自律的な集団を形成していた人々が、何かの事件に際して、あるいは平穏な日常で、どのような対応をしてきたか、その考え方はどのようなものであつたらうか、このことをさらに追求することを考えた。そして、教団の動向という大きな問題のみならず、ごく一般の平凡な信徒や僧侶の姿・行動をも探求したいと考えた。

なかでも公権力の及ぼす力との接触する場面は僧俗の人々の姿勢が明確にあらわれるところであり、とくに注目した。先述のようにこれまでも、日蓮宗と他者・外部との交渉や摩擦については、公武との交渉をはじめとする様々な研究がなされてきた。本論文もその大きな流れの中にあり周辺のものも含めて新たな知見を得ようとするものがある。

二 本論文の構成

本論の構成としては、まず第一部で中世における日蓮宗の外部との衝突の最大の事例である法華一揆と天文法難、さらにその周辺の諸相を考察した。

法華一揆は単なる暴徒のように評価されたこともあった。しかし実際は当時の混乱した情勢の下で、各門流の日蓮宗僧俗が將軍らの認定のもとで一致して対処していたのであり、当時の公権力を否定して暴走していたわけではないと考える。そのことについての考察がこの第一部第一章である。

天文法難は、あくまで日蓮宗と比叡山の宗教的な対立が根底にあつてのものであり、権力構造や公権力の意志によって必然的におきたものではないといえるであろう。本論では以上のような視点のもと、法難に至ったのは偶発的なものであり、なかでも近江の大名六角氏の動向が大きな要因となっていたという推測を行い、その観点から考察をすすめてゆく。そして、山門との宗教的対立の実態を示すものとして、法難後の和睦の規定に記された内容を当時の社会的背景から検討してゆく。

さらに、法華一揆に参加した人々の一例として、一村皆法華で知られる松ヶ崎郷の法難後の状況をみてゆく。

第二章では、中世日蓮宗教団の外部とのつながり、関係を書札例などを題材に考察する。教団の社会全体の中での位置を、外部からの視線・交渉をもとに追うこととする。

第二部は近世の幕藩体制下の状況を考える。

近世では幕府や藩の法制が整備され中世よりも安定した社会となった。しかし、摩擦の生ずることはしばしばあった。本論文では教団や僧俗が如何に行動していたかを、出来る限り具体性を求めながら、それぞれの事象の中で考察しようとした。

第二部では岡山藩内の事例を中心に検討した。岡山藩の藩政史料である「池田家文庫」¹収録の古文書を主な材料として、岡山藩内の出来事を中心に考察をすすめた。この岡山藩の文書は藩政のひろい範囲にかかり長期間に亘る多様な文書を伝存している。近世の寺院の姿を様々な観点から眺めるのに好適な史料であるといえよう。その中に記されていたのは、あるいは特別な事件であり、あるいはあまりにも日常的で平凡なため記録されにくい事象でもあった。日常的すぎて当たり前のことは意外にわからないともいわれる。特筆すべきでないような事柄でも具体的に示すことができるならば、全体像を形成する上で有用なことでもあろう。かなり断片的なものも多く含まれるが、記録されたそれらの事実から、素直にありのままに当時の寺院や僧の姿を示すことが本論文の目的の一つである。

岡山藩領域は「備前法華」の異名もある日蓮宗の信仰の強い地域である。この点からも岡山藩文書は好条件を備えている。この文書によって在地に密着した末寺や檀信徒の有様を見いだすことを心懸けた。

しかしながら、このような単独の事例を列挙するのみでは全体像へは容易に達し得ないのは勿論である。ではあるが、近世の大部分を通じて同じ地域を支配していたという岡山藩の特性から考えて、有意義な点もあるといえる。特定の藩領域における事例であり、記録の主体も同一の藩という継続性のあるものであることから、たとえ断片的な事例であっても相互に連関をもつと考えてよい面が大きいと思われる。

第一章では教団と藩が直接衝突した事件を取り上げた。教団、あるいは領内の末寺や信徒が、藩の政策とぶつかった際に如何なる対応をしていたかを示したい。

具体的には、岡山藩初代藩主池田光政の廃仏政策と、それに対応して寺を守り抜いた本蓮寺について、また宝暦年間におこった藩領内での日蓮宗寺院と神社神職の対立に由来する騒動、そして日蓮宗の宗号についての一件を述べる。天文法難と類似の構造の問題である。

第二章では藩内の寺院や住職の実情について論及した。藩政上の寺院の位置や宗門改の実務の様子、藩内寺院の住職の任免と藩の対応、行事の許可など広範な藩の関与の様子を示した。さらに、藩からの賞詞や、また出奔の事例な

どから、寺院の実情や藩の寺院への視線を考え、貫首と藩主との儀礼についても述べた。そして、法論についての騒動を三件考察した。口頭による説法は最も他者との衝突を招きやすい。具体的にどのような言葉が原因となったのか、どのような反応が人々にあったのか、といったことを示したい。

第三章では藩内の信徒にかかわる問題を論じた。村落の祈祷と日蓮宗信仰のかかわり、改宗の事例、寺送り手形の検討の内容を示し、また大庄屋万波家の文書から、在地村落の宗教実務や庶民の信仰行動をうかがった。

第四章では、京都六条本圀寺の門前町の変質していった様子と萩法華寺の事例を述べた。

第五章では、江戸の日蓮宗寺院の実情を考察する。『寛政重修諸家譜』の「葬地」の記述から、日蓮宗寺院と旗本とのつながりについて考察する。また旗本三嶋家の文書から、江戸での改宗騒動を示す。そして明治初期の書上二種類から、幕末期の江戸日蓮宗寺院の様子を考えた。

取り上げた年代は期間も長く、地域性も大きな影響を及ぼしている。容易に論じられないのは当然である。本論の考察はその点考究の余地を残している。また、本論文では日蓮宗の教団史という見地からの検討が主となったために、他の宗派の事例の引用は割愛している。

これらの問題点もあるものの、以上述べてきたように本論文では二部七章に分って教団や僧俗の動向を考えてゆくこととする。

1 池田家文庫について略述すると、谷口澄夫の「法令集」での解題によれば 藩祖光政が寛永九年に鳥取から入部して以来明治初年にいたるまでの膨大な藩政史料と池田家收藏の和漢書からなる。図書と文書・記録類に二分類される。寛永九年以前の書も少数含まれている。現在は岡山大学図書館に收藏されている。伝存の形態については以下を参考にした。中野美智子「池田家文庫岡山藩政史料の構造把握をめぐって」『吉備地方文化研究』一七号 二〇〇七年 中野美智子「岡山藩政史料目録のデー

データベース化と『原秩序』『伝来秩序』の把握」『吉備地方史研究』一三号 二〇〇三年 中野美智子「岡山藩政史料の存在形態と文書管理」『吉備地方史研究』五号 一九九三年 などでのその全容と関わった組織・機構、そして伝達伝存の実態などが考究されている。本論文では「池田家文庫藩政資料マイクロ版集成」丸善 一九九三年を利用した。

第一部 中世日蓮教団と京都

中世日蓮宗教団は次第に発展してゆき、京都でも各門流の拠点が築かれていった。各門流内部では自律的な機構が成立していった。しかし、教団は当時の社会体制のなかへスムーズに位置付けられていったわけではなく、他者と様々な摩擦をしばしば生じていた。このようなことは日蓮宗のみのことではないが、中世教団にとって重大な問題であった。中世日蓮宗教団は、とくに京都では公家社会から批判的にみられたり、比叡山延暦寺（以下山門とも呼称する）などの旧来の仏教教団と対立することがあった。教団は様々な摩擦や軋轢を経験した。そして新興の日蓮宗は、それら勢力からは当然ながら正統的な信仰とはみなされない傾向が強かった。そのために、自己の社会的な位置付けに苦心することがあった。日蓮宗教団は、自己の信仰世界と内部での自律性を維持しながら、外部と協調してゆかねばならなかった。

この第一部では、その様子について事例をいくつか取り上げて検討する。まず第一章では、摩擦と呼ぶには大きすぎる事件であるが、天文五年（一五三六）におこった天文法難（天文法華の乱とも呼ばれる）について検討する。天文元年七月に一向一揆の蜂起がはじまり、京の町が孤立した際に、町を守るかたちで法華一揆がおこり次第に力をのばして市政への影響力を強めていった。この法華一揆が山門と近江六角氏の連合軍によって攻撃され壊滅したのが、この天文法難である。

第一章ではこの法難について、当時の室町幕府將軍足利義晴と法華一揆の連携の可能性、法難後の日蓮宗と山門の和睦に際しての法衣の条項、松ヶ崎郷の住民の動向、この三点から検討する。日蓮宗が公権力の一部として定着する可能性があったことにも言及する。

第二章では、中世京都の日蓮宗教団をとりまいていた状態と、教団の対応を考えるひとつの方法として、書札例を中心に当時の公家との関係や宗論についての事例をあげて検討した。

当時の京都において日蓮宗教団は、公権力である朝廷や幕府、その体系と対応しなければならなかった。その具体的な事例として上述のような事柄を検討し、当時の状況をより明確化することにつなげようとするものである。

第一章 天文法難について

第一節 法華一揆についての一考察

―足利義晴との関係を中心として―

天文年間の法華一揆が幕府の分裂など当時の機内の政治情勢に深く関係して町衆の自衛として起こったことは、すでに諸先学によって詳述¹されている。そのなかには、今谷明氏のように法華一揆を民衆の暴発的な動き、あるいは権力に利用されて予定通りに捨てられたピエロのような存在と規定するものもある。このような説によれば、法華一揆ははじめから終わりまで、幕府機構に組み入れられる可能性のない存在であったということとなる。しかし本節では、法華一揆について当時の室町幕府將軍足利義晴との関係に注目し、法華一揆に集結した町衆は、將軍義晴と連携し、その認定のもと「寄宿免除」などの自治を拡大していた、と考察し、さらに法難の直接的原因として、法華一揆の暴走による孤立や細川晴元らの弾圧ではなく、比叡山（山門）さらにはその背後にいた六角定頼の動向にあったと考えて再検討したい。つまり法華一揆は、そのまま京都の権力行使の機構の一部として定着してゆく可能性もあったと考えるのである。その上でなお、一揆が他のすべての勢力から忌避され嫌悪されていたため排斥されるのが必然であった、という見方もとれるが、そこまでの想定はかえって不自然であろうと思われる。

なお、以降の文中では『室町幕府文書集成』（高橋康夫・今谷明両氏校訂 思文閣出版、一九八六年）所収の文書

は『室町』と略称し、『国史大系』三七卷「後鑑」（黒板勝美・国史大系編修会編、吉川弘文館、一九六六年）は『後鑑』、『教王護国寺文書』（赤松俊秀編、平楽寺書店、一九六一〜一九七〇年）は『教王』、『大徳寺文書』（東京大学史料編纂所編、一九六八〜一九九二年）は『大徳』、『東寺百合文書』（京都府立総合資料館編、思文閣出版）は『東寺』、『日蓮宗教団全史 上巻』（立正大学日蓮教学研究編、平楽寺書店、一九六四年）は『全史』と略称する。比叡山（山門）の申状は辻善之助氏『日本仏教史』（平楽寺書店、一九七〇年）より引用した。日蓮宗各本山の文書は『日蓮宗宗学全書 史伝旧記部』から引用した。

(一) 足利義晴との関係について

足利義晴の動向は従来は「細川晴元政権」のお飾りの存在として軽視され、法華一揆を邪魔者視して排除した武家勢力の一部とのみ位置づけられることが多かった²。しかし本節では、義晴と晴元との間には対立もあり、法華一揆は晴元とも敵対はせず、むしろ義晴と連携して、その公認のもと洛中での諸権利を保持し、それを梃子として自治を拡大させていたと考察してみたい。

まず義晴の法華一揆当時の立場である。かつて義晴は細川高国に擁立されて將軍となり、阿波・堺方の足利義維・細川晴元と抗争しながら畿内の支配権を争っていた。その後義晴は大永七年以降京を逃れて江州に亡命し、高国が享禄五年に大物浦で敗死した後、近江朽木谷に取り残されていたのである。ところが翌天文元年に晴元と三好元長の反目による堺方の内部抗争を発端として、晴元方と本願寺・一向一揆の全面的な戦闘がはじまり、その過程で義維が晴元によって軟禁され同年十月には出奔するという事態となった。そのような状況の変化に伴って、義晴と晴元との和睦が実現し、義晴は將軍の地位を保ち得たのであった³。

しかし和睦後にも両派の対立関係は根深く残っていたと思われる。特に義晴・高国派に所属していた人々の所領は、

晴元派から没収されて同派の者に配分されていたと思われる。公家や寺社の所職が「御敵方」に内通などの理由で堺方から没収を宣言された例もある。一条家の地子を柳本が徴収しようとした事例も、地子の代官職を高国被官から没収したという論理に基づいていたと考えられる。また、幕府の分裂抗争と個々の争論が連動していた事例も当然多々あったであろう。和睦の後も、両者の利害の調整が大変困難な問題になっていたと思われるのである。一例として義晴から晴元へ御教書で「香川。内藤。長塩。上京。其外輩之事」を赦免するよう繰り返し依頼していたこともあった。享禄二年には「長塩跡職」が足利義維によって上原神九郎に配分された⁹事が窺われ、前文の赦免とはこのような配分された所職の返付を求める意味もあつたのであろう。

奉公衆の所領については、和睦直後の天文元年十月十六日に晴元から返還する旨の奉書が出されたが、実際にこの「未決分五十余ヶ条」¹⁰が決着したのは法華一揆壊滅後の天文六年に六角定頼の仲裁と調停によってであった。¹¹天文元年から五年の法華一揆の時期の両派は表面上は協調していたものの、未だ厳しい対立を内包していたのである。

そして、そのような状況は義晴から出された奉行人連署奉書などの文書からもうかがえる。この時期には寺社・公家の所領への違乱停止の奉書が多数発給されているが、その中には「右京兆代」や「六郎殿代」に「下知を加えらるべく候」という文言の含まれるものがしばしばある。右京兆も六郎も晴元の呼称である。これは単なる幕府機構上の遵行ではなく、晴元配下の者には、將軍義晴と雖も直接命令する事が困難であった事情を示しているのではなからうか。

実際、天文四年に東寺上野庄を細川被官秋庭が競望した際には、幕府より停止の奉書が発給されたが、「早やかに彼の妨げを退け、下知を加えらるべきの段、右京兆に奉書を成されるの処、是非に及ばず且つうは所務せしむると云々、言語道断の次第なり」¹²と晴元が義晴の奉書を無視して配下の行動を容認していた事例もあつたのである。また、違乱停止を命ずる際、「所詮今度芥川へ至り仰せ届けられるの儀、之あるの条」¹³と芥川に在城していた晴元もこの決定に同意していることを強調している文言がある。違乱をしていた八尾が晴元の命令系統の中にいる者であつたため

であろう。

天文二年・三年には吉田社領へ山口という者が「山村を引き汲み違背」「山村の儀と号して」¹⁴「違乱をするのを停止させようとしている。山村とは天文元年に法華一揆に同行した山村正次かその一族であると思われるが、山科攻めの際には山村正次は「堺からの下知に背けば我ら生害」と言っていたという。¹⁴ 違乱停止を命ぜられた者が將軍からの直接命令の効かない晴元被官を引き込んでいたのである。また、山科言継は幕府と芥川の晴元から同内容の奉書を発給してもらっており、¹⁵ 天文三年に禁裏の堀開鑿について違乱停止を禁裏から求めた際には、義晴から内藤国貞等への命令は実効性が薄く、結局は晴元から発給してもらって決着しているが、¹⁶ これらも両者の命令系統が異なり、両派が協調せずに行動していた面があった事例といえるであろう。和睦の後にも東寺は義晴・晴元両派に別個に「音信」「御札」などを支出し、安堵や制札を得ている。¹⁷ また、半済という問題でも、晴元派が將軍の制止を無視して天文三年、四年と連続して山城国内の近衛家領や久我家領・東寺領に半済を懸けた例がある。¹⁸ この天文三年の半済は晴元から木沢への命令によって実行されており幕府からは半済停止の「下知を加える」事を「六郎殿代」や木沢長政に求めていたが、効果はなかった。將軍の命令は晴元派の命令系統の者には直接の効力がない状態であったのであろう。

また晴元や六角氏が義晴の裁許を覆した例もある。一例として天文二年に義晴側近の諏訪長俊が義晴の裁許によって大徳寺領を没収しようとしたが、¹⁹ 没収の奉書が出された後、大徳寺側は十月二十八日に晴元から安堵の奉書を受け²⁰ た。これは同年十一月五日付諏訪長俊書状では、没収の裁許が既に出ているのに「然るに今度撰州芥川に於て六郎殿下知を申請」²¹ して反抗した、と表現されている。しかし、十二月には大徳寺側は、晴元を頼って相支えたことはない、²² とこの事実を懸命に否定している。既に六角の口入で幕府から安堵を得られたためでもあろうが、²³ 両者の対立的關係を暗示していると思われる。

義晴は江州にいる頃、幕府盛時の機関で管領の臨席を要さない親裁機関であった内談方を再興²⁴ するなど、將軍の実権を復活させたいという意向があったと思われるが、その基盤は軍事的にも経済的にも貧弱なものであったと思われる。

る。この状況で義晴が、富裕な町人を多数含み、以前の本拠の京を席卷していて木沢など晴元派とも友好的関係にある法華一揆との連携を強めていったと推測する事は大変自然なことではなからうか。この推測を裏付ける材料の一つが幕府の奉書である。

天文法華一揆の期間には、権門の地子を安堵した裁許はあるが、法華一揆に宛てて違乱や地子無沙汰を咎めたり地子徴収の遵行を命ずる内容の奉書や御教書は、関銭納付に関するもの以外、一通も発給されていない。当時、義晴・晴元両者の麾下の武家たちが「事を左右に寄せて」公家や寺社の所職に違乱を繰り返して違乱停止の奉書を受けた例や、権門家領の百姓が年貢無沙汰を咎められた例は多いことと比較してみても、諸権門の地子を無沙汰していた法華一揆に納付を命ずる奉書が一通もないのは不自然であり、逆に義晴から、日蓮宗本山という独立した権門の被官人として、また味方の一勢力として、地子無沙汰を公認或いは黙認されていたと考える方が自然ではなからうか。『鹿王院文書』には「公方様桑実（朽木）に御座以来、日蓮宗時、惣次無沙汰²⁵」と表現されているが、実際には義晴は天文三年に帰洛しているのである。義晴が法華一揆の時期にも洛中下京の屋地に関して実効性のある裁許をした例もその裁許が洛中に及んでいた裏付けとなると思われる。

また、法華一揆が受けた奉書には將軍の命令を遵行するものもある。天文二年に東寺へ、法華一揆に合力して洛中を防衛するよう命ずる奉書が発給された事²⁷は法華一揆の自衛が將軍の意を奉じる形になっていた事を示していると思われる。

さらに、天文四年には義晴から法華一揆へ、晴元被官高島与十郎が長福寺領へ半済を言い懸けて違乱する事を「存知せしむべし」という奉書が出されている。八月二十七日に長福寺の寺家へ違乱の輩を退ける奉書が出され、次いで九月二十七日には「五カ寺法華宗」宛ての先述の奉書が出され、十月十九日に高島から長福寺へ「御屋形より仰せ付けられ候と雖も、仰せ分けらるるの間」撤退するとの書状が出されて決着している。この例では御屋形すなわち晴元の命によって高島が行動していたのを義晴が度々制止し、長福寺へ協力するよう法華一揆に要請していたわけ²⁸である。

また、法華一揆が関の管理をも担当していた様子が『座中天文記』や『土御門文書』からもうかがえる。一揆が関の管理をしていたことについてはすでに先行研究で指摘されているが、これを勢威に誇った自儘な行為とみるか、義晴の認可のもと行っていたかは大きな違いである。

さらに、法華一揆が公的・合法的な認知をうけていた事は、天文元年に常陸国で「法華衆」が「守護への訴訟」によつて、一向宗上宮寺や信徒のもつていた所職を奪う形で獲得して²⁹いた事からもうかがえるのである。また、義晴側の中心的人物であった大館常興の被官田原次郎兄弟が法華一揆に加入して法難の際に山門と戦っていたり、高国の姻戚であった徳大寺家の諸大夫物加波藏人や幕府に職能家として出仕していた後藤・本阿弥家なども法華一揆に加入していたこと³¹なども、それを裏付けるのではなからうか。

さらに、法華一揆の時期にも洛中での幕府の職員の活動は確認される。法華一揆が義晴との関係が良好でなければ不自然であろう。天文四年の南禅寺門前の刃傷事件では犯人を侍所が検断し、開蓋の代理が闕所検断に立ち会³²っていた。同二年の祇園会では警護の役をもつ「フレロ・雑色」が熱心に山鉾巡行を主張し五月には「フレロ酒直」二百文を東寺が支出³³している。天文三年には幕府の小者が奉公の代償として洛中での商売の特権を³⁴確認されている。なお法難後の『披露事記録』天文六年十二月二十三日条には小者大富が「地子銭の事、惣次に毀破せられるの上は」沙汰すべしと命ぜられていた。「山門牒状」の「公人は政道を忘れ」の文は公人も町衆として自治や地子無沙汰に関わっていたり、日蓮宗本山を一種の本所とするような形となった町衆やその居住地が従来のような公人の段銭徴収や検断の対象となっていなかった事を示しているのではなからうか。

さらに当時の洛中では座の活動や公事も³⁵確認され、義晴の父の法要、將軍御台所の出産、新御所の造営、天皇即位式なども特に混乱もなく執り行われていた。³⁶大永四年の『蜷川家文書』四八一〜四八三号によれば、これらの諸行事に際しても公人の役があったことがわかるが、管見では公人不足や支障があったという記事はない。また、晴元のほか、六角、武田、朝倉、大内、大友、波多野らの大名やその被官らが京に滞在・³⁷居住している。

以上のように考えると、今谷説、すなわち法華一揆の時期の京の町が高揚した一揆のため無政府状態に近かった、とする説は疑問といえるであろう。法華一揆は山門と衝突するまで、京の町で武家諸勢力とも協調して行動できていたといえよう。

法華一揆が単なる反権力的な色彩の濃い暴徒で洛中は無政府状態であった、あるいは法華一揆が軍事的な実力によって幕府と対立する形で京を支配してそれが天文法難につながった、と考えることは法華一揆が一向一揆との対決の中で大きな役割をもっていたという事情を考慮にいれても困難ではなからうか。やはり法華一揆は日蓮宗本山毎の檀徒としての独立性を保ちながら、『座中天文記』³⁸に「公方・管領の御成敗をもとに洛中洛外の御政道思いのまま」と表現された様に義晴や晴元の両派と連携しながら存在し自治を拡大させたのであり、法華一揆が「恣に諸公事を裁許」（「山門牒状」）という非難もあるが、それは直ちに幕府や晴元派との反目を意味するものではないのであろう。

法華一揆と義晴の間に連携があったとすると、天文三年九月三日の義晴の上洛（『後鑑』）³⁹が一つの画期となったのではなからうか。ここに注目される記事が『大館記』にある。義晴上洛の前後に妙顕寺に参賀した側近の大館常興が、貫首日広と將軍義晴の対面の格式を尋ねられたというものである。常興は、木寺宮家出身の日広は門跡同然であるが、その宗の慣例にもよるので、三門跡などとは異なり將軍の見送礼には及ばない、と宥めるような返事をする。対面の儀礼について尋ねたのは、法華一揆と義晴の間に何らかの新たな関係が生じた事を示すとも考えられる。奉公衆に列せられるなど、將軍との新たな主従や契約の関係が生ずる時には対面の儀式があったことはしばしば指摘されている。

また、『常興日記』同八年七月十七日条では「山徒の事は奉公衆に準ぜられて召し使われる儀に候」としている。山門の使節は門跡の有力門下の者が任命されて遵行・裁判など守護に準ずる諸権限を任され、領内への不入権や領内での検断・賦課の代行をも認められていた。⁴⁰あくまで推測であるが、勅願所や將軍の御祈願所の資格を持つ本山（五ヶ寺法華宗中）の五ヶ寺の選定にはこのような資格が関連していたのではなからうか）の衆徒である法華一揆が洛中

において、山門使節と類似の扱いを受けていたと考えるならば、境内を形成する堀の構築・境内検断・関の管理・遵行などを行い、他権門の地子・公事免除を主張した事も容易に説明ができる。少なくとも法華一揆ではそのような先例を意識して行動する可能性があったと思われる。

そして、山門が「山門牒状」で法華一揆を「非分の働き」「土檀の雑人と」などと非難し、和睦の際にも日蓮宗の地位に拘ったことは、義晴との連携によって一揆以前と異なる段階へと上昇しようとした日蓮宗の地位を認めようとしていない発想が根底にあったためとも考えられる。上洛直前に義晴と日広の対面についての打ち合わせがあったことは、実際に対面があったことを推測させ、対面などを通じて両者の新しい関係が構築され、その関係が以降の法華一揆にも影響を及ぼしていた、このように考えることもできるのではなからうか。

ここからは、ほかに法華一揆と義晴の關係に影響を及ぼしそうな事項を探ってみる。まず、近衛家との關係がある。上洛前に義晴は同年六月十日に近衛尚通の娘と婚礼を行い、十九日に桑実から坂本に移っている（『後鑑』）。將軍正室は日野家から出る例が続いていたが、義晴は公家の中で家格・実力ともに傑出していた近衛家と婚姻關係を結んだのである。ここで注目するのは当時の近衛家は日蓮宗と深いつながりがあったことである。当主尚通の日蓮宗への帰依については『全書』に詳しい。両者の仲介をして結びつきを強化するには最高の人物であったであろう。また想像するならば、この時期のこの婚礼は法華一揆とも特別な關係をもつ尚通との連携を、義晴自身が望んだとも考えられる。ただし、尚通の一揆期間中の一揆との關係は明確に示す史料が現在はなく不明である。

尚通は法華一揆が壊滅する天文六年七月に、連日わざわざ外出して戦闘を見ていた（『尚通公記』）。これをのんきに見物していた、などと評する見方もあるが、⁴²もしも尚通と法華一揆が特別な關係であったならば、この日の尚通には特別な感慨があったにちがいない。日記には感想などは付記されていないことが多いので、心中ははかりがたい。しかし、天文法華一揆の盛んであった時期の日記が失われていることとも関連して、尚通と一揆には強いつながりがあったのではなからうか、筆者はそのように推測するのである。

尚通の次男晴通は養子として久我家の当主となっていた。久我家は当道座の本所であった。ちょうど天文法華一揆の期間に当道座では本座と新座に分かれて座の支配権を争っていた。『座中天文記』によれば、本座が晴元・六角・細川元常と結んだのに対し、新座は義晴・法華一揆・本所を主張する久我家を頼って対抗していた。同記によれば、後には本座・新座ともに親族が手分けして日蓮宗二十一ヶ本山に入信して争論を有利に導こうとしていた、という。当時法華一揆が、他の諸勢力と並んで活動し、大きな勢威をもって裁許などに関与し影響力を行使していたことがわかる。そして久我家と一揆が手を結んでいたことは、近衛家とのかかわりも理由であったのではなからうか。

これと同様に、一揆が一揆の参加者個別の争論に関与していた可能性のある事例がある。天文三年に本能寺に対し東寺領「大嶋跡」への違乱停止を求める晴元奉書が発給されている。この大嶋は東寺より地子六百文の土地を借りていたが、どこかの被官であることを言い立てたのか半額程度しか納めておらず、享禄末年の頃に寺家から改替されていた。大嶋が本能寺を頼って還住をしようとしていたのかもしれない。また『両山歴譜』によれば卜部兼永と小倉公右の二人の公家が法難で戦死したとあるが、この二人も訴訟を抱えていた。とくに兼永は社領の問題があり、さらには吉田本家の兼右からの訴えにより幕府の裁許で神道諸事の執行・伝授権や諸社霊符の発行権を差し止められるという深刻な事態であった。一旦妙顕寺の信徒となったのに他の神社に参詣したため破門された物加波蔵人の主家である徳大寺家でも所領の争論があり、法難直前に寝返ったとされる京都北部岩倉の土豪山本でも争論があつた。これらの人々の中には『座中天文記』の記述のように日蓮宗に受信して一揆に加入し、訴訟を有利に導こうとする意図もあつたのかもしれない。

争論に関係していそうな一揆の活動の記録をいくつかあげる。まず妙顕寺から義晴側近でもあつた公家の高倉永家に「杉原十帖、扇一本」等を贈って何かを依頼したらしい記事がある。本覚寺の僧や妙顕寺の貫首が河内の年貢について三条家のために木沢長政に口入した事がある。47「江州并に本願寺等の儀、知恩院筹策事を談じ」本覚寺に使者を出したこともある。48

天文二年十一月一日には山科言継が中御門家を訪れた際に「本国寺上人殿」への書札礼を問われた。結局「宛所本国寺上人御房、礼節恐々謹言也」となった。中御門家の先代宣胤は日蓮宗に批判的な記述をしていたが、書札礼で迷ったということは新しく中御門家から本国寺へ書状を出す必要が生じた⁵⁰ということであろう。

(二) 町衆の自治と法華一揆

幕府の裁許にも影響力をもつ法華一揆に加入した町衆は、地子や諸役の減免、武家の待ちや住人への介入の遮断がもたらされたのであり、そのゆえに勅願寺や御祈祷所の資格をもつ日蓮宗本山やその末寺の檀徒、つまり法華一揆の参加者―法華宗徒となって「其の身奉公を致さず、或いは祈祷料として寺庵方々へ寄進」⁵¹と同様の行動をとる町衆が増大していたのではなからうか。天文四年三月十四日の『後奈良天皇紫宸記』には即位段銭の調達不調を思わせる記事があり、結局費用は大内氏が惣用進上していた。さらに、天文三年には將軍の服・厩などにも宛てられていた土倉酒屋の納銭が不足⁵²していた。義晴には地方大名の献上も散見⁵³され、御料所もあつた⁵⁴ので、補い得たと考えられるが、法華一揆の指導層とも推測される洛中の土倉からの納銭が「不可相調」とも表現されて不足していた事は、法難後の天文八年には納銭の額などを上下京二十人が代表して交渉し納付を約している⁵⁵ことも考え合わせて注目される。一揆中には在京している義晴も納銭を徴収できなかったわけであり、一揆崩壊後には以前のように納付がなされているのは、一揆の性格をよく示している。

また、この時期の権門境内の諸特権の中で、後の町組の動向から最も注目されるものが、武家の軍勢が寄宿したり、課役を代理徴収するなどの名目で侵入したりする事を、公的な禁制で免除される「寄宿免除」であると思われる。この問題に関して高橋慎一郎氏は「寄宿免除」の禁制の起源が寺社の聖性に基づく規制であり、その例は永正年間から爆発的に増加しているが、町や惣村には相当後代にならないと交付されず、京の町で町宛ての制札の初見は天文十五

年であるという事を示している。⁵⁶ 後には町の自治の伸長とともに寄宿免除が各町に認可されていくようになるが、法華一揆当時は町人には認可されない特権であったのである。日蓮宗では本満寺が天文二年十月に幕府から協力の賞として寄宿免除の奉書を受けている。⁵⁷ 他の日蓮宗本山も同様の特権を保証されていたと考えてよいと思われ、京の町衆が日蓮宗に受信して信徒の証である「午王の札」を授与されて門に貼ったり、『昔日法華録』⁵⁸に「月宛に二、三ヶ寺出来」と形容された様に町内に日蓮宗寺院を建立したりする事は、寄宿免除・不入権の獲得に直結していたのであり、境内の境界としての意味もあって堀や構を造ったのが、山門から「風聞の如くんば洛内九重の条里小路に寺構と号して恣に堀を掘り」「洛中諸所に堀を掘り」と非難されたのではなからうか。⁵⁹ 寺構とは実際どのようなものであったのであろうか。京の町では四丁町の中央部に寺社や公家の邸がある例も散見されるが、享禄二年に一条家門前の町で、柳本勢の乱入に備え構を構築した際に所用で一家を訪れた山科言継は「一条殿へは面より道無きの間、室町の在家の鳥屋より参り候」としていた。⁶⁰ 「寺構」とは町衆が町の中央部の空き地に寺院を建立し、周囲の町屋に構や堀を廻らしたものであったかもしれない。

町は武家の戦闘に巻き込まれて被害をうける例も多くあった。寺院も同様であり、たとえば六条本国寺も大永年間の高国・晴元両派の戦闘に巻き込まれて「堂塔、在家一円之無し」といわれるほどの被害を被っていた。⁶¹ また、天文法難後の八年には本覚寺前町などの町を晴元被官の吉村が幕府の指示を無視して「右京兆の恩補として恣に進退せしめ」たため住民は困窮していた。⁶² このような被害や支配を不入権や寄宿免除によって防止したいという町衆の欲求と、以前からあった地縁的な自衛や地域的な結束による運動が、法華一揆―法華宗寺院境内に結実していったのではなからうか。

町の結束について少々みてみると、『鹿苑日録』天文五年六月二十日条や『言継卿記』同二年九月十二日条には町同士の喧嘩の事例がある。また法華一揆の時期から上下京の「地下人中」へ宛てた幕府奉書が発給されるようになる。⁶⁴ さらに法難後の閏十月に晴元奉書の形で出された高札には「トナリ三間」を連座で罪科に処すという文言があるが、

諸領主の権利が混在していた洛中でこのような前例も少ない処罰⁶⁶が可能な結束が法華一揆の時期の洛中で強まっていたのであろう。

(三) 天文法難の原因について

前節まで、法華一揆が単なる暴徒のたぐいではなく、洛中で義晴らと協調し安定して活動していたと推測してきた。では、法華一揆が義晴ら武家と連携していたとするならば、天文法難の原因はどこにあったのであろうか。従来は「晴元政権」が利用価値のなくなった法華一揆を邪魔者視して排除した、という説が提唱されている。しかし、ここで検討してきたように当時は義晴派（旧高国派）と晴元派がいまだ対立する場合が多く、法華一揆は義晴とより密接な関係であったと思われる。

筆者はこの時点では「晴元政権」はいまだ成立しておらず、法難の主因でもなかったと考える。山門との根深い宗教的・経済的対立と、六角氏の態度変更が原因であったと考えるのである。六角定頼は義晴が近江へ亡命中から後見人のような立場となり、義晴への影響力は大きかった。しかし、六角氏と晴元は従来不和であった。六角氏は高国派を支持して積極的に晴元派との戦闘にも参加していた。大永八年には両者の和睦が貞頼によって企図されたが、晴元が受諾するような態度をとりながら決断しなかったために、この和睦が不調になり、後に担当者である定頼の重臣進藤が殺害される事件⁶⁸にまで発展した。晴元が天文元年の和睦、そして同三年の義晴上京の後も、上京せず芥川にとどまったのは、六角氏との確執も原因であったろう。京に近く義晴に影響力をもつ六角氏は法華一揆の時期には大きな存在となっていたであろう。

六角氏は当初は法華一揆と山門の和睦を調停しようとしていた⁶⁹が、後には方針を変えて山門とともに法華一揆を攻撃するに至った。この六角氏の方針転換こそが、天文法難の最大の要因であったと考える。山門は単独で武力攻撃を

実行したか、また単独で法華一揆を完全に撃滅することができたか、ということも疑問である。六角氏が動員した兵力こそが法華一揆を倒したのである。ではこの方針転換はどのような理由で行われたのであろうか。

六角氏の方針転換は戦略的な転回であり、法華一揆と山門の調整をするのではなく、山門に肩入れして法華一揆を滅ぼすことにより、以降の畿内での自己の地位を大きく上昇させることができる考えたためであろう。その一つには以前から対応に苦慮していた山門と永続的かつ安定した関係を結ぶことができるということであろう。特別な存在である山門勢力を領内にかえることは以前より六角氏には難しい問題であった。天文法難は六角氏にとって、日蓮宗に激しい怒りと脅威を感じていた山門に対して有利な条件で約定をする絶好の機会でもあったのであろう。

永禄十年（一五六七）制定の『六角氏式目』には「山門領の事、先年日蓮宗退治の時、山国議定」して今に至るまで不変、とある。所領問題などで以前から確執のあった山門と、法難のときに協定を結び、それがずっと維持されたのであろう。このことこそが、六角氏の方針転換の大きな要因であり、結果的に法難の原因となったのであろう。

さて法難後の六角氏であるが、その勢威が確実に増大していた。『天文日記』五年八月二十日条には「六角天下進退」「上意なども六角に万事御尋ね候う」と法華一揆壊滅の後に六角の権勢が増大した様子が記されている。そして、法難後の九月二日には晴元が遂に上洛して管領に就任している。さらに天文六年四月十九日には定頼娘と晴元の婚礼が行われ⁷¹以降六角は義晴と晴元の間⁷²に立つ形で権勢を維持していった。

法難後の京の町では晴元の力が義晴を凌駕するようになった。⁷³先述の吉村の事例の他、小者敷地や奉公衆所領への晴元被官の⁷⁴違乱、山城国での晴元派による⁷⁵独自段銭や内談衆所領への⁷⁶賦課などの事例があった。それに対し義晴は無⁷⁷力であり「政所沙汰、京兆下知にかなわず」、⁷⁸本来将軍が臨席すべき施餓鬼会を晴元が⁷⁹挙行することさえあった。

義晴は法難に際しては、日蓮宗と山門の対決を防ぐ意図があったと思われる。七月二日には、もとは高国派で法華一揆の期間にも上洛して奉仕したりしていた朝倉孝景や武田元光⁷⁷へ京の警護を命ずる御内書を出していた。この御内書について今谷氏は、山門には法華一揆を自由に攻撃させるという前提の上で、幕府や相国寺など日蓮宗以外の場所

を警護させようとしたとする。しかし、二日は和議が図られている時期であり、文言を見てもそのような指示とはう
けとれず、法華一揆を非難したり断罪するようなものではない。ごく自然に京の町そのものを戦火から守らせようと
したものである。義晴にとつて被官が居住し経済の中心地で將軍の本拠地たるべき京の町が大きな被害を受けるこ
とはなんとしても避けたかつたであろう。また、先述のように法華一揆はむしろ義晴にとつて不都合な存在ではなく、
むしろ法華一揆と協調してゆくほうが、彼にとつては有利であつたらう。

六角氏が山門側に立って参戦する態度を示した際に、義晴が周章して没落しそうになつたといふのも、義晴が法華
一揆の壊滅を密かに画策していたとするならば不自然である。義晴が狼狽したといふのは、六角氏が「無為」の調停
の路線からはずれ山門とともに法華一揆を攻撃するという決断をしたことによつて事態が大きく変化し、彼のコント
ロールを完全にはなれた状態に陥つたためではなからうか。

六角氏はこの時、従来の法華一揆と連携しての洛中の確保といふ現状を変更して新しい展開へと踏み出すことを決
意したのではなからうか。そして、その結果として法華一揆の壊滅・義晴の「隠居」・八人の奉行の任命・晴元の上
洛と管領就任・六角の権勢増大などの変化がおこつたのであろう。

配下が少なく頼るべき軍事力もなかつた義晴にとつて、法華一揆はイレギュラーな形の組織ではあつても、自己の
意思を反映できる存在として温存すべき対象であつたのではなからうか。

結びとして、当時の複雑な情勢の下、法華一揆と足利義晴との関係は通説よりも良好であり、それが法華一揆を通
じての町衆の自治にも影響を及ぼしていたと、簡略であり推測に頼る点多いが一応の結論としたい。

法華一揆は、⁸⁰実は当時の將軍はじめ諸勢力と協調していたと思われる。山門が危機感を抱いて強硬路線を走り、そ
れに突然六角氏が加担したことが、法華一揆にとつて重大な結果となつたのであろう。結局、法華一揆に義晴の正式
な何らかの権力付与があつたのかどうか焦点となる。

法華一揆がどのように壊滅し、一時的にせよ賊徒として追求された時期の後では、そのような文書を大切に保存することがなかった、と推測することも可能であろう。本満寺に残された義晴や晴元と日蓮宗本山の間のやりとりには見られないことも、そのような理由であったのだろう。

当時の京都周辺では、複雑な政治情勢のため、武家・公家・寺社などの諸勢力がそれぞれの思惑をもち、それぞれの利害をかかえながら離合集散を繰り返していた。法華一揆も巨視的に見ればその一つであったといえよう。新興勢力であった法華一揆は基盤がまだ確立されておらず、十分に認知され安定する前に、それを警戒する山門に攻撃され、六角氏が山門に同調したため壊滅した、という面があったというべきではなからうか。

もしも法華一揆がこの時壊滅せずにいたならば、おそらくその後の京の町において特殊な地位を築き、教団のその後の展開も変わっており、幕府と何らかの形で結びついていた可能性がかなりあったと考える。

1 研究史を略述すると古くは昇塚清研「天文法乱に就て」『大崎学報』六九号 一九二六年と岩崎小弥太「天文法華乱」『歴史と地理』二一―六 一九二九年がある。その後、一九五〇年に林屋辰三郎「町衆の成立」『思想』三二―二号 が町衆の自治と法華一揆の関係を意義づけた。同年には辻善之助『日本仏教史 中世篇之四』岩波書店 一九五〇年 が諸種の資料をまとめて概括かつ詳細に経過をまとめた。藤井学「西国を中心とした室町期法華教団の発展―その社会的基盤と法華一揆を中心として」『仏教史学』六一― 一九六〇年 など日蓮宗の展開と関連させて京都日蓮宗と一揆を考察した。立正大学日蓮教学研究編『日蓮教団全史 上』平楽寺書店 一九六四年 が第五章でさらに詳細に経緯をまとめた。藤井学「初期法華一揆の戦闘分析」北西弘先

生還暦記念会編『中世社会と一向一揆』吉川弘文館 一九八五年では法華一揆の構成員がより詳しくなった。西尾和美『町衆』論再検討の試み―天文法華一揆をめぐる―『日本史研究』二二九号 一九八一年 は一揆の目的について経済的な面から再検討した。その後注2の今谷著が出る。本論では法華一揆を公的な根拠のない単なる暴発的なものとする今谷氏の見方には同意しない。

- 2 今谷明『天文法華の乱』平凡社 一九八九年 が典型的だが義晴の存在を軽視することは従来の諸研究では共通している。
- 3 この間の推移は『全史』や『京都の歴史 三卷』（藤井学等 学林書林 一九七〇年）などに詳しい。
- 4 『東寺』二―一七七、『二水記』大永八年七月十三日、『壬生家文書』四七一号、『尚通公記』享祿二年七月十四日など
- 5 『久我家文書』五〇八号、『大覚寺文書』上、三六六頁
- 6 『実隆公記』永正六年一月十一日、『言継卿記』享祿二年一月十日、高橋康夫『京都市中世都市史研究』思文閣出版 一九八三年
- 7 須磨千穎「土倉の土地集積と徳政」『史学雑誌』八一―三 一九七二年、太田順三「徳政と担保保証」『古文書学研究』一七・一八合併号 一九八一年
- 8 『後鑑』天文二年七月五日条
- 9 『九条家文書』一一七九号
- 10 『久我家文書』六七二号
- 11 奥村徹也「天文期の幕府と六角定頼」『戦国織豊期の政治と文化』続群書類従刊行会 一九九三年
- 12 『室町』三三四一号
- 13 『室町』三二四二・三二四三号
- 14 『経厚法印日記』天文元年八月十日
- 15 『言継卿記』天文二年八月十九日・同九月八日
- 16 『言継卿記』同年四月二六日・二八日
- 17 『教王』二五二・二五二〇号

- 18 『室町』三三二八・三三二三・三三三二号等・『東寺』ひ―六九
- 19 『大徳』二〇五四号
- 20 『大徳』九一六号
- 21 『大徳』二〇五三号
- 22 『大徳』二〇五六号
- 23 『大徳』五六八・二〇五八号
- 24 清水久男 「將軍足利義晴期における御前沙汰」『日本古文書学論集八』吉川弘文館 一九八七年
- 25 『鹿王院文書』五八三号
- 26 『室町』三三一二・三三四八号
- 27 『室町』三二五二号
- 28 『長福寺文書』一一五二・一一五四―一一五六号
- 29 『天文日記』天文九年五月十八日条。本願寺や門徒の所職の没収の例は『室町』三一七九号や『大覚寺文書』上卷二九二頁にもある。
- 30 『鹿苑日録』天文五年五月二十九日
- 31 『于恒宿彌日記』天文五年四月二十六日条、『全史』
- 32 『南禅寺文書』二七三号
- 33 『祇園執行日記』同年六月七日、『教王』二五二〇号
- 34 『披露事記録』天文八年三月十九日
- 35 『後奈良天皇宸記』天文四年四月五日・十一月二十四日
- 36 『後鑑』天文四年八月十四日、同五年三月十日、同年二月二十六日、同年五月二十六日各日条
- 37 『後鑑』等に多数の記録がある。

- 38 『座中天文記』
- 39 『大館記 四』 「武家儀条々天文三年」幕府と法華宗との格式や儀礼は『常興書札礼』や『細川家書札礼』・『大館記』などの儀礼書にも示されておらず、法華宗の位置が幕府の体系や枠組みの中に納まりきらず流動的なものであったと思われる。
- 40 下坂守 「山門使節制度も成立と展開」『史林』五八―一 一九七五年
- 41 法難以降については湯川敏治 「義晴將軍期の近衛家の動向」『日本歴史』六〇四 一九九八年
- 42 今谷氏前注²
- 43 『東寺』千五一三六号・『教王』二四三七・二五一四号
- 44 『室町』三二九四号・『史料綜覧』所収 「平野神社文書」天文元年十一月十二日条等・『後奈良天皇宸記』天文四年十一月三日・『披露事記録』天文八年八月十六日
- 45 『東寺』二一七七七、『室町』一三二二八号
- 46 『言継卿記』天文二年十二月二十三日
- 47 『実隆公記』享祿五年五月二十五日至二十八日紙背文書所収年未詳三条実香書状
- 48 『実隆公記』天文元年十一月七日
- 49 『宣胤卿記』文龜三年一月二十九日
- 50 『実隆公記』天文三年三月十九日至二十日紙背文書所収年未詳泉涌寺出官書状にも同様の事情がうかがわれる。
- 51 『室町』三三二一―一号
- 52 『蜷川家文書』五一―二号
- 53 『後鑑』等に諸国からの献上の記録がみられる
- 54 田中淳子 「室町幕府御料所の構造と展開」『日本国家の史的特質―古代・中世』思文閣出版 一九九七年
- 55 『蜷川家文書』五四〇号
- 56 高橋慎一郎 『中世都市と武士』吉川弘文館 一九九三年

- 57 『本満寺文書』
- 58 『全史』より引用
- 59 「山門牒状」
- 60 『言継卿記』同年二月十一日
- 61 『二水記』大永八年二月八日
- 62 『披露事記録』天文八年五月七日
- 63 『後奈良天皇宸記』天文四年一月二十五日
- 64 仁木宏『空間・公・共同体』青木書店 一九九八年
- 65 『本能寺文書』
- 66 高橋康夫『京都市中世都市史研究』思文閣出版、一九八九年による。『伺事記録』天文十四年八月十六日
- 67 奥村氏前註 1 1
- 68 『二水記』大永八年五月十四日・二十八日、享祿元年十月二十日
- 69 『鹿苑日録』天文五年五月二十九日・『嚴助往年記』同年七月十一日等
- 70 『披露事記録』天文八年閏六月七日には六角が「公儀をさしのけ山門の為に相計る曲事」とある。
- 71 『鹿苑日録』等
- 72 清水氏前註 2 4
- 73 『披露事記録』天文八年四月二十七日・六月二十三日
- 74 『常興日記』天文七年九月一日・六日
- 75 『披露事記録』天文八年三月十九日
- 76 『鹿苑日録』同九年五月十二日、東嶋誠「前近代京都における公共負担構造の転換」『歴史学研究』六四九号なお天文五年の法
- 難後の戦没者供養の施餓鬼会は義晴の命令で行われていた。（『鹿苑日録』同年八月十一日）

- 77 『後鑑』天文四年四月二十二日・同三年八月二十一日等
- 78 『後奈良天皇宸記』同日
- 79 『嚴助往年記』天文五年九月二日
- 80 各本山、あるいはその集合体であるならば、一般の町衆とは異なり、他の権門と同様の地位を得ることができるとも可能性がある。

第二節 中世日蓮宗の地位についての一考察

—天文法難の和睦における法衣などの規定をめぐって—

前節のように法華一揆が壊滅してから六年後、天文十一年（一五四二）にいたり、日蓮宗は帰洛勅許の綸旨¹を得て、京都での再建を本格的に開始した。しかし、山門との和睦はまだ調べていなかった。後に近江守護六角氏の仲介によって、和議が結ばれるのであるが、その際山門側から示された重要な条件の一つに法衣や輿のことがあった。

法衣に関する条文²をみると、①白袈裟・素絹、朱の柄笠・塗足駄等を用いての公界徘徊停止、紫袈裟は公界はいまでもなく寺内でも着用禁止、②地下人等の葬送の時に勅会の装束・同甲袈裟を着用したり乗輿する事を禁止、平絹の白五条・張衣を用いなければならない、但し公家出身の住持は素絹・紫袈裟を着用し塗輿に乗ってよい、一寺に一人ずつ宿老を決め彼らのみ紫袈裟を許す、但し輿は禁止、などである。

他の和睦の条件は千貫文の「祭礼用脚」進納と諸宗との諍論自粛の他は、大部分が法衣に関する事である。これは、日蓮宗と山門の法難以前からの反目の最も重要な部分がどこにあるのかを示していると思われる、それは法衣Ⅱ宗の格式や国家仏教における地位であったと思われる。法衣など衣服や所持品、鬚までが、その人物の社会的階層、地位を示す指標であった事が、近年次第に明らかにされ³つつある。特に法衣は宗内部の位階性とも直結する為、より明確な規定があった事が推測される。さらに、日蓮宗と天台宗の中世における立場の相違から、宗の正統性とも関係したのである。そして、他宗派との間で、解決困難な問題ともなりえたのである。禅宗の紫衣は本来は將軍の公帖によ

り認可されるものであったが、後に、勅許が出されるようになり、二種の紫衣の基準ができてしまった。そのため、五山派と山林派が対立し、その解決は桃山時代まで持ち越された⁴。また、日蓮宗においては、法衣の選択が教の正嫡を論ずる問題とからんで、論争となった事があった。

法難後の和議において、法衣などが問題となった事も、山門と日蓮宗の間に、互いに正統意識が有った事と関係していると考えられ、具体的に袈裟の種類やそれを着る僧や法会についても交渉が持たれているのであるから、双方の主張はかなり明確であり、以前から争論の原因になっていたと思われる。では具体的には、この和議の条文はなにを表しているのだろうか。

条文に挙げられた法衣⁵などについて、『大日本仏教全書』七三・七四卷（仏書刊行会編、名著普及会、一九八六年）の服具編と『古事類苑』（神宮司庁編、吉川弘文館、一九六七〜六九年）所収の諸書と井筒雅風の『袈裟史』・『法衣史』⁶をもとに一つずつ見てゆく。井筒によると、白袈裟とは、日本で神道の影響のもと、白一色でつくられたもので、国家祭祀と関係した法衣として認識されるものであった。また、「勅会の装束」とは宮中の御齊会などの勅会の講師を務めた僧の着すものであった。甲袈裟も已講・擬講など勅会の法会の講師の資格と関連する格付けをもっていた。また、素絹も国家行事と関連した重要な法会で使用される法衣と認識され、「山門僧服考」では「此の衣体、台家の官位に限り、之を着する。当時他宗亦之を着用。本意に非ず」と山門のみが着す権利がある、という認識もあつたのである。

朱の柄傘については「山門僧服考」には「山門官僧位の高下を論ぜず法会の時之を用いる」とあり、大永八年の「宗五大草紙」に「公家、門跡、其外出家はさ、れ候」武家なら大名なみ、大方の俗人はささず、とあり、時代は下るが「守貞漫稿」には「一寺の住職たる官僧は朱の爪折傘」とある。白の傘袋は室町将軍が守護大名等に授与する特典の一つ⁷であつた。輿についても身分的な規制があり、二木謙一氏は、文明年間以降の洛中で乗輿できたのは、皇族・門跡・将軍を含む公卿・殿上人・特に将軍から認められている管領や国持などの大名だけであつた、⁸とされる。

塗足駄については応永頃の「海人藻芥」に「塗足駄は沓に准ず、俗人は尻切を用うる」とあり、「山門僧服考」には「門主並僧正已下。通用黒漆」とあり、「寺家雜筆至要抄」所載の「建長四年新制三箇条」には「有職以下の從僧並中間法師等事、大帷子塗足駄」禁止とある。文禄頃の近江「山路村法敷」では、侍ではない「氏無之下人之分」には烏帽子をかぶらず、雪駄・足駄をはかず下駄・足中を履く、常に傘を差さない、絹を着ない、などの規制があると
いう例⁹もあつた。

和議に際して、山門が日蓮宗の公家出身の住持のために妥協的に認めた「高家の人体」の素絹・紫袈裟であるが、法衣を論じた諸記録に異同¹⁰があり紙幅の関係で詳細な比較はできないが、山門の法衣の規定では、紫の袈裟ではせいぜい院家・僧正程度で、門跡には到底及ばない。さらに、他の僧は公界だけでなく「寺内」であつても紫袈裟を着用するなとしてゐる。また、地下人葬送の時に、住持以外の僧が着用せよという白の平五条は「貴賤之を懸く」という程度の格付けであつた。

有利な立場にある山門が和睦の条件に、袈裟・法衣などの事を持ち出したのは、既に日蓮宗がそのような袈裟や法衣、輿などを用いており、それを山門が苦々しく思っていたからであろう。和議の一番最初に日蓮宗から出した草案の段階で、地下人の葬送で勅会の装束・甲袈裟・乗輿をせず、としていたのも、既製の事実があつたからであろう。つまり、身分・寺格の象徴としての法衣・輿などを日蓮宗は法難以前から洛中で用いていたのである。では、このような榮譽を日蓮宗は何らの許可もなく、実力行使的に行使していたのであろうか。法衣はともかく、乗輿や朱の柄傘は幕府や朝廷まで含んだ社会体系の中での榮譽であり、公界で用いるには、やはり將軍義晴の認可があつたのである。実際に天文四年には將軍足利義晴から朝倉孝景に、忠節への賞として、塗輿に乗る事が許されていた¹¹のである。さらに、山門が法華一揆攻撃の前に日蓮宗を非難したが、その際にはこれらについて具体的な記述がないことも、それを裏付けるかと思われる。

このように考えてみると、法華一揆という京都日蓮宗の政治的勢威が最も強かつた時期に、日蓮宗がどのような具

体的な意図をもって行動していたかが、推測できるのではなからうか。日蓮宗は正統仏教としての意識を強くもっていたのは明らかであるが、従来日蓮宗は「宗」としてなかなか認められない傾向があったと思われ、「日蓮党」「法華堂」¹²などと呼称される事も多かった。中世には「顕密体制」と呼ばれる古代以来の八宗の並立体制が朝廷から国家仏教として認められる構造があった。そして、新たに宗を立てるには勅が必要であるという通念があり、特に顕密仏教の側から強く主張されていた。禅宗・真宗も従来の八宗からの非難の対象となっていた。日蓮宗も「新たに宗を立てる」として非難された事例がある。法華一乗の法を説き、他宗を謗法とする日蓮宗は特にそうであったのであろう。

天文四年の山門からの、法華宗という宗号は天台のものであり、日蓮党が盗んでいるという訴えに対して、日蓮宗は後醍醐帝綸旨を出して、閉口させた¹³。これについては小笠原毅堂氏の指摘がある。永正年間の「破日蓮義」に記された論争では、妙顕寺の綸旨に言及がない事、本成日実の「当家宗旨名目」では「王位より許したる義無之」として、などの事例から、本来この綸旨は宗号勅許の綸旨ではなく、弘通の勅許と祈祷の依頼であると宗内でも受け取られていたが、山門から訴訟された際に、「宗号の公許」の証拠としたのである、とされた。全く同感である。この宗号論争の際に、日蓮宗側で、何か決定的な証拠として主張できるような故実はないか、とあれこれ探索した結果、この綸旨を「宗号勅許」の綸旨として出したのであろう。

さらに、朝廷や幕府の儀礼の体系の中でも、そのような事情は窺われる。室町期には、時宗まで含めた多くの宗派が、細かく分類された儀礼の中にあるのに対し、日蓮宗は各種の中世後期の書札礼や幕府の儀礼書にも全くといって良いほど姿を現さない。結局日蓮宗は中世を通じて、朝廷や幕府の社会的・思想的地位の体系、いわば「信念体系」の中で、はつきりと位置付けられる存在として、包括されることなく、存続していたのであり、そのゆえに地位は流動的で、恒例の儀礼や書札礼の範例集や注釈書の著者も敢えて記載しなかったのではなからうか。

日蓮宗は各門流や時期などによって差はあるが、「公請に従はず、朝家に用ひられず」¹⁴とも評されるように、「謗法者」からの請や他宗と並立する形での請には、国家祈祷でも応じない傾向があった。また、独自の受戒方法をとる

など、古代国家以来の八宗の並立体制である国家仏教「顕密仏教」の範疇の外側に自ら位置し、為政者への諫暁を行うなど、むしろその体制と対立していたと考えるよいであろう。

国家体制の外側にいた日蓮宗が独立した一宗として公的に認定された存在となり、正法の弘通を国家仏教の中から行う、明確な論拠もないのに大胆な推測であるが、これが洛中を席卷した法華一揆の時代の日蓮宗の希望であり行動の方向であったのではないだろうか。勅許を受ける以外に、その具体的な方法として考えられるのは、一つは宮家や公家出身の貫首が門跡となつて、独立した権門としての門跡寺院¹⁵となる事であり、或いは將軍義晴からの「公請」をうけたり、何らかの認定を受ける事であつたと思われる。中世後期には、將軍には天皇と同様に国家的祈禱を命じたりする権能があり、公武それぞれの依頼により、国家的な祈禱が遂行されていたが、護持僧は、旧仏教諸寺の門跡たちであり、日蓮宗は入っていなかつた¹⁶。

前節では、義晴と日蓮宗・法華一揆の関係について、通説に反して協調的な関係にあり、法華一揆も軍事的・経済的貢献をして、何らかの形で幕府から公認された存在であつた、との仮説を立てた。その推測を具体的に窺わせる史料を再度検討したい。「大館記」三の「武家之儀条々天文三年」には、將軍足利義晴側近の筆頭である大館常興から妙頭寺日広に宛てた書状案がある¹⁷。

御折紙拜見候、よつて妙頭寺参賀、其身きてらの宮にて御入候二つきて、御対面之様体被尋下候間、畏_而承候、妙けん寺ハ法花宗にて候間、其寺の御もちい門跡などには相かハリ候御事にて候、おくり御申ニ不及候、其ゆへハ、万松軒など、申候ハ、伏見宮にて御座候へ共、万松軒の御もちいにて、へいそう（平常）の時ハおくり御申ニ不及候、返_レ、或ハ梶井殿、或ハ青蓮院殿など、申たくひハ、一段の御門跡にて、各別之御儀にて候、内々被仰下候につきて、存分言上仕候、如此之時ハ東の衆の御分たるへく候

この書状では、日広と義晴の対面の際の儀礼が問題となっており、天文二年に貫首となった日広と義晴が対面するのが初めてであるため、事前の調整が必要となったのであり、その時期は、天文三年九月に義晴が近江から帰洛する直前ではないかと思われる。ここでも日広が門跡であるか、その儀礼は如何か、という事が重要な問題となっている。木寺宮家出自の日広が、自分は宮門跡と同様であるから、対面の後に將軍義晴が対面所の西縁まで見送る「御送り」を三門跡等と同様につけるなど門跡として対面してもらいたい、と要求したらしいのに対して、常興は門跡の格や宗、寺によって格式や儀礼も異なり、門跡でも「御送り」のない事もある、¹⁸としてこの要求を拒否している。年中行事としての將軍の対面の儀礼については二木謙一氏の詳細な研究があるが、¹⁹この問題は格付けの上で重要であった。

幕府から門跡として認定されることは、たとえ勅許がなくなるとも、日蓮宗の地位上昇にとって、重大な意味を持つていたのであろう。「大館記」以外にも「長禄二年以来申次記」・「常照愚草」・「殿中申次記」など、將軍と門跡をはじめとする僧侶の対面の儀礼について述べる記録があるが、いずれも対面後の將軍の「御送り」の有無が重視されている。永正六年の奥書のある「長禄二年以来申次記」では「門跡にて御入り候はば、縦い准后にて御入りこれなく候といふとも、必ず送り申され候」としている。木寺宮出身の日広が天文二年に貫首となった「代替わり」を好機として、將軍家を中心とした儀礼の体系の中に、明確に門跡として位置付けられる事を希望したのであろう。日広の出自はその格好の理由であったのであろう。

このような従来の「顕密体制」の枠組みを打ち破るような日蓮宗の動きは他にもあったと思われる。天文元年には立本寺住持が上臈局の舎兄という縁で参内し、鷲尾隆康ら日蓮宗に反感をもつ公家から強い不快感を示されたが、²⁰これも「日蓮宗公許」を目指し、「勅会の法会」の講師さえ望む日蓮宗と、それを認めまいとする人々との対立を意味していたのではなかったろうか。日広や立本寺のような事例はこの当時何度もあり、それも当然予想される反対を押し切って実力行使のような形で強行されることもあったのであろう。

以前より日蓮宗の各寺院が勅願寺になったり、僧官僧位を受けたりしていた一方で、「神天上の法門」や不受不施

の法門から国家祈祷をも謗法と断じ「公請」に従わない人々もあつた。²¹

しかし、天文法華一揆の時期には、幕府の認定のもと、二十一ヶ本山とその門徒が連合して、洛中の実権を掌握するという状況にあつた。その影響もあつて、將軍の公請をうけて国家祈祷や法会を遂行したりする事に抵抗がなくなり、むしろ日蓮宗と門徒が国家仏教の一翼を担う一宗としての位置を確立し、国家祈祷などを願うような状況となつていたのではなからうか。そして、このような日蓮宗の運動を最も危険視したのが、山門であつたのであろう。山門が日蓮宗という宗号について、日蓮宗を訴え、後醍醐帝の綸旨を出されて沈黙したという、所謂「宗号論争」²²も、このような日蓮宗の活発な運動に山門が焦りを覚えた為に、この時期に改めて問題となつたのであろう。

宗を公認されていなかった日蓮宗が、宮家や公家出身の貫首が「門跡」となり門跡寺院となつたり、或いは將軍の裁許のもとに、將軍家の護持僧となつて、日蓮宗が一つの宗として公認される事は、日蓮宗が正統仏教としての地位に近づき、山門の権威を脅かす事に直結する。それは、山門にとって存立基盤にまでかわる重大な問題で、単なる経済的利益よりも激しい衝撃をもたらすものであつた。そのため、実力的に勝利する見込みが十分になくとも、事前の和議を拒否したのであり、軍事力に訴えざるを得ない問題であつたのであろう。そして、突然態度を変えた六角氏の協力によつて鉄槌を下した後は、今後日蓮宗が再び、門跡寺院となつたり將軍に認定されるなどの方法によつて、一宗として認定されたり、寺格が上昇する事のないように釘をさしておきたいという意図があり、それが和睦の際に、国家仏教としての資格や寺格と直結する法衣の規制を厳格化する事にこだわる事につながつた、と考えられるのである。²³

そして、実際に一旦挫折した以後の日蓮宗は、このような運動を再び大規模に起こす事もなく、教義も摂受的になり、以前に近い形にもどつていったのではなからうか。なぜ法華一揆がこの時だけであつたのか、ということに疑問も出されているが、肝心の日蓮宗が洛中で政治的な勢威をもち、実質的に一宗として公認されるに等しくなつていたことと、直接に国家仏教の内部に割り込むという運動を諦めたことにも関係があるのではなからうか。そして、皮

肉にも、日蓮宗が一つの宗として完全に公権力から認定されたのは、安土宗論などを通じての近世統一政権による宗教教団の弾圧・掌握政策の過程においてであったと思われるのである。

- 1 立正大学日蓮教学研究編『日蓮教団全史 上』平楽寺書店 一九六四年 第五章 以下『全史』と略称する。
 - 2 前注1
 - 3 一例として黒田日出夫『姿としぐさの中世史』平凡社 一九九〇年など。
 - 4 永正十一年、本願寺が二千足の費用を献上し、五千足の御札銭をはらって、法印としては破格の「香袈裟」を一代限りながら獲得した例もあった。法衣は位階と直結すると認識されていた一例であろう。（「桂蓮院宮得度記」）
 - 5 桜井景雄『禅宗文化史の研究』思文閣出版、一九八六年 禅宗の紫衣は香衣の上と認識されていた。
 - 6 坂輪宣敬「日蓮宗の法衣の変遷」『近世法華仏教の展開』平楽寺書店 一九七八年 日蓮宗の法衣について、聖人の御像などは「薄墨の素絹・木蘭・青墨色の五条」である。また、「日像門下分散由来記」によれば、妙頭寺の通源日霽が室町で葬儀を執行した時、「常の張衣に五条」であったのが、公卿達から直綴にすべき、と言われ、変えていた。「伝灯抄」によれば、明徳元年の妙宣寺開堂供養の法会で、施主日継の意向により、七条と法服を特に着用した為、「法服着・不着の論争」となった。普段は七条や法服を着用しておらず、五条であった事が窺われる。
 - 7 井筒雅風『袈裟史』雄山閣、一九七七年 『法衣史』雄山閣、一九七七年 白袈裟・勅会の装束・甲袈裟は井筒氏の説に従った。
 - 8 二木謙一『中世武家儀礼の研究』吉川弘文館 一九八五年 当時の義晴の儀礼的特権の授与政策の顕著さをも指摘する。
 - 9 二木謙一『中世武家の作法』吉川弘文館 一九九九年
 - 10 菌部寿樹「中世村落における宮座頭役と身分」『日本史研究』三二五 一九八九年
- 紫の袈裟の七条は「僧都」「僧綱は紫甲」「紫甲は律師・法眼」「僧綱・法印まで」など、五条は「院家」「大僧都已下」「律師から法印まで」・「院家の僧都以後」などとある。いずれも紫の袈裟はせいぜい法印・院家止まりであり、門跡とは無縁である。院家は時には大僧正まで出世するとしても、門跡とは大きな隔りがある。
- 西川宗一『絹袈裟』と『織物袈裟』『真宗研究』二八 一九八四年 以下西川氏によると、白五条は絹。（布袈裟が日常的）青は漂白の一種である「青味付け」で白より上。青は「薩戒記」では僧綱の五条とされる。

「桂蓮院宮御得度記」（『群書類従』）本願寺法印の袈裟についてで、香・紫ともに僧正の用。特に香は僧正のみのものとする。織物は紫・萌黄・浅黄の三種になる。

法衣についてはほかに鳥居本幸代「鎌倉時代の法衣について―素絹の展開―」（『天台学報』二七 一九八五年）同「法衣の色彩―特に紫衣に関して―」（『天台学報』三〇 一九八八年など）がある。

11 『御鑑』四年四月二十二日、朝倉は永正十三年六月には白傘袋など守護大名なみの格式を許可されていた。

12 文明元年には「近年日蓮の遺弟等、日蓮宗と号し、余経を毀り、他宗を誹謗す。沙門の形を穢して、法衣を身にまとひ、乱行不浄にして我執驕慢の体、具に載するに違あらず。」と山門から非難されている。（『全史』一四八頁・『宗学全書頭本部一』七一頁など）

13 『全史』三五六頁 日蓮宗は以前より法花宗という宗号を用いていたが、山門は公的なものではないという態度をとってきた。なお、このとき幕府が日蓮宗を勝訴としたのも、義晴と法華一揆の協同的關係に立脚していたのであろう。論争の奉行五人は六角が選定していた。（『国史大辞典』「宗号論争」の項）

14 「中御門宣胤卿記」文龜三年一月二十九日では、日蓮宗について「公請に従はず、朝家に用ひられず」とし、但し御祈祷や仏法興隆の勅裁はあるとしている。

15 二木謙一「室町幕府將軍御対面儀礼と格式の形成」（『國學院雜誌』九七―一・二 一九九七年）

高埜利彦「近世の僧位僧官」（『論集きんせい』四号 一九八〇年）近世初頭の、門跡のいる門流では、永宣旨を受けた門跡が、其の権限によって、権大僧都・法印までは勅許をうけずに任叙していた。日蓮宗諸寺は各々の取り次ぎの公家を通じて、官位の最下位にあたる権律師・法橋の段階から、勅許を願っていた。

「本禅寺文書」には自然の律師御礼として禁裏・院から職事清閑寺家・同家老までに銀六枚金千二百疋銀一貫四百文杉原七十帖小引合九十帖を贈っている。（『日蓮宗宗学全書』二三卷三六頁）

上川通夫「中世寺院の構造と国家」（日本史研究三四四号 一九九一年）では公家の勸修寺家と勸修寺との地位の相似から、僧侶の担当できる法会の内容と出自の相応を示唆される。

- 16 富田正弘 「室町時代における祈祷と公武統一政権」 日本史研究会史料研究部会編『中世日本の歴史像』創元社 一九七八年所収
・富田正弘 「室町殿と天皇」 日本史研究一八九号 一九七八年
また金子拓『中世武家政権と政治秩序』吉川弘文館 一九九八年 將軍の武家官途叙任権や寺院への將軍御成りと寺院の出費について論じている。
- 17 拙稿「法華一揆の一考察 ―足利義晴との関係を中心として―」『立正大学大学院年報』十八号 二〇〇〇年 この書状案は、「大館常興書札礼」を残すなど故実家としても著名な常興が範例の意味もあつて残した記録と思われる。「大館記」に記載されているが、最も肝心の上書きや宛所の記載がない。日蓮宗関係の書状は管見では「大館記」にはこれのみである。或いは先に述べたような日蓮宗の地位が確定していない為に、故意に削ったのであろうか。
- 18 「言継卿記」天文二年十一月一日条には中御門家で本国寺への書札礼をどうするか迷っていた事が記されている。日広はその出自から公卿からも尊崇されており（『全史』三三五頁・糸久寶賢『京都日蓮教団門流史の研究』平楽寺書店 一九九〇年）、門跡と成りうる可能性があつたと考えられる。
- 18 南都諸門跡は「御成りなきの為か」御送りなし。寺院御成りに当たっては、寺院からの献納と対になっていたとの指摘があり（金子前註・今谷明『室町幕府解体過程の研究』岩波書店 一九八五年）
当時の日蓮宗の勢威から、また、特典授与の多い義晴の政治姿勢（二木前註15）から考えても、この時期に両者の間に新たな関係が樹立された可能性もあつたと思われる。
- 19 二木氏前注15
- 20 辻氏前註2
- 21 立正大学日蓮教学研究部編『日蓮教団全史 上』平楽寺書店 一九六四年 二七九・二六一頁など
- 22 立正大学日蓮教学研究部編『日蓮教団全史 上』平楽寺書店 一九六四年
- 23 「地下人葬送之時」に「勅会の装束・甲冑裳」などを着用するな、という文言もこの意図を明確に示しているのではなからうか。
- 24 執行海秀『日蓮宗教学史』平楽寺書店 一九六〇年

影山堯雄 『日蓮宗布教の研究』 平楽寺書店 一九七五年

第三節 松ヶ崎郷住民の結合

前節まで法華一揆と義晴、山門との関係について考察してきたが、ここでは、当時の日蓮宗信徒の具体例を検討する。住民が日蓮宗信仰のもと結束して村を運営していた事例として天文法難後の京都松ヶ崎郷住民の帰住と天文六年の松崎郷の用水使用権売却について述べてみたい。松ヶ崎郷の住民たちは鎌倉時代以来、一集落の住民すべてが日蓮宗に帰依し、その教えのもと生活していた。ところが天文年間の法華一揆²に参加して敗戦にあった。そのため、天文五年（一五三六）の法難の後に幕府や山門・六角氏から譴責を受けて、法難後しばらくは郷に帰れずにいた。『両山曆譜』・『鹿苑日録』には、法難の際に「法華松崎城」³落城という記述がある。『鹿苑日録』天文五年七月二十二日条には

寅刻ヨリ法花衆打廻。卯刻松崎城落。岩蔵之山本。田中之渡邊裏返云々。午時也。故法花衆責田中放火。当寺江可責入之雑説アリ。自本覚寺役者献折紙。

とある。天文法難の最初に比叡山の麓にある松崎が落城した、というものである。岩倉郷の山本と田中郷の渡辺はともに在地の土豪である。法難の直前までは法華一揆に協力していた兩人が情勢の変化にともないいち早く山門側へ寝返ってしまった結果、一揆側の「松崎城」が落城したのである。法花衆が田中を責めて放火したというのも、その報復であったのであろう。

この松崎郷や居住する人々の法難の後の状況について『鹿苑日録』の記述を中心にして辿ってみたい。

松崎郷は日像上人の弘教以来一郷挙げて日蓮宗の信徒となり、現在にも続く荘厳な題目踊りでもしられるように厚い信仰心をもっていた。そしてその信仰の中心は日蓮宗二十一ヶ本山の一つに数えられる妙泉寺であったとされるのである。法華松崎城とは、松崎郷の住民が堀を掘って要害を作ったものであったと考えて間違いないであろう。そしてこの松崎郷は京都の北東にあることから、山門や六角氏麾下の近江勢の侵攻に最初に直面して攻め落とされ住民は避難したのはたしかであろう。

この松崎郷の内には鹿苑院の所領があり、実質的にはどの程度の支配力をもっていたかは不明であるが、領主としての地位を保っていたのである。鹿苑院以外の所領もあつた様子が幕府の引付からも窺われる。法華一揆の「地子無沙汰」の実体がどのようなものであつたのかが重要な問題となっているが、鹿苑院の記述からみると、松崎郷の年貢は法華一揆の最中にも納付されていたようである。

そして『鹿苑日録』には法難後の松崎郷についての記事が散見される。そこには、宗門に同心して法華一揆に参加したために、法難後の一変した情勢の中で厳しい状況に陥っている松崎郷の人々の姿が見えてくる。これが本項の主題である。すなわち天文五年七月二十七日の法難の直後、同月三十日条には「松崎の事」が問題とされている。その後の八月三日・八日・九日条とも合わせて考えてみると、松崎には元来鹿苑院領がかなりあつたが、法難後に蓮養坊が松崎郷を所職としようとしていたようである。法難直後の七月三十日には「問著山衆可申付云々。帰問浄光院。又告松崎之事。種々日子細也。」とあり、八月二日条には「観音寺へ納所差下。告松崎押妨之事。」とあり、法難直後から蓮養坊が松崎郷を押さえていた様子がわかる。

そして、法難後数日、早くも八月三日条には「松崎郷を法難後に蓮養坊が「蓮養方より松崎代官、今度の忠節により申請也、山門へ申す也、上意を經る也、上意は相調う也」と山門へ加勢した報償として代官請けをしようとしていた事が判る。この代官請けは、山門西谷より人数が出て松崎の田を刈り取りにきたことがあることからわかるように、蓮養のみの競望ではなく山門が積極的に関与していたと思われる。

蓮養坊は洛北の土豪であり、その名前が示すように山門と深い関わりをもつ存在であった。蓮養坊は天文五年の六月十七日には大徳寺に対して、法華一揆の陣取りがありそうな場合には同寺の警護をすと保証する書状¹⁰を出している。このことから、蓮養坊が法難に際しては山門方として活動していたことが明白であり、法難の結果、法華一揆が悪とされて追求された際に、報償や一種の敵方欠所への権利を主張するような形で近隣の松崎郷の代官請けを要望していたのであろう。

そして「上意を経る也」と文中にあるように將軍義晴からも山門や蓮養坊らに同意する旨の書面が出ていたのである。¹¹八月七日条にも「蔭涼詣公府而來。蓮養松崎之代官望之。為上意被仰出也。」とある。(八月九日・十九日・二十四日条)すでに松崎代官の件は將軍の許可まで出ている状態であったのである。八月八日条にはさらに詳しく情勢を記している。

松崎代不能許容段。御返事申也。尚以堅被仰出也。当院滅亡一端也。松崎代官之事。蓮養¹²可申付之由被仰。一手成ル浄光院仁如申付之上意之条。夜中以蔭涼。拙老病氣之条。自役者兎も角も上意次第ト返事申也。申次本郷日向守。荒川殿申事仁院主御歎樂。自役者御返事不可然也。今夜上御静之間。来早天以書状御請申專一也。

幕府の代官許可は間違いない様子であることが述べられ、そうなった場合には鹿苑院は滅亡の一端であるとまで述べられている。松崎郷が鹿苑院にとって重要な所領であったからであろう。

天文法難の後には宗門も京都を追放され、地方でも所職が没収されたりした事例がある。¹²松崎郷の住民たちも同様の悲運に見舞われていたのである。それは短期的には作物を刈り取られたりすることであり、またもつと大きな問題としては、もとの住居へ帰還することが許されないということであった。¹³法華諸本山も天文法難によって京都を追われてから、天文十一年の和議成立まで京都へ戻れず泉州堺にいたわけであるが、松崎郷の住民たちも同様の状況に陥っていたのであった。

これに対し鹿苑院方では大館伊予守などの將軍側近、朽木氏や六角氏などに献上物を送るなどして様々に運動して、

蓮養坊の代官を阻止しようとした。以下にその記述を引用する。

八月九日 観音寺江下納所。上意之旨告報也。自進新（進藤新介）注進申云々。早天当年一年之儀。蓮養與院納所相共可令所務之由被仰出候。何も可為上意申也。有御心得。重而以使者可仰出之由。自蔭涼申来也。初夜時分。自新藤持霜台糊付書状送来。披而見之。自蓮養方。松崎代官依今度有忠節申請也。山門江モ申也。経上意也。上意者相調也。自院雖被歎申。自霜台上意仁無御申様ニト申間。鹿苑之儀不遁申事候間。申旨ハ不可叶之由返事ト云々。懇志々々。

八月十日 進新有返事。松崎可警護之段。以出官折昏報隣郷。得其心之段返事在之。

八月十三日 公府為御使。荒川殿與蔭涼軒来。松崎之事霜台へ遣一書。五箇条荒ニ申也。

八月十四日 早天御佐子局へ文於遣。公事ハ不可申候。雖然有返事。齋了。則二荷。肴兩種。粽百。昆布三十把持セ。赴佐子宿所。自佐子以朽木被申候。直務之事御領掌也。帰ニ赴与州。遣漿一桶。対面。松崎之事言語道断云々。

八月十五日 佐子局へ遣文。公府内静也。自朽木方相調可申云々。水陸会事。諸五山遣状也。等持院。等持寺侍衣状也。法住施食。金三百錢引之也。就松崎之儀。進藤新介方へ貳百疋。同片岡善左衛門五十疋。折紙以納所遣之。進藤。永原明日十六下向。屋形遣書状也。芋羹合院勸湯也。

八月十八日 自公府以朽民。松崎郷出状案文来。文言仁有養春仁可申付之語。後証如何。可改為達上聞。可為上意次第。朽木方江以納所相届也。朽木告佐子局云。如前無之則可御気色悪。今日中仁書而可有進上云々。

八月十九日 奉行衆七八員講礼来。朽木。海老名居留而云。昨日案文見之。書可有進上云々。予曰。蓮養ニ可申付字。後証迷惑也。朽木云。不苦云々。予又云。身者一代。名與院末代也。書留事者為後証物也。縦及失面目共。如御案文者。不可書云。海老名曰。尤也。與霜台相談可也云々。朽木亦藤折也。（中略）朽木。海老。三淵。安

トウ又来。即今進藤新介有状。備一覽云々。予曰。回書二具告此事可也云々。

八月二十日 下向江州。(中略)至坂本。與進新相逢。通言而呈進新状於霜台也。(中略)暁天七之時分。霜台来雲光寺。(中略)相迎而語松崎郷事。被仰出之旨無謂。定頼存分具可申云々。大慶也。(中略)以神左種々事相談也。百姓等可出事。山門江可申付之由被仰也。(中略)而諸般事與霜台直談。如予存分応諾矣。

八月二十三日 以蔭涼江遣書状筋目。使詣公府告。朽木殿未帰。荒川殿番也。披露書回札案文者如朽木申被出也。只今申段参差。可被尋朽木御返事。蔭涼来報也。

八月二十四日 自公府朽民。三淵彌為御使来。自霜台松崎郷事出状不可然旨被申候。雖然於無出状中違ト云々。予曰。雖背上意。

八月二十七日 以虎子問一昨日出状之様於朽木殿。三淵殿同海老名殿遣而霜台江之御返事之様相尋也。同遣建仁。鹿苑院の主な運動先は將軍の側近や側室佐子局、そして近江の六角であった。上記のように使者を頻繁に送り運動していた様子がわかる。

そして、遂に鹿苑院は遂に彼らの口入によって蓮養坊の競望を退ける事に成功したのである。蓮養坊は単独で永続的な代官職を得ることは出来ずに、九月九日条「観音寺江下納所。上意之旨告報也。自進新注進申云々。早天当年一年之儀。蓮養與院納所相共可令所務之由」ということとなったのである。

代官請けの問題に関しては以上のような経過をたどったのであるが、この過程で松崎郷の居住者が、法難により日蓮宗諸本山が京へすぐに戻れなかったのと同様に、しばらくの間松崎郷へ還住できなかった事がうかがわれる。

『鹿苑日録』八月二十八日条には以下のようにある。

光岳西堂来。渡邊有申事。蔭涼来臨。自霜台回書持来。出官滞留。書状於霜台。進新。神左。片岡善。浄光之四箇所。松崎百還住之事也。就渡邊與三郎申事。自納所以棟兄為使。渡邊方江遣。不案内為西谷当毛可刈取之段。無謂。誰人如此候哉。聞交名可達上聞云爾。返事云。当谷学頭代兩人。其外人數々多下而申付云々。

鹿苑院が田中郷の渡辺や山門西谷と交渉して、松崎郷の住民たちが「還住」できるように働きかけている様子がかかる。あるいは郷の住人たちから依頼されて代理で交渉していた面もあったのかもしれない。また、「案内せず西谷の当毛を刈り取るべきの段謂れ無し」というように、そろそろ取り入れの季節を迎えた松崎郷の作物を山門西谷から勝手に刈り取るうとする動きがあったこともわかる。

その後も鹿苑院と山門との間の松崎郷住民の帰還の交渉は続いていた。

八月二十日には「百姓等可出事。山門江可申付之由被仰也。」とあり、同年八月二十八日条には「松崎百姓還住の事」とある。

九月七日には「納所学頭代江往。而手百姓之事談合也。」と鹿苑院の納所と山門西谷の学頭代が松崎百姓の事を話している。

九月八日には

西谷之練善院。吉祥院。学頭代二位来。此外中方四五人来。納所勸湯。麩吸物也。状於可書契之由申出案。此方意仁不叶。又此方案彼不叶意也。只可百姓還住之一筆於遣也。與浄光可談云々。(中略)大衆拳訴状也。擯出萬松佐首座。雲頂宣都寺。曼蔵主也。

と「百姓還住」について一筆を鹿苑院から出したことがわかる。

九月九日には「納所自坂本帰。百姓等事浄光可相調云々。寺家之瑕瑾一切不可申堅約諾云々。当院行力与酒。」と坂本へ使者を出して松崎百姓の事を相談している。

九月十三日には「松崎百姓与一乗寺百姓和睦云々。出官壽能同道行也。自神左有返事来。」

とある。松崎郷と一条寺郷の百姓が和睦した、という内容であり、在地の段階では法難の後の関係修復がはじまっていたことがうかがえる。

十月十九日条には「宝光坊来る、百姓還住の事、明後日御左右申すべく云々」とあり、山門西谷からの返事が来る

としている。その二日後の二十一日条には「松崎小百姓還住の折り紙、先に定光院より二通、院と百姓中に来る也、重ねて学頭代の折り紙来るべしと云々」とある。西谷からの還松崎郷の百姓が居住地を追われており、その帰還には山門の同意が必要とされて、鹿苑院住許可は整ったわけである。一連の記事から、鹿苑院が百姓の代わりに交渉をしている事が窺われる。

そして居住者が松崎へ戻れなかった間にその作毛が山門西谷、付近の一条寺郷の百姓や法難の直前に寝返った岩倉の山本らによって刈り取られ奪われてしまっていたこともわかる。

八月二十七日 納所者遣行力両三人。護松崎田云々。清水執行持柳一荷。

と鹿苑院内から二三人の力者を派遣して松崎の田を護る、という表現がある。

九月二日 就松崎之儀。自浄光院西谷江有状。一乗寺江有折紙。留自四ヶ郷立毛刈取之儀也。

そして、九月二日には一乗寺郷へ書状を出して松崎の田の「立毛」を付近の四ヶ郷から刈り取りに来るのを留めようとしている。このために山門からも口入をしてもらったのが西谷浄光院からの状のことであったのであろう。先の田を護るといいうのも、付近の郷から法華一揆に参加した松崎郷の作物を、法華一揆への攻撃に参加した報償のような形で刈り取られてしまうことを防ごうとしたものであろう。

しかし、鹿苑院の対策にもかかわらず、結局は松崎郷の作物は近隣の郷によって刈り取られてしまう。松崎郷の人々にとっては大きな損害であったろうと思われる（九月十三日条）。郷の人々がどこにどのような形で避難していたのかはわからないが、法難のために元の住所にも戻れず大変な難儀な時期を迎えていたのであろうと思われる。

そして、このように松崎郷全体が追求されていることから、松崎郷の居住者である百姓がほぼ一致団結して法華一揆に加わっていたと断定してもよいのではなからうか。実際に『鹿苑日録』には「百姓中」から札銭を拠出して鹿苑院に送ったり「松崎百姓と一乗寺百姓和睦」など百姓が独立した集団としての機能を持って行動した例が見られる。¹⁶

このような「百姓中」などの活動による村落内の自治や秩序については、従来「宮座」との関連から注目され様々¹⁵

な研究¹⁷がなされている。松崎においても妙泉寺を核とする「宮座」があり郷内の秩序を形成し一致団結した行動を取っていたのではなからうか。筆者は法華一揆に際して、ある共同体が成員全体が何らかの権門領主に託身することによって、その領域を他の領主の力の及ばない独立した地域としようとする運動があったのではないかと推測したことがある。松崎郷でも住人全てが完全に日蓮宗妙泉寺の信徒となっていたことによって、法華一揆の時期には領主鹿苑院の支配権を大幅に退けることに成功していたとも考えることも出来るのではなからうか。次に引用する文書は、以上のような推測を幾分か裏付けるものとなるのではないかと考える。

松ヶ崎郷の住民の間に天文法難以前から自治的な動きがあり法難の時期に進展した可能性について述べた。その後の経緯であるが、松ヶ崎郷の住人の還住については、鹿苑院の尽力もあって山門西谷からは天文五年十一月に許可が得られたことがうかがわれる。ところが、実際には住民たちは同六年四月の段階ではまだ帰還できていなかったのである。その理由としては近江の六角氏と山門東谷の認可が得られなかったからであろうと思われる。その様子を示す文書の一つが京都市歴史資料館所蔵の「松崎地下惣庄井手堤売券写」(『古館三徳氏旧蔵文書』)である。¹⁸この文書については小谷利明氏が考察を加え、法難後の帰郷資料として論じ、同時に松崎の惣の結合構造を考察している。小谷氏は松ヶ崎の住民たちが惣として結束し行動していること、用水権を売却することによって帰郷できたであろうことを示し、さらに住民は二つの寺院に分かれて帰属していたという推測をしている。以下に小谷の所説と重なるが文書の内容を示したい。

この文書は天文六年四月に松崎の「当郷政所名主地下人惣庄」が「松崎郷井手の水」や井手堤など、つまり用水の使用権を下鴨の住民である新屋敷主計ら七人に銭十七貫文と八百文で売り渡したことを示している。その理由として文中で述べているのが以下の部分である。

惣じて地下難儀に存じ候、去年七月当郷大乱に就て、惣庄、今還住致さず、永く逐電致すべく候の間、山門并に

六角殿の儀、彼の売代を以て相い調え申すの案を致し候、此儀申合せず候へば、還住の儀、一向成らず候間、此の如く候

つまり、天文法難のために「当郷大乱」となり、惣庄（住民達）はいまだに帰還することが出来ない、このままでは永く逐電したままになってしまう、としているのである。そして、還住するためには山門と六角氏に対して詫びを入れてその認可を得なければならぬ、ともしている。

そして、その費用を捻出するために、貴重な用水権を売却せざるを得なかった。「此の儀」すなわち山門と六角氏の認可がもらえないといつまでたつても帰還が出来ず、そのためには費用が必要であったというわけである。法華一揆に参加した結果として、このような状況に追い込まれていた人々もあつた。ではあるが、この用水権売却による工事が功を奏したらしく、結果として松ヶ崎郷の住民は帰還を果たすことができた。そして松ヶ崎郷の住民たちはその後も法華信仰を保ち、郷として結束して活動し近代へと至るのである。

小谷氏は、松崎「惣庄」の結束や東西寺院への帰属について論じている。ここで「惣庄」という言葉が度々出てくることがやこの以前の一致した行動から考えても、小谷氏の論通りに松崎が地下の自治の極めて確立された郷であり、結束して集団として行動していたこともよくわかると思われる。当時の畿内集落では自治の伸展は当然のことではあつた。松崎もそうであつたことは他の記録からも確認できる。松崎郷が本山妙泉寺のもとで法華一揆に参加していたのも、おそらくは住民たちの総意にもとづくものであり、法華一揆の性格を考える上でも勘案しなければならない事例であろう。小谷氏は売券には六十四人の署名があり、この人々が郷の意志決定に関わる資格のある住民であつたと想定している。また、天文二十二年の「東松崎惣中水売券写」（同前文書）では松崎は東西の二つの惣中に分かれているが、この天文六年の時は「惣庄」として東西にまだ分かれずに活動していたのであろうと推測している。

また、同じく京都市歴史資料館蔵の『古館三徳氏旧蔵文書』には、今回の用水権売却の問題を裏付ける後日の文書（天文二十二年七月三日付）が残っている。「西松崎より下鴨」へ売却した用水の維持に関して、「東松崎惣中」が

「西松崎惣中」へ以後違乱をしないと保証した文書である。おそらく天文五年に先の売券で西松崎が売却した用水のことについて、東松崎で異見をおこして問題が生じたため、東西両惣中の間の調整がはかれて、このような文書が作成されたのであろう。

さらに、この文書からも、天文法難の直後に西松崎が用水権を売って山門と六角氏に対する和睦の費用としたという先の文書の真実性が確認される。

松ヶ崎郷の住民は天文法難の後も信仰を変えず、郷の結束も保っていた。松崎郷は東は妙圓寺の檀徒であり、西は本湧寺と妙泉寺の檀徒で（大正年間に合同）あったとされる。この頃にはすでに惣中が東西に分かれてそれぞれが独自に活動していたようである。所属する寺院によって東西に分かれているのも、先述の日蓮宗寺院と松崎郷の人々の関係が宮座と類似の関係にあったのではないか、という推測をより強く感じさせるものである。松ヶ崎の郷全体が日蓮宗の信仰者であるがゆえに、信仰と自治が重なるような形態で村の運営がなされていたのではないかと推測できる。中世の皆法華信仰の地域の運営の事例といえるであろう。このように内部では信仰にうらうちされた自律性をたもちつつ外部との交渉を行っていた日蓮宗信徒の事例といえるであろう。

1 藤井学「松ヶ崎の法華宗と洛北の祭り」『洛北―その自然と文化』第三部第一章 京都府立大学女子短期大学部 一九九三年

2 立正大学日蓮教学研究編『日蓮教団全史 上』平楽寺書店 一九六四年

3 『鹿苑日録』天文五年七月二十二日条

- 4 立正大学日蓮教学研究編『日蓮教団全史 上』平楽寺書店 一九六四年
- 5 中尾堯「京都松ヶ崎題目講の信仰と習俗」『仏教の社会的機能に関する基礎的研究―日本仏教を中心として―』創文社 一九七七年 藤井学「松ヶ崎の法華宗と洛北の祭り」『洛北―その自然と文化』第三部第一章 京都府立大学女子短期大学部 一九九三年 松ヶ崎は鎌倉時代から続く皆法華の地域であった。
- 6 『日蓮宗事典』妙泉寺の項による。
- 7 『同事記録』天文八年十二月二十五日・『大徳寺文書』五五二号・『室町』三二二九号。但し松崎の内には大徳寺など他の寺社の散在所領もあつたと考えられる。
- 8 『鹿苑日録』同年九月八日
- 9 『鹿苑日録』同年九月二日
- 10 『大徳寺文書』二三八九号
- 11 『鹿苑日録』同年八月九日・十九日・二十四日
- 12 『証如証人日記』天文三年五月二十二日条によれば、天文一向一揆が非とされていたこの頃には常陸の一向宗信徒の所職が守護によって法華宗徒らにあてがわれていた事が判明する。
- 冠賢「天文法難の一考察」『日本仏教学会年報』六七号 二〇〇一年 によれば、天文法難の際には法華一揆、山門両者に下野・若狭・越前など地方の末寺より応援があつたことがわかる。各地の在地の所職をめぐってもこのような闕所をめぐる問題があつて一揆の参加者に影響を与えていたのであろう。
- 13 立正大学日蓮教学研究編『日蓮教団全史 上』平楽寺書店 一九六四年 五章
- 14 『鹿苑日録』同年八月十三日・二十日・二十四日・二十七日・二十九日・九月六日・十月二十二日各条、近江へ下向するなど活発に運動し、「蓮養ニ申付くるの字後証として迷惑也」と幕府よりの案文を蹴るなど強硬な態度を崩さず、遂に蓮養の地下請けの競望を完全に阻止している。

15 『鹿苑日録』 同年十月十三日

16 『鹿苑日録』 同年九月十三日

17 竹田聰洲「近世社会と仏教」藤野保編『論集幕藩体制史 第一期 支配体制と外交・貿易 第9巻 金施社会と宗教』雄山閣

一九九五年 に要約されるように宮の座と同様の寺の座が中世から存在していた。高牧実『宮座と頭役の研究』（吉川弘文館、一九八六年）に宮座の研究の歴史がまとめられている。また、林文理「地方寺社と地域信仰圏」（『ヒストリア』九七、一九八三年）宮島敬一「戦国期地方寺社の機能と役割——近江国寺社と地域社会——」（『佐賀大学教養学部研究紀要』二二、一九九〇年）脇田前註¹などの石清水八幡宮領大山崎についての研究など、侍層をも含む住人の、地域の寺社を中心とする結び付きが、在地社会の秩序や自治と深く結び付き、時には同一化していく傾向があった事を示された諸研究がある。

18 小谷利明「戦国期、松崎惣庄の構成について」『京都市史編纂通信』二一八号 一九九三年

第二章 中世における日蓮教団の位置の一考察

第一節 中世後期京都日蓮宗の周囲の状況について

— 公家書札礼と『七十一番職人歌合』を中心に —

はじめに

中世の日蓮宗諸門流が都鄙で発展していった一方で、日蓮宗と朝廷・公家社会との関係は難しいものであつた¹。

本節では、日蓮宗の朝廷や公家社会との関係を検討するために、日蓮宗教団の外側にある当時の朝廷や旧仏教の様相について書札礼を中心に検討する。また、さらに明応年間に成立したと推測される『七十一番職人歌合』に現れる「法華宗」と呼称される登場人物の記述から当時の日蓮宗に対する公家たちの観念を検討する。

(一) 弘安書札礼と僧位僧官

中世社会とくに公家を中心とした京都においては、身分制度が極めて牢固に存在しており、服装や書札の礼節にまで及んでいたことが明らかにされつつある。出家の世界においても、顕密仏教の諸宗を中心に、出自からくる身分的

な制限や意識が強く存在し、僧階や勤仕できる法要にまで関係があった。そして、僧の身分や寺格まで住持の出自と関連していたのであった。

まず書札札から考えてみると、中世の書札札の基礎となり、近世までほぼそのまま使用されていたのは、龜山院によつて弘安八年（一二八五）に制定された「弘安札節」の一部である「弘安書札札」²であった。この「弘安書札札」には、上は親王・大臣から、下は六位の下北面までの各階層間で書状を遣り取りする場合の書札の札節、書止・差出書・宛所などを、詳細に定めている。³

「弘安書札札」の規定は、中世を通じておおよそ守られ、書札札が身分や位階を表すとの觀念とも結びついて、時代の移行につれて応用的な運用も見られるようになったが、人々の間で重視されて諸種の書札札の基盤ともなっていた。⁴「弘安書札札」には、僧官が、俗世間の位階のどの地位と同格に扱われるかも規定されていた。弘安書札札では、僧正は参議、即ち公卿に准じ、⁶法印・僧都は四位殿上人に准じ、法眼・律師は五位殿上人に、諸寺三綱・八幡社官・法橋は地下四位に、凡僧は地下五位に、また威儀師は五位下北面に、従儀師は六位下北面に准ずるとされ、書札札がそれぞれ決められていた。

僧官と俗官の相当について後続する書札札をみてみると、文和四年の「釈家官班記」は「弘安書札札」をほぼ完全に踏襲している。応永年間の「海人藻芥」では「弘安以来僧中より俗中に遣わす書札札之事」として僧正は参議、法印・僧都・法眼は四位殿上人、律師・法橋は五位殿上人、有職・非職は地下四位諸大夫にそれぞれ准ずるとしている。法眼が四位殿上人に上昇している他はほぼ同じである。但し、同書には「僧中札節」として僧同士の書札札もある。僧正、法印・僧都、法眼・律師・法橋、有職・非職の四段階に分けている。また、或いは僧正、法印・大僧都、少僧都・法眼、律師・法橋、有職・非職の五段階に分類するという分け方も併記している。そして、この「僧中札節」では、僧正と法印・僧都の間が二階級開くように、つまり僧正を高く設定しているのが注目される。武家の書札札の一つである、大館常興の「長祿二年以来申次記」では、僧正は参議に准ずる、という「弘安書札札」の決定を踏襲し

ている。このように、諸種の中世書札礼は、僧正を参議に准ずると規定するものが多い。

しかし、僧の地位を高く設定している書札礼もあった。「北山抄」では僧都以上が三位に准じ、律師が五位或いは六位に相当するとしている。また、「釈家官班記」には異説として、後醍醐院が建武二年に制定したとされる「建武格式」の、大僧正は二位大納言、僧正は二位中納言、権僧正は三位参議に准ずるといふ異なる規定を併記している。また、「桃華藥葉」など、撰家出自の門跡僧正については大臣や大納言に准じるといふ意見もあった。但し中世の書札礼では、僧正は参議に准ずるといふ規定が原則として受け入れられていたようで、門跡や撰家僧正への特別扱いはあつても、根強いものであつたと思われる。

しかし、「弘安書札礼」の位階相当については、僧の側から不満が出され、しばしば問題が出来て⁷いた。まず、「弘安書札礼」制定直後にも、石清水八幡社官が「地下四位諸大夫」に准じられたことへ不満を持ち抗議をして退けられて⁸いた。

また、「伊勢貞丈雑記」にも「一、法中之事、僧正可准参議なり。然に於山門者、中納言に可准由之論旨在之云々、雖然披見に不及間無覚悟候、堂上各御存分にて、右泉院大僧正ハ、参議の下に着座なり、——とあり、山門では僧正が参議にしか准ぜられない事が不平で、中納言に相当すると主張したが、文証を示せなかつた為、受け入れられなかつた様子がうかがわれる。

また、『桂蓮院宮得度記』には、永正十一年（一五一四）に清彦親王が出家得度した際に、定法寺公助と公卿達が席次をめぐり、争つた事件が記されている。この時、公卿側は「既に弘仁式に於いては、僧正は参議に准ず、何ぞ大中納言に先んずべき哉云々」と主張し、公助は「大僧正に於いては、二位中納言に准ずべしと後醍醐院建武格式に見えたりと云々、仍て今度仁和寺宮御入得度やらの時も、公卿は別に着座せらると云々」と主張した。公助の「建武格式」を根拠とした主張に対し、公卿達は「然りと雖も建武格式をば公武用いざるの上は、其の謂われ無しと云々と反論し、公助は不利であつた。この件は数刻に及ぶ問答のあげく、結局、竹内僧正と公助が別座に於いて飯杯する

という妥協で決着したのであった。公助は清華家三条家の出自で、正僧正で横川総検校でもあった。その公助の強い反発にもかかわらず、その主張は通らなかつた。「僧正は参議に准ず」という弘安書札札の規定の影響は根強いものであったのであろう。

僧正が参議に准ずるといふ弘安書札札の規定について述べてきたが、僧官と俗官の相当という概念が混乱をもたらす場合もあつたようである。「宣胤卿記」永正十四年（一四一七）二月十三日条には、もと公卿の入道が「僧正は参議に准ずる」といふ弘安書札札の規定を根拠としたのであろう、僧正の着用すべき衣である香衣を着用した例があつた。宣胤はさすがにこれを「然るべからざる事」と否定しているが、当時の公家の間には、出家者の階級と俗社会の階級を混同する傾向があつた事を示す一つの例であらう。また「宣胤卿記」文龜二年（一一五〇）五月十三日には「并武家護持僧毎月次第、聖護院與竹内殿相論、可為如何云々、聖護院ハ故式部卿親王貞常息、無官也、竹内殿ハ後成恩寺関白息、前大僧正也、雖為親王息、於無官者可為下臆歟之由答了」と無官の親王の息が前大僧正と席次を争つて退けられた。

また、貞治五年（一一三六）に前内大臣三条公忠が上乘院扶持僧經深法印に家司奉書で返書したのに対し、經深が「弘安書札札では、大臣から法印への書状の場合、直状の規定であるはずだ」と抗議した件があつた。家司の報告でそれを知つた公忠は日記に「彼の法印は、武家の人小田常陸前司知家の子也、片腹痛き事歟」と記し、經深の出自が低いので、私的な書状では、弘安書札札本来の規定よりは薄札であるのも当然としていた。実際に、弘安書札札には「家の勝劣に依り、斟酌すべきの由」といふ注釈の一文があり、これを根拠として幅が生じていった事も指摘されている。なお、この三条公忠は妙頭寺月明の祖父に当たる。月明が若年ながら僧位の昇進を果たし、ついには僧正の地位を強く望んだ事や、月明と反目して独立した妙頭寺大衆の一人の日隆が武家桃井氏の出自であつた事も、この公忠の態度から考え合わせると興味深いものがある。

また、月明は大法師から法眼に直叙されていたが、この「法眼直叙」¹⁰は「釈家官班記」には大臣の孫子以上の制度

であるとし、「驢嘶余」では大納言以上の息とし、「僧綱とは法眼以上を云、譬ば公家の心ぞ。」としている。

また、「実隆公記」永正二年（一五〇五）八月廿二日至廿四日裏には山門の僧から実隆への書状がある。

直叙法眼の事、幽玄の儀に於いては、種姓の貴賤を論ぜず朝奨の事候ツ、当門中古以後ハ必ず清花之息たるべきの様相定め候、但し自然の儀ハさなき事も候哉、直叙法眼の高臈律師を超越すべきの条、左右あたわざる歟、件の法眼律師共に僧都に転任せしむを以て同官たりと雖も、猶追つて直叙の日に任せ位を次とすの故、直叙の仁を上首と為すべき也、凡そ直叙法眼の事は当門に於いては、必ず三公槐門の賢を撰び之に叙せらる事、中古以来の通規にて候、既に以種姓之高貴を以て昇不次之官位之条、是又古今の流例に候歟、仍て当門の義勢殆ど此の趣処を存する也、但し或いは門室の故実依り、或いは員外の朝奨依り、□同相交の事自然之有るべき歟、法中之位階に於いては俗官之相當を守り、用捨有るべき上は、宜く俗中の是非為るべき者乎

とあり、幽玄の儀、つまりはるか昔¹¹においては種姓を論じなかつたが、中古以後は法眼直叙は清華以上の家格の子息のみに許されるのが通規であり、直叙の法眼は臈次の長い律師よりも上とされとしている。また「法中の位階」が俗官との相当するべきである、など出家の僧官に於いても出自が重視されていた様子を示している。

また「宣胤卿記」永正十四年（一五一七）九月七日には「聖村法印の状到来、谷の執行職に補せらるる之間、（中略）此の職は此官所持と云々、正大僧都為るべきと云々、大臣の子の外例無き事也、殊に住侶は思も寄らざる事也」とあり、宣胤は、権官ではなく正官の大僧都には大臣の子息の他は例がなく、「住侶」では思いも寄らないことだ、としている。

「実隆公記」文明六年（一四七六）八月二十七日には「公範僧都正転事啓伝奏之、於正僧都者垂相現息之外無□例、不動院、故雅永卿子、青蓮花院内府□依子被宣下、此公範雖為亡父猶子、俗姓以外不可説之間、就頭宗碩学法務勅許如何之由、青蓮院天台座主入魂、」と正僧都には大納言の実子の外前例がなく、公範が実隆の亡父の猶子であるが、俗姓が低いいため、難儀している様子がわかる。

これらの例は、俗世間の身分規定からくる書札礼が出家の世界にも影響を及ぼし、しばしば僧正の地位と俗官の相当をめぐる不満が僧の側から出て、これによる混乱もあったが、永正など中世後期にもなお弘安礼節に基づく身分規範が有効なものとして機能していた事を示すといえるであろう。そして、このような僧官と俗官の相当を重視したり、出自にこだわる顕密の僧官制度が存在したことが、京都の日蓮宗にも影響を及ぼしていたのであり、日蓮宗でも、大覚・月明など公家との関係を有する住持の僧が実子猶子ともに多数あったことの一因であったのであろう。¹²

なお、日蓮宗の書札に関する史料を一つだけ示すが、天文法華一揆真つ只中の天文二年に、山科言継が中御門宣秀の邸を訪れると、中御門家では、本国寺宛の書状を出そうとしていたが、その書札礼を如何にするかが判断がつかず、言継も相談をうけた。その結果は「宛所本国寺上人、礼節恐々謹言也」¹³であった。この際にあらためて書札礼をどうするか議論していたことは、以前には本国寺と中御門家の書札のやりとりがなく、先例がなかった事を示しているであろう。弘安書札礼では、中御門宣秀（当時四位藏人）から本国寺日圓（当時大僧都）へ出す書状の礼節は、「礼節恐々謹言」¹⁴であった。日蓮宗については、書札礼は流動的で「当時の会釈」に基づき、別の基準となる場合があったのであろう。

また、鎌倉新仏教の他の諸宗にも、弘安書札礼にあてはまらず、流動的な面があったようである。¹⁵

禅宗については、『宣胤卿記』明応二年（一四九三）二月十日条で中御門宣胤は、五山長老は僧正に准ず、或いは近年大納言の朋輩とした事例があったが過分であり、「当座の会釈」に左右されるか、としている。また三条西実隆は「実隆公記」永正元年三月十五日に「禅僧の礼に定法無く候」かと記しているように、確定していなかった事が窺われる。

浄土宗には、亀山院の院中沙汰によって、一寺住持は公卿に准じ、平僧は四品雲客に准ずと定められたという説があったが、それを聞いた中原康富は、僧正が参議に准じ僧都が四位殿上人に准ずという「弘安礼節」の規定と比べ厚遇されすぎていると感じていた。

当時の日蓮宗もこのような書札例を用いなければならなかったにちがいない。とくの京都においてはそうであつたろう。書札例が重要な意味をもつ京都で活動する場合、これに対応するのは不可欠であり、その結果として、「身分」上昇を求めるような発想が現れ、種々の影響をもたらしただのであると思われる。

(二) 室町幕府の書札礼と日蓮宗

室町幕府を中心とした武家にも「細川家書札礼」「大館常興書札礼」に代表される独自の書札礼の体系があつた。¹⁶

武家書札礼については、桑山浩然氏が武家書札礼の一流である大館流について「大館記」の諸記の分析から、大館氏も弘安書札礼に無関心ではなかったが、公家故実を全面的に自らの行動基準とはしていなかった、という見解を示している。¹⁷桑山氏の所説の通り、伊勢貞満の「伊勢加賀守貞満筆記」には「一、書札の事、公家方におゐてハ、弘安礼節とて被定置事在之、武家の事ハ不及其儀、被用成様躰在之云々、」とあり、大館常興の「書札之事」には「書札之事、惣別、弘安礼節とて定をかれたる事明鏡なり、雖然武家の事は不及其儀、もちい被来様体有之云々、於公家方ハ至于今礼節を被相調段、無相違之云々、武家方の事も、ちはむにハ大かた此礼節をふまえて可相調事、可然と云々」とある。武家の書札では弘安書札礼を参考としながらも、必ずしも踏襲していなかった様子が窺える。

そして、室町幕府の引付史料の中には、しばしば日蓮宗の寺院や僧の名が出てくる。このうち『室町幕府引付史料集成』の諸書に出ているものを年代順に並べてみると、このうちまず気付くのは、明応年代から宛所として「雑掌」の語が見られはじめ、天文十九年(一五五〇)頃からは、寺院に対する宛所としては、それが定着するようになっていった事である。「雑掌」とは公卿の家司や、門跡や僧官をもつ僧、祈願寺の住持など公卿に准ずる僧の家司役の僧の呼称であつた。幕府の引付関係の史料からみれば、公卿以上に奉行人奉書を発給する場合には、公卿に直に宛てず、その雑掌宛の扱いをするという原則があつたのではないかと思われる。周防の大内義興も三位に昇叙されて後

は「大内太宰大貳雜掌」のように雜掌の語が用いられるようになったようである。日蓮宗の本山でも、この称が定着していった事は、幕府の書札礼の体系の中では、日蓮宗の本寺の住持が、朝廷の場合より高い位置付けをされていたといつてよいのではなからうか。

以上雜駁ながらいくつかの例を挙げて、中世の日蓮宗を取り巻いていた中世京都の書札礼や身分意識の一端について検討してきた。このような状況のなか、各門流でどのような方針をとろうとしていたのかは今後の課題としたい。

武家の書札例や礼式の規準が公家と完全には重ならなかったことは、日蓮宗にとっては、その間を縫うような形で様々な格付けの上昇を試みるのに適していたと思われる。

(三) 『職人歌合』における「日蓮宗」

鎌倉時代から室町時代にかけて、詠者が左右に分かれて歌の巧拙を競う「歌合」が様々な趣向で作成された。

その中には、いくつかの「職人歌合」があったが、そのうち明応年間（一五九二〜一五〇一）頃に成立したと推測される『七十一番職人歌合』¹⁸には、「法華宗」との呼称で、日蓮宗の僧が「職人」¹⁹の一人として出てきて、五条袈裟・僧綱襟に袍裳という姿で、「月」と「恋」の二題で「念仏宗」の僧と歌を競っている。「法華宗」の僧の出てくる職人歌合はこの『七十一番職人歌合』のみである。

この『七十一番職人歌合』には現代人に「職人」として容易に認識される商工業者の他にも、僧侶、神職、雜芸人や遊行聖などが「諸道の輩」として登場している。僧としては、日蓮宗と念仏宗の他にも「禪宗」・「律家」・「華嚴宗」・「俱舍衆」・「山法師」・「奈良法師」・「比丘尼」・「尼衆」・「持者」・「山伏」という組み合わせがあり、他の職人とともに描かれている。

職人歌合については、岩崎佳枝氏の詳しい研究がある。²⁰まず、岩崎氏は、職人歌合とは、堂上などの歌人たちが、

職人の身になりかわって、それぞれの職業に関わる言葉や内容を活かしながら、歌を詠むという趣向の歌合であった、とする。また、岩崎氏は『七十一番』について、後土御門院崩御直後の明応九年に行われた飛鳥井雅康や三条西実隆等の堂上歌人達の法楽の歌会をもととして、土佐光信の絵とともに成立したとされる。そして、七十一番という組合せの数は、この十五年前に完成した朝鮮銅活字本の『白氏文集』の七十一巻の巻立てに依っている、と推測した。岩崎氏のこれらの推測は、文書的な確証に欠ける部分もあるが、かなり首肯しうるものであると思われる。

さて『七十一番職人歌合』の内容を見てゆくと、右方の「法華宗」の僧の「月」の歌は「我のりの 月そてらさむすゑの世の よ経しちめつ さもあらはあれ」であり、対する左方の「浄土宗」は「はちすはの にこらぬつゆに やとるなり これそ上ほん 上しやうの月」である。

この両歌に対する判詞は「左右ともにわか宗旨をあげたり。法の勝劣を論ずべからず。」として持（引き分け）となっている。そして、「恋」の歌は「一目見て わすられさりし おも影は 十羅せち女も かくやとそおもふ」と「往生の さわりもそする 先つひとを くわんおんせいし 来迎もかな」である。判詞は「これ又ともに観音勢至を使とし十羅刹女を思かけたり。且はをそれなきにあらず。光源氏の物語にも法けたちくすしからむと申めり。左右ともにしかるへからず。」と双方ともに不出来で引き分けとしている。そして、さらに各詠者の立場からの発言のような形の詞である「画中詞」があり、法花宗の画中詞として「末法まんねんよ経 しつめつ（悉滅）の時此妙法花と 申候は我等か祖師日蓮上人の 御時くれぐれとかれ候ときは 法花宗」という詞が加えられている。

「恋」の歌は狂歌の趣²¹であるが、「月」の歌は「余経悉滅 さもあらばあれ」というように、まさに本来の教義的主張そのものをストレートに表出しているといえよう。そして、この歌には「法の勝劣を論ず」ることを顰蹙する判詞がついている。この判詞には、歌合を制作した人々、つまり当時の公家や公家出身の僧たちの視点や心情が垣間見えるように思われる。

さらに、この点については、西山克氏²²が『七十一番職人歌合』の「山法師」と「奈良法師」は「顕密仏教の正統的

な宗派であった天台・真言の両宗を直接には含まない。」と明確に指摘し「ここにあるいは『七十一番職人歌合』制作者の「道々の輩」観が覗けているのかもしれない²³」とこの歌合を制作した公家社会の指向に触れている。当時、山門や南都の諸宗では、宗内の僧侶は貴族出身の上層の「学侶」とそれ以外の「堂衆」におおむね二分されていた。七十一番歌合の絵からみると、「山法師」・「奈良法師」の絵には明確に強調するかのようには、長刀や刀が描かれている。これは絵の僧が「堂衆」の法師であり、公卿と同格の、僧官をもつ上層の僧ではない事が、明確に示されていると思われる。

さらに、職人の呼称は、『東北院職人歌合』では「みちみちの者ども」、『鶴岡放生会職人歌合』²⁵では「道々の輩ども」「諸道」、『三十二番職人歌合』では「いやしき身しな」、『七十一番』では「おろかなる草のむしろ」「万の道の者」、などと表現されていて、これらの歌合特に『三十二番』『七十一番』の編集者たちの観念では、職人「みちの者」たちは、本来は優れた歌を詠むような高雅な存在ではないという観念があるように思われる。三条西実隆・飛鳥井雅康等の歌合の制作者にとっては、法華宗の僧も「みちのもの」に含まれるべき存在であり、山門などの僧位僧官を持つ僧（多くは公家出身）とは区別されるべき存在である、という認識²⁶が幾分かあったのであろう。

また、岩崎氏は「職人歌合」制作の背景として、朝廷に属する「職人」――道々の者――に寺社の祭礼という場において彼らに詠歌させる、²⁷という狂言綺語の虚構を通して、和歌を媒ちとして仏法に結縁させる、²⁸という「法楽の歌合」という思想があったのではないか、とするのである。

これにたいし網野善彦氏は『三十二番』の場合では、神事・仏事とは直接の関係はなく、多くの職人が自分達で集まって和歌を詠み歌合をすることになっているし、『七十一番』でも、「万の道の者」が集まって和歌を詠み、衆議判で判定するかたちで歌合が行われており、神仏の法楽とは直接関わらない、と主張する。岩崎氏の皇室を頂点とする職人観という視点は注目されるが、歌や詞の内容に意図的に滑稽味²⁹を出したものがあることなどから考えあわせると、それに類する観念が時折り顔を出すものの、『七十一番職人歌合』全編を通してそのような構想に基づいていた

とは考えがたいように思われる。

以上、ごく簡単にはあるが、『七十一番職人歌合』に登場した「法華宗」について検討を行った。中世後期に日蓮宗の宗勢が伸びるにつれ、従来の伝統に固執する公家社会にも無視出来ない存在として認知されていったことは、諸先学により既に指摘されている。この『七十一番職人歌合』に「法華宗」の僧が登場していたことも、そのような様子を如実に表しているであろう。但し、日蓮宗の僧を、僧位僧官をもつ山門・南都の僧と差別して「道々の者」に含めるような観念が公家たちの間にはあり、法華最勝を強く主張する布教姿勢にも忌避の念があつて、それが歌合の内容にも反映されていたのではないかと思われる。

結び

中世後期当時の京都法華教団諸門流の外側には、当然ながら、既に朝廷を中心とした社会体制が確としてあり、日蓮宗の諸門流はそれに対応していったと思われる。その考察の一端として、中世の書札礼について、弘安書札礼の僧正と参議の相当という条項を中心に検討し、この規定が根強く影響をもっていたこと、これに対し僧からはしばしば反発があつたこと、書札とも関連するが顕密仏教の僧の位階には出自が影響していたことなどを考察した。このような状況に対し各門流が具体的にどう対応していたかを従来の研究と校合することや日蓮宗の僧の書状の書札礼の具体例などについては、十分に取り上げることができなかった。後考を期したい。また、当時の公家社会の視点を示す材料として「職人歌合」を取り上げ、公家の身分意識の反映についても推測を行った。教団に対する公家たちの意識がかわせる事例であろうと思われる。

- 1 『日蓮教団全史 上』平楽寺出版 一九八三年 第五章第一節
- 2 『国史大事典』（吉川弘文館 一九八五年）「弘安札節」の項（武部敏夫）・『日本史大事典 三卷』平凡社、一九九三年 「弘安札節」の項（富田正弘）
- 3 橘豊『書簡作法の研究』風間書房 一九七七年
- 4 岩間敬子「弘安書札礼と院宣・繪旨」『古文書研究』三二 一九九〇年 岩間氏は、弘安から天文頃の院宣・繪旨と書状の分析から、親王家、摂家宛の院宣・繪旨では弘安書札礼は適用されていないが、清華家以下ではほぼ厳格に守られていた、また、私文書である書状においては、弘安書札礼に準拠しながらも適用は固定されておらず、当事者間の関係に依拠する例がかなりあった、などの諸点を明らかにしている。
- 5 金子拓「室町期における弘安書札礼の運用と室町殿の立場」『日本歴史』六〇二号 一九九八年 金子氏は、弘安書札礼と、室町殿や准后、門跡の実際の乖離に着目し、制定の後の身分の変化などに応じて弾力的に運用される場合もあったが、弘安書札礼は枠組みとして存在し続けたとする。
- 6 「宣胤卿記」永正五年（一五〇八）八月二十六日条には「一、僧正禮雖准参議、上所ハ謹言上ト不書事」とあり、宮中の諸儀式ではこのような僧正が参議に准ずるという規定が散見される。
- 7 前注4・5
- 8 百瀬今朝雄「手紙の作法」『週刊朝日百科日本の歴史 別冊歴史の読み方5 文献史料を読む・中世』朝日新聞社 一九八三年による。
- 9 辻善之助『日本仏教史』中世篇之二岩波書店 一九七〇年
- 10 証如は、享祿元年（一五三二）に法眼に十八歳で直叙され、天文五年（一五三六）十二月には青蓮院宮の執奏により大僧都と

- なり、天文十四年（一五四五）四月に法印となっていた。証如が天文十八年（一五四九）に法印から僧正に昇進した際には、「（証如が）いまた年もゆき候はずなどの斟酌は平人のことにて候はんずる」と『お湯殿の上日記』に記され、既に享禄元年九月五日に九条尚経の猶子となっていた証如が若年で僧正になるのも問題ないとの認識が示されている。
- 11 堀池春峰「維摩会と閑道の昇進」『中世寺院史の研究』（下）同研究会編 宝蔵館 一九八八年 堀池氏は、平安時代から既に「閑道の昇進は古今の通規」として「貴種」が優先されていた実体を指摘している。
- 12 妙蓮寺日応が「親王御方外戚之間、任申請先年被僧正云々」と僧正になり、軋轢なく宮中に伺候したり実隆と僧正の書札礼で交際していた例もある。また、法華宗に批判的な三条西実隆でも、三条実香から妙顕寺上人は木寺宮出自であるから挨拶をするとよいといわれると、勧められるままに挨拶を送っている。公卿の出身の場合、公家社会にも、割合容易に受け入れられた様子は既に論じられている。（前註1・糸久宝賢『京都日蓮教団門流史の研究』平楽寺書店、一九八九年）
- 13 『言継卿記』天文二年二月二十九日条
- 14 立正大学日蓮教学研究部所蔵写真版『本圀寺文書』
- 15 平雅行氏は「遁世諸宗は僧位僧官制とは異なった方式で国制の中に包摂された」存在である、とする。（『日本中世の社会と仏教』塙書房 一九九二年）また、「諸宗勅号記」（永正二年）には、禪・律・浄土の三宗には在世・寂後に勅号があり、禪家は国師禪師、律家は国師、浄土は国師、或和尚号上人号等之類である、としている。従来の顕密仏教とは異なる形で天皇制と結びついていたのと関係があるであろう。
- 16 武家の書札においても、諸宗に対する書札礼はそれぞれ別個に規定され、宗内の格式や幕府との関係も考慮されている。
- 17 桑山浩然「室町幕府内談衆大館氏の残した史料——室町幕府関係引付史料の研究・序説——」『古文書研究』三十 一九八九年
- 18 『新日本古典文学大系六十一』職人歌合 岩波書店 一九九三年 を底本とした。ほかに『新修日本絵巻物全集二十八』職人歌合 角川書店 一九七九年 を参考にした。
- 19 石田尚豊「職人尽絵」『日本の美術』一三二 一九七七年 同氏「職人繪の展開」新日本古典文学大系『七十一番職人歌合・新

撰狂歌集・古今夷曲集』岩波書店 一九九三年所収 石田氏は『七十一番職人歌合』と「洛中洛外図」に職人の種類や姿の描かれ方に共通点が多く、何らかのつながりがあると推測している。また、法華宗の僧の姿にも両者の絵には、共通点があると
する。

- 20 岩崎佳枝『職人歌合―中世の職人群像―』平凡社 一九八八年 『職人歌合総合索引』赤尾照文堂 一九八二年 「室町期の風俗絵巻―『三十二番職人歌合』・『七十一番職人歌合』の成立・構成・詠者たち―」『古美術』七四 一九八五年四月 『七十一番職人歌合』成立時考」『文学・語学』九六 一九八三年 「職人歌合」と飛鳥井雅康―『七十一番職人歌合』の一詠者―」『文学・語学』一〇六 一九八五年 「文学としての『七十一番職人歌合』」新日本古典文学大系『七十一番職人歌合・新撰狂歌集・古今夷曲集』岩波書店 一九九三年所収 と同文学体系の校注
- 21 他宗の僧の歌にも同様の傾向がみられる。

- 22 西山克氏は『七十一番職人歌合』で法華宗と念仏宗が合わせられたのは「思想上の敵対関係に依拠している」としている。(前註18前者の校注)しかし、この「浄土宗」は詞などからみて真宗ではなく、法然流の浄土宗とする。

- 23 西山克 前註18前者の校注・『国史大事典』「職人歌合」の項。

- 24 注目されるのは、各宗を選択する基準である。南都の諸宗についても、法相宗は除かれ、寓宗が一つ選び出されている。

- 25 鎌倉時代の弘長年間(一二六一―一二六三)頃に成立したと推測されている『鶴岡放生会職人歌合』には、「持経者」が「念仏者」と組になって歌を詠んでいる。永仁五年(一二九七)成立とされる『普通唱導集』にも、僧正を別格とする「出世間部」には「持経者」が念仏者・禅僧・律僧・天台宗・華嚴宗・真言宗・法相宗・三論宗・俱舍宗などと並んで挙げられている。明応九年(一五〇〇)の『七十一番歌合』には「持経者」・「念仏者」ではなく、「法華宗」と「念仏宗」が番となっている事と考
え合わせると、この間に法華専修の信仰が日蓮聖人に始まる「法華宗」にかなり包摂されてきた様子が、この一端からも窺
れると思われる。

- 26 河内将芳『中世京都の民衆と社会』思文閣出版 二〇〇〇年 河内氏は天文十六年(一五四七)に山門が朝廷に訴訟を起こし、

法華宗の僧の僧官は極官を律師とするよう訴えた事例を示す。

27 網野善彦『職人歌合』岩波書店 一九九二年

28 前註24 また、岩崎氏は、『普通唱導集』のなかで、追善仏事所用の諷誦文例として、天皇以下の諸階層に連なつて諸職人の例が列挙される視点との重複を指摘する。

29 下房俊一「たわむれの歌・たわむれの判——職人歌合の世界——」『国語国文』六五―五、一九九六年 下房氏は岩崎氏の見解に対して、職人歌合とは、職人と伝統的歌合という二つの異質な世界を結びつけるという設定によって興趣を起こすためのもので、パロディであり「たわむれの産物」としての面が強いのではないか、とする。

第二節 日蓮宗と三条実香についての一考察

—中世京都日蓮宗と公家の関係の一例として—

はじめに

本節では前節に続き、室町時代の京都日蓮宗と公家たちとの交渉について検討する。日蓮宗の地位や朝廷との関係ともつながるであろう。公権力の一部でもあった公家との交渉については、既に辻善之助¹氏の考察もあり、『日蓮教団全史』²でも詳しくまとめられている。また、糸久宝賢³氏も考察を行い、「京都日蓮教団と貴族たちとの交渉を、近衛家や花山院家等のような信仰を媒介とする交渉と、そうでない三条西実隆たちのような交渉の形という二点に分けられる」と、信仰を基盤とするつながりと、信仰ではなく出身家系や連歌などの教養を紐帯としたつながりの二つに大きくは分類できるとしている。室町時代の公家三条実香（一四六八～一五七〇）はしばしば日蓮宗との関連を窺わせる記事があり、純粋な信徒ではないものの、日蓮宗に接近し信徒に近い行動をしていた面があったとも考えられる。実香と日蓮宗の関係は、先に糸久が指摘したような二つに大別する方法では分類できないものであると考えられる。本節では、この関係について、当時の日蓮宗と公家との交渉の事例の一つとして取り上げることとする。

(一) 日蓮宗との関連を示す記事

実香と日蓮宗の関係を、まず系図上から見てゆくと、妙顕寺の第四世月明は実香の曾祖父三条実冬⁴の四男であった

事が挙げられる。『尊卑分脈』・『諸家伝』・群書類従系譜部などによれば、実冬の子には三人があり、長男は公宣、次男が右大臣公冬、三男が後には天台座主になった公承であったという。月明の名は見られないが、実冬の子とみてまちがいなからうという事は既に先学⁴が指摘されている。公冬の子が左大臣実量、その子が右大臣公敦、公敦の子が実香であった。実香と日蓮宗の関係はこの所縁から始まっていたのであろうと推測される。また、実香の叔父二人が横川の長吏であり、実香の娘は室町幕府の十二代將軍足利義晴の側室となつて一対の局と呼ばれていた。このことについては、法華一揆とも重要な関連があつたとも考えられるので、後述する。

次に、実香と日蓮宗の関連をいくつか列挙する。まず、本隆寺日真⁵が 文龜三年（一五〇三）に、後柏原天皇から、自著の三大部科註の外題を色紙に書いて賜つたが、この件に実香が関与していた。この時の色紙は、玄義一十は青色、文句一は青色、二十は黄色、止観一は黄色、二十は青色であつたという。この科註の本書には実香の奥書がある。『法華玄義』では

這三十卷玄義一卷叡覽之後、被染勅筆者也、為寺家重宝耳

転法輪三条右大臣実香

であつた。『摩訶止観』も同様で

此文句一卷外題被染宸翰者也、尤後代之可為重宝而已

右相府

との奥書であつた。

この叢覧について辻善之助氏は「而してこの三大部外題宸翰を賜はるについては、何人かその間に執成す者があつたのであらうが、その間の事情は今之を詳にするを得ないのは遺憾である」として慎重な態度をとっているが、この奥書をみても三条実香がその取り次ぎ・周旋をしたと考えるのが自然であらうと思われる。

さらに、『実隆公記』永正元年（一五一二）十一月二十七日には「妙本寺住侶日蓮宗宝積房一桶携え来る。各一盞を勧める。鳥の子廿枚之を送る。三条相国筆の法華経一部八卷之を見せしむ。予の奥書を加うべきの由、所望なり。固辞すると雖も頻りと懇望有り。仍て先ず預り置き了んぬ。」とあり、実香は当時大納言（丞相）であつたので、この「相国」とは実香の父で、嘗て右大臣であり、当時は入道となつていた公敦の事であらう。公敦の嘗て筆写した法華経一部が、この頃に妙顕寺に贈られたことがあつたのであらうと思われる。三条家に法華経信仰があり、妙顕寺とも交際が続いていた一つの例証といえるのではなからうか。

次に、『実隆公記』には、実香が三条西実隆⁷へ書状を送つて、実隆が妙顕寺日広へ挨拶をするよう働きかけた記事がある。『実隆公記』享祿四年（一五三一）二月五日条によると、同日実隆の許へ「妙見寺へ使者を以て礼を申され対面すべし云々」と実香より書状が届き、実隆はその勧めに従つて同七日に使者を遣わし挨拶の礼を取つていた。従来此の記事は、当時の妙顕寺の貫首日広が木寺宮家出身で公家との交際が盛んであつた例証として取り上げられてきたが、実香と日広の関係についてはあまり注目されてこなかつた。その関係がいつからであるのかは不明であるが、月明以来の縁にもよつていたとも考えられるし、後述するように実香と妙顕寺の間に実香の所領の問題で関係があつた事とも関係しているのではなからうか。

さらに、実香は同年十月の妙顕寺での日蓮聖人の二百五十遠忌にも出座していた。法会に際しては、『言継卿記』に「今日前左府（転法輪三条実香公）誘引せられるの条、二条の法華堂（妙顕寺）に罷り向かふ。明後日（十三日）日蓮二百五十遠忌と云々⁹」と、実香が声をかけて山科言継などの楽人を招請し、実香の子息公頼も同道列席していた事がわかる。法会は言継・持明院基規・四条隆重・豊盛秋などの公卿・殿上人の出座を得て、盛大に挙行されていた。

従来は、この公家多数の出席も、貫首の出自に与るところが大であったろうという視点に傾きがちであったが、実香が積極的に関与していたことは注目される。

このような信仰的な関係の他にも、実香と日蓮宗の交渉は政治的な分野にも及んでいた。享祿四年五月の『実隆公記』紙背文書には「河州について、今日も木沢方へ音信仕り候う。折節、本覚寺も居候いける。妙顕寺種々入魂、□彼の上人も 指し合わせ候う。併せて貴殿に参られ候うしるしと祝着仕り候う。少分到来。」¹¹という実香から実隆への書状がある。この書状でいう「河州」とは、大永七年に幕府の管領細川高国方が敗走した後に畿内の大部分を支配した足利義維・細川晴元方によって奪われそうになっていた河内内郡にあった三条家領の事であろう。また『実隆公記』天文五年一月二十五日裏には、「河内の所領が木沢などに横領され、四分の一ほどしか到来しない」と実香が実隆に嘆く書状がある。この所領について実香は、「河州敵出頭」により奪われたなら「速かに餓死すべく候の外、別義無く候」¹²とまで言っていたことがあった。本覚寺とは貫首であるか寺僧であるか不明である。妙顕寺上人とは貫首日広の事であろう。二人が、実香の為に口添えしていたのであろう。

この所領の問題の背景には当時の複雑な政治事情がある。従来実香は管領細川高国との交際があり、高国が永正五年（一五〇八）から大永七年（一五二七）まで室町幕府の管領として実権を握っていた時期には連歌などの交遊もあった。高国の生母は徳大寺家の出自であり、また高国自身も武家ながら一流の文化人でもあり、公家社会との関係が大変良好であり、実香や実隆とも親密な交際をしていた。¹³このような状況下で、実香は順調に左大臣まで昇進していたのである。ところが、大永七年（一五二七）の桂川の戦いなどの政変により、高国と將軍義晴の政権は崩壊し、二人は京都から逃亡し、畿内の大部分は阿波から堺に上陸していた足利義維・細川晴元派の支配するところとなっていたのであった。高橋康夫氏は、京都の公家の間では、高国に同情的であり、阿波・堺方が不評で、日記でもしばしば「敵方」と表現されていた事¹⁴を示している。実香が左大臣を辞職した大永八年は、まさにこのような時期であり、辞職もこのような畿内の政治的変動の影響を受けていたのではないかと考えられる。享祿四年に、河内の三条家領が

堺方の武将によって奪われそうになっていたのも、このような情勢とも関係があったのであろう。高国は結局、享祿四年の六月に大物浦で捕らえられ自決させられるのであるが、その直前の享祿三年から四年六月までは、高国は播磨の浦上氏を味方につけることに成功して、摂津で義維・晴元方と互角の戦いをしていたのである。木沢長政などの義維・晴元派の武士の制圧によって、三条家領からの収入が途絶えそうになっていた背景はこのような状況であった。

ところでこの時、「本覚寺」や「妙顕寺上人」は実香とどのような関係にあり、実際にどのような運動を実香のためにしたのであろうか。「本覚寺」とは貫首なのか寺僧であるのか不明であるが、実香とは親類関係にあり極めて親しくもあつた三条西実隆の日記には「本覚寺澄健」という人物がしばしば現れる。澄健は実隆と連歌や本の貸し借りなどの頻繁な交際があつた。実香とも知音であつたことは十分考えられる事である。また、この抗争の時期に、本覚寺には、当時の分裂した幕府の一方である阿波方の武将である柳本党が寄宿していた事があるという指摘がある。実香が武家へ書状を出した先が、寄宿先の本覚寺であつたのであり、これらの事から先の書状では「折節本覚寺も居候いける」と表記されたのではなからうか。また「妙顕寺種々入魂、彼の上人も」という表現もあり、「本覚寺」が単に居合わせただけではなく、実香とどのような関係があつたかははっきりしないが、口添えをしたのは確かであろう。また、妙顕寺とも、先述の実香から実隆へ妙顕寺と挨拶をするよう書状を出したことからも窺えるように、何らかの交際があつたものと思われる。妙顕寺と三好・木沢などの堺方の武将との間に何らかの所縁があつて実香が頼った可能性もあるが不詳である。

但し、いずれにしても、所領が奪われたなら速やかに餓死すべしとまでいつていた実香にとって、本覚寺や妙顕寺の協力は実に有難く感じられたのであろう。そして、妙顕寺での享祿四年の日蓮聖人の二百五十遠忌に実香が中心となって山科言繼などの楽人を招請して、盛大な挙行に貢献した事とも、関連があつたのであろう。そして、そのような実香が天文法華一揆の時期にも日蓮宗に協力的であつたと推測することも十分に可能なのではなからうか。

実香と法華一揆には何らかのつながりがあつたのであろうか。一族に着目して、二、三の検討をしてみる。

まず、実香の娘の一人は当時の室町幕府將軍義晴の側室であり、「一対局」と呼ばれていた。義晴は天文三年六月に近衛尚通の娘を正室に迎えるが、それまでは正室はいなかった。一対局については詳しい事はわからない。天文元年の法華一揆成立時には、近江に逃れていた義晴には同行せず京都の実家にいた事¹⁶が判明するが、法華一揆との関わりは徴証がない。強いて関係を見いだそうとすれば、『両山歴譜』によれば天文法難で法華一揆に加わって戦死したとされる小倉右中将公右が、三条家に来たつて一対局に謁したという記事が『一水記』・『実隆公記』などに三度ほど見られるくらいである。天文法難の頃の情報については、はっきりとしない。但し、三条家と將軍義晴の関係は良好であつたようであり、天文五年六月一日には、実香の子息大納言公頼と義晴の間に大鷹の贈答があつた(『後鑑』)など、交際を示す記事がある。

さらに、実香と天文法難の関わりについて、最も注目されるのは、実香の叔父公頼と公助が横川の長吏、すなわち横川の検校であつた事なのである。公助は『尊卑分脈』¹⁷などでは「法務大僧正 横川長吏」と記されている。その横川での在位年代は不詳であるが、実香が法難の翌年すなわち天文六年に出家した際¹⁸には戒師を勤めたと思われる、この時も存命であつたのであろうと思われる。筆者がこの「横川長吏」という記載にこだわるのは、法難の前の横川の動向と関連があるのではないかと思われるからである。天文法難の起こる前に、山門内でも武力攻撃へ消極的な人々がいて、それが横川を中心にしていた事が以前より指摘されてきている。辻氏は「この間山門内部に於て、横川楞嚴院内に異心を挿む者があつたらしく、六月五日、西塔院の政所より、横川に牒して、今度の戦いには、満山僧徒老若を問はず、力を協せ、他国に出でたるものも皆馳参ずるに、悪逆に最負し、便宜を計らひ、口入の手立てに及ぶが如きは、歎いても余りあり、速に嚴科に処せらるべしと告げた。更に七月四日を以て西塔と横川両院の衆連判してその契

約を固うした。」と史料を引用して要約した。¹⁹ 実際に西塔からの牒を見ると、六月の段階では「御院内に於て別心を存じ」て、「日蓮党退治」の和睦調停をなそうとしていた人々の存在が確認される。

実際の法難は七月の二十七日であったが、六月の中頃から衝突の危機があったことが窺われる。経過を辿ると、『後奈良天皇宸記』には五月二十一日条で「山門と法華衆と取合す。雑説あり。以ての外の事なり」とあり、同月二十八日条には「叡山衆徒、日蓮衆退治の事、一定」という記載が見られる。五月三十日には、法華一揆から相国寺に陣札が交付されていた。『鹿苑日録』六月の一日には三院の集会があつて、「日蓮党退治」が決議された（「阿刀文書」）。ここでは攻撃は六月十四日の祇園会以降廿日以内とするとされていた。六月十五日には三院からの使者が禁裏に派遣され通告がなされていた。²⁰

山門との衝突が危ぶまれたこの時期には、若狭や下野にある京都日蓮宗本山の末寺から本山へ助勢が来ていたが、一旦危機が遠のいた為か帰国していた事実が、本山から末寺への書状などによって考察²¹されている。この時期に日蓮宗と山門の和睦が調いかけ、危機が一時遠のいたのであるが、その後七月五日に「三院決議」として三院が一致して日蓮宗とあたるという連判がなされ、遂に七月の衝突となったのではなからうか。つまり、横川の内部に日蓮宗との対決を好まない傾向があつて、山門内で問題とされたというのは、この六月四日から七月五日の間の事であつたのであろう。このような和睦をしようとした人々の存在・動向について、従来、横川が、かつて聖人の遊学の地であつたこともあつて、日蓮宗の僧が学ぶなど関連が深かつたためではないか、という推測が徴証も特にないが、なされてきた。ここで、筆者は実香の二人の叔父公頭と公助が横川の検校（長吏）であつたことに着目し、日蓮宗側は、軍事的衝突の危機にまで立ち至つた山門との調停模索の一つとして、実香・公助を通じて、三院の一つである横川への働きかけをしていたのではなからうか、と推測できるのではないかと考えるのである。この時の実香の立場を考えてみると、実香は大永八年に武家政権の変動にも関係があるのか、左大臣を辞職して散位となつて既に七年が経っていたが、天文四年にはいきなり太政大臣となつていたのである。この昇進には、直に昇進するのと一度辞任してから昇進する

のを区別したり、顕職を交代で務めたりする公家社会の慣行という観点からの検討も必要であると思われるが、しばらくおく事とする。だが、天文四年という法華一揆の全盛の時代に、実香が散位から太政大臣となった事には、法華一揆と実香の関係が良好であったという事情も関係していたのではなからうか。また、実香は、以前からの関係もあって、法華一揆と協調的な立場であったと推測してよいのではなからうか。そして、実香が拝任していた太政大臣を辞職したのが、山門と日蓮宗の対立が決定的となり、その調停が困難となった時期の、天文五年の六月二十五日であったのも、法華一揆と協調的で將軍義晴とも深いつながりのあった実香が、山門と日蓮宗の対立の調停されることを望んでいたが、遂に対立が決定的となったことによる、という事情が伏在したと推測する事もできるのではなからうか。

結び

以上、三条実香と日蓮宗の関係について、かなり推測に頼る部分が多いが、検討を行って見た。実香は諸方の寺院に参詣するなど、日蓮宗のみに帰依していたとまではいえない人物であるが、朝廷への周旋、法要への参加、所領の口添えなど様々な交流があり、中世京都の日蓮宗の活動に様々に関わっていたと思われる。中世の教団と公家の交渉については「教団は僧位僧官の任免とのかかわりから、入信しているか否かにかかわらず、力のうせつつあった貴族たちと、接点をもたざるをえなかった」という糸久氏の概説もあるが、本節で取り上げた実香の事例は、天文法難前後の中世後期の教団と公家の交渉の一つの具体例として、また中世の国家と法華宗の教団とのかかわりからも、注目されるものである。不詳な点については更に後考を期したい。

付表 『公卿補任』から抜粋した三条実香と子息公頼の官職の略歴

三条実香

年齢

長享元年（一四八七）七月二十九日 従三位、左近衛中将 元の如し

十九

三年（一四八九）七月八日 権中納言

二十一

延徳二年（一四九〇）十月二十三日 権大納言

二十二

三年（一四九一）十二月十八日 正三位

二十三

明応六年（一四九七）七月一日 兼右大将

二十九

八月十八日 従二位

永正元年（一五〇四）三月十五日 賜去年六月五日叙正二位々記

三十四

三年（一五〇六）十二月二十五日 御監宣下

三十六

四年（一五〇七）四月九日 内大臣（於陣宣下）同日右近衛大将元の如し。

右大臣内大臣依官次可令列之由宣下。

三十

十年（一五一三）十一月九日 左大将

四十

十二年（一五一五）四月十六日 右大臣

四十

十二月二十六日 従一位

十三年（一五一六）三月二十九日 辞左大将

四十三

十五年（一五一八）五月二十八日 左大臣

四十五

大永八年（一五二八）七月一日 左大臣辞退

五十

天文四年（一五三五）八月二十八日 太政大臣

五十七

五年（一五三六）二月二日 聴輦車（陣宣下）御即位内弁

五十八

二月二十三日 拝賀（今日聴牛車、消息宣下）

六月二十五日 辞職

六年二月八日 出家。定法寺法務戒師。法名諦空

五十九

公頼

永正七年三月十三日

叙爵。同日侍従。

十月二十三日

叙正五位下（越階、年中兩度）

八年五月七日

従四位下

九年二月二十三日

左近衛中将（少将を経ず）

十二月十四日

従四位上

十年七月二十六日

正四位下

十一月十日

右近衛大将

大永元年七月一日

権大納言

二年一月五日

従二位

六年一月十九日

正二位

天文七年一月八日

内大臣

十年三月二十八日

右大臣

- 1 辻善之助『日本仏教史』中世編之四 岩波書店 一九六七年
- 2 『日蓮教団全史』第五章第一節
- 3 糸久宝賢「京都日蓮教団と三条西実隆」『印度学佛教学研究』三〇—一 一九八一年 同『京都日蓮教団門流史の研究』平楽寺書店 一九九〇年
- 4 前註1
- 5 中山親通と山名義時娘の子という。文安元年に生。寛正二年叡山に登って学問した。長享二年、本隆寺を建立。明応八年から九年に亘って、天台三大部の科文三十帖・十不二門の科文二帖、法華経の科文三帖、開結十巻の分科注釈を編む。(『日蓮宗大事典』)
- 6 前註1辻氏の引用による。
- 7 実香と実隆は親類関係もあって、極めて親しく、『実隆公記』には、実隆が実香の昇進の周旋をしたり昇進を祝ったりした記事もしばしば見られる。また、永正十四年には、実香は実隆や甘露寺元長らとともに、『清水寺縁起絵巻』の詞書きを執筆している。坂の上田村麻呂と蝦夷の戦いの場面では、この絵巻物では蝦夷は角があるなど、いわゆる「異形の人」として描かれ、当時の公家社会の感覚や観念の一端を知る事が出来る。
- 8 前註2など。
- 9 『言継卿記』同年十月十一日条。冠賢一「室町時代京都楽家豊原統秋の法華信仰」『日蓮教学教団史論叢・渡邊寶陽先生古希記念論文集』平楽寺書店 二〇〇三年
- 10 影山堯雄『日蓮宗布教の研究』平楽寺書店 一九七五年
- 11 『実隆公記』享祿四年五月二十五日至二十八日裏
- 12 大永五年閏十一月六日・七日裏・八日至十日裏
- 13 鶴崎裕男「管領細川高国の哀歌」『戦国期公家社会の諸様相』中世公家社会研究会編 和泉書院 一九九二年所収 など。

- 14 高橋康夫『京都市中世都市史研究』思文閣出版 一九八九年
- 15 前註13による。このため、一条家境内の地子について、実隆から本覚寺へ使者を出したこともあった(『実隆公記』享祿三年十月二十五日)。
- 16 『二水記』天文元年十一月二十五日
- 17 僧綱を統括する「法務」の職については、森川英純「法務・惣在庁・威儀師」『ヒストリア』九三 一九八一年・牛山佳幸「僧綱の変質と惣在庁・公文制の成立」『史学雑誌』九一―一 一九八二年・伊藤清郎『中世日本の国家と寺社』高志書院 二〇〇年などがある。また、中世の叡山の機構については、下坂守「中世門跡寺院の組織と運営」村井康彦編『公家と武家』思文閣出版 一九九五年所収・同「中世門跡寺院の歴史的機能―延暦寺の場合を中心に―」『京都国立博物館学叢』二一 一九九九年などがあるが、いずれも中世前期の事例を中心とした研究で、この時期の「法務」・「横川長吏」の地位や影響力、ひいては法難との関わりを直接論ずるものではない。この点については、さらに後考を期したい。
- 18 『公卿補任』天文六年条
- 19 前註1
- 20 『後奈良天皇宸記』同日条
- 21 冠賢一「天文法難の一考察」『日本仏教学会年報』六七号 二〇〇一年
- 22 実香は御即位式の内弁にもなっていたが、即位式の費用は『後奈良天皇宸記』には「大内が惣用進上」と表現されたように、大内氏はその費用の大部分を支出していた。実香は大内義興の昇階の口添えをするなど、大内氏との関係が深かった。実香が内弁となった理由の一つはこの関係にもあったのであろう。
- 23 前註2

第三節 宗論と民間布教者

はじめに

中世の日蓮宗では諸師は諸国で宗論・問答などによる強義折伏を行い、教線を拡大していた。宗論とは、いわば自己の主張を他者へ強力に、ときには無理矢理に注入しようとする行為になる。これは時には反発をうけたり攻撃されたりもするが、成功すれば同信者が増える。まさに強義の方法といえよう。

本節では、日蓮聖人以来の日蓮宗の布教方法として最も特徴的であり、強力な方法であったとも評される宗論について少々の検討を試みる。本節では町角や村々で行われたであろう、日常的ないわば末端の宗論について、二、三の例を示し、あわせて、日蓮宗の各門流に明確に属さずに布教していた人々や、その教化のもと、法華経を信仰していた人々の存在について考察を試みる。

(一) 宗論

日蓮宗では宗祖以来法論の座に於いて法門の最勝を証明する事を重視してきた。中世の日蓮宗と他宗との宗論の記録はかなりあるが、両者の論の展開や応答など内容の詳しく述べられている記録はそれほど多くはなく、なかには一方に偏していて公正さを疑われる記述や記録もしばしばみられる。中世の宗論は論書や著作によるものもあつたが、

一般的には説法と同様にその場で対論する形の方が多かったのではないかと思われる。近世の日蓮宗と他宗との法論では浅井円道氏の研究³によれば、近世の宗論は当座の対論形式ではなく、木版の出版物での応酬がほとんどであった、とする。近世の書物による宗論と、中世によく行われた対論式の宗論の特性について箇条書きでの対比をしてみると、近世は内的な思想・字句の事まで含めた正確さ・論争の経過を辿って冷静な判断の可能・繰り返しへの検証可能・万人に向けた論議・和漢の教養・幅広く通仏教的な理解、に対して、中世は、聞くなどの五官や感性にも訴えかける・その時の雰囲気や聴者の反応に左右される部分がある・細部まで再想起して判断する事の困難・その場の当事者のみの聴聞、などであろう。当座の対論には欠点もある。たとえば「松本問答」⁴でも、松本新左衛門は一方的に話し、勢いもあり、相手の華王房を圧倒してしまっているが、その主張を細かく検討してみると間違っていたり単なる強弁であるように思われる部分は何力所もある。狂言『宗論』⁵ではその場の勢いで訳のわからないことをいったり、夢中になるうちに題目と念仏を取り違えて熱心に唱えてしまったという対論としてのありがちな欠点が含まれている。また、『宗論』の台詞に「非学者論議に負けじ」とあるように、中世の当座の対論形式で行われる宗論は、ともすれば実際の内容は厳正な討議からは外れたものになりがちであり、内容の公正で明確な評価も困難であったと思われる。『宗論記』では文亀元年に細川政元の仰せにより、薬師寺備後守の宿所において、浄土宗と「日蓮義」の宗論があり、浄土宗が勝って、袈裟や衣を剥いだ、としている。しかし近衛政家の日記では実際には日蓮宗の勝利したことが確認⁶されている。

阿波での日蓮宗と浄土宗・真言宗との宗論では、『己行記』⁷では日蓮宗が勝利して「法詰理運之感状」が三好長治から出されたという。しかし、『三好別記』では「日蓮宗負けたるやうなれ共罰もなく、真言宗勝ちたるやうなれ共利生もなく、阿波一国愈日蓮宗繁昌」としている。また、相手方からの襲撃に備えて三好氏から護衛の兵がついた⁸もしている。相手方が納得せず、騒いだという一面もあったのであろうか。いずれにしても、法論の勝敗は双方の納得するような形でつくことは少なく、立場や見方によってもどちらが勝ったか、意見が分かれることも多かったと考

えられる。戦国大名の家法では宗論を禁じる例も散見され、武田家のように特に日蓮宗と浄土宗を名指している例もあった。宗論が双方納得して決着することの難しい問題であることも、家臣団や領国の動揺を防ぐことともあわせて、理由の一つであったのであろう。

そして、前に述べたような中世的な宗論の性格は、安土宗論においても影響があったのではなからうか。安土宗論のきっかけを作ったのが、普伝の安土（織田信長が自身の本拠として造った計画都市であった）でのめざましい布教であったが、この時普伝が法論の役者となるのを希望したが、斥けられたのであった。この点について辻氏は日淵の『安土宗論実録』の記述から、普伝が「近日帰伏の人」¹⁰であったためであらう、とし、中尾氏は一致・勝劣の派閥的争いと関係があるのではないか、とする¹¹。

これらの理由とは別に、フロイスからも「説教を以て甚だ有名」¹²と評された普伝の宗論におけるこれまでの様子が関係していたのではないだろうか。実際に、普伝が問答の役者からはずされたのは、日珣がどうしても承引しなかつたからであった。九州から普伝を呼び返して近衛殿の師範に推挙するなど関係の深かつた日珣¹³が、勝劣派の強い要請にも拘わらず認めなかったのは、普伝がこのような中世的な法論の名手であり、宗論で他の学僧とは異なるタイプの言動をするかもしれないと日珣が危惧したからではなかつたろうか。この宗論は信長が日蓮宗に言い掛かりをつけるための畏であろうと日珣等が既に判断していたことは先学たちも指摘している。そのような場面では、変則的な普伝の言動は、信長から難癖をつけられる格好の材料となりうる、という考えが日珣にはあつたのではなからうか。実際に、普伝は宗論後に、信長から布教や日蓮宗への受信の経緯などに関して、真実かどうかは不明であるが、激しく非難され斬首されているのである。信長が「人にかかる」¹⁵と表現したような宗論によって折伏をしてゆく日蓮宗の弘通方法と、信長の宗門弾圧・把握政策が関連していたのであろう。

ここで、宗論が改宗と結びついた一つの例として、小川信氏の示した丹後妙立寺に関する研究¹⁶に触れたい。小川氏によると、同寺の前身は真言宗与内寺であったが、身延門流の日養上人が丹後に京から下向し、「日々諸宗と問答を

開講す」という諸宗との宗論を行ったことによって、「俗人追々随心致し」僧衆の中にも与内寺の住持・住僧が随心して改衣した結果、永享十二年頃に与内寺が妙立寺に改宗されたのであった。この宗論も勝敗がはっきりしたわけではなかったようであるが、法論を繰り返す事が説法と同様の効果をもたらし、「追々随心」というような形で聴聞者の中から改宗者が次第に出てきたのであろう。また、与内寺の住持が随心したのは、必ずしも法論に破れたためではなく、或いは同寺の信徒が次々に改宗した結果としての改宗であった可能性もあると思われる。この日養の布教・妙立寺の開創と同寺の継続は身延門流のバックアップがあつてのものであつたらう。

『日本史』には、日本人の改宗について、改宗に際しては男も女も其の好みで宗旨を選び、他の宗旨へ走つたとしても、「これに圧迫を加える日本人は一人もない。」¹⁷とまでいう。これは言い過ぎであらうが、説法や法論の聴聞を結縁としての改宗もしばしばあつたのであろう。そして、そのような場合には、僧と聴聞者の間の個人的な信頼関係が紐帯となつて帰依・改宗となつたのであろう。普伝がきらびやかな小袖などを与えて結縁とした、というのもその一端を示すのではなからうか。このような、布教する為に遊行している僧と、聴聞者の個人的なつながりが、集団や門流の形成の基礎にあつたのであり、本山の一つの重要な役割として、そのような遊行して説法や宗論を立派に行はうる僧を養成し、¹⁸経済的・人的に支援し、¹⁹成果を継続させていくという面があつた²⁰と思われる。

また、この事例のように宗論が問答者同士の問題に留まらない場合も多かつたと考えられる。そこで、説法や宗論を聴聞する人々の理解能力についても考えてみたい。中世の庶民教育については、結城睦郎氏の研究がある。²¹結城氏は朝鮮使節の記録『老松堂日録』や『日本西教史』などを引用して、初等教育が村々の寺僧によって担われる事が多かったであろう、と推定している。京都日蓮宗の「寺内」でも、寺内居住者や付近に居住する信徒の子弟は寺僧から読み書きの手ほどきをうけたかと推定できる。フロイスの『日本史』には宣教師が布教する為には、日本仏教の八宗を研究し、「その教書に立脚して之を駁すること能わざれば、我等を軽蔑し聴聞する所の印象深からず、²²としてい

る。また、熱心に学に志す人々もあり、たとえば上層町衆の本阿弥家では学僧なみの法門領解をしていた。

いずれにしても、当時の人々の理解能力・知的素養はかなり高く、宗論の聴聞を契機として改宗する人々が存在する要因の一つとなっていたと思われる。また、聴聞の人々の理解や帰依を得るためには、宗論での言語的・論理的な優越だけでは十分ではなく、それよりも、やはり、宗論者の宗教者としての全人格的な魅力がより大きな影響を与えていたのである²³。

撰津川辺郡中筋村の日蓮宗への改宗の経緯も、説法と聴聞が直接の契機となっている。『蓮葉院余光記』²⁴によれば、中筋村は慶長八年に在京の領主から年貢を催促された。村の百姓の代表一兩人が、借米すべく出立したところ、偶然に、播磨の池田家から京の本禅寺に送られる供米の船に出会い、これを借用したいと考え、上京して本禅寺の蓮葉院日邵に願い出た。日邵は「他宗に合力の事、宗風に非ず、仏敵に財を加うるは則ち不忠不幸たり、謗罪に与同す、彼の命の助となるが故也」といつて断った。百姓等は「宗風」の委細を聴かせてほしいと願い、日邵は法義を以て答え「改宗は先祖に対して報恩の大孝にして、神仏に対しては冥慮に叶うの義趣を示し、謗法の科を責めた。ここにおいて彼らは改宗の心が萌し、改宗したならば米を合力してくれるかと尋ねたが、日邵はこの座にいる者には改宗したならば合力してもよいが、他の村人には成しがたと答えた。彼らは帰村後一村の男女すべて改宗すると約し、起請文を奉じて現米四十石を賜った。その起請文の内容をみると、当郷の男女は他郷へ行っても信仰は捨てず、当郷へ入る者は法華に受法させる。他宗の勧進の者は当郷に入れない、など不受不施的な傾向の強いものである。その後、同村では、一村挙げて改宗²⁵し、以前からあった寺庵堂社を破却し、蓮葉院・華光院からの「寶銀」の援助も受けて、松栄山妙玄寺を建立して、以後陣門の信仰をたもち、万治元年の記では、嫁を探す時にも「要品暗誦不能の者は誰もめとらず」というほどであったという。この事例も見方によつては、四十石の米を得るために、その手段として改宗したとみえる。しかし、米を用立ててくれる相手は他にもいくらでもあった筈であり、その後も村の信仰は継続し、かえって強化されていることからみると、やはり改宗は日邵の説法の聴聞が決定的な動機であったのであり、その後の信仰の持続も妙玄寺を介した門流としてのはたらきや村での同信者同士の結合が主な理由であったのであろう。

日蓮宗の信徒に商工業者が多く、教線が商業の交易路と一致するような形で伸びていることは早くから注目され、既に様々な視点から論じられているが、これらの事例は弘通と改宗の実際の形態の一端を示しているのではなからうか。²⁶

(二) 「民間布教者」とその集団

安土宗論によって斬首された普伝日門については、中尾堯氏は「何宗にも属さないが、しかし、法花宗色の濃い布教僧」であり、「遊行的性格」を持ち「法花宗の各寺院僧侶と密接な関係を持ちながら」、法華教団の地盤に沿って独自の布教活動をして、多くの帰信者を得て「漠然とした集団を形成」した「民間布教者」であったのではないか、という推測をしている。²⁷

ここで、同様の推測が可能と思われる人物として朝山日乗を取り上げてみたい。日乗は信長の奉行や取り次ぎ、外交僧などとしてかなりの活躍をした人物であるが、詳しい事跡は不明で、その所属する宗派さえ不明である。日乗については荻野三七彦氏らの研究がある。²⁸日乗には、財源が不明ながらもかなりの財力があり、それを利用して禁中や公家や諸大名の許に出入りし、諸国を往還して、時には外交僧として信長や毛利家などの大名の和睦を周旋する事もあった。日乗の宗旨は明確ではないが、荻野氏は日乗が梶井の宮を戒師として遁世したことや、上人号を賜ったことから日蓮宗ではない、とするが、日蓮宗の僧にも叡山の戒壇を踏む門流が中世後期にもあったという指摘もあり、²⁹日蓮宗の僧が上人号を希望したり賜った例も確認される。³⁰また、荻野氏は日乗が妙覚寺の蓮乗院と法論し、蓮乗院を閉口させた事を引いて日蓮宗ではないとするが、当時の日蓮宗内では門流間でも激しい法論が起こりがちであったので、この一事のみで判断はつかない。さらに、日乗が日蓮宗信者である近衛前久の邸で法華経を講じていた事も注目される。³²弘治二年には日乗は宮中での仁王経百部の沙汰を行ったが、³³これは毛利家の寄進によるもので、日乗はこの寄進

を通じての毛利家の依頼を周旋したものであろう。ここで推測をしてみると、日乗も或いは普伝と同様な、諸国遊行もしながら独自の集団を形成していくような「但何宗共なく、八宗兼学」³⁴で法華経を中心として布教する「民間布教者」であり、その財力的一端も寄進であった（御所修築の勸進を勅許されていた事も有効であったろう）と考える事もできるのではなからうか。そして、普伝が日蓮宗に入ったように、日乗がどこかの本山の「宗徒」化する事によって、彼の形成した集団が日蓮宗に合流する可能性もあった、そのような存在であったとも推定できるのではなからうか。そのように考えれば、日乗が梶井の宮のもとで遁世した³⁵という伝えも、単に最も良い師僧を選んだと考えて、宗派は不明である事とも整合性があるのではなからうか。

また、古川元也氏も敦賀（具体的には河野浦の刀禰中屋常慶）や一乗谷の事例から「はつきりと日蓮宗とはいえないが、法華経や題目の信仰を持つ人々」の存在に言及して、親の代には熱烈ではあるがあいまいな法華信仰であったのが、子の代にはある門流に属していて、本山の住持に成る者まで出る、というように進展していったのではないかと推測している³⁶。他門流との教義の相違を強調して論争したり、厳格な不受不施の法度を信徒にも守らせて、違背者は破門することさえあった個々の門流に所属することをせず、「民間布教者」³⁸的な僧のもとにゆるやかな法華経信仰をもつ人々も各門流とは別に存在したのではなからうか。

また、日蓮宗の中でも、妙親日英が「私ノ本寺」である妙宣寺に諸末寺弘通所講坊を支配させ、妙宣寺を通じて本寺中山へ帰信³⁹していたように、門流に属しながらも自律性のある程度保持していた例もある。日蓮宗の教団組織については、必ずしも本山などの寺院へ所属する者のみではなく、個々の衆徒や塔中にいわば個人的に帰依する人々もいて、宗徒や塔中を通じて本山に寄付をしていたことが論じられている⁴⁰。京都諸本山の塔中の成立年代が室町後期から近世初期に集中し、その成立形態は本寺の弟子による寺内での建立という形が圧倒的に多く、この点が他宗とは異なるという指摘⁴¹もなされており、寺僧が独自に弘通して小集団を形成していくような布教形態が当時しばしばあったことを示唆している。

「門徒・門家などとよばれる小集団」が相互に対立しながらの分立・共存が中世日蓮教団の存在形態の特色であり、互いに檀那を取り合うようにとまでいわれた中世法華教団のあり方からみても、個々の門流にはつきりと属さずに、普伝や日乗のような僧のもと、小集団を構成して法華経信仰を持っていた人々の存在は首肯できると思われる。

結び

中世日蓮宗の教線拡大において、大きな役割を果たした宗論について、その中世的特色の一つとして当座の対論という要素があった事を、実際の法論・改宗の事例などから論じ、具体相の一端を示した。また、門流に属さず法華信仰を持つ人々の存在について、当時の日蓮宗の組織と関連させて推測し、検討を行った。

他者との関係を結び直そうという、最も強力な布教手段である面談での宗論は、中世日蓮宗の特徴の一つであることは間違いないであろう。

1 これら個々については本稿では到底詳述し得ないため言及しない。中世の布教、とくに言説布教は影山堯雄『日蓮宗布教の研究』平楽寺書店 一九七五年 に詳しい。

2 備後での真宗の存覚との宗論では、存覚が『法華問答』・『決智抄』を著した、(高木豊「初期日蓮宗の法論について ―存覚「決智抄・法華問答」断章取義―」『金沢文庫研究』七四号 一九六二年) 永正元年の『破日蓮義』によれば法論は、書面による三問三答であったなど、他宗の記録もある。

3 浅井円道「他宗との宗論」『講座日蓮3巻――日蓮信仰の歴史』所収 一九七二年

- 4 「天文法乱松本問答記」このような問答・宗論は突発的なものではなく、日蓮宗の教線拡大の重要な手段として、日常的に行われ、それが当時の社会的状況と連動して改宗者の増加に直結し、その結果「堂塔断絶」というように他宗の教線・経済的基盤を揺るがした事が、天文法難の重大な原因の一つであったと改めて認識するべきかと思われる。
- 5 『日本古典文学大系』四三巻 狂言(下) 岩波書店、一九六一年
- 6 「本朝四箇度宗論記」『大日本仏教全書』九七 仏書刊行会、一九一四年所収 『日蓮教団全史 上』 三三六頁
- 7 『日蓮宗宗学全書』十九巻 山喜房仏書林 一九六〇年 所収
- 8 『日蓮教団全史』上 四二六頁
- 9 田中智学「安土宗論」『日蓮教学全書』第二期 第十巻所収 一九八四年 『日蓮教団全史 上』 四七五頁
- 10 辻善之助『日本仏教史』近世編之一 岩波書店、一九七〇年
- 11 中尾堯「安土宗論の史的意義」『論集 日本仏教史6』所収雄山閣、一九八八年 同「安土宗論について」『日本歴史』一一二号 一九五七年
- 12 『耶蘇会士日本通信』下 一九二八年 四四〇頁
- 13 高木豊「安土宗論拾遺」『日本歴史』一六八号 一九六二年
- 14 他の三人は台学中心の学僧であった。執行海秀『日蓮宗教学史』平楽寺書店 一九六〇年
- 15 『安土宗論実録』日淵説、底玄記 『大日本仏教全書』九七 仏書刊行会、一九一四年
- 16 小川信「妙立寺厨子名にみる中世丹後府中の時宗と法華宗」『政治経済史学』三七〇 一九九七年
- 17 前註 1 2
- 18 本山には談義所などの学問所があつて法器の育成がなされていた。(『日蓮教団全史』三七二頁など) 丹治智義「重須談所の教育的考察」『日蓮とその教団』高木豊・冠賢一編 吉川弘文館 一九九九年
- 19 諸寺法度の連署で「他行中」などとあるのは遊化中の場合もあつたのであろう。

- 20 日陣は遊行中に法論をして屈しなかつた某寺の僧に対し、弟子を止め法論往復八年の後、遂に帰伏させた。(『全史』二二八頁)
- 21 結城睦郎「中世寺院における世俗教育に関する一考察」『東京学芸大学紀要』第一輯 一九四九年
- 22 藤井学「近世初頭における京都町衆の法華信仰」『史林』四一—六 一九五八年
- 23 影山堯雄『日蓮宗布教の研究』など
- 24 『大日本史料』第十二編—一 この中筋村の一段については冠賢一先生の教示による。
- 25 一村挙げての改宗の事例は城州松崎、鶏冠井などにもある。玉山成元氏は(『中世浄土宗教団史の研究』山喜房仏書林、一九八〇年、一八九頁)近江栗東郡浮穴村で、元禪宗だった村の約半数が浄土宗となり、宗論などが起こりやすく成ったために、仏前で籤を引き、当たった方に残りの半数が改宗するという決定を実行した結果、村全体が浄土宗となったという珍しい例を示している。中世では村落の段階においても安定と結束が重視され、信仰面にも影響を及ぼしていたと思われる。
- 26 藤井学「西国を中心とした室町期法華教団の発展 —その社会的基盤と法華一揆を中心として—」『仏教史学』六卷一号 一九五七年など。
- 27 前註中尾氏 11
- 28 荻野三七彦「怪僧日乗について—信長の禁中奉行—」『日本歴史』五二—八号 一九九二年 三浦周行『日本史の研究』新輯二、一九八二年 谷口克彦『織田信長家臣団辞典』吉川弘文館 一九九五年
- 29 「伝灯抄」『宗学全書』十八卷 四十五頁
- 30 『日蓮教団全史』上
- 31 同宗派内の論争が熾烈だった原因の一つは、その拠って立つ思想的基盤や用いられる用語などが同じ為に、議論がすれ違ひになつたりせず、十分に噛み合ったものに成り得たからであろう。

- 33 荻野氏前注28
- 34 安土宗論の判者の因果居士も「八宗兼学したる烏髪の僧」と表現されている。八宗兼学でなければ宗論で相手の主張に対応しながら法を説く事は不可能であつたらう。
- 35 荻野氏前注28
- 36 古川元也「越前における法華宗の展開と法華経信仰―敦賀・河野浦・一乗谷を結ぶもの―」古川元也『京都府教育委員会編 国立歴史民俗博物館研究報告書』八三 二〇〇〇年 同氏「洛中法華諸本山の信徒形成と地域的展開」『年報中世都市研究』七号 二〇〇〇年
- 37 門流は人事・諸職を進止していた。教義についても「一人も法門に不審有るに於いては、宗徒一同して相互に論説落居せしむるの後其の趣を弘通せしむべし」（『宗学全書』十九卷、二五頁）など、門流毎に嚴重に決定されていた。
- 38 種子島開教の際、日良は当初は素性を隠し、茶道の宗匠となつて法を説いた（『全史』二四八頁）という事例もあつた。
- 39 『日蓮教団全史』上 一七〇頁
- 40 『日蓮教団全史』親族が別々の寺院に所属していた例もあつた。古川元也「中近世移行期の法華宗寺内組織と檀徒の構造」高埜利彦・今谷明編『中近世の宗教と国家』岩田書院 一九九八年・河内将芳「中世京都の民衆と社会」思文閣出版 二〇〇〇年
- 41 竹田聴州「洛中洛外諸宗の塔中とその成立」『京都社会史研究』法律文化社 一九七一年 塔中の数自体も日蓮宗は極めて多い。
- 42 高木豊「京畿日蓮教団の展開」高木豊『中世法華仏教の展開』平楽寺書店 一九七四年所収 池田光順「中世日蓮教団の本末関係について―近世日蓮教団の本末関係を考える基礎作業として―」『日蓮教学研究所紀要』十四号 一九八七年

第二部

近世幕藩体制下の日蓮教団の一考察

— 岡山藩と江戸を中心に —

第二部では近世の日蓮宗と公権力について検討する。近世幕藩体制下での日蓮宗教団の様子について、諸種の文書から考察する。題材として用いた主な文書をあげてゆくと、まず岡山藩の作成したもので、現在池田家文庫へ収められている諸文書である。これは教団外部の藩のものである。つぎに京都の本山本圀寺と同本能寺の所蔵文書、さらに牛窓本蓮寺・萩法華寺の所蔵文書である。これらは本山、末寺の区分はあるが、教団内部の文書である。そして、江戸幕府の作成した寛政重修諸家譜、明治新政府のまとめた書上をも用いた。これら教団内外双方の文書を題材にして近世教団の様相を考察してゆく。

日蓮宗教団と公権力のかかわりを論ずるため、教団内部の意識や行動も重要であるが、教団外部からの視点にも注目した。教団外部の公権力である藩や幕府、明治新政府によって作成された文書はその目的によく合致するものと思われる。

岡山藩領内は日蓮宗の信仰の強い地域として知られる。そして岡山藩は寛永年間から明治維新まで領地を移動することなくその領域を治めていた。そして藩の文書は多数伝存している。第二部では池田家文庫の文書を中心にして考察をすすめてゆく。

まず第一章では岡山藩内での藩と教団の衝突した事例をとりあげる。第二章では藩内の寺院の様子を探る。第三章では信徒を中心とする。以上が岡山藩の文書を中心にした検討である。第四章は京都などの事例であり、第五章は江戸の幕末期を中心とする。

近世教団は宗門改の実施などによって公権力の一部としての性格もあわせもつ面もあった。教団や末寺、檀信徒の有様を具体的な事例から述べてゆくこととする。

第一章 藩と教団の衝突

第一節 池田光政の破仏と本蓮寺

はじめに

岡山藩では第三代藩主池田光政¹により寛文年間に始まる排仏政策が行われたことがあった。この時、多くの寺院は破却され、僧侶が還俗させられた。しかし、それに抵抗して寺を守り抜いた例もあった。ここではその一例として邑久郡牛窓にある本蓮寺の場合を同寺の文書をもとに述べる。藩全体での大規模な政策が末端の一寺院にどのようなように用じたのかという点と、一地方寺院の有様という点をあわせて考察したい。

(一) 池田光政の廃仏政策

岡山藩の初代藩主である池田光政が寛文年間に開始した神職請による排仏政策には多くの研究成果がある。最初に経過を略述すると、寛文五年（一六六五）に幕府が不受不施を邪義としたことを契機として、岡山藩は独自の対応として寺請の廃止と神道請の導入を行った。これは実質的には廃仏政策であり、寛文六年七月から寺院淘汰が行われた。この政策の実施によって、藩内では日蓮宗だけでも三一三ヶ寺が廃絶、僧侶五八五人²が追放、また多数が還俗³させられた。領内の住民の九七・五％が神職請になった。寺請への復帰は光政の後を継いだ継政によって、延宝二年（一六七四）に寺請でも構わないという形によっていた。延宝二年留帳「百姓共江申渡口上之覚」にある。寺請への完全復帰は貞享四年（一六八七）であった。この廃仏政策で旧来藩内にあった日蓮宗寺院は壊滅的な打撃を受けた。佐伯六

人衆の殉教など僧俗の殉教者も多数あった。以下にこの政策についての研究史を略述する。

まず水野恭一郎氏はこの政策を池田光政の儒教を背景とした思想とそれを理想とする政治の実行と評価した。ブレインであった熊沢蕃山の思想が背景としてあったとして、その思想を中心に当時の岡山藩の宗教政策について述べる。幕府の諸寺院法度施行が直接のきっかけであり。神道政策自体には領民の支持があったわけではなく命令によって一時的・表面的に従った動きだけであったと結論している。

ついで谷口澄夫氏の⁶一連の業績がある。谷口氏は神道請を池田光政の学んだ儒学にもとづく理念を現実化させた政策とする。儒教理念にもとづく領国の形成と儒教を通しての領民への支配強化の狙いもあったことを指摘している。淫祠の整理⁷については、藩政のために領民の宗教活動を抑制しようという意志が濃厚であるとしている。同様に儒教的な立場からの廃仏であり、前提として僧侶が腐敗・墮落していると光政が評価していたという説をとる。光政は「地ごくごくらくなどといふ事、わけもなき事」⁸あるいは「坊主たるもの多くは有欲有我にしてけんどん邪見なり。己が不律破戒の言わけには、各我等如きの凡夫は善行なすことならず、欲悪ながら阿弥陀を頼み極楽に生ず。題目だに唱えれば成仏すと云。是人に悪を教ゆる也。自今以後如此の邪法を説て人心をそこない風俗を不可乱事」⁹など仏教を教義的にも否定していたことや藩の強圧によって還俗・廃寺が行われた様子を示す。「坊主は一代者に而他国よりもすハリ候へバ、請に立候とても不慥成儀と被存候」と五人組に担当させるのがキリシタンや不受不施を摘発するには確實と光政が述べた点¹¹に注目している。信仰を抑圧された農民の抵抗として幕府の巡検使への目安¹²などがあり、反抗した者の斬首刑や逃亡の事例もあったことを指摘する。

また光政の廃仏政策は現実をよく見ていない面があり、幕府への弁解¹³も実態は異なっていたことを述べ、廃仏向儒は幻想であったといってもよいとする。幕閣では賛否両論であり、キリシタン統制の実施者たちは細かに統制をするのならばよい、と考える者もいたが不満が多かった。光政は將軍家ともつながりの深い有力大名であったので、ある

程度は見逃されたのであろう、と幕府との関係について評価した。儒教の葬送については庄屋に責任を負わせ村落内部の構造を利用したことを指摘する。

寺院淘汰については「備前法華から備前真言に改められた形となった」と日蓮宗の寺院に被害が集中していることを確認している。但し、谷口氏は寺院数の減少からこう見るが、一旦日蓮宗寺院が減ったといっても信徒は減少したわけではないと思われる。現に光政の神道請け政策が終了すると、領民はほとんどが仏教に復帰した。日蓮宗信徒が別の宗派に移ったり、神道のままでもいたりはしたわけではないからである。

ついで圭室文雄氏の二つの論文がある。圭室氏は熊沢蕃山の思想をさらに詳細に論述して光政の政策の根幹に関わるものであったと評価する。そして寛文年間の書き上げをもとに寺院淘汰の実数値を調べて統計的な考察を行っている。藩内の寺院の破却率は五七・七%、日蓮宗では八七・七%であった。廃仏前は寺数一〇四四、坊主一九五七人寺領二〇七七石余であったのが、後には残りの寺数四八一、坊主一一〇人、寺領約一九三八石と大きく減少していることを示した。また民衆の信仰は政策によって変化せず、廃仏の最中でも仏教の行事や儀礼が行われていたことを例示した。

また圭室氏は廃仏と抵抗の具体的な事例として天台宗金山寺の江戸上野門跡を通しての反発を取りあげている。門跡から幕府へ持ち込まれた訴訟を通して池田光政の政策が幕府によって修正させられていった過程を論じている。結果として天台宗は多くの寺院が元に戻された。¹⁷

当時の池田光政の政策は幕府が本来指向した寺院本末関係などを全く無視したものであったという指摘は重要であろう。藩が住職に対し還俗せざるをえないように圧迫していった様子が示され、収入の減少以外にも様々な圧力があつたことも指摘する。村代官や庄屋による行政指導があり還俗した僧は農民となり、寺へ納める布施が減り農民や農地が増えたことなど、政策の実地の様子を示した。これらのことは確かに光政のねらい通りであつたが、しかし圭室氏は民衆の信仰を統制することについての政策が具体的に打ち出されていなかったとする。

つまり寺請をしていた寺僧と還俗して神職となって神職請をしていた者が同一人物であった場合が多い、ということを描いている。このことについて「つまり統制されるべき行政の末端の寺院と檀家との関係が、型を変えて神社と氏子の関係になったが、その実質は同じであった」「寺請から神道請についても民衆に選択の余地が残されておらず、僧侶と神主が同一人物であるとすれば、変りようがないはずである。このあたりが信仰を政治で変えることができないうことを示すものといえる」とし、神道請は表面的なもので、信仰を幕藩領主の権力で改変できなかったという点を最も重視している。また民衆は信仰を統制されたことに怒りを持ち、その背景があったればこそ、金山寺の反抗も可能であった、としている。圭室氏は光政の廃仏政策について、儒教の合理主義思想による祈禱の否定を重視している。そして、本末制度を全く無視して統制に乗り出したこと、民衆の信仰を簡単に変えられると考えたことを、この政策の問題点と考えている。そして日蓮宗は不受不施の問題を利用したので幕府の反発もなくすんだが、天台宗では上野門跡という権門によって後退した、としている。

ついで田中誠二氏が谷口氏と圭室氏の輪郭を継承しつつ、光政の宗教政策とその具体的内容について、また宗門改の進展などで、さらに詳しい論述を行った。田中氏は政策実施の担い手や宗門改の変更の詳細を示し、神道請は藩にとって必然的な政策であったという。

田中氏は新に発布された諸宗寺院法度が寺院淘汰に利用されたと評する。とくに猥に弟子を取ることや寺院に女人をおくことを禁止する条項について、光政が独自の拡大解釈を行い藩内寺院の弾圧の口実としたとする。田中氏は還俗の理由として、先行と同様に旦那が少なくなったことのほか、耕作女をかかえることができなくなったこと、不受不施の追放を見た恐怖などを挙げる。

田中氏は藩政の変化に注目し、「村代官こそが、一連の宗教政策実施の尖兵であったこと、換言すれば、かかる村代官制が成立していたからこそ宗教政策の徹底した実施が可能だった」と新たに設けられ村に常駐した村代官が政策

の実施者であったとする。村代官は百姓に儒教を勧めた。葬送でも同様に神道を勧めた。宗門改でも村代官が月一度改めた。そして在地支配の深化つまり細かな支配、五人組の強化、村役人の組み込み、儒教イデオロギー²⁰の注入などが行われたとする。村代官は村の寺院淘汰、淫祠整理の実行に携わり、僧侶に還俗するように圧力をかけた。寄宮では村代官一人に対して一ヶ所の寄宮に整理する予定であった。

田中氏はこの変化を寛文期の藩政からみて必然とする。この時期は直前の洪水などにより百姓も困窮し、農耕だけで生活できず町へ流入する人口も増加していたことや、藩でも国替えにともなう家臣の知行の見直しや家臣団の再編もしなかつたため藩内に大きなひずみが生じて危険な状態となっていたことを示す。そして、光政が村落の機構を再編して領国の支配を安定させる必要に迫られていたこと、そのために村代官を設置して細かな支配を強化しつつ、大庄屋ら村役人の支配機構への取り込みを計ったと指摘する²¹。そして宗教面でも藩政にとって都合のよい儒教イデオロギーを利用しての領民支配を目指したのが、神道請導入²²であったと評するのである。

引用すると「この時期に『小農』を中核とする共同体を想定するとすれば『淫祠』の破壊と『寄宮』管理体系、日蓮宗を中心とする仏教迫害、上からのイデオロギーとしての『新学宗』強制、村代官の細かな支配、村役人の支配末端への取込強化などは、在地での結合の破壊と上からの再編成を意味し、村落に深刻な傷跡を残さずにはおかないであろう」と田中氏は光政の政策は従来の村落の構造や信仰のあり方に大きな変化をもたらし、後継綱政²³による以前の制度への復帰でも傷跡は消せなかった、という。庄屋制など藩政機構の面からはそうであろう。しかし、在地の実情については田中氏は詳細は示せていない。特に信仰に関する部分が以前とどのように変化したのが問題である。

実際に田中氏は神道請になっても仏教を実質的には捨てられない人々の存在を示している。

儒道を尊ひ親之神主をもふけ、切支丹請に氏宮之神職を立候百姓共は、一年に一度仲秋に神主を祭り可申候、尤死人有之時者儒葬に可仕候、此式色之勤無之候而は、仏道を替り切支丹請に神職を立る印無之候へは、宗旨之証

拋無之に付、如斯申聞る事に候²⁴

田中氏は神職請の証拠として仲秋に神主により祭礼をすることと、土葬による儒葬を行うことの二つが「暴力的様相を呈する体のもの」で強制された、という。にもかかわらず「神職請のもの共、神道に心落にて成申に、当秋七月之盆祭も仕、又は墓所へ参、燈籠などとはし、かねたたき念仏など申候もの之由伝へ聞申候、か様にしては切支丹請之儀不埒にて、第一公儀をかるしめ申にて候²⁵」と領民は実際は仏教を捨てきれずお盆の祭などを行っていたともしている。

藩政としての郡方改革と寺院請復帰後の信仰の回復は別次元の問題であり、ことに全領民が寺院請に復帰した以上信仰形態は以前の状態に戻ったと考えることもできる。但し後述するように、中世から続いていた寺院と村落が村の指導層を軸とした一体化した結合をしていた状態に復したかといえは疑問である。田中氏のいう「従来の在地の結合の破壊」が信仰の形態にまで及ぶのかどうか、この点は現時点でははっきりとしない。

備前地域には、藤井学²⁶氏が示したように、中世から小さな集団としての「小皆法華」の地域が多く形成されていたと思われる。この小地域では、地侍層を中心とする村の運営と信仰が一体化した状況であったと考えられる。光政は村落の指導層を標的にした取り込み策を実施し、仏教特に日蓮宗を攻撃した。このことは、そのような皆法華の村落にとつては、中世以来の安定して強固な村落の運営を切り崩されることにほかならなかったであろう。この時の変化がどのようなものであったのか、それが重要であろう。ただし、後世の諸記録から考えても、日蓮宗の信仰を示す人々の盛んであったことはたしかであり、この時は大きな変化をもたらさなかったとも推測される。単に小集落ごとにあつた日蓮宗寺院が大きく数を減らしたのとどまったのではないかと思われる。

²⁷このことに関して近世の状況をうかがえる昭和三十九年（一九六四）の池上広正氏らによる岡山県下の寺院分布調査がある。昭和三四年に岡山県が刊行した『宗教法人名簿』をもとに寺院や布教所の所在地をマッピングしたものである。これは昭和の年代ではあり近世とはあまりにもかけはなれた時代であるが、参考にはなると考え以下に検討

を行つてみる。池上氏たちはまず真言系について「岡山県下寺院の半数にも及ぶ真言系寺院は、中央部を除き、ほとんど全県にわたつて分布している」と真言系寺院の分布を述べる。しかしながら、日蓮宗が盛んとされる津高・赤坂・磐余の三郡では極めて少数であると筆者には思われる。禅宗系については御津郡が空白となり広島県より、すなわち備中と美作に偏在している、とする。これはその通りであり、岡山藩の領域では城下や児島半島に所在するのみでそれ以外の土地には全くないという特徴的な所在である。そして日蓮宗については「以上のいずれもが稀薄ないし空白となっていた中央部の地帯（筆者註 上述の三郡）を埋め、かつそこを中心 distributes しているのが日蓮系である」としている。同稿の付図をみると日蓮系は上述の三郡と城下・御野郡さらには和氣・邑久両郡の西部に分布していることがわかる。

ここで同稿で述べる「寺院分布が重ならない」という傾向について考えてみたい。同稿ではこのような分布になった理由については考察が及んでいない。ただし付図からみると、まさにその指摘通りであると思われる。例えば和氣・邑久両郡の西部に日蓮系があるが、同地には禅・天台の寺院はまったくなく、真言は邑久郡では重なるが和氣郡ではほぼ重ならない。逆に両郡の東部には真言や天台の寺院があるが日蓮系はまったくないといってよい。同稿は現代の寺院分布を述べているが、近世でもおおよその傾向は同様であると思われる。藩の寺社方の記録の中で、一村まるごと真言か日蓮のところが多い、という文言を記している箇所もあるがその通りである。

やはり、岡山藩内には一村皆法華の村落がいくつもあつたのであり、このことは藩内の日蓮宗について論じるに際して重要である。

結局、神職請とは、²⁸はじめから切支丹請や不受不施摘発を口実にして、仏教排斥と宗教面も含めた領民掌握のための道具であつたというのが田中の理解である。これは十分に首肯できるものであり、単なる光政の個人的な思想によるのではなく、藩内の社会状況に起因する施策であつたのは間違いないであろう。

しかし、実際に施行されたことによつて、最も大きな影響を受けたのは寺院である。以降、その具体的な例として

本蓮寺の様相をみてゆくこととする。

(二) 牛窓本蓮寺とその文書

本蓮寺は寺の歴史を記した文書を伝来してきた。本蓮寺は牛窓という瀬戸内海の要港にあり、京都本山と西国末寺の経済的なつながりといった点からも注目されてきた。主な業績を挙げると、藤井学氏、糸久宝賢氏などがある。とくに糸久氏は本蓮寺の成立と展開、寺の金銭貸し付けについて詳細に検討した。藤井氏も本蓮寺の貸し付けなど経済的な裏付けに関連して日蓮宗の西国への発展を述べた。これらによれば、本蓮寺は中世には牛窓の有力者石原一族の外護をうけて発展していた。寺は寄進と買得で寺領を拡大させ収入源としていた。檀徒以外の周囲の人々の宗教的営為に資するようにもなっていたことが考察されている。本蓮寺の檀家の居住地域は不明であり、先に述べた皆法華には該当しないようである。

ここからは神道請の前後の寺院の様子を「本蓮寺文書」八六号の「本蓮寺住持日進諸事覚書」の記述に沿ってみてゆくこととする。この文書は当時の藩内で吹き荒れた排仏の嵐の中で、見事に寺を守りぬいた当時の本蓮寺の住職日進が後に書き残したものである。その記述内容を他の文書類から裏付ける史料は現在は見当たらないため、具体的な記述の詳細は確認できないが、おそらくほぼ正確な内容と考えてよいと思われる。少なくとも当時の様相を実感できる史料と思われる。

さて「覚書」の記述は日進が本蓮寺へ住職として入寺した項目から始まる。本蓮寺への入院は万治三年（一六六〇）七月下旬とある。

一 但しその節、百七十年余無住以後也 寺中六坊 末寺二ヶ寺 寺号法蔵寺 鹿忍村本賢寺

日進が本蓮寺へ入寺したのは万治三年（一六六〇）である。谷口純夫氏³⁴によれば寛永九年に入部した岡山藩が安定期を迎え始めた時代である。また、この翌年には藩を大きく揺るがせた大洪水とその後の飢饉が起こる年でもあった。ここではまず、最初に寺の由緒について述べているが、日進以前は百七十年の間無住であったという。しかし、この点には本蓮寺文書に収録されている土地の売券などの記述から年代的にやや疑問がある。しかし無住の時代があったという記述は他にも見られ、一時期は確かに断絶に近い状態であったのかもしれない。天和年間の作成である「岡山藩諸寺由緒取調」には本蓮寺の書上をもとに、三世日澄以来四世日進まで長い間無住であった、という記載がある。日澄の時代の後に、備前を支配した宇喜多家によって寺領は悉く取り上げられてしまった、というものである。宇喜多家の後に備前へ来た小早川家の時代を過ぎ、池田照政の時代になって、ようやく寺領の返還の命令が出たが、奥村四方作という代官がその書面を寺へ渡さずに寺領を着服したのち切腹してしまったために、以前の寺地・寺領の復活ができず、一旦は寺は廃絶の状態となってしまうた、ともある。此の内容については真偽を詳らかにできないが、たとえ寺が寺領を奪われて荒廃したとしても、信徒は続いていたようである。たとえば、二世日澄の後に別の日澄があって明応六年（一四九六）に遷化し、無住の時代は「寺僧巡番に勤めおわんぬ」（「牛窓本蓮寺縁起略伝」という説もある。一旦弘通が成功して寺号を許可されるほどの信徒が出来たならば、恐らくは容易には完全に廃絶することはないのであろうと考えられる。ある程度の僧がいて細々と信仰は続いていたのではなからうか。

本蓮寺と類似の事例として日近村善修寺³⁵がある。善修寺は現在は法華宗の寺院である。由緒書によれば中世の土豪「日近修理進秀直城郭の地」にあった。同寺は中世には多くの田を所有していた。天文三年（一五三四）正月二十日付で八十の田が書き上げられ合計三町五反三十代二十七歩になる（「日近村善修寺領坪付」）。ところが、その後中絶したらしく「折節法難中絶におよぶ 本壽院日船聖人入寺御取立、寛永十六己卯正月善修寺常住也、再興大檀越福武長兵衛正家、是諸檀始也、剃髮而船師弟子と成、善行院日清是也」と寛永十六年（一六三九）になって日船（蓮昌

寺から京都妙覚寺へすすんだ）によって再興したとある。備前の寺院は中世から近世へと移り変わり支配者が化するにともない、一旦中絶する場合もあったのであろう。

さて、本筋からややはずれるが、この天和三年（一六八三）の由緒書き上げについて³⁶であるが、本蓮寺の場合はある問題が生じていた。この書き上げは藩からの命令により領内すべての寺院から提出したものであった。同年九月二十一日に寺社奉行能勢勝右衛門の名前で、「開山并由来縁起」・「本寺」・「立派」・「崇仏（本尊）」・「鎮守」・「寺中」・「末寺」の各項目について各寺院へ作成を命じていたものである。本蓮寺から提出した書上はいかなる理由からか、今まで開山と仰いできた大覚大僧正を藩から認めてもらえなかったのである。「然れども大覚を御削り成され候」て日進を三世とされてしまったのである。これについて任職日趣は「同国松寿寺も大覚草創にて御座候故、其の時分に其の趣に書き出し申し候いき、然れども是れは何の御咎めも之無く候、兎角讒者の在る無しに依ると覚え申し候」と述べ、不満を表している。途中に無住の状態があったせいかもしれないが、藩がなぜ本蓮寺の書上を訂正したのかは不明である。おそらくは大覚と日暁の年代が離れすぎていることが原因であろう。日趣は抗議の実らなかつたためであろう、「某将来の為懺悔の筆を費やし申し候」として寺にこの文書を残したのであろう。

しかし、結局後年の天保十年（一八三九）の略伝と明治十五年（一八八二）の書上³⁸では寺でも開基を日暁として大覚創建説を自ら否定している。年代的な齟齬があることと、門流としての配慮からであろう。日暁が日隆に出会い改宗したという記述に変化してゆくのである。おそらく、其の後の寺の調べで大覚大僧正と二世日暁との年代の開きが確認されたためであろう。寺からの書き上げの開基に関する部分を藩が添削したのもその理由であったのであろう。開山に関するこのような変化は時としてはあつたのであろうが、やや珍しい事例ではなからうか。

一 拙僧入院の節は自分の造用にて参内つかまつり、綸旨頂戴つかまつり候事

日進は入寺の際には自己の努力によって参内し綸旨を頂戴した、としている。ここで問題となるのは、この綸旨の内容である。これは、おそらくは権律師のことであろう。何らかの支援により僧階を得たのであろう。また、ここで注目されるのは「上人号」のことである。上人号に関する書状が「本蓮寺文書」三九号にある。

「本蓮寺後住上人号に付き同寺旦那那須助三郎他連署書状」である。これにより、日進が上人号を許されていた事がわかる。また、本蓮寺の住職や檀徒は本蓮寺の住職が上人号を所持すべきものと考えていたことが知られる。さらに、本山両山のうち本興寺がその上人号を認めようとしないうえ、本蓮寺の旦那二人が上京して、まず本能寺に願い出をしたという内容である。

正善院并且那の内那須清八郎兩人を指し登せ候間、一書啓上致し候、先以て両御本寺様御堅固に御繁昌なし成さるべきと珍重に存じ奉り候、当地は寺旦那共に別条無く御座候、随つて本蓮寺後住の義、去年より度々御訴訟申し上げ候処に、両御本寺様御相談の上、本興寺様の内学□（宣力）院を御御下し成され下さるべきの旨、一しお有り難く存じ奉り候、誠先度は本興寺様へ御書、則ち御書の写しを本興寺様より御下し下され、拜上仕り、寺旦那慶之を凶れず存じ奉り候、夫れに就いて本蓮寺の義は、御本寺様より上人号を御赦免成らせられ下されず候え、罷り成らざる義に御座候間、御断りとして兩人を指し登せ申し候、元自り本蓮寺の義は大覚建立の寺にて、則ち大覚の御弟子日暁上人と申す僧本蓮寺の開山にて御座候え、根本上人寺にて御座候、左様の様子本能寺様には荒々御存知の故か、其の以前に日進を御下し成られ候刻も、本能寺様には上人号御赦免に成らせらるる分に御座候えども、本興寺様は御同心成らせられ候故、日進官位仕られ候由に御座候え、此の度も本興寺様へは御断りも仕らず、先に本能寺様へ御訴訟申し上げ候、本能寺様御納得の上、本興寺様へ御断りを申し上ぐべきと存じ奉り候、様子□者兩人の者ども申し上ぐべく候の条、詳く能わず候、恐惶謹言、

「本蓮寺惣旦那中」

九月廿四日

那須助三郎 (花押)

同七左衛門尉 (花押)

本能寺様

当御役者中御披露

本蓮寺の後任住職が内定した後に、檀家達がその新任職の上人号勅許を希望していた。それに対し本興寺は「本蓮寺の儀に就いては、御本寺様より上人号御赦免なされ下されず候えば」と本蓮寺住職に「上人号」許可を認めなかったのである。檀家側の言い分では「もとより本蓮寺の義は大覚建立の寺にて」その弟子日暁上人の開山であり、二人とも上人なので本蓮寺も「根本は上人寺にて御座候」としている。大僧正大覚の弟子であり上人号を持っていた日暁以来三代の先例によって、歴代が上人号を下賜される「上人寺」であるとするのである。

上人号とは中世から近世にかけて、朝廷から許される名誉の称号であり、日蓮系教団でもその例があった。この本蓮寺でも、先の箇所「拙僧入院の節は……」とあるように日進が上人号を許されている。中世以来の由緒に基づいて住職に上人号が下賜された歴史があったのである。そして、日進の後任の上人号を寺の檀家たちが望んだところ、本山両山のうち本能寺は許容したが、理由は不明であるが本興寺では許容しようとはしなかったわけである。あるいは教義的な理由から望ましくないと考えたのかもしれない。また、他との整合性を問題と見たのかもしれない。あるいは寺の由緒に疑問を持ったとも考えられる。本蓮寺が当初より「本能寺と当寺始め本末の契約を結ばれ」た寺であったから本能寺では許すが本興寺は許容しなかったのかもしれない。同文書によれば、日進が本蓮寺の住職に任命された時にも、本能寺は上人号を許可したが、本興寺は「御同心なされず」であったことがわかる。日進が権律師の僧階を得た際にも同様であったという。

日進の隠居に伴う後任の上人号勅許は本蓮寺檀徒にとっては重大事であった。そこで、本蓮寺の檀信徒は以上のよ

うな理由で、許可の運動をするために上京したのであろう。それが、この連署状の内容である。結果として、後述の歴代譜などをみれば本興寺の反対は抑えられて、本蓮寺の上人号は維持されていたようである。(権律師は日進の他は四世日趣のみ受けたようである。)なお、日進は独自の才覚で権律師の僧位をも勅許されていたと書かれている。推測ではあるが、日進が朝廷に伝手があり、上人号や律師の僧位を保持していたことは、岡山藩との訴訟などにおいて、多少なりとも有利な条件と武器となり、結果として、困難な状況を堪え忍ぶことができた一因となったのかもしれない。寛文六年に和気郡藤野村教善院の住職乗仙は藩への抗議のため火定したが、「寛文六年亡所仕古寺書上帳」藩へ訴え出るなどについて有力な支援がない場合と比較すれば、おそらく日進は恵まれた状態であったのであろう。

一 神道起り 寛文五巳年同六年兩年の内也

一 附タリ、檀越残らず神道に移り替わる年曆寛文六年七月月中旬也

右寺家末寺の僧八人の内五人落墮仕候、年曆右同前、残り三人は奉行所え断りを達し、京都本山へ預け置く。其の以後一人は京都にて相果て、一人は寛文十一年に帰寺、一人は寛文十三年に帰寺致させ候事。

寛文六年(一六六六)に貞享四年(一六八七)頃まで続く岡山藩の神道請け政策が開始されると、本蓮寺でも極めて厳しい状況となっていた。神道請は寛文六年七月にはすべての檀家に変化が及ぶという速やかなものであったことになる。これは個人の信仰にまかせるのではなく、藩の半ば以上強制的な施策であったという先行研究の評価の正しいことを証明するものである。結局檀家すべてが藩の策謀によって本蓮寺を離れたこととされて、神道となされてしまった。このため、おそらく檀家からの布施も減少して寺を以前のように維持できず大きな変化があったわけである。すなわち寺内の僧徒八人のうち五人が「落墮」してしまい、残り三人も寺にはいられず、藩寺社奉行所に断り

をいれたうえで、京都の本山本能寺に預けざるをえなかったというのである。「落墮」とは藩からの圧力に耐えきれず還俗して、百姓となるか、神職などになるかのいずれかであり、力足りず信仰を棄ててしまったことを「落墮」と表現しているのである。残り三人も、おそらくは経済的な事情からであろう、あるいは藩からの圧力で転向するのを予防する意図もあって、京都本山へ避難していたのであろう。

末寺の鹿忍村（邑久郡に属する牛窓の隣村）本賢寺・牛窓法蔵寺はこのとき中絶してしまった⁴¹という。また、門前の十三軒も貞享二年（一六八五）の「牛窓本蓮寺由緒書」では「只今は取り上げられ、門前ニテハ御座無く候事」という結果となってしまった。神道請政策は末寺の維持にこれほどの困難をもたらしていた。

寛文七丁卯年九月下旬に右神道に成り申す者とも、真言法華ともに三百余軒授法札押させ候。然れども又その後、右の神宗に立ち還り候。其の節も公儀従り穿鑿之あり。むつかしき入り組み之ありそうらえども、其の品繁きゆえに之を略す

藩の指令によって一旦神道になった村の人々を法華にたちかえらせたものの、またもや神道にもどってしまったというのである。当時の藩が村代官を尖兵として寺院弾圧をしていたことは先に述べたが、まさにその通りであったのだらう。「その節も公儀」の穿鑿とは、藩権力の介入により、信仰が再度神道に転向させられたことの不満を籠めた表現であらう。

この寛文七年に住民が一旦仏道へ戻ったという記述であるが、これについて例えば田中氏は「ただし一般領民の神儒道信奉の思想的根底は、一部の者を除けば案外に浅いものであったと思われることは、寛文七年巡見使が藩内を巡察したとき上記の牛窓村では巡見使は神儒を尊ぶ者を江戸へ召し連れて処罰するのであるとの噂がとんだとき、村民の大半があわてて門外に『仏者の札』をはりつけたといわれる⁴²」との説を藩の記録をもとに述べている。あるいはこ

の日進の記述はそれを裏付けるものであろう。

牛窓村民は最も神儒道への信奉が顕著であったと藩の記録にはあるが、日進が一旦仏道に戻したという記述が事実ならば、それは見せかけのものであり、神道請は領民に浸透したものでなかった、という諸先行研究と一致するものである。

あるいは、心底では仏教を信仰していた人々が、巡見使を利用してあえて虚偽の噂を飛ばし、聞いた人々もそれを承知のうえで、巡見使に見せるように札をはりつけた、そういったこともあったのかもしれない。そのようにしなければ藩に咎められるので、庶民の精一杯の抵抗であったのかもしれない。

また、『岡山県古文書集』二輯・八六号には同じく寺内の講についても記載があり、日進が住職となった当時は「女中の講」しかなかったが、日進は「男衆の講」を取り結び行っていたという。それが神道請けの当時は「其の上当地仏法一乱に付き、檀方衆も（講を）中絶致され、当寺開基の御命日は隠れ無き事也、其の上仏法一乱に付き、檀方衆も中絶致す」とあり、この時期には講の中断や法会の停止もあったようである。仏教の行事も禁止されていた実情がうかがえる。村では村代官の監視のもと、寺への参詣もままならなかったのであろう。

寺中に落墮二人其のまま居住つかまつり候を、訴訟いたし、則ち寺内を追い出し申す事。

附たり 落後つかまつり候者どもの坊財・坊跡・山田畠残らず下されるべしと書き出しこれあるに依り、坊舎ども崩し取るべきの由、申し候を、又訴訟を申し達し、其の儘立て置かれ候事、同本正院坊跡住持は落後いたしそうらえども、坊は後々拙僧の隠居所につかまつると早々公儀へ断り、請け取り申すゆえ、田畠林ともに損失申さず之ある也

還俗したりした寺僧二人がそのまま寺にとどまっていたのを寺内から出し、寺の財産を保全した記録である。本蓮

寺は坊が六ありそれぞれに付随する田畑もあった。これらの財産、すなわち坊の敷地や建物・田畑などは、本来ならば藩から公布された法度の通り、還俗した僧侶本人に与えられるべきものであった。しかし、日進は訴訟を起こして、寺所有の財産を、何とか保持したのであった。藩とどのような交渉があったのかは不明であるが、これも日進の努力の甲斐あつてのことであろう。

寛文九酉年五月五日の夜、人数五人御影堂ならびに番神堂え押し入り、蓮師の御木像ならびに十羅刹女以上十二体を盗み出し燃やし捨て候を、則ち同月六日より七月まで岡山に相詰め訴訟つかまつり、穿鑿を遂げ右五人の者ども籠者（牢舎）仰せ付け候事。附たり、右の者共、翌年両三度まで日進へ罷り出、最早御赦免成され遣わされ候様にと侘び申し上げ候へば、執権池田伊賀守殿最も殊勝の旨仰せられ、則ち御免成され候事

藩当局の廃仏政策を後ろ盾とした動きであろう、寛文九年（一六六九）に祖師や鬼子母神・十羅刹女の尊像が盗み出され、焼かれたという衝撃的な事件であった。背景は不明であるが、藩の廃仏政策に乗じた在所の住民達によるものであったのであろう。池田家文書所収の「刑罰書き抜き」にはこの頃に、無住となった寺院の什物を盗んで処罰された事例があったことが記載されている。同様の事件がかなりあったのかもしれない。そして、寺僧が退転して無住だった場合などは、そのまま咎められない場合も多かったかもしれない。

後述するように寛文七年には本蓮寺の宝物が隣国赤穂へ疎開されていたが、寺の御像は寺の存在にとって必要不可欠であるため残されていたのであろう。この時も日進や檀家はそのままに捨て置かず訴訟を行い、犯人を突き止め、ついには牢舎させたのである。犯人たち五人は翌年には牢を出されて侘びにきたものであるが、日進は赦さなかったようである。家老池田伊賀の沙汰で犯人たちは結局許されたが、日進が明確な態度をとり訴訟という行動を起こしたため、白黒をはっきりつけられたわけである。これらの事件に対処出来たのは、寺に残った日進一人だけではなく、

後述の那須一族のように、表面上は神道となったものの、内心は信仰を持つ藩中・在所の人々の裏面からの協力があつたからこそであつたのであろう。那須氏は五百石の藩士らしい。先述の「上人号」申請の際にも上京しているように寺の檀那の中での有力者の一人であつたようである。

右の取り捨て候御仏は其の者どもか、又は所として成すとも弁じさせ申すべく候間、仏の寸法を出し申す様にと御国主御意の由、郡奉行より申し来たり候。然れども段々御断り申し上げ、寸法嘗て以て出し申さず候

事件について犯人たちの陳弁があり、焼かれた仏像は在所か犯人たちの手で弁償をしようというのであつた。しかも藩主の意向でもあつたというが、日進は藩主の意向にも従わず、遂に弁償を断つたのである。許すことのできない事件でもあり、あくまで自立してゆこうという意思のあらわれでもあつたのであろう。また、他宗の者の手によつてなつた仏像ではならぬという信仰的な見地からでもあつたろう。

岡山へ渡海の船、所より借し申さず。難儀に及び池田伊賀殿え罷り出て直に訴訟申し上げ候えば、尤もと仰せられ、則御手船ニテ人お添え成され、郡奉行所迄お送らせ下され、其れより船自由に借し申し候事

この時期には岡山へ訴訟に行こうとしても、在所の人々が船を貸してくれず、苦勞をしたわけである。神道請が権力機構を用いての強圧的なものであり、寺や僧が有形無形の圧力を受けていたことがよくわかる記述である。このよ
うなことは、当時よくあつたものらしい。当時の岡山藩では、一種の二重構造があり、名君たるべしという理想によつて法律を出し藩政を行おうとする藩主光政と、在地の末端で政策を執行しようとする小役人たちの間に、かなりな
ずれが生じていたとする説も以前より論じられている。特に、当時要路の人々やその配下で登用された人々には其の⁴³

傾向が強かったようである。おそらく、その結果として、本蓮寺という在地の一寺院にとっては、理不尽なほどの所行が何度もあったのであろう。

しかし、一方で、尊像の焼き討ちなどの犯罪行為や名分のない横暴な施策は、幕府の法度にも違反し、幕府のとがめるところとなって、藩にとつても危険である。その内容を藩の上へ訴え出られるかどうか、当時の寺院にとつて重大な一要素であったのであろう。天台宗金山寺⁴⁴のように、上野寛永寺門跡のような幕府に影響力を与えられる伝手をもった寺院は破却を逃れることもできたのである。

文中の池田伊賀とは二万二千石を知行する家老の一人であり、牛窓の近辺にも知行所があった。

綾之浦本行坊田畠山林取り上げ、他の物に成り居り候を、三四年打ちかかり、岡山え数度罷り出訴訟つかまつり、寛文十三年丑の四月二日に相叶い、田畠耆町四反と山林元の如く坊に付け置く、其の節、本行坊を呼び還し、住居致させ候事、

綾之浦は邑久郡に属するが牛窓港の一つで牛窓村に隣接している地域である。寺内本行坊の寺領に関してもこれを寺へ返還させることに成功したわけである。岡山藩は廃寺となった寺の寺領を還俗した僧侶や近隣の人々などに「御慈恵」などとして頒布していたりした。本行坊の敷地や寺領も本行坊が在寺でなくなつた後に、同様に「他の物」となっていたのであろう。それを藩へ訴訟を粘り強く繰り返す、ついに取り戻したわけである。これも日進の働きと檀家の陰からの応援によるものが大であったのであろう。

ここでも日進は、一旦他人の物となつていた本行坊の財産を数度の訴訟で数年かけて取り返したのであった。日進には他と異なる特別な資質や努力があつたのか、有力な応援者がいたのであろうか。

御霊宝一乱の節、無人にて無用に之あるに依り、本山へ申し達し万一本蓮寺破却と申し候とも、損失申さぬ様に念入に書中取り替わし、寛文七年未十月に播州赤穂へ引き退け、坂田左近右門と申す仁の蔵へ預け置き、寛文十三年に冬当寺へ引迎え、寺僧ならびに志残れる檀方へ注文を以て悉く相渡し元の如く付け置き候事
附たり 其の節、別して那須助三郎ならびに舎弟同名彦太郎同舎弟等その外六七八、深心を以て夜々に忍々おとずれ行化を助けられ候事

本尊など霊宝は播州赤穂の知人二人へ預けていたわけである。上記のような尊像焼き討ち事件に類することが予想されていたからでもある。寛文十三年には光政の破仏政策も幕府の意向により不可能となっていたので、ついに元へ戻すことができたのであろう。

ここには那須一族の人々をはじめとする人々が「深心を以て夜々に忍々おとずれ行化を助け」たとある。夜にひそかにでなければ寺へはゆけなかつた様子がよくわかる記述である。

なお、寛文八年作成の「牛窓本蓮寺常住物覚」（五八号）には日進が作成した赤穂へ預けた当時の什物が列挙されている。

備前牛窓本蓮寺常住物の覚

- 一、日蓮大上人 御本尊 一幅
- 一、日像上人 大本尊 一幅
- 一、日像上人 御守 一幅
- 一、日蓮大上人金泥の御本尊 一幅
- 一、日隆上人 大本尊 一幅

- 一、日隆上人筆寺号の宣任 一幅
 - 一、日与上人 大本尊 一幅
 - 一、日与上人筆坊号宣任 一幅
 - 一、宝塔 繪像 一幅
 - 一、三十番神の繪像 一幅
 - 一、八幡御託宣 一幅
 - 一、三社御託宣 一幅
 - 一、日登上人 御守 一幅
 - 一、日明上人 御守 一幅
 - 一、円頓者 一幅
 - 一、朝鮮人の懸字 一八幅
 - 一、脇差 一腰
 - 一、ついしゆの香箱 一つ
- 右の分は播州赤穂郡加里屋村坂田佐近右衛門殿に預け置き申し候
- 一、御書 但し書品 一部
 - 一、唐の鉢 一羽

右の二色は同国同村植村八左衛門殿に預け置き申し候

寛文八年「戊申」八月吉日 「本蓮寺」日進

隆師の御骨は福泉寺（赤穂）開基下に之有り候

加里屋村とは赤穂の港町であり、日進は福泉寺を赤穂に独力で建立していたというのだから、赤穂にも信者がいたのであり、その縁で什物を預けられたのであろう。

預けられた什物の内容を見れば、歴代の本尊やお守りが中心であり、本来は寺の常住物であり信仰の中心となるはずの宝物が他国に預けられていたことがわかる。本尊などを取り外した無人の寺という想像しがたい荒廃した状況が寛文年間の神道請けの期間には藩内の多くの寺で見られたのであろう。「刑罰書きぬき」には、寺僧が不在となった無人の寺の什物を盗んだとして近所の者が罰を受けている例があり、そのような事例は多くあったのであろう。寺院がそのように荒廃した理由としては、やはり藩当局の高圧的な仏教弾圧にあるのであり、本蓮寺でも那須一族の信者が「夜々に忍々おとずれ」なければならなかったという記述も、当時の藩の政策がどのように行われていたかをよくうかがわせる記述である。藩の公式な記録によれば、此の時の寺院の退転は寺や僧の選択した結果であるかのように記されているが、その実態は横暴と強要によるものであったという通説が裏付けられると思われる。

また、「蓮師・隆師の御遺骨、御石塔の下に之有る由、寺僧共物語り内々承り候に付き、一乱の節不用心故、存知だし、拙僧と助三郎兩人、夜中に御墓所へ参り、尋ね取り出し、蓮師御骨は漆堅めに仕り、隆師御骨は其の儘にて、則ち御霊宝箱へ収め置く事」とあり、夜中に墓所をこっそりと掘り返して遺骨の安全を図ってもいた。逆にいえば先師の墓でさえも乱暴されそうな気配があったということであり、藩の廃仏政策の強烈であったことがここからも認識できる。

本来本蓮寺の檀家は牛窓近郊に集中していたとみられる。それが、この時期にはこのような心配をしたり、寺を荒らされたりする状況であった。光政の政策で寺と檀家、すなわち近隣住民の関係がきわめて悪くなっていたことのあるらわれであろう。

『岡山県古文書集』二卷八六号には神道請け終結後の再帰依のことも記述されている、

一、右神道の衆中、公儀より触れ之有り、元の如く仏法へ帰伏致され候年曆、延宝二寅年十二月十四日也、附けたり、古来より本坊に檀那一人も之無きに付き、此の度助三郎・彦大夫、本坊の檀那に附けられ申し候様にと勧め候て、付け置き候事、但し是れも根本は東の坊の檀那にて之有り候也、

延宝二年（一六七四）十二月に檀家は晴れて戻ることができた、とある。藩の政策が幕府の拒絶によって断念された結果であるが、十年近い歳月を経て復興へ向かうことができたわけである。それも藩の布達を待たねばならなかった。

神道請政策による信徒の減少についてであるが、同書上に記載されている明治十五年当時の檀家数は「凡そ二百軒」である。明治二十四年の牛窓村の人口は三千八百八十二人・戸数七百四十九戸⁴⁵であったというので、牛窓に三軒ある寺院の檀家数としては二百軒は納得できる数字ではなからうか。寺が残っていれば檀家は戻ってこられる。廃寺によって寺院数は減つても、信徒はもとの信仰へ戻ってきた者が多かったのではないかと思われる。

藩の勝利の誇示ともいえるあまりにも有名な「寛文年間亡所仕古寺書上帳」には多くの寺院が退転した様子が記されている。これには寺や僧侶が自ら選択して廃寺としたり、僧侶が不行跡で藩に処罰されて廃寺になったと縷々行われている。しかし、本蓮寺の文書からもそれは一方的な見方であり、藩の権力による強制によって廃寺・還俗が行われていたこと明らかであろう。藩に記録されている転向・廃寺の記録とは異なり、藩の圧力にも負けずに日進は本蓮寺を守り抜いたわけである。この一連の文書は大変貴重で珍しい、寺を守り抜いた側の記録の一つといえよう。明治十五年（一八八二）の寺の書上では日進を「神道蜂起し備前一国寺院悉く皆亡滅の場合を、種々と不惜身命の勞をなし、漸く元の如く相続せり。其の功最も広大なり。其の余法燈統の注意甚多なり」とその功績を評価している。また、天保十年（一八三九）の本山本能寺へ宛てた「牛窓本蓮寺末寺御改書上」⁴⁶では日進を評して「当国神道一乱の節大功、両山より中興補任これあり。又権律師の輪旨これあり」とする。日進の功績は後世の人々からも高く評価され

ていたといえよう。

また、本蓮寺と同様の岡山藩の神道請の期間に辛酸をなめた事情を示す史料として、浦伊部妙圀寺文書所収の三点の書状⁴⁷がある。本成院日迨は同寺の歴代譜によれば延宝四年（一六七六）十一月六日遷化である。これを考えれば、次の一一号書状は日迨の住職就任前の本山にいた時分の書状であり、以降の十三号・十四号は住職就任後の状態を示す書状であると考えてよいであろう。

一一号

学仙帰国候間、一書啓上候、其の後は久しく承らず、便宜心元無く存じせしめ候、拙僧今程無事に候間、御心安かるべく候、随つて其の元の仏法の制禁、今右の通りに御座候哉、天下一統の外に其の国一分の私の法度、末遂げ申すまじく候、随分御堪忍御尤もに候、万一に強き責めを堪忍も成し難く候はば、什物ども一物も残らず、本寺へ持参候て、御預り成さるべく候、重ねて妙圀寺再興の時分、速かに返弁仕るべく候、恐々謹言、

本成院

十二月九日

日迨（花押）

浦伊部妙圀寺殿

一三号

備前伊部妙圀寺久々無住故、今般日迨入院の事に候、其れに就いて破損の為造営、諸国弘通の志にて御座候、其の地に於いて談義興行候て下さるべく候、日運師義、学道中より添状候て、末寺中頼み候に仰せられ候、偏えに所願成就仕り候様、何も御肝煎頼み奉り候、恐惶謹言、

二月四日

眞乗坊

日廣（花押）

喜見院

日便（花押）

能化觀妙院

日精（花押）

御末寺中

一四号

備前浦伊部妙圀寺破損の為造営、当日日迨所願を發し、諸国弘通の事に御座候こと、志神妙に存じ候、其の地に於いて相応ずべきの助力之有る様に御肝煎候て、信者中を御勸化然るべき様に頼み入り申し候、恐惶謹言、

二月三日

圓教坊

日意（花押）

喜見院

日便（花押）

栄松院

日慈（花押）

まとめ

岡山藩で寛文年間からはじめられた神道請・廃仏の政策について、検討を行ってきた。この政策が単に藩主光政の個人的な思想によるものではなく、在地村落への支配とも関連したものであることを、先学の研究から確認した。さらに本蓮寺の文書から、藩の末寺への圧力の様子を確認した。そして本蓮寺が日進の努力によって廃寺を免れ一旦藩に奪われた財産も取り戻していた様子が確認できた。

神道請政策については、藩という公権力そのものによる弾圧と抵抗と評することができよう。ここでは本蓮寺という具体的な事例によってその様子の一端をうかがうことができた。

- 1 光政については、谷口澄夫『池田光政』吉川弘文館 一九六一年 がある。
- 2 圭室文雄「岡山藩の寺院整理」笠原一男還暦記念会編『日本宗教史論集』下巻、吉川弘文館、一九七六年
- 3 寛文七年留帳「雅楽様江被掛御目候備前備中御領分寺数坊主之覚」雅楽は大老酒井忠清。
- 4 宮崎英修『不受不施派の源流と展開』平楽寺書店 一九六九年
- 5 水野恭一郎「備前藩における神職請制度について」『岡山大学法文学部学術紀要』五号 一九五六年
- 6 谷口澄夫「岡山藩政確立期における寺社政策」小倉豊文編『地域社会と宗教の史的研究』柳原書店 一九六三年 同「池田光政の修学と教育政策」『岡山大学教育学部研究集録』九号 一九六〇年
- 7 光政の淫祠整理（寄宮）は幕府の寺社奉行所へ申達し、京都の吉田家へも確認をした上で行われた。吉田家へ淫祠整理を伝達していた。（藤井駿・水野恭一郎・谷口澄夫編『池田光政日記』山陽出版社 一九六七年 寛文六年五月一八日条）これは後になってもとへもどされることはなかった。

- 8 寛文六年八月二三日「出家中江被 仰渡御書付」に示される。
- 9 『池田家履歴略記』日本文教出版 一九六三年
- 10 寛文七年四月「備前出家還俗之子細書付」
- 11 田中誠二「寛文期の岡山藩政 — 池田光政の宗教政策と致仕の原因 —」『日本史研究』二〇二号 一九七九年 では、この返答に対し老中からは「いつかたにも五人くみは在之候、後生をおそれ候てこそ、きりしたんにも成ましき」（『池田光政日記』寛文七年五月一〇日条）と来世の保証があることが重要という見解を示したことを指摘する。
- 12 寛文七年八月「備前津高郡百姓目安」p3—17
- 13 寛五ヶ条『日記』寛文七年四月一六日条 領民の仏教から神道・儒教への改宗の理由は光政から酒井への返答では以下のようなであった。神道や儒教になった理由として出家が欲深でみきられたこと、公儀で出した諸寺院法度をみて公儀は出家を重要視していないと考えた、もともと信仰のあるものは少なく一〇人に一人か二人である、藩主が儒教を好んでいる。このような理由であるが、やはり強弁といえよう。
- 14 圭室文雄「岡山藩の寺院整理」笠原一男還暦記念会編『日本宗教史論集』下巻 吉川弘文館 一九七六年
- 15 圭室文雄「備前国金山寺の上訴について」下出積與編『日本史における民衆と宗教』山川出版社 一九七六年
- 16 辻善之助『日本仏教史』近世四 岩波書店 一九六一年でもこの事件はとりあげられている。
- 17 圭室氏は天台宗寺院は檀家は少なく現世利益のための祈祷によつているところ大であったために影響が大きかった、としている。また日蓮宗寺院も祈祷が重要であったとする。但し厳密な根拠は示されず、藩内の信仰の様相は再考すべきであろう。
- 18 田中氏前注 1 1
- 19 村代官制を谷口前注 6 と田中前注 1 1 から略述すると、初期の代官は一郡に二人から四人。明暦元年には二七人。その後代官よりも支配領域の小さい村代官が多数おかれるようになる。初めは明暦三年和気郡、蕃山の献策と思われる。村代官は在出制で村に居住。寛文三年の時点で七三名の村代官がいた。

20 「備陽国史類編」寛文六年。村代官から庄屋へ還俗を進めるように申し付けがあった。

21 田中氏前注11 庄屋ら村役人の子弟が寺ではなく藩の学校で学問することを推奨された。また庄屋の役割の一つに死人の様子
子の見届けもあった。後には僧侶の役割となることである。谷口前注6でも村役人養成の意味合いを指摘し、忠孝の理念をた
たき込み領民の従順と家臣を含めての「孝イデオロギー」を徹底化させるといふ封建制領主にとって最も都合の良い内容の教
育方針であったとしている。

延宝元年二月 郡代津田重次郎が出した「口上之覚」（御留帳評定書）には

近年は師匠坊主少なく罷り成り、其の上神職請に罷り成り候百姓共は、子共を寺へ遣し候事難く仕る由、年闌け候者も過半
寺へ出入り仕り教えをも請けず候由、上に聞こし召に及ばれ候、然る時は自今以後、御領分にてそだち候民共は、無筆無算
又は人倫のしめしも請くべき様も之無きの段、不便思し召され、手習所にて手習算用仕

とあり子弟教育も寺から藩へ移っていたことが理解できる。

22 なお従来池田光政の思想に大きな影響を与え神道請導入の推進者であったとされる熊沢蕃山が実は村代官の設置には関与した
ものの、神道請導入にはむしろ反対でこの政策には影響を与えていないということが次第に明らかになってきている。

後藤陽一「熊沢蕃山の生涯と思想形成」『日本思想大系三〇 熊沢蕃山』一九七一年 では、いまだ蕃山は神道請の思想に賛成
であったとする。

荻生茂博「『家』の祭祀をめぐる儒仏の確執―藤樹・光政・不受不施・蕃山―」『日本思想史学』二二号 一九八八年 で蕃山
と廃仏の関係の再検討がはじまった。

榊原邦男「熊沢蕃山の葬祭論と岡山藩の神職請制度」『吉備地方文化研究』一号 一九八八年は寛文七年刊行の『葬祭弁論』を
蕃山の著と誤解されてきたことを指摘する。蕃山が神職請に否定的だったことを諸記録から推測している。

大川真「『朱子学』と日本近世社会 ―岡山藩神職請を題材にして―」『日本思想史研究』三二二号 二〇〇〇年では「文公家
礼」や「文公家礼儀節」によって神職請の細部は決められていたと比定し、日本伝統の習俗ではなかったとする。しかも朱子

学的な立場とはやや逸脱した部分があり、蕃山の葬祭論は朱子学に全面的に依拠したものでなく妥協的な部分があるとす。蕃山は神職請に批判的であり、市浦教斉こそが神職請の思想的バックボーンとなった、と論じている。

- 23 大貫久隆「藩法よりみたる岡山藩政について——藩法発布の外観と農村政策を中心として——」『法政史学』16号、1964年では綱政の天和・貞享期に岡山藩の後代まで続く農村政策が整備された。また、これは池田光政の死後に綱政が改革を行ったことと直結する、ということを示す。谷口氏も光政の時代から綱政の時期に岡山藩が安定したと評価する。

- 24 延宝元年「御留帳評定書」の二月二十九日「津田重次郎書出し」

- 25 寛文九年「備陽国史類編」「儒道を尊ひ吉利支丹請に神職を立る下民葬祭之大略」

- 26 藤井学「日蓮と神祇」『日本史研究』四三号 一九五九年

- 27 池上広正他六名「宗教分布の諸相 岡山県下における場合（共同課題日本の地域性―続―）」『人類科学』十六号 一九六四年

- 28 田中氏前注11 以下に田中氏による要約を示す。神主も神職請に伴い新たに再編され、在在の神主↓郡の神主頭↓惣郡の神主頭という構造に組み替えられて藩の支配はより明確になっていた。神職も単なる神道の神職ではなく、儒教と一体化した神道のもので儒書を心得て、藩に招聘されていた松岡市之進を師範としていたことも条件とされていた。

- 29 「本蓮寺文書」は『日蓮宗教学全書』二三巻 史伝旧記部六 平楽寺書店 一九六〇年と藤井学・波多野郁夫共編『本能寺史料 西国末寺編』思文閣出版 一九九三年（以下『西国』と略称する）より引用した。あわせて藤井駿・水野恭一郎共編『岡山県古文書集』第二輯 一九五五年も参照した。

- 30 藩でも重要視して様々な処置をしていた。一例として「法令集拾遺 卷三 牛窓湊」（二〇四号 一二五頁）がある。

- 一、牛窓村に有之三ヶ寺へ、客僧又は俗之牢人、其外一切の旅人等当分滞留仕候義、無拋洲其寺より所之名主へ相断、名主より私方へ相達承届、吟味之上滞留申付候、十日も過逗留候はば、其寺より寺社御奉行へ相達申筈に御座候事、依之三ヶ寺より別紙之通書付兼て取置申候事

- 31 藤井学「西国を中心とした室町期法華教団の発展——その社会的基盤と法華一揆を中心として——」『仏教史学』六卷一号 一九

五七年

- 32 糸久宝賢「室町時代京都日蓮教団の備前地方における展開―牛窓本蓮寺の事例を中心として―」『宮崎英修先生古希記念日蓮教団の諸問題』平楽寺書店 一九八三年
- 糸久宝賢「岡山県本蓮寺にみる地方寺院展開の要因」『日蓮教学研究紀要』10号 一九八三年
- 33 宝月圭吾「封建時代前期の産業経済」『新日本史講座』第四卷 一九五一年 で本蓮寺の二毛作について言及している。
- 34 谷口澄夫『岡山藩』吉川弘文館 一九六四年
- 35 「福武家文書」藤井駿・水野恭一郎共編『岡山県古文書集』第三輯 一九五六年 所収。
- 36 『西国』四〇号
- 37 『西国』四二号
- 38 『西国』四五号
- 39 『西国』三九号
- 40 「上人号宣下考」勝野隆信 『高橋隆三先生喜寿記念論集古記録の研究』論集刊行会編 続群書類従完成会 一九七〇年 所収
- 41 『西国』四五号
- 42 田中氏前注11
- 43 谷口澄夫『池田光政』吉川弘文館 一九六一年
- 44 圭室文雄「備前国金山寺の上訴について」下出積與編『日本史における民衆と宗教』山川出版社 一九七六年
- 45 『角川日本地名大辞典三三 岡山県』角川書店 一九八九年
- 46 『西国』四三号
- 47 『岡山県古文書集』第二輯 一九五五年

第二節 宝暦五年・六年の勸化銀一件―日蓮宗と社方の争論―

はじめに

岡山藩と領内日蓮宗寺院の間では教義的な理由による衝突が幾度もあった。そのうち長く続いた不受不施弾圧の問題を除くと最大のものがここで述べる宝暦年間の事件であると思われる。以下に概略を述べる。

発端は宝暦五年（一七五五）の夏に西大寺の町に住む日蓮宗の檀那が、神社修復の寄進銀の割り当てを宗義に背くとして拒否したことであった。これをきっかけとして藩内の神職が一同で、日蓮宗の言動を不埒だとして藩に訴え出した。問題とされたのは寄進の拒否や社参の禁止、説法で宗外の社を謗法とするなどの行為が特に問題とされていた。これに日蓮宗側は当然納得せず反発した。藩寺社奉行所で両者から書面を提出させて一旦は内済となったが、その後京都の神道長上吉田家が強い姿勢で介入したため、さらに大きな問題となった。

一旦は藩の仲介で収まりそうになったが、神職たちは京都の吉田家へ訴え出た。藩と吉田家の交渉が始まり、吉田家が幕府へ訴え出ることをほめかしたことから、藩はついに神職方の要求を一部受け入れた和議で解決することとした。そして、日蓮宗方の代表十ヶ寺は宗義に違背する覚書に強圧的な方法で署名捺印させられた。

これを知った諸本山や檀那たちは、宗義をないがしろにするものとして怒りを示し、十ヶ寺の住職たちは処分をうけ退寺した。檀那を含めた抗議活動はその後も続き、藩政を揺さぶった。これがおおよその流れである。

本節では岡山藩¹の文書と京都本能寺²の文書を照合しながら、この事件を時系列にそって再考し、近世幕藩体制下での藩と宗教勢力の並存と摩擦の様子を考察する。

岡山地域の法華教団は室町時代の大覚大僧正の布教以来、大いに教線が発展して世に「備前法華」³とも称されるほどになった。ところが、近世に入って池田光政が入封して岡山藩が成立した後は、日蓮系教団の間には、しばしば緊張関係が生ずることとなった。

その思想的な背景としては、教団が中世以来保持してきた教学と藩側の依拠する近世秩序との軋轢が常に存在していたことが重要といえよう。日蓮系教団は宗祖以来の独自の信仰に基づく行動形式⁴をもちつづけていた。

これまでも、両者の関係を「釈尊御領」をキーワードとして考察した藤井学氏⁵の考察をはじめとして、不受不施派の問題を中心に近世初期の思想的な問題としてしばしば取り上げられている。また、不受不施派の「寛文の惣滅」とそれを契機として成立し、その後約二十年間継続した岡山藩主池田光政の特異な宗教政策である「神道請け」の問題も注目されてきた。

先行研究は教団と藩の関係を光政の跡を継いだ綱政による神道請けの終結とそれに続く藩の仏教復興政策までで一段落とするものが多いが、不受不施派の摘発などが断続的に続く以外にも、両者の対立した問題はその後もいくつもある。本節では藩内の動きに教団が対応した事例として、この事件を取り上げる。

宗門側と神職側の神祇信仰に関する訴訟の顛末が記され、宗門信仰と神道との関わり、あるいは世俗権力である藩に対する宗門の対応など興味深い問題が含まれている。

また、当時の日蓮宗寺院が不受不施ではなく受不施であっても謗法の神祇不拝や神社名目での寄附の禁止という教義を厳格に守るように檀家へ指導していたことも確認でき、それに反発する社方の訴訟と宗門寺院の対応が示され大変興味深い論争である。ここでは不受不施思想との関わりや「宝暦法難」と称される宝暦三年から四年にかけての不受不施摘発事件については割愛するが、備前という土地柄とも関連した事件であるのは間違いないことであろうと思われる。

そして、本能寺の文書にこの事件が収録されているのは、岡山藩藩内の末寺のみの問題ではなく宗門全体の問題と

して認識され、京都の五本山の連携のもと対策がとられたからという理由もあり、当時の宗門の協力体制を示す事件としても注目される。京都の十六本山会合についても、事件の後始末としての末寺住職追放に関連して各本山からの届け出がなされている。十六本山会合などの宗門内協議については先行研究も多々あるが、今回の事件に関連して回状などによる情報の伝達が具体的には如何に行われたかということを中心に述べてゆきたい。

この一件における藩の関係者としては、寺社奉行の広内権右衛門が直接の担当者であった。特に国元における交渉は広内が主に担っていた。広内権右衛門は二百石取りで宝暦頃の寺社奉行である。彼の在職時期は藩にとっての近世後期宗教政策の確立期でもあったようである。『法令集』など近世後期の藩法に関する集成には宗教行政の範例もあるが、載っている書式や事例には広内がこの時期に執務した内容がかなり目立つ。後述するように、送り手形の検討をしたり無本寺の形で退寺寺院に対処しようとするなど、積極的に新規の検討をするような人物像でもあったのが関係しているであろう。

(一) 論争の起こりと日蓮宗の対応

さて、ことの起りは御野郡今村宮の修復のための勸化銀に関する問題であった。

宝暦五年七月十八日の「日蓮宗徒今村勸化銀出さざるに付き社方杉村右膳他連署口上書写」(六五号。以下、『本能寺史料 西国末寺編』に附された史料番号のみ示す。なお、以降原文から筆者が書き下し文にしたものを示す)は三人の神職が藩内社方の頭である岡越後守へ宛てて出した口上書の写しである。

藩の文書は二種類ある。要約をしたものと、要約前と思われる詳しい「宝暦五年 社方と日蓮宗出入」と題した記録文書である。「右日蓮宗説法に社流を打破し旦那ども社参を妨げ候段の事起こり候に付き、御国社方は申すに及ばず吉田殿御聞き入り大騒動に成り候一件」との書き出しとなっている。

口上書上

一、御野郡今村宮修復入り用銀、氏子町在一等に指しだし候処、日蓮宗の出家中より、神社の名目を出し候はば入り用割り符出させ候事相成るまじきの由、且家の者え申し聞かせ候旨、たしかに承りおり申し候。そうじて神社建立の事、御將軍家・御國守・御大名を始め奉り、御家中・町在末々までも一人も漏れ申す者御座無く候。然る所に日蓮宗の寺院より右の段申し出候儀、如何様の埒にて左様に申し立てられ候哉。尤も此の義に付き、御國中社方一等には是非捨て置き難く、いよいよ日蓮宗より申し立てられ候通りには、諸社も破滅にまかり成り申し候由にて、私ども迄訴出申し候に付き、則ち訴状を相添え差し上げ申し候。此の段は私どもにつかまつり候ても聞き捨てにつかまつり難く候間、此の筋を御正し下され候様に偏に願ひ奉つり候。近頃御役介恐れ多く存じ奉り候えども、抛ん所なく御訴訟に及び候、以上

宝曆五年亥七月十八日

杉村右膳

佐々木内蔵

見垣民部

岡越後守殿

本能寺文書のなかで事件に関する記録の最も早いものはこの六五号文書である。内容は三人の神職が岡山藩内の神

職頭を務める岡越後守に対して、御野郡今村宮の修復費用勸進に際して日蓮宗の出家が不都合なことをしているの藩に訴訟を行ったことを知らせ、協力を求めるといふ書状の写しである。岡越後守は酒折宮の社務であり、同時に元文三年二月一日に吉田家より藩の社方惣頭に任命されていた。その頃の藩の文書（社寺旧記）では「一宮社中宗門改一手」に切り盛りしていたとも表現されている。岡家は代々惣頭に任命されていたようであり、各時代の藩と吉田家との交渉事に必ずといってよいほど登場する名前である。

要約すれば、御野郡内の神社を修復する為の勸進を神職が町・在家の家々に割り当てたところ、日蓮宗の信徒のみ、旦那寺の指導により拒絶したことを神職側が問題視しているわけである。日蓮宗寺院では受派でも「神社の名目」で寄附をすることを神祇不拝の教義から否定して実行していたことが確認できると思われる。

後述するように、この以前は藩内の神社への寄附は「町の用途⁷」という名目で行われ、日蓮宗側も妥協できるものであった。今回は神社への寄附と明示されたためこのような指導をせざるを得なかったであろう。これに対し、神職三人の口上では「惣じて神社建立の事、御將軍家・御国守・御大名を始め奉り、御家中・町在末々までも一人も漏れ申す者御座無く」寄進すべきところ、日蓮宗のみ協力しなかったことを重視して、もしこのような主張が認められたなら「諸社も破滅に罷りなり申し候」として、この点について筋目を明らかにしてほしいと藩へ上申した口上書である。

この中で三人は、氏子は町でも在でも割り当ての銀を差し出したのに日蓮宗の檀家のみ寺院の指導により費用を出さなかった、と非難をしている。そして、僧侶が檀家へそのような指示をしたことを確認した、としている。これを是正しようというのが訴訟の趣旨であるようである。

ここには神職の主張する宗教的な見方がわかりやすく示されている。神社の作事には將軍から大名をはじめ庶民まで一人も漏れず協力するのが当然である、というものである。そして、日蓮宗の僧俗がそれに従わないのは不法であるという考えも示されている。このまま放置しては藩内の神社がみな破滅してしまうとまで表現して、訴訟に踏み切

つたことを伝えているのである。以下六六号にも今回の訴訟についてより詳しく述べている。
以下に 六六号を引用する。

恐れながら口上書上

一 御野郡今村宮御氏子の内、岡山西大寺町に寄進銀の義に付き、兎や角出入りに相なり候旨、町内より申し越し、右に付き祠官の義捨て置き難きゆえ、同社祠官今村主税より、町方へ取り遣わす入り割りの儀、先日各様まで書付を差し出し置き候えども、一通り町方御裁許も御座候上は、右の書付御下されたくと主税より奉り願候

一 この度の町方出入りの儀、寺院方も師旦の間、此の方も氏神氏子の間に御座候、然る所、且那寺より宮々名目を出し候ては、一宗の趣意に相叶わず候の由にて、且家を咎め候趣、たしかに一等承りおり申し候、左様に御座候には、本朝神国の定法も失い果て、在中所々に寄せ候ては、神社破却の基出来つかまつり候様にまかり成り候、この段、お聞き届け成され下され、御国中日蓮宗の者ども神社の名目を請け、勸化銀寄進つかまつり候様に御国中神職一等（一統）に願ひ奉り上げ候、宜しく仰せ上げ下さるべく候、以上

宝曆五年亥七月

今村主税

門田帯刀

金谷佐渡

光岡若狭

小松原左京

宮崎右内

業合齋宮

井上丹後

松末右京
頓宮數馬
金中齋宮
延原若狹
浦上□平
難波帶刀
物部若狹
金谷長門
景山出雲
藤井老岐
荒木式部
檜村弥治郎
小神多門
森山官治
大森主税
堀 左近
筒井治部
三宅右内
井汲対馬
三浦大和

この文書は前号の訴訟の出訴の文の写しであろうと思われる。神職たち二九名が連名で藩に裁許を求めている。単に今村社の問題としてではなく、藩内の神道と日蓮宗全体の問題として神職たちが結束して行動している様子がよくわかる。

西大寺町の今村宮氏子から「出入り」について宮司に申し入れがあったのが発端であり、神道側からの藩当局への訴えであるが、寺院の師檀と神社の氏神氏子の両立が困難となっているとも表現されている。旦那寺から檀家へ「宮の名目」で金を出しては「一宗の趣意に相叶わず候の由」と咎め立てがあり、しかも社方一同もその実情はよく承知している、としている。そして、もし日蓮宗の檀家が謗法の神社には寄進をしないという主張が通ったならば、「本朝神国の定法も失い果て」、日本本来の神国の姿が失われ国（藩）中の神社の破却にもつながるとして重視し、非難している。そして、藩当局から日蓮宗の者共へ「神社の名目を請け、勸化銀寄進」を行うように命令してほしい、という強硬な内容である。

今村宮の寄進銀を出さなかった日蓮宗の檀家は西大寺町の住人であった。町役人の周旋があったがうまくゆかず、今村社の今村主税から町方へ訴え出たわけである。

訴状では「旦那寺より宮々名目を出し候ては、一宗の趣意に相叶わず」と日蓮宗寺院から檀家に神社の修復という名目の寄進はしてはいけないという指導があった、ということを書いている。日蓮宗においては、宗外の一般神社に寄進することは重大な謗法であり、嚴重に禁止されていた。「一宗の趣意に相叶わず」とは、そのことを指すのであり、当時の岡山藩内の日蓮宗寺院では、宗外の神事に寄進することは禁止しており、違反した檀家は咎められていたことがうかがわれる。岡山藩内では不受不施の強硬さが著名であるが、不受不施のみが神拝や神社名目の寄進を

禁止していたわけではなく、受不施でも対神道の問題では同様に禁止をしていた様子である。

おそらく、日蓮宗側のこのような神祇寄附への拒否運動は以前から強弱の差はあれ、ずっと続いていたのであり、神道側はこの機会を利用して、日蓮宗やその檀家を規制しようとしていたのである。後の文書には「巧らみ」とも表されるように、計画的な動きでもあったのであろう。

ついで六十七号文書「西大寺町済み口口上書写し」には同年同月に岡山市内の蓮昌寺へ西大寺町の名主たちから宛てた連署書状写しがある。ここでは、このたび町の者が今村宮で祈禱を行い「御初穂」を集めた折に日蓮宗信者が承引せず争論に及び、名主らの調停にも耳を貸さず、ついには裁許沙汰となって藩から双方ともに「お叱り」を受けたと記されている。

口上覚

此の度西大寺町の者ども、今村宮にて祈禱仕り、御初穂を集め候節、相論に及び、騒動仕り候故、私どもへ御内々に御移も之有り、取り扱候えども、口々に申し張り、承引仕らず候に付き、此の段不届きに思し召し、遮って御裁許成され、双方とも御叱成され候、此の趣先日書付進上仕り候通りに御座候、右の筋に付き、御寺方様より同町名主へ仰せ聞かされ候義之有り、御宗門の者は申すに及ばず、役人ども迷惑仕り、段々相憑み候に付き、右御免下され候様に私どもより御挨拶を申し上げ候処、此の比仰せ聞かされ候は、今村宮神用の軒役と申す名目にて、向後取り集めさせ申すべく候、之に就いて一宗門の者どもは、町用の出銀を取り集め候節は、入り用の品を尋ね探さず、早速差し出し候様、兼ねて仰せ聞き置かるべく候間、此の儀納得候はば、私ども御挨拶御聞き届御済ませ下さるべきの由、仰せ聞かされ候故、此の段御尤もに存じ奉る、町内の役人どもへも申し聞かせ候処、委細の御儀得心仕り、弥よ向後右の通りに取りはからい申すべく候間、御宗門の者ども町用軒役の出銀は滞無く差し出し候様、仰せ付けられ下され候様願ひ奉り候趣に御座候、右の段、貴寺様より御寺々様へ御達し下され候

はば、私ども御挨拶御聞き届下され、町内差し支え御免、役人ども・御宗門の者どもは申すに及ばず、私共に於いても忝く存じ奉り候、右の段申し上げたく参上、口上書を差し上げ置き申し候、以上、

内倉屋 八左衛門

病中無判

小堀屋 久七郎

在判

丸屋 新兵衛

在判

丸屋 源五郎

在判

亥七月（宝暦五年）

蓮昌寺様

この一件について、役人も困り、後で寺と町名主の間でやりとりがあつて、結局「今村宮神用の出物、ならびに外の抛ろ無き勸化等にも、神用又は勸化の名目をあい立てず、町用軒役と申す名目にて」向後集めるといふ妥協案が出された。当初は「初穂」という名目で集められたために信徒が抵抗していたのであろう。これならば町内の信者も納得できるであろうから、寺からもよく言い聞かせ、他の寺院へも伝達してほしい、と町名主四人が寺に願う内容である。「町用軒役」という宗教的な意味あいのない名目ならば実質的に神社に供されたとしても、謗法の失には当たらないということであろう。ここでは町名主や役人もことを荒立てずにすませようという様子であり、後に宗門全体の訴訟にまで問題が大きくなつてしまつたのは、今村宮の問題を好機として日蓮宗側を攻撃しようという神職側の意図

があつたからであろう。

この書状には、町役人らが蓮昌寺からの返答として、宗門の者は「町用」や「町用軒役」などの名目であるならば問題なく銀を出して良いが、宮のための寄進という名目では決して支出してはならない、と聞かされていたことが述べられている。これは日蓮宗寺院としては当然のことであり、請求された費用が仏法と世法の二途に分類できるならば、世法の支出は問題はないが、宗教的な名目であるならば決して支出してはいけないわけである。日蓮宗で、町役や公役などの名目であるならば可であるとした実例も多い。単なる税金として支払ったならば、その用途が結果として他宗派や神社となつたとしても宗義にさわることはないわけである。

後述するように、この以前は藩内の神社への寄附の割り当ては「町の用途」という名目で行われ、日蓮宗側も妥協できるものであつた。ところが、今回はなぜか「今村宮神用の軒役と申す名目」で集めるように指示が町名主らにあつたということ、西大寺の檀家たちが支出に応じず問題となつたわけである。神社や藩の役人たちは日蓮宗の宗規を当然知っているわけであり、わざと問題にするためにこのような名目をつけて集めさせたのであろう。先の神職たちの連署訴状では「今村宮修復」のためとあるが、この町名主の書状では「御初穂」とある。この相違はよくわからないが、訴状では問題を大きくして、もしも寄進をさせないと「神社破滅の基」となるなど話を誇張したいがために変えたのかもしれない。

町役人らと交渉した蓮昌寺はどのように対応したのであろうか。おそらくは、宗規の通り、名目が公役であるならば一向にかまわないが、宮に関する名目であつたならば決して支出してはいけないと檀家に指導し、町役人たちにもそのように返答したのであろう。そして、その結果町の名主たちは安心したが、神職たちは収まらず社方の出訴となつたわけである。後の文書には社方の出訴には深いたくらみがあつたようであるという表現もあるが、実際にこのような経過をたどつたのは彼らの思うつぽであつたのであろう。

六八号（一部引用せず）

御訴訟申し上げ候趣意の事

一、町方の御裁許に御座候上にて、又々旦那寺へ同宗の者ども呼び寄せ、当宗の内より社頭へ寄進銀を出し候義決して相成らず候、此の以後とも町役は格別、社号を頭わし寄進致し候ては、宗法に相背き候間、急度其の旨相心得、宗法の乱に之無き様に仕るべきの旨申し渡し候趣、慥に承り申し候、神社崇敬仕る義、本朝の定法に御座候えば、宗門に掛り申す義には御座無き筈の様に存じ奉り候事、

一、同町岡野屋彦兵衛と申す者、前々より致し来りの通り寄進銀を出し申すべきの旨、同宗へ挨拶仕り候處、旦那寺より同町役人ならびに彦兵衛を呼び寄せ、離檀の儀を申し渡し、離手形を出し、其の上先祖の墓を掘り返し候えと申し候由、墓返しと申す義は、御公辺の御趣意も殊の外圻有るの義にて、容易に成し難き旨、兼ねて承り及び申し候、寺方も定て存じ申すべき處、かよう成る義申し出候事、神道を耶蘇宗門同前に心得居り申し候哉、神道と申し候えば、社家社流の者共に限り申す様に惣じて相心得居り申し候えども、士農工商の作業、今日の神道にて御座候事、

一、我が国は神国と申す義、末々の者迄存じ居り申す義に御座候、本朝の国風にて、上下万民神明を尊敬仕り、国々村里迄地主産土の神を祭らずと申す處御座無く候、地主氏神の敷地にて是れ無き處は御座無く候、是れ神国と号す証拠にて、神社を修理し祭礼を専らにすべき旨は、万代不易の御政事の基と承り及び申し候、此の度日蓮宗の僧徒より申す通りに相究め候はば、本朝の定法の乱れ、神社破却仕り、村里不幸を招き、衰微の基と神職の輩甚だ歎かわしく存じ奉り候、日蓮宗も神国の外の人にては御座無く候、氏神信仰仕りべき筈に御座候、左様も御座候はば、御法度の類門は御座無く候様に存じ奉り候、上の政道を守ると申す處、神明信仰の輩に御座無く候、其の証拠は、神社信仰仕る者に疑わしき宗門の者一人も御座無く候段、明白に御座候事、

一、前々より神社を尊敬仕り候日蓮宗の者共、近年に至り社参等も仕らざる様に罷り成り候故、如何様の圻に候

哉と追々承り合せ候処、旦那寺より急度指し留め申す由に御座候、当年に至り西大寺町の義に付き、日蓮寺の申し立て候埒を相考え候えば、本朝の法例を破り候義、年来の巧みが此の度頭れ申す義と存じ奉り候、日蓮寺の申す通りに御座候わば、本朝の法例相立ち申さず候、其の上恐れ乍ら御先々代様よりの御趣意恐れ入り存じ奉り候、然れども日蓮寺より申し立て候義、弥よ筋立ち申す義に御座候わば、是非に及ばざる義に御座候、耶蘇宗門の御公儀より御制禁成され候事も、本朝の国風に背き申す宗門故、本朝の人として用いうる様之無きに付き、天下一等の御停止成され候義と存じ奉り候、当時日蓮宗の僧徒の申す通りに御座候はば、本朝の国風は廢り申し候、右に就いて抛無く御訴訟申し上げ候、此の義法欲の心得違いに御座候はば、御吟味の上にて、只今迄心得違ひ候趣、神文の上、此の以後神社に対し不敬成る義申すまじき旨の一札仕り、其の村々社々神職へ相渡し候様に仰せ付けられ候様に仰せ付けられ下されたく願ひ奉り候、

御当国は、御先々代光政様より御代々様、別して本朝の国風を御尊敬遊ばされ候御趣意と、恐れ乍ら存じ奉り候、偏えに神社の筋の立ち候様に願ひ上げ奉り候、此の旨宜しく仰せ上げられ下さるべく候、已上、

宝曆五年亥八月三日

御野郡社方惣代北方村の内四日市祠官

門田帯刀

同郡社方惣代今村祠官

今村主税

上道郡社方惣代沖新田祠官

金谷佐渡

邑久郡社方惣代藤井村祠官

宮崎右内

和気郡社方惣代片上村祠官

松末右京

磐梨郡社方惣代

延原若狭

赤坂郡社方惣代牟佐村祠官

難波帯刀

津高郡社方惣代江与味村祠官

荒木式部

児嶋郡社方惣代小串村祠官

筒井治部

備中惣代都宇郡松嶋村祠官

三浦大和

御頭中

六八号は岡山藩内の各郡の神職惣代十名が藩内の神職頭へ送った八月三日付の出訴状の写しである。藩へ訴え出た内容を通じたわけであろう。

日蓮宗のこれまでの宗規について、正面からこれを否定し藩の命令によって変更してほしい、という極めて強硬な内容である。

まず最初に、先の町方の裁許について述べている。六七号では町方の裁許について「双方を叱り置く」であったとあるが、後から宮の名目で寄進を集めるように指示があった、ともいつている。何らかの方法で神職たちはこういった指示を藩の役人から得たものである。それを町方の裁許といつているのである。そして、それに基づいて日蓮宗の僧が「旦那寺え同宗の者ども呼び寄せ、当宗の内より社頭え寄進銀出し候義、決して相成らず候。これ以後とも、町役は格別、社号を顕し致し寄進候ては、宗法に相背き候間、急度その旨、相心得、宗法乱に無き様に仕るべきの旨申し渡し候」と指導したのを非難しているわけである。「神社崇敬仕る義、本朝の定法に御座候えば、宗門に掛り申す義には御座無き筈」なのに、寺が信徒を呼び寄せて「此の以後共、町役は格別、社号を顕し寄進」は「宗法に相背き候間」決してしないように命じたことを「慥に承り候」と延べ、社方で寺の関与したことを確認した、といつている。

日蓮宗の謗法の神祇不拝という原則そのものを間違ったものであるといつている。

そして、第二に西大寺町の岡野屋彦兵衛という人物の問題を取り上げ、やはり日蓮宗寺僧の言動を非難している。

「同町岡野彦兵衛と申す者、前々より致し来たりの通り寄進出申すべきの旨、同宗へ挨拶つかまつり候処、旦那寺より同町役人ならびに彦兵衛を呼び寄せ、離且の儀申し渡し、離手形を出し、その上先祖の墓所掘り返し候えと申し候」と同町の檀家岡野彦兵衛が従前より神社へも寄進していたことを菩提寺に話したところ、寺より離檀を申し渡され、先祖の墓も掘り返された、という事件が述べられ、これを御政道を弁えない行為だと非難している。

彦兵衛は日蓮宗の檀家ではあるが、前々から寄進銀を出していたとある。これも事実かどうかはわからない。また彦兵衛も社方から頼まれて証言をしているのかもしれない。しかし、彦兵衛は旦那寺から宗規違反のため離檀を言い渡されて放ち手形を出され、先祖の墓も改葬するように言われたといつている。

これについて訴状では、改葬については幕府でも殊の外のことであるので容易にはなしがたいのにこのように命ずるのは「神道を耶蘇宗門同前に心得居り申し候哉」と非難している。また、神道とは「社家社流の者共に」限らず「士

農工商の作業、今日の神道にて御座候」とまで述べてすべての人が神道の信者であると自賛してもいる。

そして第三には神道を正当化する理論を述べて、日蓮宗がそれに従うようにしなければならぬとしている。「国々村里迄地主産土の神を祭らずと申す処御座無く候、地主氏神の敷地にて是れ無き処は御座無く候」と神道の根元として、神国たる日本の産土の習俗を説いて、「日蓮宗も神国の外の人にも無く御座候」と日蓮宗も独自の考え方を捨て国風に従うべきであるという論を展開している。

この箇所はまさしく日蓮宗のいう「釈尊御領」観の逆写しのような表現であり、両者がまったく相容れない対立関係にならざるを得ないことをはつきりと示しているようである。また、同様に「日蓮宗も神国の外の人にも御座無く候、氏神信仰仕りべき筈に御座候」と自己の理論、すなわち日本のすべての国土は神の土地であり、その中の人はすべて神祇を信仰すべきであるという理屈を述べて日蓮宗僧俗も従わなければならない、とする。さらに、日蓮宗のいうように社参をしない者がいるならば「本朝の定法の乱れ、神社破却仕り、村里不幸を招き、衰微の基」になると誇張した表現を用いている。

そして、第四に、「前々より神社尊敬仕り候日蓮宗の者ども、近年に至り社参等も仕らずまかり成り候ゆえ、如何様の埒に候哉と追々承り合せ候処」と日蓮宗の信徒も前々から神祇を信仰して社参もしていたのに、近年来なくなつたため、不審に思い調べたところ且那寺から差し止められていたことがわかった、などと述べて日蓮宗寺院の行動を非難している。そしてこの度の西大寺町の一件では、遂にその実情が現れたのであるから、成敗を求めたのだとしている。

日蓮宗信徒は以前より社参をしていなかったのではないかと思われ、この点については神職たちの虚偽の申告ではないかと思われる。しかし、神職たちは日蓮宗が「本朝の法例を破り候義、年来の巧みが此の度顕れ申す義と存じ奉り候」とあくまで不法な行為が今回露見したのである、と言ひ募っている。このあたりは、かなり強弁をしているように感じられる。

上記の訴状を見ると当然ながら、全編を通じて神道方からの見方で記述されている。神道側は日本の国風ということを繰り返して述べ、日本国中の人々すべてがこの国風に従うべきであると強調している。そして、社参をさせない日蓮宗の宗規について、御公儀の禁制にも国風にも背き、後々まで悪風をもたらすので不法であり、この機会に厳しく吟味し、「神社の筋を立て」、「神社に対し不敬成すの義申すまじきの旨、一札」を日蓮宗側から村々の神職全員に渡すようにしてほしいと願っている。

しかも、日蓮宗に対して、その心得違いをしていたという詫びを神文の形にして「村々社々神職」へ渡すように命じてほしいとまで要求している。岡山藩について「御当国は、御先々代光政様より御代々様、別して本朝の国風を御尊敬遊ばされ候御趣意」と前々代藩主光政から代々特に国風を尊重してきたのであるから何らかの処置をしてほしいと有利な裁許を願ってもいる。この段階で、一神社の寄進の問題ではなく、日蓮宗全体の教義が訴訟の対象となることになったわけである。

この訴状を見ると、極めて原理主義的な言動であり、疑わしい記述も混じり、感情的になりすぎているように感じられる。考えようによっては備前という法華信仰の強い地域では、神職たちは常に不快を感じ、時には疎外感をも味わうこともあって、このような感情的で強い表現を用いての出訴となったのかもしれない。宝暦の不受不施事件によって日蓮宗側が動揺している時勢に乗じて日蓮宗を抑圧してしまおうという意図は確かであったと思われる。

しかしながら、この訴状の内容を見る限り、彼らの主張は通らないことは当然であろうと思われるのである。その理由として、日蓮宗の宗規は幕府からも公認されてきたものであり、如何に神職たちが不愉快であってもそれを変更させるような裁定を藩が下すとは思えないからである。また、日蓮宗の信徒も「町役」などの名目では神社にも支出をしているのであるのだから、神社の衰微などに結びつくというのは詭弁であるのが明白である。つまり、実質的にはこの訴状は有効ではないはずであった。それが次第に大きな事件となってゆくのは後に述べてゆくこととする。

六九号

恐れ乍ら口上

一、日蓮宗不埒に付き、去る此の兩度連判の書付を以て申し上げ置き候、未だ何の御裁許も御座無く、如何と存じ奉り候、然る処、今日何れも寄合候様に仰せ下され候に付き、罷り出候処、此の度の一儀先に相止ち申し候様にと仰せ聞かされ候、扱々存じも寄らざる御事に存じ奉り候、先達て連判仕り、差し上げ申し候通り、毛頭相違無く御座候間、此の旨宜しく仰せ上げられ下さるべく候、よって御裁許早く仰せ付けられ下され候様にと、恐れ乍ら御催促の為旁た此の如く御座候、以上、

宝曆五年亥八月十九日

門田帯刀

已下

三十人

名代ともに

堀左近病氣に付き

名代槌ヶ原村近藤内記

御頭中

六九号文書には岡山藩内の社方惣組頭三十名が神職頭に宛てた八月十九日付の口上書の写しがある。神職たちが「日蓮宗不埒」ということで八月三日に出訴したのに藩からの連絡がないことを不審に思っている様子である。

七〇号

「(端裏書) 八月廿二日」

口上

一、日蓮宗不埒に付き、御國中社方一統の連署書付指し上げ申し候、併せて其の後社方面々違変 はかり家宅御座候に付き、佐々木内蔵宅へ惣□集まり了簡承り候処、各々先達て指し上げ候連判書の通り社方一統少しも違変無し、よりにて猶又連判仕り指し出し申し候由、別紙□に相認め申し候、然る上は私共始め御国中の社方一□弥よ先達て指し上げ候書付の通り、早々に御裁許□願ひ奉り候、已上、

宝曆五年亥八月廿二日

杉村右膳
佐々木内蔵

見垣民部

七〇号文書も日蓮宗側で入手した神職三人の書状の写しであろう。いずれも社方内部での統一を確認しながら、藩が裁許をしてくれるのを心待ちにしている様子が見受けられる。神社から岡越後守へ宛てた書状であり、日蓮宗側で何らかの方法で写しを入手していたのであろう。藩内すべての神職が連署して書き付けを差し出した後で、誰も意見を変えないように佐々木内蔵の屋敷へ集まって確認していたのであろう。このように、この時の社方は団結して強力に訴訟を行ってゆくという固い意志があったことがうかがえる。やはり、この前年度に不受不施の問題が大きくなって日蓮宗の僧俗の間にも亀裂が生じていた事情を見てとって、年来の不満を解消するよい機会であるにとらえて今回の訴訟に踏み切ったものであろうと思われる。

また勸化銀以外にも同時期に神職側から提訴され問題となった事件がある。七十一号文書には宝曆五年八月に神職側から出された訴状の写しがある。赤坂郡西中村の百姓吉次郎が氏神の神社の神職から祈禱を受けたところ、菩提寺である蓮昌寺の寺中の不染院が聞き及び、神職の祈禱や守札は「不法千万」であるので、「急度公儀へ申し上げ、檀家の子ども難儀に及ばせべく候と申し付き候」と脅かした、というものである。また、毎年村の八幡宮で「国家御繁栄」・「氏子中為息災惣祈禱」をしていたのを不染院が咎めて、村では大問題となった、ともいうのである。これに

対し蓮昌寺は、逆に神道側が従来の寺の祈祷に割り込んできたと主張している九月十一日付けの返答書を出している。つまり、西中村四ヶ村の旦那は毎日の祈祷や正・五・九月の祈祷を不染院でしており、神下村だけは九月の祈祷を社家に頼んでいたが、新儀に光善寺村が宮で祈祷をするようになり、それを注意しただけだといふのである。寺が脅したという檀家は「只今は宗門吟味の節ゆえ」問い質しただけである、といふのが寺の返答であった。同文書端裏書には「是は右返答にて済み申し候」とあり、この一件はこれで済んだようであるが、村の祈祷を巡るこのような衝突もしばしば起こっていたのをうかがわせるもので、こういった問題も西大寺一件の背景として存在していたのである。

さて、前述のような神道側からの出訴に対し、本能寺門下をはじめとする藩内の寺中はとりあえずの返答をした上で、京都の各本山と連絡を取ったようである。七十二号文書の九月二十四日付けの「本能寺御役者中」宛ての蓮昌寺はじめ十ヶ寺連署の書状がある。

七十二号

一 翰啓上仕り候、先以て御本山御繁栄、御貫首様益す御勇健成られ御座候、恐悦至極と存じ奉り候、各様愈々御堅康に御法務成され、弥よ珍重に存じ奉り候、然れば今般社家の一件に付き、御注進御内談旁た菅能寺隠居本院、登山仕らせ候、同院義、隠居殊に病身に候えば、彼是難渋たるべく候えども、別章に申し上げ候の埒故、抛無く相頼み差し登させ申し候、右の段御賢察下さるべく候、此の度の儀宜しく御内評下され候はば、忝く存じ奉り候、此の段宜しく御沙汰憑み奉り候、本興寺御役者中へも別紙を以て申し上げ候間、別当両章の趣、各様より宜しき様に移され下さるべく候、猶重便の時を期し候、恐惶謹言、

九月廿四日

妙福寺

日然
(花押)

本行院

病中無判

本行寺

病中無判

妙応寺

日演
(花押)

宝仙寺

日勇
(花押)

菅能寺

妙林寺

日顕
(花押)

正福寺

日義
(花押)

妙勝寺

日晋
(花押)

蓮昌寺

日迎
(花押)

本能寺

ついで、この七二号文書に至って、社方から訴えられた日蓮宗側の代表である岡山城下十寺院の名が出てくる。九月二十四日付の十ヶ寺の連署の書状である。十ヶ寺の中には各門流の触頭の寺院もあり、岡山藩では何か宗門に関する問題が起ると、この城下寺院たちが代表となって藩と交渉していたようである。今回も同様であったのであろう。

おそらく十ヶ寺の住職たちは協議の上、「今般社家の一件につき、御注進御内談」のため、菅能寺の隠居本眼院日要を京都へ送ったのである。日要は後の展開から見ても年長者であり有能であったのであろうと思われる。「隠居殊に病身」でありながら、上京して国元の実情を説明することとなったのである。そして、先に京都の本山へ送られていた書状に日要の説明も加わって、諸本山の対応が決定したのであろうと思われる。

この七二号文書の宛先は本能寺の御役者中となっている。この事件の際に直接対応した本山としては、妙頭寺・本圀寺・妙満寺・妙覚寺・本能寺と本興寺の五つの本山であったようである。後には十六本山会合にも連絡を回している様子が見てとれるが、主に対策を取っていたのは以上の五つの本山であったようである。その理由としては、末寺の有無によるのであろう。直接訴訟に関わっていた岡山城下十ヶ寺の本山である五つの本山が連携して対応していたのである。七三号文書の日要口上書案文は上記の五本山が宛所となっている。おそらく、他の本山へも同様の連署書状が送られたのであろう。

七三号

此の度備前に於いて国中社家八十余家の徒蜂起し、嘆かわしく一宗門の旧式、則ち宗家に対し訴状を差し出し候、之に依り御本山方へ御内談の為、国内一宗門の寺院の惣代として登山仕り、昨日御前に於いて返答書の草案等披講仕り、委細を申し上げ候処、則ち御熟談下され、拙願い上げ候数件、速に御盟諾成し下され候御事、左の通り、

一、此の度社方の訴え出、公の煩いを顧みず、万端放恣の至りに候はば、渠等若し国裁を俟たず、猥りに東武へ訴え出候わんか、其の時に於いては、止むを得ざる事、寺院も公伺の上越関仕べきと存じ候、其の節は御添え書き及び東都御内縁等の御取り極め、御嚴重に御手当成し下され候御事

一、仮令国家の裁断といえども、社方利運にて宗式を破却されるの捌き方に候はば、止むを得ざる事、却って寺々より東武亦御本山へ訴え出るべ仕るべきか、是則ち一宗興廢の大事、誠に止むを得ざる事にて身命を抛の重に候、右の筋に相懸り候わば、尤も宗門の一大事に候えば、諸本山より再三国守へ御取り扱い下され、其の上にも旧式に復せず候はば、東武へ御訴え下さるべく候、其の節は、江戸へは申すに及ばず、身延・池上。岡宮等惣じて諸本山方へ御示談し御一同の上、其の御手配嚴重に成され御蒐引成さるべく候御事

尚吉田家へも御内縁を以て仰せ通さるべく候御事

次、公裁に及ばず、国家の裁許に於いて、又は扱いを以て治められ様節は、宗令に欠減無し、後日相諍わざる様の格方に候えば、所論に及ばずに候、自余の治め方に候わば

一には、国裁を以て一旦平和に及び候とも、再発し後の動きもはかり難き捌き方に候はば、其の節は御本山表より、旧式堅剛の御条目を下し置かれ、右の御条目を以て再発を相防ぎ、不易に相収め候様にしたく候御事、

二には、国裁に容易に肯んじ候ては宗式を破り、若し反覆致し候ては国守を欺き、進退難渋のはかり方に候はば、伺い奉り御本山の趣を以て延べ置き、相訴え申すべく候間、其の節は御本山御一同の御趣意を以て、宗式の相立ち候様、国家に於いて相はかられる様に御取り計らい下さるべく候御事

三には、此の度の寺院返答書は己の情を忘れ、宗令を嚴重に立てられ、殊に国家を重んじ候えども、社家法外の訴え出、進んで之を咎め候はば、理不尽のばかり仕り候、退いて其の意に任せ候はば、宗令をば破廢し難く、役吏治め方の術之無く候はば、一向両成敗を以て相治まるべきか、左候はば、寺院に於いては過失を蒙り候わん、尤も一旦咎められ候とも、向來平均の宗式は増趨の筋に候はば、一旦秉敗候とも、歎息の限りには非ず候、此の

義に於いては、公の咎めを蒙り候寺院之有り候はば、速かに其の御本山のより余国の寺院へ住職等仰せ付けられ、一旦の恥を雪ぎ、実には宗義励行の筋立つ様にそのはかり仰せ下され候御事

右、大段五ヶ条の淵底悉く委ね、昨日妙頭寺御丈室に於いて拝謁奉り、妙頭寺日量尊聖・妙覚寺日唱尊聖・本能寺日寛尊聖及び御役僧中に御内談を得奉り候、其の外彼の地の分野委しく申し上げ候処、悉く聞こし召し届になられ、此の儀宗門の大要、容易ならざる義に候はば、追々其の途に当たり、御本山御一同の御趣意を以て、万方停滞無く御執り捌き下さるべきの旨、御盟約の後、其の事に臨み、御変化之在り候ては、宗義沈没に候へば、聊かも御捨て置き無く、進退を途に当たり御熟評御執りはからい下さるべきの旨、御盟約成し下さる、右に就いて蒙り奉る御懇ろの厳旨、惣代として登山の野拙には千万在り難く、則ち領解に一段の略章を呈し奉る、惣寺院へ高答を願上げ奉り上げ候、上件の趣を具さに高答成し下され候はば、誠に備陽一宗門寺院万代不朽の後鑑、神仏和合、当宗恣に弘まり、皆帰妙法の嘉瑞と仰せ奉り候、誠恐誠惶頓首

備前

一宗門寺院惣代

菅能寺隠居

本眼院

日要(判)

亥十月七日

日量尊聖師

日唱尊聖師

日寛尊聖師

五ヶ本山

御役者中

右、奉書に調、指し上げ候草案也

七三号は「備前一宗門寺院惣代 菅能寺隠居 本眼院日要」から、妙頭寺日量・妙覚寺日唱・本能寺日寛の三貫首と「五ヶ寺御本山御役者中」に宛てた十月七日付けの口上書の草案である。今回社方から起こされた訴訟に対応して諸門流でなされた決議の内容が詳細に記されている。

冒頭に「此の度備前国中に於て、社家八百余家の徒」蜂起して「則ち宗家に対し訴状を差し出し候」と経過が述べられている。そこで「御本山方へ内談」をするために「国内一宗門寺院惣代として登山仕り」訴訟の返答の方針を披露したところ、「速やかに御盟諾成し下され候」とあり、各本山の協議・盟約によってその後の対応が決定されていたことがわかる。

その内容は以下の五条である。最初の二条は事件が藩内のみでは収まらず幕府の裁許沙汰となる場合の確認である。

①もし社家が藩の裁許を待たずに江戸表へ訴え出た場合、やむを得ず藩内寺院方からも江戸へ赴くことになるであろうが、その節には関係各方面への添え書きや江戸の内縁方への連絡を嚴重にする。

②もしも藩の裁許が社方の勝利に終わり「宗式を破却されるの捌き方」となった場合には、やむを得ず寺院方も江戸や各本山へ訴え出る。そのような事態となったら「是れ則ち一宗興廢の大事」なので、各師も身命を抛つ覚悟であり、諸本山よりも再三国主（池田家）へ和談を願ひ出、もしそれでも駄目なら「東武へ御訴え」即ち幕府へ訴える、としている。さらに、その節には「江戸は申すに及ばず、身延・池上・岡宮等、惣じて諸本山方え御示談御一同の上、其の手配嚴密に成され御蒐引成され候べき御事」とすべての門流で一致して訴訟に当たる事を強調している。江戸へ舞台が移るまでは京都の直接関係する門流だけで対応するつもりであったのであろう。また、その場合には神道方の吉田家にも「御内縁を以て仰せ通される事」とあり、神道方の知音をも頼るべきことが明示されている。

以上の二カ条はいずれも、藩の裁許が許容できない場合には幕府へ訴え出て徹底的に争う方針を示している。また、今回の訴訟を一番内や一門流のみの問題ではなく、日蓮門下一同の重大な問題として、協力して対処することを示す内容である。社方の出訴は前述のように日蓮宗の宗式そのものを否定しようという激しいものであったのであるから、この点は当然であろう。

次いで、後半の以下の三条は幕府の裁許に及ばずに藩内の裁許や示談のみですむ場合の方針である。但し「宗令に欠減無く、後日相い争わざるの格方にそうらえば、所論に及ばず候」とあり、藩の裁許や示談の内容が宗門の方式を改めさせられるようなものでない限りは特に問題はなくそれでよいとしている。そして、宗令にかかわるような「自余の治め方」の場合に対する対応を以下三条にまとめている。

③藩の裁許で「一旦平和」となっても、再度問題がおこりそうな内容ならば、その節は「御本山表より、旧式堅固の御条目を下し置かれ」この条目を守るというかたちで再発を防ぎ「不易に相い治まる様に支度」する。すなわち宗規が変更される事態だけは防ぐということである。

④また、藩の裁許について、内容が「容易に肯んじ候ては宗式を破」るものであったり、あるいは「若しくは反覆候ては国守を欺き、進退難渋」と一度承引しても後から守れなくならざるをえないようなものとなるのであれば、動きがとれなくなる恐れがあるので、「御本山へ伺い奉りの趣を以て」藩に裁断の引き延ばしを願ひ、その間に本山一同で相談して、宗式が立つように本山一同の名前で藩に願ひ出をする。このように結果的には本山連合の対処で解決する、という可能性を常に念頭に置いているようである。

⑤訴訟の見通しが困難なことを示し、もし宗令にさわるような結果となった場合の対処について述べる。今回の訴訟が場所といい事情といい困難な要素が多いことから、容易でない事態となることを予想しているようである。

此の度の寺院の返答書にては己の情を忘れ、宗令嚴重に立てられ、殊に国家を重んじ候えども、社家法外の訴え

出、進んで之を咎め候はば理不尽の斗仕るべく候、退きて其の意に任せ候はば宗令をば難く破廢れ、役吏治め方の術之無く候はば、一向両成敗を以て相い治まるべきか

まず、訴訟においては個人的な感情を忘却して宗義を大切にせよと説いている。しかし、今回の社方の提訴は理不尽ではあるが、進退いずれも難しく、藩の役人にしても裁許の仕方でも難しいであろうし、あるいは両成敗の結果となるかもしれない、と見通しを示している。そして、もし両成敗となつて咎の半分を受けることとなつても、宗式に関わらない内容の内容ならば、嘆息の限りでもない、と述べる。宗式を守ることに重点がおかれている。そして、もしも咎めを蒙つた寺院があつたならば、「速やかに余国寺院へ任職仰せ附けられ、一旦の恥を雪ぎ、実には宗儀励行の筋立て候様に」すべきとしている。当地の任職のみの責任というわけではない、という認識もあり、訴訟に巻き込まれた任職の処遇についても面目の立つようにと方針を決めていたことがわかる。

以上の五ヶ条が、妙顕寺日量・妙覚寺日唱・本能寺日寛の三人の各貫主及び役僧たちが「妙顕寺御丈室」で内談して決定した「御盟約」の内容であつた。貫首の来られない本山は役僧が代理で来ていたのであると思われる。この七四号文書は口上書の草案であるが、盟約の文書も別に作成されたのであろうと思われる。

此の一件に対処するのに本能寺・本興寺の他、妙顕寺・妙覚寺・妙満寺の各本山が連携していたのがよくわかる内容である。訴訟のことを「此の儀尤も宗門の大要」とも表現して、「御盟約の後、其の事に臨んで、御変化これ在り候ては、宗儀の沈没に候えば」と表現するように盟約の後は結束して事に当たり、変化することは無いようにと強調している。また、今回の訴訟は聊かも捨て置く事は出来ない問題であるとも書かれ、京都で各門流の代表が一堂に会して決定した重大な出来事であつた。

なお、岡山藩との関係で、このような京都本山の会合組織が機能したのは、管見では他に日蓮宗の宗号論争がある。寛政年間に、宗門が当時正式には「法華宗」と名乗っていたのに対し、以降藩に対する文書では、「公式名称を日蓮

宗とせよ」と藩に領内寺院が命じられたことに対して、京都本山の組織が「宗門の大事」として結束してことに当たったのである。

そして、このような対応策をまとめた上で宗門寺院たちは今回の訴訟に臨んだのである。さて、以上の内容を踏まえ、藩との応答があつた。七四号文書に経過が記されている。

七四号

御内意口上覚

一、今般御国中の社流徒党の上、当宗門に対し難しき条を以て願ひ出候儀、則ち訴状を内見仰せ付けられ候に付き、先に各寺の一分の存志を以て、酬答を指し上げ候処、自他の難に会い御勘考下され候か、去る廿三日夕、妙勝・妙福両寺へ仰せ聞かされ候趣、今度の所論は神仏の諍論に至りては御裁断容易ならざる儀、たとい公庁に訴え候とも、速疾の御裁許は計り難し、殊更御国の御名も出候儀、如何に思し候、よつて西大寺町の論の未だ発せざるの已然え立ち帰り、夫れ迄致し来り候通りに執りはからい相治まり候儀、然るべしと思し候、素より当宗式には今更改務致し候儀は之有るまじく候、但し宗令を守り神社不拝の者は是神敵神罰の人と心得、社家之を免ず、亦宗義の勧誘に背かざる且俗、亦は教化を稟くると雖も相守らず神社を拝礼の人は、是則ち墮獄の人と心得、寺々之を免じ平和に諫言を加え其の上にも相用いず不埒に候はば、宗門を放し、亦は神拝等の実否を尋ね来り候とも、敢えて之を停止せず、但し破法の者は、其の道の坐の人は料を名づけ其の人の咎に、寛宥せしめば、強いて宗令の破廢には成るまじく、かように相定まり相治まり候はば、諍論も相止み、且つは寺且和合の基、神仏和光の御威嚴も相顕るるか、此の旨熟評に及ぶべきの旨、くれぐれも之を承り、御懇ろの御垂示忝く承知仕り候、そもそも此の度の論は、宗家に於いては請け方の儀、尤も宗令は止むを得ざる事に候えば、御国恩を重く奉り、御役介を恐るるの儀は、数度御内意を申し上げ候通りに御座候、之に加えて今新たに申し上げ候は恐れ多く候えども、一宗寺院として御国恩に報謝し奉り、両三年寸微の志を励み、御役介を除き候、其れは堅剛にして怠慢無

きの段御承知の通りに御座候、既に西大寺町の動静の節も、社家加担の人は専ら新儀を募り、狼藉軽からざる儀と承り候、寺院に於いては之にかかわらず宗義に異ならざる名目の筋は、必ず指し遣わす旨相勧め申し暮らす儀に御座候、是則ち宗式の破廢の難を歎くのみにて、聊かも神社を毀つ等の僥情之無きの段は御賢察下さるべく候、之に依り御内意の趣はかさねて感伏奉り候、然れども当宗に於いては、宗式を以て勧誘仕り候を肯んぜず、却つて逆の族を幾度も毒落の之を喻え、是は然れども今生信力候様に勧め候義、宗家の極談に御座候、是故に釈尊も売經の追紙槍捨て嚴重に御座候、且つは亦当宗専ら神明を信仰仕り候義は先書の如く御座候えども、自他共同の神拝を禁忌仕り候義は宗令に候故、専ら神供社参を制止仕り候、是則ち宗門化義の綱格にして、祖師の法流の規則と仕り候故、此の義を除きて外に自他を等別仕り候宗令は御座無く候、只是等の法度を以て当宗の心髓とし、宗号の抛と仕り候、宗祖承る天聰已来五百年來、海内に於いて専ら此の宗式を弘め、未だかつて故障有らざるの処、此の度社方の結構依り、其の宗令を算損や、旧式を還つて新たに邪曲を立つと称せらるの事、恰も日光の浮雲に覆われ白沙は汚泥に異ならず、之を悲しみ止む無き期に候、若し弥よ社家表に発するに於いては、幾重も宗令の相立ち候様、鴻慈愛愍を願ひ奉り候、其の上にも弥よ宗義相立たず候えば、此の時に於いては我不愛身命・但惜無上道は如来の遺戒にして、身軽法重不惜身命の宗式、止むを得ざる事重とも存じ居り申し候、よつて造碩私に進退仕り候て、動静を鎮めたく候、宗令をゆるがせに仕り候ての次第に候えば、畏れ難きの段御賢察下さるべく候、是れ故貴命として黙止すと雖も、上件の通り宗式寛宥の上平和の儀は御免下されたく存じ奉り候、此の義に付き且く三の子細を以て左に申し上げ候

一、第一、右等制止仕り候儀、素より仏祖の制誡嚴重たる宗令を云わば、祖録に云わく、諍名經に云く「其の施を汝は福田とは名づけず、供養汝は三惡道に墮ちて在世の阿羅漢を供養せし人尚三惡道を脱し難し、何に況や誑惑の小律師・法師等耶 卷廿六 廿三紙」又云わく涅槃經に云わく「仏言唯除一人、余一切施皆可讚歎」にて、

夫れ経文は顯然、何か私の語を加えん、凡そ法花経の如くんば、大乘經典を誇らば勝無量の五逆故墮阿鼻大城、永無出期、涅槃経の如くんば、設許五逆供、不許謗法の施、殺蟻子、必落三惡道、禁謗法者は、定て登る不退位、所謂る覚徳は是迦葉仏也、有徳者則積迦文也、法花京・涅槃経は、一代五時の肝心也、其禁実に重し、誰か不帰仰哉「卷第一二十一紙」、猶粗文によれば略仕り候、仏祖之嚴誡其れ斯くの如し、是れ以て仏供・神賽を制禁仕り候義、宗家永世の法式にして、全く銘々ども当時の私情にては御座無く候、社参等停止仕り候趣は、先書に委く申し上げ候通りに御座候

一、宗門違背の且家之有るに於いては、嚴しく教誡を加え候儀、是亦私の謂には非ず、其の判を云わば、祖録に云わく、出謗法人処五地可対治証文、涅槃経第三云、懈怠破戒、毀正法者、王者・大臣・四部之衆应当苦治す、善男子是諸国王及四部衆尚当無有罪、又第十二云、我念往昔、於閻浮提、作大国王、名を仙予とは曰く、愛念敬重大乗經典、其の心純善、無有僞惡嫉妬慳□、善男子我於爾時心重乘、聞婆羅門誹謗に方等、聞已即時断其命根、善男子以是因縁、従是以来不墮地獄「已上卷第十四十五紙」、誹謗正法者、至既断其命根、尚無罪況於苦治耶、何況供養可展哉、是等の祖判に依り、宗法最も嚴密に仕り候、全く旦那を苦惱せしむるには非ず、只是れ邪を断ち善を方便を陳ぶるに御座候、例せば書経に云く、先王之制法刑は人の肌膚を傷り人壽を断つことを好むに非ざる也、姦を威し惡を懲らしめ人害を除くことを貴ぶとの文、其の私情に非ざるの条、斯の如く御座候、宜しく御賢慮下さるべく候

一、正く貴命の趣き経尺して一端に其の旨有り難き趣を云わば、祖録に云わく、涅槃経に云わく「若善比丘壞法者を見て、置いて不呵責驅遣挙処、当知是人仏法中怨也、若能驅遣呵責挙処、是我弟子真声聞也」「云々」、予為入仏弟子一分、造此書、顛謗法失、流布世間、願十方仏陀於此書、副力、令救一切衆生謗法「文卷第十四十六紙」、経文壞法者と云は、則ち宗門破戒の者は也、若上来如還不呵責、各寺等是則仏法中怨の義に御座候、又云く、章安大師の云く、無慈詐はり親しむは、是彼人の怨也、為彼除惡、即是彼親しむなり等「云々卷第三五十一紙」、

無慈詐親、是彼人怨の一句は、若し宗式を寛宥仕り候て平和に仕り候様にとの貴命に候へば、其の義に相当り候、為彼除惡、即是彼親、是の一句銘々夫れを畏まり難くと申し上げ候存志に相当り申し候、例せば、大吏公が云く、法令は民を導く所以なり、刑罰は姦を禁ずる所以也、法正しければ民はづる、罰当則民従にして是等に対揚して其の私に非ず、御賢察下さるべく候、又云く、信心深き者も法花経の敵を責めざれば何なる大善根を修し、法花経を千万部読み書き写し、一念三千の觀道を得たる人なりとも、得道有ること難し「文卷第廿九紙」、一念三千觀道備足の人已でに仏道を得難し、況や無行無觀の人に於いておや、是れを以て一旦畏まり難く候、例せば横渠が云く、好仁而惡不仁、然るに終に仁義の道を尽くすと「云々」、是等の義趣を以て宗令を寛宥に仕り候義は畏まり難く申し上げ候義に御座候

一、第二、若し貴命に従いたやすく宗轍を相改むに於いては、向來宗災停め難く御座候、是の故に上件の義申し上げ候、其の子細は、若し今般神仏平和の義に付き、宗令を曲げて寛せに仕り候はば、速かに一法兩端に割け、宗内に必ず喧諍の失を招き、終には御上の御役介に相成る哉と恐れ入り申し候、そもそも諸且万差と雖も束ねて二類を出ず候、所謂る如法の信者と破法の謗法の人也、彼の破戒の謗人粗ら今度の宗令容易に相治まらず候趣を伝え聞き、放逸の挙動を益々憚らざる儀、且俗の尋常に御座候、是が一、尚又今般社流一統身命をすて濫訴を競い出候、其の堅剛目前に候、然るを一端に潜め候儀之有るに於いては、向後其の余習停り難し、彼の破戒たる謗人の後りえを押し、益々新儀を企て、勧誘仕り候儀疑い無かるべく候、是れに於いて如法の信者其の乱法を見るに忍びず、発境是が為に無知の宗論に及び候儀、是れ亦先規眼前に御座候、然るに於いては、各寺等耳を掩い口をかん口義も仕り難く、剩え其の根蔓其の枝茂り候時は、終には亦以て御上の御役介を恐れ入り奉り候に付き、上来の如く御内々に申し上げ候義に御座候、若し別段に思し召しをなされるに付き候品御座候、仰せ聞き下さる様に願ひ奉り候、是れ二、又世諺に唇亡ぶる則ち齒自ら寒しと申す如く、且家の号令正しからざる時は、自ら寺院の不快を招き候事、自然の理収に御座候、然れば則ち宗旨の眉目隠れ、神仏の冥加にも尽き候か、甚だしく歎

き入り存じ奉り候、是れ三、是れらの趣を宜しく御賢考され御愛愍願い上げ奉り候、

一、第三、本末の条目御座候に付き、斯くの如く申し上げ候、其の謂われは、諸本山各宗門の永式を以て銘々末寺へ申し附け候、其の要王法・宗式・寺法の三ヶ準繩に御座候、な就中宗式に於いては本末ともに住職申し附け候砌、毎度勸奨仕り候義、諸山の通格に御座候、然るに今般宗式寛宥せに仕り相済み置き、後日本山へ相知らせ、弾斥に預かり候ては、各寺等其の失を遁れ難く御座候、是れ一、亦諸本山の末寺諸国に散在仕り、連綿と宗令を相守り居り申し候、然る処御国に罷り在り候末寺の拙寺どもの身上に、此の宗災競発し候義、至って迷惑仕り候、是れ二、上來収まるの通りに御座候故、此の度平和の義万一少々にても宗令に用捨の筋にて相治まり候御趣意に候えば、憚り乍ら畏み難く存じ奉り候に付き、御内意を得奉る儀に御座候、かようの御内意も全く対押し仕り候義は毫末も御座無く候、偏に仏祖の嚴誠を仰ぎ宗家の条目を守る義のみ、抛無き次第に存じ奉り候、仰ぎ願わくは、是れ迄致し来るの通りに神社の出物は、社号を出さず候はば、宗式に抛無き義にも相拒み申す儀にて御座無く候、町役村役なる名目を相立て候えば、滞りなく差出候故、此の筋に立ち帰り、停滞無く之を収められ、神社余拝の筋も宗令の分は其の通りに得心致し、先般の酬答にも申し上げ候通り、向後失念無き様に相治まり候様御執りはからい下され候はば、万事之に如かず存じ奉り候、宗祖曰く「天下太平国土安穩者、君臣所樂、土民の所思也、夫国依法而昌、法因人而貴、国亡人口、仏を誰可崇、法を可信哉、先新国家順立仏法、」既に先〔五位分と検討〕新国家順立仏法、誰か国恩に浴せざらん、誰か無為を樂しまざる哉、是れ等の趣宜しく御庶幾奉り候、但し上の件御慈悲を以て復旧、諍無く相治まり候とも、再発せば速に畢るべし、其の旨社流既に其の訴え堅剛にして、遮つて武城に訴え、今村主税不日越円の趣を以て頻りに貪道別貨を企つと伝え承り候、御裁断を俟たず、此の如きの放恣、是れ其の証ならんや、之に加えて当春三つの祇職五ヶの条目を立て、宗家を拒み、且辺敢えて背かず候えば、当夏またぞろ此の義を以て対揚す、甚だ御政道御役介を顧みず、是れ年来の巧らみと存じ候えば、再発動諍の義はかり難く存じ奉り候

五ヶ条は則ち左に之を記し候

一、当夏西大寺町の御裁許の後、世上専ら勝敗の論喧しく候故、御裁断復旧の上は敢えて所論に及ばず候、若し此に於いて彼是申し張り候にては遺恨の端に候、互いに相慎むむべき旨御移も之在り、左無くとも申し合わす宗式の説法も相延び候折節、御郡方御役人中より在方へ御移など之在り、大庄屋共夫れを御取意と相移し候由伝え承り候、其の儀全く社家方に加担、宗儀を破り候結構と互いに噂も慎む節、却って御役手よりかよふの埒之有り候ては、治まり難きの基と歎かわしく存じ奉り候、惣じて宗門吟味の節にも此の筋やや之在り迷惑仕り候故、彼是以て御歎き申し上ぐべきと存じ乍ら、指し控え居り申し候、御べり為に候えば、かよふの埒も之無きの様に御手本の如く多く下されたく存じ奉り候

一、此の度の論に付き、種々謳頌の説論するに足らず、一往の返答書を指し上げ置き候儀、疑い無く候処、頃日、撰者相知らず、当宗から出る処の返答書と名づくる謀書を構え、夫々に再答を加え、忘廢草句の誤りの嘲を自讃して、賢識博覧と専ら当宗を破る、其の愚かなる事、東西を弁えざるの兒童の戯語の如し、しかも当宗の所為と称して坵非ざる縦跡と寺院も一覽に及び候、此の述者は姓名も相知れず、宗式の為の故、此の返答を編集して、投本諸聖に之を授く、公庁に速達して板書して、同世に流布せしめ候、御国名も出る儀恐れ入り候えども、宗式に候えば、止むを得ざる事の義に御座候、斯くの如く猥りに僞言を咄し社家を補けんと欲す、却って御国名を黜け候事、恐れ多き義に存じ奉り候、此の筋繁に候事、尤も再応の証手として、宗家に於いては宗令は止むを得ざる事、旧令と新法と、宗家の折伏と自讃毀他と紛乱仕り候義、曾て御座無く候えば、社家を拒み候儀も毫末も御座無く候、此等の趣を御賢察下され、再発の時は止むを得ざる事、却って自寺も訴え出候儀もはかり難く存じ奉り候、其の節は御差し支え無く御裁断下さるべく候、此の義偏に仰ぎ奉り候、何分再犯の煩い之無く相和し候はば、是れ則ち御国威の顕わる所、此において神道・仏法相応せば、御国豊民安く聖代速逾、唐堯虞舜の栄国、君久保不老不死寿算、御家門益々御繁茂を祝禱し奉り、此の義に於いて蒼生御国恩に浴し、神社仏閣不易に光暉を

増していよ祝禱奉り候、右御内意を得奉りたく、参上し委細申し上げ候、其の趣意を相認め机上に奉呈す、毎時御役介御苦勞の段憚り入り候、已上

宝曆五亥十一月四日

妙国寺

菅能寺

妙勝寺

蓮昌寺

呈上

広内権右衛門殿

一、昨夜連昌寺にて会席にて、日如の編集を以て草書を校合し、大方成るに就き、亥十一月四日暮れ過ぎに御奉行広内権右衛門殿御宅へ左の通り罷り出申し候所、御目附金谷市郎兵衛殿も列席對話、暮れ過ぎより五ツ過ぎまで一時の対談に候、蓮昌寺日迎・妙勝寺日晋・菅能寺日要・妙国寺日如

對話の趣取意撮要左の通り

一、御内談申し上げ候、先日両寺へ仰せ聞かされ候平和の儀、御尤もに存じ奉り候、然れども寛宥仕り候儀は聊かも相成り難し、殊に社家は年来の巧みと見え候、其の証三つの固幡五三ヶ条等の事を咄し、此の趣故一旦は済み候ても再応はかり難きに付き、一往御内談に及び候旨、委細申し入れ候えども、奉行。目付の仰せられ方、此の度の義御国にての御裁許に候わば、如何様とも速かに御移し方之有るべく候えども、神道仏法とも諸国一同に致し候儀故、今更御裁許成され難く候、之に依り江戸表へ訴え出候ても、はかばかしく参るべき哉はかり難し、

其の上御国の名も出候処気の毒に存じ候、相済むべき義に候えば、手前も役儀の事、旁た以て済ませ申したく、左候えば、御国名も出申さず珍重に候、よつて先日も両寺へ申し入れ候通り、此の論の未だ発せざるの前へ立ち帰り、夫れ迄致し来り候通りにて相済み候様に之有りたく候、宗令故、其の神号を出し難く候はば、夫れは町役・村役にて今迄の通りに差し出し、若し宗門の旦那にも仮令宗風にても神国に生まれ候へば、神社信仰をも仕るべく思し召し候とて、神号を書き参拝も致し候者も間には之有るべく候えども、夫れも其の分に了簡致し置き候はば、社方にも町役にて出すも之を収め、神号を出す寄付は素より之を受け候様に致し候はば、此の上に論は在るまじくと存ぜられ候、尤も世評等は喧しく候えども、此の処は一向足らざる所論の儀に候、是れ片附きに非ず候えば、則ち御裁断に候、左無く候て双方不問不答にて、旧きに復り執りはからい然るべく哉との存志に付き、申し入れ候儀に候、社家訴状を出すも雖も、御奉行までに候、各の御返答も内々の儀に候、両方の書付も元々へ戻し合い候様に執り行ふべき義也、しかるを段々申され候方は、一方へ形を付け候様にとの事故、肯んじ難く候、存志に相違も之有り哉と申され候故、銘々の答えに、委細御尤もに存じ奉り候、寺々の存志は全く明りを入れ候と申す義は御座無く候、上来申し上げ候如く、社家既に巧らみ候儀と察し候、其の上荷担の者、社家の外にも之在り候えば、彼是再応を以て疑い之有るべからざる儀と存じ候、再応の時は宗義に拘り申す故、抛ろ無く捨て置き難く候えば、先達て御内意致す平和に双方相静まり事に済み居り申す儀に候故、重ねて此の論は無用たるべきにて、一向貪着にして成されざるに於いては、再往寺法を挟まれ候様に之在りても、申し出難き様に成り行き候ては、宗儀の棄廢止むを得ざる事、先方出を拒み候節は、早速御歎き申し上げ候埒に候へば、其の節は幾度も臨機応変の御取り捌きを成し下さるべき哉の儀、得と御内談に及び候、其の処を承り候上にて、平和の御返答を申し上げたく推参候と申し候へば、其の理は最もに候、然れども夫れは無益の約諾に候、再応の時幾度も申し出らるべく候、譬えば病人に一旦療養にて平癒致し候えばとて、再応の節先達て腹藁致させ、其の功に依り快を得るの上は、再発療養に及ばずとて棄て置く理は之無く候、幾度も幾度も病発するの節は、病に症応じて療養之有る

べく候、よつて再び此の論の指し起こり、捨て置き難く候節は、幾度も御訴え出之有るべく候、左候へば、此の節に其の約諾は詮無き事に候、以上、寺々の答えに、寺院小量に候えども、其の処をあやぶみ離脱候故、病氣再発の節、先達て療治の上、再発の療養之を免ずべからざるの旨に参るべき哉、と相歎き申す迄に候、其の段を得と御聞き届け下され候えば、御上の御役介を顧みざる等の義は元より之無きの段は、先般、数度申し上げ候通りに御座候、但し宗門の明式祖師以来の厳制に候えば、教化を肯んぜず宗式を守らざる者には捨て置き難く、幾度も幾度も教化仕り候義に御座候、此の処に於いては抛無く御聞き届下さるべく候、吏の答云々、夫れは宗門の式に候えば、勝手次第の儀に候、今更止めらる埒は之無く候、併し相互に少々宛つは了簡を加えらるべく候、よつて宗式を尋ねる者亦神号を出し、出物を仕るべき哉、と、新たに尋ね来り候者之在る節は、夫れを宗式とて呵り指し留め申す義を用捨致され、但し致し来るを用い候様に之有りたきとの御事に候故、寺々の答えに御尤も承り承伏致し候、尋ね来り候者を呵り候て、神社を拒み指し留め申す儀は決して仕らず候、然れども神社に参拝せず出物に名目を顕さざるは、祖師已来の遺誠に候えば、得心候えとの教化は終より相止め難く御座候、仏も教化に肯伏せざる者には何迄も憐愍候て、教化を成され候事明白に御座候、此の筋は宗式にて御座候間、連綿に教誡仕り候、然れども事を宗令に寄せ、神拝供物等を非理に指し留め申す義は御座無く候えども、此の処紛らわしく候故、混乱仕り候て所論に及ぶべき哉、と歎かわしく存じ候、此の方の志は左に非ずには、不出不拝は宗式の止むを得ざる事、然れども其の分に拘り候えば、其の名目に転じ速に指し出し候、此の義は不易、且那へも相勧め申す義に御座候、是れ敢えて損証を棄てざるにて御座候、よりまして教化訓道は不易に仕り候え故、是れ迄教化を肯んぜず、神号を出し出物等仕り候等の者も、追日教化に屈伏、宗風相守り候様に相成り候はば、其の時は顕名にも出品仕らず、町役等と転じ指し出すべく候儀之有り候、是れをば相咎めず、是れは教化肯伏の者、已前神号を顕わし指し上げ候は宗義不案内の節と得心之有り、異正の名目ともに異儀無く収納致され候はば、此の上は本の如く諍いは之無き義と存じ候、此の段、得と御聞き届け下され、御移合下され、法花宗々法教化の義は、微も

滞り無く相勤め申すべきとの義に候えば、聊かも異変は之無く候旨呉々も申し入れ候、其の外の謗法呵責、尤も宗極の大意の旨大段なれば、決して出ずの宗風、都鄙一同に先祖よりの御教書等え数々を書き出し候通り、に御座候故、一向申し張り候ても止むを得ざる事重に候、然るを名目さえ相改め候えば指し出し候との義は、此の方の了簡に候旨、亦は此の度の所論は神家八百家身命を抛つと書き出し候処、其の重く、亦神文を謝りて証文致すべきと此の兩段軽からず、仮に言側出る道理必ず見慢り難し、甚だ対揚の辛苦仕り候等の義を、事に寄せ折に触れ申し入れ候えば、何分宗風の教誡は勝手次第、再発は其の時の事に候、但し此の上は随分慎み、却って社家より重訴に、法花宗非を募り陀捺の儀のみにて、社家挟まれ迷惑などの訴えも之無き様申し合わすべし、是れ第一の慎みに候、所詮上来の通りにて相済む了簡に候はば、社家へ噂に及ぶべく候、其の上にも社家得心せず、非を募り候えば、止むを得ざる事に候、左も之有るまじく候、宗風は堅固に候えども、夫れを世事になぞらえ悪評をなし、却って寺家の毀に相成り候も之有るべく候、此の段兼ねて心得有るべき儀に吏も申され候、今一往中間寺院へ相移合い、御返答は菅能寺より申し上ぐべく候、惣じて今夕申し上げ候義、前後に連足難く候故、口上書を認め持参仕るべく候、明日にも呈上仕るべく候と申す、退坐致し候

外別紙壱通

寺社奉行広内権右衛門の邸宅での内談の形式であった。文中の広内権右衛門は寺社奉行である。家禄二五〇石で寛延元年（一七四八）八月から宝暦八年（一七五八）十月まで在職し、以降判形の列に進んだ。また、同座した金谷市郎兵衛と内海亦兵衛は当時の寺社目附である。

最初に十一月四日付で妙国寺・菅能寺・妙勝寺・蓮昌寺の署名で藩へ出した社方の訴状に対する陳返状がある。「今般御國中の社流徒党の上、当宗門に対し難しき条を以て願ひ出候」と社方の訴訟を禁制の徒党を組んでの不当なものであるとした上で、「酬答」をしている。以下に内容の略述をする。

まず、最初に、藩の寺社奉行からとりあえず両者に内示されていた和解案について、返答を行った。藩の基本姿勢は和談であった。「今度の所論、神仏の争論に至りては御裁断容易ならざる儀」でもあり、幕府へ持ち出されるのも藩としては避けたいので、「西大寺町の論、未だ発つせざるの前え立ち帰り、それまで致し来たり候通りに」おさめれば「素より当宗式には今更改務致し候義は之有るまじく候」「但し宗令を守り神社不拝の者は（社家は）神敵神罰の人と心得」で見逃し、「亦宗義の勧誘に背かざる且俗」には「教化を尽くすと雖も相守らず神社拝礼の人は（寺として）則ち墮獄の人と心得」免じて、その上で平和に諫言を加え、さらに用いなければ宗門を放ち、あるいはその者の咎を明らかにすれば「強いて宗令の破廢には成るまじく」と双方が片目をつぶって治めれば「寺且和合・神仏和光の威験」となる、という内意であった。

そもそも宗門側にとっては今回の論は「請け方」つまり被告側であり、宗令は重大であるが、国（藩）の恩を重んじ、御厄介を恐れて数回内々に返答をしていた、という。西大寺の件は社家荷担の人が新儀を募り狼藉をなしている、と批判している。神社への寄附をさせないのは宗式が破拝するのを嘆くためのみで、神社をこぼつなどの気は全くない、とも強調している。また、そもそも当宗では神明の信仰を専らにしているが、自他共の神拝を禁忌するのは宗令であるので社参を禁止したのである。この禁止は「宗門化儀の綱格にして祖師法流の規則」「只是等の法度を以て当宗の心髓とし、宗号の抛と仕り候」と明確に主張していた。五百年間続いてきた宗令を今回の社家の訴えにより新たに曲げられることを恐れ、ひとえに宗令をお立ていただきたくと藩に繰り返し願っているわけである。それでもなお宗令が立たないならば我不愛身命や身軽法重の遺戒に従い住職たちが「私に進退仕る」騒動となる、とまで述べている。

また、藩当局に対して、祖書や諸経を多数ひいて不拝や謗法について長々と説明してもいる。仕法が「私情」によるものではなく仏法に基づくことを強調している。さらに、「もし貴命に従いたやすく宗轍を相改めるに於いては」宗にとっての災いであり、仏法の分裂・宗内の喧噪を招き、ついには御上の厄介ごととなるであろう、と記す。また、

旦那には如法と破法の二種類があるので、今回宗令が容易に変更されるならば後者は一層放逸となり、さらには社方の後押しでまた問題を起こすに違いない、との心配をも述べている。社方の訴えの強硬さをも重ねて述べ、不心得の檀家をそそのかす形での訴訟を心配している。もしもそのようなになれば檀家への号令も行き届かず、結句宗旨の眉目も隠れ神仏の冥加もつきるであろう、とも述べる。

また、本末関係の論理をも持ち出して宥和を願っている。そもそも法度は幕府の許可を受けた上で「諸本山各宗門の永式を以て銘々末寺え申し付け」ているのだから藩からの通達とはいえ末寺として勝手に変更するならば後に本山から弾劾された時には咎を逃れがたい。また、諸国の末寺のうち当国のみでこの問題が起こり大変困る、とも述べている。そして、重ねて、これまで通りの線でおさまるようにと願っていた。但し、社家の訴えは強硬かつ念入りで今春にも五箇条を決議して当宗を拒み、夏にも再度訴訟している。これらは「年来の巧らみ」であるので、騒動は容易には収まらず、長期化する、との見方もしている。ほかに、返答書と称する偽文書も出回っていたようである。これは社方から出たものであろうが、日蓮宗より出たと称して出回り、日蓮宗を批判する材料となっていたようである。その中では宗令を折伏・自讃毀他と評していた。またその内容に誤謬があるとして日蓮宗を嘲笑するものまであったという。このような諜書も出されているとして、社方の謀略がひどいものであり迷惑しているとも述べている。

また、社方は藩役人にも謀計をめぐらしていたようで、「御郡方御役人中より在方へ御移など之在り、大庄屋共夫れを御取意と相移し候由伝え承り候」と日蓮宗が咎められたという誤った情報が流されており、郡方役人から在方、さらに大庄屋へも事実のように伝達されていることもあったと述べている。これによって宗門の説法や宗門改めにも支障が出るかもしれないとして是正を求めている。

以上のように、宗門寺院たちは様々な論点から宗令への理解を求めて、社方からの訴訟を押さえたいと願っていたわけである。ではあるが、寺社奉行から打診された和議案には、寺家・社家ともに自説に反する者を寛宥するという形で宗義に違背する点があり、それが宗門側には容認できなかつたようである。

御国恩を重々感謝しているという前置きをしてから、寺方は宗式の破産を嘆くのみであって、社方の言うように神社を毀つつもりなど聊かもないことを強調しつつも、「自他共同の神拝を禁忌仕り候義は宗令」であり「是れ則ち宗門化義の綱格」「是等の法度を以て当宗の心髓とし、宗号の根拠と仕り候」であるので、この和解案では承諾できない、と伝えている。

そして、五カ条を立てて経典・御遺文などを多く引用し、神祇不拝の法門について理解を求める内容の上申をしているのである。宗門の要望はあくまで「町役村役なる名目を相い立て候えば、滞りなく指し出し候」というものであった。

単なる寺社の争いという形で見るならば、両者が少しずつ譲るといふ解決方法が容易とも考えられる。しかし、今回の事件は日蓮宗の宗式にかかわる問題であり、ほんのわずかでも譲ることはできないということ再度強調しながら出座の寺院たちは広内に話しをしたようである。

寺院たちは、御国恩を重々感謝しているという前置きをしてから、寺方は宗式の破産を嘆くのみであって、社方の言うように神社を毀つつもりなど聊かもないことを強調しつつも、「自他共同の神拝を禁忌仕り候義は宗令」であり「是れ則ち宗門化義の綱格」「是等の法度を以て当宗の心髓とし、宗号の根拠と仕り候」であるので、この和解案では承諾できない、と伝えている。そして、五カ条を立てて経典・御遺文などを多く引用し、神祇不拝の法門について理解を求める内容の上申をしているのである。宗門の要望はあくまで「町役村役なる名目を相い立て候えば、滞りなく指し出し候」というものであった。

さて、いずれにしても、このような内容の返書を妙国寺・菅能寺・妙勝寺・蓮昌寺の代表四ヶ寺の名前で、宝暦五年十一月四日付けで寺社奉行広内権衛門へ宛てて提出したのである。四日の暮れ方に広内邸で蓮昌寺日迎・妙勝寺日晋・菅能寺日要・妙国寺日如の四人が広内と目付金谷市郎兵衛と約一刻の間対面した。広内と金谷、そして内海の三人は宝暦三年から同四年にかけてあった不受不施の「宝暦法難」事件の際に、城下十ヶ寺と密接な連携をとって不受

不施に対処した関係である。おそらく、日蓮宗側にとっては味方になってくれるのではないかと期待できるほどの人物であったろうと思われる。社方の訴えの内容が感情的で言いがかりに近い部分もあり、日蓮宗が不受不施の問題で揺れている時に攻撃しようとしている様子はよくわかるので、二人も日蓮宗に同情的であり、藩の無為の和睦にて済ませたいという方針を守って解決しようとしていたのではないかと思われる。

さて、会談の要旨は以下のようであった。

広内は、宗門側は宗式を守る形での平和を願うのは尤もであるが、「社家は年来の巧みと見え候」と訴訟には社方の綿密な準備や計画があった様子や藩内にも社方に荷担の者がいることを話し、寛宥は難しいところがあると話した。また、一旦収まってもこの問題は再々蒸し返されるであろう、との見通しをも語った。やはり広内は宗門に対して好意的なようであり、寺院方の返書の内容には理解を示し、寄進の問題は西大寺町一件前へ立ち帰ることをすすめ、町・村役の名目で寄附をするなどの方式で内済にすることに同意を求めた。宗門の神祇不拝については「それは宗門の式に候えば、勝手次第の儀に候」との意見を示してもいる。宗門の事には藩から命令する筋合いではない、というわけである。¹²やはり藩は俗方は宗門に口出しをしないという原則に従って行動している。

この原則は近世を通じてあったと思われる。日蓮宗の例では、寛永七年（一六三〇）身池対論で幕府は不受不施の教義内容には立ち入らず、大坂対論の際の「権現様御さばきに違背」という理由により裁決を下した。¹³これは宗門の事には立ち入らない、という近世的な理由であり、藩は当然そのような考え方を踏襲していた。

そこで広内は「神号を出しがたく候えば、夫れは町役・村役にて今までの通りに指し出し」つまり檀家は神社の名目ではなく、公役として支出すればよいわけであり、社方は町役名義でも受け取るのだから論とはならない、世評は論ずるに足らない、としたのである。これは宗門側と同意見である。ただし、旦那の社参の件については「神国に生まれ候えば神社信仰」があるものであろうと見してしまえばよからう、と宗式に反する解決策を勧めている。この点については広内も妥協を勧めたわけである。おそらく、すべて日蓮宗寺院の申し分通りにしてしまうのも社方の

勢いからするとまずいであろうという政治的な判断であると思われる。この社参の問題で寺院方は反発したが、結局、一旦は寺院方のおおむね納得する形で落着しそうな様子になるのである。

つまりこの後、二月に入って京都の神道長上吉田家より藩に強硬な掛け合いが来るまでは、このときの和談のまま濟みそうな状態であったわけである。七八号文書では三月六日に城下の十ヶ寺のみでなく藩内全寺院の惣会合を開いて「相治まり候に付き、草々に此の旨を御本山方へ御届け申し上ぐべき筈」であったとまで記している。結果的にはこの情勢判断は大変樂觀しすぎていたものといえるであろう。

(二) 神道長上吉田家の介入と藩の対応の変化

ここでは宝暦五年十一月の日蓮宗の酬答で落着するかに思われた一件が大きな変化を見せ、ついには十ヶ寺が宗規に関わる証文に捺印させられる事態となった様子について述べる。今回の問題については、寺院方が京都本山へ相談したように、神社方も京都の神道長上吉田家へ支援を求めていた。吉田家は藩へ書状を数度届けるなどしていた。藩は吉田家の運動もあってか態度を変え、寺院方に過酷な「仰せ渡し」を行うにいたるのである。

近世に至ると吉田神道は幕府の公認を得て全国規模で神職支配の体制を形成してゆき、仏教諸宗と同様の形態となつてゆく。日本のほぼ全域で神職の支配をするようになっていたのである。岡山藩内の社家文書『岡山県古文書集』各巻に所収)にも吉田家からの裁許や補任、許可などが多数見られ、吉田家の支配が強くおよんでいた様子が看取される。

まず、七七号文書の前半を引用する。事件の経過と概要を日要が本山へ報告した書状である。

此の野書は今日早朝より八ツ前迄に病中相調え、再吟仕らず候故、不都合御推察下さるべく候、以上
此の度の寺社出入り及び大變候趣意の主旨、左の通り

一、寺社出入りは去る霜月迄内々に公処へ書き上げ、其の後社家大頭杉村右膳吉田表へ罷り登り候儀迄は先達て申し上ぐ、四月上旬、目附内海亦兵衛上京の儀も粗ら申し上げ置き候、吉田家司より当国老迄飛簡到来、其の趣意相知れず候、就中二月十八日飛力来る、同廿日寺社広内権右衛門遠慮を申し附けられ指し扣え候、同日西大寺町で一宗門勸物を出さず申し立て候者六人之内、妹尾屋利兵衛入牢、余の五人は押込み申し附けられ候、前代未聞の儀、社家へ(利)附けられ候様に考え候処、同廿一日諸宗門寺院へ左の通り

一、寺社出入、去る霜月めで内々に公処へ書き上げ、其の後社家大頭杉村右膳吉田表へ罷り登り候儀迄は先達て申し上ぐ、四月上旬目附内海亦兵衛上京の儀も粗ら申し上げ置き候、吉田家々司より当国老まで飛簡到来、其の趣意相知り難く候、なかんづく二月廿八日飛力来る、同廿日寺社広内権右衛門遠慮申し附けられ指し扣え候、同日西大寺町一宗門勸物を出さず申し立て候者六人之内、妹尾屋利兵衛は入牢、余の五人は押し込み申し附けられ候、前代未聞の儀、社家へ利附けられ候様に考え候所、同廿一日諸宗門寺院へ左の通り

諸寺院宗門は伝来の法に任せ、教化の筋如何とも勝手次第勿論の事に候、然れども他宗へ懸り合い候か、亦是且中へ対し外へ障り申す事を指図する等致し候義は、諍論の基、御国政の妨げに相成り候に付き、兼ねて御停止の事に候条、自今已後弥よ其の旨心得う申すべき事

別紙の通り仰せ出され候間、其の意を得らるべく候、以上

一、同廿二日十ヶ寺社方へ召し呼ばれ、当分森川藤七郎兼帯を申し渡され候趣

一、去年来西大寺町より事起こる、神社参詣・寄進・勸物等の儀にて、彼是之在り掛り合いも出来、御役介の儀に候間、指し留めらる筋之無し、前々の通りに相心得らるべく候、社参等の儀は御上より御貪着之無く候、但し西大寺町の旦那に宗門放ち手形を遣わし候儀は御趣意の応えず候間、向後かように軽率の儀之無き様に致さるべ

く候、所詮昨日御回文の通りに相守られ候趣に候

目附内海亦兵衛・金谷市郎兵衛も右の通りに御心得、去年来御寺方より且中へ宗門の儀は演説致すべく、遮って指し留めらるべき義之無くと仰せられ承り居り申し候、其の通りにて他へ懸り合い候ては御役介に候と申す儀に候、此の後万々一済み難き義之在るの儀出来候えば、先づ私どもへ仰せらるべく候、御内談申す旨にて、右の通りに前後対せず存外容易の濟口に候、此の旨二月六日に惣会合の節在々寺院へも相之を移す、相治まり候に付き、草々に此の旨を御本山方へ御届け申し上ぐべき筈、奉行指し控え、右膳も戻らず候えども、見合居り申し候、延引仕り候処、三月四日内海、拙へ内談仕り候事、昨日、両大頭登り候うち見垣民部吉田表より罷り帰る、御直書の飛力来り候、だんだん仰せ遣わされ候故、神家永世の瑕瑾に相成らざる様に御取り向け下され候わば、下済に致すべく候、但し魔縁の栖と書き出す所済み難く候間、此の段心得違いに候由一札を寺々より御取り下さるべしとの趣に候、此の義成し難きの段、各にも宗式に候えば、今更相調えうべき儀に之無く候、然れども兎角下済に治まり口に候間、神祇に拘ざる由、御会通之在り候えばとて、拙者にても京へ遣わさるべく候間、其の会通書を持参、寺々より神家を毀ち候義には御座無く候旨を申し開くべく候、考えられるべきの由、是れ併せて平和の爲の蜜中の蜜に候旨、懇志に候儀に候、拙答に、素より彼の祖書は堂塔寺社に之在り、曾て拘らず神を毀つ義に候、爾も其の文を出し候は、社家より寺々を切支丹と書き出し候、其の返答が是れ、相手向きの喧諍にて候、此の旨を幾重も書き進むべく候、宗儀の疵にさえ相成らず候えば、御上へは御役介恐れ入り候旨は書き上ぐべき由申し候て、右の存じ寄りを書き候て、妙国寺、妙勝寺へ内談の上指し出し候えば、其の文要を取り、別通に致す、拙僧・蓮昌寺惣代の両印にて内海へ遣わし候、其の節より吉田の濟み口も軽き段は顕れ居り申し候

一、四月十一日内海上京仕り候、此の節種々申す委細候えども、私も内々存じ居り申す義に御座候故、驚き申さず候、十二日に片上宿より内海指し越し候返書の趣も、吉田家下済の処、手に入れ候旨内々申し来り候、上来の趣にて、社家、吉田家へ内々訴え、国主へ懸り合い候えども、宗家静まり居り候故、公訴には致し難く下済は容

易目前に存じ、宗門に非分など種々雑説に屈せざる氣を居り申し候、然る処

一、五月十九日十ヶ寺を呼び候て奉行の申し渡すは、吉田表へ内海遣わされ候処、彼の表の御代々の御綸旨等嚴重の儀、此の度寺々より魔縁の栖等と書き上げ候儀捨て置き難く、江戸表へも仰せ達せらるべく候えども、国家より段々に御手仕りと成され候処へ、免ぜられ下済に相成り、此の件は御上の御慈恩にて品能く相済み、互いに大悦、各の誤りも之無く、御呵を得られ候にも之無く、重畳に候由、寺院本末の処は一向論せず方落ち成る義、奉行の語忽ち相違致し候、寺院の返答は、此の義宗門よりも本山へ訴え、本山之を許さず、江戸へも及ばず候は輕からざる御役介と恐れ入り候処、何分下済の由に仰せられ、大悦致し候とすねたる返答にて候処、奉行より所詮此の已後は他へ懸り合い候儀之無く、此の論再発致さざる様に申し入るる旨に候、其の為に仰せ渡し候儀之在り、御書を出すに拝見とての儀に印判致すべく候由指され候

日蓮寺院へ仰せ渡され候覺

一、今般社方へ対し祖録を証文として神社を魔縁の栖と成し、悪鬼便を得て国既に破る等の語を拠とする事、泰平の今時甚だ恐れある事に候条、向後堅く相慎むべく候事

一、法花勸請の社にあらずば当宗の輩参拝を許さずとの儀、不埒の申し方に候、向後申し出すまじく候、并氏神の札守、社家より其の氏子へ遣わし候儀相妨ぐべからず候、其の外氏子の社参または寄進物の儀、寺院より妨げ申すまじく候

附けたり、寺院より神号の札守を出し候儀、無用たるべく候

一、且家へ対し神社修理・造営・寄進物等の儀、指し留むべからず候、并寄進物の名目の儀、異論に及ぶまじく候、弥よ古来より有り来るの通りに心得相妨ぐべからず候事

右の通り堅く相守り申すべく候、以上

右、仰せ出され候通り畏み奉り候、弥よ堅く相守るべく候、よつて後日の為御請け件の如し

十ヶ寺印判

宝曆六年五月九日

広内権右衛門殿

右の通りに書き出しに候故、一同熟見致し、当宗門を破却成され候御文面に候、中んずく初二の両条、宗式の大段にて候、此の義に印判加うるは存じも寄らざる儀、迷惑致し候、宗家五百歳来日本国にて恣に之を弘むるの宗式、当一国の御成敗を以て故無く破らるべき筋之在り、殊に去年来双方とも家風の義、国裁に及ばれ難き段仰せられ、却つて不意を撃つを成される、此の如き義如何の趣、其の問答数刻、十ヶ寺滞り無く往復仕り候処

此に於いて新たに宗式を破られ候の企て、奉行の手を越し上の役手よりの移に候、其の証相知り候事左の通り奉行申され候は、此の御書き出しの文面は左様にも相見るべき哉、御趣意は分左には之無く候、却つて宗門相續き繁栄を思し召し候故、此の儀の再発之無き様に相慎むべきの旨

御慈愍の御趣意を全うす御国政に候、然る所文に付き彼是申し候、文の意を用いざる処は、則ち御国政違背に候、国政を用いざる日蓮宗に候えば、宗門悉く御国に御指し置き成されず候とも、一国の御成敗御勝手次第に候、と甚だ権勢に候、寺院よりは文義意の三文を離れ取るべ儀は之無く候、文と意と相違殊しく候と、此の問答無残の処に候

是の件難渋して宗滅の基に候、寺社の出入りを国主へ引き取り、宗式破却の書出しに容易に加印致さば、国中一同相治まり候えば、宗門の名ばかりに成るもの也、滅却に候、よりて其の書物を後証の為と、若し亦寺々不得心にて烽起致し候て本山・江戸に及び候はば、国主相手に成る、文と国主の趣意相違す、意は軽し、軽きは宗門相

続慈恵の国恩に候、其の国恩を悪にし国政に背くは不埒故、国中に其の宗門を指し置くまじく申し立て、何方へ出入り致し候ても其の時は趣意は軽き国政の慈悲に候と申し張り、文言へ本づかず付き候様に拵え候事、宗門破却の企ても証に候

此の如く相謀られ候義、新太郎光政殿先年仏法を破滅候、其の趣意へ立ち戻す謀と見え候、近年国主国政は光政殿の御趣意を用いらるべきとの義に候、其の処を押し立て候埒に候

此の義に段々子細之在る義に候、具さに追つて申し上ぐげ候、尚、古来の通りに相心得べしとの書出しに其の企て相知れ候、古来は社参を許さず、勸物に候処をも出さず、国主よりは悉く新法の邪儀に立て致す、古来の通りは上来書出しの通りと押し立て候故、宗門の旧式を裁断成し難きの由精々申され候、奉行の手を越し候事目前に御座候

上件の通り社家を国主へ引き取る、国主相手に成る、進み候ては、書出しの文句の外にし、慈恵の国政に背くと押し立て滔溺され、退て畏まり候えば、忽ち破に候故、進退共破滅に候、此の上にもとても抛身命儀故、前後を顧みず御本山・公辺の沙汰に仕り候はば、国主相手の出入り、其の手合は見え申し候上は、仮令此の上万難を払い、廻附して利運に相成り候ても、弘むる所の宗門は、まけたる国内に弘まる義、心能わず候、素より勝ち難き段、上件両手詰まりのばかり策に乗り候宗家に候、進退途に迷い候えども心力及ぶ処を、奉行も不意に相違を上より肯んじ候故、難渋に候哉、申される分尤もに候、併せて幾重にも辞され候ても、御書附直る義は相ならず、文言に各より念を入れられ候通り、御上に破を為され候御趣意なれば、廻り込み尤もの故、御直に遣わさるべく候えども、幾度も御趣意は宗式を御破りには之無く、他の懸り合い候儀を止め候様にとの御慈恵に候、此の通り申し聞かせ候上にも本山等へ其の文言の是非済み難く思され候はば、其の会釈書証文を致し進め候べき由、尚目附金谷も先に畏られ候はば、追々は御直も之在る程に申し開くべく候、と少し和き筋を附け込み、とても国主相手に御本山の御手当も如何、是れ迄申し上げ置き候儀は寺社の取り合い、此の度のより国主との出入りに候、此

の難渋を考え、殊に光政殿は一旦潰され候ても還て本宗に帰し候筋も候えども、此の度の巧み中々募るを幸い、宗儀を滅され候事軽からず候故、一旦加印を致し候て烽起の時、国政違背の難を遁れ、国主相手の公事掛りおさえ免れ候はば、二重目却つて宗家より不意を打ち、出入りの名目を放れ、一旦和ヶ悦れ候て、後日宗門破れ迷惑仕り候の由歎き出、と申す名目にて、其の条目に難題を申し出候、其の印書物に返弁相願ひ候はば、難渋の条国家より破り難く禁忌の義も御座候故、二月廿一日の濟み口へ戻り候様仕るべく候、其の条目には、御本山より江戸へ及ぼされ候段はかり難し、第二には、在寺院の烽起心元無し、在寺へ未だ移らざる義幸いといえども、この両条に外は難渋逆らい難しとの義を指し加え願ひ出るべく候、其の内には目附内海又兵衛も帰国致し候えば、近年の懸り口、別して此の件を呑み込み居り候仁故、弥よ其の詰め開き能く致し候わん、此の処へ十院身命を捨て候はば、不逆は国主の姦謀を咎めず、宗門として相續き候には身命を捨て候心事、此に於いて相頭れ、平和に相治まるべきか、と一決仕り候儀に御座候、右に付き先に其の会釈書下され、追つて御直に下さる様に御達し下さるべく候、心底は中々肯んぜず候えども、止むを得ざる事、一旦加印を致し候趣にて印形仕り候、凡そ此の間答未上刻より戌の上刻に至る、委細は問答に廻り込み候、条目の記録仕り置き候、追つて指し上ぐべく候、上件の後にて進候印、国主相手にも進ませ、滅すべき謀に乗り候処、是非に及ばず候、退いて肯んじ候ばかりにても惣滅の処、誠に進退に迷う途の埒、御□□遊ばされ下さるべく候、此の義に付き九日夕子の刻金谷も拙寺へ参られ候義に御座候、一、十日・十一日参会、兎角国法に違背の難を遁れ候故、一旦の敗は非敗に候、後日の勝ち永代の勝ちに候間、此の於いて歎きの願を出し、内海も帰り候わば、去年来と相違の処を廻り込み、国老の姦謀の堅剛をくだき、永世平和の筋立て申すべく候、然る上にも尚聞き届け無く候えば、其の謀堅固の故、惣滅に候、しかも其の時は十ヶ寺退去致し、臨時の不念、併せて国恩を重んじに候えども、咎に引き請け退き、其の判形反故に致し候えば、在寺へ預からず、依りて此の義に身を殞い候上は、後々住持へも伝えず候、伝え候ても請けず十ヶ寺の咎に候にて、旧式へ戻り候筋に候、此の通りに申し談じ候

本能寺文書などの宗門側記録には吉田家の動静は二月十八日の岡山への書状到来まで、ほとんど記録されておらず、日蓮宗では事態を把握していなかったようでもあるが、吉田家は強硬かつ活発に運動していた。

ここから、池田家文庫の文書からこの一件における吉田家の動向について略述する。池田家文書の「社方日蓮宗出入り一件」（以降、「出入り一件」と略す）によれば、吉田家では日蓮宗寺院から出された返答書にある「神社は魔縁の栖」という文言に大変強い怒りを見せていた。そして、吉田家では藩の寺社奉行所などは飛び越してしまい、江戸の藩邸にいる藩主に直に交渉をしていたのである。この一連の文書がここから始まっているのは、藩と藩内寺社の問題というだけではなく、吉田家の介入により、藩と吉田家、さらには日蓮宗との決定的な対立になりかねなかった面倒な問題として記憶されていたためであろう。

吉田家は藩内社方の本所でもあり「公方様まで御歴代の御条目御趣意之有り、其の上神社勸請の義は唯受御一人進退たりの旨 御綸旨」もあると自負していた。日蓮宗寺院方が藩寺社奉行所への答弁書で遺文を引用して神道を否定したことを伝え聞き黙視できなかったのである。「町方日蓮宗の者共の存念が改まり神社に対して品宜しく罷り成り社参神社奉納」などをするようになって、寺院の説法の節も神社へ誹謗をもしないようにならなければ出訴することを取りやめることはできない、とされていた。

但し、吉田家と藩内社方の間には温度差があり、もしも、関東で出訴がなされる事態となれば「国元へ対し相済まない」と国内社方は考えていた。そこで代表として見垣民部が上京して出訴を見合わせるようにと吉田家へ願い出た。五日に大杉右膳より正月二十九日に出した書状も届く。十二月二十六日にもう一度出訴の見合わせを申し出たが、許容いただけなかった、という内容であった。

宝暦五年十一月頃から吉田家では度々使者を立てて、この問題を重視していることを述べ、このままでは神祇の權威は立ち難いので決して許容することはできない、と繰り返している。そして、もしも藩が社方の主張を取り上げて

くれないならば、幕府へ訴え出て何としても埒をあけるつもりであると言っていた。特に日蓮宗側から訴訟の過程で出した「神社は魔縁の栖」という文言について詫び証文を出させることを強く要求していた。

藩は吉田家という自己と同格の相手から、藩内でおこった問題について幕府への出訴を示唆されたわけである。

近世幕藩体制下では中世と異なり、宗教勢力は大きな力をもてなくなったとされるものの、宗教的な上下の支配関係は法体系の中で確立し、それは藩という政治的な地理領域にとられない部分があった。本寺末寺の関係や神道長上吉田家の補任関係などは、地理的な領域を越えるものであった。藩はそれに影響を与えることはできても最終的な決定権はもてなかった。自己の統治領域での政治のみでは対応できない部分であったのである。

そこで今回の事件のように、藩内での宗教勢力同士の対立が顕現し、それが各上部権威へ持ち込まれるとすると、藩の対応は大変難しいものとなったのであろう。藩がもつとも恐れるのは自己の上部権力である幕府へ出訴されることであつたのであろう。自己の委任された領域内での問題を收拾できずに統治能力を問われることこそ最悪の展開であつた。

しかも、今回の事件では日蓮宗側は公許された伝来の祖法にもとづく行動であるとし、神道側はそれを日本古来の信仰に背くと非難している。つまり、宗教的な教義上の対立が鮮明化していたのである。これは藩にとっては対応できる範囲を超えている。しかも、どちらかに肩入れすれば、一方は幕府への出訴を行うかもしれない。現に双方ともに、出訴を行うことを仄めかして藩に申し入れをしている。此の後の藩の対応は、このような背景のもと、苦心の産物であつたのであろう。

同文書によれば、藩主と家老達は数度の評議を行っていた。結果、今のままで社方を全面的に退ければ、より困難な状況に直面するという意見が強くなっていった。つまり、日蓮宗にも妥協させ、特に「神社は魔縁の栖」という文言を咎めて詫び証文にあたるものを書かせることを、解決策として一月から二月の間の時期に考えはじめたのであると思われる。

以上のような経緯を踏まえて、江戸の藩邸から指示があつたため情勢は変わり、家老たちの指示により日蓮宗寺院側に厳しい申し渡しが行われるに至るのである。

すなわち、本能寺文書七七号文書によると、二月十八日に吉田家から岡山の国元家老へ使者と書状が到来してから状況が変わつたようであると、日蓮宗側も認識していた。同二十日には寺社奉行広内権右衛門は遠慮を申し付けられ差し控え（謹慎）となつてしまう。先に述べたように日蓮宗に同情的な姿勢を示したりして、うまく事態を収拾させることができなかつたことが問題とされたのであろう。

二月二十日には、吉田家からの強硬な申し入れという変化をうけて、寺社奉行所から藩内全寺院へ通達があつた。

諸寺院宗門は伝来の法に任せ教化の筋如何様とも勝手次第の事勿論に候、然れども他宗へ掛り会い候事、亦は且中へ対し外へ障り候事を指図等致し候義、争論の基、御国政の妨げに相成り候に付き、兼ねて御停止の事に候条、
自今以後やよ其の旨心得申すべき事

先年の事件を念頭に置いたものであり、日蓮宗寺院の返答書が吉田家まで伝えられて問題となつたことも反省材料としていたのであろう。さらに今後は宗派間の対立や論争などを未然に防ぐことを目指した内容といえよう。

また同日、最初に西大寺町で今村宮への寄附を出さずに事件のきっかけとなつた檀家六人のうち一人である妹尾屋利兵衛が入牢させられ、ほかの五人が追込（長屋入り）になつた。藩の態度がはつきりと社方に軍配を下すように変化していったのである。

そして、同二十一日には寺社奉行代行の町奉行森川藤七郎から各宗寺院に対しての回文の形で「諸宗門寺院へ申し渡し」が行われる。その内容は、各宗門の教化は自由であるが、「他宗へ懸かり合い」になるようなことをしたりすることを戒め、また檀家へ指図してほかと争論になるのは「御国政の妨げ」であるので今後は以前にもまして慎むよ

うに、と強調するものであった。日蓮宗のみを名指しするものではなく、しかも宗式に違反する問題でもない。この時点では日蓮宗側ではまだ事態を静観するつもりであったのではないだろうか。

さらに二十二日には二十日の全寺院への触れに続き、十ヶ寺が寺社方へ呼び出され奉行代行の森川藤七郎から申し渡しを受けた。まず最初に、森川が当分寺社方を兼帯することが通知された。そして、昨日の回文のように自制して行動するように言い渡された。「然れども去夏日蓮寺院より西大寺町旦那どもの内此の間にて宗門放ち手形等遣わし候義」や社への寄進・参詣について彼是いう事は「御趣意」に沿わないものなので今後は先の触れのように慎重にして、藩の「御役介」にならないようにと伝達した。

但し、事件以前の公役という形式で支出をしたいという寺院方の意向はこの段階では認められた。社参についても「御上より貪着之無く候」と宗規が認められていた。但し、社拝をした檀家に宗門放ち手形を出したのは軽率であるとして以後禁止された。おおむね日蓮宗の希望した通りの決着である。そこで寺院方は極めて甘い情勢判断ではあったが、内済ですんだと判断していたようである。

ところが以後事態はさらに変化する。七七号によれば、三月四日になると目付内海より寺方へ内談があり、寺院たちは吉田家の要求を知らされ、寺院方の一筆が必要であると言われる。内海の話では、前日に吉田家から藩に書状があり、今回の一件が「神家永世の瑕瑾」とならないように取り扱って欲しいという要望があり、ことに寺院方の出した返答書の文言「(謗法神社は)魔縁の栖」についてこのままでは済ませがたいので寺々から心得違いとの一札を取ってほしい、と要求していたということが知らされたのである。このことは「出入り一件」から見れば、江戸の藩邸からの指示で国元の家老が内海に命令していたことがわかる。三月六日に藩内寺院は惣会合を開いて京都本山方へも連絡をとった。

三月五日には京都から見垣民部が帰着し、藩内神職は江戸への出訴を望まないと伝えたが吉田家の許容はなかったと寺社奉行へ報告した。「二位殿思し召しに寄り」とある。藩は藩内神職に働きかけて出訴をさせず穩便に解決した

かったのであろうが、吉田家は強硬であった。この頃にも吉田家と藩家老の書状がやりとりされたようであるが、広内の記録したこの文書の中には詳細な内容は記載されていない。高度な問題であったので、このような藩の役職者のための覚え書きの記録には全容は載っていないのであろう。

このような状況下、国元では広内の他寺社方目付の内海亦兵衛・金谷市郎兵衛が活動をしていた。四月七日には内海が菅能寺から以下のような内密の書状を受け取った。

去夏西大寺町旦那どもの儀に付き、社方より彼是之有り寺社御奉行御尋ねに付き、宗祖よりの趣を御答を以て申し入れ候処、其の段吉田表へ相聞こえ、御役介の趣、まず以て立ち入り迷惑と存じ奉り候、社方に対し右の答仕り候義にても御座無く、宗風にて申し述べ候斗り之儀にて御座候、素より先日 仰せ付けられ候趣畏み奉り候、此の段宜しき様に御達し下さるべく候

法花寺院惣代

子 三月

菅能寺

蓮昌寺

内海亦兵衛殿

金谷市郎兵衛殿

このように、日蓮宗寺院側は宗規にかかわるので譲る様子はなかった。その一方で寺院方は内海の勧めに従って菅能寺・蓮昌寺が印形をした一札を作成し、内海はそれを携えて四月十一日に上京した。

藩は「双方無事」の解決を目指すという方針である。事件の起こる前の状態へ戻し、問題を拡大しない、というの

が藩の当初からの一貫した方針であった。内海の上京は吉田家と交渉して解決を目指すものであった。

ところが、七七号の内海書状や「出入り一件」によれば吉田家の反応は厳しいものであったようである。吉田家では容易には内済には応じなかった。吉田家が納得するのは、「出入り一件」によれば五月の日蓮宗寺院の判形の後であった。

吉田家は三月の申し渡しの後も藩に運動していた様子が「社方日蓮宗出入り一件」の記述からわかる。藩の内偵によれば藩内社方の組頭である杉村右膳は京都に滞在したままで国元との連絡に当たっていたようである。岡山藩内の社方が先例からみれば難しいに違いない今回の訴訟を強行したのは、このような吉田家を介した藩主への交渉に期待を持っていたからであろうと思われる。そして、日要の出した返答書の「神社は魔縁の栖」という文言は吉田家や社方に訴訟を続ける上で絶好の機会を与えてしまったことになっていたわけである。近世の法論禁止の規定の中には自讃毀他も重大な問題とされていた。

さて、京都の日蓮宗諸本山では、この吉田家と岡山藩の江戸を舞台にした交渉をどこまで把握していたのであろうか。おそらくまったく知らなかったのではなからうか。本能寺文書には社方の出訴状の写しなどがあり、情報の収集はしていたようであるが、高度な頂上の交渉までは知ることができなかつたのであろうと思われる。七七号文書には「国老の姦謀」という藩の方向転換を推測する表現もあるが、特に領内の末寺では藩の施策がどのあたりからの意志決定であるのか、すぐにはよくわからなかつたのではなからうか。

本能寺文書八五号には日蓮宗寺院の檀家でありながら社方に内通しているかもしれない人物について注意を促す内容の書状はある。

追啓

一、備前在末より申し越し候内意は、当地猪熊屋鋪留守居岩井善内と申す仁、彼の地にては本行院の旦那、当所

にて貴寺檀中の由、社流の張本人杉村右膳旧臘より当夏迄在京の間、吉田家に通じ属するの相談相手の由、左候はば、諸本山の趣意、国元へ通達の間者の儀もはかり難く御座候、御檀縁故、別して御用心有りたきの旨申し来り候、巨細は存じ申さず候えども、在末の紙面に任せ、御内意申し入れたし、此の如くに御座候、以上、

八月八日

また、杉村の在京していることは知っていた（七七号）。その程度のことや、寺社奉行などの知りうる情報ならば伝手はあったのであろうが、藩主周辺となると不可能であったのであろう。特に岡山藩は不受不施の問題もあって日蓮宗には常に警戒感をもっていた藩であることもこういった際には困難の一因であつたらうと推測できる。

その後五月九日に十ヶ寺が寺社奉行広内に町会所へ呼び出された。十ヶ寺はその当座に、広内を通じて三箇条の「日蓮寺院へ仰せ渡さるるの覚」を見せられ、すぐに印形することを迫られた。

三箇条の内容としては、まず、先に宗門側の出した返書の内容について「祖録を証文として、神社を」「悪鬼入り」などと誹謗するものと断定して、返答書に祖書を出してきた事自体問題であると宗門を強く難じ、「太平の今時甚だ恐れある事」なので「向後堅く慎み申すべき事」となっていた。日蓮宗にとっては、祖師の著作の文言を否定されてしまうという考えられないことであつた。

また次いで、「法華勸請の社に非ずば当宗の輩参拝を許さずトノ義、不埒」と断じ、向後は氏神の守札や社参・寄附にも妨げてはならない、とする内容であつた。

さらに「附たり、寺院より神号の札守を出し候義は 無用為るべきの事」とまで言われ、「三十番神の札等も差別無く無用たるべし」とまで記して、日蓮宗の宗義信仰を真つ向から否定する内容であつた。謗法の神祇不拝・謗供不施という原則も否定され、さらには宗義にもとづく神信仰をも禁止するという衝撃的な内容であつた。

第三条は神社修理・造営・寄進などを檀家にさせないことを禁止することである。この寄進についてのみ、神社へ

の寄進を妨げない限り従来の町村役の形式を踏襲するという寺院方の要求に沿うものであった。

この急激で過酷な変化について同文書の付記には、この仰せ渡しはもはや奉行の関与するものではなく、ずっと上の意志が働いている、という推測が記されている。「出入り一件」によれば、まさしくその通りであった。吉田家の要求には神祇信仰を社家が独占的に差配したいという表現もあり、日蓮宗が別種の神祇を独自に信仰している状況を不満に感じていた様子もうかがわれる。社方が計画的に攻撃をしかけたのは間違いないであろう。

この三箇条は日蓮宗寺院にとつては考えられないものである。厳しい条件にしなければ吉田家はおさまらないと判断した江戸の藩首脳の指示によるものであったことがわかる。しかし、藩内の寺院にとつては、江戸で藩主と吉田家の交渉があったことなどはわからなかったであろうし、社方も情報が漏れないようにしていたのであろう。寺院たちは、自分の推測がおそらくは正しい推測であろうと考えながら、絶望してしまつたのではなからうか。

寺院方は大いに驚嘆し愕然としたであろう。一旦和談となつた、あるいはなるであろうと思つていた問題について、不意にこのような厳しい内容の文書を言い渡され、それに印形することを迫られたわけである。奉行は今回の裁断は藩が宗門の事を思つての慈悲深いことであるので、かれこれ言うならば「御国政に違背」することとなるので、宗門寺院は最早国中に置いておけなくなる、などと非常に強圧的な言辞で印形を迫つてきた。

本能寺文書では今回の藩の態度について、前時代の池田光政の破仏政策の趣意へ戻す謀であろう、とまで評している。考えてみれば、光政の影はいまだに大きなものであつたのだろう。そして藩内にも当時の政策を遂行した勢力も当然影響力を保持していて、仏教、ことに日蓮宗には脅威と感ぜられたのではなからうか。今回の事件の背後にもこのような岡山藩特有の事情があつたのではなからうか。

また同文書には、今までは寺院方と社方との争いであつたが、今後は寺院方と藩との「出入り」となつてしまつた、という認識が示され、もしも本山や幕府へ訴え出たとしても勝ち目はなく無益な結果となるであろうと絶望的な見通しを十ヶ寺がしてしまつていたことが記されている。

結局、六時間余の間答が続き、十ヶ寺は遂に押し切られて判形をってしまったのである。安心していた寺院方を呼び出していきなりこのような内容の覚を見せ、数時間も問答をして帰さずにそのまま印形を強要するという、藩側の強硬かつ計画的な作戦であったのであろう。藩の方針が日蓮寺院を押さえて社方の顔を立てることに決定したためであった。

署名捺印をしたことについては、十ヶ寺はいろいろと迷い、国政や国の恩と宗式の間でどちらへ進んでも破滅であるという考えをしていたようである。決裂しては、徹底的に藩と抗争をする形となってしまう、かえって藩内宗門の事実上の崩壊を招くという恐怖が彼らの心を縛っていたようである。彼らの思考は藩内の宗門寺院の今後の事に非常に重点が置かれていた。日本全体、あるいは宗門全体という意識より、国主に反抗した領内寺院の今後の難儀のことを繰り返し思っているのである。宗門が幕府に訴えて藩に勝訴しても領内では困るであろうと繰り返し記している。一旦の負けは負けではなく後日の勝ちである、などという表現もあったが、結局、自分たちの一身上のことは捨ててしまおうといいながらも、藩の言う通りにこの三ヶ条の判物に捺印してしまうのである。

よく考えてみれば、このような内容の文書に捺印するということは日蓮宗の僧侶としては自らのすべてを否定することにもなり、ありえないようにも思われる。しかし、事実として十ヶ寺はそれをしてしまったわけである。自己の精神的な存立基盤を自ら覆す行為である。あるいは長時間の軟禁同様の状態で心身が消耗して判断がおかしくなってしまうのかもしれない。また、藩もそれを狙ってこのような形で判形を迫ったのであろう。十ヶ寺の代表であった本眼院日要が病身であったことも計算に入れての作戦であったのであろう。また、一旦署名しても、後から宗門の援助を得て否定しなおしてひっくりかえせると考えていたとも記してある。現代の冤罪事件と同根の要素があったともいえる。

しかしながら、日蓮宗の歴史を見るならば、歴代の先師たちは不惜身命を体現して弘通を行ってきたのであり、その歴史を自覚しているならば、このような証文に数時間の強要を受けたからといって署名捺印してしまったことは大

変な失策であろう。

思い起こせば、この事件の直前の宝暦三・四年には不受不施の信徒が藩からの処罰を覚悟して大きな騒動を起こしていた。十ヶ寺は藩内寺院の先頭に立って彼ら不受不施信徒を告発し、藩と協力して彼らを抑圧し、転向の証文にかばは強制的に署名させる処置に従事していた。その翌々年になって自分たちがまったく同じ境遇に置かれることになるとは夢にも思っていないが、あるいは不受不施の信徒たちが内心には信仰を捨てずに、外面では平静に捺印するのを見てきたので、感覚的に変化があったのかもしれない。しかし、不受不施僧俗の中にも実際に命を犠牲にしてまで信仰を貫いた人々も多かったことを考え合わせれば、十ヶ寺の行動は後世から考えると、大変困難な状況ながら残念なこととも思われる。

事件の後半の文書を見ると。本山方では十ヶ寺を何らかの形で赦免したいという考えもあったようであるが、藩内の他の寺院や檀徒が強く要求して十ヶ寺は結局改衣追放の処分となってしまうが、このこともやはり不可避な流れであったのかもしれない。

(三) 五月の判形以降の推移

いきなり厳しい状況へ突き落とされた日蓮宗寺院たちは協議を繰り返して、対応策を練った。七七号文書の後半を引用する。

此の如きに談合仕り候故、先々在寺ならびに且中へ沙汰無用、却つて後日に願うの邪魔に成るべく候、願ひ叶い候上、相移候義に候、再往も叶わず十ヶ寺身を殞い候えば旧法の有る姿へ戻る、弥よ尊に及ばず候間、中間の故障として除くに候、弟子・同宿へも舌を停め仕り候処、此の義却つて誉の様に存じ候、亦は談合の列一決の上に

も呑み込み難し貫の処の上来の故障軽く存ず、臨時の不快の様に心得候寺院も之在り、口外も致し候哉、世評喧しく、夫れより国主よりも町在一統へ今度社家の出入り双方損益の筋曾つて之無く候、必ず評すまじきの由相挨拶の由、然れども早、京・大坂へも流布候由に承り候えども、兎角寺院の御事、国いっばいにて事をせまく業を逞しく、身命を捨つるの働き申す覚悟故、早々言上仕り候義は先書の如く延引仕り候、此の段御賢察遊ばされ下さるべく候

此の品武家形氣（氣質）の衆は仮令宗門潰れに候ても、一旦の名を汚す処如何と申すも之在り、国主恐るるに足らずなども申す処より、其の処は公辺の様子を諸蒐引不案内の者と存ぜられ候、所詮我不愛命は但惜無上道のため、弘法の為の死身と心得居り申し候、仏制に非ざるのF、天下の禁忌に相成り候等、此の公処の蒐引難渋に考え合わせる義に御座候

一、右に就いて、流石に身命を殖う程の重大事故、凡列は上件に候えども一決し難し、或るいは会釈書にて相済むべし、亦強きは再び歎き無用、など兎角小田原の内、小湊末本行院廿四夕退去、此の件に乗り跡引して然るべしとて、私は折節不快不快の処も心外、旁た十八日より引き込む、朔日迄万評出ずにて罷り在り候、在寺の内本国寺末浦伊部妙国寺日如は近国秀逸の仁に候、殊に去年来の返答書等に甚だ情を出す、其の上公処にも用いられ候、仁、私別して懇ろに旁た呼び迎え熟談を遂げ候処、九日の件止むを得ざる事重に候、後日の執向至極に候処、延引の段手貫けに候とて、押し立てに及び再々に評し候、然る処廿七日に内海帰国、甚だ力を得候、右本行院退去の公処の請引（承）相済む、素より宗旨を破すは止むを得ざる事との書き置きにて御座候

一、右当日朔日迄に府寺（城下寺院）へ妙国寺相加わり、私も病中駕にて蓮昌寺へ参会、弥よ歎きの願書指し出し、其の謀策として退去、殊に寄在の寺までも、右同断かと申し談ず、尤も両三の儀に出候内、十日已来の凡例に候故、右に決定仕り候

一、二日拙寺へ見舞乍ら参会、終日談合、尚右の願書の日始めて申し談ず、私草案を仕り候で、其の日清書し印を加う、明三日に寺社の用日に指し出すと談じ候

一、右の願書は左の通りに御座候

恐れ乍ら願ひ奉る口上

去る九日、町会処に於いて「町会処は寺社町用処にて候」仰せ渡され候御書附の趣、数条目悉く当宗建立已来日本國中連綿不易の宗式を毀廢の御文義に候故、此の儀を畏まり候ては宗家の瑕瑾、容易ならざるの儀、寺院の心底宗門へ対し相済み難きの故、宗式の相立つる様に退席、御歎き申し上げ候心底に一決仕り候に、其の節委細に申し上げ候処、仰せ聞かされ候趣も抛無く、殊に其の節に身を殞い候わば、却つて御役介にも相成るべき哉と存じ奉り、追つて願ひ上げ奉り候はば、御許容下さるべき義と相考う、之に依り一旦は畏まり奉り、印形仕り指し上げ候、然る所退いて相考え候はば、先日仰せられ候大段二ヶ条の御会釈書を成され下され候ても、自余の条目済み難し、殊更如何様の御会通にても通り難き埒に存ぜられ候故、止むを得ざる事、再び願ひ上げ奉り候、右の故障の条目、愚意の趣、左通りに御座候

一、私とも済み難き埒は、宗儀の有る姿を先日委細に申し上げ候通りに御座候事

二には、本山へも二廿二日仰せ渡され候済み口の趣、尚諸宗門へ御回文の趣、寺院・宗門は伝来の法に任せ、教化の筋は如何様とも勝手次第は勿論の重に候旨、仰せ附けられ候義、相聞こえ居り申し候、其の節は此の趣を守る様にとの大段にて、其の外懸り合う事を好み申すまじきと仰せられ候故、畏まり奉り居り申し候、然るに今度新たに当宗に限り宗式を相慎み、相止める旨仰せ出され候ては、前後相違の処、是れ則ち宗儀相破れ候証にて、本山聊かも得心仕らず候義目前に御座候、殊に一旦都鄙に数ヶの本山故、動き出候はば、別して御役介と輕からざる義に存じ奉り候

三には、此の度の印形は私どもまでにて、在寺へは未だ相拶せず候へば、在寺の肯んぜざるの時は防ぎ難く候、

既に頃日は承り伝え候て、一兩日中にも在寺の会合仕り相談の上、私どもを廻り込み候様にも風聞仕り候、右の通りに廻り込まれ候ては会答御座無く候事

四には、去年の返答書に口達に及び仕り候通り、神社を禁忌仕る義には御座無く候、全く宗式に候故、此の段年来俗人も承届け相守り居り候処、今更かように変化仕り候処を承り候ては、却って寺院を破り宗式の下げ墨（さげすみ）を得申すべきと存じ奉り候事

五には、尋常の信心の俗人は、寺院を下げ墨、興を覚まし居り申し居り申す迄にて之在るべき哉、中就近年は大よそ平均仕り候数万の内、（注・前年に帰伏した不受不施信徒が藩内の数万人いた）信心帰伏の者、此の虚に乗じ寺院の弱気を見すかし、悉く再犯またぞろ御国中に弘まらるべく申し候哉、其の時寺院の控術相叶わず候はば、如何様の義を計られ申すべく候哉、計り難き御役介、軽からずと存じ奉り候、其の上宗式を守り、国家長久の懇祈怠たり無きの義、宗家一同の常式に候趣、祖列の厳令を以て申し上げ置き候て、其の儀却って御上に背き候様の御文体の御書出し畏まり奉り候ては、其の違目天地の間別仕り候、迷惑に仕り候事

右等の趣、指し支え候て、此の分にて一旦相治まり候ても、再往の御役介軽からざる義に存じ奉り候間、最早二月廿七日仰せ渡され候趣、尚御回文ともにて一旦治まり居り申し候、其の上三月初頃、神社を毀たずとの会釈書も指し出し置き候、其の趣を以て御役介の処恐れ入り奉る趣をも亦書き上げ置き候えは、是れにて寺院御役介を恐れ、神社を毀たず唯旧式を守るのみ、と申す義相顕る、褒貶の情かつて之無きの義に御座候間、此の段御賢察下され、先日の御書附けの印形御戻し下され候様願い上げ奉り候、左候はば去年に此の儀発端の節、双方とも申し立て候義は、家風旧式に候えは、御上に於いて御裁断は成され難し、之に依り其の本処へ達し、公訴に及び候はば、容易ならざるの儀、しかも御国名も出候間、旧式を用い下済に仕るべきの旨、毎々仰せられ候御趣意も反古に相成らず、万万平和の基と□ず存じ奉り候

上件の趣宜しく仰せ達せらるべく、願いの通りに仰せ付けられ下し候はば、誠に御国恩と在り難く存じ奉るべく

候、此の上にも万々一御聞き届難く下され候へば、誠に神の心事天に踏地に踏、進退惟に究り候故、一身の覚悟仕り、右指し上げ候印形忽ちに反古に仕り候間、左様に思し召し、必ず其の時も後鑑と思し召し下されまじく候、是の如く申し上げ候儀、全く御上を欺き奉り御政道を妨げ候義にては御座無く候、先達て京都日唱より申し来り候通り身命を抛ち、宗儀の正統を申し立て候宗式に候えば、此の処破れ候ては、宗門へ対し趣意立ち難し、次には上来五ヶ条の処かつて防ぎ難く候故、止むを得ざる事重に御座候、よつて本行印も此の式を守り候故、御歎き申し上げ候ても御聞き届下されざる時は如何、と此の御願いを申し上げず内に引退候儀、全く宗儀に附けての義にて御座候、寺院の存志は只宗旨の破を憂い、我が体の殞を忘れ、宗難を濟う、其の志を相立て候、止むを得ざる事重に御座候、是らの趣御□□下され、宜しく御慈恵を願ひ奉るべく候、以上

十ヶ寺印

本行院は無印

宝曆六子六月三日（上の日付を異筆で五月三日と訂正あり）

広内権右衛門殿

一、昨朔日の晩に寺社奉行より明後三日に申し渡し候義之在り、十ヶ寺町会処へ罷り出べき旨に候

一、今日列席し回状の評を付け、明日は定て本行院退去不届きに思し召し候、此の後此の志を立て候者は越度たるべきの旨、申さるべく候哉と申し候き

一、三日五つ揃い罷り出る、私儀不快故参らず候

一、会処の趣、案の如く頃日の評の通り一ヶ条、二には先月九日仰せ渡され候御書出しと御趣意は相違、御趣意は軽き御国政に候、其の段心得候様に豊後殿仰せ渡され候趣に候、此に於いて妙勝寺日晋段々其の理を申し、一通り見候迄にて指し戻し、昨日の願ひ書を出し、是は先日より調え置き候にて候と申し候て、指し置き候て罷り

歸り候由に候

一、此の擲りを承り、今日指し出し候願書も此の仰せにてはとても御聞き届之在るまじきと考え申し、各々して退去し勸めとなす然るべしと、日如と申し合わせ、三日の夕拙僧退去、備中へ参り候、書置左の通り
憚り乍ら口上

去る九日町会処に於いて仰せ渡され候御書付の趣にて宗儀相立ち難く候故、其の趣即席委細は宗式を以て申し上げ候処、一まず加印を仕るべき旨達して仰せ聞かされ、拠どころ無く存ず、尚追つては御歎き申し上げ候との存じ寄りも之在り候故、一旦は畏まり奉り候処、退いて熟考仕り候程、御書出の御条数悉く宗儀を破廢するの筋に御座候、此の段先達て申し上ぐ書面にも頭し、尚先頃、洛妙覺寺日唱より申し越候通り、右等の数条を以て、祖師已来相伝に候儀、諸国一統の宗式に候処、今更今度の一札は兎角難渋、一身を措く所無く候故、今夕に退去仕り候、此の儀御上へ対し全く遺心無く御座候えども、宗令破廢に付き拠無く、尚今日各寺一同に願い上げ候紙面に精曲に申し上げるが如し、自他の難条一身に迫り難湛、右の仕合に御座候、此の旨御憐察下され、御沙汰を仰ぎ奉り候、誠に近年宗門吟味の筋に付き、彼是御役介に罷り成り、忝き仕合と存じ奉り候、以上

六月三日

菅能寺 日要 判

広内権右衛門様

一、余寺院への書き置きには、少し宗門吟味の筋を加え、其の外去年來間違ひ候処如何と記す

一、外の退去寺の書き置き、右同断に指し引き之在り

一、蓮昌寺は病身、寺務難渋と申し出候

一、三日に在寺院の会合、八つ時分十ヶ寺へ逢い申したき由に付き、蓮昌寺急に会い申す義に候、私は不快の断にて罷り出候

一、同夕在寺院町寺を廻り込み、九日容易に加印致し候処、後代の瑕瑾に候とて、其の廻り込みに及び悪口雑言に、誠に喧嘩同前にて候由、此の義委しき件承り届ざる内は、世評の文句にては一往尤もに候、然れども悪口に及び候は賤軽に候

但し、浦伊部日如は、町一列の働き手に候、然れども其の談じは在一同に候わんか、日如も町寺は再往の時在寺の後ろ楯と申され候えども、在寺より町寺を誤りと咎め申す形勢は、堅固に聞こえ候えども、再興の志見届難く、残念との事に候、其の言符合仕り候

一、私退去にて動き出し候処、内海帰り居り主妙国日如在府、公処の媒挨を請引し安心の上、其の途に当たり退去、五日の夕蓮昌寺日迎は備中高松へ、拙も一処、九日夕妙頭寺末妙福寺・妙満寺宝仙寺・本国寺妙応寺、小湊末妙林寺四ヶ寺庭瀬へ一所に退去

一、拙僧病中に候処、二夕退去、四日昼ごろ高松へ参り候えば、同晩目附内海より飛簡到来、其の懇意の趣にて、吉田表滞り無く濟口に候由、請け合い証文迄指し越し候、其の状ならびに証文を写し置き候故、書き加えず別に指し上げ候

右返答に、去年来自語相違の事、厳しき申し立てに驚き候様に申し遣わし候
此の返事は追って指し上ぐべく候

一、同夕鶏鳴、奉行より旦那寺の義表立ちて申し難きの由にて、妙勝寺に頼み飛力到来、一旦は戻るべきの旨に候、此の返答九日に一旦は国名を重んじ畏まり候えども、向後の義は昨日の願書の通りと押し立て、帰り難しと返答仕り候て、身命を抛ち候形勢を頭わし候

一、先に拙僧退去に付き、奉行。目附より段々申し来る、殊更吉田の濟み口は軽き段を申し越され候にて、弥よ国老、宗義を破るの巧みを相頭し候

一、其の後段々日如と妙勝寺へ公処より懸り合いと、殊に日如は勇者に候故、段々申し募り、蒐引の内追々退去

七ヶ寺に及び候故、大きに躁ぎ出し、日々昼夜に役手も評定の由、日如等残るの寺々も日々公辺へも蒐り合い候由、此に於いて寺社役の方、殊に内海は此の上は願いの通りに任せ候て、彼の印書を指し戻し、一先づ平和の上内々にて両流互角に双立の所業に執りはからいたく候、此の義寺々も得心之有り候はば忝き程に候えども、寺院は不足に存じ、不得心の程に相成り候、居り申す趣、是れは内海。日如の極て内秘の重に御座候、然れども上に具さに申し上げ候如く、上の役手の押し潰すべき存念を、忽ち寺より亦不意を打たれ、逆願いに、第一の難題内談再弘の妨げを申し立て候故、止むも心外、進み候へば、却つて国の役介、之に依り候の願書の実否の裁断ひま取り候、其の上江戸に国主在府の故伺いに遣わし、尚御本山方の強弱をも考え、退去の寺院、其の志の強弱を聞聞き致す趣に相聞こえ候、之に依り妙国も頃日一先づ帰寺、在寺よりの先書に申し上げ候通り、御本山方へも飛力を以て、甚府寺の誤候て廻り込み候えども、言句無く候旨、申し上げ候と承り候えども、前後の難易有姿大判、右の件の通りに御座候、執りはからいの次第は右の通りにて御座候間、此の上江戸伺い相濟み、印書戻り候か、戻らず候えども、全て反古たるべき品に執り鎮められ、退去候寺々帰寺仕り候様に相成り候へば、重疊、其の上にて目出度く御注進申し上げ候、万々一其の儀は相叶わず候て、寺院の願戻し候えば、十ヶ寺一同引き退き、其の咎みを請け、判書は反古に致し候て、其の通局等を御達し申し上げ、其の時はきつと十ヶ寺御本山方の御咎めを蒙り候えば、是れ以て公辺への列へも厳しく、跡は前々の式の通り、夫れにれも旧式へ立ち戻り難き様に公辺より取り向かわれ候はば、其の時は百年目、弥よ滅亡に候故、在寺院と御本山と御一味の上にて、再興の御治術遊ばされ下さるべく候、此の節、若し御本山より御通達の御役者御下向などにては甚だ宜しからず候間、此の処を能々御勘弁遊ばされ下さるべく候

ごく御内意に申し上げ候、此の処にて御本山の御手仕い之無く候ても、十ヶ寺国いっばいにて濟みなされ候と存じ寄りにて、御注進申さず候故、御聞き遊ばされず候分と考え居り申し候よりて若し十ヶ寺願叶わざれば、弥よ身を沈め本山へも断り候はば、大事と国にて案方、是れ遠きは花の香にて、寺の勝利の基、次には不受法流の事、

十ヶ寺を手放し、江戸表へ訴人にも致され候ては、国難起こる事恐怖の基に候故、此の恐怖をいつまでも公辺へ致し付け置き候えば、十に八九は雨降つて地固まるの幸い出来、此の処へ三宝。仏祖。開基尊聖等の冥慮之在るべきと存じ奉り候

一、此の筋に付き、御本山方には風説御伝聞遊ばされ、容易ならざるの儀実事に候えば、惣じて御本山御一同にて江戸表へ訴えをなされ候御手配堅固にて、退去十ヶ寺の注進を御待ち遊ばされ候、と此の一評を都鄙別して当辺へ相聞こえ候様の御手段專一に仰ぎ奉り候

一、十ヶ寺のうち三ヶ寺は不退を御疑い遊ばさるべく候、此の儀本行寺は病僧、余妙勝・正福は残り居り候て、願いの成否の媒搽を仕り候人之無き故相残り、両寺と日如を請引人に致し、若し相叶わざる時は書上の通り、判書は反古に致し候と届け置き、其の儘退去の覚悟と申し合わせ候

一、此の度蓮昌寺日迎登らせ候、委細は御聞き遊ばされ下さるべく候、余寺も追々罷り登るべく候へども、悉く内分の義に御座候、私も日迎聖と一処に罷り登り候はずに申し合わせ候へども。私御本山へ登り込み候義、内々にても相聞こえては宜しからず候わん、亦此の方の願叶うや否やの内請引を東西に奔走仕り候えば、余寺の爲にも宜しかるべしと妙国申され候、延引仕り候

上来の趣恐れ乍ら御賢察遊ばされ下さるべく候、諸本山方へ十ヶ寺よりわざと別紙指さず、尊聖師へ私より申し上げ置き候、御本山方尼崎へも此の旨宜しく御内達遊ばされ置き下さるべく候、此の節備前より間者入り込み、内聞仕り候様に承り候わば、兎角嚴重に仰せられ得られ下さるべく候えば能く、御座候。記録仕る仲間之在り候故、書き上げ申すべく候、先日調いかけ候故、追つて指し上ぐべしと先書に申し上げ候えども、先に指しひかえ、右の通り申し上げ候、御両山御役者中へは御前迄書上候段ばかり申し進む、相調う書面の不都合は御免遊ばされ下さるべく候、以上

六月十八日（宝暦六年） 本能寺

日寛尊聖

玉床下

本眼院

寺院方は翌十日・十一日に城下・在寺ともに参会して対応を協議した。先の覚書は吉田家のために作成された書付であるので、内容は社方の希望通りのものであり、日蓮宗の宗式を完全に否定する内容でもあるので、当然ながら日蓮宗側からは直後から強い反発があった。対策として、後日に改めて願い出る、即座に反抗の姿勢を見せる、などの様々な意見も出たが、決定しなかった。二十七日に内海が帰国すると、内海にも相談をしていた。

結局、六月三日に十ヶ寺（但し先に退去した本行院は除く）から藩に願書を出して宗式の立つようにと願い出ている。このような願い出はかなり後まで繰り返す。

内容の一部を見るとたとえば「三ヶ条の内、『法華勸請の社にあらざば当宗の輩参拝を許さずとの義、不埒の申し方に候』と之有り候。此の義も日蓮の語にて当宗門の掟に御座候」とある。宗祖の遺文を金言として守ろうとする姿勢が明確である。僧俗はこの理念を行動においても実践していた。そして、これを否定して判形をしてしまうならば、「祖師の語を私どもより非分に相極め申す断、迷惑仕り候」としている。そして「此の段は本山より咎め来たり候節、申し分けも御座無く候。」ともしている。しかし、続けて「然れども御国恩を蒙り居り申す私共にそうらえば、（藩主の）御意に背き申す儀は仕らず、銘々の本山より咎め請け申す儀は覚悟の上、厭い申す儀も之無くそうらえども、宗門に対し私ども立ち難き」とある。そして「其の上本山より御歎き申す様に相成り候はば、御面倒の品も出来申すべき哉、此の段も歎かわしき由申し候」とある。藩内寺院たちは、五ヶ本山と内密に連絡を取りながら、藩との妥協の道を探っていた。その具体的な手段が、このように藩内末寺は各本山からの咎めを受けて責任をとるが、宗式は通

してほしい、というものであったわけである。

これに対し広内は「其の段尤もに相聞こえ候えども、呑み込み違いと存じ候。此の紙面は各寺より書き出され候文にては之無く」としている。さらに「國既に破のを申す語は何分恐れ多く」と藩主が案じたのであり、宗門の宗式を不埒かどうかを判断したものではない、としている。

藩の解釈として、日蓮宗では「無遠慮に」宗外の社を否定することが役介、すなわち争論のもととなるのであり、今回の判形はそれをとどめるためだけのものであり、藩が宗式を否定するわけではない、という判形の条目について述べている。藩内寺院が本山より咎められることについて、藩内寺院を弁護するおもむきもある。

そして広内は、判形をしたことが宗式の否定となるとして速やかに退寺する様子の寺院もあることを危惧するのであった。藩は藩内寺院が抗議のために退寺して騒動がさらに拡大するのを非常に心配していたことが一貫してうかがわれる。「存じ寄りの趣は申し達すべく候、其の上にて了簡次第に候。何分手短なる義は無用に候由、申し聞かせ候」とある。

しかし、藩の対応に不満な寺院は、抗議のために藩領内からの無断退去を敢行するに至るのである。この退去は藩にもある程度影響を与えていた様子が池田家文庫の「社方日蓮宗出入り後退院一件」にも見られる。藩はこの行動を不届きであるとしながらも、騒動が大きくなることに神経を尖らせていた。

また、妙勝寺と菅能寺はこの判形について、争論を収めようという御趣意のものであると寺院方でも認識していたので印形をしたが、「自然此の後寺院より誤り証文仕り候などと町在にて取り沙汰之有り候ては、又ぞろ御役介の基に相成り候故、其の沙汰曾て之無き様に頼み奉り候、亦は沙汰仕る者之有り候へば、御訟申し上げ」取り締まってほしいと要望している。先の判形は争論で寺院が負けて詫びたものであるという評判が立ち、それを寺院方が強く意識していた様子である。

五月十二日に広内から御三老への報告では「然れども右連判の義露頭に及び候ては、世間にて勝ち負けも落着の様

に相心得、誤書仕るなどと唱えてはやむを得ざる首尾も出来申すべき哉」と日蓮宗寺院が負けたのだという世評が広まれば寺院方もこのままではいられず治まらないかもしれない、という懸念もあったことを伝える。さらに広内は右の書付は吉田家へも伝達されるのか、という確認を求めている。「左候て京都本山へも伝承り候はば、亦御役介の筋も」起こるかもしれない、というわけである。もしもそのような経過をたどったならば、藩内寺院の「力に叶い難し」なので「何卒判形の義重々御隠密に」してほしいと寺院方からの要望があった、と家老へ報告をしている。

その後、寺院の判形のある請け書の本紙は藩に残し、写しを吉田家へ提出することとした。内海と京都留守居岩井善内の添え書のある写しが吉田家へ渡された。寺院方の希望に少しは添うものであった。結局、宗義を否定する内容の書面に十ヶ寺が判形したものがおおよけとなったわけである。藩は藩内寺院を押さえて吉田家の要求を容れた。

七五号と七六号は吉田家との内済のために上京していた内海亦兵衛からの書状である。吉田家が内済に応じたことを知らせると同時に、日要の退寺と苦しい立場を案じている症状である。

七五号

尙簡啓上致し候、然れば今般慮らざるの騒動、貴寺も已むを得ざる事、御覚悟も之有る御様子、今朝密かに久米・白石両人手前へ参り相知らせ、驚き入り申し候、抑も野生上京し、彼の表の義双方無難諸事穏やかに相済み申すとの儀に候て、其の証も之有り罷り帰り候、然る所誤書等を御指し出し候との浮説區に、此の事に附ては貴寺の思し召しも公所へは相達し難し、所詮御存切の御様子、扱々歎かわしく、野生に於いても涙数刻、寔に諸天を掛くるを以て虚言之無く候。近年段々御粉骨、一朝の横難に空しく罷り成り候の段、いかなる時節到来ぞと、或るいは歎き、或るいは恨み、心中の転動御察し下されるべく候、先日内倉へ御伝言忝く承知、此の方よりも遮つて御挨拶し御意を得らるべき所、何かと罷り帰り候ても公私多用に取り紛れ申す内、頻りに騒がしく、惣方相鎮められ候義を申し達し候内、今日の大変承知、前後を忘却致し候、此の度京都の済の味わい、爰元の模様とは雲

泥の義、是れは御面談に御意を得たく候、一先づ御不祥乍ら、御帰寺を希う所に御座候、拙者此の存志ゆへ、御書返等は先づ御差し押さえ置き申し候、愚者の了簡を御取り上げ成らうべき義には之無く候えども、浮説に御引き立てられ等に候ては、御勲功も一時に終わり申す所、甚だ歎き入り候まま、何分御帰寺を希う所に御座候、何かの訳は泥物に尽くし難く候故、省略致し候、右段々別紙に御意を得る所に候、何分御賢考、早々に御帰寺成さるべく候、巨細は面上を期し候、恐惶頓首

内海亦兵衛

六月四日（宝暦六年）

写し

菅能寺

日要上人

玉案下

尚々、呉々も早々に御帰寺を希う所に御座候、何事も貴面ならでは申し尽くし難し、草々申し残し候、以上

七十五号文書に上京中の内海からの菅能寺日要への書状がある。内海は藩と吉田家の交渉のすべてを知らないようであるが、実際はわからない。藩の指示に従って蓮昌寺らの一札を持って上京し吉田家との交渉にあたり、五月の十ヶ寺判形の後で吉田家の内済を得ていたのである。内海は日要の退寺を驚き、かつ嘆いている。旧知の日要の難しい立場に同情している様子がうかがえる。

七六号

写し

寺社出入りの義に付き、先頃日蓮寺院を誤書物を差し出され候由の説之有る旨、此の儀畢竟は寺院方を妬み候者の申す所為と存ぜられ候、吉田表の儀、神祇え障り候義之無き様に仰せ付け下さるとの義に付き、此の事に寺院御請け書之有り候

右の通り、寺院方より御請け書致され、全く誤り書物にては之無き段は、吉田表にても明白の事に候、此の段は拙者何方迄も請け合い申し候、以上

子六月（宝暦六年）

内海亦兵衛 判菅能寺

其の外

御寺院

七六号は内海から十ヶ寺へ宛てた吉田家からの内済の通知である。七五号と同時に出されている。「神社は魔縁の栖」という文言については吉田家よりは以降とやかく言わないとなったのであろう。十ヶ寺の判形の内容の強烈さから考えれば、この一事はもはや不要であるからであらうと思われる。

しかし、日蓮宗では当然それではおさまらなかった。その後、藩への抗議のために無許可で退寺する住職が相次いだ。抗議のために退寺した前住職達の消息を末寺から本山へ知らせた書状が七八号にある。

七八号

猶々、願いの許容無く、余の三寺退寺に仕り哉の儀、頃日岡山に残り候寺々より京都迄申し上げ候由に御座候えば、々御聞き遊ばされ候上、御本山より尊答遣わされ候わんと存じ奉り候、何分にも此の度の義は容易ならざる義とも、彼是御役介を懸け奉り候段、恐れ入り迷惑仕り候えども、先に申し上げ候如く、抛無き次第どもを御迹遊ばされ下さるべく候、菅能寺の義、松寿寺代判・旦那ども情を出し仕り候て、守護

仕り候趣に御座候、此の上は御安慮遊ばされ下さるべく候、私眼氣兎角相勝れず、難渋仕り候、以上

一翰啓上致し候、残暑甚だ凌ぎ難く候処、御両山御繁栄、御貫首様益御清康遊ばされ御座、恐悦至極に存じ奉り候、各様弥よ御堅固に御務め成され、弥よ珍重の至りと存じ奉り候、然れば去月下浣御役者中へ尊答指し上げ候節、直書を呈し、各様まで貴意を得られず候段、失礼の至りと憚り入り候、然れども其の節の取り込み故、御宥恕なし下さるべく候、其の節粗ら申し上げ候如く、私儀岡山退去の後早々に上京仕るべきと存じ奉り候処、相残り候寺々の示談の用向きも之在り、之に加えて除帳の実否残る三ヶ寺退くや否やの埒も見合わせ申したく、旁赤穂福泉寺に去月末より逗留仕り居り申し候、然る所指し出し置き候願貪着之無く、七ヶ寺の除帳相済み候、之に依り三ヶ寺退去も近々取り容して申すべき趣に知り越しなされ候故、両三日の内余寺へも内話仕るはずの申し候段、弥よ以て三ヶ寺退去仕り候はば、相伴い候て京都まで罷り登り、委細の儀申し上げ候様に仕るべき哉と存じ奉り候、七僧とも岡山除帳の段申し上げ置きたく、此の如く御座候、此の段御序でに宜しく御沙汰仰せ奉るべく候、尚重便の時を期して申し上ぐべく候、恐惶頓首

菅能寺

本眼院

七月廿六日（宝暦六年）

（花押）

真善院様

定性院様

ここでは本山の役僧に宛てて退寺について報告している。十ヶ寺のうち七ヶ寺まで藩領を退去したと、残り三ヶ寺の退去の予定について述べている。また、門流の末寺の状況について報告している。

上述のように十ヶ寺のうち七ヶ寺までは退去してしまっていた。このことは藩にとって不快なことは当然として、事が大きくなり、また本山から幕府へ訴えられるのも望ましくないので気にしていたようである。池田家文庫の「社方日蓮宗出入り後退院一件」には退寺した住職たちがどのような行動を取り、どこにいるのかについて藩が追跡し、確認していることが記されている。藩が動向を調査し次ぎの手立てを打つための材料として、藩が追跡し、評価などは詳細には記されていないが、退寺という行動に対しては、やはり藩に反抗して不届きであるといった表現がなされている。藩は当初からの予定通り、事態を收拾する方向に動きはじめていた。

七九号 浜野村松寿寺書状写し

態ざ飛脚を以て一翰啓上奉り候、先に御本山以て倍御静謐恐悦に奉り候、然れば当六月八日内意を以て御注進仕り候岡山七ヶ寺退去仕り候、此の儀に付き連次の大旨左の通りに御座候

一、同寺どもより指し出し候判書は御指し返し下され候様、則ち別紙の如く相認め、願捨に各退去仕り候、尤も右の願相済むや否や、之を見届て、妙勝寺。正福寺。本行寺右三ヶ寺は今以て其の俣罷り有り候、右願の通り仰せ付けられ下されたきの旨を以て毎度催促仕り候

然る所当十八日右三ヶ寺役所へ召され、左の通り申し渡され候、其の条

一、今般願出候右の判物御指し返し下されず候には、御国政相立ち難く、之に因り決して御指し戻し之無く候、然りと雖も素より右の判物を仰せ付けられ候義、宗式の御指し障りの趣意にては全く之無し、但し向来自他の諍論の之べからざる様禦の為に候えば、此の趣を以て右判書に細注を致すべく之を遣わし候、此の会釈を以て、本山を始め万方へ申し開き、此の上は僞略無きの様肝心の事

一、七ヶ寺退去甚だ不届きに思し召され候、第一右に書上を差し上げ置き、公裁を相待たず、我意に退去せしめ候条、甚だ不届きに候、其の上先達て本行院出寺の節、自余の寺方此の品を決して之有るべからず候様申し聞か

せ候、此の義承り乍ら国命に違背は不届きの至りに思し召され候、剩え右の願書の文体等平懐の品等旁た以て不敬の至り、之に依り其の願に任せ寺内帳面を除去せしめ候

一、三ヶ寺是れまで踏みとどまり候義神妙に思し召され候、益す別意無く永住肝心の事に候、右の通り太守の御趣意を奉行より申し渡し候、案外の公裁に各歎き入り存じ奉り候、尤も右の判書の細注不案内、三ヶ寺へ差し越れるべく候、仮令細釈致し給い候えども、とても明白の会通は至つて覺束無く存じ奉り候、尤も其の書は内見仕り次第写し取り、早速御注進仕るべく候

一、十ヶ寺より先達て差し出し候難渋の証文の写し、別紙に指し上げ申し候、ただ以後は在寺院一統に此の判形を申し付くべく候哉と存じ奉り候、重々の難渋殆ど凌ぎ難し、此の節は在寺院会合昼夜共に他事無く艱難仕り居り申し候、尤も是れまで在寺院三十余ヶ寺は公儀の懸り合いの儀御座無く候、此の已後懸り合う趣は勿論有るべく御座候哉と存じ奉り候、各其の覚悟を仕り居り申し候

一、三ヶ寺、彼の細注をの請引相済み候迄は退去延引仕り候心腹の由、内々之を承り候、始終は決し出寺の心底の由に伝え承り申し候、右、件の旨趣、宗式破廢の条、日夜種々に肝腑を尽し申し候えども、元来不肖の野寺共、今更宗門再興の計策、其の不術に堪え果て悲歎限り無く存じ奉り候

御本山の御役介甚だ恐れ入り存じ奉り候えども、抛無く御歎き奉り申し上げ候、右に就いて在寺院、惣代として両三ヶ寺登山仕り、御直対に申すべき旨、先書に申し上げ候えども、此の節柄故、宗門の僧徒の他行致し候義は、公儀より相許さず候に付き、抛無く略儀乍ら書面を以て此の如く御座候、抑も願うは御本山の御威光を以て、宗門再建の啓運を待ち奉り候、猶追々啓達仕るべく候、恐惶不宣

備前浜野村

七月廿六日

松寿寺

京本能寺

御役僧中

撰州尼崎本興寺

御役僧中

再拝

本紙に御意を得候通り、惣代の僧罷り登り候義、私には決して他出願の義申し付けず候、御出用御座候節は罷り登り候様、寺社奉行広内権右衛門当てに御状差し下し頼み奉り候、尚又本紙の条々。其の趣、紙面には尽し難く御座候、退去の寺院在京仕り候はば、御手筋を以て御聞き合わせ頼み奉り候、以上

七九号は松寿寺から両本山への報告書である。岡山藩からの「細注書」に関することが主題となっている。先の判形した判物を返却してほしいという宗門からの要求に対し、藩は「御国政立ち難く」なるので拒否した。しかし、宗門にかかわるつもりではないので、「細注書」を出すことによつて、宗門を否定しているわけではない、という形で解決したいと連絡してきたわけである。先の判物を戻したり否定したりすれば吉田家と藩との問題が再燃するため、判物の細注を出す、すなわち日蓮宗の顔の立つ別の解釈を示すという形で、実質的に判物の効力を失わせ、藩と宗門の間で妥協を図ろうとしているわけである。

退去の件に関しては、七ヶ寺の「公裁を相待たず、我意に退去せしめ候」を不屈きであるとし、願い出の文面も不敬の至りと表現している。許可を待たずに退去することは「出奔」であり不法行為の一つであった（「法令集」）。藩は七ヶ寺に関しては「除帳」すなわち宗旨人別帳から除外して公民身分を剥奪するという形をとっていた。これは退去した寺院も覚悟の上であった。そして、退去しなかった三ヶ寺を神妙であるとして、細注書は三ヶ寺宛てに出すとしていた。

松寿寺は領内寺院の対応について、会合を繰り返し「昼夜ともに他事なく」という状況であると報告している。今後細注書の宛先を在寺院三十余ヶ寺にするべきか、などについても本山に指示を求めている。領内の日蓮宗の末寺はこのような騒ぎの渦中で様々な意見を言い合っていたのであろう。その様子は「出入り一件」にも記されている。しかし、いずれにしても細注書という形での決着が見えたことで、本山・末寺ともに安堵していたのではなからうか。「出入り一件」には不鮮明な表現ながら、以前から判形の後で日蓮宗にこのような対応をすることで事態を解決するという藩の予測を示す文言がある。藩も日蓮宗がこのような判物を放置しておくとは考えられず、一旦は判物を取って吉田家を納得させ、その後で細注書を出して日蓮宗を宥めるといふ解決方法を以前から予定していたのかもしれない。次いで八七号にその細注書の写しがある。

八七号

日蓮寺院え仰せ渡さるるの覚

今般社方へ対し、祖録を証文として、神社を魔縁の栖と成し、ならびに悪鬼便を得て、国既に破る等の語を抛とする事、泰平の今時、甚だ恐れ有る事に候条、向後堅く相慎むべく申す事

右、仰せ渡さるるの御趣意、此の一件の濫觴今村社修復に付き、寄進物銀の割賦を西大寺町の氏子の者へも掛け申す由、然る所同町にて日蓮宗門の者の内決して割賦指し出さざる者之有るに付き、挨拶人を入れ申すの由、此の者の申し候は、神国に生れ氏神の社に之有る儀に候へば、寄進銀を指し出さず候ては相済まず候旨申すに付き、此の段宗義に背き候申し方、甚だ不届きの由に付き、寺院の相談故、檀那寺より宗門放手形を出し、ならびに先祖の墳墓を早速引き取る様に申し聞かされ候由、之に依り社方より申し出候は、法花寺院より神道を耶蘇宗門と同事の会釈致し候故、神道立ち難く候、御糾し下さるべく候と訴え出候、此の段拾ヶ寺の内へ移し合せ候に付き、屹と返答書とは之無く、内意の酬答の由いて、拾ヶ寺より書附を出され

候、右紙面の内に堂塔寺社は魔縁の栖と成し、悪鬼便を得て国既に破るとの語、右、祖録に之有るの由、書き載せられ候、此の語祖録には左も之有るべく候えども、斯の如きの語を社方の酬答に書き出され候ては社頭立ち難し、と弥よ相募り、御役介出来致し候、左候えば斟酌之有るべきの事、向後相慎み候様との御事に候、

一、法華勸請の社にあらざば当宗の輩参拝を許さずとの義、不埒の申し方に候、向後申し出まじく候、ならびに氏神の札守、社家よりも氏子へ遣わし候義、相妨ぐべからず候、其の外氏子の社参、亦是寄進物の義、寺院より妨げ申すまじく候、附たり、寺院より神号の札守出し候義無用たるべきの事

右、仰せ渡さるるの御趣意、宗旨に用いる所の語を不埒との事には之無く候、其の証は、参拝を許さずとの義と、此の義にては御座無く候、其の証は、参拝を許さずとの義と、此のテニオハに相知れ候、素より宗義は左様に之有るべく候えども、社方への返答に書き出し候故、社方より申し候には、吉田家は神祇の長上、唯受一人進退たるべしと綸旨・御教書にも之有るの義、寺院の右の申し分にては社流相立ち難しと申し出候、是れ又社方の酬答に右の通り申し出候故、御役介出来致し候段不埒の申し方に候、向後相慎む様にとの御事、但し寺院より神札を出し候義、無用たるべしとの御事、此の段も社方の札守、氏子へ遣わし候を相支え置き、寺院方の勸請の神札等を指し出し候に付き、御役介出来致し候えば、仮令宗義たりとも、是等の義を用捨有るべき事、社方の神札を障られ候故、諍論に及び候に付き、三十番神の札等の義も差別無く無用たるべしと仰せ出られ候、元来右番神等の義を御貪着之無き事に候、何分手の出候方を押えず候ては、出入り相止まざるに付きての御事に候

一、檀家へ対し、神社修理・造宮寄附物等の事、差し留めらるべからず候、ならびに寄進の名目の義、異論に及ぶまじく候、弥よ古来より有り来るの通りに心得相妨ぐべからざるの事

右の御趣意、古来より有り来るの通りに心得候様にとの御事に候、左候えば此の御ヶ条の義、分明に相聞こ

え候、相互に新義を申し出まじくの段は勿論の義、若し社方より新義申し出候とも、素より御取り上げ之無く、其の品に依り仰せ付けられ之有るべく候

右の通り猶以て相考え候所、或いは社は魔縁の栖と成し、国既に破るの語、又は法華勸請の社にあらずば参拝を許さずとの義等、是れ皆宗式に候はば、法中にての立派は如何とも有るべき、兼ねて御貪着之無き御事にて候えども、社方への酬答として書き出され候故、自然と毀他自讃に相成り候、然るに此の義何れより出候ぞと申せば、社方の書付に社流を耶蘇宗門に類し候と申す儀に付き、寺院方よりは、左にては之無く候、此の方の宗式と止むを得ざる事に候所、必ず社方へ掛り候事にては之無く候と、此の所を積されたく、祖録の由にて、左の通りの語を書き載せられ候義と相見え、此の段法中にて見申す時は、寺院方の私にては之無く、法義に任せられ候事現前に候、四書六経の如く広く行われざる義故、法中を出、外へさし付け候は、自ら他を毀つに相成り候、右の通り寺院方には毛頭私心より出候取りはからいにてはこれ無きの段、重々申し開きたしとの義にて、仏法の語を書き出され候事と相見え候、是れを裏より見る時は、悉く他を毀つに当り候、其の証拠は神祇を耶蘇宗門の会釈に、神社を魔縁の栖と成し候と申す語、ならびに法華勸請の社に非ずば参拝を許さず等の語を引かれ候故、弥よ寺院より神道を破られ候と存じ、強訴に及び申し候、是れ則ち四書六経の通りに行われず、向こうに立ち候者出来の故、毀他に相成り候、左候えば、今般の義拾ヶ寺の取り計らい・申し分等時宜に遠慮せずとの義、不埒との御事にて候、夫れ故懸り合う十ヶ寺の外へは御沙汰之無く候、都て天下の御政道に毫末も相違之無きの所にて、国家相治まり候、左候はば、彼を是とし此を非とする御捌き之有るべき様、兼ねて之無き事に候

一、耶蘇宗門の御改初まり候以来、諸宗門御改め嚴重に仰せ出され候、何某は何宗旨と申す分も出来したし候と存ぜられ候、御当国の義、諸郡ども氏宮と唱え、一郷に一社之有り候儀勿論に候、尤も当国は多分に真言宗・日蓮宗に候故、一村残らず日蓮宗或いは真言宗にて、他宗の家一軒も之無き所多く之有り候、此の村

里に往古より氏宮一社づつ之有り、なかんづく御野郡も内にも延喜式内の社も之有り候、尤も社領も之無く、其の里民の初穂と寄進物にて、神職宮社を修理し、妻子を養育致し候、此の義は前々よりの成り来るにて相濟み候、かようなる里民を檀那に持ち候寺院も、我が宗式を損なわず、数年来り立ち来り候、此の所を用捨勘弁による所に相見え、仮令檀家の我執を以て、何角と旦那寺へ申し懸り候とも、銘々の徳を以て教化之有り候はば、宗式も立ち御役介も出来申すまじく候、是等の趣申すに及ばず候えども、序で乍ら御内分に申し演じ候、何分諍論は西大寺の町の儀に付き、拾ヶ寺ばかりに候趣に依り、事起こり、御役介出来致し候故、双方静謐のため仰せ出られ候、之に依り十ヶ寺の外の寺院へは、右の仰せ出さるるは之無く候、此の所を以て御考え之有り候はば、弥よ宗式へ御抱り之無しと申す筋、明白に相聞こえ候義に存ぜられ候、以上

子の八月

内海又兵衛

広内権右衛門

この細注書では「日蓮寺院え仰せ渡さるるの覚」として判物の各条に対して趣意が述べられ、本来の文面は十分に意を尽くしていないのを補正する、という形で事実上の修正を加えている。但し、最初に「祖録を証文として、神社を魔縁の栖と成し、ならびに悪鬼便を得て、国既に破る等の語を抛とする事」を禁止するという一文があり、この一点だけは吉田家との関係もあつて譲れないという藩の意向が示されている。社参や神社への寄進については曖昧な表現ではあるが、おそらく、新儀を止めるという文言から、実質的には西大寺町の一件以前の状態に戻すということになったのであろう。

内容としては、論理におかしな点も当然出てくる上に日蓮宗の宗式にかかわる部分もある。しかしながら、おおよそ日蓮宗の主張は通ったともいえなくもない内容である。そして、ここで注目すべきは、昨年以来の問題は訴訟の当事者である十ヶ寺のみのものであり、日蓮宗全体にはまったく関わりのないことである、という論理で済ませようと

していることである。領内十ヶ寺の言動のみに対する判物を取ったのであって、それは宗門全体には関わり合いのない事だ、としている。本山方と協議した上で、このような解決方法をとったのではなからうか。後の本能寺文書の記述を見ても、これを以て本山方では事態は解決したという認識をもったようである。

文言のなかには、日蓮御遺文が世間一般には広く受け取られていない、儒教の經典の方が一般的なのだ、ということとを述べる部分まであり容認しがたいと思える。しかし、ともかくも西大寺一件以前の状態に戻すということに収めようとしたのであろう。

これほどの騒動となった事件ではあるが、公的な幕引きはあまりにも曖昧でとってつけたようなものであった。藩家と神祇家、そして日蓮宗という三者が相互に交渉をしてゆくという難しい問題であったが、ともかくもこれで落着くということになったわけである。

宗式は結果として認められたということになったわけであるが、一旦は日蓮宗の教義や信仰の形態を不当なものとして否定する判物に城下十ヶ寺が捺印する事態となってしまうという大事件であった。不受不施の宝曆事件の直後に宗門の動揺を好機と見た神道からの攻撃に、ひっかかってしまったという見方もできるのではなからうか。

この一件を訴訟の経過という視点から見ると、日蓮宗の立場から考えてみるならば、本山と領内末寺という形で対応していたことが、結果として不十分な対応になってしまったという面があるのではなからうか。吉田家は日本全体を一元的に支配する体制をとっていた。また、当主から藩主に直状を出して交渉する資格もあってそれを活用していたわけである。日蓮宗は末寺を有する京都五本山の連携によって対処していた。江戸など東国の門流とは幕府への訴訟となつた場合には連携するという決議をしていたが、事前にはつきりした協調はなかったようである。京都十六本山会合にも、十ヶ寺追却の相談はあったが訴訟の最中にはどの程度の周知と協力があつたのかは不明である。

五本山はそれぞれの末寺との書状のやりとりを行い、末寺からの書状は五本山の間で回覧して協議していた。末寺は現地で会合を開いて寺社奉行などと連絡して対応していたが、やはりうまくいかない部分があつたのではなからう

か。実際に五月九日に十ヶ寺が判物に捺印した際にも、彼らの思考は藩内の宗門寺院の今後の事に非常に重点が置かれていた。日本全体、あるいは宗門全体という意識が中心ではなく、国主に反抗した領内寺院の今後の難儀のことを、例えば七七号文書を見れば、繰り返し思っているのである。幕府に訴えて勝訴しても領内では困ると繰り返し記している。末寺の評議では国恩という言葉もしばしば出てきて、藩との関係を捉えるときに視点が本山とも異なる様子である。日蓮宗が各門流に分立していたことも、時には不利な条件となる場合もあったように感じられるのである。

なお、事件はこの後は十ヶ寺の処分に関する五本山と在方末寺たちのやりとりが残っているのであるが、その内容は次節に述べることとする。

(四) 事件のまとめ

ここで、とりあえずの小結としたい。以上のように、結局、神社修復の寄附割当から始まった論争は、京都諸本山の結束による支援もあったものの、京都の神道長上吉田家の介入もあって、藩の圧迫により岡山城下の末寺十ヶ寺が判物を取られるという形で日蓮宗側の完敗となった。

後の細注書によって糊塗することはできたものの、一旦は神祇不拝の宗式が社方によって正面から問題とされ、遂には教義的な問題まで踏み込んだの裁許が成されて宗門の依拠する理論が一部なりとも否定されてしまうという、近世宗門史上でも稀な事件であるといえよう。この事件を不受不施という特別な事情のあった岡山藩という地域的な特質と関連しているとも見ることができよう。また社方の準備された計画的な攻撃と結果的に強い姿勢を示した藩当局との交渉も興味深い。

藩は池田光政の政策は別として、本来宗義には立ち入らないという姿勢を堅持していた。しかし。この時はまさに宗義そのものを理由とする宗教間の争いが起こり藩はその解決を迫られた。藩は二つの宗教勢力にはさまれて苦しん

だ形となった。双方ともに藩の外部に上部権威を持ち、領内の人々がその指示のもと動いていた。幕府の法令では宗教関係者は寺社奉行の管轄であり、藩は藩法に背いた任職を罰することはできたが、それ以上の強制は無理であった。

しかも両者はともに幕府への出訴をほめかしながら、藩に働きかけていた。これは事態を大きくしたくない藩にとって。大変頭の痛い問題であった。しかも、宗義に関わることなので、双方ともに妥協することは困難であった。この時、ついに藩は宗義の内容にまで踏み込んで対応せざるをえなくなってしまった。

それが日蓮宗の僧俗を激怒させ、藩内の混乱を引き起こすことはわかかっていても、他に道はなかったであろう。この事件は宗教関係の者は寺社奉行の管轄という近世幕藩体制下での法的な難点の露呈した事例といえるであろう。

しかし、この論争の意義を問うならば、神祇との関係という日蓮教団がずっと持ち続けていた問題が水面上にはつきりと顕れた場合の実例である、と考えるほうがより重要であろうかと思惟するのである。宗式を堅持するならば、この問題は決して避けては通れないはずの問題であるからである。氏子という日本全体を区分した形の信徒形態を本来のあり方とする神道と、自宗以外の神祇を正当な存在として認めず自宗で独自の神祇信仰を貫く日蓮宗とでは、決して重ならず相容れない部分が出てしまうのは当然である。その軋轢が最も鮮明な形で現れるのは、まさしく末端の寺院や神社の日常的な活動においてである。

今回の事件も、岡山藩内という日蓮宗の強い地域における社方の日常的な不満が、不受不施宝曆事件の直後という機会に噴出したものであるという見方もできよう。日蓮宗の宗式は、宗教的、あるいは非宗教的な他の集団との衝突の危機を常にはらんだものであるのは確かであろうと思われる。

今後の課題は多くあるが、日蓮宗の神祇信仰や不受不施思想との関わりの問題は勿論であるが、岡山藩内の地域に絞っての考察も進めてゆきたい。当時の事情をこの一連の史料から見れば、藩内日蓮宗寺院は檀家に対し、神道名目の寄附は出さずに、町・村役という名目にしてもらって寄附をするようずっと指導し、それが実効性をもっていただけである。もしも神社の名目であったならば離檀という強硬措置もとりえたわけである。また、寺の勧請した神以外

の神祇不拝という原則も指導していたようで、それはかなり守られていたのであろうと推測できる。

しかし、この宝暦年間の社家からの訴えにより、藩内に限るとはいえ、そのような宗義が一旦は否定されてしまったのである。この事件の影響が後世まで続いていたのか、そういったことも今後確認していかなければならない。また、論争に現れ出た当時の日蓮宗の神道観についても、前後の時代とも比較して検討してゆく必要があると思われる。

(五) 十ヶ寺の追却に関する本山の協議

上述のように、岡山藩の出した細注書を以て宝暦五・六年の訴訟の一件は済んだというのが、京都諸本山の見解であった。ところで、後に残ったのが、十ヶ寺の前住職たちの処遇に関する問題である。藩の圧力に屈して宗規を破壊するような判物に捺印してしまった岡山浄化十ヶ寺の住職たちに対する処分の問題が後に残ったわけである。

九五号には藩からの細注書による問題の解決が確実に済んでから追却をすべきである、と意見があったことが述べられている。以下に引用した文書のように、五本山が追放の処分をなかなか決定しなかったのは、十ヶ寺の住職達を何とか赦免してやりたいという思いと、藩内の様子が落ち着くのを待つという二つの理由があったようである。藩内の他の末寺たちからは、追放の処置決定を急ぐようにという書状も何度も来ていたが、本山は慎重な態度を取り、結局最終的に追却という処分を下したのは宝暦六年十二月になってからであった。

また、この追却の問題については五本山の協議の結果を十六本山会合に届け出ていた。住職の任免にも十六本山の会合の確認が必要であるというかどうかという問題もあるが、このときは実際に届けがなされていたことが確認される。

まず、本山間の書状の連絡について、本能寺文書の各書状を年月日順に引用しながら、本山間のやりとりを見てゆ

きたい。

今回の事件に対処していた京都五本山の間で書状のやりとりをしていたわけであるが、その発信と受取の関係を表にしてみた。八〇号から一一〇号までの書状で五本山の間での連絡の書状のみとした。

本能寺の文書であるので本能寺が宛て所となっているものが多いが、一部は他の本山へ回すように指定されているものもある。また、他のどこから廻ってきたのかを明示しているものもある。

同日付けで複数の書状が回っている様子もうかがえる。狭い京都の町に本山がそろっていあるので、極めて手早く情報の伝達と共有が出来たのであろう。本山の間を使者が素早く廻っていた様子が目に浮かぶようである。

「巡路」という表現も出てくるので、書状を回す順番もあつたようである。しかし、藩内の末寺から本山へ来た書状を他の四本山へ回す場合もあるので、必ずしも一定の巡路でまわっているわけでもないようである。

表をもとに回数を確かめると、本能寺が回した相手は本圀寺五、妙顕寺二、妙満寺五 であり、妙顕寺と妙覚寺はない。また、本能寺が受け取った相手は 妙覚寺二、本圀寺九、妙顕寺五、妙満寺八 である。つまり、本能寺が書状を回す場合、本圀寺と妙満寺との間の授受が特に多い。おそらく順路としては、本圀寺と妙満寺の間に本能寺が入るような順番になっていたのであろう。順路は回状を戻すなど逆向きにも使われていたため、このような頻度にとなったのではなからうか。

この五本山間のやりとりの大半は十ヶ寺の追却に関する確認や打ち合わせである。発信者と宛て所の名義はほとんど「〇〇寺役者」や「〇〇寺役僧」である。この役者同士の連絡という形で本山間のやりとりがなされていた様子が確認できるのではないかと考えられる。

八〇号 妙覚寺↓妙満寺↓本能寺

八一号 妙福寺↓本山

- 八二号 妙覚寺↓妙顕寺↓本能寺↓本圀寺
- 八三号 本能寺↓妙顕寺
- 八四号 妙覚寺↓本圀寺↓本能寺↓妙顕寺
- 八八号 妙顕寺↓妙覚寺↓本能寺
- 九〇号 妙覚寺↓妙満寺↓本能寺
- 九一号 妙覚寺↓本圀寺↓本能寺
- 九二号 妙顕寺↓本能寺
- 九五号 妙顕寺↓本能寺
- 九六号 妙覚寺↓妙満寺↓本能寺↓本圀寺
- 九七号 妙覚寺↓本圀寺↓本能寺↓妙顕寺
- 九八号 妙覚寺↓本圀寺↓本能寺↓妙満寺
- 九九号 本圀寺↓妙満寺↓本能寺
- 一〇〇号 妙顕寺↓妙満寺↓本能寺
- 一〇三号 妙満寺↓本圀寺↓本能寺
- 一〇五号 他四山 妙顕寺↓妙満寺↓本能寺↓本圀寺
- 一〇六号 本能寺↓妙満寺
- 一〇七号 妙顕寺↓妙満寺↓本能寺↓本圀寺
- 一〇八号 巡路 本能寺↓本圀寺 本圀寺↓本能寺↓妙満寺
- 一一〇号 ①妙顕寺↓妙満寺↓本能寺↓本圀寺 ②妙顕寺↓本能寺↓妙満寺 ③妙顕寺↓妙満寺↓本能寺↓本圀寺
- ④妙顕寺↓本圀寺↓本能寺 ⑤本圀寺↓本能寺・妙満寺・妙覚寺 本能寺↓本圀寺 ⑥本圀寺↓本能寺↓妙満寺 ⑦

妙覚寺↓妙満寺・妙顕寺・本圀寺・本能寺 ⑧妙覚寺↓本能寺↓本圀寺

- 1 『寺社旧記』「宝暦五年 社方と日蓮宗出入」TPA—011 251～280 この「寺社旧記」は妻鹿淳子氏が『岡山県史』近世三卷 岡山県 一九八九年 で取り上げ、この事件の概略を述べている。本節では妻鹿氏の要約を参考としつつ、妻鹿氏の触れていない本能寺の文書を中心としてゆく。
- 2 藤井学・波多野郁夫編『本能寺史料 西国末寺編』 思文閣出版 一九九三年
- 3 日蓮教学研究所編『日蓮教団全史 上巻』平楽寺書店 一九六四年
- 4 一例として、岡山藩内の不受不施と関連して 藤井学「江戸幕府の宗教統制」藤野保編『論集幕藩体制史 第一期 支配体制と外交・貿易 第9巻 金施社会と宗教』雄山閣 一九九五年 がある。
- 5 藤井学「法華専修の成立について」『仏教史学』八巻三号 一九六〇年
- 6 寛延元年（一七四八）八月から宝暦八年（一七五八）十月まで寺社奉行を勤めた。宝暦元年には五十石の加増を受けている。
- 7 田中誠二「岡山城下町の地子と町役」『山口大学文芸会志』三〇号 一九七九年 によって以下に近世前期の城下の地子・町役の推移について示す。町役は地子とならぶ基本的な負担。十七世紀後半の町役は京橋・中橋・小橋の掛け替えや洗浄、出水や火事の時の人足、送り状入目、飛脚宿入目、堀掃除、祭礼、法事人足などであった。元禄頃に町方の負担は基本的に町役から地子に転換した。

8 宮崎英修『不受不施の源流と展開』平楽寺書店 一九六九年

9 この事件の背景を見ると、勸化銀事件の起こる少し前の宝暦三年から事件当時の同六年には、禁制の不受不施が公然化しそうなくらい活発となり、奉行の広内から日蓮宗寺院に対し不受不施の詮索を厳しくするようにとの指令が繰り返されていたという事情もある（「寺社旧記」・「不受不施宗門吟味一件」など）。このような事情から、藩には日蓮宗の様子に神経を尖らせるような背景があり、それが神道の訴えを利用して、日蓮宗に痛撃を加え、拘束を強めるかのような趣のある裁許にもつながっていったのであらうと思われる。

10 本論第五章第一節で取り上げる。

11 幕府も宗義に関することは裁許の埒外であるという原則を持っていた。幕府法を遵守する藩も同様であつたらう。

「百箇条御定書」寛保六年（一七四六）

一、一宗法義に拘り候公事訴訟の儀は取り上げ申すまじく候。本寺・触頭にて咎申し付け候ても、難渋に及び候か、または他宗、俗人入交り候出入は、取り上げ吟味いたすべき事

（梅田義彦『改定増補 日本宗教制度史 近世篇』東宣出版 一九七二年 一一二頁）

12 梅田義彦『改定増補 日本宗教制度史 近世篇』東宣出版 一九七二年 三七三頁

伊東多三郎「近世における政治権力と宗教的権威」藤野保編『論集幕藩体制史 第一期 支配体制と外交・貿易 第9巻 金施社会と宗教』雄山閣 一九九五年 伊東氏は諸藩の宗教政策について、大体において幕府法に拠ったものが多く「それは仏教諸宗が全国にわたるためであり、一般に宗教問題は一領だけでは解決できない」ものが多いためであり、諸国画一的な対応が必要であつたためとする。また藩法の中の宗教法規は独自のものが少なく、中でも譜代・親藩では幕府の寛文寺院法度を法制中に掲げるものもよくあるとしている。

平松義郎『近世刑事訴訟法の研究』創文社 一九六七年 では他領に関わらない限りにおいてはその大名家が捜査刑罰すなわち吟味と仕置の権限を有する。管轄権が相互に絡む場合 他領他支配引合の事件は幕府へ移管する。大名は自分仕置をできないことを示す。もしも社方か日蓮宗寺院のいずれかが幕府へ訴えようと決めた場合、藩はそれを指し留めたりできなかった。

13 宮崎氏前注 8

14 高辻利彦『近世日本の国家と宗教』東京大学出版会 一九八九年 などによる。

15 例として寛文三年（一六六三）十一月四日 「自讃毀他制止の覚」（梅田義彦『改定増補 日本宗教制度史 近世篇』東宣出版
一九七二年 八四頁）など。

第三節 勸化銀一件後の藩内寺院の退去について

池田家文庫に「社方と日蓮宗出入り後亦々在寺院面々退院一件」と題する広内の覚え書きがある。先の記録と重なる部分もあるが、先の記録が吉田家も関わる争論の記録であるのに対し、これはその後の藩内日蓮宗寺院と藩との間の出来事を記録したものである。

宝暦五年に藩内社方の訴えによりはじまった岡山城下日蓮宗寺院と神職方との争論は結局藩から十ヶ寺に強要された和議書と寺社奉行らの名義の細註書によつて、内済の形となり一旦はおさまったかに見えた。しかし、藩内日蓮宗寺院の騒動はまったく収まることはなかった。藩の裁許が自宗の宗式へ障る内容になつてしまったため、藩内ことに城下以外の寺院が反発したのであった。寺院方では藩により宗旨の内容にまで規制されることに対して強い忌避感があつた。そのため、寺院方では住職が抗議のために出奔する事もおこり、騒動は宝暦九年になるまで収まらなかった。この様子について本節では広内の作成した覚え書きをもとに時系列的に論述してゆくこととする。

問題は城下寺院が藩に提出した書付の文言であつた。藩と京都本山方では妥協による内済をしたが、その内済の内容に納得できなかった郡内の日蓮宗寺院たちが抗議のために退寺していった様子がここでは記されている。

在中寺院で退寺したのは津高郡中山村の道林寺、同郡建部村の妙浄寺、同郡孝徳寺、御野郡竹田村妙龍寺、同郡河原村大林寺、赤坂郡大麻村圓立寺、和気郡藤野村の実成寺の七ヶ寺である。七ヶ寺をはじめとする藩内寺院たちは藩と京都本山連合の妥協的な内済に服さず、抵抗する方策をとつていったのであり、その具体的な方策が抗議としての

無届けでの退寺というものであった。近世幕藩体制においては、藩内寺院の住職の入退寺にも藩への届けと同意が必要であり、宗内の決定だけでは済まない問題であった。藩内寺院から無届けで退去することは公民権の喪失にもつながる違反行為であり、それをあえてすることによって身を捨てての抗議を示そうとしたのである。その思想的な背景としては不受不施思想にもつながる「宗式」「宗規」を護る思想があった。

五月九日に藩から「御定目」を岡山城下の十ヶ寺に申し渡し、十ヶ寺が請け判をしたことを聞いた「在中寺院」は納得せず、本山へも訴えをしていた。その結果、当初京都の五本山連合は十ヶ寺の責任を追及するつもりはなかったものの、在中寺院たちの要求に押される形で、追放の処分を決定することとなった。十ヶ寺のうち七ヶ寺は各本山より追放を命ぜられ、残りの三ヶ寺も結局追放されることとなった。

覚え書きの最初の部分に記されている大要を示すと、まず、七ヶ寺の退院があった。十ヶ寺の請け判について、「在中寺院」から本山への訴えがある。そのため十ヶ寺のうち七ヶ寺は本山より追放される。残る三ヶ寺も追放されそうな様子であったこともあって、九月十四日付で藩から本山方への細注書を出す。三ヶ寺へ渡し、諸本山へも遣わす。本山も納得する。七ヶ寺も追放免除になりそうになり、一件は内済になったかと思われ藩も安心する。

九月下旬に本山方から在中寺院へ披露状が来る。しかし在中寺院は納得せず、「他所僧をも語らい」本山へ訴訟をおこす。他所とは備後のことであろう。

ついに本山も最初の評決を違変し、騒動となる。披露状の返書は十月十五日に在中寺院より本山へ来る。藩の寺社奉行所では妙覚寺役者より妙勝寺日晋へ来た写しを入手していた。その紙面に難解のところがあり、檀家たちが「歎き申すの由」で騒ぎ、また不可解な所もあるようなので、問いただすため在中寺院を町会所へ呼び出した。十一月九日には寺社方から家老中へ今後の対応について伺い書を出した。

十一月二十二日には蓮昌寺中の実妙院と不染院へ先達て本山より内済の儀を連絡してきた披露状の返書の控えを指

し出すように命じた。するとその返答では、「披露状は不染院にて開封した。菅野村幸福寺と浜野村妙徳寺と同村松寿寺の立ち会いのものであった。返書は津高郡中山村道林寺にて調べた」とのことだった。この本山の披露状への返書については竹田村妙龍寺・河原村大林寺の兩人より追って聴取し確認した。このような経過であったので、蓮昌寺中の二人は詳しい内容を知らず、控えも所持していないと藩寺社方へ返答した。

藩の寺社方は道林寺・妙龍寺・大林寺へ尋ねようとして、二十七日に町会所へ出頭するように命じた。

以下は二十七日に舍人へ広内から出した上申の書付の内容である。城下日蓮宗十ヶ寺追院については本山より免許の披露状が在中寺院へ到来した。十月十六日には返書を出したようである。返書の内容については不審の点があったので、蓮昌寺の代判をしている寺中の不染院へ尋ねたところ、返書は中山村道林寺にて調べたのことを、竹田村妙龍寺河原村大林寺の兩人から聞いたが委細は存じないとの返答であった。三名へ二十七日に町会所へ罷り出るように命じたが、三名ともに来なかった。その上無断で退院してしまった。妙龍寺と道林寺の書き置きは寺社方へ届けられた。

大林寺の退去については村方の名主から不染院へ口上で伝達された。書き置きはなかったとある。

妙龍寺の書き置きには「此の度宗義の一件、宗式相い立たず候故、退院致し候」とあった。宗式の立たない道理があるというならば幾度も上申すべきであるのに、そうはせずに退去してしまった、と広内は記している。激しい行動に出たことに不満があったようである。

肝心の本山への返書の内容については書き置きには何もなく、不明であった。寺社方では両寺については「別して他所の僧共、取り組み」つまり藩外の僧も関与していた様子であると報告している。三ヶ寺の僧は除帳として、後任を決めさせるべきであろう、ともしている。

なお、書き置きの内容は以下のようであった。「此の度法義一件に付き、宗式相い立ち難しと存じ候故、出寺仕り候、以上 妙龍寺 日芳 判」蓮昌寺宛で十一月二十六日の日付である。また、道林寺も同様であった。「私儀、今

朝退院仕り候、万端宜しき様頼み入り候、以上」二十七日着けで不染院宛であった。この二通は不染院が寺社方へ持参した。やはり宗義に関わる内容の対処を藩がしたことを認めがたいので退寺していたのである。

広内の見解としては、右の本山への返書については在中寺院一統の名で調べ出したようで、不染院はよく知らないらしいとしている。そして一統の者がさらに大勢退去するようになるかと心配している。そこで妙勝寺の現住へ内々に心得違いの者を出さないようにと伝えたところ、理解したとの返事であった。

さらに広内は、退去した三ヶ寺は定めて本山へ赴くであろうが、どのように本山へ話をするかは計りがたい。そこで諸本山へ連絡しておくようにと妙勝寺の隠居日晋へ伝えた。

ここまですが十一月二十七日の広内から舎人への上申の内容である。寺院住職たちの行動を把握できていない様子がよくわかる。これまでは、藩内の寺院たちは当然寺社奉行所へはこのような態度や行動を示すことはなかったであろう。藩では情報を思う様に入手できず、対応が後手に回っている様子がうかがえる。

藩寺社方の恐れていたのは在中寺院の中から大勢が退去してしまう事態であった。しかし、それは次第に現実化してゆくのであった。

同月二十八日には御野郡河原村大林寺が旦那たちへの書き置きを残して退院してしまっていた。「法義相い立ち申さざるに依り出寺仕り候、以上」二十六日付けで「惣且中」宛である。旦那が二十八日に不染院へ持参し、やはり不染院が寺社方へ持参した。「旦那への書き置きばかりにて寺社方へは書き置き之無し」とあり、寺社方つまり藩へ直に抗議したり意見を訴えたりするのではなく退去していく様子を気に懸けている様子である。

退去する寺院の跡へ代判が代理として決まっていくな様子もある。二十七日には妙龍寺の代判に蓮昌寺の寺中林照院が藩に願いを出して認可されている。無届けでの退寺の場合、本人の除帳と寺内人数の確認、残った者の差し控え、代判の認可が行われていた。

妙龍寺の除帳願は二十八日に出され認められた。妙龍寺に残る隠居心応院と所化亮門の二人は差し控えていることが

林照院から伝達された。

二十七日には大林寺の代判も蓮昌寺の寺中林照院が勤めたいと願いがあり、これも即日認可された。大林寺の除帳も二十八日に済んだ。大林寺に残っていた弟子も差し控えていることが林照院から二十八日に伝達された。

このように返書の調進に中心となっていた三ヶ寺は退去をってしまったが、退去する寺院住職はまだこれだけではなかった。

二十八日に不染院から赤坂郡大麻村の円立寺が二十七日に退去していたことが届けられた。二十八日、隣家の者が朝になつても戸が開かないのを不審に思い寺へいったところ住僧と弟子の姿が見えず、探したところ書き置きがあったという。これを村の名主と五人組頭が不染院に注進し、不染院が寺社方へ持参したのであった。書き置きには「御法義に立ちのき申し候、且中の御世話を頼み申し候、以上」とあった。やはりこの一件への抗議として立ち退きをしたのであった。寺社方では円立寺の行方がわかつたならば呼び戻すようにと不染院に申し聞かせ保留にしていた。十二月三日になつて不染院はとも行方はわからないと届けてきたので舎人へ報告した。

二十八日に小仕置から寺社方へ今年の夏に退院に関連して差し控えをしている者の差し控え日数について下問があった。寺社方では次のように返答した。本行院の隠居は六月一日より十五日まで、その外の六ヶ寺は六月二十四日一統に免されたので日数の多少は関係ない。このように返答したところ、舎人は今回の退院の件で差し控えしている隠居や弟子も十五日を目処として赦すようにと下命した。

二十九日になつて道林寺の代判が蓮昌寺の寺中林妙真院に決まった。道林寺日達は除帳になった。道林寺に残った隠居窺明は差し控えていると妙真院から報告があった。

二十九日に大麻村円立寺を呼び戻すように命令が出た。しかしそれは実現しなかった。

十一月三十日には、津高郡建部上村妙浄寺退院の書き置きが寺社方へ不染院から持参された。寺社方ではまず預かり置くので呼び戻す算段をするようにと命じた。且中宛ての書き置きには「去年以来寺社出入りの義に付き、銘々宗

式立たざるに依り退去仕り候」とあり、やはり去年以来の寺社訴訟の原因であることがはっきりと記されている。さらに、同日には和氣郡藤野村の実成寺も退院したことが不染院から伝達された。寺社方ではやはり預かるので呼び戻す算段をするように命じた。「惣旦那中」宛ての書き置きには「此の度、宗旨の義に付き出寺申し候」とあり、村の名主と五人組頭から不染院へ届けられ不染院から寺社方へ届けられたものである。名主と五人組頭から不染院へ宛てた注進には退寺の様子が記されている。二十八日の未明に遠くの檀家へ参ると言って住職が出ていった。そこへ不染院からの蓮昌寺へ参るようという書状が来たので寺内における下男の吉蔵が名主方へ届けた。村内の檀家にもおらず、寺内を捜索したところ物置の中に書き置きもあつたので不染院へ持参した、とのことである。

この二件も行方はまったくわからず十二月五日に広内から報告を行った。

十一月三十日には津高郡中田村の龍淵寺と赤坂郡吉田村の蓮光寺、同郡右田村の妙圓寺の三ヶ寺連署で広内宛の口上書が出された。

恐れ乍ら口上

当二十七日御用御聞き候に付き、河原村大林寺、竹田村妙龍寺、中山村道林寺、右三ヶ寺、御会所へ罷りて候様に仰せ付けられ候処、如何様に相い心得候哉、二十六日夜に出寺仕り候、御上に対し不届きの儀に存じ奉り候、其の上諸寺院追々退去仕り候様に風聞仕り候、此の段も御上に対し気の毒に存じ奉り候、之に依り恐れ入り奉り候えども、苦しからざる義に御聞き候はば、右の御用の趣、拙僧共承知奉り度く存じ奉り候、以上

宝曆六年 十一月三十日

この三ヶ寺は二十七日の御用の節に町会所へ呼び出されたことに反発して退寺した諸寺のことを藩寺社方へ詫びている。寺社方からの報告では、右の三ヶ寺も本山方への返書の詳しい内容は知らないようである、と結論づけている。

但し、惣寺院で起筆したもので、知らないという弁明は怪しいともしている。内容を藩に知られたくない、という寺院たちの意志があったのであろう。藩は寺院たちの中に協力者を得られなかったらしく返書の内容が、どうしてもわからなかった様子がよくわかる。妙覚寺役者龍泉院から妙勝寺隠居日晋へ写しが来て藩へ提出されたのかともある。

十一月三日、妙龍寺と大林寺に残っていた者の差し控えについて寺社方から郡奉行の寺崎茂左衛門へ連絡をして返書を受け取っている。

同日には津高郡所田村孝徳寺の僧が退院した次第の注進が同郡の成就寺代判大林坊から不染院経由で提出される。美作津山に住持の父がいるので見舞いに行くといつて寺を出たまま戻らない、とのことであった。後から尋ねて行ったところ、津山へは行かなかったことがわかり、結局行方がわからなかった。これも見舞いを口実として寺を退去したのであろう。

三日、大麻村円立寺の行方がわからないという書付が村方からでる。代判も決定し認可される。除帳もなされる。五日、藤野村成寺の代判の申請があり認可される。除帳もなされた。

十一月八日、家老伊木豊後守より寺社方へ今回の騒動に趣意について報告を出すよう命令があった。

以下が寺社方からの豊後守への報告の内容である。十月に城下の日蓮宗十ヶ寺が先達て行った請け判について本山から退院を命ぜられた。しかし、藩から出した細注書の趣意により宗式に違背するわけではないこととなったので、退院は免許されそうになった。しかし、在中寺院たちが不処分に難渋して本山へ十月十六日に抗議の返書を出してしまった。

「右紙面の内、心得難く候義も之有り」と広内は表現している。内済ですんだのであるから、良いと考えていたのであろう。僧俗の宗義に障ることへの鋭い感覚は共有していなかったのであろうか。「惣じて在寺院共今以て強情に本山に難渋に申し相い静まらず」ともある。そこで、藩としては先の返書の内容について一層在寺院たちを問いただ

し、宗式に拘わる内容の請け判であったという誤解を解くようにすべきであり、本山方へもそのように返書するの
しかるべきであろう、と結論した。

先月二十二日には不染院に、返書の草案を指し出すようにと命じたが中山村の道林寺にて調えられたので知らない
との返答であった。そこで同郡の二寺へも尋ねたが同様であった。なおも吟味すべく町会所へ出頭するように命じた
ところ、おどろくことに三ヶ寺は前日に退去してしまつた。藩に対して徹底的に非協力的な態度をとつていた。

寺社方では以上のように事件の経過を要約してまとめ、家老へ提出していたのである。

その後、妙覚寺の末寺の在寺院は右のような経緯から退去の申し合わせをしているように承知したので、妙勝寺に
二十七日道林寺、大林寺、妙龍寺の三ヶ寺が本山へ出した返書の内容について吟味しようと呼び寄せようとしたとこ
ろ、来ずに退寺してしまつた。寺社方では、今回の返書の調製に預かりのない在寺院も申し出たのは一緒どとして退
寺しようとする者も出ると心配した。もしそうなっては不憫であるとして、心得違ひの無いように申し聞かせた。つ
まり、妙勝寺から在寺へ飛脚でその旨を伝えさせたわけである。

ところが、その連絡を受けるまえに 円立寺などの四ヶ寺の退寺という事態となつてしまつたわけである。四ヶ寺
のうち実成寺は行方が知れず、円立寺は旦那たちが追いかけて指し留めたが道林寺と同道して退寺成し難いとい
うのでやむをえず帰寺しないこととなつた。妙浄寺については「不受不施宗門吟味の問題から旦那たちと万端宜しから
ず、寺役困窮のため帰寺しても相續き難し」ので帰らないであろう、とある。

やはり前年の不受不施問題が影響を及ぼしていた。また旦那たちは妙浄寺の退寺を幸いに思い行方を捜そうともし
ないようである、との風聞があつたともある。藩の力を借りて不受不施を弾圧した受派の住職たちのことを、あまり
快く思つていなかったのであろう。

孝徳寺も今後はわからないが、妙覚寺の末寺のうち他の二十ヶ寺は残り落ち着いている様子である、とまとめてい
る。

妙淨寺の件を考えると、不受不施の宝曆法難の余波もあつて寺旦の間がうまくいっていない場合もあつたわけであり、そのような背景があつたことも西大寺町の一件の落着の仕方が宗義に反するものであつたことが重大な問題となつた一因であつたのであろうとも思われる。

以上のように広内は豊後守へ報告していた。つまり、返書の調製に関与した在中寺院とその同心者が退寺して藩に對抗していたがほかの末寺たちはすぐに退寺という行動には出なかつたわけであろう。

三ヶ寺が「宗義相い立たざる筋之有り候はば幾重にも申し立て候上にては退去にも及ぶべき所」それをせず退去したことは本山への返書からも明らかである。本山へも事実と異なる説明をしているのではなからうか。元来右の三ヶ寺は在中寺院の頭であり、他所の僧に対談にも及ばず退去したのである。その退去の様子は妙勝寺日晋からも本山へ伝達されていた。

広内のこの頃の感想が以下のようにある。「五月以来、十ヶ寺が『誤り書き判形』をしたことについてとやかくいう者がいる。この書き判のことは役所から申し付けたのは明白である。たしかなる内意も受けている。この時のことはやむを得ざる事である」と藩の見解を述べている。

また、おそらく、在中寺院たちは退寺を宗門への「勤一分の寸志」と考えていたのであろう、とも述べている。この件は最初から「掛かり合い」つまり訴訟なのだから訴えられた城下の十ヶ寺ばかりが判形を仰せ付けられたのであつて、在中寺院へも一統に仰せ付けられるような沙汰をすべきとの意見は藩内部でも曾てなかつたことである。在中寺院が藩から在中寺院へも一統に判形をさせるといふ藩の内意を受けたと主張していることは、心得難いことである。どうしてそのような内意があると在中寺院が考えたのかを知りたい、ともある。

さらに広内は、今般藩より細注書を出したが、その発端も右の三ヶ寺に十ヶ寺が判形をしたことにある。判形のことを聞いた藩中の在中寺院は「国中在寺自然と蜂起致し」て「既に宗門滅却」と驚き騒ぎになつたために、別して役手より其の蜂起を取り静めるため、細注書を出したのである。細注書の文にも「在寺に相い拘わり之無し」とある。

しかるに、先達てこの細注書が出たことよつて退院を命ぜられた三ヶ寺が免許されたことは在中寺院たちはなぜか存じない様子である。このようにも述べている。寺社奉行としての広内の考えは宗門寺院や僧俗とは当然ではあるがかなり異なっていたのが感じられる。

広内は事態の推移を納得できないようである。その後の経過は要約すると以下のようである。

右の細注書の趣は判形を十ヶ寺に申し付けた時に伝えた。また、書付の内容に沿つて、在中寺院たちも蜂起以前に分へ届けた。在寺にも届けた。しかしその時は委細詳しくは伝えなかつた。その後三ヶ寺が本山への申し開きのため十ヶ寺への細注書を出したわけである。「在寺どもへ対する趣意にては御座無く候、然る処、在寺の切と申し立て候事心得難く御座候」ともある。

右の次第は尋ねていったところ、在中寺院の主張に齟齬が露見した。その趣を本山へ達し置き、追つて在寺より申した義について本山より「請け御心得之有るべく候哉」と在寺の勘違いがわかり、その旨を本山へも伝えたので、埒が明けるであろう、と述べている。広内の見通しはこのようなものであつた。

十一月十日、建部上村妙浄寺の代判が決定する。除帳もなされる。隠居は差し控えになる。同日、津高郡品田村孝徳寺は父のいる美作津山へ赴いたとのことで檀家が探していたが同所にはいなかった。さらに所々を探したが行方はわからず段々延引していた。檀家は「何卒帰寺仕られ度く存じ」ているので代判を勤めている不染院に尋ねたところ、書き置きも之無く他の者とはちがうとの返答であつた。退去の理由もわからないので除帳をすべきか迷つたが、定例通り六十日の間探して其の上で除帳すべきであろう、となつた。道林寺などの一統退去と同様であろうとは思ふが、書き置きもなく在寺の頭取であつた様子もなく不明であるのでやはり六十日の定例に従うべくであろう、との結論に達した。これを広内から舎人に報告した。

その後の経過を順にたどると以下のようであつた。

十一月十三日、津高郡中山村道林寺の隠居の差し控えについて当地の代官から指し紙が来たので差し控えにするよ

うにとの返書を出した。

十四日 道林寺の隠居は押込を許すようにと不染院に伝えた。

妙龍寺の隠居と所化と大林寺の弟子の三人については押し込めを許すよう寺崎茂左衛門に伝えた。十九日、返書の調製の中心人物であった円立寺、実成寺、妙浄寺の三ヶ寺の除帳願いが聞き届けられ舎人へも言上した。

十九日妙浄寺隠居の差し控えの日数が十五日になったのならば許すようにと舎人から通達された。二十五日に不染院に申し渡した。代官へも通達した。

二十日円立寺、実成寺の跡目について以前通りに心得るようにと不染院へ申し渡した。

十二月二十二日、孝徳寺の行方がいまだわからないために除帳願いを大林坊が提出し、伺いの上認可される。

十二月二十四日に広内から出した書状への十四日付けの返書が三人から来る。去六年の六ヶ寺退去について述べ同時期に孝徳寺も退去したので、彼らに同意のためかとも思われたが、書き置きもなく事情がよくわからず、旦那たちも探して除帳の延引となっていたが、今以て行方もわからない。旧臘二十三日に除帳の願い出があり、内々六ヶ寺に同意していたのであろう、ということのでついに除帳となった。

結局七ヶ寺の退去となったわけであるが、他の在寺院は今のところ退去の様子は見られない。城下の寺院が退院を命ぜられたのは請け判のことが理由と承っている。もしも本山へ事実と異なることを申し出るのではないかと心許なく案じている。寺社奉行も難関にいるであろうが、此の度在寺院の様子を見ると、本寺との入り組みについては特にわからない様子であり、先の御沙汰にも及ぶまじき趣である。

以上のように寺社方は把握していた。各地の在寺院の様子を各地の代官たちがひそかに観察して、その動向を報告していた様子がわかる。

ここから、まとめのような形をとって経過が略述されている。「宝暦六年より八年に至る カ一 日蓮宗社方出入り後、妙満寺より末寺本行寺退院一件に付き、本成寺、久成寺退院一件」である。

六年十月二十一日、妙満寺より本行寺に隠居を申し付けると、旦那へ告げてきた。旦那たちは返書を出した。本行寺の永住あるいは後住が定まるまでの間、住職に留任させてほしい、と妙満寺へ願う内容で二十四日付で出した。

十二月五日 久成寺・本成寺より明六日に本行寺の旦那は残らず集まるようにとの回状が出された、と妙勝寺隠居より寺社方への知らせがあった。

同日、そのことを内海亦兵衛、金谷市郎兵衛へも知らせた。

翌六日、寺社方では本成寺・久成寺へ対し、旦那を集めることを指し留めるよう連絡した。すると、両寺は、本山から本行寺へ申し渡すことがあり、本山から旦那たちへの書状も来ているので、呼び寄せて開封をしたいと考え触れを出したのだ、と返答した。寺社方では少人数でも参り次第に申し聞かすように、と命じた。大人数で集会をして、それが大きな騒動に発展することを寺社方では恐れたのであろう。

十二月七日 本行寺追却の書付が本山から旦那へ来る。本成寺・久成寺に対する藩からの処分について広内と豊後守らで相談をする。広内は謹慎を妥当と返事をする。

十二月七日、十一月二十九日に妙満寺より本行寺の追却の書状が届いていたことを奉行所で把握する。本行寺・宝仙寺の追却も十一月二十九日に宝仙寺旦那宛に届き、隠居していた二人も追却となった。江戸の留守居へも書状で伝達する。江戸藩邸とも連絡を取って対処していたのであろう。

十二月十二日、藩への追却の連絡が遅れたことについて、妙満寺の役者から書状が寺社方に届く。

宗式に拘わり候事故、人と法との御勘弁之あるべきことに候由にて、許容之無く、前紙に久病氣殊に年来深染故、御歎き尤もに御座候えども、是は人に拘わる事にて宗式は格別の義故、追却申し渡し候

という理屈で藩法と宗式の間齟齬を申し開きしている。先の内済に関する事情で追却をしたのではない、という藩

に配慮したつもりの返答である。しかし、広内はこれに納得せず、妙満寺に不信感をいだいたようである。それが次節の妙満寺末寺を潰そうとする検討につながるのである。

翌年二月六日には妙満寺から西国末寺へ出された十一月二十九日付の書状が本行寺によって寺社奉行所へ届けられた。宗意に背き法式を破り過失があるとして両寺を追却している。本行寺については度々旦那から免許の願いが本山妙満寺へだされたが、無駄であった。

広内はこの妙満寺の追却の一件について不信感をもつと同時にある危惧をしたのではないかと思われる。

広内は三月五日に家老隼人へ報告を行っている。さきの妙満寺末寺の追却の際に藩に何の通達もなかったことや其の結果人別帳の等閑になったことを問題視し、細注書で一件が落着いたはずなのに後になって「宗式に拘わり」あるいは無断で判形などの語を用いてそれを行ったことを藩を非難したり問題を蒸し返したりする行為であるとして批判している。そのため、妙満寺の末寺を退転させてしまふべきではないか、と主張している。ようやく内済になったものを教義的な原則論によって再度問題化するのを非常に警戒していた様子がうかがえる。

三月二十三日にいたり漸く本行寺の追却の連絡が妙満寺役者から広内へあてて来る。

同二十八日 広内は江戸へ妙満寺末寺の処分を求める書状を送る。

本行寺の追却問題は八月十八日の町会所での申し渡しまで延々と続いていた。本行寺は本山からは追却されたが藩主からは藩内に居住は勝手次第とゆるされた。所縁がなく最初は禅宗寺院へ引き取られ、禅宗へ改宗して寺内の帳面に載った。後に浜野村松寿寺へ引き取られ日蓮宗に戻った。

なお宝暦十四年に至って五年に退寺した蓮昌寺の住職と弟子二人が藩内へ入ることを嘆願している記録がある。同門の寺からの願い出という形であるが、「若州小湊へ流浪」していたとあり、言葉通りであるならばかなりの苦勞をしていたのであろう。

また、本寺よりの回状は旦那たちへも周知されていた様子がわかる。決して末寺の住職たちは檀家を無視して自分

の判断だけで動いていたわけではなかったのである。

第四節 「寺院の改宗」について

先に述べたように、宝暦五年から六年にかけて岡山藩内の日蓮宗寺院と神社の間で勸化銀を発端とする出入りがあり騒動の末和議となった。その後、藩内の四ヶ寺がその行動を理由に本山妙満寺から同六年十一月二十九日に追却された。このことを十二月九日に知った当時の寺社奉行広内権右衛門ら藩首脳は、これを細注書によって成立した和議を揺るがし、藩政に障る不埒な行為と判断した。追却そのものについては「法式に付き追院は其の通りに候えども」と宗義に関する事として認めながらも、藩の人別帳に記載されている者が届けや伺いもなく処分されたことをも藩を軽んずる行為として問題視していた。

その後、広内を中心に妙満寺への処罰として意外な検討が始められた。藩内の末寺を「潰し」たり召し上げたりすることである。家老と広内は協議の上、江戸留守居に幕府寺社奉行所へ「他国にこれ有る本山不届きこれ有るに付き、其の末寺御国に之有る分御潰し、寺院召し上げ候義、御構いこれ無き埒に候哉」「惣て罪科の寺院お潰しの義、苦しからず候哉」などと問い合わせをさせ、了解が得られ次第実行する構えであった。これらの根底には「此の度に限らず此の後も所に寄せ立て置かれ候ては御国政に障り候埒之有り候はば、御潰し成され候外これ有る間敷候哉」と今後も騒動を起こしそうな存在だという認識があった。

具体的には「右に就き妙満寺より猶亦不埒の義申し方之有り候らはば」住職が退寺した後、跡寺を召し上げて、他の本山の末寺へと藩の命令で異動させたり、または無本寺の寺院として藩で進退するようにはできないか、という検討

を始めるのである。

他の本山に擬されたのは妙満寺であったが「妙満寺に対し辞退仕るべき哉」と妙満寺に配慮して受けないであろうと考え、無本寺が検討された。「寺召し上げられ、前に無本寺の株を以て、四ヶ寺ども新地に再興、本行寺は帰住仰せ付けられ、残る三ヶ寺も住持相付け成さるべき哉」と本山妙満寺から住職が追却された宝仙寺・本行寺・本成寺・久成寺とを没収し、無本寺を再興した形にして新しい場所へ移し、本山に所属しない寺院とし、住職も藩で任命し、藩の意向に従順に従う寺に再編することを目論んでいた。一つの理由としては藩内日蓮宗寺院とその本山との間のやりとりを口を挟めず翻弄されているような形になるのが、もどかしくもあり不愉快でもあったのではなからうか。五年の勸化銀という大きな一件をやつと内済にできたはずが、宗規という教団内部の問題によっていつまでも揺さぶられることに我慢がならず、いっそ藩の管理下におければ都合がよいというのであろう。ここでもやはり藩と教団の権限の並立という問題に逢着する。藩では「不埒」な住職を罰することは出来るが、寺自体は進退することが出来ない。藩の手出しが出来ない領内末寺を上部団体である本山から切り離し藩の管理する寺院とするという形での解決を検討している、このようにとらえたい。ただし結論からいえば、後述のように当時の法制から、それらはほぼ不可能であった。ただし藩内には無本寺の寺院がなく、無本寺の寺院の問題についての知識や経験は乏しく手探りの状態であった。以下に二箇所を引用する。

若し外本山辞退仕り候はば、無本寺に 仰せ付けられ候哉、無本寺御国には之無く候、先年江戸より御触れにて本寺を定め候哉、承り伝え候えども、京都亦は他宗には之有り候由承り候、御趣意次第に無本寺に仰せ付けられ相済むべく候哉

慥成る事は存ぜず、然る所他所にては今無本寺之有るの由、惣じて無本寺の株を再興致し候えども、其の儘無本

寺にて苦しからず哉、亦無本寺株にても再興すれば本寺之無くては相ならざる哉、左候はば、追つて本寺定め候間、先に暫く無本寺にて指し置き苦しからざる哉、江戸寺社奉行へ御留守居ども聞き合せ有るべき哉

このように江戸寺社奉行所へ問い合わせることから検討ははじめられた。無本寺の定義も明確には知らない様子がよくわかる。内容としては、無本寺の実態を聞き、さらに廃寺になった無本寺を再興して名跡を継がせる方法をも模索している。①藩命で可能なのか、②幕法で本寺を必要とするというのが廃寺になった無本寺を再興の形式の場合かどうか、一時的には無本寺で可能なのか、を問うている。そして「無本寺と申す儀、決して成りがたく候わば、四ヶ寺ども他宗の寺へ下され、且那ども直々改宗仕り候とも、外日蓮宗の寺え付け申すべき歟、心次第に 仰せ付らるべき哉」と無本寺が不可能ならば、寺院に本寺がどうしても必要で無本寺の形態にすることが不可能ならば、藩命により四ヶ寺を他宗や他の日蓮門流へ藩命によって変え、檀家は心次第にさせるという方法で、寺を妙満寺の門流機構から引き離し藩の管理下に近づける算段である。藩命で寺院を潰した先例として、寛文年間の池田光政の破仏が言及されている。また一言だけだが江戸の感応寺が天台宗になった事例が出てくるのも興味深い。これらの前例²を想定して検討は始められていた。

注目すべきなのは、寺院の名義や管理の方法に視点が集中していて、信仰的な面の配慮が抜け落ちていることであろう。日蓮宗から他宗の檀家へ改宗することや他の門流へ移るのは容易になしえないと思われる。また教義的な理由で檀家たちが騒いで今回の騒動になった経緯を考えると、寺院の所属変更や改宗を彼らが簡単に容認するとは到底思えないが、ここでは言及がない。

さて、このように検討を始めたが、江戸の留守居役から幕府寺社奉行青山因幡守の用人へ問い合わせた結果を七年一月二十六日に国元へ知らせてきた。「無本寺と申す儀は更には決して成らざる事、寺院再興等の義も段々入り割り之有る由、兎角前廣に御公辺御聞き成され候様」と現在の法令では新規の無本寺は不可能であり、廃寺の再興も難し

い様子が伝えられた。

さらに数項目が記載されている。まず「只今まで本寺御座候寺院、本寺引き放し無本寺に仕り候儀も相成り候儀に候由候哉」という質問は付紙（返答）で「成り難き義に届け候」と否定されていた。前後の経緯をみても、幕府では本寺の了承なしに末寺を藩が左右することを全面的に否定したとみてよからう。さらに「無本寺の寺院も兼ねて苦しからざる事に候由に候哉」という問いには「古来より無本寺に候えば苦しからず」とあり、古来無本寺として続いた寺院以外は無本寺ではいけない、と返答がある。そして「滅亡跡株の寺、再興仕り、新たに申すにて、無届けにて無本寺に再興仕り候ても苦しからず哉」の問いには「滅亡跡の寺再興と申す儀、先づ成り難く、引寺に相なり候えば、跡の寺号を再興仕り候、然れども本寺之無く候にては相成り難く候」とあり、寺を一旦廃寺となった寺院の再興という名目にして本寺を定めぬ事も困難であった。

さらに「寺院住持不埒にて右寺院無住に相成り候節、且那宗旨改め候歟、亦は右の寺院外宗門の寺に相成り候ても苦しからず候哉、尤も本寺を離し候て改宗申し付け候も苦しからず候哉」と住職の不法行為によって無住になった場合、寺院や檀家の改宗は可能かと質問していたことに対し「無住寺、且那改宗の義は本寺承知の上に候えば、苦しからず、無住の寺院本寺を離れ改宗 仰せ付けられ候義は相成り難き義と候由に候」と寺院宗旨替えや檀家の改宗は本山が承知しているならば可能であるが、無住であっても寺院そのものを藩の仕置きとして本山を変えたり宗旨を変更させることは不可能であるとの返答であった。同様に「無住の寺を且那改宗の義、其の寺看坊の僧亦は代判の僧へ相対許容仕り候はば本寺へ及ばず相対改宗苦しからず候哉」も本寺の了承なしでは不可であった。やはり藩が寺院を左右することは制約は厳しく、住職への藩の処分までは可能でも、結果無住となった寺院は藩命ではいかんともできなかった。池田光政の寛文年間の破仏の際にも寺を藩が処分したが、幕府法の裏付けがないことは当時の藩でも理解⁴していた。

同様に「何宗にても寺院改宗の義（藩より）申し付け候ても苦しからざる義に御座候哉、但し在寺へ対し国主より

末寺を改宗申し付け候節、其の筋届けあわせ申し付け候はば、相成るべき哉」との質問に対しては「改宗 仰せ付けられ候義、本末帳相進め候故、相成り難き事に候、然れども御領国の義訳之有り候か、御例も候はば、本寺承知の上にて 仰せ付けられる哉、容易に成り難く候」と寺院の改宗を藩が命ずることは寺院本末帳の作成・調進をしているのでできない、但し藩の事情や先例によっては本寺の了承の上でならば可能であるという返答であった。本寺の承諾無しで藩命で末寺の改宗を強行するのは無理であった。ここで、寺の改宗は宗旨改めの本末帳を寺院から提出しているので難しいとある。すなわち藩命で宗旨が変更できるのならば宗旨改自体が有名無実と化す恐れがある。幕法としての寺檀制度の保護の趣旨からであろう。本末制度と寺檀制度に基づく宗旨改めは、寺院から幕府・藩への義務であり時には奉公と表現されるものでもあったが、ここではこれが改宗を命ずるのを否定する根拠とされている。幕藩体制下での寺院の位置を示す一例であろう。

さらに「本寺より指し斗らい不埒の節、末寺を領主国守へ引き取り、同宗他本寺へ頼み本寺替え等仕り候事も相成るべき哉」にも「本寺を取り替え候事、一通りにては相成り難き義に有るべく候由也」とこれも現実には不可能という判断であった。藩の力は寺院自体にはよくよくのことがないと及ばない様子である。

それでも広内はあきらめず、二十八日に再度江戸藩邸へ書状を送り、何とか妙満寺末寺を処置できないかを尋ねさせた。「一、妙満寺末御潰し、外亡跡を以て再興仕り無本寺に相成り候哉、亦は他宗門に改宗 仰せ付けらるべき哉の義、江戸御公辺御構い無き哉、御留守居へ尋ね遣わし候処」と四ヶ寺を潰して以前廃寺になった寺院を再興したという形で無本寺としておく方法や、藩から改宗を命ずることを幕府では認めてくれるかという内容であった。また、寺院を一旦潰した後には藩から何らかの計らいをすることができるとか、というものもあった。

江戸留守居役からの返答は二月一日に届いた。無本寺は一切ならず、廃寺を取り立て再興とするのも無理であり、引き寺をするのは良いがこれも無本寺であってはならない、無住の寺の旦那を改宗させることや本寺を取り替えることはその本寺が承知しなければできない、といずれも困難であるとの返答であった。

さらに二月十六日にも江戸留守居役からの返答があった。やはり無本寺などの容易ならざることを伝えてきている。三月八日にも江戸留守居役からの返答が来て同様に無本寺などの形で妙満寺末寺を召し上げたりすることは不可能であると伝えられた。また、僧を藩で処罰ということが可能かという問題もあったが、藩法に背いた僧を処罰すること自体は当然可能であるが、それにより藩が寺院を処罰したり左右したりすることはできない、というのが返答であった。これらが江戸で留守居役が幕府寺社奉行所へ問い合わせた結果、確認された結論であった。

広内の検討はなお続いた。あるいは寺号を替えてから退転、あるいは無住の場合など様々な想定で無本寺への変更あるいは改宗させる事などを検討したものの、いずれも不可能であることがわかった。彼の模索した、妙満寺末寺をそのままにせず藩の管理下に引き寄せるような何らかの変更を加える、という試みは結局幕法により実現不可能であることがわかったのであった。

以上の経過をみてみると、少なくともこの時点では本末関係の維持が強く指向されていて無本寺が原則として認められなかったことも明確にわかる。また宗門改帳を作成していることが末寺の改宗を藩が命ずることを阻却する理由の一つとされていることは注目すべきであろう。そして、本寺の末寺に対する権限は非常に強く、藩の力をもってしても寺自体の存立や宗旨にかかわることは自由にはできない、ということが明確に示される内容のやりとりであった。本山の意向を無視して、藩が末寺や檀家の宗旨を改宗させたり、住職を任命したり本末関係を変化させることは幕府法からも容認されないことであつたわけである。

近世では宗門改め制度は幕藩体制下の重要な施策として維持されていた。また、幕府は各宗派に寺院法度にもとづく自律的な集団の形成とその内部での自治を許し、その結果形成された門流を全国的な組織として認定していた。幕府に直結する本寺を頂点とする門流の体系は、藩と並立的なものである。そして、ある領域を幕府から委任されて統治する藩は領内の末寺を藩法を優先して左右することは不可能であった。あくまで本寺の了承が必要だったということになる。これらのことは寺院法度などの諸法令からみればまったく自然なものである。ここでは詳しい検討は省く

が、寺院の存在は幕法を守る限りにおいては、強力に保護されていたといつてよいであろう。

簡単ではあるが、伊東多三郎⁵氏のまとめた寺院や僧侶への藩による処罰の問題を述べておきたい。伊東氏は「寺町勘秘聞抄」などから明和九年（一七七二）のこういった問い合わせと返答をまとめている。それによれば、宗義に関することは藩ではなく、本山の寺法によるものとなる。藩法に背く場合、軽い罪ならば自分仕置でもよいが、重い罪に問う場合は本寺へ連絡した上とし江戸寺社奉行所へも届ける。脱衣処分の前で三衣を着したままではそのまま繩をかけてはならないとしている。これによっても、藩が本山の意志を無視して領内末寺や檀家を左右することは到底できなかつたであろうと思われる。

ところで、広内は単に妙満寺の対応が不埒であるので処罰するというだけでこのような模索をしたのではないと思われる。文中で「此の度に限らず此の後も所に寄せ立て置かれ候ては、御国政に障り候埒に之有り候はば、御潰し成され候外之有る間敷哉」と広内は述べている。広内は日蓮宗の様子を見てみると、今後もこのような他教団と衝突する騒動はいつでも起こりうると思え、末寺に対して京都本山の力の及ばないようにし、藩で末寺を管理下に置くことを藩政のために考えていたのである。無本寺などのいろいろの形式を考えていたのは、そのような見通しのもとの方策としてであつたと思われる。繰り返すようであるが、藩の領域的な経営と地域にとらわれない教団の摩擦がここでも意識され、特に日蓮宗という宗式が嚴重で外の教団と問題をおこしやすい存在は藩政の上からは危険な要素と認識されていたのであろう。その様子は広内と江戸留守居役との書状のやりとりの文面からもうかがえる。本山から離して藩内だけの存在にしておけば、幕府へ出訴されて大事となったり、本寺など藩外の力によって住職・檀家などの藩内の人々が影響を受けたりはせず、藩の法令だけで対処することが出来る。この宝暦の騒動を体験した広内はこのように考え、無本寺などの検討を繰り返したのであろう。

しかし幕府の宗教政策としては、本末関係を重視し本末関係のもとで全寺院を統括しようという構造があり、それにもとづく諸法令があつた。その為、このような広内の画策はまったく実現しなかつたわけであつた。

近世幕藩体制下においては、本山を頂点とする各寺院はこのように保護されており、藩の権力は及びにくかった。勿論、幕府の定めた法令を守り、自讃毀他の規定を遵守して幕府の求める秩序を乱さない限りにおいてのことではある。しかし、これは中央集権の確立した近世であるからこそ、おこりえた状態であり、中世よりも在地の寺院はより安定しえたということであろう。

藩からみれば、領内の宗教施設やその関係者は自己の管轄の範囲外でしかも領内にいるという難しい存在と認識されていたのであろう。であるからこそ、先述したように住職の任免や僧の出入りに気をつかうことにつながったのであろう。

近世の公権力として幕府や藩に対して、教団や末寺はある場面では保護され、ある場面では拘束されていた。この場合は幕府の命じた宗門改を実行していることも、藩が末寺の宗旨を左右できない根拠とされていた。幕藩体制下の教団と寺院は幕府法とそれに準拠した藩法を守っている限り、容易には介入をうけないですんでいた。そして、宗義に関することも、幕府法によって宗門の管轄とされていた。宝暦の勸化銀一件をみると、神社の勸進であっても「町役」などとして宗義に障らないようにすれば信徒は公権力に咎められることもなくすませることができていた。

このように考えれば、近世日蓮宗教団は中世よりも、公権力の安定した認定をうけ、社会でその位置を安定して占めることができるようになっていた、と云ってよいのではなからうか。

1 本論第一章第二節・三節参照

2 寛文元年の幕府裁許で不受不施寺院が「本寺に背いていた」という理由でもとの本寺へ戻るように命ぜられたことがある。(宮

崎英修『禁制不受不施の研究』平楽寺書店 一九五九年 七八五頁) あるいはこれも藩では国命によって末寺を動かす先例とと

らえていたのかもしれない。

3 江戸留守居役については笠谷和比古『江戸お留守居役 ―近世の外交官―』吉川弘文館 二〇〇〇年 などがある。岡山藩の留守居役については泉正人「藩世界の三極構造―岡山藩を素材に―」『歴史評論』六七六号 二〇〇六年 が江戸・京都・大阪の留守居役を藩政全体の観点から検討している。

4 田中誠二「寛文期の岡山藩政 ―池田光政の宗教政策と致仕の原因―」『日本史研究』二〇二号 一九七九年

北西弘「幕藩体制下の仏教 ―宗旨・寺替を巡って―」『赤松俊秀教授退官記念国史論集』同事業会編 一九七二年 北西氏は改宗自体は難しいこととしながらも、改宗・転派の十の原因の一つとして「檀那寺住職の処罰により権力により強制」もあるとしている。

5 伊東多三郎「近世における政治権力と宗教的権威」藤野保編『論集幕藩体制史 第一期 支配体制と外交・貿易 第9巻 金施社会と宗教』雄山閣 一九九五年

第五節 「日蓮宗」の宗号をめぐる論争

はじめに

「日蓮宗」という称呼は明治五年に新居日薩らを中心とした当時の宗門当局によって改称され、現在にいたっている。この「日蓮宗」という称呼は近世では、おおむね日蓮法華宗の略の意として用いられた。また、中世より用いられてきたが、中世では「日蓮党」の称呼と同様、しばしば否定的なニュアンスが籠められていたようで、宗門側から忌避・反発した様子も見受けられる。宗門は法華宗と自称していたが、中世には法華宗の宗号はしばしば比叡山との軋轢³のもととなっていた。

本節で取り上げるのは、寛政年間に備前岡山藩で、藩と宗門寺院の間で起こった「法華宗」と「日蓮宗」の称呼をめぐる一連のやりとりであり、この経過を通じて、当時の宗号観念の一端がうかがわれる。また、単なる名乗りの問題にとどまらず、宗門の自己認識にまで論が及ぶ問題である。

教団の名称について、藩という公権力から指示されるという事態に対して、末寺と本山連合が如何に対処したかを、本能寺に所蔵される文書と岡山藩の記録にもとづき考察してゆく。なお、引用した「菅能寺文書」は原文は漢文体であるが、筆者が書き下したものであり、読点や括弧内の注は筆者が補したものである。

(一) 論争の発端と経過

この一件を詳しく記しているのは『本能寺史料』⁴所収の「備前菅能寺文書」である。同文書六十四号によれば、事件の発端は寛政八年の宗門改に際しての岡山藩からの通達であったという。この文書は一件の経過がよくわかるので、長文ではあるが引用することとする。藩内寺院連署で藩に提出した嘆願書を菅能寺の住持が写したものである。

六四号

去る八月切支丹御改めに付き、津島郡・和気郡・磐梨郡の同宗寺院、例年の通り宗門書き上げを相認め指し出し候節、今年まで法ヶ宗と書き来る□□、明年より日蓮宗と相改め、向後法ヶ宗と書き出し致す候まじくと□□事に御座候、是れに就いて、同宗の面々宗号の儀は宗旨の一大事、本山古来よりの法式条目等も御座候て軽からざる事に候えば、直に御請け申し上げ候も当惑仕り、罷り帰り候、誠に宗号の儀は、宗門の元祖宗旨を開き法を弘むる本源の家銘、一宗門の門家相続の惣名に御座候故、面々に於いては、容易ならざる事に御座候、若し此の度法ヶ宗号有り来り候通り用い、御指し止めの筋に相究り候はば、拙僧ども法脈伝来の本を断じ、宗旨相続の家銘を絶し、仏祖の照覧恐れ入り、一宗の僧徒の悲歎限り無く存じ奉り候、右の法ヶ宗号の一儀、宗儀法門の筋申し上げ候事は指し置き、宗号の由緒の一端、面々本山得意の趣を申し上げ候条、左の如くに候

一、宗門祖日蓮大士、建長の頃初めて法ヶの心を開き、難を忍び弘通仕り、文永の頃に至り、妙宗弘通の妨げ有るべからざるの旨、鎌倉において執権職より御教書を蒙えう、法ヶの祖日蓮と世間に称えられ候て□心の地を求め、甲州身延山に籠山仕り、其の内法然の門弟龍花樹院日像師、法ヶ開宗の命脈を相承り仕り、永仁の頃京都に入り、法ヶの宗旨を弘通仕り、護法の宗意を天聴に達し奉り、法ヶの宗意を御尊敬の叡慮勅許を蒙り奉り、法花宗日像を召され、御綸旨を頂戴仕る、殊更安□の地を下し置かれ、法花宗弘通勅願寺に成し下され候、法花宗号の御綸旨元亨元年十一月八日・建武元年四月十四日此の両通の御綸旨、勅願所京都具足山妙顕寺重宝と致し、

只今に相伝え仕り候

一、亦鎌倉松葉谷大光山本圀寺三位日静へ嘉暦三年十一月廿一日勅願の御綸旨、法ヶ宗日静上人御房と勅許を蒙り奉り候、其の已来御代々の御綸旨相違無く京都本山に御座候

一、御綸旨の法花宗号相違無き所、応永年中他宗門より法ヶ宗号の儀、日蓮門弟の私唱の様に申し立て、奏聞に及ぶ、其の後天文年中、又他の宗門より足利將軍家へ訴訟奉り、日蓮門弟法ヶ宗号を相用い候事を御指し止め願ひ出申し候、右兩度とも、件の御綸旨を以て妙頭寺より宗号一条を申し披き、事相済み候、亦是の後慶長年中他宗門より法花宗号の諍論を申し懸け、太閤秀吉公へ訴え奉り候節、之に依り、伏見城に太閤御前に於いて、徳善院法印玄以の之を糺され候節、上件の御綸旨を以て勅願所京都具足山妙頭寺より宗号の一条を返答し相済み、法ヶ宗と名乗り候事に妨げ有るべからざるの旨、太閤の御上意を蒙り、相治まり候、此の如く宗号の論三度に及び候えども、元亨・建武・嘉暦同様を以て、法ヶ宗号の由緒を申し立て、宗号の論、悉く相治まり候

一、亦中頃元禄六年五月六日 東山院様より日蓮法花宗と命られ候例も之有り候、則ち身延山久遠寺は日蓮法花一宗の大導師と召され候御綸旨、身延山久遠寺の重宝と致し相伝仕り候

一、御当家寛永四年將軍様より、諸宗の立儀書上を申すべき旨御厳命に付き、当宗身延山久遠寂照院日乾師諸宗の立儀記録二卷、宗旨雜記と申す書之を献ず、日蓮法花宗と相記し申し候

一、御当家寛永年中、不受不施の御裁許の節、御上意を以て仰せ渡され候御条目の内

一、法理一味の儀に就いて、惣じて天下の法花宗の法理万代異儀を存ずべからざるの事、是れに於いて一天下の

法花宗と厳命を蒙り奉り候

則ちかやうの由緒・事実御座候故、宗号の御書出を日蓮宗と之有り候とも、法花宗と書上げ候ことを御指し止め之無く、江戸公儀へ法花宗と年々書き出し相済み候事、本山の得意に御座候、是れ等の次第にて当宗号の正統は法花宗と相用い、日蓮宗と申す儀、正意の宗号には用い申さず候、一宗門兼ねての得意に御座候えば、法花宗号

を御指し止めるの儀、直に御請け申し上げ候時は忽ち本山の条目の筋にも相違申し候、後日に本山より面々ども、咎めを請け申し候も痛わしく存ぜられ候、併せ乍ら前来御申し渡すの一件に相背き候儀、恐れ入り存じ奉り候、之に依り前後当惑仕り候に付き、一宗門の寺院評談仕り、只旧来の通り法花宗号通用有る儘に成し下され置き候はば、有り難く存じ奉り候、右難渋の次第御歎き申し上げ候事、平和に致したく存じ奉り候、蓮昌寺・正福寺御國中一宗門の惣代として、御内意申し上ぐるに相決し、去る九月十八日に両寺御会所へ罷り出、御内意を申し上げ候処、其の節仰せの趣は、先達て申し候通り日蓮宗一号に相決し申すべきの由厳しく仰せ渡され、此の段蓮昌寺・正福寺恐れ入り罷り帰り、諸寺院え御内意の趣を相通ず、然るに承る面々深く恐れ入り、其の儘相慎み罷り在り候、然る所に此の旨本山へ風聞相達す、宗号のは末寺ども如何心得罷り在り候哉、実に一宗の大事、宗旨の家銘輕からざる事に候哉、末寺どもの宗儀不安内の筋に取りはからい致し候て、後日本山より咎め申し候時、末寺ども、返答如何様に仕るべき所に存じ候哉、かようの大事は早速に本山へ申し通すべき儀に存じ候、今以て其の儀無く、宗儀僞略の致し方、護法の志なき故の事に候か、末寺どもの致し方苦々しく存じ候、抑も勅許の宗号は法花宗の一号に相限り申す事に候、昔時宗号由緒は申すに及ばず、既に寛永の御上意御条目中に、一天下の法花宗も御厳命を蒙り奉り、法花宗と申す事、違乱之無き事に候

公儀日蓮宗と御書出し候えば、正統の宗号は往古より法花宗と面々書き出し相濟ませ来る事に候、既に近頃寛政二年、日本国中の諸本山・諸末寺・塔中、宗門人別生書御改、江戸より公儀に仰せ付けられ候節、宗号法花宗何寺と別々に書上げ、其の御国末寺中よりも指し出し候儀、諸国一統の事に候、然れば法花宗号通用往古より致す事に候、其の御国末寺ども、此の儀如何相心得候哉、勘弁有るべき事には、宗門の者日蓮宗と書出し候は、日蓮法ヶ宗の略称に相順じ書き来り候か、右法花宗号の通用相止め候時は、宗旨の家銘断絶の筋合にも相成り、直に御請け難く成る事、併せ乍ら其の御地の御役人中一端申し出られ候事相背き候は、末寺の面々迷惑たくべく存じ候、平地に波を起こし騒動致し候儀、末寺ども無用たるべく、只幾重にも有り来り候様に愁訴悲歎の趣を申し立

て、御国恩を大切に存じ、其の御地御役人中へ願書指し出され候て然るべき由、細書を以て、本山より申し来り候に付き、此の儀諸寺院一統評談仕り、先達て御内意の節仰せ出され候趣も御座候えども、此の段恐れを顧みず、本山より申し来り候様子に御座候に付き、黙止し難く御歎き申し上げ奉り候、誠に宗号の義は、一宗の綱領、門家相続の惣名に御座候て、本寺より申し来り候通り、面々住職の輩においては、大切な事に御座候、御国中同宗の者どもばかりに手は之無く、天下一統の宗号に候えば、本山の宗意は往古より有り来り候趣を以て、強いて申し立て、御国命に相背き申し候はば、御国恩亡失の罪過眼前にして遁れ難く恐れ入り存じ奉り候、併し直に御請け申し上げ、本山より宗意僉略に存じ候様に相咎め候時は、法花一宗僧中のまじわり成し難く、護法住職の身分相捨り、悲歎仕り候、進んでは御国恩亡失の罪、退いては宗儀本山に違背の咎に御座候、進退の両端、前後に当惑、甚だしく難渋仕り候段、恐れ乍ら御賢察下しなされ、只厚き御仁慈の御勘弁を以て、往古より有り来り候通り、宗号通用を仰せ付けられ候わば、一宗門寺院の面々、御国恩を有り難く存じ奉るべく候、此の段苦しからず思し召し候はば、宜しき様に願ひ奉り候、已上

寛政八年十一月廿三日 連印の願書うつし取り候

菅（注・菅能寺）

ここで、はじめに論争の経過を要約する。発端としては、寛政八年八月に津島・和氣・磐梨の各郡の宗門寺院が宗門改の書上を藩に提出したところ、どのような理由かは不明だが「今年まで法ヶ宗と書き来」っていたのを「明年より日蓮宗と相改め、向後法ヶ宗と書き出し致すまじく」と命じられたのである。つまり、従来は宗門改の際に「法華宗」と記していたものを、今年からは「日蓮宗」と変更せよ、というものである。そして、今後藩へ提出する公式文書には「法華宗」と記してはいけない、とのものであった。

当座にいた寺院たちは即座には返答せずに戻り、その後門流を超えて領内の同宗門寺院で談合して対応を協議した。

結局、岡山藩中の諸寺はこの通達にたいし、本山へは連絡をせずに藩内寺院のみで対処することにした。当然ながら一同この命令には納得はできず、九月十八日に蓮昌寺・正福寺が「御国中一宗門」の代表として町会所（寺社方でも用いる）へ赴き、内談として「難渋の次第」を申し述べた。文書の表現では、領内の「一宗門の寺院評談仕り」法華宗の宗号が前来自り通用するように「御歎き申し上げ候事、平和に致したく存じ、蓮昌寺・正福寺御国中一宗門の惣代として御内意申し上ぐるに相い決し、去る九月十八日に両寺御会所え罷り出で、御内意申し上げ候処」と蓮昌寺・正福寺が総代として内々の相談として願い出たのである。

この時点では、門流という縦の関係によらず、藩内という地域内の評議で解決が図られている。これは、岡山藩の宗教政策にも影響された面があると思われる。岡山藩は寛文年間の池田光政の破仏以来、佛教特に日蓮宗に好意的でなかった。中世以来の在地社会に根付いた継承された備前法華と近世になってから移封してきた藩との軋轢に由来する部分があったのであろう。そして、藩が他の地域に比べて独自性の強い方針をとるのに対応する形で、藩内の宗門寺院も藩の領域内で連合して対策をとるようになっていたのではないかと推測される。

ところが、藩役所の態度はきわめて強硬であり、「其の節仰せの趣は、先達て申し候通り日蓮宗一号に相決し申すべきの由厳しく仰せ渡され」というものであった。蓮昌寺・正福寺は恐れ入って帰り、諸寺院にその旨を伝えた。領内寺院たちはそのまま恐れ入ったまま、各本山へ報告せず慎んでいたとしている。なぜそのような状態であったのかは不明であるが、末寺で事態を打開することのできないまま時が経過し、後に京の各本山方にも風聞が達することとなる。その様子が各本山へ伝わり、本山からの叱責と示唆を受けた領内寺院は全員の連署をした嘆願書を十一月二十三日付けで藩に提出して法華宗の宗号の通用を認めてほしいと願い出たわけである。

この結果を先に述べてしまうと、まず、この嘆願書は受理されず差し戻された。さらに、後述する寛政九年の寺社留帳の記録から明らかになるように、この宗門寺院たちの嘆願は一面としては認められなかった。藩の公用文書では以降「日蓮宗」のみを用いると宣言されてしまうのである。ただし、宗門改の際の書上など寺院で作成して自ら提出

するような文書に関しては法華宗と日蓮宗どちらでも苦しからず、という通達で決着することとなってしまうのである。

おおよそ、このような経過をたどるのであるが、話をもとへ戻すと、十一月二十三日付けで提出した嘆願書の作成は同六二号・六三号の文書、すなわち本山から末寺へあてた書状の内容からみて、京都本山からの指令にもとづくものであった。六四号の文中にも「本山より申し来り候に付き」「本山より申し来り候様子に御座候に付き、黙止し難く御歎き申し上げ奉り候」と本山からの指示があるので、御国恩すなわち藩の恩義は大切に思うし「平地に波を起こすようなことはしたくはないが「先達て御内意の節仰せ出され候趣も御座候えども、此の段恐れを顧みず」嘆願書を出したのである、としている。本山から末寺への指示の内容については次項に述べることとして、以下に宗号について藩に提示した事例を検討する。

まず、宗号については、宗門の元祖・宗旨を開き法を弘める本源の家銘と表現し、「一宗門の門家相続の惣名」ともしている。そして、もしも法華宗の宗号を差し止められて用いられなくなるならば、「拙僧ども法脈伝来の本を断じ、宗旨相続の家銘を絶し、仏祖の照覧恐れ入」る事態となる、とまで述べて全宗門の僧俗の悲嘆も限らないものである、としている。

そして、宗号の由緒として以下の条目を挙げて法華宗の宗号の根拠としている。

まず、第一には①日蓮聖人に「妙宗弘通」を認める鎌倉執権の御教書が下された。②日像に法花宗宗号の論旨が下され、妙顕寺が勅願寺となった。宗号の論旨も現存している。③本圀寺日静が「法ヶ宗日静上人御房」との論旨をうけた。④応永・天文・慶長の三度の宗号論争があったが以上の証拠の提示により、法華宗の宗号を名乗ることが正当であるという裁許を受けた。⑤元禄六年に、身延山久遠寺が東山院より「日蓮法花宗」との論旨をうけた。⑥寛永四年の諸宗立儀書き上げの際に、將軍家に提出した書物に「日蓮法花宗」と記した。⑦寛永年中に不受不施の裁許に際して將軍家から仰せ渡された条目に「一天下之法華宗」などの文言がある。⑧寛政二年の本末改めでも「法花宗何寺」

と書き上げ幕府に提出している。岡山藩内でも同様である。

こういった事例を根拠として、法花宗の呼称が正当なものであり、日蓮宗と自称することを強要されるものではない、と藩に申し述べたわけである。種々の論拠を挙げ、法華宗の宗号が私的なものではなく、朝廷や幕府により公認されていることに重点を置いて力説している。その内容をみると、本圀寺の論旨のようになかには信憑性に疑問のあるものもあるが、おおむね事実であると考えている。

しかしながら、どれをみても、天皇あるいは將軍との関わりにおいて法花宗という文言が使われていた、という事例が論拠となっている。これは封建制度のもとではやむをえないことかもしれないが、自らの教団の呼称を公権力からの規定によって正当化するしかないという不自由な状態と考えることもできるであろう。不受不施の問題においては幕府は信仰や法理の面にまで踏み込んできて正邪の判定までしたわけであるが、教団の呼称という問題でさえも、教団の自称が認められず外部権力からの認定に根拠を求めるしかなかったという見方も可能ではなからうか。

この論争で最も注目すべきなのは、宗門側の法華宗を正統と考える論拠であり、宗門の自己認識とも重なる問題である。

後述の二通の本能寺から末寺への書状からみると、法華宗の名称は、法そのものの觀念を体现するものとして認識されていたために、その変更は単なる名義の問題ではなく、実体に関わる問題と認識され重視していた様子がわかる。

また、法華宗の名称にこだわるのは、日蓮聖人の教えを継承する者としては法華の名を冠した自称をしたいと考えられることはごく自然であろう。ただ、この論争の中で示された「法華宗」の宗名の根拠からは、私に唱える自称（私称）ではなく、朝廷・幕府という公権力により、自らの教団の存在が認知されてきたので、その名が奪われることはありえない、という論理構造になっている。このことは近世の秩序の中では当然といえれば当然であるが、備前を中心地の一つとしてきた近世初期の不受不施と考えあわせると興味深い。不受不施という形の信仰からは、この宗号の問題でも領主権力の判断に依るしかないわけである。こういっただころから不受不施の問題につながるように思われる。た

たとえば一例として、宮崎英修や藤井学は身延山を中心とする受派が幕府権力にすがって不受不施禁制を基本とする日蓮宗法度を制定させ、その結果として宗内で大きな勢力を得たという見解を示しているが、この宗号問題では皮肉にもその構造的な問題が現れているようにも感じられる。

宗号が自己のよりどころであり、宗意を体するものであると繰り返しいながら、その根拠を法華経の題目や三国伝来の教理によるのではなく、特定の権力者との関係、その認定によらざるをえないわけである。この構造は近世の教団と公権力の関係の一視点として重要な課題である。教団内の自治を認められ、一定の権限を保証される一方で、自己の宗教的な主張にも制限があったことになる。

なお、引用した史料の文中の「法花宗」という呼称も「法華経」によるのではなく、綸旨に「法花宗」という表記がしてあったからというのが最大の理由であろう。六四号の嘆願書の写しでは花でも華でもなく「ケ」としてある箇所が多いが、これも同様の理由でどちらかにしにくかったということであるのではなからうか。「法ケ宗」という表記は「法華経」に由来する「法華」と綸旨にある「法花」のいずれかに決定する事がこの場合難しいため、あえて誤魔化すために使用した可能性がある。

さて、前述のような事例を根拠として藩に領内寺院たちは嘆願書を提出したわけである。その末尾には藩と宗門の間で板挟みになった領内寺院の苦しい立場を様々な表現で記している。「御国命に相背き申し候はば、御国恩亡失の罪過」となり、「本山より宗意粗略ニ存ずように相咎め候時は、法華一宗の僧中の交わり成し難く」かといって「進んでは御国恩亡失の罪、退ては宗儀本山違背の咎にて御座候」と、藩の領内の寺院としては藩命に背くわけにはいかず、かといって宗号の変更を甘受すれば本山や宗中に顔向けができない、という難儀な状況であると記されている。ここでは末寺たちは教団と藩の双方へ顔を向けている。藩内の末寺は宗教的には本山に帰属する。これは幕府の定めたことで、本山を通じて幕府寺社奉行所の管轄である。その一方で領域としては藩の管轄になる。檀家は藩内に居住しているならば完全に藩の支配下となる。この相克に悩んでいたのであろう。

藩からの宗号変更の達を、末寺中が最初は各本山へ連絡せずに、「御地の諸寺院如何相心得候哉、是まで諸山へ相窺い候事も之無きの段、甚だ不審の至りに候」と後に本山から批判されたのも、末寺中が当初から藩の強硬な姿勢を看取し、このような状況を予見したためでもあったのであろう。考えてみれば、このような問題は一領内の末寺のみで対処すべき問題ではなく、本山もしくは宗門全体で対処すべき問題である。実際に、この場合も連絡を受けてから京都の本山の連合である十六本山会合で協議がなされたとの記述があり、おそらくは藩や幕府とも内密の協議を行っていたのであろう。そして、藩が認めてくれないならば宗門全体として幕府へ訴えるという、このような場合の常套手段としてのほめかしがあつたのであろう。そういったことがあつたため、実際の決着が一年以上も後になつたのではなからうか。次項では本能寺からその末寺への書状をもとに、本山の姿勢や指示の内容についてみてゆきたい。

(二) 本山から末寺への指示

ここで、「菅能寺文書」の六二号・六三号を引用する。本山から末寺への指示が記されている。

六二号

態と一翰啓達致し候、先に各寺を以て愈よ堅務の旨、珍重の至りに存じ候、然れば先頃已来追々伝え聞き候処、此の度其の国の寺社御役所より当宗の宗号の儀、彼是御沙汰に及ぼしなされ候由、専ら相聞こえ候えども、御地の諸寺よりは暁とは達せられ候方も之無きの段、心得難く存じ候、諸寺一統は如何相心得候哉、住持其の外の僧徒一身の振る舞いは勿論、寺務の儀は、惣じて世事に於いては堅く御国政を守り、御下知に従い奉るべきの条、勿論の義に候、併せて宗儀の一段は、天下の宗門にて夫れぞれの本山を立て置かれ、諸国一統の末寺は其の本山より仕置き致すべきの旨、御下知之有り候儀、一統承知の事に之有るべく候、然れば宗号の事は宗意の肝要、万

代不易の大事たるの間、万日彼是之有り、或いは縦令其の身を得せしむと相心得候えども、末寺の分にて私の取りはからい之有るまじく、是非とも本山へ相窺うべきの大事に候、然るに今以て惣代等を指し登され、相訴え候事も之無く、委悉の書状も差し登さず候、等閑に相心得られ候段、甚だ其の意を得ず候、近頃の取り沙汰には、当宗向後は法花宗と申す事相成らず、日蓮宗と相認め候様御役人中の御沙汰にて之有りなど相聞こえ候、其の儀相違無く候哉、若し左様の義実候に候え、是れ又御国の厳命甚だ軽からざる一儀恐れ入り存じ奉り候、然し乍ら万代不易の宗号消滅に及び候はば、祖師已来五百余年の宗意を、剩え 勅旨の旨に違背し奉り、御上意に及ぶ儀に相成り候え、此の段深く恐れ入り奉る御事に候、若し拙院の取りはからい不行き届きに候時は、天下一宗の諸本山の護法の任、相立て難く歎き入り候、法花宗号の儀、宗内私に唱え来る様に心得候僧徒之有り候はば、不心得の至りに候か、併し乍ら御国命も是れ又重き御事に候え、唯専ら相慎み愁訴致さるべきの様祈らせ候、千方御歎き申す上、再三愁訴悲歎の情を述べ尽くされ候ても事調い難く候え、是れ又吾が宗の瑕瑾に候間、其次第を具に申し登せらるべく候、然る上は是非に及ばず十六本山会合の上、何分致すべき様有るべき事に候、去り乍ら先に御国限り幾重にも柔和に相治まり候様、諸寺異体同心の丹誠祈らせ、御内々に諸山会談の旨此の如く候、以上

十月十九日

本能寺役者 印

備前菅能寺

本蓮寺

松寿寺

六三号

寛政八年十月宗号の件

宗号得意書（栗黒印）

宗号の事、各寺は従来其の心得之有るの間、細書に及ばずと雖も、中に於いて存知之無きの条目之有り候わんと存じ候に付き、相認め之を贈り候の間、向來の心得たるべく候、今般御国の宗号の御沙汰の根本、平井妙樂寺より事起こり候由、其の節其の本寺より如何下知候や、御役所にて御命之有り候はば、御返答の段は本紙にて申し入れ候通り、宗儀の大事、末寺として一己の取りはからい之有るまじきの条、勿論の事、然る処御請け申し上げ候段、宗儀不安内の筋かと一統存じ候故、心得として相認め遣わし候条々左の如し

一、当宗門の宗号の儀は、元亨・建武の頃より法花宗の号、勅旨を蒙り奉り、其の後御代々の御綸旨宗号の儀相違無く、万世不易の段、宗門の寺院一統承知の事に候故、別に写し遣わさず候

一、既に御綸旨相違無きの処、応永年中山門より、当宗号の義奏聞に及ぶ、其の後天文年中またぞろ法論の遺恨に依り候哉、同宗号の儀足利將軍へ之を訴え奉る、然りと雖も両度とも右の御綸旨を以て御答え申し上げ奉る、則ち叡慮ならびに足利家の上意、法花宗の号永く相違無きの条、仰せを蒙り奉り候、之に依り山門より否と申し立て候儀、以来相成らず相治まり候、然る処慶長年中、当所知恩院・永觀堂兩寺より、又法華の宗号を相咎め、則ち太閤秀吉公へ之を訴う、伏見城に於いて太閤の御前に、徳善院僧正玄以判者たり、之を糺すさるるの処、即ち上件の元亨・嘉曆。建武年中連綿たる御綸旨を以て、当宗より御上へ申し候に付き、知恩院・永觀堂の數輩閉口に及び、其の旨玄以法印直に言上之在り、日本国中に法花宗と名乗る当宗の弘通に妨げ有るべからざるの旨、太閤の上意を蒙り、相治まり候、既に太閤の御世に、右の件の事故、東照神君親しく御存知有りなされる故か、御当代に至って当宗門宗号の儀、かつて別段御沙汰有りなされず、只有り奉り候儘に濟み来る、就中寛永七年六月七日江戸御奉行所に於いて、不受不施御裁許の節、御上意を以て仰せ渡され候趣、同二年身延山久遠寺より右の御上意の趣を御請け奉り申し上げ候条目左の如し

一、法理の儀に就て、年年権現様御落着の処、今度池上日樹ならびに徒党、彼の邪義破を為し、上意に背く違

法の理故、重ねて対面仰せ付けられ、彼の邪義の輩既に問答に屈し候間、御追放に成さるるの上は、弥よ寺領・地子等国主の供養治定の事

一、去年六月七日仰せ出らるの通り法理一味の儀に就いて、惣じて一天下の法花宗の理、万代違義を存ずべからざる事

一、衆徒・末寺に於いて不儀の輩有らば、本寺より住持を追放致すべき事、経倫を闇き、天台の三大部を以て、日蓮書籍を示し、末葉の私義、恣の弘通難く停止の事

一、一宗の諸末寺其の本寺より仕置を致すべく、若し理不尽の沙汰有らば、本寺の私曲たるべき事
右の条々、永く上意を仰ぎ、仏法興隆の為申し上げ奉り候事、件の如し

寛永八年「辛未」二月廿六日

久遠寺日せん

進上御奉行所

右の段京都へ申し来る、諸山一同御上意を請け奉り候、右の此の一段を御地の諸寺不案内にも之有り哉、相写し贈るの者也、

一、宗号の儀、古来右の通り軽からざる事に候、就中天文中足利將軍家右の御綸旨の趣に依りて山門へ仰せ渡せられ、山門に於いても宗号の儀、如何とも為すべき様之無し、其の分に相済み候えども、遺恨止め難く候哉、同年七月急々に二十万人の兵士を集め、洛中吾が宗の諸山を打ち亡ぼし候、其の節当宗の人数少数、殊に諸陣へ相分かれ候故、暫時に敗北、打ち死に其の数を知らず、漸く泉州堺へ退き、諸山一統に蟄居凡そ二十年に及ぶに候えども、深く祖師の宗意を仰ぎ、勅詔の旨を重んじ奉り、終に宗号は不変に候段、一宗の僧俗一統承知の事に候、古来の先哲既に此の如く身軽法重の念深く、宗号相違無く候所、今般御国に於いては、相削られ候趣にも候には、進んでは勅詔・御上意に違背し奉り、退いては宗意を失い、先哲の薰功を蔑如する事眼前なり、然れば則

ち事の次第に依らば、諸本山も天文の振り合いを以て捨身の決定の御訴訟に及ぶべきの程の事に候、御寺の諸寺院如何相心得候哉、是れ迄諸山え相窺い候事も之無きの段、甚だ不審の至りに候、万一末寺中の私の取りはからい之有り候て、右の趣に相達し候はば、一宗の大事に候、畢竟慶長已来強いて御無沙汰く、只有り来るの儘に候え、他宗門の僧徒は勿論、宗門の僧徒と雖も、或いは其の意を得ざる者も之有り候哉、又は相心得候学者・寺職の徒も故無く平地に波を起こすの様に演説も相成らざる物故、宗門在家にも不心得の者等、之有るべきか、況や他宗の人々は貴賤とも心得申すは希に之有るべく候か、何分一寺の住持は正に是れ護法の職たるの間、世事とは相違ず、宗号は宗義の大事、能々心得るべき事に候

一、能弘の人の名に依り日蓮宗と唱うるべきの条、祖師の書は勿論、高弟六老僧已下中老僧ならびに先哲の記録にかつて之無き事也、後々他門より申し候事か、勅許の宗号は法花宗の一名に相限り、寛永の御上意一天下の法花宗と嚴命を蒙り奉り、其の旨御請け申し上げ奉り候え、異乱之無き事に候、然る処近来日蓮宗と御書出之有るの事は、御目安に御認め御座候哉、又は他門後代の私称に准じ御書出御座候哉。其の儀はかり難く存じ奉り候、宗門よりも或いは左様に書き出し候は、是れ又御目安に相従う迄の事、後々外より申し候名にて全く御免の宗号には之無く候、右日蓮宗と御書出も之有るに付き、若し法花宗と申す名を御削り有られ候御沙汰之有り候はば、恐れ乍ら上件を相認め候次第を以て幾重にも相歎き訴訟奉るべし、直には御請け成り難き筋に候、然る所是れ迄何の御沙汰も之無く候故、平地に波を起こし候て彼是申し上げ候は恐れ入る義と存じ、其の分に済まし来り候事と存じ候、法花宗の御糺の節は、向來の趣を以て幾度も言上に及ぶべく候、是等の趣を、委曲相心得、今般御国の御役所へ幾重に御歎き申し上げ奉るべく候、諸寺愁訴の儀、届きえず候は、終に一宗門の騒動にも成るべき行義にて、諸山一統の悲歎此の事に候、之に依り重々御歎き申し上げ、御国内にて相治まり候様に致さるべく候、万一御歎き申し上げ候ても猶済み難く候え、抛無き義に候間、草々に相達せらるべく候、以上

寛政八年辰十月十九日

本能寺役者印

備前

菅能寺

本蓮寺

松寿寺

長文の引用となったが、本能寺の姿勢はよくわかると思われる。本能寺ではこの問題は「宗義の大事」であって決して譲ることのできない重要な問題であり、藩と交渉してなんとかしても通達を撤回させたい、という姿勢がある。この点はほかの本山も共通であったと思われる。特に末寺が恐れ入って反対を貫かなかったことと経緯を本山へ報告しなかったことを問題視しており、末寺を厳しく叱り、同寺に藩と交渉をするように鼓舞督促している。

書状は寛政八年十月十九日付けで二通あり、一通は今後のとるべき対応について述べている。もう一通は「宗号得意書」として宗号についてのレクチャーをする内容となっている。末寺中に「宗儀不案内」のものもいるかと推測するので、既に知っているとは思いますがもう一度知らせるといった内容である。実際に、藩への嘆願書はこの「得意書」の記載とほぼ同様の内容となっている。事例は同じなのであるから当然ではあるが、末寺はおそらく本山からの書状に沿った内容で作成して藩に提出したのであろう。

書状では「宗号の儀は、末寺共如何心得罷り在り候哉、実に一宗の大事、宗旨の家銘軽からざる事に候」と、宗号は一宗の大事であるとの認識を示し、これほどの重要な問題を末寺のみで対処しようとしたことに不満を示している。また「誠に宗号の儀は、宗門の元祖宗旨を開き、法を弘る本源の家銘、一宗門の門家相続の惣名ニ御座候」・「当宗号の正統は法花宗と相い用い、日蓮宗と申す儀、正意の宗号には用いず候」・「勅許の宗号は法花宗の一名に相い限り、寛永の御上意は一天下の法花宗と厳命を蒙り奉る」などと宗号を重視していることを再三にわたって述べている。

さらに、同書状には「誠に宗号の儀は一宗の綱領、門家相続の惣名に御座候」・「右法華宗号通用相止まり候時は、

宗旨の家銘断絶の筋合ニも相成り」・「進んでは勅語・御上意に違背し奉り、退ては宗意を失い、先哲之薰功を蔑如する事眼前也」とも述べられ、宗号の変更は「勅語・御上意」にも違背し、先哲の法功を無にするものであるから、なんととしても「日蓮宗」の呼称は撤回させるべきである、と末寺を鼓舞している。

注目されるのは天文法難のことを詳しく述べて捨身弘通を示している点である。法難の端緒が宗号論争であったという認識が示され、この法難を乗り越えて宗号ひいては宗門が護られてきたということを書いている。そして「然れば則ち事の次第に依らば、諸本山も天文の振り合いを以て捨身の決定の御訴訟に及ぶべきの程の事に候」とこの法難の先規を以て諸本山も行動するであろうとしている。法難の記憶がこのような形で伝えられ顕れてきたことは、この法難がやはり宗門にとって非常に重要な歴史と認識されてきたことの証であろう。そして、京都の諸本山が成り行きによつては重大な覚悟で幕府へ訴訟を行うであろう、という意志を示すという役割をも持っているわけである。

以上のように二通の書状では、宗号について厳格な姿勢を示し、末寺に重大な覚悟をもつようと言っている。しかしながら、その方策は結局は藩への愁訴・嘆願であった。実際の方途としては、以前の末寺中の行動と同様に愁訴・嘆願をすべきであるとしている。書状によると、当地の役人が一旦言い出したことに背いては末寺の面々が迷惑であろうとして「平地に波を起こし、騒動致し候儀、末寺共無用たるべく、只幾重にも有り来たり候様に愁訴悲歎の趣申し立て、御国恩大切に存ぜられ、其の御地御役人中へ願書指し出され候て然るべき由」指示をしたのである。御国恩寺をたておいてもらっている藩の恩を大切にし関係を壊さないように穏便に繰り返し願い出よと薦めている。これは最も平凡な対応である。結局、本山でも在地の実情を察するに至つたらしく、可能な限り穏便に愁訴・嘆願するようにすすめたのであろう。本山は末寺の藩における立場を配慮するように変化している。

だが、再度の嘆願にもかかわらず、藩の意思は固く、当地の住僧は板ばさみのような立場となつたわけである。

結局、在地末寺の願い出が不成功におつた結果、各門流の上部機構での動きが活発化していったのであろう。本能寺書状では「諸寺愁訴之儀届きえず候えば、終に一宗門の騒動にも成るべき行義にて諸山一統、悲歎此事に候」と

宗号の問題は重要なので、愁訴が退けられたうえは一宗全体の問題として対応するとの見通しが示され、「是れ又た吾宗の瑕候に候間、然る上は是非に及ばず十六本山会合の上、何分致すべき様有るべき事に候」と、具体的には京都十六本山の会合組織での評議によって幕府への上訴などの強硬な対策をとるであろうとしている。おそらく十六本山会合での評議がなされ、幕府への対応もなされたのであろうが、その内容は把握できない。

この事件も結局は藩が幕府からの返答をもとに態度を決定する形で決着するのであるが、本山会合の活動がどの程度奏功したのかも不明である。途中の経過を見れば、藩の強硬な姿勢は目立つものであった。この時期に藩が正式な通告として末寺中に示した意図や背景については不明である。後に考察したいと考えている。

(三) 寺社留帳の記述からみる裁定

前項まで述べてきた一件の最後は、藩が幕府寺社奉行所からの返答を得ることによって決着した。その内容を示す文書を池田家文庫の「寺社留帳」から翻刻する。

寺社留帳 寛政八年

寛政九年「丁巳」六月九日 留帳 日記

日蓮宗寺院宗号唱ノ義に付き去秋ヨリ申し出の趣被聞召、別

紙の通被仰出候旨、老中より寺社奉行え被申渡

別紙

日蓮宗寺院共、宗号唱の義に付、彼是申出の趣被聞召

候処、都て宗門法義の義は俗家の取扱に不及本寺々々

の作法相立、公辺御定法等有之、御国方にて唱願出候とも、御裁許難被仰出候、併て例年宗門御改の節寺院締め判日蓮宗号一号の外唱の義は無之、下た方銘々の唱数年唱来も可有之候得共、新規の事に無之、全体此度寺院共歎出願書の姿諸僧連印の願書訴訟申出方御上を不憚一統連印徒党に似寄候趣不埒の義に思召候、兼々寺院寺社奉行え願出等の取扱間には我儘なるも有之趣殊此度杯の事は頭取申出候者も有之趣に候間、追々御糺の上屹と御沙汰も可有之候、何れ宗号唱の義は篤と御吟味の上、公辺御問合有之御沙汰可有之候間、願書御下げ置被成候事、

閏七月廿六日

宗号の儀に付老中より左の通小仕置へ被申聞

宗号の儀未だ公辺へ御問合相済不申に付、去年の通に当年も相改請取候様湯浅新兵衛え相移可申

との御事に付、其の旨小仕置より寺社目付え相移す

十二月十三日

江戸留守居松山平兵衛より將軍家寺社奉行え宗号唱の義に付伺書差出翌十「午」年附箋にて指令左の如し

日蓮宗宗号の儀、法華宗日蓮宗の両様相用候ても宜

御座候哉、又は法華宗敷、日蓮宗敷、一号に限り相唱申儀に御座候哉、公辺の御取扱相伺申度奉存候、

〔松平上総介家来〕松山平兵衛

附箋

書面宗号奉行所にては日蓮宗と認取扱候得共、寺院より差出候書面人別帳等は認来を可用筋に有之、両様相用候ても不苦候、

同 十年「戊午」三月廿三日

日蓮宗宗号の儀に付寺社奉行え左の書付渡さる

日蓮宗宗号の儀、此度公辺御問合有之候処、寺社御

奉行所にては日蓮宗と一号の外御取扱は無之候へ共、下方

銘々の唱の義、是迄唱来りの通相用ひ候ても不苦との義に

有之候間、以来は前々の通致来り不苦との御事に候、

寛政八年の寺社留帳からの引用である。一連の記載から藩当局がこの問題をどのように認識し対処していたかわかる。この騒動の落着点を示す文書であり、約二年の歳月のうち事態はようやく決着したのである。

寛政九年の六月九日付けで記されている内容では、同年閏七月二十六日に家老から寺社奉行へ以下のように裁決が伝達された。

要約すると、まず、「日蓮宗寺院共」が宗号について彼是いつているが、宗門の事は本寺の制法に任せべきであり、この点について藩では裁定しがたい。例年の宗門改では日蓮宗の一号のみを用いている。下々の用いる呼称は別

であるが、藩では日蓮宗のみで通している。このように、宗門のことは本寺の規定によるといいながら、なおかつ法華宗の宗号を認めようとはしていないことがわかる。

そして、嘆願をした宗門寺院について「寺院共、歎出願書の姿、諸僧連印の願書の訴訟申出」のことは「御上を憚らず一統連印、徒党」にて不埒であるという認識を示している。そして、以前より寺社奉行へ日蓮宗寺院からの願いの際には、自儘で不都合なことがあるともしている。藩が日蓮宗寺院に対して、決して良い印象を持っていないことを如実に示す内容といえよう。

その上で、宗号の一件についてはよく吟味した上、幕府へも問い合わせて糺明するので寺院方からの願書は下げ渡すように、と決定していた。小仕置は藩の事務機関であり、⁶ 今年の宗門改が近づいてきたので一応の処置をしたものであろう。

その後、家老たちは十二月十三日になって江戸の留守居に対し、幕府寺社奉行所へ伺いを立てるように指令を行った。宗号は法華宗・日蓮宗の両様でも構わないのか、あるいはどちらか一方にすべきなのか、という内容である。その後の幕府内部での検討の内容は不明であるが、寺社奉行所からの返答が留守居に伝えられ、国元へも伝達された。それが附箋（回答）⁷の内容である。附箋とは留守居から幕府の担当者へ問い合わせがきた場合、問い合わせの書状の上部に附箋をして返す。その附箋が返答となる。

幕府の寺社奉行所の十二月十三日付の返答は、奉行所では日蓮宗としたため取り扱っているが、寺院より差し出す書面・人別帳では以前からの形式ならばどちらを用いても構わない、といったものであった。これによれば、幕府寺社奉行所内部での呼称は正式には日蓮宗のみということになる。上記のように幕府からも法華宗という呼称を正式に認められてきている、という宗門側の主張は通らないことになってしまう。はたして、この附箋の内容通り寺社奉行所では日蓮宗のみを使用していたのであろうか。宗門側から書き上げる文書には法華宗と用いてもかまわないが、幕府の用いる名称は日蓮宗という規定があったのであろうか。

なお、「寺社奉行御留書」には「寛政四年四月十日 青山大膳亮家来」からの問い合わせとして、やはり日蓮宗という呼称を幕府寺社奉行所が採用してきたとの回答がある。

是迄日蓮宗と認め来たり候処、京都本山より去る成年諸宗人別御改の節公辺へ法華宗と認め指し出し候に付き以来法華宗と認め候様申し来たり候趣

書面宗名の儀年来日蓮宗と唱え来たり候上は安永年中御書付の趣も之有り候間、前々の通り認め候様御申し渡し御聞き届け之無き方と存じ候

替へは不可との返答

岡山藩の事件の四年前にも同様の問題が生じており、京都の本山から郡上八幡四万八千石の青山家へ申し入れがあった。やはり日蓮宗を法華宗に変更したい、ということであったが、幕府寺社奉行所からの返答により、同様に却下されていたことがわかる。ここには「安永年中の御書付」という文言がある。これが何を指すのかが問題であるが、不明である。幕府では日蓮宗という呼称に統一しており、それを後から改変するつもりはなかったようである。

真宗でも同様の事例があり「一向宗」の表記を変更することを藩に求めて、藩は幕府に問い合わせて、その返答により否定された事例がある。ここでは安永六年（一七七七）の書付を理由とされている。これは「安永年中の御書付」と同一のものであろう。

考えてみるに、幕府の編纂物である『御府内備考 続編』などにも法華宗の名称は用いられており、先に宗門が述べたように幾度も幕府から法華宗の名称で呼ばれているという事実もある。単に寺社奉行所内部での事務的な統一呼称であったのかもしれないが、この幕府において法華宗の呼称を認めていたのか否かという問題については、なお後考を期さねばならないと考えている。

結局、藩では幕府の寺社奉行所からの返答を得て裁定を行い、宗門寺院へ通達を行った。それは十年三月二十三日のことであり、上記のように幕府の寺社奉行所では日蓮宗のみを呼称としている事を典拠として、法華宗を宗門の正式な呼称として藩内の文書で用いることを否定したわけである。但し、寺院から上申する類の文書では自称としては以前から用いているならば法華宗・日蓮宗ともに認める、という内容である。

事件の発端となった宗門改の書判では以前より法華宗と用いているならば法華宗としてよいのであるから、当初藩側から申し渡された以降は日蓮宗とのみ記すようにという通達は無効となったわけである。この面から見れば寺院の申し出が認められたようにも見えるが、実際はあれほど力を入れて主張していた法華宗の宗号が幕府や藩から認められなかったということになり、大変意に沿わない決着となってしまったのではなからうか。朝廷や幕府から認められた公的な宗号であるという主張が通らなかつたわけである。あるいは、幕府と藩と宗門の調整により、表面的にはこのような形での決着がはかられたという可能性もあるが、それを示す史料は現段階では見あたらない。

法華宗という名称に単なる名称ではない重要な意味を認めていた宗門では、自ら名乗るのはかまわないが、藩の正式呼称としては認めなかつたことをどうとらえていたのだろうか。身分格式などが非常に重大な意味を含有していた近世においては、軽視できない問題であつたと考えられるが、受け入れるしかなかつたのであろうか。

一言付記すれば、確かに藩の文書では実際にこの以前から、日蓮宗の名称を常に用いてきているようである。しかし、宗門改や寺社の由緒調べなどについては、この事件の後にも法華宗の名を用いた藩の記録もしばしばあるのである。

そのうち、一つ実例を挙げれば、「大崎屋敷宗門御改」と題された宗門改の記録が池田文庫に所蔵されている。岡山藩の江戸下屋敷に勤務する侍の宗門改の記録であるが、宗旨に「日蓮宗」と記す者と「法華宗」と記す者が混在している。しかも、その表記は、この寛政八年の事件の前後を比べても変化がないのである。法華宗と記すのは特定の寺院の檀家である、すなわち法華宗を以前から用いていた寺院の檀家、ということである。後述の例もあわせて考え

れば、この時の裁定は以後も生きていたと考えられ、以降の岡山藩においては宗門改めの際には法華宗と日蓮宗の両様が用いられ、藩の公式文書では日蓮宗が用いられていたと結論してよいのではなからうか。

(四) 文化五年の宗号に関する一件

上述のように寛政の宗号事件では宗門の主張は認められなかったようであるが、その後も時折宗号に関する問題が起こっていたことを伺わせる史料として寺社旧記にある文化五年(一八〇八)の一件を翻刻して取り上げる。

一 一寺より日蓮法花両様書宗門改指支離且之事

妙勝寺旦那小作事方大工棟梁十郎宗門

請に日蓮宗と調出事候処、当年同小作事手

同寺旦那宇八と申者、初て宗門書出に法花宗

と妙勝寺より調出候に付、一帳の内同寺旦那にて宗

号両様に分し書者向に付き、小作事奉行成田鉄

之進より調様に宇八え申聞、其旨寺へ同人

より申処、承引不致候付、其段成田より判形長

田長兵衛広内権右衛門申談候、自分候、内

談に付、其旨妙勝寺え申聞候事、先住不学誤

て日蓮宗と調候存右十郎は今更致方無

御此外者断候旨申付、御用所帳面に一人なり

共日蓮宗と出居申候得共、今更同寺より前号

書出候て者、不相成ともあれ小作事手え者

日蓮宗と調出様再三申聞候得共、承引不致

蓮昌寺呼寄及内談候て、同院より亦々申聞候得共

一向不承に付、無拠蓮昌寺正福寺之扱にて

離旦いたさせ、宇八は当年より蓮昌寺旦那に

相成旨、八月廿七日蓮昌寺より申出に付、其旨判形

申遣、無事破落着申候

文化五年に日蓮宗妙勝寺（京都妙覚寺の末寺である）の一旦那が宗門改めの際に騒ぎをおこした一件である。妙勝寺から旦那へ出した宗門請の文言に、日蓮宗と法花宗の両方が混じっていたために旦那が納得できず問題となったわけである。まず、藩の小作事方に属する大工棟梁の十郎が宗門改の判を旦那寺から受けたところ、「日蓮宗」と記されていた。ところが、同寺の旦那宇八が初めて受けた判書には「法花宗」と記されていた。宇八は移住するか藩に仕えるようになったかの理由により初めて妙勝寺から請判をしてもらったのであろう。

同じ寺の帳に別の名称で宗旨が書かれていたため、上役の小作事奉行から宇八に対し寺へ赴いて修正してもらおうように指示があり、宇八が妙勝寺へ依頼したところ拒否されてしまった。そこで、小作事方から寺社方へ相談をして、寺社方から妙勝寺へ内談をした。

すると、宗旨の名称が異なる理由を妙勝寺から説明したところでは、次のようであった。先住職は宗号についての考えに誤りがあって「日蓮宗」と記していたので、十郎の分は「日蓮宗」であり、それは今更変えるわけにはいかな

い。しかし、自分は本来の正しい名称である「法花宗」にすることとしたので、新しく請判をした宇八の分は「法花宗」なのである、というものであった。同じ小作事方の帳面で両様では困るという理由で交渉を繰り返したが、妙勝寺はついに譲らず、しかたなく間に立っていた蓮昌寺と正福寺の仲裁で宇八を離檀させて蓮昌寺の檀家としてようやく落着いた、というものである。

宗門改の手續きにおいては、日蓮宗と法花宗という二つの呼称がともに用いられていた様子が確認できる。この場合は同じ小作事方に属する二人で、しかも同じ旦那寺であったことから問題となったのであろう。妙勝寺の新任職は日蓮宗ではなく法花宗が正儀であるとして、修正を行おうとしていたわけである。この考えは先に示したように宗門内の正統な見方である。しかし、以前と異なることが問題とされて、今回は通らなかつたわけである。また、以前に「日蓮宗」と記した分は「今更致し方無し」と住職も変更することができなかつたわけである。

留帳の通達ではどちらを選択してもかまわない筈であるが、実際はそうでもなかつたようである。宗門請の手續きにおいて寺院の考えがそのまま通るわけではなかつた様子であり、先述の大崎屋敷改で両様の表現であつたのも、これと同様の理由であつたのではなからうか。すなわち、以前日蓮宗と宗旨を記してしまつた場合は容易に法花宗と修正することができなかつたのであろう。そこで、同じ宗門内でも両様の記述が並行して用いられていたのであろう。大崎屋敷の改以外にも両様の表現がみうけられる、ということの理由はこの事例からこのように考えて差し支えないのではないかと思われる。

さて、先に示したように宗号論争の際に藩から出された結論では下から差し出す書類では自称は随意にしてよい、となつてはいたが、実際には新儀に変更することは容易ではなかつたのではなからうか。この一件も結局旦那寺から離檀して別の寺院の檀家となるという「落着」であつたわけである。藩に提出する書類の文面のために檀家が別の寺院に移転するという、宗教的な見地から見れば本末転倒の方法をとらざるを得ないという状況であつたわけである。寛政八年の宗号論争の藩の高圧的な姿勢を見ても、この点に関して藩内寺院は対処に苦慮する場合がしばしばあつた

のではないかと考えられる。

まとめ

以上のように寛政年間に藩と領内宗門寺院との間に起こった宗号事件をみてきた。結局、当初の藩の通達は部分的には破棄されたのであるが、幕府からの返答により藩内部での名称は日蓮宗とするとされてしまった。

法華宗の宗号に対する宗門各本山の強い信念は確認できた。以上述べてきた一連の文書の内容から、当時の宗門内では「法華宗」の名称を、継承されてきた法理の正統性の象徴と教団存在が公的に認定された証としての二つの意味から、重要視していた様子が明確に看取される。そして、逆に「日蓮宗」の名称には拒絶反応があったこともわかる。但し、その一因として、ここでは明確には顕れなかったが、しばしば用いられた「日蓮の私儀の法門」というニュアンスへの抵抗もあったのではないかと考えている。また、このような「蔑称」を強要することが、藩の名称変更命令の意図の一つであったろうとも考えられる。あるいは当初問題になった諸郡は不受不施の信仰の強固な地域であったことと関連があるのかもしれない。

現在ではあまり気にもされない「日蓮宗」の名称であるが、当時の社会状況では大変重視され、このような問題となったこともあったのである。この論争からわずか七十余年の後に宗門当局者の手によって「日蓮宗」の呼称が選択されることを当時の先師が知ったとしたら、一体如何なる感慨を抱くであろうか。

幕藩体制下では名乗りは格式の重要な部分であった。日蓮宗教団の呼称が希望した法華宗を認められなかったということは、公権力による強制であり教団の屈服と云ってよいであろう。

なお、近世において「日蓮宗」は一般的にはかなり用いられた呼称で、自称する宗門僧もいた。この点についてはさらに後考を期したい。

また、この宗号の問題については、他の地域で同様の事例があったのか、また幕府の方針がどのようなものであったのか、など不明な点が多く、さらに検討を進めなければならぬと考えている。特に「法華宗」という宗号を内部での正式な呼称としていたのかについて検討したい。また、この裁定に関する京都各本山の反応など宗門内部への影響や反響についても調べてゆきたいと考えている。

- 1 『日蓮宗事典』『日蓮宗』の項。
- 2 宗号論争については『日蓮教団全史』に諸例がある。
- 3 比叡山との宗号論争については天文法難のきっかけとなり、この事件でも先例とされた「松本問答」などがある。
- 4 藤井学・波多野郁夫編『本能寺史料 西国末寺編』 思文閣出版 一九九三年
- 5 宮崎英修『不受不施派の源流と展開』平楽寺書店 一九六四年
- 6 藤井学「江戸幕府の宗教統制」岩波講座『日本歴史』十一卷 一九六三年
- 7 小仕置については谷口澄夫『岡山藩』吉川弘文館 一九六四年 による。
- 8 笠谷和比古『江戸御留守居役 ―近世の外交官―』吉川弘文館 二〇〇〇年 などでのこのような藩留守居と幕府役職との問答の様子が述べられている。江戸留守居役は藩にとって幕府の政令を伝達する役割を持っていた。
- 9 「寺社奉行御留書」には「寛政九年十二月十三日松平上総介家来」より問い合わせという記事があり、藩から幕府寺社奉行所へ問い合わせをしたことが確認できる。

同午二月十三日答下の札相達す

日蓮宗号両様唱え候趣

書面宗号奉行所にては日蓮宗と認め取り扱い候えども、寺院より差し出し候書面人別帳等は認め来たるを用うべき筋に之有り、両様相用い候ても苦しからず候

9

「寺社奉行御留書」寛政八年三年 播田安芸守家来よりの問い合わせには以下のようにある。真宗でも同様の問題がおこっており、やはり安永六年の書付によって宗旨変更が認められなかった。以下に引用する。

前々より一向宗と認め来たり候処、浄土真宗と認め替えたき趣

書面宗号の儀安永六酉年の御書付之有り、新規認め替えの儀は容易に成り難き筋と存じ候

第二章 藩と領内寺院

第一節 藩と領内住職

(一) 法令集にみる宗門改

藩と領内の寺院・住職の関係について、池田家文庫の記録から考察をすすめることとする。まず、寺院内の宗旨人別帳からみてゆく。

近世日蓮宗寺院で寺院内に居住する人々として、住職や寺僧のほかにいわゆる寺男、下男などと称する人々¹がいる。本山など大寺院では寺侍²もいたようである。また住職の家族が同居する場合もあったようである。寺内に住む人々の人別帳は一般住人とは別に作られた。「法令集」一三三二二号から、「寺方人数宗旨改」の実際を確認したい。

ここで今回引用した「法令集」について、谷口澄夫氏によって著述された「解題³」をもとに略述する。「法令集」は池田家文庫に収められている記録の一つである。岡山藩の治世の記録として発布された法令を編纂されたものであり、編者や編纂時期は不明である。しかし、寛永十九年（一六四二）から文化七年（一八一〇）頃までの法令・判例・具体的な事例を網羅して、藩法の資料として貴重なものである。

一三三二二号（元禄六年）

御代官宛

（朱書）「日蓮宗、但し本寺京都何寺」「是れは本寺他国に之在り、御国に組頭寺も之き分」

○一本住院○ 歳何十

弟子○ 同何十

母 同何十

合○○ 三人内「忒人出家 忒人女」

外に

下人市助 歳何十 「岡山何町何右衛門子、何宗何町何寺宗門受取状取り置き候、」右当寺京都何寺の

末寺にて御座候、寺内の人数差し引き合い三人

日蓮宗に紛れなく御座候、(已下同文の請け状を書くべしとの注記有り)

元禄六年酉何月何日 本住院 実名判印

この寺院が国内に組頭寺がある場合には末尾の「右当寺京都の」以下の部分が「右何何院、国何寺の末寺にて、当寺の組下、何宗に紛れなく御座候」となり、組頭寺の印判署名が必要となる。一三二六号には「一、本寺又は組頭寺の奥の事、一同に本寺頭寺の判取り然るべき事、「御領分にそれぞれの判取り然るべき事、社方もそれぞれのかしらの判右同断」とある。

いずれにしても、寺内の宗門改は直接代官にあてる形式で作成されていたことがうかがえる。また、寺から提出された書類は名主・五人組の判形を経て「寺数何軒人何人」(出家・道心・同宿・禅門・堂守の区別がありそれぞれに人数が記載される。また下人も別に記載される)などと書き上げられ上記のルートを通して代官まで到達するわけである。この例では「住職の母」が寺内居住者として寺内の人別帳に入っている。この点については詳しい規定は不明ではあるが、下人は別帳であることと考え合わせて、住職の親族が同居する場合もあつたと考えてよいであろう。家族が後まで居住して困った例もある。

なお、後述の「江戸本庄中之郷日蓮宗清雄寺日全家来佐七乱心一件」では岡山に帰省していた日全が江戸から連れてきていた「家来」佐七は日全の下男であるが「家来」という称呼になっており、清雄寺内に帳があつた。また、文政九年に「日応寺村日応寺納所 富田伊織」がいた例がある。寺内の居住者といえは浄土真宗では住職の家族が思い浮かぶが、日蓮宗は出家主義の宗派だが親族や「家来」のような居住者がいたことも事実であろう。

僧侶以外の宗教者についても宗旨改めは必要であり、その関連記事が同じく「法令集」の一三二二号にある。

一三二二号

一、社家社流の義は、吉田殿へ伺い奉り候て、神主・禰宜・神人、何も家内神道を相守り外に旦那寺を取り申さず候、国主様より弥よ其の通りに仕るべき由仰せ付けられ候、但社家より俗家へ養子或いは奉公人に罷り出、又は別家仕り候者は、仏道に罷り成り、思に旦那寺を頼み申し候、右の通り一度仏道に罷り成り候者、社家の家へ罷り帰り候とも神役社用を相勤め候はば、又は断の品により神道に立ち帰り申すべく候、其の外仏道に罷り有り候様に仰せ付けられ畏まり奉り候、

これも辻善之助氏⁴らの通説通りで社家の神職は独自の宗門改めを行うが、家族は寺院檀家にならなければならない、というものである。この点が神職たちにとって強い不満であったことも同氏らによって明確に示されているとおりである。

また、ほかに少々変わった存在として妻帯する山伏がいた。山伏の宗門改についても「法令集」一三二二号に規定がある。本山方山伏は「本寺聖護院門跡末流、児嶋五流の霞下」となる。児嶋は藩内の組頭である。山伏本人は「自分分は申すに及ばず、弟子どもまで一等に天台宗となるが、「妻子どもは諸宗何にても勝手次第に旦那寺を頼み申し候間」どこかの寺で判を請けなければならなかった。当山方山伏は「本寺京都醍醐三宝院門跡末流、御領分ては岡山野

田屋町快長院支配」でありすべて真言宗であった。妻子は同前である。山伏僧侶であるのだが、少し変わった扱いを受けているわけである。

また、他にも宗教者として陰陽師がいるが、藩の法例では陰陽師やその配下の陰内は仏教寺院の旦那となっていた。

一、宗門の義、土御門殿へ相尋ね候様にと、寺社御奉行より仰せ付けられ、京都にて相伺い申し候えば、仏道陰陽道急用成され候間、何も陰陽師陰内共に、仏道何の宗旨に成るも、心次第に仰せ付けられ候間、何も仏道に罷り成り申し候事、

元禄六年酉正月朔日

陰陽師の支配にあたる土御門家の返答により、独自の宗門改めをなすことなく寺院の檀家として帳に登録されてい
たのである。

つぎに、「法令集」にある住職交代に関する藩の書式を見てみたい。寛延四年（一七五二）から宝暦二年（一七五
二）の時期のものである。

一三三三五号

口上

何郡何村何寺何住に付き、旦那の宗門請判、拙僧相勤め申したく存じ奉り候、御代官中へ御指紙を遣わされ下さ
るべく候、已上

年号月日

「何郡何村」 何院

広内権右衛門殿

右の書付は私手前に留置き、私より左の通り指紙を遣わし申し候、

何郡何村何寺無住に付き、在旦那宗門受判、何郡何村何院代判相勤めたく断り、承り届候、已上

月日 広内権右衛門

御代官宛 書判

一、此の以後は左の通り、

何郡何村何寺無住に付き、在旦那宗門請判、拙僧相勤め申したく存じ奉り候、御聞き届に成られ下さるべく候、以上

年号月日 「何郡何村」何院

広内権右衛門殿

右の通り承り届候、以上

広内権右衛門

御代官宛

昨日御見せ成られ候別紙両通の趣、御郡方承り合い候所、此の趣に相成り、下方指し支え申す儀は御座無く候、併せて只今迄の成し来り改候義に御座候間、一寸小仕置中へ御達し成られ候様に仕りたく存じ候、

広内権右衛門宛

小堀彦左衛門

右の通り相済み候由相移り候に付き、申正月御郡奉行に申し移す、

以上のような形式で藩から許可を受けたうえで就職となったものであろう。最初は寺院から寺社奉行への申請であ

る。寺社奉行から郡方代官へ連絡があり、代官の調査確認もあつた上で許可が寺社奉行から寺院へ伝達されていたわけである。新任職は寺内の宗門帳に記載され、正式に藩内の居住者の一人となるわけである。

文中の広内権右衛門はこの時期の寺社奉行である。広内の在任期間には制度的に変革が多くあつたようであり、この「法令集」や藩の文書では例文として広内の名が入っているものが目立つ。また、小堀彦左衛門はこの時期の郡奉行配下の代官の一人である。代官は新任職に檀家の反対があつたり不受不施の問題がないかなどを調べていたであろう。「小仕置」とは藩の中枢にある行政や記録を担当する機関⁶である。「旦那の宗門請判、拙僧相勤め申したく存じ奉り候」という文言の示すように、藩にとつては寺院住職とは宗門請という形で藩主に奉公するものである、といった認識があるように思われる。このような視点から寺院や住職を見ることは、藩内の文書には幾度か出てくるものであり、そういった視点も宗教政策には影響していたのであろうと思われる。次の「法令集」一三二二号に明確に出てくる。

一三二二号 元禄六年

一、寺方宗門受判出し候事、一大事の儀と申し、御国の法ばかりにても御座無く、御公儀より仰せ付けられ候事に御座候えば、寺方国主様への第一の御奉公と存じ奉り、重々念入れ、一判も疎かに仕りまじき事、

寺と藩主の関係が「御恩と奉公の関係」と藩から規定されて、寺僧の行う宗門改は国主への「御奉公」とされている。幕藩体制下では宗門改めによって仏教教団は檀家とのつながりを得たが、その反面機構の一部となり、さらにもうのような思想構造の中へ組みまれていった面があつたことを如実にしめすものであるといえよう⁷。

なお、その後宝永七年（一七一〇）の「法令集」一三二七号によれば、此の年から住職交代があつた場合の書式が変更になり住職の名前の右に点をかけることとなつた。

一 何寺

実名 歳何十

右の通りに記し置く、住持替り候節は、実名に点掛け申す様に仕るべき哉と御郡奉行から伺い、窺い出の通りに然るべきの旨申し談ず、

では、寺僧が行っていた宗門改はどのようなものであったのだろうか。

宗門改についての略史を以下に記す。寛文四年（一六六四）一月に宗門改の全国的実施と担当役人の設置を幕府が命令する。万治二年に五人組・檀那寺の確認、寛文四年に宗門改役の設置、寛文一一年に幕府領に対して人別の宗門改帳作成が命じられる⁸。

岡山藩の宗門改の成立と進展については田中誠二氏と妻鹿淳子氏¹⁰そして倉地克直氏、大橋幸泰氏¹²による研究がある。いずれも津高郡尾上村の則武家文書を主な材料としている。

これらの諸研究とくに田中氏と妻鹿氏の研究をもとに岡山藩の宗門改のあらましを述べる。まず承応四年に俗請宗門改¹³が月一回行われ、明暦元年にキリシタン改帳（毎月判形帳）が成立する。万治三年八月には俗請宗門改を改定し、庄屋のほかに各村の年寄・組頭がくわわる。その際前書が三条から四条に増える。寛文元年八月には前書が六ヶ条になる。寛文五年寺請による宗門改帳作成（年一回）となる。寛文五年二月「切支丹宗門御改并御法度相守帳」が成立。五〇ヶ条の前書。毎月村中で行っていたのを改めて庄屋・年寄・組頭が十村肝煎方で判形帳を作成することとなる。新たに村中の者すべてが一年に一度村の庄屋方で判形をする。新に「旦那坊主之書物」を取ることになる。俗請宗門改（月一回）は継続する。同六年神職請による宗門改帳作成が開始された。延宝二年に藩は神職請による宗門改帳を事実上撤回する。貞享四年には神職請宗門改は廃止され、寺請宗門改に全面復帰する¹⁴。

不受不施禁制については以下のような文例であった。

一三二〇号 元禄四年四月

一、日蓮宗の内不受不施の儀は兼ねてより御禁制に候、然る処小湊誕生寺・碑文谷法花寺・谷中感応寺、悲田宗と号して、不受不施の邪儀を相立て候て、今度悲田宗堅く停止之を仰せ付けらる、宗旨相改候、向後悲田宗の輩、不受不施に成るとも他宗成るとも、心次第の改め申すべく候、已上

一三三七号

宝暦六子三月 横留の内

一、日蓮宗の内、筋違い候宗派の者も之有るの旨、天下一統の御制禁の事に候えば、御国中に之有るべしとは思し召されず候えども、若し町在の内に右の族之有り候はば、吟味の上、其の品に応じ吃り仰せ付けらるべく候間、油断無く下た方心付け申すべきの旨、仰せ出され候

寺請の文例として一三二二号（宝永五年）の例である。

一、旦那坊主請判名歳帳

宝永五年子正月朔日

支丹宗門御改銘々宗旨旦那坊主請判名歳帳

〔御代官印〕

〔何郡〕

上紙共何拾何枚

何村

右のような表紙をつけることが求められていた。内容の手本としては左のような雛型であった。

何宗当郡何村何院 旦那

一 源四郎 歳六拾五

女房 同五拾五

子喜太郎 同廿五

娘さか 同廿 「当郡何村何右衛門妻に何月何日に遣わし申し候、其の節まで拙旦那」

合四人内 「男二人 女二人」

外に

嫁 歳二十 「何郡何村何右衛門娘、何宗、正月廿八日に呼び取る、但し呼び申す已後は家内と同宗に成る」

旦那坊主奥書の文言前々の通り、

形式としては各家の人名を書き上げたあとに、名主と僧の判がなされる。出生や死亡の場合にはその人の名のあとへ僧が判をして帳へ追加したり帳から除かれたことを証明する、こととなっていた。まさに戸籍作成であり、寺僧侶が宗門改めに関わっていたことは、人々にとっても体制にとっても寺や僧侶を社会にとって欠かすことのできない存在として認識させるうえで大きな比重をもっていたのであろう。そして以下のような請書を寺から出す。

右男女百五十七人、天台宗にて拙僧旦那に紛れなく御座候、御法度の切支丹并蓮宗の内不受不施・非田不受不施宗門にては御座無く候、若し宗門の儀に付き、何廉と申す者御座候はば、拙僧罷り出埒を明け申すべく候、後日の為宗門受け判件の如し、

元禄六年酉何月何日

当郡何村何山

何村名主

何寺

誰殿

〔実名書判に印〕

五人組頭

誰殿

通説通りに旦那寺の僧侶は檀家のすべての構成員を把握して、それを記録し藩に提出することをしていたことが追認される。

また、法令集では岡山藩内では嫁にきた者は婚家の宗旨に変更され、嫁に行った者も実家の宗旨を離れて婚家の宗旨に変更することを藩で推奨していたことがうかがえる。つまり複檀家ではなく、「一寺一家の原則」を藩が望ましいこととしていたことになる。複檀家という一つの家で複数の寺院と寺檀関係を結ぶという形態の一つの理由は嫁してきた者が実家の信仰を持ち込むことである。

これを不受不施の問題から見ると、いかなることになるであろうか。もしも、不受不施を信仰している家庭にそうでない嫁が来るのは危険である。あるいは不受不施信仰の家から不受不施でない家に嫁にゆくことも、自分の娘を不受不施から離れさせることにもつながるので望ましくないと考えられたのではなからうか。中世の妙覚寺の法式¹⁵にも明確に示されているように、本来は信仰を同じくする者同士で婚姻関係がとり結ばれるのが法華宗門の規則であった。嫁をとったならば自家の信仰に引きいれなければならず、それができないならば離縁しなければならぬ、という厳格なものである。この規定は当然ながら不受不施の人々にもより強烈に受け継がれていたと思われる、岡山藩内の者もとくにそうであったろう。実際面から見ても禁制の宗門を信仰する家と他の家が婚姻関係を結ぶことは秘密保持の面からも大変危険でもあり、教義上からも禁止されているので、そのようなことは実際に滅多にない事例であつ

たのではなからうか。

つまり、いいかえれば不受不施の場合、同信仰の家同士での婚姻を行う。つまり家庭という社会の中でも最も小さくしかも強固で密接な単位を基盤とする形態である故に、常に後継者が確保されて継承がなされ、幕府や藩という大きな枠組みからの規制や弾圧にも容易に屈せず耐え抜いてゆく上で有用であった、そう評価することもできるのではなからうか。

(二) 住職の任免と藩への出入りについて

以上のように住職任免の文例や手続きと寺僧の行う宗門改を見てきた。では実際の藩内寺院の住職の任免はどのような経過をたどっていたのであろうか。住職決定には門流、檀家の関与はどのようなものであったのだろうか。

まず藩政における手続きをみてみたい。享保十三年(一七二八)の城下蓮昌寺の例である。

蓮昌寺後住本寺京都妙覚寺より申に付、妙覚寺并役者より付届来状

其御地蓮昌寺就無住、寺家実如院と申僧、後住願差上候付、随分吟味之上、則洛北松ヶ崎檀林能化之隠居隆明院日恵と申候出家、蓮昌寺住持に申渡候、依之右日恵儀、極月二十日比其御地参着可仕旨に御座候、罷越候者、宜御意奉頼候、当使僧口上に申含候条、恐々謹言

妙覚寺

十一月二十六日

日宥 書判

寺社御奉行

長谷川九郎大夫様

ここでは本山妙覚寺が寺僧の要請によって、適当な人物を銓衡して決定したとある。蓮昌寺は妙覚寺の門流の藩内触頭寺院であり、そのために本山からの申請となったと思われる。藩内末寺の場合は各門流の触頭寺院ときには近辺の寺院から申請がなされる事が多い。赤坂郡蓮光寺の新住職許可である。

一、蓮昌寺組下赤坂郡吉田村蓮光寺、先住儀元禄六年十二月死去仕候、弟子壱人宜弁と申僧有之ニ付、其節且方共先看坊分ニ仕置度と奉願、被仰付、当年迄相勤罷在候、然処此度右之宜弁ヲ蓮光寺住持ニ相極度旨、惣檀那共一同ニ奉願候処、老中被聞届願之通被申付

檀家からの願出の一例である。弟子をすぐに住職にせず、しばらく看坊として勤めてから、惣檀那一同として申請している。もう一例、十二月十三日 竹田村妙龍寺新住職の例をあげておく。

一、御野郡竹田村妙龍寺住持立退無住ニ罷成候、就夫ニ先頃看坊ニ被仰付候弟子兄弟春和岸と申僧、式人御座候内、春和と申僧は兄弟子ニて去年ヨリ学問ニ罷越候、此春和後住被仰付被下候様ニ、惣檀方共願申候間、蓮昌寺奉願候処、老中被聞届、願之通被申付

妙龍寺の住職が退寺した後に、やはり看坊を勤めていた兄弟弟子のうち兄弟子をやはり惣檀方から蓮昌寺を通して願ひ出ている。

通常、藩の文書で住職選任をみてゆくと、この様に本山または触頭寺院から藩への願出の形式となる。そしてこの後に短く許可した旨の文章がある。本山が末寺の住職を決めるのは当然であり、藩でもそれを追認することが通常で

あつたと思われる。

しかし、住職の申請をしりぞける場合もあつた。元文二年（一七三七）に「赤坂郡大麻村圓立寺無住に付代判国ヶ原村香雲寺より願出、無念之事」という表題で、新住職を願ひ出たが意外な展開を辿つて却下された記録がある。

赤坂郡大麻村にある圓立寺は無住であつたため、同郡国ヶ原村の香雲寺が宗門改を代行していた。そこで美作国南条郡上神目村龍泉寺の弟子智光を圓立寺の後継住職にしたいと願ひ出た。

弟子智光と申僧歳三十六に罷成候、宗旨法花宗、御法度の切支丹并不受不施又は悲田宗門にても無御座候、生所共慥成僧にて御座候、圓立寺住持に仕度由、檀那中一同に相望候に付、住持に仕度奉存候、願之通被 仰付被下候様に寺社御奉行え被仰達可被下候、已上

圓立寺無住に付代判

赤坂郡国ヶ原村

香雲寺

元文二年 巳二月十八日

蓮昌寺

日禪聖師

右之通拙僧末寺香雲寺願上承届相違無御座候、已上

蓮昌寺

広澤喜之介殿

智光については年齢と宗旨が示され、「生所共慥成僧にて御座候」と身元も慥かで保証があるとされていた。そこで「圓立寺住持に仕度由、檀那中一同に相望候に付」新しい住職にと香雲寺から触頭寺院の蓮昌寺日禪へ願い出て了承された。そして蓮昌寺日禪から藩寺社奉行広澤喜之介宛で「右之通拙僧末寺香雲寺願上承届相違無御座候、已上」と元文二年二月十八日付で申請されたわけである。

当初、手続きは順調に進んだ。「龍泉寺弟子智光と申僧を呼請申度旨、当十九日代判国ヶ原村香雲寺より願出候にて相伺之通被 仰付候事」と許可がおりた。

同月二十二日に願の通り仰せ付けがある、ということ町会所（寺社奉行所でも使用する）で申し渡しがあはずであった。ところが「新任持、印判願も仕度由にて、智光召連被出候を見も候へば、左の通前方見知り申僧にて御座候故、先印判願も指留メ願書も取戻し、両人は先帰候様にと申聞戻し申候事」と新任職の印判願もあつて智光が会所へ出頭したが、廣澤が以前見知った人物と同じ人物であることに気付き、手続きを指し留め願書も取り戻し香雲寺と智光は退出させられた。

右智光と申僧は元來御野郡濱野村松寿寺同宿より蓮昌寺中本成院住持に罷成候処、五年以前丑五月十八日不勝手にて住職難成由御断申上、隠居仕、直に願上大坂上寺町本政寺え罷越候者にて御座候はば、香雲寺蓮昌寺よりも右已然之様子も申立可願出義に御座候処、物を紛はし申様成願之仕方不宜、殊更五年已然他所へ参候節、風聞不宜、此度猶又承合候処も弥不行跡にて他所え参候趣ニ御座候へ者、一旦相伺願之通被 仰付候へ共、此願も御取上無被御座様に申上度奉存候

智光は濱野村松寿寺の僧でのち蓮昌寺中本成院の住持になったものの、五年以前に「不勝手に」住職を隠居し

大坂へ移った僧であった。「兼て不行跡、仁王町表具屋後家とやらん密通有之候由」と藩では把握していた。智光は蓮昌寺寺中不染院と兄弟であった。香雲寺や蓮昌寺は智光の履歴を知っているはずなのに申し立てなかったことを「物を紛はし申す様な願の仕方宜しからず」とされた。しかも大坂へ移る際の風聞がよくなく、不行跡もあつたための所為とも評している。そのため、一旦藩主の許可がおりたのに却下すると決定されてしまった。

依右蓮昌寺早々私宅え参智光義前の本行院と申義不存、他所僧と相心得、押ての吟味も不仕願上させ候段、近比龜末之至奉存候由申、殊外迷惑がり申候、然共為心得叱置候様可仕哉、但少々指扣させ可申哉、軽く扣させ可申旨被 仰渡香雲寺義は智光事前之本行院と申義は存居申候得共、先年他所え参候義追院出奔にても無御座願上罷出候者御座候故、不苦義と心得、此度も知かと御噂不申上願出候由申、畢竟不案内之方にても可有之候間、志かり候て願書戻し、此者は不被 仰付由申聞候様

その後すぐに蓮昌寺は廣澤宅へ赴いた。「智光義、前の本行院と申義々不存、他所僧との相心得、押ての吟味も不仕、願上させ候」と智光の前歴を知らずよく確かめもせず願出てしまったと弁じた。そして「近比龜末之至と奉存候由」と述べ「殊外迷惑がり申候」という様子であつたと表現されている。不染院は指し控えの処分となつた。

口上

一、寺中不染院義不叶寺法故御座候二付、今朝より指扣申付置候、已上

蓮昌寺

元文二巳年三月朔日

廣沢崑之介助殿

蓮昌寺の処分については、心得として叱り置くか少々指扣させるかが検討されたが「軽く扣させ可申旨被 仰渡」となった。そして住職が謹慎中の寺務について代行を廣澤に申請し許可された。

願書上

一、蓮昌寺差扣居申候ニ付、方丈ヨリ寺中共二代判法用等勤呉様ニ頼申候、仍て相勤遣度奉存候、願之通被 仰付可被下候、已上

元文二巳年二月廿九日

廣沢崑之介殿

同様に不染院の代判も申請され許可された。

願書上

一、同寺中不染院儀不調法仕候ニ付、指扣居申候、依之代判之義拙僧相勤呉候様ニと頼申候間、勤遣度奉存候、願之通被 仰付被下候様寺社奉行江相達可被下候、已上

寺中

本成院

元文二年巳三月朔日

蓮昌寺 日禪聖師

右之通承届相違無御座候、已上

本成院は住職を通して寺社奉行へ申請している。寺の僧は住職の支配下にあり、藩との正式なやりとりは住職を通すことが習慣であったことが、他の事例ともあわせてうかがえる。なお、謹慎中は代判などの公用は当然不許可であった。また葬儀などの法要も謹慎中の僧はできなかつた¹⁶。

香雲寺の陳弁は「智光事、前之本行院と申義は存居申候得共」と智光のことは知っていたが「先年他所え参り候義、追院・出奔にても無御座、願上罷出候者御座候故」と処分を受けての他出ではなく正式な手続きを経てのものであったので「不苦義と心得」たのだとというものであった。

結果としては「此度も御噂不申上願出候由申、畢竟不案内之方にてても可有之候間」叱りのみで願書を戻し、控えにはならず済んだ。

結局、智光は前歴を隠して申し立てずに申請していたことにより住職となる許可が出なかつた。のみならず触頭である蓮昌寺や代判香雲寺も処分を受けた。藩寺社奉行所では宗門の僧の記録を蓄積し、監視を怠らなかつた様子がみてとれる。ことに岡山藩では不受不施の問題もあるので、僧の出入りや人物を把握しておくことが重視されていたのであろう。また藩内の寺院は藩の管理監督をうける部分があり、藩がその権限を行使した例といえよう。岡山藩の寺社奉行所では新住職の認可を行っていた。なかには新住職を宗門や檀家から決定した後で、藩がそれを拒否することもあった。

住職の選定について、前のような特に問題のない例では、本山または触頭寺院の選定ということしか記されていない場合もある。その一方で、このように檀那一同が希望したことが新住職選定の理由となっている場合もある。如何なる経緯でそうなつたのかまではわからない。しかし、たとえば表向きの理由としても、檀那の一致した希望という

理由で申請が行われていることから、住職は単に門流の機構内部のみの決定で済まされるのではなく、檀家の意志が関わっていた、ということであろう。その兼ね合いは一概にはいえないのであろう。

智光の場合は不祥事を隠そうとしたことにより起こった問題であるが、もう一件住職の申請を藩が認めなかった例を取りあげる。ここでは師匠である前住職の問題のために弟子の住職就任が認められなかった。四月二十七日に菅能寺の後任住職について御野郡濱野村松寿寺から門田市郎兵衛へ出願した。

一、管能寺後住野儀、惣檀那中望之僧在之候はば、請待可致旨申通候へば、管能寺弟子頂圓坊御国生、慥成者馴染、殊身行も存候間、後住御願申度由に付、其段撰州尼ヶ崎本興寺、京都本能寺両本寺え拙僧方より申遣候処、本寺も同心の間、頂圓坊を後住に願可然由、申来候、右の趣御小仕置中へ被仰達、願之通被仰付被下候はば難有可奉存候

ここでは「惣檀那中望之僧在之候はば、請待可致旨申通候へば」と松寿寺から菅能寺の旦那たちへ後任住職の希望を聞き、その希望に沿うような形で手順が踏まれていたことがわかる。このような形で決定が行われた様子もしばしばみられる。そして前住職の弟子頂圓が馴染みでもあるということとで本山の許可も得て寺社奉行所に申請された。

ところが、ついに許可が下りなかったものと思われる。頂圓は五月六日に数通の書き置きを残して出奔してしまつた。

乍恐書置申一通

一、私儀此度管能寺僧檀方馴染故、後住二願申度由、依之濱野村松寿寺ヨリ願差上候処、先住速成院弟子之儀故、後住不被為 仰付、尤只今迄之儀、速成院弟子の義ニ御座候へば、急度罪も可被仰付所、其儀無御座候段、遍御慈悲と難有奉存候、此度私義、御公儀之恐ヲ存、御当地立去り申候、弥以御公儀憚如之御座候、先月十三日管

能寺寺号無別条被為仰付候段、何国へ罷越候ても生々世々難有奉存候、

五月六日

頂圓

書判

管能寺の先代住職は何らかの不行跡があったらしく「不屈」とも文中にもあり、「寺号も危」なってしまってもおかしくはなかった、ともあるので、何らかの大きな問題を起こしていたらしい。許可されない様子がわかったので本人から身を引いたのであろう。寺号存続、すなわち寺の存続について藩に対して「何国へ罷越候ても生々世々難有奉存候」と強い表現で感謝していることが目を引く。

頂圓の書き置きは檀那中へも一通あった。「私義を御馴染深御座候故、別て御最眞思召被下両本寺へ御一同の御願被成」ともとから寺にいた頂圓を支援してくれた人々に感謝している。また「殊去七年已前より以御助力談林へ罷出、一座ノ預免許候段、遍各様御預御札難筆紙盡候」と檀那中の金銭援助によって檀林の学業をなし説法の免許を得たことを感謝する文言もある。檀林へ赴くことは大変な出費であったと思われ、檀那が弟子を育成してつぎの住職に望んだという様子であったのであろう。この例では本人ではなく師匠の問題で藩は許可しなかった。

藩が住職や代判の決定に同意しなかった例をもう一つあげる。享保三年（一七一八）の和氣村本成寺の例である。¹⁷

和氣郡和氣村本成寺江他領之寺代判之儀 本寺妙満寺より申来事

願書上

一、作州御代官武井善八郎殿御構之内、勝南郡木知ヶ原村本経寺之儀ハ、拙僧同末ニて宗旨法花宗、本寺ハ京都妙満寺ニて御座候、然所本経寺無住ニ罷成、惣檀那共ニ相望候ニ付、此度従本寺住持相定候内、本経寺ヲ兼約仕候段ニ申来候、則本寺妙満寺より一札差越候故、相添指上申候、本経寺無住之内以御指図、兼約仕度候、尤兼約

之内、万一如何様之儀出来仕候共、右本寺之以一札 御公所江少も御難懸申間敷候、願之通被仰付被為下候ハバ
奉存候、以上

和氣郡和氣村

本成寺 判

享保三年戌十一月三日

門田市郎兵衛

一札

作州木知ヶ原本経寺と申末寺にて御座候無住にて後住持相定候内、和氣本成寺当住持觀壽院兼約申付度候、尤本
経寺兼約の内如何様の儀出来仕候共、従本寺罷出急度埒明、少も御難懸申間敷候、宜被仰付可被下候、為後日如
斯御座候、以上

京都 妙満寺 印判

享保三戊戌然十月十三日

備前岡山寺社奉行

門田市郎兵衛殿

一筆致啓上候、作州木知ヶ原本経寺者当山之末寺にて御座候、無住ニ付後住相定候内、和氣本成寺当住持觀壽院
兼約申付度候、尤本経寺兼約之内如何様の儀出来仕候共、従本寺罷出急度埒明少茂御難懸申間鋪候、宜被仰付可
被下候、為後日如斯ニ御座候、以上

京都

妙満寺年預

成就院

律師判

閏十月十三日

并役僧中

備前岡山寺社奉行

門田市郎兵衛様

御横目中

無住寺院の代判の申請である。この文書のほかに本山妙満寺と役僧中から出された「後住相定候内、和気本成寺当住持観壽院兼役申付度候、尤本経寺兼役之内如何様之儀出来仕候共、従本寺罷出急度埒明少も御何懸申間敷候」という寺社奉行門田宛の一札の二通も添えられていた。

返書

奉翰致拜見候、然者作州木知ヶ原本経寺無住二付、後住相定之内当国和気郡本成寺当住観壽院ニ兼帯御申付被成度候、委細御紙面之趣被承知候、併国法にて他領之寺ヲ兼帯仕候事難申付儀ニ御座候、前廉ヶ様之願有之候寺院方御座候共右之趣故、只今迄堅不申付候間左様御心得可被成候、恐惶謹言

門田市郎兵衛

十一月十五日

妙満寺年預

しかし、藩では「委細御紙面之趣被承知候、併国法ニて他領之寺ヲ兼帯仕候事難申付儀ニ御座候、前廉ケ様之願有之候寺院方御座候共、右之趣故、只今迄堅不申付候間左様御心得可被成候、」と他国の僧が藩内の寺院に関わることは決して認めない、という規則をもって認めなかった。

領内の僧が他国の寺の住職や代判を兼任すること、また逆に他国の僧が領内寺院の住職や代判を兼任することは、他にも例があり厳しく禁止されていたようである。他国者は素性が明らかでない場合もあるということが理由の一つであろう。不受不施の問題もあるので他国の僧が領内に入居することは避けたかったのである。また、何かあった場合、他領との交渉をしなければならぬのも予想され、その上に本山も絡んでくるとなると、大変面倒な問題となりうる。そのような理由から、他国にかかる事案は認めなかったであろう。

万波家文書に宝暦年間と思われる同じ本成寺の住職申請の文書がある。「和気村本成寺、永々無住に付き、寺殊の外破損に及び、且中共一等難儀仕り候」なので「勝田郡木知ヶ原村本経寺隠居慈照院日栄」を檀家の代表七村の四十人から代判の妙林寺へ願い出た。代判や触頭寺院へ檀家から願い出て申請となること¹⁸がわかる事例もしばしばある。檀家の意向はかなり強い場合が多いのではなからうか。

これに対し藩役所ではすぐには認可しなかった。大庄屋記録に残っている書状写しによれば「何となく旦那の様子を御聞くと下され候はば忝なく存じ候。兼ねて右在所の辺り内信心の徒多き様子に御座候えば、若し旦那の望み申す僧を住職に仰せ付けられ 以後右の内信心の者を見免じ置き候様に罷り成り候にては、御役介も出来仕るべき哉と存じ候。之に依り御郡方より旦那共の手前を御聞き合わせ置き下され候はば、縦い邪道之有る者も相改め候様に罷り成るべく申す哉と御内々貴意を得申し候」と不受不施の内信心の者が多い地域なので、檀那の希望通りに後任住職を選ぶことを警戒している様子がみてとれる。

この書状写しの発信者である亦兵衛は寺社方目附の内海亦兵衛のことであろう。元右衛門は宝暦はじめ頃の郡奉行田代元右衛門のことであろう。

願い上げ奉る

一、和気郡和気村本成寺、永々無住に付き、寺殊の外破損に及び、且中共一等難儀仕り候。之に依り藤本甚介様御代官所作州 勝田郡木知ヶ原村本経寺隠居慈照院日栄を本成寺後住に上裁仕る様願い上げ奉り存じ候。尤も御公儀様御本山表、滞り無く相済ませ候様、御取り計らい成し下され候はば有り難く存じ奉り候。已上。

宝暦十七年酉年七月

(以下に和気村など七ヶ村の四十七人が連印しているが略した)

右の通り相違無く御座候

和気村五人組頭

九平次

同村名主

卯右衛門

妙林寺様

(書状写し)

其の後は御疎遠存じ奉り候。いよいよ御障り無く御勤めを成され珍重に存じ奉り候。然れば和気村本成寺住職の義を右同寺且那より代判妙林寺へ別紙の通り相願い申し候。この段御郡方には何の御構いも御座無き義には

之有るべく御座候へ共、御内々御聞き置き下され、何となく旦那の様子を御聞くと下され候はば忝なく存じ候。兼ねて右在所の辺り内信心の徒多き様子に御座候えば、若し旦那の望み申す僧を住職に仰せ付けられ、以後右の内信心の者を見免じ置き候様に罷り成り候にては、御役介も出来仕るべき哉と存じ候。之に依り御郡方より旦那共の手前を御聞き合わせ置き下され候はば、縦い邪道之有る者も相改め候様に罷り成るべく申す哉と御内々貴意を得申し候。一通り御移し合わせも御座候上にて此の書付けの僧を妙林寺より願出候にも仕らせ申すべく候。御面倒乍ら御考え下さるべく願ひ奉り候。尤も今日貴答は御口上にて他聞下さるべからず候。已上。

七月二十二日

亦兵衛（内海か）

元右衛門様（田代か）

住職の申請に対して岡山藩は不受不施の疑念を常にもっていたのであり、それが住職の身元調査につながっていたのであろう。他国の僧を警戒する理由の一つが不受不施であると思われる。¹⁹同様に他国の僧が問題とされた例がある。

享保三年十一月十三日

一、蓮昌寺寺中妙寶院無願他行仕、殊右留守中、他国僧入込不埒之儀御座候趣、相聞候、重々不埒之至、依之嚴敷叱り追込申付度奉存候、左候はば追込日数三十日にて御免候儀、取斗可申候哉与寺社奉行より伺出候処、御用老被聞届相済、其後小仕置申移

届けなしで寺をはなれ、しかも留守中に寺中に「他国の僧」がいたことが咎められている。追込三十日という重い罰が下されている。他国の僧とあるのは身元のはっきりしない人物であったのであろう。不受不施との関係もあるの

か、僧の身元調査や出入りについては厳しいようである。

藩は僧の出入りに際しては厳重に手形を確認していた。元禄四年（一六九一）の「正福寺 逗留願」では手形の不備で滞在が許可されなかった。

一、京松ヶ崎学室之所化 学如と申僧、昨日罷越申候、本国ハ加州金沢妙園寺弟子法花宗に紛無御座候、則寺請取申候、御法度之切死丹又ハ不受不施并悲田宗門にて茂無御座候、慥成僧ニて御座候間、来年迄茂逗留致せ候候、其中若如何様之義御座候共拙僧罷出埒明可申候、罷立候節に御改可申上候、為其如件（以下略）
瓦町

正福寺 判

元禄四年未十月二十一日

中村八郎左衛門殿

これは通常の形式の願出である。ところが、藩ではこの僧の手形を確認しようとしたが、正福寺は宗門手形は「取置申さず」との返答であった。結局逗留は認められず、正福寺は叱りをうけた。

僧侶の国内への出入りや居住の許可は藩が厳重に監視していた。藩は寺内居住者の宗門改帳は一般と異なるものを作成していた。²⁰ 正規の移住に際しては、藩へ届けを行う。宗門改帳の手続きなしに、藩領から無断で退去することは法に違背する行為とされ、帳外れとなるだけではなく、其の後も入国できないなどの問題が生じた。以下の明和元年（一七六四）の蓮昌寺師弟はその例である。

明和元年 蓮昌寺前住職御国出入り免

一、退院の僧、御法事願にあらず奉行所へ願出御国出入り御免の格

願上げ奉る

一、蓮昌寺三代前の住持日迎義、九年以前の年御国退去仕り申し候、只今若州小湊（現・小浜市湊）に流浪仕り居り申す弟子二人智清孝順と申す者、是亦其の節召し連れ退去仕り候て同所に罷り在り候、以上三人御国出入り免、仰せ付け為され下され候えは有り難く存じ奉り候、尤も右日迎義拙寺共本山京都妙顕寺当住弟子に御座候間、度々私共方迄 御国出入り相成り度き様願ひ奉り畏み候様、申し越し、先達ても願ひ奉り候通り御慈悲を以て願ひの通り仰せ付け為され下され候様に猶亦願ひ奉り度く存じ奉り候、此の段宜しく仰せ付け下さるべく候、以上

宝曆十四年申六月三日

正福寺

妙福寺

安藤与一左衛門殿

蓮昌寺先住日迎と弟子二人は宝曆五・六年（一七五五〜六）の神道方との法論の一件で、藩への抗議のため退去していた。三人の藩への出入りが、ようやく許可された記録である。岡山藩でも「御法事」（藩主家の曹源寺での仏事）の際には大赦として、自儘に藩を退去したり追放された者が、身分を問わず出入りを許可される制度があった。²¹「御法事願」と呼称されていた。これは「慈悲」「憐憫」などによるとされ、特に高齢者や年少者、「足弱」の者などが優先されていた。

本来は寺院が藩に慈悲を願出るものであり、そのための書式も「法令集」にはある。

何年何之所にて御国退去仕候。此度御国出入之頼

前何之 何某

一、何年以前何之所に付、御国退去仕、何年以前御国出入
御免被成候、此度御国住居之頼

右之通以御慈悲御免被下候はば一統難有可奉存候

以上

年号月日

何寺

日迎らの場合はそういった経緯で藩に無届けで退去したため、幾度も願を出して却下されていたことがわかる。城下の触頭寺院の二寺がずっと口添えをしていた。今回は「御法事願」によらず、寺社奉行の安藤個人に取りなしを頼み、ついに許可が下りた。藩もようやく許すことにしたのである。一行は八年に及ぶ長い旅を終えてついに帰国することができた。おそらく藩領出身の者もいたであろうから、感慨もひとしおであったろう。

藩法による手続きを経ずして退去することは、寺の本山と藩の間での問題となることもあった。

以下の貞享二年（一六八五）「妙福寺本明院退寺之事」も同様である。本明院はおそらく不受不施信仰を理由として藩を退去した。明記してはいないが、時期からみてもそうであろう。この行動は本人の問題としてだけではなく、藩と本明院の所属する本山との軋轢にまで発展していた。藩内から勝手に退去した本明院は船で上京した。

本明院の書状によると「拙僧儀船中より気色差し変わり漸く当月朔日に京着致し候、町宅にて養生致し未だ本寺へ一度も参り申さず候、宿坊見正坊方へ家来を遣わし御用の様子大方承り届け候へ共、中々此の病身にて叶い申す儀にては御座無く候」「此の分にては寺務成り難く候間隠居の相談申し候えば、役者中病氣見届に御出御吟味の上にて隠居仰せ付けられ候」（十月十四日・妙福寺檀那中への本明院よりの書状）と船で大坂まで着いた本明院は病氣を言い立て本山へも赴かず、隠居を申し出た。

本明院は「其の地妙福寺本明院儀、御用御座候に付き早速登られ候様にと申し遣わし候へば、当朔日京着致され候

処」「御用の儀はさておき未だ当山へも参らず医者衆へ見せ申され候」病気の重いことはたしかで、隠居の意志も役者が見届けたので「其の地寺社奉行衆へ宜しく仰せ達せられ、御公儀表首尾好く相済み候様」(十月十四日・妙頭寺見正坊より正福寺への書状、正福寺は大坂にあつて妙福寺と同様妙頭寺の触頭寺院)と事情を藩寺社奉行へ連絡して疑いを解くように書状を送った。また同日付けで妙福寺檀那中へも正福寺から同内容の通知の書状を出した。

本山方では「本明院儀寺務成し難きに付き、退院の願再三に及び候間、心次第に致さるべく候と申し渡し候、しかながら国許の首尾斗り難く候間、先に養生を加え快気次第に帰寺致すべく候由、急度申し付け候」(十二月二十一日・京都妙頭寺役者中より正福寺への書状)と無断退去とならないよう、一旦藩へ戻るように本山からは指示を出していた。

本明院は「拙僧儀当夏までそこもにて養生致し、少々快気仕り候はば罷り下り申すべく候と申し遣わし候、其の時分も妙頭寺より早速罷り下り候様に毎度申し付けられ候故、大病乍ら是非無く当地迄罷り下り候へども」と本明院は本山の繰り返しての指示に従い戻ったが「とても御公儀にも御機嫌宜しからず、段々御世話の上貴寺様にも御難儀かけ」という理由で「江戸へ罷り下り罪障消滅ために御難所参を参詣仕り」と決心したとして退寺した。本明院は「出家は一所不住の筈」「何国と定りなし」(翌貞享三年一月二十一日・本明院より正福寺への書状)などと述べ、信仰のために退寺するのだと強調している。

結局、本明院は本山へ書き置きをして許可なく退去してしまつた。帰国するように命じた本山の意向は無視された。この経緯は同年二月二十八日付の妙頭寺役者中より正福寺への書状に示されている。

藩や本山で問題としたのは「本山より申し渡し候は御国元相済み候はば其の上の儀に致すべきの由」「其の後正福寺より状差し上げ無断隠居仕る儀、国法に相背き候故早々下り候様に仰せ渡され候段」とあるように無届けでの退去が国法に背くものであるという点であつた。しかし本明院は本山の指示に従わなかつた。

このような行動は本山にとっては藩に対して不始末となつてしまう。「隠居の願、兎角国許へ参り国法にて仰せ付

けられ候通りに仕り候様に堅く申し付け」と隠居の手続きをしてから退去しなかったため「右本明院事、国法に背き我儘に隠居仕り候間、此の已後にも若し尋ね出し候へば見出し次第に御国え急度差し送るべく候、本山にては追放いたし其の上一宗諸門流擯出申し付くべく候」(三月十五日・妙頭寺役者より寺社奉行門田市郎兵衛宛の書状)と妙頭寺はついに本明院を追却し、重い罪科として「一宗諸門流擯出」を申し付けた。

そして、その上で「本明院尋ね出し次第に差し下し申すべく候、此の者諸国法に背き、其の上本寺の格式にも背き候者にて候へば追放致し、其の上一宗諸門流擯出申し付くべく候」(三月十五日・妙頭寺役者より正福寺への書状)と本明院は本山の制法や藩法に背く者として公に処罰された。

この後、宝永六年(一七〇九)三月十九日付の正福寺より門田宛書状と同年三月二十三日付の門田より妙頭寺御役者中宛の書状がある。その内容を要約すると、本山が厳しい処分を行い藩に詫びを入れることによって、藩と妙頭寺との間で納得が得られ解決したことが示されている。

本明院は病気のせいもあつてであろうが、本山の指示に従わず藩へ退寺の届けをなさずに勝手に退去した。そのために「国法に背く」こととなり、以後藩と妙頭寺との間で交渉が続いたことがわかる。本明院から本山や国元寺院へ出した書状間に齟齬があり届くのが遅れて誤解を生んだことも問題が大きくなった原因の一つであった。

ここで、手続きなしの退去は当然ながら藩法に背くものであり、その責めは本山へも及んでいた様子がみてとれる。住職選定の際に藩に本山や触頭寺院から許可を申請することは、このような住職の問題が起こった際には藩に対して責任を担保することを、これまた当然ながら意味していたといえるであろう。なお、この頃には不受不施事件があり、本明院が不受不施に同意していた可能性もある。

藩は領内寺院に関連して問題がおこることを極力避けたい様子であった。これは当たり前でもあるが、寺院や僧は門流の配下であり幕府寺社奉行所の管轄であった。藩は幕府へ訴え出られたりすることにつながるものとして、寺や僧に厳しい眼を向けていたのであろう。「蓮昌隠居之儀願上不被 仰付事」という記録がある。

昨日差出候口上書、御年寄衆江相窺請吟味候処、当存世には後住相極り不申内之隠居願者先格無之故、御聞届難成由ニ候間、左様ニ心得可被成候、則御口上書式通致返却候、後住御定候て御願出可被成候、以上

二月十九日

切封上書

蓮昌寺

廣沢岳之介

蓮昌寺の住職の隠居が許可されなかつた例である。住職の隠居自体は時折見られる。後任を決定しないで隠居するのが不都合というのであろう。ことに蓮昌寺は触頭寺院であり、その寺の責任者が不定の状態になるのを藩が忌避していたためであろう。

「²²寺社旧記」には他国へ赴いたまま帰国せず、居着いてしまった場合についての検討がある。本来は一旦呼び戻すべきであるとしている。

享保三年戊

牛一、他国へ参其儘先方へ居留、向後御免之格

御当地金山寺支配之寺は他国へ参逗留仕候内、先方にて片付御座候得者、居留片付け申候、其外の寺へは弟子他国へ学文等に参居申内、先方にて相応に片付け御座候ても居留には不被 仰付、一旦御当地へ呼戻し右の埒願出候上、越遣候様に成来申候、依之時節柄遠方杯は往来別而難義仕候品も御座候に付、心外に先方欠落なども仕候哉、紛敷事に御座候

右に付相考候処、呼戻不申候とても指支候品は見へ不申候、畢竟師匠間にて 遣申事に御座候へ者、其儘居

留に片付被 仰付候ても苦不間敷様被存候に付、伺候

廣澤喜之介

寛保二年十月十三日西阿知村遍照弟子他所にて片付候義、願出候節、此紙面之通相伺候処、一等に居留に被 仰付

以上のように諸例をみてきた。藩は住職の任命について一定の権限をもち、すでに本山が許可していてもこれを拒否することができた。その理由は藩の都合による部分が大きかったようである。藩は不受不施を警戒したり藩内で問題が起こったりすることを恐れていたと思われる。領内の僧の動向にも当然ながら目を光らせていたのであろう。また領内に僧が出入りすることについても、厳格な手続きを要求していた。宗門手形は身分証明として藩は重視していたのであろう。

藩は領内寺院に様々な形で力を及ぼしていたが、住職の選任ということでも同様であったといえよう。日蓮宗教団は末寺の住職を任免する権限を本来的に有していたが、藩も領内末寺への権限を行使できたわけである。このような並立的な要素が先に述べた勸化銀一件のような事件において顕在化するのであろう。

(三) 行事の許可について

寺で行事や修行や開帳をするときにも寺から事前に藩寺社奉行所へ届け出をして許可を得る必要があった。ここではいくつかの例をあげておくこととする。

① 蓮昌寺 日像上人会 元禄四年(一六九一)十月二日

一、蓮昌寺開山日像上人、当年三百五十年忌に相当申候、来ル霜月十三日正命日にて御座候間、末寺之僧相集、十二日三日法事執行報恩謝徳の勤仕度と十三日二八日像上人自筆之
大曼荼羅掛度と蓮昌寺願に付、服部与三右衛門御年寄中え相窺願之通被仰渡候、但十三日に御足輕八人外二小頭
壱人役儀ニ罷出ル

年中行事や臨時の行法、開帳などの許認可の例。藩は例年の行事でも毎回事前の申請をさせていた。大勢の人々が来集するからであろうが、藩の足輕たちが警備に出ていた。

② 水行の申請 寛政二年（一七九〇）

拙寺儀、行法の為、西川筋にて此の節より一七日の間夜九ツ時分より八ツ時まで、水行執行仕り度く存じ奉り候、并来ル二十二日より来月二日まで京橋の上にて夜九ツより七ツ時まで読経仕り度く存じ奉り候、右の願之通り仰せ付け下され候はば有り難く存じ奉り候、此の段宜き様願い上げ奉り候 以上

十一月十日

妙福寺

河合兵大夫殿

右申達候処、橋川にて致し候は勝手次第との事、尤も京橋の上にて読経致し候義は差し留め成られ候に付

冬の寒行であろう。ここでは時間まで記し具体的な内容を示して申請をしているので、当時の様相がわかる。行などの行事のほか、藩内での勧進についても事前の申請と許可が必要であった。

③ 勧進の不許可 享保十六年（一七三一）

山城国鳥羽実相寺為弘通御国江差越度由、本山妙覚寺より蓮昌寺江頼儀、蓮昌寺より願出候処、不被 仰不事
一翰令啓達候、先以其許無失変各御寺務候哉、承知申度存候、手前無滞致在任候、然者鳥羽実相寺及頽破大切成
霊場故、悲歎此事候、依之当住持志有之体ニ相見候間、為弘通指遣候、其国同門派中被申合、説法興行寺檀助力
有之様ニ御取持給候ハバ、尤可為本望候、

京都鳥羽実相寺の興隆のために各地で勧進を行おうとして、不許可となつた例。本山妙覚寺からの添え書きを添えて蓮昌寺を通じて申請があつたが、藩では「御当地の寺の興隆の為、他僧を招請の埒とは違ひ、他所より勸化同事に参られる事に候故、時節柄に付」認めなかつた。他国の寺のために領内の資産が減少するのをいやがるのが理由とも思われる。

藩内における勧進は幕府公許のものは藩が拒むことはできなかつたが、それ以外の私的なものは藩の判断で許可しないこともあつた。²³

(四) 寺に関する諸事例

藩の文書には寺院に関する諸記録が散見される。ここで五例をとりあげてみたい。

「寺社記録」には寺院への捨て子も時折記録されている。まず「難波町妙応寺本堂へ捨て子」がある。

①嘉永元年（一八四八）七月廿八日に難波町妙応寺より寺社奉行梶浦勘助へあてて口上「拙寺本堂に去る二十六日昼、二歳斗りの男子指し置き御座候にて、此の段御注進申し上げ候、尤も檀中並びに町内の者共寄合い談合仕り候得共、取り揚げ養育仕り」たい者もおらず「指し当たり信者共へ頼み置き申し候得共、追々迷惑仕り候間、此の段宜し

き用頼み奉り候」と届け出ている。子供は本堂の縁側に置かれていた。後の願い出では妙応寺は「養育迷惑仕り檀家の者へ相頼み」と記されている。

八月にいたり、丸乗町の油屋乙二郎の兄永三郎が引き取って養育したいと妙応寺を通じて寺社奉行所へ願い出、町から保証人が出るなど諸手続の上許可されている。このように町人に引き取られる子供がいた一方で寺で養育された子供もあった。

②天保六年（一八三五）には妙勝寺に捨て子があり、同寺の弟子になる。三月六日夕刻に寺内に三才くらいの男子が置かれていた。「襦袢并縞の綿入れを着せ」「書状相添え御座候に付き拙寺へ取り揚げ弟子に」したいという申請を行い許可された。「宗旨法華宗に為し仕りたく存じ奉り候、左候はば寺内帳面御書き入れ下さるべく候」とある。親がのこした書き置きに僧にしてほしいと願っていたのかもしれない。このような理由によって、寺内で育ち、出家する場合もあった例としてとりあげた。

③寺内に居住していた俗人の記録の一例として、江戸清雄寺の例をとりあげる。藩内出身の僧日全が故郷へ戻っていた様子や殺害事件の処理が示されている。

天明二年（一七八二）五月十日に岡山栄町の医師横山宜迪が江戸本郷中之郷清雄寺住職日全の従者佐七により殺害され、宜迪の母と横山家の隣のある鐘撞き堂の当番新七の二人が疵をおわされた事件がおこった。日全は宜迪の伯父にあたり、同年五月三日に江戸から故郷にかえって横山家に逗留していたが、同日に江戸から日全が召し連れてきた佐七が事件を起こした。当初より佐七の乱心が明白として処理された。宜迪母をはじめ被害者の親族が助命の嘆願を行った。日全も助命に賛同していた。江戸に住む佐七の姉夫婦が永預けをひきうけることを申し出た。御目見医師であった宜迪の同僚の反対があったが、結局永預けの判決となる。但し、藩外の者に永預けを申し付けることは類例のないことであり、しかも江戸でのことであるので、万一何か問題がおこると困るということで、藩は幕府町奉行所へ何度も書状で確認を取ってから許可した。この経緯があるためであろう、一件書類として記録されている。佐七は

横山家や日全らの付き添いのもと江戸まで送られた。

奉行所の記録には、奉行所での申し渡しの際に、日全は僧であるから町年寄とともに式台より奉行所へ入り、白砂ではなく縁側に座席を用意するようにとある。

ここでは佐七は日全の支配下にある者として扱われている。寺の内に居住する者は出家俗人の区別なく住職の支配に服するという封建制のあたりまえの原則が明確に示される。

④城下の妙福寺門前には「非人体の者」がしばしば来ていたとある。妙福寺は触頭で大きな寺院ではあるが、本山のような特別な寺院ではない。このような記録でなければ、あらためて描写されることでもない内容と思われる。そのうち一人が病死したため身元を改めたところ非人ではなく、正式な送り手形を持っていたとある。因幡からどのような事情で流浪してきたのであろう。妙福寺の墓地へ葬ることを寺から申し出て許可された。

文政八年（一八二五） 二月四日

一、妙福寺門前江非人体之者折々罷越居申候処、今朝病死仕居申候、因幡国法郡大谷村佐介と申送り手形所持仕居申候、門前ニて病死仕不便成儀ニ御座候間、寺内江葬遣シ申度旨申出、御用老江被成届、其段寺社奉行江小仕置申移

⑤僧がばくちをして藩に検挙された事例もある。²⁴

一、去年博奕仕候士中出家山伏町人、御僉議之上牢、或は揚屋え御入被成候処、妙林寺本行寺松寿寺聞得寺御侘申二付、右四人呼寄門田市郎兵衛中村八郎左衛門申聞候は、管能寺妙応寺本行院浄光寺儀に付、拙者共迄御侘被申埒何とぞ内存有之候、又は外よりも掛合も有之、四人の外に談相手も有之候て、ケ様に被申埒に候哉と相尋候

得ハ、四人之僧申候は何之内存も無御座候、四人之外相談も無御座候、右の悪僧共之儀、不届千万可申上様も無御座候、然共、本沙門之儀に御座候間御慈悲之上私共被下候はば、他国へ退院仕せ度奉存候、此度之儀に迷惑至極仕本心に取直し可申候と各様迄御侘申上候義御座候、御憐愍を以右之者共之義何とぞ御侘被申上候様にと申越候に付、其分にも得不仕乍恐申上候儀に御座候由申候、本山方山伏頭奉寿院右ニ替儀無御座候と申候

去年右之通御改申上に付左の通被 仰聞

一、此度管能寺妙応寺本行院浄光寺儀、天下一統之御法を背博奕仕候段、白状仕候、俗にても其咎不輕候、況や一寺之住持として右の仕形佛戒を破候上ハ出家にては無之候、何茂前代未聞に可被存処、却て御憐愍ヲ承度との義如何様之埒にて候哉、左有可之候ては一宗之後々ベリも不宜事ニ候、俗家にてハ法を犯し候者は後戒之為、夫々に被 仰付事に候、然共佛法ニ博奕不苦儀茂有之候者、可被申聞候

午正月二十四日

一、妙林寺本行寺聞得寺松寿寺より門田市郎兵衛指出口上書

此度四ヶ寺之者共之儀、極罪に御座候へ共、本沙門之義ニ御座候へば法中故不便ニ存 奉、蒙御慈悲度由申上候得共、御趣意不叶段被仰聞、御尤に奉存候、仰ヲ奉輕申上候 儀にては毛頭無御座候、無調法成義も上候段迷惑仕候、乍恐此段宜敷被仰上可被下候

(以下略)

同月十日

一、妙応寺管能寺本行院浄光寺

右四ヶ寺之寺之後住入候様ニと直右衛門門田市郎兵衛に被申渡、則四人の代判妙林寺本行寺松寿寺聞得寺へ、同十三日市郎兵衛申渡

出家山伏嶋へ流罪致 仰付候、被 仰渡、之儀ハ本帳刑罰ノ部に有之

日蓮宗の出家四人が博打に関与して流罪になった事件である。宗門関係者から他国へ退院させることで宥免してほしい、と願ったが「左之有り候ては一宗之後々ペリも宜しからざる事ニ候」として処罰された。減刑交渉の途中では、寺社方から出家の化儀について「然れ共佛法に博奕苦しからざる儀もこれ有り候はば」などと皮肉や嫌みを言われている。博打による僧の処罰は他に大きな事件としては見当たらない。おそらく珍しい事例であったのであろう。

結局、藩から後任住職を入れるようにと申し渡すという形となった。藩が幕府法にもとづく刑罰を実行した事例である。このような犯罪での処罰は本山の介入するところではなかった。²⁵

⑥これも変わった例であるが寺の座敷牢から駆け落ちした例がある。何かの理由で「預け」となる場合、その家に座敷牢をつくって入れておくことは近世によくみられるが、寺院での一事例である。

邑久郡福岡村自証院籠より出欠落之事

御注進書上

一、拙僧寺中自証院儀、去冬願上座敷籠ニ入置候処、去ル十五日之夜、籠之内雪隠所之板ヲ破リ地ヲほり出申、欠落仕候、翌十六日朝、其有様見付、其儘昨晚迄、方々心懸リ之所尋させ申候得共とも、行衛知レ不申候、不念成儀仕、迷惑奉存候、依之御注進申上候、以上

邑久郡福岡村

酉 妙興寺 印

正月十八日

門田市郎兵衛殿

本節では藩内の末寺と藩の関係について考察してきた。ここに引用したのは、すべて日蓮宗にかかわる事例であるが、他宗も同様である。長い年月にわたる事例の列挙であり、簡単にいうことは本来できないが、以下のようにまとめられるであろう。

藩は領内寺院に宗門改を遂行することを当然ながら義務として課していた。藩は末寺の住職の任免に対し藩法にもとづく一定の権限を行使しており、本山の決めた後任を許可しないこともあった。また同様に藩法にもとづき僧の藩領出入りには厳重に手形を確認していた。手続きなしでの退去は不法であり本山が責任を負うこともあった。藩は領内の仏事や勧進、修行などにも許認可の権限を行使していた。

通常藩内においては藩の影響力が強く、本山の権限を上回ることもあった。日常的に藩が末寺や信徒を掌握していたといつてよいであろう。先の宗号論争においては、本山は藩に対して結局は穏便に願出る対応を選択していたが、その背景としてこのような実態があったからでもある。

- 1 一般に寺や僧に奉仕する人々が近世寺院にいたことは論をまたないと思われる。幕府法にあらわれる事例としては、元和二年に定めた「久遠寺御条目」には「一 大坊并僧坊被官人、其外置於寺家中町中」の文言がある。（梅田義彦『改定増補 日本宗教制度史 近世篇』東宣出版 一九七二年）
- 2 一例として本論第六章第一節
- 3 『藩法集一・二 法令集』藩法研究会編 創文社 一九五九年・一九六〇年 以下「法令集」所収の文書は上記より引用する。
- 4 辻善之助『日本仏教史』近世篇三 岩波書店 一九五四年
- 5 高埜利彦『日本近世の国家権力と宗教』東京大学出版会 一九八九年 にもこれに合致する土御門家の対応が示されている。

6 谷口澄夫『岡山藩』吉川弘文館 一九六四年

7 宗門改で不正を行うと重い罪科となった。例えば「法令集拾遺」の六一四号には「似せ宗門手形申し合わせ拵え候一件」がある。

一、味野村仁右衛門義、田之浦村傳三郎娘宗門手形の儀に付き、下肝煎役の身として不届き成る仕形に付き、片耳を切り、御国を追い払い、

但し、傳三郎は村払、田浦村庄屋は御国追い払、手形執筆致し候者は村払仰せ付けらる

宗門手形を偽造した罪に依り、耳そぎなどの過酷な刑罰が行われていた。このような例は五例あることを倉地が示している。関係した人々は何らかの事情により手形を偽造したのであるが、下肝煎役という請け判をする立場の者が不正を行ったということもあつて、このような重い罰となったのであろう。この一件も、宗門改に対する岡山藩の厳しい姿勢を示す一事例といえるであろう。

8 高柳真三・石井良助編『御触書寛保集成』岩波書店 一九三四年 六三一頁〜六三二頁 石井良助編『徳川禁令考』前集第三創文社 一九五九年 一六一四 二七九頁

9 田中誠二「寛文期の岡山藩政 ―池田光政の宗教政策と致仕の原因―」『日本史研究』二〇二号 一九七九年

10 妻鹿淳子「備前藩の宗門改とキリシタン摘発について」『清心中学校・清心女子高等学校紀要』五 一九七九年

11 倉地克直「岡山藩における宗門改について」『岡山の歴史と文化』藤井駿先生喜寿記念会編 福武書店 一九八三年 神道請から寺請への復帰後を中心とする。

12 大橋幸泰「キリシタンの訴追と宗門改制度」『藩世界の意識と関係』岩田書院 二〇〇〇年 宗門改制度の成立過程をキリシタン訴追を中心に再検討する。宗門改制度について「幕府から藩へ一方的に指示されて実施された制度ではなく、幕府の圧力を背景に一六五〇年以降、諸藩による幕府の指導によるキリシタン禁制徹底化の試行錯誤を経て成立したものである」とし神職請もキリシタン摘発に「藩が主体的に取り組もうとしていたことの表れ」という見解を示す。

13 その以前については、村井早苗「キリシタン禁制をめぐる岡山藩と幕府」『藩世界の意識と関係』岩田書院 二〇〇〇年 がある。元和頃の事例の分析から、寛永二〇年からはじまるキリシタン摘発までは、藩の「自分仕置」が行われていたが、その後幕府が指令を発して全権を握った。神道請は幕府の意向に反して行われたが、キリシタン摘発については全面的に幕府の指示通りであった。

14 一三一八号 貞享四年には以下のようにある。

只今迄神道にて居り申す者、此の度仏法に罷り成り候に付き、直改帳の神職坊主の判形仕る様の覺
(朱書) 宗旨神道湊村岡木工判旦那

一 彌助 歳六十八 (朱書) 但し、卯の何月より仏道に成る、真言宗門田村大福寺判旦那

子仁兵衛 同廿七

妹 まさ 同四十五

(神職判)

合 (坊主判) 三人の内 男式人

(庄屋判) 女式人

右の通りに成り申すに付き、請け判帳も神職奥書之有る奥に、又何月より仏法に成る、何宗拙僧旦那に罷り成り候由、奥書判形二重に仕らせ申すべく候

15 日蓮教学研究所編『日蓮教団全史 上』平楽寺書店 一九六四年 二八一頁

16 「法令集」に重い咎めの寺院での葬儀についてがある。

同七寅

に一、御咎中寺内葬式有之一件

清泰院旦那行田廣之丞致病死候付同院寺内へ葬度旨、指処、同院重キ御咎被仰付候儀故、代判之寺より別紙の通相尋出候義も無之、尤葬式之儀指掛の事故、旦那寺にて代判の僧執行相濟せ候様にも相聞申候、右件之義指留不申、旁々代判に御座候愛大、清泰院寺内にて葬式執行仕せ候様に可有御座候哉、清泰院重キ御咎義に御座候間御噂申上候、以上

十二月廿七日

安藤与一左衛門

右伺之通不苦との事

17 TPA—〇二三

18 神職請際に坊主は見逃しもあり他国者でもあるから神職のほうが宗門改には細かで慥かであるという見解もあった。

19 TPA—〇一五 五五〇〜五五一

20 「法令集」一三二二号に寺内帳面にある。

21 明和八年辛卯追加

卯伺の趣左の通

御国退去仕并御被下候者の子共足弱等、於他所流浪仕及渴命申候者共、御聞候得共加様の類は御法事御大赦の時節等候へば、御国出入御免等の義も難願上候に付、自然と御法事を願相伝申様に存入居も如何に奉存候、依之乍憚候は毎年十月 曹源寺様御諱日々加様の無抛者共の内御咎も少く御座候者五三人程宛、御国出入又者住居等御免被致候者、如何有御座候哉、右之類諸寺より願上度存念の者度々御座候に付御伺候

九月

廣沢喜之介

22 PA—〇〇一一

23 梅田義彦『改定増補 日本宗教制度史 近世篇』東宣出版 一九七二年 一〇四頁 寛保二年（一七四二） 「勸化御免に付触

書」には「私の勸化相留め候儀は領主心次第に候。公儀より御免の上諸国巡行の事に候条、寺社奉行連印の勸化状持参候寺社の輩へは、志次第勸化いたすべき旨、御料は御代官、私領は地頭よりかねて申し聞けおくべく候」とある。

24 TPA—〇一六

25 梅田義彦『改定増補 日本宗教制度史 近世篇』東宣出版 一九七二年 三七三頁

第二節 藩と領内寺院 ―賞詞と出奔―

(一) 藩からの賞詞について

藩の寺社方から領内寺社の住職・神職へ褒賞が行われることがあった。文化年間以降であるが、その記録がまともに残っている。ここでは日蓮宗の僧侶のみ抜き出した。藩ではこのような褒賞によって自己にとって望ましい寺社のありようを推奨する意図があったのは確かであろうと思われる。藩の賞賛する僧侶の要素についてみてゆきたい。

文化十年（一八一三）

日応寺の事例では「身行宜しく、如法嚴重にて且家一統氣請け宜しく」「貧者共へ米麦銀等助勢」という理由で一貫文の褒美を受けている。

文化十二年 善福寺

同僧義、児島郡福田村久兵衛倅にて幼年にて善福寺先住の弟子に相成り、二十六七年以前より住職仕り候由、甚だ貞実成る生得にて法義無懈怠、勿論寺内取締宜敷兼ねて仁心にて且家の内貧者など候はば銀札米なども遣わし候義も聞こえ御座候由

この例では檀家の貧福にかかわらずねんごろに仏事をつとめていることが理由のひとつとされている。これは典型的な理由の一つである。

同年 浜野村妙法寺隠居 日晴 五十六七

同僧義、元来吉田新田久四郎と申す者の伯父の由、幼年の比妙法寺先住の弟子に相成り、二十ヶ年程以前、同寺住職に相成り候由、実貞なる生質にて身持ちは申すに及ばず住職以来諸事行方宜しく寺内普請等仕り居る節も且家へ無心申さず一統請け置き御座候由、尤も去る夏隠居仕り、同僧弟子を後住になされ候由、惣て評判宜敷相聞こえ候

他の三人とともに「兼ねて如法嚴重に寺務仕り候趣相聞こえ候に付き、吟味申し付け候処、寺社目付より別紙の通り申し出候間」賞詞と金子二百疋を受ける。日晴は檀家へ無心をしない、という点が高く評価されているようである。

文政七年（一八二四）

一、開帳致方能きに付き御賞

蓮昌寺大曼荼羅開帳中、寺内茶見世様の小屋掛け等に寺内借り候得共、寺へ配分等仕り候義など決して請け申さず、寺内は借り申すべく、然れども少々にても騒がしき事これ無く、勿論火の元随分念入れさせ候様に申す由、少々の見世物杯も随分嚴重に申し付け、鳴り物杯之有り候義は致させ申さず、每晚七ツ時には開帳仕る小屋掛罷り出す者どもも之有る時には一人づつ残し、其の外は残さず出寺致させ其の内参詣人数至つて多き節は七時より内にも相仕り回り候様に仕り、以後早々小屋の火の元等相改めさせ夜分も度々寺内相回らせ自分にて相回り候

由、又は茶見世等にて少々にてもやかましき事之有り候得者、小屋を早々仕り候由、見世物杯も様子も之有り哉、開帳相済み申さざる内一兩日前にても残らず相出させ候由之有る外、諸向き宜しく相聞こえ申し候に付き、猶亦様子承り合わせ候処之有る趣に相違無く御座候、開帳の致し方甚だ宜しく、尤もの事に存ぜられ候、右之趣申し上げ候、以上

四月 安藤与一左衛門

寅四月此の書付を以て市正殿へ申し達し候処、八月二十三日御同人仰せられ候は、蓮昌寺心を用ひ候段奇特の事此の旨なんとなく申し聞かせ候様にとの御事、尤も追って御耳には相達し候様に相成さる旨、以て同二十七日町会所へ呼び寄せ申し聞かさる

開帳を行う場合にも藩の許可を事前必要としている。見世物などから寺への納付を求めなかつたり、騒々しくなく出火に注意していたなどが良い開帳として評価されている。火の元への注意など具体的な記述に富み、開帳の様子がよくわかる。なお以下は近代にまつてからであるが、蓮昌寺で明治に藩知事から許可を得て同じ大曼茶羅開帳を行った例である。生き人形の記述もある。献金が不要とされている点が興味深い。

明治四年（一八七二） 「奉伺」

拙寺客殿再建為助成、去月廿八日より大曼茶羅供養中、生人形見世物興行御免被 仰付難有仕合に奉存候、右に付元請共より金百両寄付仕候間、右の内御国恩為冥加金貳拾五両奉献上度奉存候間、此段伺上候、宜敷様奉願上候、以上 辛未四月十九日 蓮昌寺

長谷川大属様

（付記）書面の趣奇特の事に候得共、不及献金同寺え相納可申事、五月八日 朱印

文政八年

松寿寺御賞

惣じて行い方宜しく平生厚き志の趣相聞こえ、甚だ奇特なる事に候、之に依り御褒賞として格別に御銀二枚下さ
れ候

文政九年

本行寺 日高

吉崎忠次兵衛弟にて御座候処、幼年の比宝仙寺先々住の弟子に相成り居り申し、其の後十六年以前本行寺住職に
相成り候由、儉約・寺修理等の節も勸化など且中へ役介筋御座無く（後略）

同年 大光院 日誠

九年以前住職仕り候、

先住殊之外寺持ち悪しく、誠に難渋の所へ参り候得共、追々檀家近村の者氣請け宜しく相成り他の檀家の者迄も
祈祷経読等相頼み、其の所より先住の借財少々払込み、又難渋の者へは貧寺ながらも懇ろに世話いたし憐
れみの深く（後略）

経済的にも難義な寺院へ入りよく住職を務めていた様子である。檀家以外の者からも祈祷を頼まれるようになった
とあるのが興味深い。

同年 津高郡日応寺村日応寺納所 富田伊織

右同人義、兼ねて人躰宜しく実貞成る趣にて、万事取り締り宜しく、寺の風気其の外弟子等迄も生い立ち宜しき様心を用い、甚だ奇特の趣に相聞こえ申し候に付き、承り合わせ候処、寺社目付より別紙の通り申し出候間、右承り合わせ書付指し出し申し候、

金子二百疋を頂戴した。寺に納所として名字のある俗人が働いていたことがわかる。

天保十年（一八三九）八月 「寺社方の者、在方難渋の者を取り扱い候に付き、御賞詞の事」

ここでは社方八人と三十一ヶ寺が困窮者への寄付をしたことにつき賞詞を受けている。日蓮宗では福岡村妙興寺が米一石、下津井村圓福寺・金二歩、日応寺・銀一貫六百匁と米麦蕎麦など二俵余、妙林寺隠居・銀札百四十四匁を醸出していた。日応寺など三ヶ寺の場合寄付が多額であったので「其の方義、近年諸色高直に付き、村方難渋の者共へ救として米麦銀札等助情の趣相聞こえ奇特の事に候、之に依り御賞詞成し下され、晒一反づつ下され候」と寄付への褒賞として賞詞と木綿が下付されている。他の寺院には寄付の額に応じて「たばこ入れ」と「手拭い」が一つか二つ下付されている。

同九年三月、松寿寺にも同様の賞詞がある。

右同僧義、兼ねて人質実直にて村方并檀中の氣請け宜しく、法用等嚴重に相勤め、二十八ヶ年以前より当寺住職仕り節儉を遂げ勝手向きも宜しき方にて寺内修復等心を付け、惣体締まり向きも宜しく、檀中貧者共銀札無心など申し候えば、少々つつ振り遣わしいたし、其の上近年米価高直の時分村方難渋の者へ米助勢いたし遣わし候義もこれ有り、至極様子宜しき趣相聞こえ申し候、

金子百疋を賞与として受け取る。支出を切り詰めて寺を運営し、困窮者を扶助している。このように自身では金子をあまり使わず、逆に支援を施すことは藩の褒賞の典型の一つである。

弘化二年（一八四五）

妙勝寺日正 歳六十三四

右、同僧義、三州小田井村出生の由、十一二才の比出家に相成り十四五才より京都檀林へ入学いたし、夫より国元寺に住職いたし又々京都本昌寺へ転住いたし居り申す処、十ヶ年已前当寺へ住職いたし、兼ねて人体実貞にて法義正しく其の上学問の心掛け手厚く、出家の戒行如法嚴重に相守り、法中且中の氣請け宜しく、並びに寺内取り締まり宜しく当寺へ住職いたし候砌は寺借財等もよほど之有り其の難渋の趣相聞こえ候処、右日正義、節儉相守り、追々掛り込み相濟せ、只今にては少々は貯金も御座候由寺内破損所等も心を付け取り繕い仕り殊に在且法事等も参り候ても飲食等好まず遠方の所候も自身法用に参り至極懇切に取り向い候段、在檀家の者共感心仕り居り申し、寺檀共和合仕り諸事何の申し分も無く御座候様子に相聞こえ候

この例も節儉によつて寺の借金をなくしたことが評価された。逆に言えばこれらのような徳行を持たない僧も多かつたのであろうか。

藩の賞賛する僧侶の表現には、「節儉」「飲食を好まず」など仏事に金銭を費やさないことがある。領民に負担をかけることが重要であつたようである。

そして、他の二人とともに寺社奉行より賞詞を賜つた。

右三僧共神妙住職仕り候趣相聞こえ候、寺院一統の励みにも相成り申すべく候間、御賞として金子二百疋つつ寺

社手銀の内より取り斗らい下され候様仕るべき哉

寺社目付承り合いの書付一通相添え指し出す、此の段は窺い候

同年

三月十三日差し出し候処、即日御用老御聞き届け相済み候段、丹羽藏人より申し来り候、後に式日町会所にて渡し候の通り

妙勝寺

日正

其の方義、兼ねて法義正しく其の上学問心懸け厚く、法中且中共気請け宜しく常に節儉相守り寺務行き届き法用懈怠無く、惣じて心得方宜しく出家の戒行如法嚴重に致す住職の趣相聞こえ奇特の事に候、之に依り御賞として金子二百疋下され候

右申し渡す

高木儀右衛門という藩士の推奨によって賞が出た例である。

同年「妙勝寺於町会所敷内に着座申し付け候事」

其の方義、妙林寺無住代判中、彼是骨折り候に付き、其の方一代町会所出勤之節、敷居の内へ着座致すべく候

右申し渡す

賞与として格式の昇格もあつた。妙勝寺の働きに酬いるということであろう。同様に安政四年には妙勝寺日禎、町会所で出勤の節敷居の内への着座を許される。

弘化五年 和氣郡本成寺 日詮 歳五十四五

「右同僧義、出生因州鳥屋にて御奉公人の倅の由、八九歳の比同国法泉寺弟子に相成り、二十三才にて当寺え転住」と出身が記されている。「貧者の者えは少々心付け遣わし候義も御座候由、当年迄二十六ヶ年住職仕り諸事何の申し分も御座無く候由、相聞こえ申し候」ということで金子二百疋を賞与として受け取っている。

後期の事例では経歴が詳細に記されていることもある。その例は以下にもある。

嘉永六年（一八五三）

妙興寺 日要

「同僧義紀州和歌山出生にて幼少の時分同寺え弟子に参り、二十六七歳の比住職」とあり「近来は勝手向きも宜しく」「貧者共へ米麦又は銀札杯内々指し遣わし候由」無心の者にも助勢し、村方難渋の節にも援助していたことなどが奇特のいたりとされた。

安政三年（一八五六） 和氣郡日笠村長泉寺住職日真

京都一条通りの針灸山口西東の倅、八才で洛東で出家。京都で塔頭住職などを務めた後、二十六年以前より長泉寺住職となる。「其の上先住より持ち来たり居り申す徳米、其の儘村役人へ預け置き、右代銀札にて、五六年已前寺内普請等致し、殊に檀中へ法用向き丁寧に相勤め候て出家には稀成る人躰」金子二百疋を受け取る。

安政三年蓮昌寺日巡

加州金沢藩中市原吉兵衛二男、七才の比出家。十二才ころ京都の寺へ赴く。京都本山の塔頭住職などをへて十年已前から蓮昌寺住職。一貫文の褒賞。

文久元年（一八六一）

妙林寺 日妙 年四十七八

相模三浦出生、八才のころ出家。二十八才比から各地で住職をして六年以前から妙林寺住職。先住の発起した座敷・書院・諸堂の修復や塀の工事を行う。五年来破損の仏像の修理も完了し、檀家が多く寺内の僧も多いのによく監督している、などとして賞詞を受ける。

同年 幸福寺 日高

岡山城下の出生、十一二才で出家、今年から幸福寺住職。難洪の者へ米を助勢。二百疋の賞与。

明治三年 妙勝寺日寿

能登羽咋の出生、忠兵衛の二男、十二三才で出家。九年以前に妙勝寺住職、「本堂其の外の作事」すべて済ませる。

藩から寺社への賞詞のうち日蓮宗寺院の事例である。他宗の僧侶でもほぼ似た内容である。賞詞の基準として、侶としての宗教的な評価のほか、他寺や檀家の気請けなど人格的评价、さらには寺内取締・法務（宗門改めや工事なども含む）など行政的な手腕への評価も含まれている。そして借金返済など経営面での評価もなされている。

また村方が凶作などで難渋した折りの援助や貧窮者への施与などが重視されている。藩は寺に所得の再配分などの役割をも期待していたのであろう。但し寺の借財の記述も散見するし、寺の財産は基本的にその地域の檀家からの寄進であることを考えれば、限定的な効果であったろう。

なお、後述する出奔の事例でもそうであるが、寺の借金の記述が時折あることから考えて、寺院の経営は必ずしも容易ではなかったのかもしれない。借金がある寺院がしばしば出てくることから、以前考えられていたような檀家

に強要すれば布施がいくらでも入る、というような寺院の様相は幻想であつたといえるであろう。

住職の履歴もあるが、この事例のほぼ全員が出身地で幼年、現在の小学校くらいの年齢で出家していることが確認される。藩内の住職になってからは同じ寺院に長く住職していることがうかがえる。この点は『日蓮宗寺院大観』の岡山県寺院の歴代住職についての記述とも合致し、転住があまり多くはない様子がわかる。長く住職を勤め上げたことも評価の対象なのかもしれない。

藩の寺院への視線はあまり暖かくなく、仏事を盛大に行うことは無用の出費につながるとして、むしろ推奨されていないことが、これらの事例からもうかがえるような気がする。藩は庫裏の再建については三間以内に縮小することを命ずるなど、寺の作事に制限を設けていた。法事後の飲食にも制限が繰り返されている。信徒に「無心」をせず寺の作事をした事が賞賛されるなど、信徒である領民に仏事への出費をなるべくさせない僧侶が藩の希望する僧侶像であつたのはたしかといえよう。

このような基準での賞詞を寺院住職へ与えることは、藩が彼らを自己の望む方向へ誘導しようとしていることにはかならない。前節でもみたように、藩は領内寺院に対しかなり権限と影響力をもっていた。ここでも影響を与えようとしている。住職には長く同じ寺で勤めていた例も多いことを考えると、藩の影響力はかなり強かったといえるであろう。宝暦年間の勸化銀事件のように、領外本山とのつながりによって、末寺が藩に背くことを抑制しようという政策のあらわれという面もあるのかもしれない。

(二) 藩内寺院の出奔について

藩領から正当な宗門帳の手続きなしで退去することを「出奔」と称していた。「出奔」の寺社の項目に、寺社の僧侶・神職の無届けでの退去の記録が残されている。退去の理由は不明であることが多い。寺院僧侶は寺内の宗旨改め

帳面から除帳される。ここでは日蓮宗の僧の事例のみとりあげた。例としていくつかを後に詳しく取り上げた。

表 日蓮宗寺院の退寺の事例

- 文化九年 香雲寺 ↓例①
- 文化十一年 菅能寺の役介人幸二郎の欠落。
- 文化十一年 児島郡浦田村 蓮花院 「勝手向き不如意」のため。
- 文化十一年 加茂村宗林寺 理由不明。
- 文化十三年 津高郡今保村 宗善寺の弟子 心得違い ↓例③
- 文化十三年 蓮昌寺の弟子恵順 ↓例②
- 文政元年 蓮昌寺の寺中不染院 加賀金沢へ法用で赴き、帰る途中で。心得違い。
- 文政元年 瑞雲寺の弟子恵照 法類で探すも不明。書き置きがあり、本人に問題があるわけではなく寺に難渋の事情がある、と述べる。不如法があつたという噂もあるが虚実多々あつて結局事情は不明と藩に申請。
- 文政三年 実成寺先住の弟子 下総中村檀林へ赴くが現地で出寺して不明に。
- 文政五年 蓮昌寺寺中の林照院 ↓例④
- 文政八年 道林寺 法用で出寺して 理由も不明。
- 文政九年 妙林寺住職 弟子が届け出る 心得違いか。
- 文政九年 下道郡矢田村法花寺 下総中村檀林へ赴くはずが途中で不明。
- 文政十年 赤坂郡大麻村圓立寺 不明。
- 文政十一年 津高郡孝徳寺 心得違い。
- 文政十一年 妙林寺の弟子二人 心得違い。

文政十一年 蓮昌寺寺中実如院・本成院の弟子二人 自分の所持品を持ち出す。

文政十二年 邑久郡土師村正福寺 不明。

文政十二年 香雲寺 所持品を持ち出す。

文政十三年 中山村道林寺 什物別状無し、着衣のみ持ち出す。

天保二年 津高郡中田村龍淵寺 心得違い。

天保二年 津高郡建部村妙浄寺 心得違い。龍淵寺と同じ五月七日に出寺。

天保二年 津高郡富沢村成就寺 前二ヶ寺の届けをしている最中の七月五日に出奔。

天保三年 矢田村法花寺 書き置き。心得違い。

天保三年 蓮昌寺寺中大素院 不明。

天保四年 宝仙寺 上総宮谷檀林へ赴く途中、大坂蓮成寺で病氣療養していて不図同寺から出寺。

天保五年 蓮昌寺寺中大素院 不明。法用で京都妙伝寺へ。病気で療養した後で書き置きを置いて出寺。

天保六年 妙勝寺弟子 「従来病身」にて「兎角法義怠け勝ちに御座候に付き度々折檻」したところ出寺して帰らず。

天保七年 妙林寺同宿二名 法用と申し立て出寺。諸道具別状無し。「御国へ対し故障がましき筋は相見え申さず候」

天保七年 上道郡平井妙楽寺 病中で旦那が心配して代判を頼んでいた。

俗縁の家もあり下男にそこへ行くと告げて出て。六月一日から八月十三日まで探索。

天保八年 蓮昌寺寺中妙善院 心得違い。心得違いの風聞もあつて穿鑿するが不明。

天保八年 蓮昌寺寺中林照院 法用といつて出る。

天保八年 津高郡菅野幸福寺

天保八年 蓮昌寺寺中実妙院

天保九年 妙勝寺弟子 法用と言つて出る。師匠が「兼ねて厳しく」した為か。心得違い。

天保十年 上道平井妙樂寺 心得違い。所持品無し。

天保十年 和気郡西片上村法鏡寺 京都本湧寺へ法用で赴き帰路不明に。

旦那の話では「兼ねて住寺」の言つていたこととして「少旦那にて寺務難しく相成り、殊に近来作方不熟にて納物等相減り、其の上借財追々相重なり甚だ以て心痛之由」であつた。旦那も困窮していたが一統で談じ少しながら多く寄進しようとしていたところであつたが間に合わず、借財が多くなり出寺したのであろう、と結論して除帳を申請。

天保十年 蓮昌寺中林照院 諸道具無し。

天保十一年 邑久郡牛窓村本隆院 不図出寺、心得違い。

天保十二年 蓮昌寺寺中本成院 不明。

天保十二年 蓮昌寺寺中覚善院

天保十二年 赤坂郡大田村妙圓寺 京都本山妙覚寺へ「よんどころ無き」法用で一月赴く。

二ヶ月ほど帰国を延引するが京都で出寺。旦那はもしや帰るかと一月待つたが結局除帳。

天保十三年 津高郡菅野村幸福寺 小湊誕生寺へ法用で赴くが病気で養生する。

全快するが不図出寺して行方不明になる。帰国するかと待つたが除帳。

天保十三年 御野郡西河原村大林寺 法用で出て帰らず。所持品は持ち出す。

「兼ねて同寺少旦那、其の上貧寺にて時分柄指し支え候義も御座候哉」

弘化四年 宝仙寺 不明。書類を残したと書き置きにいうが見つからず。

弘化四年 慶立寺 不明。

嘉永四年 本成寺 京都妙満寺へ逗留、二ヶ月帰国を延期していたが不図退寺。

同年 妙林寺同宿惠本「心得違い」について「厳しく理解申し聞かせ候処」昨日朝、出寺。

翌十日除帳願。十二日に許可。

文久三年 蓮昌寺寺中妙善院、法用で他出し行方不明に。所持品持ち出し。

慶応元年 孝徳寺弟子、五月十五日「不図」出寺。兼ねて心得違い。

慶応元年 幸福寺弟子二人、法用で出寺して帰寺せず、「召し使の者共取り調べ候処、所持の品等も無く」すぐ除帳。

慶応二年 孝徳寺後住「兼ねて心得違い」で不図出寺。三日後除帳。

慶応二年 日応寺同宿「兼ねて心得違い」のため。五日後除帳。

慶応三年 菅能寺・本行寺退院。菅能寺は法用のため出寺して帰らず。「之に依り檀中・世話方面三人相招き立ち会いの上寺内相改め申し候処、所持の品残らず持ち出し候様子、尤も什物等は夫々取り片付け、寺内にこれ有り」という様子で「兼ねて心得違い」としてすぐに除帳。

慶応三年 本行寺 法用で出寺して帰らず。所持品残らず持ち出し。「兼ねて世間の風聞も宜しからず」すぐに除帳。

引用例

①

ウ一、出寺以不罷帰直除帳

御注進

一、当山末寺国ヶ原村香雲寺義、去月十二日、岡山表え罷出候処、今以帰寺不仕候に付所々相尋候得共、行衛相

知不申兼而内証六ヶ敷御聞候間、退去仕候義与奉存候、此段、同寺旦那共より申出候間、所置役僧遣寺内吟味仕候処、自分所持之物者一物も無、寺附之什具は何之別状も無御座候、段々様子承合候処、逆も帰寺趣には不奉存、右香雲寺義寺内帳面御除可被下候、此段願上申候、以上

文化九年申四月十八日

蓮昌寺 印

寺尾四郎左衛門殿

赤坂郡国ヶ原村香雲寺義、兼々分アル地に候処、去月十二日出寺仕、所々相尋候得共行衛相知不申退去之体に御届候由、本寺蓮昌寺より別紙之通申出候、指出申候、宜様御達被成可被下候、以上

四月十九日

寺尾四郎左衛門

池田貢様

即日御用老御聞、相濟候由申来二付、その通願出ニ奥書調下候

右之趣相達願之通申渡候、以上

児島渡三郎当下候

②

シ一、蓮昌寺弟子退去直除帳之事

御届

拙寺弟子恵順義、昨廿六日朝不凶罷出帰不申候に付、所々相尋候得共、行衛相知不申候、依之同僧所持の品等、吟味仕候処、一切相見不申候、とても罷帰不申候趣御座候間、寺内御帳面直除帳被 仰付被下候様、奉

願上候、以上

文化十三年十一月廿七日

蓮昌寺 印

雀部六左衛門殿

蓮昌寺弟子恵順義、昨廿六日罷出帰不申、依之同僧所持之品吟味仕候処、一切無候由、とても罷帰不申候趣に付、直除帳事願候、此段同寺より願出候間、右願之通被仰付候様宜御達被成可候、以上

十一月廿八日

高木右門様 雀部六左衛門

即日御聞届相濟候に付、奥書にて下す

右之趣申達承届、願之通申渡候、寺内帳面御除可有之候、以上

雀部六左衛門

武藤治右衛門殿

③

一、和氣郡藤野村成寺先住弟子随山義、去る文政元寅年来午年迄五ヶ年之願にて下総国中村且林へ遣置候処、不埒之義有之同所退去仕候旨、先達て申来候付、心当之所々相尋候得共、行衛相知不申、若他国にて難頭之義共出来仕候て者、奉恐入候に付、除帳被 仰付候様別紙之通願出候付、則指出申候、宜様御達被成可被下候、以上

(文政三年) 十月五日

杉山武大夫

丹羽蔵人殿

一、蓮昌寺寺中林照院義承合左之通

蓮昌寺々中

林照院

同院義蓮昌寺先住之節諸化相勤居申候由

其節心得違之義御座候故先住之手元に指置不申故、外方え参居申由、只今之住寺に相成、右林照院居、日心寺之出張引請相勤させ居申候得共、今以身持甚不宜既に高砂町大和屋源左兵衛家娘を姻せ居申、右娘の方へ昼夜共参込夜分も直に居り候事も御聞候趣、右娘姻み居申にも永々事之様に相聞申候、此段御内意達申上候、以上

五月

右之趣に付、自分心得にて叱り置可申存念にて二十二日御用召之義、蓮昌寺へ申遣候処、廿二日朝林照院義、外出罷帰不申由申出候に付、得と吟味之上可申出旨申置候処、左之通申出候

奉願出

一、拙寺々中林照院義、当廿二日朝罷出歸り不申候に付、所置心懸之場所相尋候得共、行衛相知不申、全退去之趣にて所詮罷帰候様子にも相見え不申候間、奉恐入候得共、何卒御慈悲を以寺内御除帳奉願上候、然る上林照院代判之義は同寺中不染院へ申付度、奉存候、右両様共願之通被 仰付被下候者、難有仕合奉存候、以上

文政五年五月廿六日

蓮昌寺

石黒後藤兵衛殿

右に付左之通添書にて相伺

蓮昌寺々中林照院義去る廿二日退去仕候段、蓮昌寺より別紙之通申出候、右林照院義、近来不如法之趣相聞、其所より退去仕候趣に相聞候間、直除帳被 仰付候様に茂可有御座候哉、則別紙壺通指上申候、宜様御被成可被下候、以上

五月

丹羽登様 石黒後藤兵衛

右之通、相伺候処伺之通与被 仰出候に付、則願書 致奥書下る

文面については類似の表現が多く、かなり定式化している。夕刻に出寺というものが多い。夕刻というよりは朝になつたらいなかった、ということかもしれない。寺の下男や近所の者からの「戸が開かないので」などの届けもある。報告を受けた村の名主と五人組頭が法類寺院へ連絡する場合もある。法用や病気のほか、檀林への修学など他国への往来が契機となることも目立つ。経済的な困窮や病氣など推測ながら理由が示されることもある。しかし、「不凶」出寺など動機や理由を具体的に明記しないことが大部分である。「心得違い」という曖昧な表現も頻出する。今回紹介した事例の他にも盗癖や寺所有の山林を売り払い代金を費消してしまうなど「心得違い」の内容が具体的に示される場合もあるが、ほとんどは具体的な内容は不明である。不受不施の天保法難のあった天保二年から九年の時期にかけて多いことは、不受不施との関係があると思われる。とくに天保二年の連続退去は法難と関わりがあるのであろう。なかには妙勝寺のように師匠が厳しくしたための出寺が連続している場合もある。

結局、除帳願いの文面は藩へ提出する表面的なものであり、この史料自体からは詳しい事情はわからないと考えるべきであろう。

そして文面をたどると、結局、所々を探したが見つからず「とても帰寺仕らず」として除帳を願い出るといふ経路

をたどる。直ぐ除帳となる場合もあれば、長く探す場合もある。藩の定めで探せる日数が限られている。「寺社式日所願旧例志」¹では三十日あるいは十五日となっている。事例間での除帳までの日数の差は大きい。期限いっぱい探す場合もある。探し出すことが出来た場合について「寺社記録」に左のような規定がある。

一、出奔と相見候寺社之者、居所知れ呼戻シ追込三十日斗

其身より戻り断書十五日斗

但帳面外レ候得者、差別吟味之上取斗

僧侶の国内への出入りや居住の許可は藩が厳重に管理していた。寺から無断で退去することは法に違背する行為とされ、帳外れとなるだけではなく、其の後も入国できないなどの問題が生じた。前節で述べた「明和元年 蓮昌寺前住職御国出入り免」や貞享二年「妙福寺本明院退寺之事」はその例である。

以上のように賞詞・出奔の諸事例をみてきた。近世寺院への藩からの評価や拘束ともいえる。幕藩体制のもとで、藩政府は領内寺院を如何に自己の体制へ引き寄せ領国経営に寄与させるかに腐心していたと思われる。藩からみての「良い住職」に賞詞や褒美を与えるのは、単に善行を褒すのみならず、そのための一策でもあるだろう。寺院や住職は本来は門流教団に所属し、藩との関係が難しくなることもあった。それを融和する狙いもあったと思われる、顕彰された住職の多くが藩内出身者で長期にわたって住職を務めてきたのも、そのあらわれであろう。

また出奔の部からの引用では多くは個人的な理由であるが、一部には教義上の理由など藩との問題を生じさせる事例があった。

ここで再考したいのは、これらの事例の中、特に近世後期には寺院経営の金銭的困難を示すものがしばしばあるこ

とである。かつては寺僧が権力の末端につらなることによつて、檀家を強制的に縛り布施を出させたという見方もあった。しかし、このような事例がいくつもあることから、そのような説が疑問であることは自明であろうと思われる。近世寺院は寺請体制により特権的に護られて安定した寺院経営がなされてきたと以前は思われることもあった。しかし、これらの事例から見ると、実は近世後期の寺院は経営面からは厳しい状況に置かれている場合もしばしばあったのではなからうか。立地や檀信徒の状態によつては、通常の寺務を行うだけでは構造的に赤字となりかねない寺院が近世後期にはかなりあったと推定することも行き過ぎではないであろう。

幕府や藩といった近世機構自体がそうであったように、近世前期に確定された寺院配置が近世後期にいたつては無理を生じていたのではなからうか。また、近代への移行期間の廃仏毀釈によつて多くの寺院が廃され仏教は衰えたともいわれるが、既に破綻寸前の寺院もかなりの数存在していた可能性もある。

また、現在ではややもすれば、近世は寺院経営も安定していたが、近年は過疎など社会状況の変化によつて困難がある、なども考えがちであるが、この点についても再考する必要があるであろう。

1 TPA—〇〇三

「社寺旧記」の「寺社式日所願旧例志」に以下のような記述がある。しかし本節からみても、実際には必ずこの規定通りに行われるわけではなかったようである。

一、出奔と相見候寺社之者、居所知れ呼戻シ追込三十日斗

其身より戻り断書十五日斗

但帳面外レ候得者、差別吟味之上取斗

第三節 本山妙覚寺貫首の西国巡錫の際の岡山藩主との儀礼

京都妙覚寺から貫首が西国末寺への巡錫の為に下向して岡山藩内に逗留した際の貫首と藩主の間の儀礼的關係が述べられている諸記録が藩内文書にある。ここでは、三件の藩内文書を引用してその様子を確認する。享保十二年と享和元年、天保七年の三件¹である。関根龍雄編『京都 本山 妙覚寺史』²には「末寺塔頭諸例格式」と題する一冊の和書が紹介されている。関根氏は妙覚寺の末寺は明治十二年の段階で百五ヶ寺あったようであるが、そのうち備前十七ヶ寺、美作十五ヶ寺とこの地域だけで約三分の一を占めていて、妙覚寺にとって最も重要な地域であったろうと述べている。旅程としては、京都から岡山へ赴き、近辺で一月ほど布教してから船で讃岐へ渡るというものであった。

諸本山では貫首が地方を廻り布教することがあった。影山堯雄³氏は「本寺がその必要によって勧財のために巡教する場合の拠点とせられるのは、地方触頭をはじめ在地の有力な末寺であった。本寺の巡回布教はこれらの地方触頭や有力末寺を拠点として、その布教網の密度を加え、また教域を拡大して行ったことと思われる」と勧進のための巡行の例を同書で述べている。

本山からの巡行は必ずしも勧進のためだけではなく、時折各地方へ行われていたのは当然である。ここで述べるのは、京都妙覚寺の例であるが、影山氏の説のように、備前の触頭蓮昌寺を宿所として附近での布教を行っていることがわかる。「末寺塔頭諸例格式」の裏表紙には「明治十二年三月巡末之砌改之」とあって、やはり定期的に末寺をめぐるかたちでの巡行をしていたことがうかがえる。

その巡行の記録が藩の文書にもあったわけであるが、藩は常に特別に記録をしていただけでもなかったようである。後述するように、前回の巡行の際の記録がないために、妙覚寺へ藩から問い合わせたという記述も藩の文書の文中にある。特筆すべき事由のない場合は記録されない場合もあったと思われる。

ほかの宗派の本山貫首の藩への下向の記録はあまりないので比較は難しい。時宗の遊行上人は事例が多い。その記録は圭室文雄⁴氏がまとめているが二十回ある。圭室氏は二十回のうち九回は藩の記録がないことを指摘する。やはり必ず記録されるものではなかったと思われる。妙覚寺も記録はないけれども、ここで述べる三例のみというわけではないのも当然であろう。

妙覚寺の希望する日程が決まると、かなり前から触頭蓮昌寺を通じて藩へ伝達され許可を得るなど調整が行われていたようである。貫首一行は備前では城下の末寺を宿所としていた。巡錫の直前にも触頭蓮昌寺から藩寺社奉行所へ申し入れがあった。到着から出立(四国への船出)まで節目ごとに同様に連絡があり、滞在期間中に貫首と藩主の間で饗応の儀礼があった。貫首は西国へ下向する際に藩主と対面するのが先例であり、そういった儀礼関係も重要視されていた。由緒や格式を重要視する近世においては饗応儀礼や贈答品のやりとりも大きな問題であり、使者を出すかどうか、料理の品数をどうするかなど、その都度藩内で検討がなされていた。

①享保十二年(一七二七) 三十七世修定院日宥⁵

京都妙覚寺日宥上人蓮昌寺江参候付 御目見被 仰付候事

蓮昌寺え京都妙覚寺昨夜到来、出家三人役者忝人若党忝人下人忝人召連、被参候付、来月中旬迄逗留仕度由、蓮昌寺願上口上書之趣、直右衛門殿江申達候、願之通勝手次第と被仰候間、此旨御申聞可被成候、以上

九月十四日

書判

長谷川九郎大夫様 丹羽甚大夫様

被仰下候趣、明二日六ツ半比に妙覚寺登 城仕、 御目見江御請可被候義被為 仰出、則御料理可被為下候旨、
早速妙覚寺江申聞候へ者、難有御儀ニ奉存候、此段宜奉頼上候、随て拙僧氣分勝不申候故、同道仕候義難成御座
候、妙覚寺老人可奉登候間、其通に思召可被下候、以上

十月朔日

日宥 書判

切封 長谷川九郎大夫様 蓮昌寺

紗綾三卷被遣

妙覚寺江御使者山脇九之丞、未ノ十月八日紗綾三卷被遣、蓮昌寺住持不快に居申に付挨拶旁ニ先達て寺社奉行参
居申候様ニ御年寄中被申聞、長谷川九郎大夫罷出候之

口上

先刻者御使者殊ニ御目錄之通被懸御意不浅忝次第奉存候、御礼旁以使僧申上候、御席之刻可然被達 御聞可被下
候、以上

妙覚寺使僧

十月八日

菅能院

先日者御懇書忝儀ニ致拝見候次第第二寒氣ニ罷来候得共、勇体益御堅固之旨承仕候、拙僧儀諸用相仕、今朝罷立候、
御席之刻宜被 仰上可被下候、以上

妙覚寺

十月十四日

長谷川九郎大夫

口上

妙覚寺今朝被致出船候間、為御断如此御座候、以上

蓮昌寺

享保十二年未十月十四日 印判

長谷川九郎大夫殿

右妙覚寺口上書并蓮昌寺口上書共、同十五日達

御耳

この文書は貫首の到着からはじまる。実際は事前に蓮昌寺を通じて確認されていたと思われる。

貫首の一行は「出家三人、役者老人、若党老人、下人式人」であったことがわかる。役者は寺僧であるが、若党は寺侍であろう。妙覚寺でもこのような俗人を召し使っていたことを確認できる。

ここで主題とされているのは貫首と藩主との儀礼である。貫首は対面してから料理を振る舞われていた。蓮昌寺は貫首の登城のときは同道するのが通例らしい。蓮昌寺も藩主と対面する資格を有していた。藩主から貫首へ紗綾三巻が贈られていた。

②享和元年（一八〇一） 四十八世貞具院日遷

京都本寺妙覚寺蓮昌寺江来御使者御料理等

被下候一件

先達て奉願候本寺妙覚寺義、来月上旬着可仕候段、申越候、就右前々之通不相替御会积被成下候様奉願候、尤

十八年已然下向仕候節之義者、当寺之留ニ委く相見へ不申候ニ付、享保年中之留妙勝寺ニ御座候間、写奉入御覽候、何分宜敷奉願候、以上

二月

蓮昌寺

山瀬治部左衛門様

妙覚寺古記之写

一、享保十二年九月十三日本山妙覚寺蓮昌寺江参着

一、逗留願三十日

殿様御目見并説法願日差出申候

一、十月七日登 御城二汁七菜御料理被下御年寄中

御小仕置中為御挨拶御出御膳引後 御目見

指上物（扇子・砂糖漬け・焼き物など）

この時は藩で「尤十八年已然下向仕候節之義」がわからず、前回の対応を把握できなかつたため蓮昌寺へ問い合わせていた。蓮昌寺は同門流の妙勝寺にあつた「妙覚寺古記之写」の記録を提出した。それが①の享保十二年の例である。この時の十八年前、すなわち天明三年（一七八三）にも妙覚寺貫首の巡行があつたことがわかる。そして、その時は藩の記録は特に残らなかつたのであろう。

この時わざわざ記録を取り寄せるなど藩が気にしたのは、料理などの儀礼の具体的な部分をどうするのかであろう。先例通りでなければ、何かの意図があることとなりかねず、結局先例通りに二汁七菜という本膳の標準二汁五菜よりは上格と決定された。圭室の示す遊行上人の例では二汁五菜⁷の場合もあつた。その後妙覚寺貫首は「出家四人、若党三人下男四人都合拾式人にて」蓮昌寺へ到着した。享保十二年のときよりも人数が増加している。

説法について「当月十一日ヨリ十七日迄、月十日より十三日迄都合日数十日説法為相勤度」と願出があり許可を受けている。やはり貫首といえども藩に説法の事前申請が必要であった。

また宗旨手形の確認も貫首だからといって特別扱いはなかったらしい。「右妙覚寺義、宗門法花宗御法度之切支丹并不受不施又者悲田宗ニても無御座候、則宗門手形念入取置申候」ところでも厳重な身元確認があった。「宗門法花宗」という文言がどこか不思議な感がある。そして「勿論逗留中如何様之義御座候共、拙僧引請少茂御役介掛申間敷候」と触頭蓮昌寺の保証がある。

その後、妙覚寺から御機嫌窺いとして「壺束壺本并楽黒茶碗献上」があつた。さらに貫首からの指上物があり、藩主からは「紗綾 三巻」が返礼とされた。藩主から答礼として御使役塩川久兵衛が遣わされた。その後、町会所で行に料理が振る舞われた。

来十五日妙覚寺御会所江罷出候節召連候人数左ニ書上申候

「役僧老人・役者老人・若党貳人・徒士三人・下人十九人」

右之通御座候、尤道案内として不染院罷出申候 以上

西三月十一日

蓮昌寺

寺社

御奉行所

蓮昌寺から寺社奉行所へ貫首に同行する人数の連絡がなされている。蓮昌寺の寺中不染院も同行していた。同行者にも相応の食事が振る舞われていた。

食事の饗応に対し、妙覚寺貫首から御礼の口上がなされた。

口上

昨日者御 会所御馳走被 仰付殊に家来共迄御叮嚀之御事不浅御次第に奉存候、右為御礼以使僧申上候、御席之
砌可然被 仰上可被下候 以上

三月十六日

妙覚寺使僧

善妙院

③天保七年（一八三六）

天保七丙申年

京都妙覚寺末寺巡説下向に付蓮昌寺之逗留之事

四月五日

一、蓮昌寺本寺京都妙覚寺此度末寺為巡説下向、五月上旬迄蓮昌寺に逗留仕候、右に付別紙之通同寺より申出候、
先例之通於町会所、御料理等被下指上仕候得共、御受納被成候様可相成候哉之段、寺社奉行より書付相添伺出
拙寺之今般法用に付下向仕居申候本寺京都妙覚寺儀兼て御由緒も御座候て

御上之相伺 御機嫌登

城仕且於御会所御料理被下候御先例に御座候間、此度も何卒罷出度段申出候、然る処御時之儀、殊更被為

御参府候儀に御座候得者、此度者御会所迄罷出度段申出候、尤先達て当山住職も仕居候間、御法之儀は承知仕
居申候得共、拙僧同道仕罷出度奉存候、此段御申上候、宜様被成被下度奉願候、已上、

天保七申年三月二十六日

蓮昌寺

波多野弥蔵殿

この天保七年の巡行のときは、蓮昌寺から町会所まで貫首一行が赴き饗応を受けたということと贈り物を受け取ってほしいという意向が示された。恐らく藩主が参勤交代で在府中であつたために登城はしないことになつたため、以前と異なるところがあるためであらう。

右、御用老え小仕置より申達候処、四月十三日、御先例之通於町会所御料理被下候、指上者之儀ハ御時節柄之儀御受納不被成との御事、且御日限之儀ハ追て伺出候様寺社奉行え小仕置申移

一、同十九日寺社奉行より御料理被下候、日限参候二十九日晦日右両日之内可被下候哉と寺社奉行より伺出相達候処、来二十九日可被下旨御用老被申其段申移候様寺社奉行え小仕置申移、町奉行え宜取斗候様并御使者えも申移

寺社奉行から家老へ上申し、先例の通り料理の饗応はすることとなつたが、贈り物は「時節柄」つまり藩内の改革で節儉がうるさくいわれている時期であるとの理由で藩主は受け取らないこととした。

四月二十九日 京都

一 妙覚寺

上下三拾人駕籠

外役僧老

午上刻町会所え引受、此度御当地え参着仕候付為伺 御安否罷出申候との御口上森寺善八郎承之

二汁五菜御料理出、同道蓮昌寺并兵八郎御使

午下刻退座

この時の料理は二汁五菜であった。先例通りとあるが、節儉の砌ということだろうか。あるいは、この前に変化があったのかもしれない。

五月六日

一、京都妙覚寺先頃蓮昌寺え逗留中御使者被遣候、御先例之処、御在府に付、寺社奉行考申出候様、御用老被申其段小仕置より申移候処、御伺之上御使者被遣候儀に候得者、最早於京都御留守居相勤可然哉に奉存候得共、此度は差上物御断被成候処、押て指上度御不申出、其上御旧例に御使者不被遣候義も有之、旁此度ハ最早御使者者不被遣埒ニ可有御座候哉之旨、寺社奉行申出

今回は藩主が参勤交代で江戸にいたので登城・対面はなかった。そのため伺いの使者をつかわすことは不要であるとの進言が寺社奉行からなされ、貫首の帰京後に京都留守居から使者を送ればよいという結論になった。また世上不安定の時節からとして貫首からの指上物を藩が辞退したところ、貫首はそのまま「押して指し上げたき」とはいわずに受け入れたこともその判断の理由の一つとなったようである。ここで、先例には使者を出すことも出さないこともあった、とある。やはり両者の儀礼は長期間一定していたわけではなく、その都度変更があつて流動的であつたのであろう。

このように三例をみてきた。貫首と藩主との間の儀礼の記録が中心となつたが、近世の秩序のなかで、このようなやりとりが重大視されていたのはたしかであろう。藩主は領内寺院へ宿泊して布教する貫首に対して丁寧な対応をし

ていた。これは単に高位の出家への対応というだけでなく、一つの門流を統べる存在、すなわち將軍や朝廷に直結するという点では自分と近い格付けの存在への儀礼という面があったからといえよう。このような問題ははばひろく、ここで容易に触れるわけにもいかないが、一つの具体的な事例とはなるであろう。

-
- 1 TPA—〇二二三 TPA—〇二二六 TPA—〇一五
 - 2 関根龍雄編『京都 本山 妙覚寺史』便利堂 一九九〇年
 - 3 影山堯雄『日蓮宗布教の研究』平楽寺書店 一九七五年 二八二頁
 - 4 圭室文雄「幕藩領主と遊行上人 —岡山藩の場合—」『日本における国家と宗教』大蔵出版 一九七八年
 - 5 但し享保十二年になると、妙覚寺歴代譜と日宥と貫首が異なることとなる。ここではしばらくおくとする。
 - 6 「諸寺御礼の次第」YPA—〇〇六
 - 7 圭室氏前注3では、これに対して随行の僧の一人が諸藩にくらべて粗略であると不満を漏らし、別の僧に出家が施物に不服を言うのはおかしいとたしなめられた一段を示している。

第四節 宝永五年の日蓮宗と浄土宗の「法論」一件について

はじめに

日蓮宗と他宗との宗論については、安土宗論をはじめ多くの事例があり、摂受折伏との関連もあり多くの論考がなされている。ここでは、宝永五年（一七〇八）に岡山城下で起こった日蓮宗と浄土宗の連続する二件の争論を取り上げ、近世における宗門間の衝突の事例の一つとして紹介をしたい。この事件では宗義を論ずるような宗論には至らなかったものの、多くの人が参加する騒動にまで発展していた¹。法論の禁止されていた幕藩体制下においても、このような事件の起こる可能性は常にあった。

影山堯雄氏は日蓮宗の説法は他と衝突しやすいこともあつて、厳重な規定があつたことを示している。たとえば、宝暦十四年頃以後は自讃毀他の説法を堅く慎むべきという規定がある。「公開説法は兎角物議をかもし易く、とりわけ説法が自讃毀他と誤解され易い事の多いことが、当事者に戒慎を呼びかけさせることとなつたものである²」とする。また飯高檀林の説法談義に関する規定では、公開説法をする者は必ず能化の許可状を受け、勝手に説法をする³と檀林を出される、新談義は必ず檀林内で行うということを示す。さらに檀林で初めての談義を終えた学徒は帰省するが、出身寺の師匠や檀信徒の前での一回のみの説法しか認められていない³、とする。このような用心はなされていても、なおかつ事件となることはあつたのであろう。

(一) 妙勝寺での事件について

池田家文書の「寺社留帳」に「日蓮宗浄土宗争論一件」⁴、そして「寺社旧記」に「宝永年中法論ニ付士中申付候控御書付」⁵という名前の文書がある。このうち前者（以降「争論一件」と記す）は一件のあらましを後から要約して書き留めた文書である。後者は五通をまとめて袋にしたものであるが、日蓮宗と浄土宗との諍い一件を詳細に記録した文書である。

内容を要約すると、宝永五年夏に、岡山城下の浄土宗の僧と檀家たちが日蓮宗寺院の説法へ集団で押しかけ、誹謗するような言動をしたりしたうえ、仏壇の毘沙門天神像に疵をつけてしまった一連の騒動を藩が事件として記録したものである。その一件に藩士二名が加わっていたことや、浄土宗の側で翌日人々をかり集める事態となったこともあって、藩の取り調べが嚴重に行われたらしい。そして、騒動に藩士が加わり藩主からの訓告がなされたこともあって、このような書類が残されたようでもある。町人の取り調べ記録三通は藩主の訓告と藩士の口上書の写しの後に収められている。

表題には「法論」という語があるが、藩の調査の結果では直接対論する形の「法論」のようなやりとりはなかった、ということになっている。あるいは実際にはそれに類したやりとりも少々はあったのかもしれないが、おそらくは日蓮宗側の機転で回避されたのであろう。

以下に文書を翻刻しつつ、内容を確認してみたい。なお、文中のカギ括弧は改行を示すため筆者が付けたものである。また、句点も同様である。

まず「争論一件」からみてゆく。これによると岡山城下にある浄土宗大雲寺へ逗留して説法をしていた「客僧」つまり京都光明寺の所化で阿波撫養昌住寺弟子である外雲という名前の僧が、宝永五年の五月廿六日に日蓮宗妙勝寺（京

都妙覚寺末）へ大雲寺の檀徒とともに妙勝寺へ赴いて、騒動がおこったとある。「外雲説法の内に、御城下日蓮宗妙勝寺浄土宗の義を日々高座にて誹謗仕、其上外雲へも当り色々と申候由に付、外雲殊の外立腹仕、其より日蓮宗の儀誹謗仕候由」というのが発端であるとしている。外雲が大雲寺で説法をしているうちに、妙勝寺で浄土宗を否定する説法を行い、外雲のこともあしざまに話したので立腹したとしている。藩の文書では宗教的な法話の内容そのものはまずでてこないで、どちらの説法が問題であったのかといったことはわからない。しかし、「日々両僧の申分を参詣の内より承、両方へ内通仕よし二付、弥不得止事誹謗仕候由」と双方の信徒が相手方の説法の内容を逐一教えたために次第に激しい内容になっていった、とある。城下で二宗の説法が行われて摩擦が大きくなっていったのはたしかであろう。

そしてついに「右の埒に付、五月廿六日外雲大雲寺本願寺寂湛（養林寺弟子）此四人申合、妙勝寺の説法直々承と申同道仕、参候」と外雲と三人の僧が信徒たちと妙勝寺へ押しかけた。「依之宗論有之とて双方の旦那共其外俗方群衆仕候故、妙勝寺本堂罷出候共、経を軽く読、説法止引込申候」と宗論があるというので双方の信徒はじめ人々が群衆したので妙勝寺は説法をとりやめ、法論にはならなかった。しかし、浄土宗一行は妙勝寺で像に疵をつけるなどの騒ぎをした。

妙勝寺はその夜のうちに寺社奉行門田市郎兵衛の邸へ赴いて説明をした。門田は「先頃より浄土宗を色々悪敷被申候故、騒動に及候」と妙勝寺が先に悪口をしたと返答した。また「去々年の慶福寺より養淳講釈の節も色々禅宗を悪敷被申候」により問題になって説法が中止されたという前例を出し、「其後毎度他宗を誹謗被申候と及承候」とその後日蓮宗では他宗を批判する説法を続けたと難じている。そして「此度右之通故、浄土宗申合参り申候、御自分御故所の騒動」と騒動となったのは自業自得であり「御城下と申、上をも不憚仕方に候」であるので「自今以後他宗誹謗の義、止被申可然」と申し聞かせた。妙勝寺は承諾したと記してある。藩内の日蓮宗僧が自宗の教義に基づき他宗を否定する説法を行っていたことがわかる。また、それに対し他宗では不満を募らせ、度々衝突しそうになっていた

のであろう。そして、藩ではそのような日蓮宗に対し批判的であったと思われる。

同夜、大雲寺も門田邸を訪れた。門田は「是又急度申聞」せて「客僧の義はとかく不申候、何茂了簡仕形も不有義、他僧と一所に申合騒動仕らせ候段、不届と申聞」た。藩の文書では藩内の宗門関係者とくに住職は「国風」をわきまえているべきである、という認識がしばしば示される。「国風」は踏み込んだ説法など衝突の火だねになりそうなことは行わない、ということも含まれるようであり、日蓮宗が他とぶつかったときにしばしば出る語である。ここでは客僧は不案内でも領内寺院の住職は心得ているべきである、という意味合いであろう。両者への説諭で済んだように記されている。この「争論一件」ではこのように、ごく簡略に経過を述べているのみである。

つぎに「宝永年中法論ニ付士中申付候控御書付」の一件書類五通からより詳しくみてゆきたい。

まず、松井藤久郎と多賀藤次郎の二名の藩士の口上を記録した文書である。事件の概要はよくわかる。二人は藩の目付の取り調べを受けたもので、その内容を報告する文書である。

(内容)

松井勘八郎倅

松井藤久郎

多賀文右衛門二男

多賀藤次郎

大雲寺之客僧五月廿六日妙勝寺江参候節右兩人茂妙勝寺江参、騒動之節兩人言ニ

せわやき、客僧妙勝寺より帰ニ本願寺へ立寄候ニ付、右兩人茂本願寺江参候趣沙汰仕候、右御徒目付之内浄土宗旨之者御座候而、物語之次而二何となく大雲寺住持ニ相尋ね得へば、兩人に本願寺に而茂逢候旨、大雲寺申候由ニ御座候、松井藤九郎儀ハ初より名ヲ指候て沙汰仕承及居申候、多賀藤次郎儀者大雲寺ニ尋候上ニ而、名相知申

候、藤九郎共二三人も妙勝寺にてせわやき候旨沙汰仕候間、兩人は右之通二御座候、其外之名は慥相知不申候、右兩人儀此度之事に不限行跡宜無御座候趣、又者妙勝寺にての仕形茂世上にて沙汰仕候事に御座候

右兩人儀呼出し口不承候様に仕候はば、其跡難捨置可有之御座候と存候に付、いまだ承不申候得共、右之趣にて大方相知候事の様に奉存候

最前為御請言上仕候妙勝寺并大雲寺客僧一圀之節、僧中之腰を推其已後茂、右の様に頭取仕者、大御目付共色々御徒目付共に立聞せ、其上にて評定場江町人共召寄銘々、申口承候趣大御目付共々、書付指出申候間三通進候、右詮義之内、木像に疵付申者之義、得と分明には知れ不申候由、拷問仕候者白状も可仕候得共、有増此通にて知れ申義と、大御目付共申聞候、亦先其分に仕せ置候、待共之内呼出し申口は承不申候得共、有増書付之通に候由に御座候、間可被仰付候哉、但乍此上腰押頭取之儀、拷問仕せ分明に承届候様、可申聞候哉、委細之義は先達て安藤源九郎罷越可達御耳奉存候、恐々謹言

池田刑部

(花押)

十月八日

池田主殿

(花押)

稻川佐内殿

沢一学殿

この事件の詮議をするために関わりを持った町人たちを評定場へ呼び出して尋問したことも記される。概要は以下

のようであった。

岡山城下にある浄土宗大雲寺へ逗留していた「客僧」つまり京都光明寺の所化で阿波撫養昌住寺弟子である外雲という名前の僧が、宝永五年の五月廿六日に日蓮宗妙勝寺（京都妙覚寺末）へ大雲寺の檀徒とともに妙勝寺へ赴いて、本堂に着座して妙勝寺住職の説法がはじまるのを待っていたわけである。この松井・多賀の二名もこの一行に加わり、何かと「世話やき」をして、後に客僧が本願寺へ行った際にも同行していた、とある。

後述するように、この直後に浄土宗の一行が問題を起こしていたのであるが、それが「妙勝寺にての仕り形も世上にて沙汰」されるようになったため、藩士としてそのような行為に加わっていたことが問題となり、事情を聞かれるに至ったものであろう。

詮議に至った経緯として、藩の徒目付の中に「浄土宗旨の者御座候て、物語の次いでに何となく大雲寺住持に相尋ね」た結果二人の名前が出てきた、としている。この文書の日付は十月八日であり、五月に起こった事件の進捗としてはずいぶん遅いようである。「世上にて沙汰」されてもおり、しかも神像に疵をつけたというほどの事件ではあるが、両宗派が事件を大きくすることを嫌ったためであろうか。あるいは藩も慎重に調べを進めていたせいかもしれない。また、問題が重大なため江戸に在勤している藩主の帰国を待つて対処するつもりであったのかもしれない。

一件には二人の外にも数名の藩士が加わっていたようであるが、「名は慥に相知り申さず候」というので、二人だけが呼び出された。そして「右両人の儀、呼び出し口ふり承り」と供述をさせ事件の概要がわかったところ、そのまま捨て置き難い事件である、とも記している。そして、その詮議のために浄土宗一行の中心となっていた者たちが取り調べを受けるようになったようである。

そして、後段の部分には、両寺の「一埒の節、僧中の腰を推し、其の已後も右の様に頭取仕る者」、つまり大雲寺の客僧を唆して一連の騒動を起こした首謀者として名のあげられた町人たちが評定場へ呼び出されて取り調べをうけたことがしるされている。この文書の後に続く三通の文書は、その町人たちの口書（供述書）である。

この一件では、神像に疵を附けたことが重要視されている。この文書にも「右の詮議の内、木像に疵付け申す者の義、得と分明には知れ申さず候由、拷問仕候はば白状も仕るべく候えども、あらまし此の通りにて知れ申す義」と拷問にかけても下手人を特定すべきである、との意見も記されている。大目付は概要がわかったのでしなくともよいとして拷問を許可しなかったようである。しかし、担当の者たちは、侍二名の口上に納得もいかなかったもので、やはり町人に拷問を行うべきではないかと問い合わせてもいる内容である。拷問という異例の強硬な方法をとってでも下手人を判明させたいという考えが取り調べの担当者にはあったわけである。

あるいはこの事件に際しての日蓮宗側からの要求もあったとするならば、この疵を付けた犯人の追及に重心が置かれていたからかもしれない。寺の仏壇に安置されている尊像に他宗の者が押しかけてきて疵を付けるなどという行為は、寺・信徒、ひいては門流からも決して見すごされることではなく、藩に対して厳しい処分を訴えていたと考えるのが当然であろう。もしも藩がこの点を軽視するならば、寺から門流の本山へ訴えがなされ、本山から幕府へ問題が持ち込まれる恐れもあったわけである。そういったこともあって、藩もこの点には留意していたのであろう。

藩内でおこった類似する事例として、寛文年間に牛窓本蓮寺の尊像が寺内から持ち出され焼かれた事件がある。宗祖と鬼子母神と十羅刹女の十二体である。この際も本蓮寺の住持日進は藩に繰り返し詮議を求め、ついに犯人達を捕縛させている。そして、犯人や在所の者が尊像の弁済をすると申し出たのを日進が断ったところ、藩主の意向として藩から弁済の申し出があったということである。

この二件を通じて考えれば、寺の尊像に危害が及んだのを看過しては藩内の寺から本山という上部権威へ通達が行われ、本山から幕府へ提訴されて、ひいては統治者としての責任を幕府から追及される可能性もあったから藩の追求も厳しかったと考えてもよいのではなからうか。

なお、この文書には附箋がついている。

(附箋)

木像に疵付候事次郎兵衛に尋候ども、早速有姿には申間敷儀、拷問など仕候て有姿に不申ても可有御座候得共、左様にも難仕事に付、何となく其節の模様を尋かけ候えば、仏壇の辺に居候由申候、此段も大方にては難申趣と被存候得共、次郎兵衛もすきと無構趣には難申候に付、右の通と被存候、木像に疵付候事其座候にて慥に承候者も御座候、次郎兵衛も仏壇の辺に居申由申に付、旁大方相知申事と被存候

後の調べで木像に疵を付けたのが大和屋次郎兵衛であるとほぼわかったため、その事を附箋で注記したものである。次郎兵衛は尋問に対し有り体には答えなかつたため、拷問をしてでも究明すべきという検討もなされた。ではあるが、やはり行い難かつたため「何となく其の節」のことを尋ねたとしている。次郎兵衛は仏壇の辺にいたとのみ答えたようであるが、藩側は他の者の証言などから彼が犯人であると確信しているようである。

そして、以下に事件に関係した浄土宗信徒三十二名の口書の写しがある。まず、大和屋次郎兵衛ら二人である。

大雲寺客僧外雲五月二十六日

妙勝寺江参候に付同所江罷越候者共呼出し承届候趣

御野町 大和屋

次郎兵衛

山崎町 桧物屋

庄左衛門

右次郎兵衛儀、大雲寺江參候客僧法談之節聴聞に参り、五月廿六日客僧妙勝寺江參候節次郎兵衛も罷越、聴衆妙勝寺退散之節、次郎兵衛は妙勝寺仏壇の辺に居申由、次郎兵衛申候、仏壇に有之毘沙門の木像に次郎兵衛疵付候由、専沙汰仕候、其節妙勝寺江參居申者共之内、次郎兵衛面体は見不申候得共、次郎兵衛と申者木像に疵付不届成仕形之由、其座にて申候を慥に承候者御座候て、御徒目付之内其段承届候、世上にても大和屋次郎兵衛右之仕方之由沙汰仕候、木像に疵付有之儀も御徒目付共見届申候

ここで客僧の名が外雲であったことがわかる。また大雲寺で二三日前から行われていた外雲の法談に参加していた者たちが今回の事件の中心人物であった様子もうかがえる。外雲が説法者としてすぐれていて、結果として一種のアジテーターのような役割をはたしていたのかもしれない。さらに、同宗内での法談を幾度もしているうちに、氣分的に高揚して集団で行動したのが今回のような事件につながっていったのかもしれない。

この文面を見ると、次郎兵衛については、妙勝寺で住職が法談を終えた際に、毘沙門天の木像に疵を付けたことが目撃者の証言などからも明白である、と記されている。「木像に疵付け不届き成る仕形の由」という表現が証言の中にある。彼がとんでもない事をした、という世評にもなっている、とも記されている。藩は同座の者の取り調べ内容をもとに、次郎兵衛が疵を付けた犯人であると確信しているようである。おそらく、その通りに次郎兵衛が犯人であるのは間違いないであろう。しかし、それを認めては重科となってしまうため、本人は必死で否定していたのであろう。もう一人の庄左衛門については、主に悪口の点が問題とされたようである。大雲寺の客僧が妙勝寺へ赴いた際に行して、法談の高座の近くに客僧の座を確保していたというのは後に続く人々と同様であるが、妙勝寺の住職に対してよくない言動をしたのが重く見られ、次郎兵衛と並んで最初にきたようである。

右庄左衛門儀、客僧法談之節大雲寺江聴聞に参り候、五月廿六日客僧妙勝寺江參候節、庄左衛門義先達て妙勝寺

江罷越候、高座之辺に客僧置候座取り仕置、客僧を待請候、妙勝寺住持、今日は余大勢之参詣にて法談末々へは聞江申間敷、堂の縁も危、若踏落怪我も可有之哉、旁今日之法談は相止候由にて妙勝寺住持座を立候節、庄左衛門申候は、法談末々江聞へ不申候ても不苦候、高座此辺江聞へ候へば能候間、法談被致され候様に、庄左衛門すみ出申候、其様子不宜仕形之由沙汰仕候、庄左衛門に相尋候へば、法談之所望は仕候由事軽く、種々申候客僧妙勝寺より帰候節、何かと世話やき供仕本願寺江罷越申候

ここには一件の様子がさらに詳しく記されている。五月二十六日に浄土宗の一行が妙勝寺へ赴いた際のことである。後述の口書も含めて計六人の信徒が客僧に先だつて妙勝寺へ赴き、説法を行う高座の近くに客僧の座る場所を確保していた、ということである。調書には計二十人が妙勝寺へ赴いたとして名を挙げられている。他にも大勢いたわけである。高座の目の前にこの一団が固まって座っていたのであるから、まさに緊迫した状況となっていたのであろう。妙勝寺住職はこういった状況下で説法をするのはよくないと判断して、説法を中止したのである。「今日は大勢の参詣にて」隅々まで声も届かないし、堂の縁から落ちて怪我をする者が出ていけないので、といった口実を設けて法談を中止して席を立ったわけである。この判断はおそらく、宗論あるいは喧嘩になりそうな雰囲気を知り、それを避けるためであつたのであろう。当時は末寺の住職が宗論を行つたりすることは本山の申し合わせなどにより規制がなされていた。また、このような不穏な状況下で説法をすることは何らかの形で後に問題となるであろうと危惧したためであろう。実際に調書によれば、このように妙勝寺住職が直接的な対決を回避したにもかかわらず、浄土宗一行の中には木像に疵を付けたリ、行き過ぎた言動をしたものもあつたのである。

すなわちここに出てくる庄左衛門も、法談の後で妙勝寺住職に対し無礼な言動をしていたのである。察するに、妙勝寺住職が「今日の聴衆は大勢なので遠くまでは聞こえにくい」などと云つたことを、法談の後で嘲笑するような皮肉な言い方で真似したのではなからうか。妙勝寺住職の法談終了後に庄左衛門が進み出て「法談末々へ聞こえ申さず

候とも苦しからず候、高座此の辺へ聞こえ候えば能く候」などと発言したというのは、そういったことであつたのであろう。その発言内容や態度が「其の様子宜しからざる仕形の由沙汰」されたとあり、世間でも行き過ぎた行為として問題となつていたのであろう。このような他者を誇る行為は「悪口」として当時の法制では処罰の対象となりうるものであつた。特に場所や立場を考えれば、この件では問題とされるべき内容であつたと思われる。

以上のような理由で、次郎兵衛と庄左衛門の行為が重大視されて、二人が調書の筆頭にあげられているのであろう。そして、以下のような附箋がついている。

(附箋)

大雲寺之客僧妙勝寺江参候事、宗論にては無之直々法談を承候上書付を以可申と妙勝寺江参候、二三日前より大雲寺にて、客僧談儀之節事ヶ間敷聴衆へも申候由、其段庄屋左衛門承候所、五月廿六日客僧に先立妙勝寺江参客僧を置座取をも仕、又は法談を望仕候事庄左衛門は事軽様に申候へ共、妙勝寺の法談を挑心には不存候段、其法談仕せ客僧に聞せ可申との心入と相聞申候

この一件は両宗派の間での宗論ではなく、直に法談を聞いた上で文書で質問をしようとしたのである、単に他宗の法談を聴衆として聴こうとしただけである、という庄左衛門の供述が記されている。この事件の際に何らかの宗論に似た問答があつたのではないかと疑うことも可能であるが、世評に上るような事件であつたのであるから、双方で否定したとしても事實は隠せなかつたであらう。すなわち、おそらくこの供述通りに宗論はなかつたのであらう。浄土宗の一行は単に聴聞しようとして来たのみで宗論のような応答はなかつたと思われる。

ではあるが、妙勝寺住職や参詣に来ていた妙勝寺の信徒たちも、浄土宗の僧や数人の藩士を含む信徒が大挙して説法へ来たのだから驚いたであらう。また、仏壇の木像に疵を付ける者まで出るといふ雰囲気であつたわけで、宗論は

なかったとしても、かなり緊張した場面であったのは間違いなかったであろう。

前の二人について、他の関与者についての記述が続いている。

野田町合物屋

理大夫

上之町大工

六兵衛

右兩人客僧大雲寺にて法談之節度々聴聞に参候、客僧妙勝寺江参候節、兩人共先達て妙勝寺江参り、高座の辺に客僧座取を仕客僧を待請申候、客僧妙勝寺より帰候節も何かと世話やき供仕、本願寺へ罷越申候

二人も先の二人同様に妙勝寺へ先行して客僧の座を取っておき客僧を待っていたわけである。また客僧が妙勝寺から本願寺へ戻る際にも「何かと世話やき」お供していた。この「何かと世話やき」とは、単に席を取っておいたり同道したということではなく、おそらく何らかの示威行動、あるいは宣伝のようなことであつたのであろう。おそらく、浄土宗側から見れば今回の一件は自分たちが集団で敵の内側へ押しかけてゆき、しかも相手方が対決を回避したわけである。しかも、それを嘲笑し、乱暴までして帰って行くのであるから、気分も高揚して単に道をすすむといったものであつたわけはなかつたであろう。藩の文書で「世話やき」が問題視されているのは、そういった理由もあつたと考えるのが適當ではなからうか。

以下にも参加者の記述が続いている。

児嶋町糶屋

佐左衛門

此者儀、大雲寺江参候客僧に心安く仕尤法談之節も度々大雲寺江参候被申候、此者儀少々仏学も仕、何か覚候て居申様に沙汰仕候、妙勝寺法談之節、他宗之儀をそしり候趣、客僧江此咄候様に世上にて沙汰仕候、尤客僧妙勝寺江参候節、此者も罷越世話やき申候

この佐左衛門は「少々仏学も仕り、何か覚」があつたと記されている。妙勝寺で「他宗を謗り候趣」があつたといふのも、宗学的な面から何か述べたものである。客僧を唆したようにも書いていることから、事件の中心人物の一人と見なされたのであろう。

以上の五人については次の附箋がある。

(附箋)

妙勝寺江参候者誰々頭取と申候事

分明には不申候得共

妙勝寺へ参候て木像に 大和屋

疵付候沙汰仕候 次郎兵衛

客僧に先立妙勝寺江参

座取を仕心入悪敷法談を ひもの屋

所望仕候

庄左衛門

客僧に先立妙勝寺江参

合物屋

客僧を置候座取を仕

理大夫

待請候

大工

六兵衛

客僧に心安何かと申聞候由

こうじ屋

沙汰仕候妙勝寺へも罷越候

佐左衛門

右五人別て不入世話やき仕候者と見へ申候

この一件の「頭取」ははっきりしないところがあるが、前述の五人が「入らざる世話やき仕り候者」として挙げられている。大勢に聴取した結果、この結論に達したので、その旨附箋をしておいたのであるか。妙勝寺へ押しかけた大勢の者の中で目立った者を列挙しておいたのである。さらに十五人の名が後に記されている。

千蔵見立

右見立儀も客僧に先達て妙勝寺江参、客僧置候座取仕、何かと世話やき候由沙汰仕候、見立儀町医にて御座候内、

御雇被成京都江も罷越候者に御座候故、呼出し申口は先承不申候

町医者の見立も同様に参加したが、藩に雇われて京都へいつているため聴取はしていないとしている。
以下には十一人の名がある。

大雲寺町屋

甚四郎

同町鍛冶

平助

同町鍛冶

三郎大夫

同町魚屋

又左衛門

同町中屋

治兵衛

紙屋町饅飩屋

次郎左衛門

同町鍛冶

六左衛門

尾上町屋

久大夫

同町指物屋

次郎左衛門

高板町屋

源次郎

野田町魚屋

藤八

右十一人大雲寺江参候客僧法談之節、度々聴聞に参、客僧妙勝寺江参候節も右十一人、罷越何か世話やき候者に御座候

これも同様の行為をしたとしている。大雲寺町という門前居住の者が目立つ。菩提寺の近所に住んでいたのである。

上之町油屋

兵衛

大雲寺町えびす屋

三郎兵衛

紙屋町児嶋屋

治兵衛

右三人大雲寺にて客僧法談之節聴聞に罷越、客僧妙勝寺江参候節も罷越候、右之外大勢参候由、沙汰仕候得共、誰々と申儀、分明に相知れ不申候

この三人については妙勝寺まで同行したとのみある。妙勝寺へ行った者は大勢あるが、誰々とははっきりしない、ともあるので、これまでの文書にある二十二人のみが妙勝寺へ行ったわけではないことがわかる。かなりの大人数であったのであろう。少なくとも、妙勝寺住持が「堂の縁から転げ落ちるかもしれない」と話すほどの人数であったことはよくわかる記述である。

そして、事件は翌日にも持ち越される事態となった。すなわち、後に述べるように、浄土宗側が、日蓮宗から報復に来るかもしれないとして人数を集める騒ぎとなったのである。

五月廿七日日蓮宗より大雲寺江書付持参仕候由、風聞承候て、大雲寺江人集め仕候者共呼出し承届候趣

尾上町指物屋

久大夫

同町油屋

源次郎

紙屋町鯉鮓屋

次郎左衛門

同町鍛冶

六郎左衛門

右之者共五月廿七日之夜大雲寺江日蓮宗より書付持参候由、きつと沙汰承候ニ付大雲寺江も案内仕、近所之者共他町之者江も告知せ、相催し大雲寺江罷越、夜通相詰申候

「日蓮宗より大雲寺へ書付持参仕り候由」という風聞があつて大雲寺へ浄土宗の信徒が集まり寺内へ詰めていたことが述べられている。「書付を持参」というのは誤魔化した表現であり、直接的な暴力を警戒していたのであろう。尊像に疵を付けたりするような大事になつたのであるから、報復として日蓮宗の信徒が押し寄せるといふのは世間でも噂となり、当事者たちも当然心配していたのであろう。大雲寺の門前だけではなく、近所の町、さらには他町の信徒までも集めて寺に夜通し詰めていたわけである。一触即発のような状態であつたのだらう。

(附箋)

右之者共、五月廿七日之夜、相撲取候様成者共迄、大雲寺江呼集め候由、沙汰仕候、近所の町又は紙屋町河崎町辺迄相催し、人集め仕候趣にては右之通成事御座候、有まじきとも不被申騒動仕形に相聞へ申候

この附箋も同様の内容であり、先の記述の「他町」の範囲が後の調べでわかつたので附箋として記したのであろう。「有まじきとも不被申騒動」と表現されている。浄土宗の信徒たちも信仰にかかわることなので、妥協できなかったのであろう。

紙屋町児嶋屋

治兵衛

大雲寺町魚屋

又左衛門

同町えびす屋

三郎兵衛

同町魚屋

新三郎

同

甚四郎

同町鍛冶

三郎大夫

同町中屋

治兵衛

同町鍛冶

平助

右八人之者共、五月廿七日之夜大雲寺江日蓮宗より大勢書付持参候由、前之四人より承候二付、申合せ罷越居申候処、日蓮宗より参候者茂無御座候二付、追々御帰申候由、右之外大勢相詰候由沙汰仕候得共、だれだれと申事分明ニ相知不申候

この八人は前の四人からの連絡を受けて大雲寺へ詰めていた、という。他にも大勢が詰めていたが誰々とはわからない、としている。すべての人を調べることは必要ないと考えられたのであろう。しかし、大勢が夜に集まり大騒動となっていた様子はよくわかる。

日蓮宗側ではこの事件にどう対処したのであろうか。おそらく、直接に行動を起こして浄土宗の寺院へ押しかけるようなことは自制していたのであろう。その代わりとして、本山に連絡したり藩内の寺院で談合したりして、藩へ訴えをおこすことで一致したのではなからうか。そして、その判断は賢明なものであったらう。次に示す文書のように、浄土宗側の言動は藩からも厳しくとがめられることとなったようである。

法論に付士中申付候控御書付

去夏大雲寺之客僧妙勝寺江越候節、士共之内も相加り致騒動候由、不届之仕形被聞召、及御帰国之上急度可被仰付と畏候処、当春以来江戸表、御代替り將軍宣下候之嚴重之御祝義事相続、諸人安堵の時節、右御用捨被遊候、惣而不依何事組党を候儀、御制禁之事に候得ハ、頭々支配方より弥堅ク可申聞候、向後為相背輩於有之者、曲事可被仰付候也

稲川佐内殿 池田主殿

沢 一学殿 池田刑部

封 封

すなわち、あたかもこの頃は江戸で將軍の代替わりの儀式の行われていた時期であったわけであり、そのような目出度い時期であるという理由で赦免されたようである。しかし逆に言えばそのような時節に騒動を起こしたことが問

題となるのも当然であつたらう。特に、五代將軍綱吉から六代將軍家宣に繼承されるこの時の代替わりは政權の移行ともいえるものであり、岡山藩としても情勢に神経をとがらせていたであらうと思われる。その時期に放埒な問題を起こしたわけであるから、厳しく対処しようとした面があつたのであらう。特にまた、「徒党を組む」ことは何事によらず、幕府禁制の行為であつたことから、浄土宗の行為は咎められるべきものであつた。表向きの理由として徒党の禁止があげられているが、信仰が動機であつたことは明らかである。しかし、藩では「法論」の内容や是非に関してはまったく触れていない。それどころかはじめから見ようとしていない。この一件でも、世俗権力としての藩は宗教問題自体には関与しない、という藩の原則が貫かれていると思われる。幕府法でも、宗門・宗義に関することは俗家の埒外⁶という理由によるのであらう。だが、両宗の信徒がまさにその論議の内容をもとに抗争しようとしたことには直接対応がなされなかつたのである。

これは公権力の側から教団へ力を及ぼす場合の一種の自己規制ともいえるのかもしれない。古代以来の、宗教法義に関する部分への俗方からの介入をしないという伝統的なものでもあらう。本節の事例からも、藩が法話の内容にはまったくふれず、他者を非難したり尊像を毀損したり徒党を組んだりしたことを問題としていることは、そのように理解すべきなのであらう。

この一件の最終的な結果は残念ながら藩の文書にもないようであり、わからないが、おそらく浄土宗の関係者が何らかの処分を藩から受けることで終息したものであらう。藩主の帰国後落着して文書に封じた、とあるので単に叱りおくなどの処分ですんだのではなからうか。そして、その際には妙勝寺に対し浄土宗側から何らかの示談を申し出るかたちになつたのではないかと推測するのであるが、その内容は不明である。

木像の疵についてはおそらく妙勝寺が自分で手当てし、浄土宗の関係者からの弁済には一切応じなかつたのではないかと推測する。尊像の修理は先述の牛窓本蓮寺の事例でも厳重に断っていたように、他宗の者のかかわるものであつてはならない、というのが日蓮宗の原則であつたと思われるからである。たとえ被害を受けた場合の弁済でも、そ

れを断りあくまで自宗内の所為として行うものであったのではないか、と推測するのである。

この宝永五年の事件は浄土宗の側から日蓮宗に法論を申しかけ暴力も含めた攻撃をしかけてくるという、珍しい事件であった。通常日蓮宗が弘通の際に宗論をしかけたりする事例もあるが、今回はまったく逆である。客僧の法談を聴いたのがきっかけとなって浄土宗徒が集団で日蓮宗寺院の法談の座に押しかけるという展開は一步間違えれば大変な事件となっていた可能性がある。翌日にも多くの町から信徒をかり集めて寺に詰めさせるといいうのも大事であり、日蓮宗側からも同様の対応をすればあたかも合戦のような様子になってしまっていたであろう。

こういった事態となることを回避できたのは、妙勝寺はじめ日蓮宗側が冷静に判断して一時の興奮や怒りを静めることができたからではなからうか。日蓮宗では宗義にかかわることには絶対にゆずらないという姿勢があるが、今回は自重したのであろう。岡山藩内では日蓮宗は不受不施との関連もあってこれ以上騒ぎを起こしたくない立場であったこととも関係があるのかもしれないが、無用のもめ事を避けることを選択したのであろう。

近世の宗論が厳しく制限されていたことはこの事例でも確認できる。近世公権力は秩序の安定を優先させていた。そのための法規によって、教団の僧俗が自身の信仰を直截に表出することは困難になる場合があった一例といえよう。信仰を選び取る主体としての僧俗は、そのことを公の場所で討論することに制限があったわけであり、中世の日蓮宗信仰者が積極的に宗論をしていたのとは大きな相違である。

(二) 宝仙寺の事件について

妙勝寺の件は一旦収まったが、直後には宝仙寺での事件が起こった。宝永六年に記録された「寺社留帳」の文書「日蓮宗浄土宗争論一件」の後半部分である。

妙勝寺での騒動も収まったかにみえた翌月、今度は日蓮宗宝仙寺での説法に浄土宗が反発し「亦々宝寺へ参詣大勢

群集仕候」とまともや騒動になつてしまった。

宝仙寺では「当四月八日より一夏の間法談勤掛、毎日相勤申」と四月八日から説法を行っていた。その説法の中で、「浄土宗祖師善導大師の義を宝仙寺色々と誹謗申出」という風聞が広まった。それについて六月十六日に浄土宗側から「此方共何の書に有之候哉、未見当り不申候間、可被申聞」と典拠を詰問する内容の書翰を使僧によつて宝仙寺へ送った。外雲はすでに帰京していたが、妙勝寺の騒動のときと同じ大雲寺・本願寺・寂湛の三人が浄土宗側の当事者であった。その時宝仙寺の住職は留守であった。住職は帰寺後に返答せずに書翰をそのまま大雲寺へ戻した。宝仙寺は門田宅を訪れ、返事をすれば宗論となつてしまい幕府法にも背くこととなつてしまうので書翰には返答せずに戻していることを伝えた。また宝仙寺は浄土宗側へ、書簡は受け取れない、門田へ送つてほしいという旨を伝えた。門田はこの処置に賛成し、今後もそうするように指示した。直接対論の事態は避けるべきだという認識で一致したのである。しかし浄土宗側は納得せず同十九日には「宝仙寺へ大勢群集、先日妙勝寺の通騒動仕候」という事態となつた。

浄土宗側では門田に対し、宝仙寺が藩法に違反するとして受け取りを断つて門田へ連絡してほしいと返答したことについて、これは「宗論」ではなく「一句の尋迄」であるので問題はないという主張を伝えた。また「何連の書に有之と御申聞候へは此方誤り申迄に候、また何の書にも無之とは御申誤と被申越候へ者、済申事に候」と宝仙寺から説法の典拠を示してもらえればこちらが謝るし典拠がなければ宝仙寺が謝れば済むことである、と説明した。門田は浄土宗側の主張を認めなかったようで、宝仙寺へ対応を変えないように指示した。その後も数度、「其より書簡取遣し数度に及申候」と書翰が送られ前と同様に戻された。ここでも藩は法義の内容にはかかわらないように用心している。うかつにかかわれば、論争の当事者となりかねず、幕府への提訴などがなされた際には越権として咎められる可能性もあつたからであろう。

二十四日には本願寺が門田宅を訪れ、このことは公儀へ申し上げているのではなく宝仙寺との間のことであり「一句の尋、其返答さへ致候はば申分無御座候」と宝仙寺から何か返答をもらえればよいという存念を述べた。また、「尤

宗論御制禁の義は不存者も無之候、かのかたより申掛候」と宗論の禁制は皆承知しているが、宝仙寺に原因があるので幾度でも書翰を送ると話した。門田は、以前宝仙寺へも伝えたとおりに「法義の事は此方よりとかく挨拶難申候」と仏法に関する事は藩の立ち入る範疇ではないという原則を示した。ここでも藩は法の内容に関する議論は完全にかかわらないようにしている。そしてその上で、「又先日妙勝寺へ被参候衆中、又此度申合間も無断の騒、上への憚も無之段、言語同断の仕形」と先月に引き続いて騒ぎをおこしたことを咎めた。藩は世俗法に違反したことを咎めて、その原因となった法義には触れなかった。

二十五日には宝仙寺が門田宅を訪ね、書翰が繰り返して来ると伝えて。また宝仙寺は「此上は御公儀へ申上、御評議次第」としてほしいので、それまでは書翰は寺社方で預かってほしいと述べた。宝仙寺は返答すればかえって問題は大きくなり、きりもつかないので「後はいか様に六ヶ敷可成と難斗候」として、両者の相対による解決ではなく藩の裁許による解決を願う姿勢をみせた。

門田は同日、事件の推移を小仕置へも報告した。その後、利光院・国清寺が仲裁を申し出たので、寺社方では両寺と国清寺・圓務院の他宗の四ヶ寺に仲裁を依頼した。門田は浄土宗側に、宝仙寺への書翰は以後すべて四ヶ寺に渡すように命じた。その結果、使僧の往復があったとあり、浄土宗ではなかなか納得しなかったようだが結局一応の和談が成立した。どのような仲介がなされたのかは記していないが、複数の宗派の仲介であるので藩法をたててのもので宗義には結局触れなかったのではなからうか。

藩は七月二十一日の晩に町会所へ関係者を呼び出し、日蓮宗・浄土宗・仲裁の大寺たちの三度に分けて寺社奉行から申し渡しをした。浄土宗へは最前妙勝寺での一件があったので穏便にするべきなのに騒動を起こしたことを咎められ、以降も騒動がましき事をすれば処分を下すと申し渡した。日蓮宗では宝仙寺のほかに蓮昌寺（妙勝寺組頭）と本行寺（宝仙寺と同門流）と妙勝寺が同時に呼び出されて申し渡しを受けた。浄土宗を憤激させるような説法をしたことが問題とされた。他宗の教義にかかわる説法をしたこと自体がよくないとされたわけである。特に宝仙寺への申し

渡しでは「宗論御制禁の儀存じ乍ら、以後宗論にも及ぶべき義を申し出し」たのが上を憚らない行為とされた。さらに「江戸御法にも懸かり候趣にて自分として返答成し難しとて拙者（門田）へ申し断り打ち任せ置かれ候」と自分では解決できないので公儀の裁許を願いながら、その後も人を集めて説法を継続したのが問題とされた。また「此節説法相止、穩便に可被心得候」とされ、さらに騒動がましいことが起これば「御国政の義に候間」処分が下るであろうと誠められた。

まとめ

結局、この二件の事件は、江戸での將軍宣下という目出度い折であるので単に申し聞かせるといふ穩便なカタチでの解決となり、二件とも両者ともに容赦されることとなり処罰はなかった。

この頃の藩内日蓮宗では説法で他と衝突することも多かったようである。この文書には寺社奉行所の把握したという少々前の事例として、日蓮宗の説法で「他宗門ハ牛馬の如杯と専そしり、同寺（蓮昌寺）頭取と相聞、他宗門に不相障」ということもあったと記述されている。また同様に妙龍寺は説法で「仮令人を殺候共、題目さへ相唱候得者、其罪を遁候などと申触候段、邪宗門同事の申方」と話したとして門田から非難されている。これらが事実であるかどうかは別として、日蓮宗では説法の際に教義にもとづき他宗を否定することは避けられない流れとなることもあるのは事実である。他宗と問題を起こす可能性は常にあり、ここで挙げた二例はそれが実際に現れた事例といえよう。そして日蓮宗の僧も幕府法・藩法で宗論は厳禁となつていて承知しつつも、時折はこのような騒動へ発展してしまふような説法をしていたのであろう。そして、相手方の不満が高まると騒動になるのであろう。ただし、法論などの宗教的な論争そのものは幕府の制禁とそれをうけての藩の法制によって厳しく禁止されており、現実にはおこりに

くい状態であったのであろう。また信徒集団を巻き込んだの行動は、「徒党禁止」の制約により進展しにくかったであろう。つまり、幕府や藩の法制により、領内の秩序が優先され、宗論などの宗教関係の衝突は未然に防止されるようになっていたといえよう。そして藩が説法の事前申請にうるさかったのは、このような衝突を未然に防ぐ手段のひとつでもあったからであらう。教団でも檀林の規則などで説法に厳しい資格をもうけていたのも同様の理由があったからと思われる。

この事件は近世幕藩体制下における宗門間の衝突の一事例であると同時に、また日蓮宗と外部との関係を示す事例の一つでもある。そして近世の教団が、信仰や宗義について他者と討論するという本来あるべき信仰についての行動を、公権力たる幕府や藩によって制限され、コントロールされている様子の一端を示す事例でもある。

- 1 宮崎英修『禁制不受不施の研究』平楽寺書店 一九五九年 一〇二頁 元和元年に自讃毀他を禁ずる浄土宗法度が幕府からだされ、日蓮宗にも寛文三年に同様の申し渡しがあったことを示す。
- 2 影山堯雄『日蓮宗布教の研究』平楽寺書店 一九七五年 四二二頁
- 3 影山堯雄『日蓮宗布教の研究』平楽寺書店 一九七五年 四二〇頁
- 4 TPA—022
- 5 YPA—00510

6 一例として 梅田義彦『改定増補 日本宗教制度史 近世篇』東宣出版 一九七二年 一一一頁

7 近世でも法論に際して、ときには暴力も行われたにちがいない。たとえば宮崎英修氏は寛文二年の京都での法論で説法していた浄土宗の僧を言い負かした日蓮宗の医師が聴衆から大怪我を負わされた事件に触れている。宮崎英修『禁制不受不施の研究』平楽寺書店 一九五九年 一〇一頁

8 ここで宝仙寺から返答をすれば制禁の宗論となるのであろうか。公刊された書籍で論争することと私的な書簡で討議することの境界はあるのか、公開された場所での当座の問答としての宗論とは異なり、宗論といえるのかどうかなど曖昧であるが不詳である。

第五節 城下での説法による騒動

前節では日蓮宗と浄土宗のあいだで互いの説法によって、信徒が怒りを募らせ騒動となる事件をみてきた。ここでは日蓮宗の門流間でも同様の事件があったことを示す。

門流の間でも教義は異なり、しかもそれぞれをもっとも正統の教えとするのが日蓮宗の門流教学の通常である。そのため説法で他門流に言及して問題となることがあった。「社寺旧記」に「妙林寺弟子義山於本行院説法之節他流折伏仕ニ付仰付ノ品之事¹」がある。

享保十九年（一七三四）三月二十四日に京都妙満寺の末寺である本行寺・宝仙寺から寺社奉行である廣澤岳之介へ口上書が出された。それによると妙林寺の弟子の義山という僧が三番町の本行院で十九日から説法をしていたが、通りかかった本行寺が偶然聞いたところ「拙寺共の開山日什門流を殊の外折伏致し劇悪口難仕」あるいは「立義之儀に付き本寺妙満寺の開山日什を折伏して悪口難」という内容と感じたと記されている。そして本行寺は「拙寺共立義難立様に申立説法仕候に付、是を承候ては難黙止、即座に本行院え付届仕、罷帰候」とその場で抗議してから帰ったとある。但し法論は法度であるので「法論の義は御法度の筋に御座候へは、内証にて相御改可申上心」と内々に本行院へ申し出て解決したいという考えであったと述べている。

ところが、説法の聴衆の中にいた両寺の檀那たちが「門流を罵候儀を立腹仕り、騒動」したので内密にはできなくなり、寺社奉行所へ「口上書を以て御改申上候、右之段宜様に御裁許奉願上候」と寺社奉行所へ願い出る次第となつ

たとしている。檀家が他の門流の説法をも聞きに行くことや、その内容を十分に理解していた様子もうかがえる。説法の内容がよければ他の門流へ移る契機となることもあったのであろう。

奉行廣澤からの問い合わせに対して本行院からは同日のうちに返答があった。本行院は問題となった説法の時には「御代官中え宗門請判」に出っていたので不在であったという。本行院は「兼て御法度の儀に御座候はば、平生共堅く申談置候処、ふと引言に申し談じ候哉、巧候之埒には無御座候」と弟子にも禁制の法論に類することにはならないように平生から厳しく教えていたので、問題があったならばその場での偶発的な間違いであろうと答えた。そして「外へ障り候義申談、御国法違背仕候段、於拙僧迷惑至極奉存候」と他門から抗議されるような談義自体が藩法に違背するものであり自分にとっても迷惑でもあると答え、義山はすでに指扣えさせていると報告した。

翌二十五日朝に廣澤が妙林寺と本行院を呼寄せ様子を聞いたところ、妙林寺は「兼て御国法の義に御座候へば平生共外へ障り候義ハ堅く仕間敷由申聞置候、右義山義先頃手前にて七八日説法仕候得共、外へ障り申儀は不申候処」と述べた。また「此僧元來関東所化之僧にて近來弟子ニ仕候故、御当地御風義乍承与風心得違引意など申談候哉と奉存候」と義山が元々関東の僧（飯高の所化）であり最近本行院の弟子となった者なので「御国風」を聞かされてはいたものの、ふと心得違いをしでかしたのであり、宗論めいたことを考えたのではないであろうと述べている。藩の文書にはこの「御国風」という表現が時折出てくる。岡山藩では、自門流以外へ触れる説法はしないように指導していたのであろう。幕府法で「自賛毀他」を禁じていた²ことを承けて、同様の規定をしていたと思われる。不受不施の問題もあり、日蓮宗の盛んな土地柄でもあるので他の土地より規制も強かったのかもしれない。

さらに二十五日には妙林寺から廣澤宛の口上書が出された。妙林寺は一件について、義山が「日什門流を折伏仕り候様成る所を申し談じ候由」と表現している。これまでも門流内では「御国法之義、具ニ申付、折伏等堅く不仕様ニ申含め」てきたが義山は元來所化僧で未熟であるので失言したのであり、「巧み候埒にては無御座候」と弁解している。ただし日什門流への折伏と受け取られる内容があったという点は否定はしていない。たとえそうであっても未熟

故の失言であり、折伏や法論は藩法を遵守して禁じてきたと述べている。相手方へは、義山はふと「申間鋪儀を」口に出したので「御耳に障り候法談仕候由、只今承候、聞捨に」してくれと頼んだが檀中が騒ぎ始めてしまったのだと述べ、両寺と義山は指し控えていると述べた。説法の内容を他の門流の檀那が聞いていて、騒ぎとなってしまおうと寺同士で穏便に解決できなくなってしまう様子がうかがえる。

二十五日には本行寺と宝仙寺からも廣澤宛の口上書が出された。義山が「当寺門流を折伏」して「御国法違背候埒ニ付、右両寺指扣申由、此上ハ拙僧共檀中えも申聞納得仕せ可申候、勿論拙僧共宗論可仕覚悟にては無御座候」と妙林寺と本行院が藩法違背として差し控えとなっているので本行寺と宝仙寺の旦那たちも納得させられるであろうと述べ、自分たちも宗論をしようという意志はないとしている。旦那の人々の信仰心が厚く、門流間での対抗意識もあつたことが騒動の要因となっていたようである。

そして二十六日には廣澤から小仕置の稲葉矢柄へ上申が出された「他方江相障り候儀申候段、不届奉存候、此以後外へのにも御座候間、急度御べり」と義山が他方へ障り他方から抗議されるような説法をしたのは不届きであり、以後の誠めのためにも処罰をすべきであるという内容であった。さらに「然共此度之義、妙林寺本行院共住持は兼てより他を打可申覚悟も見へ不申候、右両寺共指扣罷有候間、江戸より御下知御座候上指扣させ追て御免可被哉」と両寺の住職は以前から不穩当ではなくすでに謹慎しているので、江戸の藩主からの裁決によって一旦差し控えをさせた上で赦免するべきかと述べている。そして義山については「義山義は向後御当地にて説法仕申間鋪旨、其節可被仰哉、左候はば、とても妙林寺ニハ指置申間敷様奉存候」と今後藩内では説法をさせるわけにはいかないし、妙林寺にはおいておけないという認識であった。

廣澤は本行院を呼び寄せた。本行院は「説法に他を破仕候事は御国法にても候へば加様の義ハ申させ間敷事に候」「宗論ケ間鋪申合いは不仕」と述べた。折伏など問題になる内容ではなかったとしていた。ところが、本行寺や宝仙寺の旦那たちは「右折伏之義承、其分ニハ難仕置由申可及騒動」していた。檀那たちは純粹に自己の信ずる門流を誹

謗されたことを容認できなかったということであろう。藩や寺院の穩便に収めたいという意向とはまったく異なる反応である。

同夜には本行寺宝仙寺が廣澤邸へ赴いた。「右之趣申改候二付、私（廣澤）申聞候ハ、各宗論二成不申段ハ承届候間、本行院にて之説法ハ、先明日より止させ可申候、旦那共理不尽に本行院妙林寺之門え参騒動仕候様成義無之様ニ」と廣澤は問題があれば本行院は改めると言っており宗論にはならないので、檀那たちが本行院妙林寺の門前で騒動するようなことはならないようにと説諭した。自門流が非難された場合は檀那たちが相手方へ押しかけることが自然に予想される状況であつたわけである。寺院双方間でも使僧をやりとりしていた。結局廣澤は町会所へ本行寺と宝仙寺を呼んで申し聞かせた。妙林寺・本行院も指控しているし義山も外へは出ないようにしているので、両寺も檀中も納得してほしいというものであつた。これで事態はおさまつたようである。

五月一日付けで妙林寺と本行院は遠慮の赦免を受けた。向後は慎むようにとの説諭があつた。妙林寺弟子の義山については「当地に差し置き申すまじき由」と豊後守から指示があり、廣澤は両寺を呼び寄せてその旨申し渡しを行った。この件でも、他の教義に衝突するような言動は藩法に背くものとして処罰の対象であつた。そして信徒達こそが、この騒動を大きくしたのであり、彼らの熱心な信仰があつたことがうかがえる。

このように説法がもとで問題をおこすことが警戒されていたせいか、説法の申請と許可の手続きも厳重であつた。「社寺留帳」に「妙福寺にて無断客僧に説法仕させ追込の事³」という記事がある。

六月二十日に社目付の堀江勘九郎から社奉行の廣澤崑之介へ「夜中に御座候得共御尋申上候、御六ヶ敷御儀に御座候」至急の問い合わせがあつた。「此間妙福寺にて客僧説法御座候由、風聞御座候」と城下の妙福寺での説法について、事前の許可を願ひ出ているかどうかをよく覚えていないので確認したい、との内容であつた。

結局堀江は翌朝に妙福寺へ書状を出して確認をした。翌二十一日に妙福寺から堀江宛に返答があつた。問題の僧は泰心院日迫という名で生国は豊前小倉、現在は京都松ヶ崎檀林の所化で元來は妙福寺の弟子で先頃から妙福寺へ戻り

七月迄の逗留を願い出て許可されていた。説法については、妙福寺の住職は七月中旬迄百日間の説法を志し、それについて事前に許可を得ていた。

しかし妙福寺は「此儀用事御座候に付、少の内代僧に相努させ申候、弟子の儀に御座候故、別に説法の願者不仕候」
「何日迄説法と申義も無御座候、手前毎日の説法代僧に弟子泰心院に相勤させ申儀」と本人が所用の際に弟子を代理に立てたのであり特別に許可を申請することは不要であると考えたので申請はしなかったと述べている。

ところが無断の説法は重大な違反であり吟味を受けることとなった。まず説法は指し留められた。そして、無届けで説法をしたのは「客僧の事に候得共、たとひ弟子に候とも、断可被出処、不念に候」と不法であるとして、「此已後外寺御ベリにも御座候間、指扣」と六月二十三日に廣澤が妙福寺を呼び寄せて差扣を仰せ付けることとなった。さらに同日に廣澤から各日蓮寺院へ「同宗門の儀に候得者御聞置候様にと存為心得申入置候」と改めて回状が出された。

そこには「客僧者御国風不案内にて若は法談の節他宗他流説破の儀も可有之やとの儀にて、毎度御目付に被指出候事に候、たとひ弟子にて候共客僧に候はば其心得可有之候処、右の趣にて差扣 仰付候」というもので、弟子でも無届けは違反であるとしている。また他国の僧は「お国風不案内」で法談の際に「他宗他流を説破の儀」の可能性があるので、説法をさせる場合は毎度寺社目付に確認して許可をとり、その僧にもよく心得させるように、としている。宗論の起こるのを警戒している様子がよくみてとれる。先述のような特有の事情にもよるのかもしれない。

これらの事例から藩の姿勢についてみれば、まず寺院間の宗教的な論争の内部に立ち入ることは、藩は極力避けている。宗論禁止という幕府法の禁制は守らせるし騒動には対処しているが、争いの原因となった説法の内容についてはほとんど記述がなく関与しない方針が明らかである。

また「御国風」という表現で示されるように、藩には宗論を警戒する意識が強かった。藩内の僧は他国の僧とは異なり、藩内には難しい事情があるという心得をもっているべきであるとの認識も示されることがあった。藩は日常的な説法でもそれに起因する事件を常に警戒していた様子である。説法に事前の許可を厳しく求めているのもその理由

からであろう。日蓮宗の説法がともすれば他者との問題をひきおこすことになりがちであったのも背景にあるのであろう。これらの事例自体は小さなものであるが、近世幕藩体制下における門流間の衝突の一事例として、また日蓮宗と外部との関係の事例としても参考になるものではないかと考えられる。

近世中期の岡山藩では、他門流の説法によって誹謗されたと感じた檀那たちが騒動をおこしそうな下地があった様子がかがえる。藩内での説法には他門流へ障る恐れがあることから制限があった。これは各門流にとっては、自己の信仰をそのままあらわすことができないということになる。その反面、他でも同様であり、教義的な衝突がおこりにくくなっていた。これは公権力から信仰を束縛されている状態ともとれる。幕府や藩によって説法など信仰にもとづく行為が規制され寺院たちがはじめから宗論をすることを考えもしない様子である。秩序の維持を重視する幕府や藩に教団が完全に従っていることを示すものではなからうか。こういった点は中世の宗論を大きな布教手段としてきた日蓮宗にとって、大きな相違点といえるであろう。

1 以下に参考として原文より主要部分を引用する。

「妙林寺弟子義山説法の悪口」(TPA—〇二七 257—266)

妙林寺弟子分義山与申僧、此間於三番町本行院致説法候処、今日本行寺不凶参掛り、承候へば、拙寺共開山日什門流を殊外致折伏、劇悪口難仕、拙寺共立義難立様に申立説法仕候に付、是を承候ては難黙止、即座に本行院え付届仕、罷帰候 然共、法論の義は御法度の筋に御座候へは、内証にて相御改可申上心にハ無御座候へば、両寺檀那共門流を罵儀を立腹仕、騒動候段、奉存候に付、以口上書、御改申上候、右之段宜様に御裁許奉願上候、以上

享保十九甲寅年

三月二十四日

本行寺

宝仙寺

廣澤崑之介殿

口上書上

一、当月十九日より於当寺妙林寺弟子義山と申僧、説法仕候処、昨日与日什門流を折伏仕候様成所を申断候由、之本行寺宝仙寺より御改申出候趣、承知仕候、拙僧儀昨日御代官中え宗門請判に罷出、説法の節は在寺不仕、左様の儀承不申候、兼て御法度の儀に御座候はば、平生共共堅く申談置候処、与風引言に申談候哉、巧之埒には無御座候、何分御役介罷成候段、迷惑に奉存候、宜被仰上可被下候、以上

享保十九寅年三月二十五日

三番町

本行院

廣澤崑之介殿

口上

一、妙林寺弟子義山義、於当寺説法仕候処、外へ障り候義、申談、御国法違背仕候段、於拙僧迷惑至極奉存候、之為恐指扣罷有候、以上

享保十九寅年三月二十五日

本行寺

廣澤崑之介殿

口上

一、拙僧弟子義山儀、此間於三番町本行院説法相務申候処、昨日日什門流折伏仕候様成所を申談候由、其節本行寺参掛り、承本行寺宝仙寺檀中共、参詣仕居申候故、右の所立腹仕候二付、両寺より口上書を以、其所御改申上候由、御国法之義具二申付、折伏等堅く不仕様ニ申含候処、義山儀元來所化之僧にて御座候故、引言申候哉と奉存候、強巧候埒にては無御座候、御役介罷成候段迷惑奉存候、宜被仰上可被下候、以上

大素山

妙林寺

享保十九寅年三月二十五日

廣澤崑之介殿

口上書上

一、拙僧弟子義山義、昨日於本行院説法仕候処、外え相障り候儀申談、御国法違背仕候段、於拙僧迷惑至極奉存候、依之為恐指扣罷有候、以上

享保十九寅年三月二十五日

大素山

妙林寺

廣澤崑之介殿

口上書上

一、妙林寺弟子義山於本行院当寺門流を折伏仕候所、御国法違背候埒ニ付、右両寺指扣申由、此上ハ拙僧共檀中えも申聞納得仕せ可申候、勿論拙僧共宗論可仕覚悟にては無御座候、以上

寅三月二十五日

本行寺

宝仙寺

廣澤崑之介殿

三月二十六日矢柄殿江出

此度妙林寺弟子義山説法仕候節、他方江相障り候儀申候段、不届奉存候、此以後外へにも御座候間、急度御べり被 仰付被下候様、申上度奉存候、然共此度之義、妙林寺本行院共住持は兼てより他を打可申覚悟も見へ不申候、右両寺共指扣罷有候間、江戸より 御下知御座候上、指扣させ追て御免可被哉、義山義は向後御当地にて説法仕せ申間鋪旨、其節可被 仰付哉、左候はばとても妙林寺ニハ指置申間敷様奉存候、以上

三月 廣澤崑之介殿

三月二十六日矢柄殿へ出

京都妙満寺末寺

宗門之立義

本行寺

勝劣派

宝仙寺

房州小湊誕生寺末寺

大素山

妙林寺

宗門之立義

伊勢宮三番町

一致派

本行院

総州飯高檀林之所化にて

御座候処当表弟子二仕候 妙林寺弟子

義山

右妙林寺弟子義山与申僧、当月十九日より於本行院説法仕候処、同二十四日本行寺義他出之節二本行院へ立寄、法談承候処、立義之儀に付本寺妙満寺之開山日什義を折伏仕、悪口難云仕候二付、本行寺義難承捨本行院江申候は、説法に他を破仕候事は、御国法にても候へば加様の義ハ申させ間敷事に候段、申届罷帰、宗論ケ間鋪申合いは不仕、其通にて相シ可申了簡ニ御座候処、本行寺宝仙寺之旦那とも右折伏之義承、其分ニハ難仕置由申、可及騒動様に御座候由にて、同夜本行寺宝仙寺ニケ寺共私宅江参、右之趣申改候二付、私申聞候ハ、各宗論相ニ成不申段ハ承届候間、本行院にて之説法ハ先明日より止させ可申候、旦那共理不尽に本行院妙林寺之門え参騒動仕候様成義、無之様ニ可由申聞返申候、翌二十五日朝妙林寺本行院を呼寄せ、様子承候処、妙林寺

申候ハ、兼て御国法の義に御座候へば平生共外へ障り候義ハ堅く仕間敷由、申聞置候、右義山義先頃手前にて七八日説法仕候得共、外へ障り申儀は不申候処、此僧元来関東所化之僧にて、近來弟子ニ仕候故、御当地御風義乍承風心得違引意など申談候哉と奉存候、巧之儀にては無御座候、拙僧方へも本行寺より右の所申届、使僧指越申候、右使僧不参内先達て手前よりも以使僧、今日弟子義山義、御耳に障り候法談仕候由、只今承候、聞捨に致し請候様にと申遣候、然ル所且中之者共騒動可仕趣に付、御改申出候段、御役介に被成迷惑仕候由申候、本行院義も於当寺説法仕候処、与風申間鋪儀を申候、於拙僧迷惑奉存候由申候、右に付妙林寺本行院義御国法背候段

迷惑奉存候由にて指扣罷在候段、申出候に付、弟子義山事も外へ出し不申様に 置候、右様に申聞候

一、本行寺宝仙寺又呼寄せ申聞候ハ、妙林寺本行院指居申段、申出候、尤義山義茂外へ出し不申埒に候、此上ハ兩寺并且中共申分有之間鋪候与申呼寄候へば、少も申分無御座候、尤旦那共えも其段申聞弥納得仕候様可仕由申候、右に付所々書付六通指上申候、平生共宗論ケ間敷儀無之様、堅く申聞置候処、不届成仕方奉存候、如何可被 仰付哉奉伺候、以上

三月 廣澤崑之介

寅

五月朔日

妙林寺本行院遠慮御免被成候、向後相慎可申候、妙林寺弟子義山儀ハ御当地に差置申間鋪由、豊後殿被仰渡兩寺呼寄申渡

- 2 梅田義彦『改定増補 日本宗教制度史 近世篇』東宣出版 一九七二年 八四頁 寛文三年（一六六三）十一月四日 「自讃 毀他制止の覚」

- 3 これも同様に原文を引用しておく。

「妙福寺にて無断客僧に説法仕させ追込の事」(TPA—〇二八 64〜68)

広澤喜之介様 堀口勘九郎

今日は殊の外に酷暑に御座候処、愈御変り候御事も無御座候珍重奉存候、然者

此間妙福寺にて客僧説法御座候由、風聞御座候、豊前小倉より参泰心院日迨と申僧の由承知仕候、前に願出申候哉耽と覚不申候に付、右同寺え罷越不申候、尤今一兩日説法仕候由、承申候に付、夜中に御座候得共御尋申上候、御六ヶ敷御儀に御座候得共、貴答被仰聞可被下候奉願候、以上

六月二十日

猶々御扣等御読被候御義に御座候はば貴答、明朝被仰聞させ可被下候、以上

広澤喜之介様 堀口勘九郎

夜前者貴答拝見仕候、然者其節被仰聞候通、相考今朝手紙相調妙福寺え遣申候、前追付罷越返答可申由申越、今日者御堀掃除故早朝罷出候に付、参候はば返事調被置候様に申置罷出申候処、只今被参、則返事相調置申候、一読仕候得共、紙面にては得とのみ込かたく御座候、則書面進上仕候間、御読御考可被候、猶貴面可申上候、以上

六月二十一日

堀口勘九郎様 妙福寺

貴書相読仕候、愈御堅体御座可被加候由、欣幸の至奉存候、然者於拙寺説法の儀仰

被下并客僧有之候様に御尋向にて御座候得共、先達ても御願申上候通、拙僧弟子泰心院日迨と申僧にて御座候、此儀用事御座候に付、七月中旬迄之御願申上候、説法の義は拙僧夏中百日の説法相勤申候故、少の内代僧に相努させ申候、弟子の儀に御座候故、別に説法の願者不仕候、只今迄拙僧説法仕来候者、九ツ時にて御座候、尤弟子泰心院生国は豊前小倉只今京都に居申候、右の義御座候故、何日迄説法と申義も無御座候、手前毎日の説法代僧に弟子泰心院に相勤させ申儀も御座候、以上

六月二十一日

京都松ヶ崎檀林の所化泰心院日迨と申候、元來御当地妙福寺弟子の由にて、先頃妙福寺え罷越、七月迄逗留仕らせ度旨、願出、相願之通被 仰付候、然ル所先頃より無断説法仕らせ候由、承候に付、堀口勘九郎を以吟味仕候処、弟子の儀に候はば不苦儀と存、名代説法勤させ候由申候、依之説法は指留置申候、先達て御断も不申上、客僧に説法仕らせ候段、不届存申候、此已後外寺御ヱリにも御座候間、指扣候様に申付度奉存候、以上

六月 広澤喜之介

妙福寺へ申渡覚

先頃より逗留候泰心院に名代の説法被頼候由、相聞え候客僧の事に候得共、たとひ弟子に候とも断可被出处、不念に候、依之差扣被 仰付候

右之通今日呼寄申渡

辰六月二十三日 広澤喜之介

各様 広澤喜之介

無滞巡達師より可有御返却候

京都松ヶ崎檀林の所化泰心院日迨と申僧、妙福寺弟子の由にて彼寺に逗留の処、先比より、無断右日迨に名代の説法勤させ候由、相聞え候、客僧者御国風不案内にて、若は法談の節他宗他流説破の儀も可有之やとの儀にて、毎度御目付に被指出候事に候、たとひ弟子にて候共客僧に候はば、其心得可有之候処、右の趣にて差扣 仰付候、

同宗門の儀に候得者、御聞置候様にと存為心得申入置候、以上

広澤喜之介

六月二十三日

(以下蓮昌寺ほか諸寺の名前を列挙してあるが略す)

第六節 鷹ヶ峰善栄の日雅仏具受け取りについて

元禄十六年（一七〇三）に京都鷹ヶ峰檀林所化の善栄が師匠日雅の遺品の仏具を受け取りたいと藩に訴えた事件の一件書類¹がある。日雅は不受不施の僧であつた。その寺退去後の様子がうかがえる。また善栄の訴訟の経過をみると、宗門請状が身元証明として用いられた具体例であり、またその手続きが示される内容である。ここでは藩の手続きを中心に示してゆく。

元禄十六年六月二十五日に寺社奉行所へ「訴訟人京都鷹峯檀林所化 春雄院日雅弟子 善栄」から「津高郡山崎村吉兵衛」に対する「靈宝出入」の訴えがなされた。

拙僧師範春雄院日雅先年備中高松領居住仕居被申候、日雅二十年以前貞享元年子

十月果被申候二付、弟子とも相談の上にて山崎村兵衛父庄左衛門に日雅靈宝別紙目録預手形則判形致預置申候、其後弟子共ちりぢりに罷成、就中拙僧義は京都鷹峯檀林ニ学問仕居申候所、病氣に付去冬罷下、今程は大方致本復候故、右之靈宝請取可申と奉存、当月六日山崎村庄左衛門方へ見廻参候て、様子相尋候へは庄左衛門相果子左平次も相果、今程は左平次後家幼少成子をに立、別家仕居申候、左平次児善兵衛方へ参候て致対面、右之靈宝の様子相尋申候へば、善兵衛手前に有之候由申候故、靈宝拝見仕申候、然所に靈宝入置申候前預置申と時分とは相違仕、錠まえも金具等も無之、縄からげ仕有之候、之内えを見申候へば散失仕候物も御座候に付、弥急に請取申

覚悟にて、善兵衛に其通申達候得は、善兵衛申候は、勝手次第致候へば相渡可申由、善兵衛申候故、同八日に請取に参候へは、如何様之首尾哉、六日之約束転じ候て相渡不申候故、尾上村藤迄、右の首尾相断申候、同十五日に岡山栄町切付屋市左衛門と申者、拙僧方へ参候て申候は内証にて相渡させ可申由にて、扱申候故、同十六日に山崎村へ請取に参申候、然所に夜ノ五ツ時分迄善兵衛方に居申候へ共、右の扱人市左衛門出合不申候二付、其時拙僧申候は扱にて埒明申上は市左衛門出合不申候共、御渡有間舗哉、又は今夕靈宝相改置、明日者拙僧無参候共、名代差越市出合次第請取可申と申達候へ共、右両義とも合点不仕候、其内に善兵衛一名主兄弟共に其座へ罷出、其外大勢出合候て、散々に悪口仕、喧嘩ケ間敷仕懸にて、所詮靈宝内証にては渡不申首尾相極申候に付、漸々其座之首尾を繕、九ツ過罷帰申候、翌十七日に又藤方へ参候て前之夜之首尾、相断申候へ共、弥相渡申首尾無御座候故、無是非以書付申上候、御了簡被成相渡申様被仰付可被下候者、忝可奉存候、以上

春雄院日雅弟子

善栄

書判

元禄十六年未六月二十五日

寺社御奉行所

春雄院日雅は不受不施の僧である。幕府の弾圧によって不受不施が禁制とされ寺を出た後、清僧として不受不施の信仰を続けていた。松寿庵・妙泉の開基²であった。天和二年（一六八二）には本尊に内信者を列名したことがあり、それが一つの原因になって日指派と津寺派の対立へとつながった³こともある。退寺した後で備中高松（旗本花房家領）に居住していたが貞享元（一六八四）年十月六日に遷化した⁴。所持していた靈宝は津高郡山崎村の者に預けて弟子はちりぢりになったとある。貞享元年ははまだ池田光政の行った神道請政策の最中であり、津高郡は不受不施をはじめとする日蓮宗寺院弾圧のもつとも激しかったところでもある。日雅はその中でこの地域にも信徒を有していたのであ

ろう。そしてこの文書によれば五人の弟子をもっていたことになる。

その後、善栄は京都鷹峯檀林に赴いて修学していた。師匠は京都西ノ京の妙顕寺末の大円寺日静であった。受派の僧となったということであろう。だが、病を得て帰国し本復したので山崎村庄左衛門を訪れ庄左衛門の孫に会って靈宝の確認をしたところ、粗末な扱いをうけてして散逸した物もあったので、このままにしてはおけないと返還を申し出たとしている。

善栄が弟子たちの中で師匠の遺物を受け取る特別な資格があるのかは示されていない。師匠の遷化した後に弟子たちが散り散りになったというのは、後述するように日雅が不受不施の信仰をもっていてこの時は寺をもっていないからであろう。

日雅の所存として文中には以下のようにある。

日雅根元之願意ハ不受不施宗門承御赦免節は大覚山一明寺と一寺建立其寺之永代奉備靈宝、自身為開基法命今相
続宗儀繁栄之所願也

日雅は不受不施の信仰をもっており、不受不施が公許されたならば一寺を建立することが悲願であった。弟子達は「不受之法義蒙御赦免」まで待つて誰かが日雅の願をなそうと相談して遺物を預け各地へ散ったのだった。しかし、不受不施はついに公許されることはなかったのであり、日雅の遺物はそのまま預けられていた。

山崎村の庄左衛門であるが、靈宝を預けられるということとは以前は深い信仰をもち中心的な信徒であったのである。しかし粗末にしていたとは代を重ねて変化があったものであるだろうか。

善栄は靈宝を受け取るつもりで出かけたところ、仲介人切付屋市右衛門が現れず、善兵衛の親族や名主らが出てきて口論となりはたせなかつた。そのため藩寺社奉行所へ訴え出たわけである。善栄は自分に理があると考えていた。

不受不施は禁制の宗門であり、日雅は高名な不受不施僧である。しかも日雅がいずれ不受不施の寺院を再興することを願っていたとまで、藩に申し立てている。この点はやや不思議にも感じられるが、善栄自身は不受不施でなく受派の僧になっていたので問題がなかったであろうか。

なお、切付屋市右衛門は後に示すように靈宝を預けた際に証人として連署したうちの存命者であった。また「金川妙覚寺文書」によって不受不施の講の成員であったことがわかる。⁵

この時善栄が書き出した日雅の遺物は以下のようなものであった。そして貞享二年（一六八五）三月六日に作成された預け状は庄左衛門と五人から「御弟子衆中」へ宛てたものであった。庄左衛門は「右書付之通品々慥ニ当巳ノ歳より来ル卯ノ歳迄 私方に預置候所、実正明白也、其内にも各御評判次第早刻弟子中衆中へ相渡可申候、以て奥書如件」と誓っている。庄左衛門のほかに逢沢清九郎・石川宗次郎・景山五郎兵衛・中川市右衛門・隠伎藤四郎の五人が連判をしている。遺物の内容は預け状によれば、先師の本尊が四幅、大覚消息が一幅、本寿院日船の消息が一幅、仏舍利三粒、七条袈裟・五条袈裟・打敷大小四であった。ほかに以下のような尊像や什物も追加されている。

⁶日船は岡山蓮昌寺住職から寛永七（一六三〇）年春に京都妙覚寺貫首に晋んだ。後、不受不施禁制に際して同年六月三十日に僧衆三十余人とともに妙覚寺を出た。万治元年（一六五八）に美作国福渡妙福寺で六六歳にて寂す。

目録

- 一、両尊 一、四菩薩
- 一、文殊普賢 一、三大聖人
- 一、鬼子母神 一、五道天
- 一、三光 一、番神絵像
- 一、三社 一、大黒

一、御経三部内壺部 文段経

一、御経机内壺机朱机

一、打鳴し 一、磬

一、三ツ具足

右之外細々の内は不記之

貞享二年巳三月六日

右者山崎村児子庄左衛門殿に預置者也

寺社奉行門田市郎兵衛は、善栄に対し、「御手前義師匠春雄院日雅所持之什物共、日雅遷化以後、以後相弟子四人として当国在方に預被置候ニ付、此度請取度旨右預り候者共へ被申候得共、埒明不申此方へ御断之段、承届候」と遺物は相弟子四人で預けたものであり、それを今度受け取りたいという趣旨は了解したうえで、「去秋之比迄京都鷹峯檀林に勤被居候由、被申聞候へ共、其分斗にては後証も無之ニ付、右之者共に什物相渡候様にとも難申付候」と善栄本人であるという確証がなければならぬと話した。

そこで「鷹峯檀林役人中」から善栄の「宗門慥成僧侶之証文」を出してもらうことを要求した。藩から鷹峯へ人を遣わして「右証文之判元見届」を行い、確認がとれたならば寺社奉行所から「其上にて当地役人ともへ申渡、各々什物相渡候様可申合候」と遺物を渡すことができるとした。

この手続きのために門田は用老の指示を仰いだ上で、門田から京都留守居の蟹江善助へ七月十二日付の書状を送った。

一、京都鷹峯檀林に去秋迄所化相勤罷有候由にて、善栄と申出家一人願有之爰元へ罷越候、此僧宗門慥成段、難

承届候に付、此度檀林所立候、於家中へ宗旨請合之証文取二遣、判元見届兩人被 仰付遣申候間、其元よりも檀林所へ人を被相添判元慥見届候様に可被成候、尤此方よりも別紙案文調遣も候間、御読候て御調させ可被成候、判元見届、貴様迄候はば此者共に奥書其元にて御申付証文御請取、私方へ早々可被下候、飛脚は直に江戸へ参候筈二御座候間、其元之埒相济次第此者共は早々江戸へ御通可被成候、右之通貴様へ申入候様にと左衛門殿御指図二付如此御座候、恐惶謹言

門田市郎兵衛

七月十二日

蟹江善助様

門田が証文の雛形として示したのは以下のようなものであった。

宗旨証文之事

一、此善栄と申僧去年何月迄鷹峯檀林所化相勤罷有、慥成僧に御座候、尤此僧宗旨日蓮宗二紛無之、御法法度之切支丹并不受不施又ハ悲田宗門にても無御座候、宗門之儀二付、難舗申者有之候はは拙僧罷出埒明可申候、為後日如件

京都鷹峯檀林

頭立候出家ノ判形

一人にても二人にても

年号月日

松平伊予守様京都御留守居

蟹江善助殿へ

右鷹峯檀林所化、私共参何と申僧之直判慥に見届申所相違無御座候、以上

見届人ノ判形

藩としては善栄がたしかに本人であり受け取る権利を持った者であることを確認する必要があった。そのため大変な手間であるが京都へ人を派遣して、このような証文を得ることとなった。

「此度、檀林所頭立候出家中へ宗旨請合之証文取に被遣、判元見届御飛脚兩人被 仰付御登せ候間、手前よりも檀林所へ人を差添、判元慥に見届候様に可仕之旨、御別紙御案文請取一読仕候」と蟹江から七月二十八日付で返書があった。京都留守居からの案文の連絡に対し、鷹峯から返事が来た。

鷹峯照寺より此方案文之通、善栄宗門請可被出哉、其段相尋候処、善栄一枚相渡候へば二重に宗門請指出候義は曾て不成由、断被申候、此段は尤に候へは是非とは不被申御事に御座候、然上は善栄罷登、始之宗門手形戻し候上にて取直し申圪より外、成不申儀御座候

と鷹峯檀林では善栄へすでに宗門手形を出しているの、再度藩へ出せば二重になってしまうため出せないという返答であった。そこで蟹江は善栄を京都へ登らせて善栄の所持している手形を鷹峯へ戻し、再度手形を発行してもらうほかなかろうと判断した。蟹江から門田へ八日付で書状を送った。門田は用老の支持を仰ぎ、判元見届に家老伊木内蔵頭殿預りの小頭中田九右衛門を派遣し、蟹江からも人を出すこととなった。これが八月十九日付の門田から蟹江への書状であった。

京都で善栄と中田が落ち合つて鷹峯へ赴く前に、藩では善栄の身元調査をしていた。

口上

一、善栄親三郎兵衛、赤坂郡大田村二居申候、只今加兵衛と申候善栄兄治左衛門別家二居申候、弟平兵衛加兵衛
与一所二居申候

一、善栄式拾六年以前八歳之時、作州福渡村妙福寺へ預置申候、出家ヲ望申候故、備中善雄院之預ケ被申候、出
家ニ被致候由妙福寺被申候故、子共も多御座候ニ付、其分ニ仕置候、其時分ハ折々親方へ参申候由
一、十四五年以前、上方へ参候由、十年斗以前ニ上方ヨリ罷下候由ニて親方へ参一夜泊り申候、又上方へ参申候
其後使も無御座候処、去上方ヨリ親方へ状越申候由、於于今上方ニ居申心得ニて居申候由、右之趣、善栄親加兵
衛申候、以上

赤坂郡大田村之内下谷名主

吉左衛門 判

八月十一日

ここでは、名主を通じて善栄の身元確認を行っている。藩は遺漏無く事前調査を行っていた。善栄は八歳で寺へ預
けられ、住職のすすめに従って僧となった。滅多に帰郷しなかつた様子である。

その後、鷹峯では無事に請判を取ることができた。藩では中田ともう一人が確認をしている。

元禄十六年癸未 八月廿八日

時板頭 亮心 判

時上座 是法 判

同 貞朝 判

同 心禅 判

松平伊豫守様京都御留守居

蟹江善助殿へ

右鷹峰檀林所へ私参、右之連判慥見届申
相違無御座候、以上

伊木内蔵頭小頭

中田九左衛門 判

結局受け取ったのはこのような書面の請判であった。善栄は領内へ戻り、門田に報告を行った。その結果本人であることは間違いないとされ、善栄へ遺物を引き渡すように仰せ渡しがあつた。藩で調べた結果、先に署名した五人のうち、切付屋市右衛門に立ち会いを命じた。山崎村の名主や、管轄の肝煎も立ち会つた上で、善栄は遺物を受領した。

善栄から門田へ提出した受け取り証文は以下のものである。

右之品々春雄院日雅所持仕居被申候所、日雅致果候砌、山崎村庄右衛門手前へ預り置申候、拙僧義、日雅弟子にて請取申筋目勿論之儀ニテ御座候故、此度御改申上、慥請取申候、自今以後於此儀拙僧義ハ不申及、其外何者ニ不寄違乱申者無御座候、乍去若干一理不尽成者有之候て及異儀候ハバ、何時ニても拙僧方ヨリ埒明申候て毛頭も衆中之御役介仕申間敷候、仍て為後証一札如件

京都鷹峰檀林所化

元禄十六年未九月十五日

寺社御奉行

門田市郎兵衛殿

そして遺物として受け取り証文に書き上げられたのは以下のものであった。

師匠春雄院日雅住物之事

- 一、大覚聖人 御本尊 壺幅
- 一、御消息 壺幅
- 一、日典聖人 御本尊 壺幅
- 一、日梁聖人 御祈禱経 壺卷 但袋入
- 一、日奥聖人 御本尊 壺幅
- 一、日船聖人 御本尊 壺幅
- 一、日船聖人 御本尊 三幅 ヲ以三幅一对也
- 一、日魏聖人 御本尊 壺幅
- 一、日述聖人 御本尊 壺幅
- 一、日梁聖人 御本尊 壺幅
- 一、日典聖人 御状 壺通
- 一、釈尊御舍利 三粒

善栄

- 一、七条ノ袈裟 壺帖
- 一、五条ノ袈裟 壺帖
- 一、脇詰ノ袈裟 壺帖
- 一、打敷 壺ツ
- 一、柄香炉 壺ツ
- 一、花頭 壺ツ
- 一、科住(註)箱 壺ツ
- 一、半しようぞくノ数珠 一連
- 一、鍾鬼(爐)ノ懸絵 壺幅 但箱入
- 一、御経 二部 但机共
- 一、諸聖人方ノ御状 八通
- 一、押絵 三枚
- 一、過去帳 壺冊
- 一、三十番神ノ御額 壺幅
- 一、祖師ノ御額 壺幅
- 一、衾はんノ絵図 壺幅
- 一、聖徳太子得失鏡 壺幅
- 一、歎徳経 壺ツ
- 一、ひあふき(檜扇) 式本
- 一、茶碗 式ツ 但箱入

- | | | |
|-------------|----|------|
| 一、茶入 | 四ツ | 但箱入 |
| 一、はた | 四流 | |
| 一、前机 | 一脚 | |
| 一、大香炉 | | 壺ツ |
| 一、りん | | 壺ツ |
| 一、三ツ具足 | 一通 | |
| 一、三大聖人 | | |
| 一、三光 但厨子入 | | |
| 一、四菩薩 | | |
| 一、文殊菩薩 | | |
| 一、鬼子母神 | | |
| 一、五道天 | | |
| 一、日船聖人ノ御いはい | | 但厨子入 |

建物さえあればこのまのまま寺院となりそうなほどである。おそらく日雅は寺が藩によって破却された際に、寺の什物一切を持ち退寺したのである。本蓮寺に関連して、当時の藩内には建物だけになってしまった廃寺がたくさんあると示したが、日雅のようにすべて持ち出して避難した人々の存在があったからでもある。宮崎英修氏は不受不施の僧の出寺について名古屋本住寺の事例から「彼の不受不施の僧、出寺の節什物残りなく取出して」⁷ 示している。日雅の場合も同様であったのであろう。

このような什物は、ときには預けられた信徒によって転用されて、不受不施の地下信仰で用いられることになる場合もあったのかもしれない。この例ではもともと不受不施の信仰をもっていた僧の遺物であるのであるから、そのような可能性も十分にあったと思われる。日雅は寺を再興することを望んでいたが、それはならなかった。弟子の善栄のその後は不明である。

ここでは藩が宗門請を用いて僧の身元確認を行った様子をみてきた。檀林まで見届け人を送るなど大変嚴重にしていた様子がわかる。藩では並行して名主を通しての身元調査まで行っていた。また、檀林では本人に一枚出したので、藩に発行することはできないと明確に返答していた。宗旨手形が本人にしか出せない身分証明書として機能していたことの一例であろう。

なお善栄が藩への申状の中で、師匠が不受不施を信仰していて再興を願っていたことをそのまま述べているが、藩はそれを咎めた様子はない。善栄自身はすでに受派の僧となっているからであろうか。あるいは藩は仏具などは単なる物品として、かって不受不施で用いたものでも構わないと判断したからかもしれない。

1 TPA—〇一六

2 高木豊「寛文法難前夜」影山堯雄編『日蓮宗不受不施派の研究』立正大学仏教学会 一九五六年

3 「金川妙覚寺文書」宮崎英修『禁制不受不施派の研究』平楽寺書店 一九五九年

4 釈日学・小山可新校閲「龍華掃苔録」影山堯雄編『日蓮宗不受不施派の研究』立正大学仏教学会 一九五六年

- 5 高木豊 「寛文法難前夜」 影山堯雄編 『日蓮宗不受不施派の研究』 立正大学仏教学会 一九五六年 示される。
- 6 日船については高木氏注1と宮崎氏注2によった。
- 7 宮崎英修 『禁制不受不施の研究』 平楽寺書店 一九五九年 八二頁

第三章

藩内信徒に関して

第一節 日蓮宗信仰と在地村落社会

―岡山藩和気村と西中村の祈祷に関する争論―

はじめに

ここでは日蓮宗信仰と在地村落の関係という大きな枠組みに留意しつつ、個別の事例のひとつとして近世岡山藩内での日蓮宗寺院と神職との訴訟の記録二件について論述する。日蓮宗の独自の教義である神天上すなわち自宗勧請以外の神祇信仰の拒絶に関連し、その教義に基づく日蓮宗僧俗の行動が神職によって藩へ訴えられたものである。これらは近世岡山での日蓮宗と神道の関係の一面を示すものである。村落の自律的な動きと関わるものであり、それが日蓮宗の信仰とも関わっている。日蓮宗という同一信仰を持つ共同体が外部の他者との軋轢を生じ、それに対応した例とも考えられる。

(一) 和気村番神祭礼と村祈祷

以下に示す文書は「和気郡太田原祠官と同村本成寺八幡宮祭礼に付き出入り¹」と題された寛延二年(一七四九)の備前和気郡和気村にある本成寺の番神祭礼についての岡山藩の裁許の記録である。池田家文庫の「社寺旧記」の中にある。それによると本成寺では檀家とともに三十番神の祭礼と御幸、そして奉納の踊りを行っていた。ところが寛延二年に同村にある太田原宮の神職の訴えにより、藩によって一部が差し止められる事件があった。本項ではこの文書を

翻刻して、この争論から当時の村と日蓮宗寺院の関係について考察することとする。

一 和氣郡太田原祠官児玉但馬、寛延二巳八月に申出候は和氣村者太田原八幡宮の氏子に候はば毎歳八月に祭礼の節、村々寄合い神幸を執行仕り候処、近年和氣村氏子共、且那寺同村本成寺の三十番神の祭礼を八月十日に踊を練る事を仕り、殊に御旅所を拵え御幣を持ち神幸の規式を仕り八幡宮を鹿略に仕り候間、三十番神祭の祭礼を相い止め候様にと、和氣村名主与一右衛門へ申し遣す、彼是と往養仕り祭礼を相い止め候筈の処、俄に違変仕り候て番神祭礼仕り候、向後番神祭礼を相い止め候様に 仰せ付け下され候様にと書付を指し出し候、本成寺の返答に申し候は宝永元申年、番神祭礼を村方より初て踊り興行を仕る、且那共の志の義、寺より構い申さず、同三戊七月、村方疫病・凶年にて打ち続き候故、村祈祷として且中立願仕り曼荼羅に紙幣・のぼり・太鼓などを持ち村を廻り墓所の空地にて休み読経を仕り罷り帰り候、其後、疫病相い止み候に付、翌年より踊り並びに御幸を仕り、夫れより毎年執行仕り候、是れは先日遠代にて御座候、御旅所と申すは古き墓原にて宝永五年大庄屋半左衛門願い上げ新田畑に 仰せ付けらる処、開に成らざる場所少々残り居り申す空地にて御座候、最初は其の空地にて休み申し候、享保八年半左衛門御追放、上り地に成り村方徳左衛門買取り申し候えども、元来墓所故、開かざる哉、同十七年其の内一畝斗を寺え寄附仕り御年貢は名主と惣左衛門より寄進仕り候、是は先住日詮代に御座候、当住日研代に成り、延享元、徳右衛門の名請け三大夫右畑の内を亦々寄進仕り、都合壹畝貳拾八歩余に相い成り候、当名主予一左衛門に成り候て年貢は村中より弁じ申す由にて延享元年までは草原にて祭礼前に掃除を致し候え共、常々牛馬踏荒し候故、砂を蒔き竹垣を仕り置き候由、右の神幸御旅所の義、其の砌に願ひ候義に哉と尋ね候へ共、寺に留め置き之無く、村方にも覚え申す者之無く候、先には願ひ上げ候様子には之無き趣也、右に付き双方を吟味、御郡方へも承り合ひの内、巳十二月廿六日、日研病死仕り、旁た議に及ばず、午八月の祭礼前、代判本行寺へ、本成寺無住に付出入の御裁許も之無く候

当秋の祭礼も一所に承り候、右の申渡の上、兎玉但馬書付を指し出し候え共、及ず寺内にて執行し参り出ず候、寺外にて仕り候儀は無用と七月廿七日申渡す、右の趣意並びに御裁許の存じ寄りの書付伺、自分の存じ寄り仏神崇敬は人々の志次第の事、御上より仰せ付けられる筋も之無く候え共、但馬の書付を御取上に及ばず存じ候、番神祭礼は何方にも仕り来り候え共、御指留も成され難く、疫病を送り候儀も外方にて仕り候様に承り伝え候、是れ亦必定に候、御指留とも参るまじく候、然れ共定例に候旅所など拵えるの義にては、惣じて神社往古より神幸旅所など願ひ出候処之有り候哉、元來承り伝え申さず、此の已後願ひ候共、御趣意次第の義無有難く申し候て、本成寺神幸旅所等の儀、宝永年中以來の新義、勿論願ひ出候趣にも之無く候え共、御外にもらるべく候哉に得ども、三代以前之義、後々住持並びに数十年成し来ると心得、執行仕り候義に御座候え共、今更御咎め共参るまじき哉、向後は番神祭礼は寺内にて執行仕る義は、勝手次第、毎歳の定例に候、神幸は無用為るべく候、年柄により村方の祈禱を為し疫病など送り候にて執行致し候義は心次第に仕るべく候、旅所は本成寺へ寄附仕り候共、施主え取戻し候共、相对次第、何連へ片付とも向後開畑に仕り作物仕り付け申すべくと仰付けらるべき哉と伺を七月十二日隼人殿へ出ス、同廿三日豊後殿御申渡し候は、新規之神幸旅所の義願ひ無く仕り候段、不届にて向後は番神祭礼は寺内にて執行致すべく候、旅所の土地は村方へ戻す可く申す、同廿七日本行寺を町会所へ呼寄せ、門田立合、右の趣を申し渡ス、岡越後守御取上候、此段但馬え申し聞旨、本成寺番神祭礼の裁許時、申渡す、御請け御礼私宅へ罷出候段、同廿八日御用伺之上にて、村方名主五人組頭判頭百姓都合九人に申し渡し村へ追返すの由也

この文書は前述のように太田原神社の神官である兎玉但馬が岡山藩の寺社奉行所へ訴えを起し、藩の裁決によって本成寺の行っていた祭礼の一部が差し止められたことを述べている藩の記録である。文書の内容の要約をしながら経緯を見てゆきたい。

和氣村付近の一带は太田原八幡宮の氏子となっていたので、毎年八月に村々が寄り集まって八幡の祭礼を行っていた。ところが近年になって、和氣村の住人は旦那寺である本成寺の番神祭礼を行い、八幡祭礼を粗略にするようになった。そこで但馬は村の名主である与一右衛門へ番神の祭礼を止めるようにと申し入れた。すると名主は祭礼をやめるといったものの、俄かに約束を違変して祭礼を行った。そこで、児玉但馬は藩へ番神祭礼の禁止を訴え出たのである。八幡大菩薩は日蓮宗でも信仰するが、宗外の勧請による神社には参拝しないというのが中世以来の原則であった。太田原八幡宮は和氣村内にあるが、日蓮宗の信徒がその祭礼に参加しなかったのが一つの理由となって神職からの訴訟となったのであろう。

藩から尋ねられた本成寺の返答は次のようなものであった。番神の祭礼の由緒というと、宝永元年（一七〇四）に初めて村方の踊り興行があった。旦那たちの志であるのだから寺からは何も言わなかった。その後同三年になると、この年は疫病がはやり凶作でもあった。そこで、「村祈祷」として旦那たちが願を立て、曼荼羅・御幣・のぼり・太鼓などを持って村を回り、墓所の空き地で休み読経を行った。その後疫病はおさまった。翌年からは踊りと神幸を行うようになり、それからは毎年執行している。この事は三代前の住持日遠の代のことである。神幸の際の旅所というのは古い時代は墓地であった所にあり、宝永五年に大庄屋半左衛門が請願をして許可を受けて新に開墾して畑としたところの残りの空地である。始めの頃は神幸の際はその空地で休んでいた。享保八年（一七二三）に半左衛門が追放となると、その場所は没収地となった。村方の徳左衛門が買い取ったが、元々墓所であった所であるから開墾せず、同十七年にその内一畝を寺へ寄進した。年貢分は名主と惣左衛門が負担していた。これまでは先代住職日詮の代のことである。現住職日研の代になると延享元年（一七四四）に徳左衛門の名請けにより三大夫が右の畑の一部を寄進した。合わせて一畝二十八歩になった。現在の名主与一左衛門になってからは年貢は村中から弁ずるようになった。延享元年までは旅所はただの草原であって、祭礼前に掃除をしても牛馬が踏み荒らすので、砂を蒔き、竹垣をめぐらしておくようになった。

このようにして、村としての番神の祭礼と踊り・御幸が行われるようになり、旅所ができてきたと寺は返答した。番神の祭礼を「村祈祷」として行っていたことが注目される。疫病や飢饉などの村全体の危機に際して本成寺での祈祷を「村祈祷」として曼荼羅を掲げて行っていたのである。『本能寺文書』七九号²にある藩の寺社奉行と寺社目付連署の京都五ヶ本山宛て書状の文中には、岡山藩内では一つの村内すべてが日蓮宗の檀家という村³がよくある、と表現されているが、和気村も日蓮宗信徒が大部分であり日蓮宗の祭礼を村全体の行事として行う状況であったのではなからうか。村方から自然に祭礼が始まったことも、庄屋が神職との当初の約束を異変したというのも、村民全体の動向が関わっていた可能性がある。

さて、そのように村の行事として番神の祭礼が行われていたが、藩から旅所を作るその許可を藩に上申ししていたか、と尋ねられると、寺にも書き留めた記録はなく、村方にも覚えになるような記録はなかった。その以前に許可をしてもらった様子でもないようである、という返答しか本成寺にはできなかった。結局藩の許可を得ずに村民が自発的に行っていた行事であり、しかも新儀のものである、という点が藩の裁許では問題点となった。

右のような経過で藩は双方の吟味をして郡方へも通知していたのであるが、同年十二月に本成寺の住職が遷化したため、中断していた。訴訟はこのような経過をたどったわけである。

結果からみれば、藩の裁許は番神祭礼の一部の差し止めであった。前例をもととして、藩へ願い出のない宗教行事には制限を加える、新儀の神事は禁止である、ということ根拠として御旅所への御幸の禁止と寺内での執行を命じたのである。藩は「仏神の崇敬は人々の志次第の事」として祭礼自体には藩から規制すべき点はなく番神の祭礼は構い無しとした。疫病を送るのもあちこちで行っているようなので問題なしとした。しかし、旅所を拵えたりすることを、藩の許可も取らず往古以来の由緒があるわけでもなくして新儀に始めたのは問題とした。その結果、番神祭礼は以前通り行ってよいが、神幸はやめ寺内で祭礼を行うようにと通達したわけである。また旅所の土地については自由にするようにというものであった。

これを藩は七月二十七日に町会所で本行寺へ申し渡した。訴人の児玉但馬へは神道長上吉田家から藩内の神職取締に任命されている岡越後から伝達した。名主以下の村人たちへも申し渡した。このような結果であった。神職が主張した番神祭礼の差し止めは、村人たちの希望が優先されて認められなかったわけである。

この一件では疫病という村の危機に際して「村祈祷」が行われてその結果信仰が深まり新たな行事が発生したことや、旅所・神幸という形での進展、そしてそれを新儀として禁制する藩当局の判断がみられ、当時の村落の信仰形態を考えるうえで興味深い一例といえるであろう。また、村の内部から自発的な形で宗教的な行事が創成されてゆくことは村の自律的な運営とも関連があるはずであり、日蓮宗寺院での祈祷に村の成員が参加することが村にとっての精神的な秩序形成の一環となっていたと推測することもできるであろう。先述の一村皆法華の村ではこのように日蓮宗寺院を中核とした村の信仰が形成されたのであり、しかもそれは寺からの主導によるものではなかった。

なお、踊りについて付記すれば、和気村では番神の祭礼に際して村の行事として「番神子供踊り」がいつの頃からか毎年行われていた。この踊りが藩からの儉約令によって差し止められた経緯が和気村大庄屋の文書にある⁴。やはり村の大多数が信徒であり、結束して行動していた様子をうかがわせるものといえよう。そして、和気村と同様に、村の行事として日蓮宗の信仰に基づく踊りを行っていた事例として、京都の松ヶ崎の題目踊り⁵や京都鶏冠井の題目踊りもある。このような踊りに参加することには村人たちの精神的な結合や一体感をより強める働きをもっていたのであろう。池田光政の廃仏政策によって村の秩序や旧来の信仰が破壊されたという指摘⁷もあるが、それはここではまったくあてはまらないといえるであろう。

このような村を挙げての宗教行事は村民の一体化の観点から重要であったに違いない。中世の日蓮宗信徒で占められた地域ではこのような行事が必ずつきものであったのではなからうか。そして、この村の一件も近世に入ってから始められたとはあるが、疫病に際して村の一体化を強める必要のある際に村人の中から自然発生的に起こり、村の行事として継承されていった様子から考えて、村の住人の行動を規定し村の安定した円滑な存続に寄与する信仰として

も役立っていたのであろう。

宗教には地域の人々を結びつける紐帯としての役割もあるわけであり、日蓮宗の村では日蓮宗の寺院と行事がそのような役割を果たしてきたのであろう。そのような状況が岡山藩の役人のいう「一村すべて日蓮宗」の村⁸がしばしばあるという言葉に凶らずもはつきりと表現されていたのではなからうか。

(二) 赤坂郡西中村の祈祷に関する争論

本節でも日蓮宗寺院と神社の神職の村祈祷に関する争論を取り上げる。日蓮宗では原則として自宗で勧請した神以外の神への参拝や寄進などのあらゆる宗教的行為は一切認めなかった。そして、信徒にもその規則を守らせ、違反した場合には離壇という対処をするのが本来のあり方であった。当時の岡山藩内でも同様であったと思われる。これは神社側にとっては到底許容できない問題であり、氏子という形で住民を信徒として扱う神社と日蓮宗寺院の間で祈祷や寄進をめぐつて、しばしば問題が生じていたようである。

ここで取り上げるのは西中村の事件である。宝暦五年（一七五五）に備前国赤坂郡西中村において、村の祈祷などに関する日蓮宗寺院と神職の争論事件があった。結果的にはこの訴訟はすぐに収まったようであるが、この問題は岡山藩内における日蓮宗寺院と神社の間におこる争論の典型的な事例であろうと思われる。以下「菅能寺文書」⁹七一号をもとに検討する。文書の前半は神職の訴状の写しであり、後半は不染院の返答部分である。まず、最初に前半の訴状の部分である。

七一号

恐れ乍ら口上

一、赤坂郡西中村氏神中八幡宮御氏子村中去る冬の頃より疫病を相煩い申し候に付き、

当正月十四日西中村吉次郎の宅に於いて、右疫病鎮めの御祈祷相頼み申すに付き、私ならびに後見同郡和田村太田相模罷り出、祈祷執行仕り候を、西中村旦那寺岡山蓮昌寺中不染院聞き及び、旦那の者共へ申し候は、神職を頼み祈祷仕る、勿論守札等を納め申すの段、不法千万、急度御公儀へ申し上げ、旦那の者共難儀に及ぼせ申すべしと申し候に付き、旦那者共恐れ申すの由にて、不染院へ段々断り申し候由を承り候えども、御上の御役介の恐れ多く、其の儘に差し置き、御断りも申し上げず候事

一、毎年西中村氏子共寄り合い、中八幡宮に於いて国家御繁栄氏子息災の為惣祈祷仕り来り申し候、然る所に同村と申す者、当八月十六日右旦那寺不染院方へ何ぞ用事御座候哉、参り候えば、不染院の申し候は、毎年西中村氏神に於いて惣祈祷仕り候由不法千万、自今已後堅く成し申さざる間、此の上にてても氏神に於いて祈祷致し候は、むつかしかるべく候、此の通り罷り帰り村中へ急度申し聞こえ候えと市郎右衛門え申し候に付き、罷り帰り、早速同村五人組頭又一郎え右の旨を通達仕り候に付き、私と後見の和田村太田相模え相談仕り候えば、同人義、西中村名主河原村権左衛門え罷り越し、件の一々申し渡し、何分市郎右衛門を呼び寄せ、不染院の口上の趣間違いの無き哉、吟味仕り呉れ候様にと相憑み申し候えば、早速市郎右衛門ならびに五人組頭亦一郎を呼び寄せ吟味仕り候所、不染院の申し越し候口上相違無く御座候段分明の由申し候、然れども氏子共も毎年仕り来るの御祈祷差し支え申す段を気の毒に存じ、又は市郎右衛門聞き違いも有るべく御座候と存じ奉り、念の為又々五人組頭又一郎手紙を相調え、右市郎右衛門に指し遣わし、不染院へ相尋ね候えば、手紙の返答に及ばず、右の段々申す通り、氏神にての御祈祷の儀、堅く成し申さず、若し致すにおいては、跡にてむつかしく相成るべく候間、此の通り帰りて亦一郎へ申せとて、市郎右衛門を戻し申し候、夫に付き氏神に於いて、先年より毎歳懈怠無く国家御繁栄・氏子息災の御祈祷も差し支え居り申し候段、迷惑に存じ奉り候、右の段々、恐れ乍ら宜しき様に御裁許願い上げ奉り候、已上

赤坂郡西中村中八幡宮神職

岡野幸右衛門

岡野幸右衛門後見同郡和田村

太田 相模

宝曆五年亥八月

右の通り吟味仕り候間、宜しく仰せ上げ下さるべく候、已右の段上、

同郡組頭牟佐村祠宮

難波 帯刀

七一号文書の前半は藩へ対し村の神職二人が日蓮宗蓮昌寺寺中の不染院を訴えた訴状である。この訴状によれば、訴訟の発端は赤坂郡西中村での祈祷であった。

西中村で去年の冬頃から疫病がはやったため、西中村吉次郎の宅で鎮めの祈祷を神職に頼んできたので、神職太田相模がそれを執行した。そのことを知った「西中村檀那寺」の城下蓮昌寺中不染院が咎めたというものである。不染院は檀那の者達へ「神職を頼み祈祷仕る、勿論守札等を納め申すの段、不法千万、急度御公儀へ申し上げ、且家の者共難儀に及ぼせ申すべし」と以降はやめるように迫ったというのが神職訴状の主張である。また、「毎年西中村氏子共寄り合い、中八幡宮に於いて国家御繁栄氏子息災の為惣祈祷仕り来り申し」ていたのに、それを不染院がたまたま寺へ参詣した檀家市郎右衛門に対し「毎年西中村氏神に於いて惣祈祷仕り候由不法千万、自今已後堅く成し申さざる間、此の上にも氏神に於いて祈祷致し候は、むつかしかるべく候、此の通り罷り帰り村中へ急度申し聞こえ候え」とやめるように命じたとも主張している。もしも神職による祈祷を許してゆくならば、日蓮宗の宗規に違反してしまふ。また、「村中惣祈祷」を氏神で行うのを問題視したのも注目される。

西中村とは現在の山陽町内にあり、大谷・神下・光善寺・居尻の四枝村からなる。村の中に正八幡と中八幡がある。この両宮の神事に村人が関わったことを聞きつけた不染院が、宗門の規則を破るものであるとしてやめさせようとしたとして、それを神職が訴え出たのが訴状の内容であり、神職二人は赤坂郡の神職組頭である牟佐村の難波帯刀を通じて藩に訴え出ている。

七一号の神職訴状によれば、不染院が問題にしたのは、①疫病鎮めの祈祷に神職を頼んだこと、②その際に神社の守札を受けたこと、③不染院の旦那も参加しての中八幡宮での村中惣祈祷、の三点であるという。神職の訴状によれば、不染院はこれらを是正しなければ「急度御公儀へ申し上げ、旦那の者共難儀に及ぼせ申すべし」あるいは「むつかしかるべく候」などと村人に話したという。この表現は神職の誇張ではないかと思われる。宗規を守らないからといって、日蓮宗の寺院から藩に檀家を告発したりできるわけもないと思われる。ただし、宗規に違反したままならば離檀するという通告はあったのかもしれない。この三点は日蓮宗寺院にとっては許容できないことであるが、神職たちにとっては本来有るべき姿であり日蓮宗寺院の規制を排除してゆきたい部分である。そこがこの出訴の動機であろう。

神職たちは村の市郎右衛門という檀家や村の五人組頭らを証人に立てて不染院が脅迫的な言動をしたと主張している。あるいは市郎右衛門たちも、もともと神職の味方であったのかもしれない。神職たちが、宝暦法難を契機として日蓮宗寺院に対する圧迫を強めていた当時の様相を考えれば、この訴訟も神職たちが村内の同調者とともに計画的に仕掛けた策謀であったと考えてもよいであろう。神職の七一号文書で引用する蓮昌寺の返答も日蓮宗の宗規から見れば当然であり、不法とまではいえないもののはずである。以前より日蓮宗檀信徒の神社不参は通常のこととして行われていた。宝暦五年の別の文書によれば、藩もこれまでは檀家に対するこのような宗規の指導を問題にすることはなかったようである。これに風穴を開けるきっかけのために、宝暦五年の藩中神職連署での訴訟やこの訴訟も計画されたのであろう。

さて、訴状では神職二人は中八幡宮の祈禱については、毎年行っていたとしている。さらに、「国家御繁栄」のための祈禱でもあると強調して、妨害した日蓮宗寺院が横暴であると藩に訴えている。しかし、七二号文書の不染院の陳状では、この年の一月に初めて祈禱が行われたので注意したまでである、と例年の祈禱という神職の主張を否定している。この訴訟はこのまま収まったことから考えても、神職の主張は虚偽であり、前年の不受不施宝曆法難事件によつて日蓮宗が動揺しているのを見て新規の祈禱をはじめようとしたものであろう。

以下、七一号後半の蓮昌寺の返答を見れば、神職たちの主張が事実とはかなり異なるものではないかという疑念がさらに強くなるのである。

右の返答

御内意口上の覚

一、当寺寺中不染院旦那西中村中祈禱の儀に付き、社方の祈禱を差し留め申し候義に相違之無く候哉、相糺し申し上ぐべき旨仰せ聞かされ候に付き、吟味仕り候所、左の通りに御座候

一、西中村の内大谷・神下・光善寺・居尻四ヶ村に居り申し候旦那ども、毎年日待ち祈禱、大谷・光善寺・居尻三ヶ村は正・五・九月共不染院にて日待ち致し来り、神下村は九月ばかりは氏宮にて相勤め来り候、然る処当正月、光善寺村祈禱も仕らず候うち、社家に頼み、臨時の祈禱を仕り候故、異様に存じ居り申し候所、其の後又々不染院へも頼み来り候故、春は毎度の祈禱を此の方より勤め来り候故、臨時共に相勤むべき筈と存じ、殊に其の時分は弟子も参り居り申し候を差し置き、外へ憑み候は異様に存じ候、然れ共社方にて勤め候えば、夫れ切りの事にと申し候えば、心得違に候由にて、段々断り申すに付き、其の分にて済み申す義に御座候

一、当八月十六日に市郎右衛門と申す者参り候て、咄の次手に最早祈禱月にも相成り候、致し来るの通りに間違い無きの様仕るべく候、只今は宗門吟味の節故、寺を信仰せざるの衆中は、邪宗の志之有る哉と申し候疑いも起

こり申す間、かよふの事相心得、外々も常に申し合わせ、随分信心仕り候様申し聞かせ候処、同人承り違ひ、如何様申し候哉、其の後又一郎より書状を差し越し候えども、意味も之有り候様に相見え申さず候に付き、不染院の返事は仕らざる由を申し候、右の訳故、社方の祈禱を差し留め申す義はかつて御座無く候由、先方の訴状には村中惣祈禱と御座候えども、上来の通りに不染院にて三ヶ村は致し来り、神下に九月を社方へ頼み来り候迄に御座候を、かように書き出し候も先方の筆取りも其の意を得難き様に存じ奉り候、段々吟味仕り候所、右の通りに御座候、曾つて差し留め申さざる段は御聞き届成され下さるべく候、以上

九月十一日

以上が不染院の本寺である蓮昌寺の寺社奉行所への返答である。

①の疫病平癒祈禱を社方がしたことを注意してやめさせようとしたのは事実であるとしている。②の神社の守札を受けたのを咎めた件については言及していない。後述するように守札については宗規により受けてはならなかったが、それを公言しにくかったからであろう。また、③の中八幡宮の祈禱については、寺の祈禱と関連して申し分を述べている。つまり、村の四枝村のうち大谷・光善寺・居尻には正月・五月・九月に不染院が赴いて祈禱をしていた。日蓮宗では通例の祈禱である。神下では九月のみ氏宮で勤めていた。これが例年の様子であったとしている。ところが、今年の正月には光善寺では不染院の祈禱をしなかったのみならず、社家が祈禱を頼まれたので、不染院では不審に思っていた。その後五月の祈禱は不染院が行ったので、正月のみは何か特別の事情があったのであろうと不染院は考えていた。ところがそうでもないようなので、心得違いであると檀家に注意をした、¹⁰としている。

日蓮宗の通例の正月・五月・九月の祈禱があつたことがうかがえ、同時に九月のみ氏宮で神職が祈禱を行うというような形態もあつたことがわかる。古い時代からの習慣となつている場合は宗規に違反することを厳密に咎めだてしなかつたのであろうか。ともかく祈禱については神職の訴状とは大きく事実関係が異なる。前後の事情などを考え

ば、不染院の主張の方が真相に近かったというのが事実であつただろう。

また市郎右衛門の件については、寺へ参詣にきた時に、祈祷が近づいてきたことを話すついでに注意をしたと述べている。「只今は宗門吟味の節」とは毎年八月の宗門改のことをいうのであり、寺を信仰しない者には邪宗門の疑いもかかることがあると話したのみである、としている。実際にはもう少し違ったニュアンスで強い語感であり、脅かすような感じもあつたのかもしれない。しかし、市郎右衛門が前半で述べたような様子ではなかつたのであろうと推測する。市郎右衛門が名主を通じて書状を出したことについても、「意味も之有り候様に相見え申さず候に付き」という理由で返書を出さなかつたとしている。

いずれにしても、この出訴は神職とその協力者たちの計画的な行為であつたように思われ、「村中惣祈祷」という文言を使用して蓮昌寺に否定されるなど、事実関係も神職方に都合のいいように言い換えているところがあるように思われる。この蓮昌寺の返答のみで事件が終結したというのも、そういった事情によるのではなからうか。

おそらく、この一件については、神職の申し出が不自然で事実と異なる点が多かつたこともあつて、同文書の端裏書に「蓮昌寺不染院旦那赤坂郡西中村社方訴状ならびに返答書写し、是は右の返答にて済み申し候」ともあるように簡単に内済となつたのである。

この事件の背景を考えると、従来、岡山藩内では日蓮宗の神祇不拝の宗規をめぐって、日蓮宗と神職の軋轢が絶えなかつたと思われる。宝暦三年から四年の不受不施騒動があつて日蓮宗が動揺しているのを見た神職側が、これを好機として計画的に大規模な訴訟を起こそうとしており、この一件もその好適な例として利用されたのではないだろうか。

日蓮宗寺院が村の檀那たちのために独自の祈祷を行い、他宗や神社神職の祈祷を檀那たちに拒絶させていた様子うかがえる内容であつた。また、ここでも疫病のために新儀の祈祷が企画されたという表現があり、こういった理由により村落の宗教行事が創成される可能性が確認できる。村共同体全体による祈祷を契機として信仰が進展してい

た様子が見てとれる。

また、不染院の返答では言及されなかったが、守札の問題も重要である。岡山藩内において、謗法であるとして日蓮宗信徒が神社の札を受け取るうとしなかったことは他にも例があるようである。まず、文化四年（一八〇七）には「神社仏閣寄進之事」の一条として寺社奉行伊丹半右衛門からの達し書がある。

文化四年

一 氏神の札守等、氏子え配札致し候節、宗旨柄杯と申し立て配札を受け申さざる者共之有るの趣、近来数多く相い聞え候、札守の配札は日本の定例の事、上代より御定の通り兼て心得置き候事、並びに氏子の内宗門の儀に付き、紛わ敷き儀とも見聞致し候へば、御定法の通り社家よりも心を付け申すべき事、

伊丹半右衛門

卯五月

とあり、この頃も同様の問題が生じていたようである。「宗門の儀に付き」と明記していないが日蓮宗のことであり、檀家が神社からの配札を受け取らないことが問題視されていたのであろう。謗法を避けるために札の受け取りを拒否する人々の存在がよくわかる。

なお、孝本貢氏は明治維新後にも岡山県下で神社への寄附を巡って騒ぎがあったことを示している。¹¹ 明治九年六月に岡山県令から、既に公認された不受不施教団への通達で、産土社の祭祀営繕にかかわる費用を不受不施信徒も納入するべきであるという指令が出された。¹² その文中には、産土社の祭祀営繕費用に関して、不受不施の信徒が神社不帰依を唱えて「村中紛議」の事態となつているところが往々にしてある、としている。不受不施教団では氏神も拝

するに及ばず、という指令を出していたともいう。これを県令が咎め、教団では教導浅沼日諦を解職して、神社は宗教でないという妥協の方法をとった。

この明治九年（一八七六）の事件と宝暦年間の神社不拝・神役拒否と、文化四年の事例とは謗法に対する明確な拒否、つまり宗外の神祇不拝という信仰の原則に基づいた民衆の拒否活動という点で内容はまったく同じものである。明治九年の事件も不受不施のみの問題とされているが、岡山地域においては日蓮宗信徒の間では神社不帰依や祭祀営繕費用の分担拒否などの行為が不受不施・不受不施を問わず、当然化しており、またそれを変化させられようとするれば容易に騒動がおこりうる土壤があったことを示す内容ではなからうか。

また、岡山藩の文書にはほかにも日蓮宗寺院と神社との間で祈祷に関して同様の問題が生じたことをうかがわせる史料もある。

「法令集」一三四五号 元禄四年未三月

一、百姓共より社人を頼み、祈祷仕り候者之有り候えば、旦那坊主よりせこみ、左様のものは旦那をはずし、宗門手形出し申すまじきよし、右の通り出家中の心得違い故、寺社奉行より急度申したき由に候間、肝煎中も左様相心得、村々名主共へも申し聞かせべく候、尤も祈念祈祷の義、只今迄の通り、寺社・陰陽師・神子・さほ、いづれにても俗家旦那の心次第の埒に候間、其の心得有るべく候

この件も西中村の事例とまったく同じ内容であり、日蓮宗僧侶が信者が自宗勧請以外の神社信仰を忌避するように指示していたことが藩から問題とされているわけである。逆に言えば、神職の祈祷を依頼した檀家に宗門放ち手形を出すことを申し渡す僧侶の存在や、神社の札を請け取るなどを日蓮宗信仰の堅持ゆえに拒否する檀家が多くいた様子が確認されるわけである。ここでも明示はされていないが、おそらく対象は日蓮宗僧俗のことであり、日蓮宗の宗規

に基づいた対応をしていたのが問題とされたのではなからうか。藩の対応はこれを咎めるものであったのであろう。祈祷については、俗家の希望通りにすべしとしている。日蓮宗が自宗以外での祈祷を旦那が依頼するのを禁止していたことは、藩の法令では忌避される様子である。しかしながら、日蓮宗では宗規としての禁止であったのであり、実情がどのようなであったのかは今後事例を積み重ねないとわからない問題であると思われる。

以上のように西中村の祈祷に関する訴訟の問題を中心に述べてきたが、前節に続きここでも「村祈祷」という村全体での宗教行事が問題となっている。村の秩序を形成する体系の一環として日蓮宗の信仰が機能する場合もあった様子を示していると考えたい。日蓮宗の信徒がすべてあるいは大半を占めていた村では、日蓮宗の寺で行われる宗教的行事が村の結束や運営面に於ても大きな役割を果たしていたのではなからうか。筆者の仮説であるところの、村の日蓮宗寺院での「宮座」を通じての村落の秩序維持という形態に通ずる事例であると考えるのである。

和気村・西中村の両事件とも、十八世紀なかばの年代であり、当時の日蓮宗の僧俗が神道とどのように対応していたかを示す材料になるであろう。

まとめにかえて ―「村座」と日蓮宗寺院―

以上のように在地の村落における日蓮宗信仰の形態と村の自治の関わりを指向して数例を論述してきた。筆者としては日蓮宗が教義的に独自の世界観・信念体系を目指すものであり、その信仰を持つ人々が一円的に集結することによって地域の自治とも密接に関わる存在へと変容する可能性があるという可能性について追求したいと考えて考察をした次第である。その場合、村内においては日蓮宗が一種の公権力となることになる。

村内の宗教施設に人々が集まり会合を開いて自治的な組織とする、という宮座、村座などという形態が以前より広く報告され論じられてきている。日蓮宗寺院においても同様の役割を果たす事例が数多くあったのではないかと推測

し、かなり無理があるものの、それをうかがわせてくれる事例として述べてきたわけである。

同様の例として数例を挙げると、まず川添昭二氏は全島が日蓮宗信徒となっていた種子島にも講があつて村落の日常と深く結びついていたことを示している。「その特徴は何といつても法華信仰が日常の規範となつて島民の生活全般を律したことである」とある。その信仰は領主種子島氏との支配とも連動していた。離島という閉じられた世界での全住民の同一信仰が安定をもたらさず一例という見方もできよう。また、岡山藩における同様の事例として非人に関する妻鹿淳子氏の論考がある。¹⁴文化十一年の岡山城下郊外の非人居住地である両山の非人たちが不受不施信仰のため藩の捕縛取締を受けた事件である。彼ら非人のほとんどが日蓮宗不受不施の信徒であつた。つまり、彼らは不受不施であるにせよ、信仰を同じくすることによって、団結して自らのコミュニティー運営の一助としていたのである。宝暦年間にも同様に非人が不受不施を信仰して法難に遭っている。非人たちは通常の家単位の人別帳ではなく、例外的な個人単位の宗門改めを行われていた。妻鹿氏は藩権力と非人の階級的な対立を中心として不受不施の反権力性に注目しているが、筆者は非人たちが同一の信仰を持つことによつて彼らの小コミュニティーが安定して存続していたという面を示すものであるとも考える。両山の非人たちが、岡山城下に暮らす非人取締の者たちの指示に反して集団で不受不施信仰を続けていたのもそういった面があつたのではなからうか。つまり、これも近世の閉鎖的な小社会において日蓮宗信仰が一種の「宮座」として機能していた事例の一つではなからうか。

岡山地域の日蓮宗信仰と村落についても少し考えてみたい。岡山地域では領主松田氏の政策もあつて一円的に日蓮宗信仰の広まった村落が多くあつたといわれる。¹⁵また、藤井学氏は中世日蓮宗の瀬戸内海一帯への発展と備前地域への定着には在地の有力者、特に地侍層の帰依が大きな役割をもっていたことを示している。¹⁶また、糸久寶賢氏は備前牛窓地方の事例から、中世日蓮宗の帰依者として当地の貿易にも関わる有力者の存在を示している。岡山近世史の諸研究によれば、岡山地域におけるこういった階層の人々は近世に入ると土着して庄屋になる者が多く、村落内におけるその社会的な地位は近世を通じて一般農民に比して高いものであり、村の指導的な役割を果たすものであつたと

も指摘されている。池田家の岡山藩は寛永年間に転封によって岡山へ移ってきた藩であり、これらの元は地侍であった庄屋層の特殊な地位を否定し一般農民と異なる存在としては認めようとはしなかったという指摘もある。西善弘氏は紀州藩で元地侍を庄屋として活用した様子とは対照的であると評している。このような事情から考えれば、元地侍層の庄屋を中心として中世以来受け継がれてきた村一円での日蓮宗の信仰を堅持する在地の人々と、新来の藩当局との間で信仰に関する軋轢が生ずる場合もあつたのではなからうか。宮崎英修氏の示す不受不施禁制の取締をしていた村の大庄屋自身が代々の隠れ不受不施派であり、明治に至ってそのことを明らかにした、という著名な事例も、村の指導層と日蓮宗信仰のつながり、そして信仰を同一する人々のその地に根付いた生活秩序を感じさせる。そして、そのような藩と在地の構造は、しばしば藩内の安寧を乱すこととなり、具体的には他宗門、特に神道との対立関係として現れたのではなからうか。池田光政の寛文年間の破仏政策にもこのような構造的な影響があつたのかもしれない。¹⁹そして、共同体全体で日蓮宗信仰を選択した人々にとっては、そのような軋轢が生ずることは不可避であり、同時に信仰からだけではなく内部での秩序と結束を保つという点からも決して譲ることのできない問題であつたのである。

以上のように述べてきたが、ここに挙げたわずかで断片的な数件の事例のみからこのようなことを想像するのはかなり無理がある。しかし、以上のような見通しのもとで近世備前法華の歴史を再考することも必要ではないかと筆者は考えている。人間は信仰という個人を超越した世界観にもとづく理念を共有することによって結束し、共同体を構成し相互に力を合わせてよりよく暮らしてゆくことが出来る。日蓮宗の信仰を選択した人々が一村すべてとなり、その世界観のもと村落自治を行つていた場合もあつたのだと考えてよいのではなからうか。まだまだ想像にもとづく仮説ではあるが、村落自治についての研究とも関連づけながらこの視点からの後考を期したい。

本節では村という狭い世界で日蓮宗信仰が共通のものとなつた場合、その在地における公権力のような役割にもなりうるという視点を提示したつもりである。

- 2 藤井学・波多野郁夫編『本能寺史料 西国末寺編』思文閣出版 一九九三年
- 3 藤井学「日蓮と神祇」『日本史研究』四三号 一九五九年
- 4 拙稿「近世庄屋記録『万波家文書』にみられる近世村落の寺院」『現代宗教研究』四二号 二〇〇九年
- 5 『日蓮宗事典』「松ヶ崎」の項
- 6 藤井学「鶏冠井の法華宗」同『法華文化の展開』法蔵館 二〇〇二年。初出は『向日市史』の上・下巻（一九八三・一九八五年）に分けて掲載された。
- 7 田中誠二「寛文期の岡山藩政 —池田光政の宗教政策と致仕の原因—」『日本史研究』二〇二号 一九七九年
- 8 池上広正他六名「宗教分布の諸相—岡山県下における場合（共同課題日本の地域性—続—）」『人類科学』十六号 一九六四年 に県内日蓮宗寺院の分布の偏在が示されている。
- 9 藤井学・波多野郁夫編『本能寺史料 西国末寺編』思文閣出版 一九九三年 より引用して書き下しとした。なお、蓮昌寺に関する訴訟の文書の写しがなぜ本能寺の門流である菅能寺の文書にあるかという点については、おそらく宝暦五年の今村宮を発端とした日蓮宗寺院と藩内神職一同の今村社に関する訴訟と連動する問題であったからと思われる。出訴の日付が八月であり、返答書の日付は九月であるので、まさに同事件と同時進行であったことがわかる。藩内神職たちはこの件でも同時に藩へ訴え出て日蓮宗を抑圧しようとしたのであろうと思われる。この事件は容易に収まったが、今村社の事件は大変な困難な様相を呈するに至った。

10 本論文第三章第一節でも述べたが、池田光政の破仏の際に神道に転向させられた領民は仲秋に神主を招いて祭りをすることを強制されたことがある。

11 孝本貢「佛教教団再編成過程の研究 日蓮宗不受不施派の場合」『年報研究 日蓮とその教団』第一集 平楽寺書店 一九七六年

12 『岡山県史稿』下巻 岡山県地方史研究連絡協議会発行 一九六七年 より引用した。にある。

13 川添昭二「九州日蓮教団の展開」『中世法華教団の展開』平楽寺書店 一九七四年

14 妻鹿淳子「備前藩における非人と日蓮宗不受不施派について」『日本史研究』二〇八号 一九七九年

15 藤井学「西国を中心とした室町期法華教団の発展 ―その社会的基盤と法華一揆を中心として―」『仏教史学』六一―一九五九年

16 糸久宝賢『京都日蓮教団門流史の研究』平楽寺書店 一九九〇年

17 西善弘「大庄屋制度にみられる農村統制―紀州藩の場合―」『法政史学』二八号 一九七六年

18 宮崎英修『不受不施派の源流と展開』平楽寺書店 一九六四年

19 また付記すれば、この観点からみれば、寛文年間の岡山藩の寺社整理についても新しい見方ができるのではなからうか。圭室文雄「岡山藩の寺社整理政策について」（『明治大学人文科学研究所紀要』四〇号 一九九六年）や谷口澄夫「岡山藩政確立期における寺社政策」（小倉豊文編『地域社会と宗教の史的研究』柳原書店、一九六三年）によれば、藩主池田光政は藩内の神社・祠のうち約九十三%の神社や祠を由来のあやしい「淫祠」として整理・廃止しているが、その数的分布から見れば日蓮宗の多い郡、特に不受不施の強い津高・赤坂の両郡が目立つ。寛文年間の池田光政の宗教政策では神社の破却と廃仏政策は同時に行われていた。津高・赤坂の両郡はまさにこの政策によって日蓮宗寺院が多数廃寺に追い込まれた地域である。この地域に破却された神社・祠が多いことは、日蓮宗の独自勧請の小社も含まれたのが一つの理由とも推測できる。当時の藩の廃仏政策に負けて還俗した僧や廃寺になった寺院と連動して、村内にあった日蓮宗独自の勧請に基づく小社も整理されたことが、両郡の

「淫祠」の数値が特に目立つことと関連があるのかもしれない。

第二節 改宗についての諸事件

日蓮宗の信仰とは独自の世界観をもつ信仰であり、本人が主体的に選び取るものである。従って他の宗旨からの改宗は非常に重大な意味をもつものである。他の宗旨でもそうにはちがいないが、日蓮宗の場合は特にその傾向が強かった。近世においては公権力による規制で改宗が困難であったという説がある。本節では岡山藩内の日蓮宗にかかわる事例を中心に検討し、改宗は基本的に個人の信仰によつて可能であり、寺と檀那の相対であったということを示したい。

近世仏教の改宗については、辻善之助¹氏によつて示された説が長く影響をもってきた。幕府の定めた宗門改めとそのため寺檀制度が寺と僧侶を保護して安定した地位・経済力とさらには権力をもたせ、結果として改宗は極めて困難で民衆は家制度と直結した寺檀制度の檻に束縛され個人の信仰心が発揮されて行動することはあまりなかったというものである。寺や僧侶もその社会体制に適合した動きをしていたように想像されていた時期もあった。改宗の困難については、現在でも支持されることがある。一例として 岩田重則²氏などがある。それに対し懐疑的な見解も以前からあり、様々な視点から再検討もされて、現在ではむしろ否定されてきている。例えば最近のものでは法制史から 朴澤直秀³氏や民俗学から吉原睦⁴氏などがある。

ここでは、以下に近世岡山藩での改宗に関する八例の史料について、年代順に検討を行い改宗について検討する。

① 宝永元年に城下蓮昌寺の塔中圓壽院と浄土宗西寶寺の間で埋葬に関する出入りがあつた。この一件書類が残っている。

まず最初に六月二十三日付で西寶寺から寺社方へ訴え出た口上書がある。それを要約すると以下のようである。西寶寺の檀那である西大寺町の磯屋七左衛門が当月十二日に死去して翌日火葬を行った。その翌朝に西寶寺の僧が磯屋へ法事に赴いたところ、不要と断られ、さらに尋ねたが「是非に無用」といわれた。西寶寺では「辞退に及ばず、檀那の事に候はば何程遠方に候ても参る作法に候」などといったが、磯屋では断り、寺へ同道しての法事も断つたため、役僧は怒って帰ってしまった。十四日夕方に住職が磯屋へ勤行に行くと、仏壇に骨桶が無く、子息平三郎に戻すように伝えたところ、「平三郎勝手へ引き返し罷り出申さず候、しばし相待ち居り申し候へ共出申さず候故、勤行仕罷帰り申候」となった。

十五日の夜、住職は役僧に勤行に行つて骨桶は仏壇の上にあるかどうか見てくるように命じた。役僧が子息にたずねたところ、「七左衛門女共日蓮宗にて候故、内仏壇に置き廻向仕り候故、表仏壇へ出し申す事、成り申さ」ずとのことであつた。磯屋は複檀家（一つの家で複数の寺院と檀家としての関係をもつ）の状態で表の仏壇のほかに内に夫人と娘の宗旨である日蓮宗の仏壇をも勧請して遺骨はその仏壇で供養されていた、ということであろう。この件では後で圓壽院が出奔していることからみても、もともと西寶寺の檀家である当主を夫人の旦那寺圓壽院で無断で供養したのが問題だったのであろう。

その後、十六日と十七日の両日は役僧が勤行にいったが骨桶はなかつた。十八日は初七日であつたが、西寶寺の問いに対し平右衛門は「骨は一昨日此の方にて納め候間、それにも及ばず、御念を入れられ忝なく候」との返答であつた。後家も同様の返答であつた。「今日より土用に入り候に付き、土を動かし申す事も忌み、昨日夫婦の墓を地取り納め申し候」そして「其の通り西寶寺え宜しく心得下さるべし」と返事した。西寶寺では墓の場所を教へてもらつてそこで廻向すると申し出た。すると「むつ屋十助」という人物が出てきて、西寶寺ではなくこちらで納めたのでお帰

り下さいと申し出た。しつこく墓の場所を尋ねると、むつ屋は蓮昌寺の圓壽院であると話した。

西寶寺は同宗の浄覚寺をも同道して圓壽院に赴き、下人に磯屋の骨を納めた場所を案内させた。すると初七日の卒塔婆があった。そこに役僧を残して圓壽院に会いに行き詰問した。同院の住職は「右の骨桶見届けたき由も候へば、磯屋方へ人を遣わし申すべく候の間、少相待ち申す様に申され候」というので待っていたが使いは返事をもらえずに帰ってきた。そこで圓壽院の下人に骨桶を掻き出させ見届けた。ふたの上に紙で「深入禅定、見十方仏」横に「南無妙法蓮華経、南無多宝如来、南無釈迦牟尼仏」「善受院玄真日乗骨」内横に「宝永元年 甲申 六月十二日」と書きつけてあった。誰から頼まれて書きつけたのかと問うと、七左衛門の後家からであった。西寶寺は骨桶や卒塔婆を圓壽院の本堂の仏壇へうつし、そこで勤行と焼香を行った。かなり強硬な態度である。圓壽院の仏壇の右の方には「戒名を書き立て、盛物仕り、百か日までの書き付け之在り、法事仕る様子に見え申し候」と供養をしていたことがみとれた。

西寶寺は墓の保有者についても尋ねた。「墓所の儀は御自分寺内にて候哉、と尋ね申し候処、蓮昌寺惣墓の内借り申す由」と圓壽院は答えた。圓壽院は寺中であつたため、磯屋の墓のあつた場所は蓮昌寺の墓所の一部を借りていた。西寶寺は即刻蓮昌寺へ浄覚寺を使いとして遣わし、磯屋のことを伝えて蓮昌寺への付け届けはしていたのか、と尋ねた。このときは住職は留守で返答はなかった。

また西寶寺はすぐに西大寺町の頭名主である嶋屋孫左衛門と名主の近藤屋与左衛門へ右の顛末を連絡していた。そして、藩の寺社方へ口上書を提出しようとして準備していたところ、嶋屋から「しばし相待ち申す様にと指し留め申す故」待っていると、七つ時分に蓮昌寺から使いがあり「先刻は寺中圓壽院へ其元旦那骨の儀に付き此の方まで付け届け候、然共此の方へ御改めに及ばざる義に御座候はば、檀那と相對に成らるべし」と伝えてきた。ところが、夜の四つ時分に実如院が使僧として来て、先の口上は使僧が取り次ぎの間違いである、と言って来た。もう一度呼び戻すなどしたが、結局最初のものに間違いはなかった、としている。蓮昌寺でも対応を考えていたのであろう。結局蓮昌寺では磯

屋を檀那とは主張しなかった。

十九日には西寶寺から磯屋へ使いを送り、平三郎へ誰が圓壽院へ頼んだかを問うと、母であり反対するのは親不孝であるので従った。母が納得すれば自分がかまわない、という返答であった。夫人の意向で実家の菩提寺であったのだろうか。

これが六月二十三日付で寺社方へ出された西寶寺の口上書の概要である。ついで六月二十五日付の圓壽院から西寶寺への一札がある。七左衛門の後家が圓壽院の旦那であったので埋葬したが、貴寺へ断りもしなかったことは「不念」として「御腹立御尤もに存じ奉り候」として、それで承引してもらいたいと願っている。しかし詳しい事情はわからないが、此の後圓壽院はこの一件を理由として蓮昌寺へ詫びの書き置きを残して立ち退いてしまう。問題が大きくなったので責任をとったのであろうか。

その後に蓮昌寺から寺社奉行門田市朗兵衛への六月二十八日付の「口上之覚」が圓壽院の書き置きを添えて出された。それによると、圓壽院は二十七日の八つ時分に退去したが蓮昌寺では事情をまったく知らない、だが書き置きを提出するので後の手続きを許可してほしい、とある。圓壽院の書き置きは二十七日付で「御聖人日逞尊師 并 蓮昌寺寺中各様」宛てである。内容としては、結局西寶寺からの一札はもらえなかったことで進退に困り「此の度の義は拙僧身に仕り候てはめいわくに存じ候へ共、右の仕合に立ちのき申すべく候」とあつて磯屋の一件にまきこまれたという認識を示す内容である。

最後に寺社方のまとめた記録がある。これによれば後家だけではなく平三郎も元來圓壽院に帰依して旦那であり、数珠も日蓮宗のものであったとしている。十九日に寺社方へ西寶寺から内々の報告があり、二十五日に決着したとある。圓壽院から西寶寺へ書き物を出し、その上で「平三郎を西寶寺旦那に仕り、七左衛門骨西寶寺へ取り返す、平三郎西寶寺へ参り本尊の前にて一札仕り 一向宗の数珠に取り替え申し候」とある。さらに平三郎はたとえ今後別家しても西寶寺の檀那を続けるという一札を出した。圓壽院からの書き物とは「圓壽院より平三郎西寶寺旦那に付候に付

き放ち手形出す」と改宗のための放ち手形であった。この文面から平三郎は以前は圓壽院の檀那であり宗門帳にもそう記載され、日蓮宗を信仰していたことがわかる。しかし一件の結果西寶寺の檀那になることを強制されたことになる。

西寶寺の檀那であった七右衛門の遺骨を勝手に圓壽院へ埋葬したことが問題とされたのであろうか。あるいは磯屋が家として西寶寺の檀那であったために平三郎はその後継となるべきと考えられたのであろうか。藩は一家一寺制を推進しようとしていたのだろうか。この点は家制度と寺檀制度が如何に関連するかという重要な論点に直結するが、この史料のみからは判断できない。また複檀家よる寺院間の檀那の取り合いの問題の一つと捉えることも可能であり、圓壽院は西寶寺の宗門改帳記載の旦那を無断で埋葬や供養を行ったのが問題であったとも考えられる。逆にいえば遺族がもとの檀那寺と交渉して納得してもらえれば「死後の改宗」ともいうべき行為は可能であったのかもしれない。その時に元の檀那寺に拒否権がどれほどあったのかが、改宗の難易という観点からも重要であるが、やはり不詳である。

② 正徳三年五月には「備中子位庄村龍昌院おんぼう旦那の儀に付き出入りの事」がおこった。龍昌院の旦那であった「隠亡」たちが檀那寺の差別的な態度に不満を持ち寺替えを願った一件である。

窪屋郡軽部村おんぼう共儀、諸法儀勤め候儀に付き、銘々宅え参り候様にと望み申し候えども、前々より宅へは参り申さず候、祈祷法事の儀は寺にて執行仕り遣わし来り候、尤も死人之有り候節ハ野辺迄罷り出見届け、葬り来たり候、前々の住持宅え参り度て諸法儀相勤め申し候儀は承り申さず候

と龍昌院の住職が代わった後には、寺僧は各家へは法要に赴かず葬儀でも野辺までしか出なくなった。そこで旦那たちが旦那寺替えを希望したところ、住持は「尤も旦那寺替え仕りたき由申し候えども、寺付きの旦那の儀に御座候えば前々の住持え対し拙僧了簡にて放ち手形遣わし候儀も心得難く存じ奉り候」との理由でおんぼうの宅へ参ることも放ち手形を出すことも拒否した。

「おんぼう共申し候は、死人之有るの節は先年の住持は家え来たり勤め請け候、当住に成り野辺の結縁迄にて御座候、先年の通り家え来たり勤め請け候様にと申」と前の住職は葬儀でも違う対応をしていたし、その他の仏事でも以前は「弟子同宿の内（各家へ）御罷り越し請け候」と主張した。龍昌院は弟子同宿は遣わしたことはないが「道心者」は遣わしていた、と返答した。また「代々の旦那故放し手形出し候事も」できないとした。

訴えをうけた寺社奉行所では用人中へ上申した。すると「右の通り双方埒明き申さず候」ならば「おんぼう共望みの通り宅え自分又は弟子同宿罷り越し候儀成らず候はば、放し手形遣わし候へば申し分之無き事に候」とあっさりと旦那寺替えですませるようという方針を示した。寺替えを容認していたことになる。しかし住持は「両品共に指し支え候」「罷り成らず」と言い切って抵抗した。

その後寺社奉行所では類例を尋ねたところ、備中生坂村や中庄村では「死人之有り候節は宅え参り勤め遣わし、野辺迄も見届け葬い申す、又同火は請け申さず候えども、病人之有り候節は宅え罷り越し加持祈祷遣わし候由」であった。この様子を龍昌院にも伝えたがやはり説得には応じなかった。

この一件は藩寺社奉行所から龍昌院の本山である御室の坊官へ問合せを出し、本山が出入りを知ったことよって決着へ向かった。本山から藩内触頭と龍昌院への返書で放し手形を出すようにと指令があった。「龍昌院滅罪旦那家の内おんぼう之有り、彼の者どもと出入り相起こり候、此の趣其元役人より内意に付き申し越され候」「出入り是非の儀存ぜず候えども、元來諸末寺に左様の旦那之有る事然るべからず候間、早々放し手形差し遣わし事済み候様にと」命じてきたことにより、旦那寺を替えることで決着した。

隠亡の檀家がいること自体を問題⁵とするのとれる内容であり、葬儀の際の対応などの従来論点には言及していない。しかし寺替えは本山だけでなく藩でもそれほど問題視せず、放し手形を出して簡単にすむと考えているようである。ただし龍昌院が拒絶していたのを藩が強権的に対処できず、結局本山への問い合わせによって解決したことを考えば、改宗や寺替えはあくまで相対の事柄で檀那寺の拒否権が優先され、藩が仲裁しても一旦拒否されれば事態が

こじれるのは確かであろう。

③ 享保四年六月に「保壽院殿旦那国清寺へ替え候様、仰せ付けられ候事」がある。

「保壽院俊鶴旦那に付き、同人引導にて国清寺葬い之有り候、此の以後金山御寺旦那にては事済まざる儀に付き、自今国清寺旦那に仰せ付けられ候、此の旨柏道俊鶴えも御申し聞かせ候様にと隼人殿仰せられ候、以上」ごく短い記事でよくわからないが、国清寺の俊鶴が金山寺の檀那である人物に引導を行ったことにより、寺替えとなったということになる。「仰せ付け」とあるので藩の裁決による寺替えに金山寺が従ったのであろう。

④ 藩の文書ではないが、享保十三年の年紀がある改宗の記録が和氣郡藤野村の大庄屋である万波家の文書にある。

和氣郡藤野村甚吉 宗旨法華宗にて御座候処、同村五郎兵衛後家の養子ニ来たり天台宗同郡野吉村安養寺南光院旦那ニ罷り成り居り申し候えども、法華宗に戻り申したく存じ奉り候。南光院へ断り申し達し、宗旨放ちの手形申請し、法華宗同村実成寺旦那に罷り成り申したく存じ奉り候。願上げの通り為され仰せ付けられ候らハバ有難く存じ奉るべく候 已上

ここでは「南光院へ断り申し達し」放ち手形を発給してもらうことにより円満に改宗が行われている。放ち手形の内容は「一、其の村甚吉宗旨天台宗拙僧旦那にて御座候処、貴寺旦那ニ成り申したと願申し候。此の方向の構いも御座無く候間、自今以後貴寺旦那ニ御請け込み成られるべく候。其の為宗門放ち手形件の如し」というものである。通常はこのような手続きが雛形にそって行われ、藩の記録に残るようなこじれた問題はほとんどなかったとも推測できる。勿論、改宗の頻度、容易さなどは断片的な史料から論ずることはできないが、平穩な事例の存在も留意しておく必要がある。

⑤ 角田屋助八郎 改宗の件

享保十五年には浄土真宗光清寺の檀那であった角田屋助八郎が改宗した一件がある。やはり藩の一件書類となって日時順に収録されている。順を追ってみてゆくと、まず享保十五年九月十二日付の光清寺への角田屋からの口上書がある。それによると藤野町の角田屋助八郎は幼少のころに養父である角田屋へ来たが実父は日蓮宗であった。「実父法花宗にて御座候に付き幼少乍ら法花宗能き宗旨と申すを承り覚え候」と幼少の頃の記憶があつたと述べている。助八郎は昨年九月から檀那寺の光清寺で壁の上塗りをした際に、ふと志して講仲間へ入れてもらい数度教えを受けたが「一円合点参らず」かえって法花宗の教えを聞いたところ不覚の身でよくはわからないながらもよく思えて法花宗の信徒となりたいと考え、ある法華寺へ行つて「御経頂戴」した。そこで光清寺へ放ち手形を申請した。実父の信仰などを理由として改宗を考え、放ち手形を希望したわけであつた。

ついで享保十六年七月二十四日付の助八郎から光清寺への口上がある。助八郎は昨年から放ち手形を申請していたが光清寺は受け付けなかつた。そのうちに翌年の宗門手形改めを迎え、助八郎は手形が提出できず困難な状況となつた。そこで、まともや放ち手形を請求したが光清寺は捨て置き、帰されたという内容である。

つぎに八月日付の光清寺宛助八郎口上と光清寺からの案文がある。要約すると、町名主中が仲裁して、角田屋から光清寺へ誤書として詫び状の一札を提出することによって、とりあえず今年の宗門手形を出してもらえたとある。ところが、その後助八郎の提出する一札の文言をめぐって事態は紛糾していった。

助八郎は「宗門手形遣わされず候故、御公儀様へ対し迷惑に存じ奉り候、右慮外御免許成され」たいという文言で一札を出した。公的な制度に関する理由を表に立て、宗旨に関することにはふれていなかった。しかし光清寺は満足せず、助八郎に提出すべき誤りの一札の案文を渡した。そこには「御寺（光清寺）より下され候法名我が儘に取り捨て、題目並びに位牌外方にて購ひ案置仕り候」という助八郎の行動が記されている。自儘に改宗しようとして、菩提寺をないがしろにするような行動をしていたのも光清寺の怒りにふれたのであろう。光清寺は改宗を認めず「急度相改め家の御本尊案持（安置）仕り、尤も位牌も前々の通り」にすることと「先日より慮外の（光清寺への）悪口」を

詫びるようという案文を示した。

しかし助八郎は案文の通りに書くことを拒否し、自分で考えた文面で口上書を提出した。その中で助八郎は不満に思うこととして、去年十月に光清寺の小僧衆と旦那二人が「仏前を見申すべし」といって助八郎の留守中に角田屋へ押しかけ強引に仏壇を検分していったことを記している。助八郎は「(光清寺からの)本尊は西中島町伯母方へ譲り、位牌も自身書き替え」ていた。それを確認にきたのであるが、助八郎の留守中に押しかけ、老母を押しつけたと記されている。この助八郎の文面では位牌は前々の通りにするが、改宗の件についてははっきりしない書き方をしていた。このため、光清寺は受け取らず、難航した。

つぎの書類は十一月十二日付の名主より寺社方への口上書である。名主たちの仲裁で一度は収まったはずなのに、角田屋が案文通りに書くことを拒否したので宗門改め以降は両者の意向が食い違い経過に困惑している、との内容である。

つぎに十一月十八日付の光清寺より寺社方への口上書がある。経緯を光清寺の観点から述べている。主な経緯は前述の通りである。ただし確認したところ、助八郎の実父は日蓮宗ではなく浄土宗であった、としている。後述するが実父云々は先の④と同様に、改宗や寺替えを申し出る際の常套手段としての表向きの口実であった可能性もある。さらに昨年十月十一日には助八郎が光清寺に来て送り手形を出して改宗を認めてほしいと言ってきたが拒否した、とある。伯母の証言として、助八郎が光清寺からの本尊や位牌を取り捨てようとしたので、自分が引き取って預かっている、ともある。光清寺が角田屋へ行ってみると仏壇には「題目二幅并他流の位牌六七本」があった。どこからのものかと光清寺が助八郎に尋ねたが覚えていないとの返答で寺の名は明かさないという様子であった。八月の宗門改めの際には助八郎が光清寺へ来て「我が儘悪口」をした、ともある。光清寺が家代々の宗旨を用いるようにと説得しようとする助八郎は「私男にて御座候えば町内又は御奉行より仰せ付けられ候共覚悟相究め」ている、と強硬に言い張ったとある。

八月二日には町の年寄や名主が寺へ来て宗門改めに差し支えるので助八郎ではなく私たちに手形を出してほしい、と相談にきた。皆の迷惑を考え、一札の条件をつけて手形を出した。七日には名主が助八郎に誤り手形を出させる、といつてきたがその案文に光清寺は納得がゆかず、先述の案文を要求した。十日に別の名主がきたが、助八郎が案文通りに書くことを拒否していると聞かされる。「宗門替え仕り候義も世上に御座候得共、旦那寺納得之無き内に本尊位牌改め、宗旨替わり申す杯と申し触れ候者、承り及ばず候」と光清寺は述べ、助八郎には送り手形を出せないとしている。ここでは「宗門替え」も世上にあるといい、時折あるような書き方である。また宗門改めが滞りなくすまなければ名主たちが困るとあり、案外このような理由で仲裁が入り改宗が許可されることも時折あったのかもしれない。ここでは元の檀那寺との話し合いや手続きを経ずに本尊位牌を粗末にしたということが光清寺の助八郎の改宗を容易には認めない理由ともとれる。

十一月付の寺社奉行廣澤喜之介の留め書きが最後にある。廣澤は光清寺の訴えに基づき両者から口上をとって検討した。廣澤は「元来宗旨替わりは相對の義に御座候へとも、断り次第に寺より放ち手形遣わす間敷」として、改宗は本来相對のことであるが、檀那から寺へ一方的に通告してすむものではないとしている。そして助八郎が自儘に仏壇等を改めたやり方が非常に良くないと判断した。結局、助八郎を咎めの処分とし、その上で光清寺へは放ち手形を出すように申し聞かせることとした。光清寺はこれに従い、放ち手形が出た後で角田屋親子は押込の罰に処された。助八郎の言動が咎められたのはともかく、光清寺へ放ち手形を出すように役所が説得したところが注目される。寺社方の決定は、関係が破綻したことを重視し、このままでは両者は正常な寺檀関係にもどることはできないという判断にもとづくものであり、光清寺はそれに応じたのであろう。

ここで廣澤は改宗を「相對の義」と表現している。この姿勢は藩の役所では少なくとも近世中期以降は一貫しているようである。そのことについては拙稿でも触れたことがある。藩は改宗については寺と旦那の双方で納得すればよいのであり、藩で取りあげるべき問題ではないという姿勢であった。思うに今回のように名主たちの仲裁もきかずに

こじれて藩の奉行所へ持ち込まれるようなケースはまれであり、本来はこのような藩の記録になる前に仲介などによって穏便に寺替えや改宗がなされるものであったのではなからうか。

この件では宗旨手形の拒否という辻説における菩提寺の最強の手段が無効で、藩の保護もなく改宗をとめられなかった。これは辻説の「僧侶は宗門改に従って半ば幕府の公吏に等しい実権を握った」への有効な反証となるであろう。

なお磯屋と角田屋の事例で改宗の容易さに違いがあったのは年代的な理由もあったのかもしれない。宗門改め制度の成立に近い元禄の時期と、制度がある程度定着して世代をへて現実との乖離を埋めるような手続きができてきた時期との差であるかもしれない。

⑥ 享保十九年には「旦那替え出入りの事」がある。「戸川左門殿御知行所備中窪屋郡羽島村日間山法輪寺寺中浄光院」で先年住持が退院して無住になり、「浄光院の旦那の内、此方様御領分福島村御百姓七軒」が岡山藩領の生坂村真如院（今は東雲院）旦那になった。「右浄光院も只今にては住持定り申す処、以前の通りに浄光院旦那に罷り成り申したき」と浄光院の檀那に戻りたいと願い出があった。両寺の本山御室では寺替えを認めた。すると東雲院は岡山藩に訴え、旦那替えの差しとめを求めてきた。「東雲院は当分の旦那とは心得申さず」一旦檀那となった以降はこちらに権利があるとしていた。

しかし「寺社方にて先年の様子相知り申さず候えども、御郡方へは当分と願い置き候」と藩の調べでは当時には当分の措置という届けがあったという。寺社奉行から小仕置中へ上申したところ「旦那替えの義は相對の事に候故、御取り上げ成さざる旨申し聞かせ、書付戻し候様に御年寄中仰せられ候由」と檀那替えの出入りについては相對なので、藩で受け付けず門前払いとした。ここでも藩は改宗や寺替えには関与しないという明確な方針をとっている。これは他領の寺院と藩領の寺院の争論であり、本山との関係もあったことから慎重に対応して書類を作成したのであろう。

⑦ 元文二年の備中後月郡吉井村の事例では、医者が別の村で開業するために寺替えを申請した。「則、宗門送り手形差置き申し候由」ですぐに改寺が認められた。同年には備中の浪人者が同様に送り手形持参で来て認められている。

このような記録は時折見られるが、何かの事情があったのでとくに記録に残ったのかは不明である。

⑧ 元文二年「寺社旧記」に「伊東若狭守殿御家来仙石幸左衛門と備中矢田村法花寺与檀那替出入之事」という一件の記録がある。元文二年に備中下道郡矢田村にあった京都妙頭寺末の城下妙林寺の末寺である法花寺の墓替えをめぐる事件である。同寺の檀那仙石幸左衛門が離檀して別の寺院へ移ろうとした際の争論の記録が残されている。法花寺は当時無住であり近辺に同門流の寺がなかったため、寺用は看坊僧恵門日堅が勤め、公私の代判は妙伝寺が務めていた。岡山藩に訴え出たのは恵門日堅であった。

仙石幸左衛門は備中岡田藩伊東家一万石の藩士であった。当時法花寺は立地のせいか水害にあう事が多く「兼て水場故度々墓所え水入り、先年洪水の節、位牌等も相流れ申す儀も之有り、別して近年は毎度寺中へ水差し込み」毎度参詣もなし難いほどであった。そこで仙石家は「旦那寺替申度義、断有之」と寺替えを考え法花寺へ申し入れた。しかし看坊の恵門は「同心不仕趣」でそれを拒否した。恵門は自分は住職ではなく看坊なので自分の判断で寺替えを認められない、本山へ尋ねて指示があれば構わない、と返答したところ、仙石家では早速本山妙頭寺へ確認した。すると、四月二十九日付で簡単に「本寺聞届候て役者共より許状の指越候」許可が出た。移転先は服部村本住寺であった。同じ妙頭寺末で「他宗にても候はば許容成し難く候えども同流の義に候故、如何様とも勝手次第と申遣候」とある。妙頭寺では檀那が自らの門流の中で寺院間を移動することは容認していたことになる。法花寺の事情をどの程度理解していたのかは不明である。

妙頭寺からは本住寺や同且中へも連絡があった。そして代判妙伝寺へも通知があったのに、なぜか恵門へは妙頭寺からの通知はなかったようである。恵門の本心は五月十二日に岡山藩の寺社奉行廣沢に話したように「旦那替り度と申儀は前々より申され候義に候へ共、幸左衛門老人替られ候へば、外にも替り申者出来すべく候、左候へば法花寺潰れ申候に付き、同心仕らず候」であったので大いに驚いた。恵門は妙頭寺が断ってくれるものと考えて本山へ頼んでくれと仙石に申し入れていたのであろう。自分から通例とは異なることを言って寺替えを断るつもりであったのに、

妙顕寺があつさりと認めてしまったのは計算違いであつたにちがいない。法花寺の不利な立地条件からして、檀那が続々と離れば寺はたちゆかなくなってしまうのは自明であつたと思われる。こう考えると、ここでは寺の条件が悪いという理由ならば寺替えは容易にできうるようにもみえる。但し、妙顕寺が同じ門流だから認めたというように、改宗は認められないものであつたのかもしれない。いずれにせよ、檀那がどのような寺であつても離れられないというふうなものではないことはいふがえる。

さて後に妙顕寺から恵門と法花寺且中へ通知の書状が来て、本山役者大如院からは恵門へ説得があつたが恵門は聞き入れなかつた。恵門は「本寺の仕方も押付ケ間敷存、恵門得心不仕」と道心せず、「猶又為吟味の昨日京都へ飛脚を以尋遣候」と京都妙顕寺へ書状を送つた。しかし仙石家の動きは速かつた。「然ル処に明後（五月）十三日には位牌を受取、十六日には墓所改墓仕」と仙石家からの連絡があつた。恵門は様々に口実を設けて日延べを願ひ、その間に説得をしようとしたが効果はなかつた。仙石は「京都より手前へ御許容申来候上は」と本山へ許可を願ひ勝手次第とされた上は、法花寺へ本山から連絡がなくとも、こちらには関係がないといつた。

そこで恵門は窮余の一策として妙傳寺とともに十一日に岡山藩へ訴え出た。単に寺替えを指し留めてほしいというのでは無駄だとわかつていたらしく、法花寺が岡山藩内であり本住寺が岡田藩、本山が京都であることから、藩の気にしそうな訴え方をした。すなわち「御国領の寺の旦那本寺より支配仕候段も不埒に存候」あるいは「於御国法、他国の宗旨放手形、御請被成候哉」と領内の寺院へ領外の力が及ぶことを認めるのか、といった訴え方をしたのである。後の文言にもあるように藩では寺院と檀那の間の争論、ことに改宗など寺替えの争論は本来相對のこととして、そもそも受け付けられないこととなつていたようである。恵門は寺替えそのものを單純に指し留めを願うのではなく、藩の行政上問題ではないかという論理で提訴したわけである。藩領内の寺は行政面からは当然藩の管轄である。その寺の檀那も藩の力が及ぶという理屈と本山とはいえ他の国の寺が出した宗旨放ち手形で問題はないのか、という訴えの仕方であつた。

さらに岡山藩の寺社奉行所に対しては様々な表現で本山を非難し、寺替えを許す先例をつくと国が乱れるなどと指し留めや猶予を求めた。たとえば「御国に初て本山付の檀那替墓かへしと申儀、此新式と罵候半、然ハ国中の格式又ハ日本国の格式新法に相なる事不過之」と他国の本山からの指示の寺替えは初めてのことであり、恵門のいうことが新規のことであるという主張である。しかし本山の指示による改宗や寺替えは時折あるようであり、恵門のいうことは正しくないであろう。また恵門は「国主領主の宗門帳遠国他国より相納ル筋に参哉いかん」と宗門帳を他国の寺院が差配することになるという言い方をしている。原則として宗門改帳は藩ごとに領内でまとめて出すものである。しかし寺が領内にない場合でも、その寺あるいは代判寺院の印形によって処理されているのも当然であった。これも恵門のいうことはいいがかりである。さらに「檀家支配本山より仕義、国主えたいし奉り、遠国の本山当国の宗旨帳面の差引、放手形差出シ申候事、何共役院の坊主共其意を得かたき事」と檀家は寺のもので本山は支配できないなど類似の主張をいくつもしている。しかし法理や先例として適当でないものばかりである。恵門は「本山役者共申し来れば領内他領打ち乱れ、区々宗旨の望み立ち、寺職の下知を承らず、看坊の下知を承らず代判の実否正しからず、天下我意に任せ成就として引墓かへし檀那替え他国へ願の旨、是本よりと申し候や」など悪い前例となつて秩序が乱れるという表現で指し留めを求めている。

そもそもは恵門が本山へ伺うようにと仙石に答えたことによるのであるが、自分に事前の相談も事後の通知もなしに決定がなされたことに腹を立てているのであろう。そしてもし願いが通らなければ開寺・退院する、とも繰り返している。また本山の対応にも不満を露わにしている。藩への訴状や廣澤への書状などで「本寺の仕方も押付ケ間敷義と存」あるいは「加様の訳とくと本寺聞き届けも仕らずそこつに許容申越候」「仏法に闇き本山坊主共にて御座候」、「本山の権柄付にて檀那墓かへし鬼にかなぼう」などと極めて強い表現で本山への不満を示している。

恵門は十二日には本山へ飛脚を出した。また自分も許状を変更してもらうために藩の許可を得て上京して本山へ赴き、場合によっては退院といつて変更を求めた。しかし本山の決定は覆らなかつた。なお、この際恵門は上京するた

めに、藩から領外へ出る許可を得ている。僧の領内出入りには藩への申請と許可が必要であった。

恵門はこのように藩へ訴えをおこしたが、まったく効果はなかった。「此元役人の手前済み申さずなどと恵門は申し候へども 左様にては之有る間敷く」と恵門は仙石家や本住寺に対して、岡山藩の手前簡単には済まないなどと繰り返していたが、廣沢らは全く気にしていなかった。そして「此方様御領内の檀那の支配仕り他国より放手形出候など、本寺を申咎め候ともさして御構いに成り申すべき義共存じ申さず候」と当然ながら領外の寺院から放手形を出したことを咎める気もなく、檀那へ指示を行うことを全く問題にしていなかった。

また岡田藩の寺社役尾関十郎左衛門も廣澤へ宛てた五月十四日付の書状の中で「右之通本山より許容申来候上者、遅滞申所御座なく候間、法華寺代判妙傳寺江相届候て、来ル十六日開墓仕候間、村役人方江も被仰渡被置可被下候」と本山の許状がきた以上何の問題もないので速やかに実行するという態度であった。他領で藩士が墓替えを行うので通知をするのがこの書状の主な目的であった。尾関は恵門が上京したことについて質問もしているが、廣澤は恵門の行動を気にしない様子で「何となく用事に罷登り申度、一通りの頼書指出すと承届遣申候」と本山への運動の効果のないことを予想している。

また廣澤は尾関への返書で「右寺替候義、寺法の事にて旦那と寺相對の埒に平生申付置候間、相對の上、可為勝手次第旨、申遣し可然様被存候」と寺替えは平生から寺と檀那の相對としていたのと答え、墓替えに異存のないことを表明した。

そして「且つ又御当地にて檀那代り候品、度々承り候へ共、最初より坊主の了簡方次第にて退寺仕らず済み来り候趣に御座候処、看坊恵門一分立ちもさず候とて寺法の由にて退寺仕候はば其の分の義」と寺替えは度々あることであり僧の考え次第であるとの見解を示し、恵門が抗議のため寺法によって退院するといっていることに対して「弥退寺仕候はば、代判妙傳寺より届出候上、帳面除候迄にて相済可申様」と突き放したような言い方をしている。ここでは寺替えは時折あることであり、本寺の許可があればどの寺も檀那も何の問題もない、という表現が廣沢らによって

数度なされている。

但し妙頭寺では岡山藩の寺社奉行所への正式の届けはしていなかった。この点は表向きとなつては妙頭寺の不備であり、「当山役者共不念にて其元寺社御奉行へ御届け申さず候段、恵門登山にて今聞き驚き入り候」として改めて寺社奉行所へ届けた。そして役者月番は急度過失を申し付けられた。触頭である城下の二寺へは藩と余計な折衝をさせ迷惑をかけた、という本山の認識が示されている。

結局藩の裁決は五月十六日に出た。本山の指示にまかせ寺替えを認めるというものであった。妙頭寺からは「法花寺え率爾の書状遣し檀那寺替させ候に付き、法花寺え聖衣を附け置き候を本山より免じ申し候、是は恵門に一面目仕らせ度く妙福寺扱いの由」と法花寺へ聖衣を免許するという事でおさまったようである。本山の裁許により寺替えが行われたわけであり、藩はそれに対して正当な手続きとして何らの介入もせず認めている。

ほかにここで問題としたいのは離檀の実態である。檀家の離檀は困難という説もあるが、岡山藩の事例をみるとそうではないという感がある。つまり実態としては藩へ訴え出ることなく寺僧の判断で許可を出して済む事例が多数あったのではないかと思われるのである。この件は特にそのような具体的な言及がある。十三日に岡田藩の寺社用人の尾関十右衛門より廣沢喜之介方へ飛札があり事情を説明した。廣沢から返答として「右寺替候義、寺法の事に旦那と寺相對の埒に平生申付置候間、相對の上可為勝手次第旨、申遣し可然様被存候」と旦那と寺の相對が原則である、と述べている。そして別の箇所では廣沢は

右宗旨替りの儀は寺と檀那相對次第の義御座候へ共、出入ニ成候とても、平生共 御上え御断ヶ間敷申出候義無之御座候、若御取上にて御裁許有之埒に成候てはいか程も此類御座候へ共、御取上無之筋心得居申候に付、申出候事無御座候、左候へば右法花寺義も寺法御まかせ置取上無御座候方に奉存候

と寺替えて出入りとなることは多くあるが、普通は藩へ訴え出ても取り上げてもらえないとわかっているで申し出はない、と述べている。また別の箇所では「元來寺替えの儀は寺且相對の埒に御任せ置き、公辺より御取り斗いは御

座無き儀に候へば、本山より御領分の末寺え裁許の儀、寺社奉行え届け来らず候とても此の方御構い之無く候」と藩で離檀に関する取り扱いは元々しないものなので本山から末寺へ裁決をするのを藩の寺社奉行所へ届けなくとも構わない、ともしている。

これらの記述から考えると藩などの公式な記録に残る離檀訴訟は特別な問題があったりよくよくこじれたものであり、通常はそういった記録に残らない形で離檀が行われていたほうが自然であると考えべきではなからうか。さきにみた享保十五年の藤野町角田屋助八郎の例では助八郎は菩提寺へかなりな悪口をいって離檀しようとして、仲裁に入った町名主らの手にも負えなくなつて寺社奉行所の扱いとなり押し込めの処罰を受けたが、廣澤の申し聞かせにより離檀自体は簡単に認められていた。ただし公式な記録に残らないからといっても、どれほどあったかはわからないし、特に理由もないのに認められるとは思えない。またこの例のように任職の反対が強ければ容易ではないかもしれない。しかし、ここで示した事例は改宗の困難性という説へのはつきりした反証になりうるのではなからうか。

以上のように、岡山藩の文書にある改宗や寺替えの諸事例をみてきた。寺で寺替えや改宗を拒絶できなかった事例もある。藩では他の寺院の檀家を無断で埋葬したなどの場合を除き、改宗などは本来相對のことなので関与しない、という方針が一貫していたと思われる。そして、訴訟にまでなれば、たいていの場合藩では改宗自体には難色を示さずすぐに認めるようにしていたようである。藩の記録に残っているのは、收拾が付かないくらいにこじれた事例や他領との関わりがあったりする場合など特異な事例のみであり、例外的なものといつてよいと思われる。岡山藩の姿勢としては一家一寺制度への強い指向やそのための寺の保護は見られない。

このように考えてみると、本節で検討した事例は、「寺檀の間は相對」という考え方が明確に示されている。改宗は公権力による強圧があるので大変困難であり宗門手形が重要視されたために寺僧が生殺与奪の権を握った、などという古い説への明快な反証の事例となる内容でもある。

宗門改め制度の発生と寺檀関係の成立を重なるものと考えられる傾向がこれまでの研究には強いが、両者を区別することは重要であろう。行政制度としての宗門改め制度が開始されると、寺院は藩からも行政機関の一部としての扱いをも受けるようになる。宗門改めを実施することは寺院から藩主への「奉公」と表現されることもある。この「システムとしての寺院」を近世仏教の中心にすえて、すべてを見通すような考え方もある。しかし幕府の保護しようとしたのは社会秩序の一部としての門流体制や宗門改め制度であり、寺檀制度はその基礎としても必要であったが、寺院や寺僧へ檀家に対する特別な強権を与え保護することは対象外だったと考えるのである。中世以来の信仰的な理由によって結びついていた寺院と信徒の関係は、幕府の宗門改め制度と並行する形で存続し近世的寺檀関係へと移行していったのであり、その具体的な姿が個別の事例の積み上げによって明らかにされてゆくことが、今後必要と思われる。

- 1 『日本仏教史の研究 近世三』岩波書店 一九六一年
- 2 「葬式仏教の形成」『東アジア仏教史⑬民衆仏教の定着』佼成出版社 二〇一〇年
- 3 「寺檀制度に関する通念の形成―一家一寺制法令再論―」『綜合仏教研究』八号 二〇〇九年
- 4 「近世檀家制度の民俗学的考察―「一寺一家原則」の有無について」『民俗学論叢』一五号 二〇〇〇年
- 5 「法令集」一三二二号（五一七頁）には穢多について「山伏陰陽師有之村に、穢多有之候得ば指支申候、如此村は穢多計別帳可然候」と宗旨帳面でも山伏や陰陽師と一所にあることは指し支えるとの文言がある。

第三節 寺送り手形の検討

近世社会において身分証明となったのが宗旨帳面への記載であり、それにもとづいて出される手形であった。

宝暦二年（一七五二）に岡山藩の寺社奉行であった広内権右衛門は送り手形についての検討を行った。その結果として「旦那寺替候節、送手形の事」と「寺の送手形は天下の法に無之事」と題する二通の文書が作成された。昵懇の寺院や各地の藩屋敷へ問い合わせを行い、その返答をもとに見解をまとめた文書である。ここでいう送り手形とは、村送り手形ではなく宗旨送り手形で、ある人物が移住などによって所属寺院を変更するにあたり、前の寺院から出されるもので、その人物が以前はその寺の檀徒であったが現在は何ら問題なく所属を離れたことを証明するものである。この手形を移住先の寺院へ提出してその檀徒となり宗門帳へ記載してもらう。広内は「寺方へ新旦那付二前々之寺より送手形を出し受取の上、師旦那の契約仕るは天下の御法に候哉、但国法にて左様に仕り来り候哉、御吟味」とこの習慣の根拠が幕府や藩の法令であるかに疑念をもって検討をはじめたとある。

方々へ問い合わせを行ったが、まず城下の養林寺巖明は生国豊前中津では送手形は無かったと答えた。同じく天球院・盛岳院は「天下の御法・御国法と申す義にては之無く候得共、当時僧家必用の作法に成し来り候」といい、さらに「送手形も之無く容易に旦那替え取り斗らい、争論等の端に相成り、後日若し表向へ出候時、越度に罷り成り申す事御座候、近来江戸表ヶ様の出入御裁断の趣考え候えば、当時にて別て大切に仕り候筋と存候由」と寺院方が身元不明の者を安易に受け入れて後日責めを負わない用心のためでもある、と返答していた。京都妙覚寺は寺法として行っ

ているが、「前旦那寺迄和談相済み候えば証文に及ばず」相對の節は送り手形はなくとも済ませることもある、と答えた。

江戸留守居役からもたらされた幕府寺社奉行用人下山治部左衛門よりの返答では「御公儀 仰出し候義にては之無し、然れ共寺院へ旦那方に罷り成り度き段、相頼み候節、前方の宗旨旦那寺等相糺し、旦那方に仕り候事は其節違之無し、為に送手形御座候義と存ぜられ候、畢竟世法国法と申す類の様成る義と存じ奉り候」と寺院が新に檀家を受け入れる際に確認するためのものであり、幕法ではなく世間の仕来りや藩法であるとしている。

京の留守居役津村甚介は京都町奉行所へ内々に尋ね、諸家の同役へも回状にて問合せて以下の回答をした。「左様の義之無し、御家法にも之有り候哉、亦は致来候御国も御座候得共、天下の御法と申義は具さに相知れず候」と幕法でもなく、岡山藩法にもなく、各藩によってことなるとの返答であった。そして「尤も宗門は大切に仕り候故、送手形取り候義も之有り候、送手形調え難き所候えば先々宗旨の義承り届け、送手形之無く候ても師旦那契約致し候義と承り及び候」と寺方では重要視して用いる所もあり、それがなくともかまわない場合もある、としている。

大坂の留守居長谷川次郎右衛門も諸家の留守居や大坂町奉行所宗旨方与力へも問い合わせた。その返答は、やはり送り手形は幕府役所は関知しないもので「本山寺法」であろうという結論であった。送手形は役所より取捌きを命じたものではなく「手形取り遣候義は本山寺法と存ぜられ候、若し宗門の義、出入之有り候得ば、公儀には其所を御聞き届け成され候」と寺方の出入りへの用意のためと答えた。そして「併しながら西国筋は御念入に候様に承り及び候由申し候旨、寺方へ承り合せ候えば、当地は他所者出入多く候故、旦那寺の送手形と申にては甚指支候故」と西国で多い仕来りであり、大都市の大坂では人の出入りが多いために、かえって用いたい方法であると返答した。そしてさらに「其の人は何所の仁に御座候ても当地請け込み人代々旦那家にて、其の仁親族候間、師旦那の義頼まれ候えば請け込み申し、無縁の仁に候えば、師旦那の契約難く仕る埒に御座候」と当地に住む代々の檀家が保証人になるならば送り手形がなくともかまわないし、逆に無縁の者ならば檀家とはできない、と答えた。また、その時次第で判断も異な

り一通りでは言い難いことであるともいい、留守居仲間に見ても送り手形が在るところもいらぬところもあるようだとしている。各藩の涉外代表で先例に詳しい留守居たちでも送り手形については明確な返答をすぐに出来なかつた様子である。なお浜野潔は京都への移住に際して宗旨変更がかなりの確立であったことが示されている。

さらに広内は江戸留守居を通じて幕府の寺社奉行所へもう一度問合せを行った。その返答は同様であった。「田舎にては宗旨送り手形と申す物を大事に仕り」「御当地京大坂杯にては他所より参り候者来る程、宗旨手形参り候に及び申さざる由、承り及び候、しかし是は店請人之有り候故、其の者を証拠に且方に仕り候事」とある。また「御当地京大坂にても結句地付きの者、訳之有り候て旦那寺をかへ候節は送り手形入り申すべしと存ぜられ候」と地付きの者では寺替えに際してかえつて必要になるともしている。さらに「尤も武家に送手形と申す事は之無く、先き方の時節、先旦那寺へ断り申し候て、罷り立ち候えば新住居の場所にて且方に頼み候ても寺にていなとは申さざる事に御座候」と武家では不要であったとしている。

以上の返答などを踏まえ、広内は結論を出した。寺院で新たな旦那を入れるには前の旦那寺より送手形を取つて師旦の契約をしているが「江戸大坂其の外諸国の内にも送手形取り遣わし仕らず候」と一部地域のみの習慣であり「惣じて諸国の御家風いろいろ候由承り申し候」と土地によつて差異があることも示し、藩によつては藩法の可能性もあるとしている。そして「左候えば送手形の儀は天下一統の御法共相見え申さず」また同様に「第一、三ヶ津（江戸・京都・大坂）にて用いず候えば天下一統の御法にて之無き処、明白候」ともして、送り手形の慣行は結局「右の趣に付き、天下の御法にては之無きと相究め候」と幕府法ではないと断定した。

この文書によると、送り手形というものは、幕府法には根拠がまったくなく、寺の便宜のためにはじまつた習慣的なもので土地によつても異なつていたということになる。公法のように思われ通用していたのにそうでなかつたわけで、寺や僧と幕府の関係から興味深い問題である³。従来送り手形というものは宗旨改とならんで、寺僧の権限と見られていた。辻善之助氏は寺僧が民衆から礼金を受け取るよい機会であるように述べた。寺送り手形を買えず困つた人

々の姿を示す研究もある。ところが、公法でないうえに地域によってまったく異なる習慣ということを当時の寺社奉行所で明確に認識していた場合もあるとなると、この問題もさらに再検討する必要があるであろう。

宗旨改への関与は幕府・藩から寺院へ命じられた義務であった。この任務を遂行し、戸籍にあたる帳面への権限があったことから、寺院が近世の公権力の末端に連なっていたという見方もでてきたのである。送り手形も寺の公権力から付与された権限と当時の人々に認識されることもあったのだから、さらに検討すべき課題であろう。

- 1 大坂の岡山藩留守居については泉正人「藩世界と大坂」『藩世界と近世社会』岩田書院 二〇一〇年がある。
 - 2 浜野潔「近世京都における人口移動と寺檀関係―寺替・宗旨替をめぐって」(『京都学園大学経済学部論集』一二巻二号 二〇〇二年)
 - 3 大桑斉『寺檀の思想』教育社 一九七九年では寺送り手形は切支丹摘発のためではなく寺檀関係の強化が目的との説を示している。
- 浜野氏前注2はこれを前提として人別送りによる宗旨替えを論じている。

4 辻善之助『日本仏教史』九巻 近世編三 岩波書店 一九五四年

5 金田文男「半檀家」『高志路』二六一号 一九八一年

第四節 近世庄屋記録『万波家文書』にみられる近世村落の寺院

はじめに

本節では岡山藩東部地域の大庄屋の記録した文書を中心に城内寺院の様相を考えてゆきたい。中心となるのは岡山藩東部邑久郡の大庄屋であった万波家に伝来した文書の関連部分の検討である。先にみてきたように、庄屋・大庄屋は村落に居住して藩の行政機構の末端にも位置する存在である。公権力の一部として在地の人々を統括する役割もあった。さらに前に述べたように村落の信仰の中心ともなる人々存在でもあった。その記録の中には様々な事例が含まれている。

万波家は備前国和気郡藤野村に在住の旧家である。近世前期には肝煎役、中期からは代々大庄屋などの役を勤めた家であり、代々の当主が書き留めた記録のうち相当部分が現存している。その中には村内の寺社に関するものもある。本節では藤野実成寺など日蓮宗に関する記述を中心に検討をした。

本節では、谷口澄夫・三好伊平次両氏校訂の『万波家文書』（和気町教育委員会、一九六〇年）から引用した。両氏による同書の解題によれば、万波家の先祖は織田信長の家臣であったが本能寺の変を機に備前国邑久郡藤野村に土着したと伝えられる。約二十年の中断期間を除き八代二百二十年の間庄屋（元禄二年以降は名主）あるいは大庄屋をつとめていた。数代にわたり名字帯刀を許され、文化年間には在方下役人（徒格）にも就任している。

先行研究¹をもとに岡山藩の郡方統治機構を要約すると、担当部署として郡会所があり、郡代、郡奉行、地方役人（以

上侍) ↓在方(徒格の郡方下役人。中世的な土豪・城主など侍の末裔や社家が多い) ↓大庄屋 ↓以下村役人 となっている。郡奉行は免、改、役人などの監督を行い、触の伝達などをも担当する。

村役人としては、承応三年(一六五四)に「十村肝煎」が十ヶ村に一人くらいの割で置かれた。給米三石から五石を支給されていた。天和二年(一六八二)からは肝煎・下肝煎が一村に二、三人置かれそれぞれ給米三十俵・十二俵を支給されるようになった。宝永四年時点では大庄屋は藩領内に六十三人いた。(後減じる)それぞれ二十俵から三十俵を支給されていた。²在方下役人は二十俵から三十俵支給され、「村役人と村役の何れも執り難い職掌を担当するものとして特殊な格式身分と職務をもつ」³などとも評される存在であった。中世土豪の末裔や社家の系譜にあたる者が多かったが大庄屋からも抜擢された。天和二年以降は武士にあたる下役人等は原則として城下に集住するため村を離れるようになり、其の後は大庄屋が村落に於けるより重要な位置を占めるようになった。

ここで、他藩の大庄屋に関する研究をも見てゆきたい。

日比佳代子氏⁴は近世後期の在地社会の秩序という観点から、久留米藩の大庄屋・庄屋の行政上の役割を考察している。彼らは近世後期の在地社会の秩序維持や紛争処理システムとしても評価でき、久留米藩領内で重要な役割をもち、藩法に基づいて主体的に処罰を行うことさえあったことを示している。

橋本孝成氏⁵は畿内旗本知行所における大庄屋約とその役割という視点から十八世紀河内国で七千石の旗本であった永井氏の領内での大庄屋について検討する。彼らは経済的にも有力な存在であり、旗本の知行所経営にも大きく関与していたことを示している。小領主の場合、在地に居住する庶民であるにもかかわらず、「在地代官」として政務や主家財政、問題処理などに大きな役割をもつ「擬似的な家来」としての面をもつ場合のあることを論じている。大庄屋は旧地侍も多いことも指摘する。

また杉井万里子氏は備中笠岡陣屋支配地における月番大庄屋について「真鍋家文書」から考察している。正徳三年以前の笠岡陣屋支配地における大庄屋について中間支配機構として機能したという観点から考察する。大庄屋の果た

した役割の前提として村の庄屋達の合議を基盤とする地域運営体制があつたことを指摘している。⁶

さらに、中善弘氏⁷は紀州藩の大庄屋制度について興味深い考察をしている。藩が在地組織の活用により財政的・政治的に農村統制を推進するために大庄屋制度を強化して支配機構の下部組織として組み込んでいったことを藩政史料から示す。紀州藩では大庄屋には中世以前の土豪などを任命して、従来の在地秩序をうまく利用しながら行政全般と治安業務を行わせて成功していたことを示す。近世後期には名字帯刀は当然で庄屋よりもはるかに上位の官僚として位置していたとも評している。

そして中氏は岡山藩の大庄屋政策と比較して、紀州藩が大庄屋を積極的に利用し職権もかなり付加していたことと対照的に、岡山藩は大庄屋をむしろ警戒すべき存在として取扱い独自権力の余地を与えなかったことを論じている。このうち、池田家の岡山移封直後の時点では大庄屋制を廃止したことは事実であり、藩が大庄屋の行動を否定的に評価していた点もその通りであると考ええる。関ヶ原合戦で禄を失い土着した土豪たちを大庄屋などとしてうまく利用した紀州藩に対し、岡山藩は従来の中世の土豪などの出身の多い庄屋や大庄屋を制度としてそのまま強化することを忌避していたのである。

実際に岡山藩は大庄屋を少なくとも宝暦年間頃まではかなり冷遇していたようである。先行研究によれば、⁸藩は大庄屋の身分について、特例を認めず「平百姓同然」という方針を打ちだしていた。藩内の庄屋・名主・社家などには旧来は武士であつたが近世に至って土着した旧家が多かつたが、その身分を認めようとはしなかつたのである。その方針に沿って、寛文八年（一六六八）には津高郡内の旧土豪家の感状や家伝来の証文が藩に詐取されるという事件も起きた。藩は一般の百姓と異なる地位を認めようとしなかつた。但し、そういった藩の方針にもかかわらず、その後も一般農民からは、それら「荘官」層の人々は他藩の郷士のように一般農民とは異なる格式をもつものとしてうけとめられていた。そして、実際に特権的な社会階層を温存して明治まで至つたともいわれる。平百姓とこれら「荘官」層の外見的な目立つ相違は上下の着用や墓に家名を刻めるかどうか、などであつたとされる。文政二年には尺所村な

どの二人が上下を着用して処罰された記事がある。

津高郡の地侍層が近世の大庄屋庄屋として村落で特殊な地位を占めたことを示す。「かれらの由緒・門閥は厳存して実質的な権威を発揮し、特権的な社会構造を温存して明治維新に及んだのである」一般の平百姓は上下の着用や墓石に家名を刻むことが困難であった。

なお、岡山藩については、寛永九年（一六三二）の池田光政の襲封をもって近代まで続く岡山藩の成立とみなすのが定説である。谷口澄夫氏によれば家臣団は家老・中老・番頭・物頭・寄合・組頭・組外・平士、さらに士鉄砲・徒・軽輩・足軽の諸階層があった。家臣団は近世初頭の岡山入封以前から出仕した尾張・美濃・近江などの出身者が主流であり、地元出身者は軽輩が多かった。¹⁰

以上のような記述から見てゆけば、岡山地域の法華信仰について極めて興味深い推論が成立すると思われる。すなわち、繰り返すことになるが藩内の村は「一村すべて法華か真言」という村が多かったとよくいわれる。そして村々のなかには不受不施を信奉して藩との対立をも顧みなかった村もあるのである。土着して村の指導層となった「荘官」層、つまり後の大庄屋や名主たちと、近世になって国替えでやってきた外来の池田藩との関係は場合によっては極めて緊張したものとなりえたのではなからうか。特に不受不施問題が重要であった近世初頭にはそうであったのではなからうか。

その原因の一つが中世以来の強固な法華信仰という独特の宗教的な風土であったのであり、特に不受不施にその感が強かったのではなからうか。また、新規に入部した藩として、在地における強固な秩序を好ましくは思えなかったということもその理由の一つであったのではなからうか。

そして、「釈尊御領」¹¹という藩の権力に真つ向からぶつかるような思想の受持には、そのような社会基盤から来る影響もあつたと推論することもあながち無謀なことではなからうか。中世以来の確固とした村の存在と、藩からの冷遇という現実もその思想の広がりの後押しした面があつたのではなからうか。

藤井学氏は近世初頭におけるその思想と社会的基盤を中心として、思想的見地から不受不施を考察している。不受不施の社会的基盤として、備前門徒の支援の重要性を強調する。戸川・日笠などの戦国大名の被官であった土豪層が備前法華の中核をなしていた、と考察する。この考察からも、旧土豪層を出自とすることの多い大庄屋や名主たちが池田家としつくりこない状況を想定することは容易であり、不受不施が藩と対立的に存続していったことにもつながりうるであろう。

大庄屋としての万波家の担当地域については金井円氏の考察がある。¹³これによるとその範囲は和気郡北部の大半を占めていた。ある時代では三十三ヶ村、古くは一四ヶ村であったこともあった。いずれにしても数十か村のまとめ役であり、地方行政司法土木建築天災地変各種の争論などについても、郡役所の指示によって下役の名主らとともに様々に関与していた。例えば検地帳・名寄帳・戸籍簿・田畑高物成帳などの作成、年貢取り立、上からの命令や下からの願い出の伝達、などであり、結果として万波家の記録は多岐にわたる。そのうち、個人間の争論や家事に関する記録を除いたもの四百十一件が『万波家文書』に収録されている。

本節ではこの記録類から宗教に関するものを抜き出す形で岡山藩の一地域の様子を探っていくこととする。従来は、こういった記録は、いかにも形式的であったり、軽微なものと考えられたり、一次史料でないものも含まれているといった理由から軽視され見過ごされがちであった。しかしながら、このような記録資料は、在地村落という最も末端にある寺院の様子を明確に示す史料として、また幕府・藩などの公権力の指令や方策が一般の人々にどのように伝えられ作用したのかを確認する手段としても、今後見直されるべきであろうと思われる。

(一) 宗門改めに関して

まず大庄屋の関与した宗教に関する重要な職務として、宗門改めについて検討する。

宗門改については、藤井氏の論文が通説として認められている。¹⁴岡山藩でも幕府の指令により宗門改めが実施されるようになった。この改めと不受不施の関係については多くの先行研究があり、宗門改めが切支丹のみを対象とするものではなく、日蓮宗不受不施をも抑圧するものであったことが明らかになっている。¹⁵万波家文書に残る改め関係の記事にも、その様子がしばしばあらわれている。元禄四年（一六九一）四月の「法令集」一三二〇号には悲田不受不施禁制についての通達がある。

一、日蓮宗の内不受不施の儀は兼ねてより御禁制に候、然る処小湊誕生寺・碑文谷法花寺・谷中感応寺、悲田宗と号して、不受不施の邪儀を相立て候て、今度悲田宗堅く停止之を仰せ付けらる、宗旨相改候、向後悲田宗の輩、不受不施に成るとも他宗に成るとも、心次第の改め申すべく候、已上

さらに「法令集」一三三七号にも同様の通達がある。

宝曆六子三月 横留の内

一、日蓮宗の内、筋違い候宗派の者も之有るの旨、天下一統の御制禁の事に候えば、御国中に之有るべしとは思し召されず候えども、若し町在の内に右の族之有り候はば、吟味の上、其の品に応じ吃り仰せ付けらるべく候間、油断無く下た方心付け申すべきの旨、仰せ出され候

①宗門改めの実際

藩法研究会編『藩法集 岡山藩上』¹⁶の所収古文書と解説には同藩の宗門改の手順や帳面の作成に関する規定が見られる。以下、それに沿って具体的な規定を見ていくと、村ごとに3種の帳面がつくられていたことがうかがえる。①

「切支丹宗門御代官直御判形名歳帳」②「切支丹宗門御改月次判形帳」③「切支丹宗門御改銘々宗旨旦那坊主請判名歳帳」である。①と②はほぼ同形式で判をする者と保管所などが異なる。①は家主・名主・僧侶が請判をして、大庄屋保管で年一回代官の直改をうけたもの。②は家主が毎月請判を行い、末尾に月別の人数の増減を記して名主が保管し年末に名主から代官に提出される。③は旦那寺が旦那の家毎に請判をして村役人に提出したもので、宝永六年（一七〇九）正月に廃止された。③のみ下人は含まれない。この③は天和期頃から作られたという推測もある。¹⁷更にこれらをもととして名主・五人組頭・肝煎・下肝煎はそれぞれの段階で「月次判形帳」の作成をした。寺社方ではそれぞれ「御代官直御改判形名歳帳」「月次判形帳」が作成されたらしい。

宝永六年十月十六日には「月並み判形改め止め」が出され、この年度から宗門改めが月一回から年一回になった。

- 一、在方宗門改め、毎月拾五日月並み判形仕るに及ばず候、以後は只今迄之通り春の内頭改め仕るべく候、毎歳八月拾五日ニ只今迄の通り、名主方にて判形仕るべく候、尤も十六日ニハ名主共大庄屋へ罷り出判形仕るべく候、十七日ニハ御代官へ参り、只今迄の通り判形仕るべく候
- 一、当十一月十五日より月並み判形あい止め申すべく候
- 一、毎月十五日月並み判形ニ名主方へ参りへば耕作銘々働き之妨げニ成るべしと思し召され、其の上只今迄宗門改め帳へり申すに付き、右の通り仰せ付けられ候、以上

（宝永六年）巳十月十五日

また、一三二七号（宝永六年正月）には

- 一、宗門改帳面の内、直改帳・月次帳・旦那坊主請判帳、只今まで御調来りに候えども直改帳にも旦那坊主の受け判御取り候に付き、二重に成り申し候間、向後は坊主請判帳御指し除き然るべき事

とあり、寺の僧侶のかかわる改めの業務が一つ減ったことが確認される。

寛文年間に年一度であった判形改が延宝年間には月一度となり、宝永六年十月に再び年一回に改められている（「法令集」一三二九・五二五号）。翌年宝永七年からは八月十五日の年一回のみの改めとなったわけである。

その後定着した定型を「法令集」一三二三号によれば、まず順序として、十五日に「村中家主并代判の者」がすべて村の名主のもとへ呼び寄せられ判形を行う。翌日、名主は組合（村々の単位）の下肝煎へ移す。下肝煎が名主の兼任であった場合は名主全員が判形する。つまり十六日に名主・五人組頭が下肝煎の家で判形し、下肝煎が吟味を行う。人数の増減や下人の出入り、帳面外れなどの確認も含まれる。下肝煎たちは連名で肝煎宛に判形を行い肝煎に移す。つまり十七日には肝煎の家で下肝煎たちが判形をするわけである。翌十八日には肝煎は自分で判形をした書類一括を代官宛に提出する。これが元禄六年当時の宗門改の手順であったのである。

具体的な書式も見本の書式がある。

一三二六号

右男女百五十七人、天台宗にて拙僧旦那に紛れなく御座候、御法度の切支丹并日蓮宗の不受不施・非田不受不施宗門にては御座無く候、若し宗門の儀に付き、何廉と申す者御座候はば、拙罷り出埒を明け申すべく候、後日の為宗門受け判件の如し、

元禄六年酉何月何日

当郡何村何山

何村名主

何寺

誰殿

〔実名書判に印〕

五人組頭

また、同じく一三二六号には寺からの請け判の書式もある。

一、旦那坊主請判名歳帳

宝永五年子正月朔日

支丹宗門御改銘々宗旨旦那坊主請判名歳帳

〔御代官印〕

〔何郡〕

上紙共何拾何枚

何村

右のような表紙をつけることが求められていた。内容の手本としては左のような雛型であった。

何宗当郡何村何院 旦那

一 源四郎 歳六拾五

女房 同五拾五

子喜太郎 同廿五

娘さか 同廿 〔当郡何村何右衛門妻に何月何日に遣わし申し候、其の節まで拙寺旦那〕

合四人内 〔男二人 女二人〕

外に

嫁 歳二十 「何郡何村何右衛門娘、何宗、正月廿八日に呼び取る、但し呼び取り申す已後は家内と同宗に成る」

且那坊主奥書の文言前々の通り、

各家の人名を書き上げたあとに、名主と坊主の判がなされる。出生や死亡の場合にはその人名のあとへ坊主が判をして帳へ追加したり帳から除かれたことを証明することとなっていた。通説通りに且那寺の僧侶は檀家のすべての構成員を把握して、それを記録し藩へ提出していたことが追認される。まさに戸籍作成であり、寺僧侶が宗門改めに関わっていたことは、人々にとっても体制にとっても寺や僧侶を社会にとつて欠かすことのできない存在として認識させるうえで大きな比重をもっていたのであろう。そして、後述するが、この宗門改めの行為は藩主から見れば領内寺院の藩主への奉公と認識されることもあったのである。そして大庄屋や庄屋は村役人としてこれらの書類を作成し寺の判を請ける役割をも担っていた。

「法令集」一三二二号によれば、嫁をとる、あるいは嫁にゆく場合、その家の宗旨に改宗するのが原則であったように明記されている。家別に宗旨を持つのが原則であったようである。嫁にきた者は婚家の宗旨に変更され、嫁に行つた者も実家の宗旨を離れて婚家の宗旨に変更するという書式になっているのは藩がそちらを推奨しているかたであるろう。

ちなみに一三二七号によれば、宝永七年正月十一日にいたり従来「女房」と記されていたものを「妻」と変更するように指示がでた。また、同時に「毎月相改」という文言が実際には毎月ではないため「常々相改」と変更されていた。一三三四号（享保九年）には従来縦型の帳面が「紙費多に付き」横型に変えられていた。

これら宗門改に関する変更は村方の執務に直結する大きい変更であるので、やはり大庄屋の記録として、このように間違いなく確実に残っているのであろう。

天明六年（一七八六）の万波家文書には郡役所が大庄屋の手元に保管している改帳を取り寄せた記録がある。藤野村十九ヶ村の宗門人別帳についてである。

一、去る安永四末年ヨリ天明四辰年迄の分、藤野組十九ヶ村宗門帳二百五十七冊、御入り用に付き御郡会所へ七月四日指し上げ。御当番様御預かり。追つて十月御返しなされ候

当時の人別帳は戸籍の役目を果たしてもいたのであるから、不受不施問題など生じて、必要があればこのように大庄屋の手元に保管されたものを郡役所へ取り寄せて調べていたのであろう。藩の記録によれば一定の年限を過ぎると古紙として払い下げ¹⁸になっていたようである。

また、文政二年の村方役人申し定めには宗門改めに関する規定がある。経費節減や儉約のための申し合わせである「口上覚え」五カ条のうちに宗門改めに関する一カ条がある。村役人の寄り合いや音信贈答などを少なくとも向こう五年間儉約すべしとの内容である。

一、宗門改め帳ノ判御見届けの節、寺社の銘々並びに役人中、弁当を持参致すべく両組規定の事
但し寺社へは構村々より右の赴き相移し申すべく候

後にある付記によれば、このような申し合わせの理由として、時節柄儉約の趣意もあるが、百姓の負担軽減も重要である、としている。ここからも宗門改めに寺社の面々が来る様子が確認できる。宗門改の手続きとして、役所から役人が来て判見届があり、其の節には住職や村役人が参集してしていたことが確認できる。

②宗門改めと神道請け

岡山藩の宗教政策においてもっとも重要な事件は寛文年間に当時の藩主池田光政が開始し約二十年間行れた「神道請」であろうと思われる。神道請にはついては多くの先行研究があり、その簡略な分析は後ろの注部分に示した。ここでは、『万波家文書』の中に記録されている神道請に関する項目を示す。

神道請の略史は以下のようなものである。幕府の寛文四年十一月法令により「宗旨人別帳」が作成されることとなった。²⁰寛文六年（一六六六）八月、岡山藩内で神道による宗門改めがはじまる。延宝二年（一七七四）仏神どちらでも構わない、との形での寺請け制度への変換が始まる。貞享四年（一六八七）岡山藩主綱政は幕府の指示を受けて約二〇年間の神道請けを実質的に完全に廃止した。

（貞享四年）神道請廃止について

六月十九日御口上ニテ仰せ渡さるる趣の覚

一、江戸宗門御奉行の手前諸国の宗門御改めにつきて神道請けを古来の例之無きに付き、神道の請け判御取り成されず候間、今度御家中町中御郡方共に只今迄の神道にて居り申す分、残らず仏道を用い且那坊主を定め、宗旨は何宗にても思い思いの仏道になされ、死人之有るの節は、且那坊主を呼び、引導を請け取り置き仕るべく候、小身成る者にても且那坊主を呼び取り置き仕るべく候、付けたり。神道を内証にて立て申したくと存じ候者は、且那坊主え合点仕らせ其の上にて内証に神道を用い申す義は御法度にては御座無く候。兎角、一同に仏道請け判之無くては成らず候

一、神職神子禰宜之儀は寺社御奉行之帳に乗り神前を勤め申す者の分は神道を尊み申すべく候、神道神子禰宜の家内にては帳に乘らず神前を勤め申さざる分は親兄弟妻子にても残らず仏道に成られ且那坊主相い定め、寺請け判取り申すべく候。已上

神道請けの廃止に伴う措置についての通達である。岡山藩からの宗門改のうけとりを幕府が拒否するという形で、神道請の廃止が命ぜられた。この項目は江戸表で決定されたことが具体的に在地村落へどのように伝達されたかの例証となる。大庄屋は御郡奉行から布令の内容や伝達方法を指示されると、それに基づいて下の名主はじめ村役人に伝達し、それが一般村人に伝達されていたわけである。江戸で幕府と藩の間で決定が行われてから、最終的にはこのような形で村人に伝達されたのであった。すべての者が仏教のいずれかの宗旨へ帰属することが強制される内容であり、近世寺檀制度の徹底された様子がわかる。

そして、その後の仏教への復帰の際の書式が「法令集」一三一八号（貞享四年）にある。この時は神道でもかまわないうという達しであった。

只今迄神道にて居り申す者、此の度仏法に罷り成り候に付き、直改帳の神職坊主の判形仕る様の覺

（朱書） 宗旨神道湊村岡木工判旦那

一 彌助 歳六十八 （朱書） 但し、卯の何月より仏道に成る、真言宗門田村大福判旦那

子仁兵衛 同廿七

妹 まさ 同四十五

（神職判）

合（坊主判） 三人の内 男式人

（庄屋判）

女壹人

右の通りに成り申すに付き、請け判帳も神職奥書之有る奥に、又何月より仏法に成る何宗拙僧旦那に罷り成り

候由、奥書判形二重に仕らせ申すべく候、

このような書式が庄屋などを通じて人々に示され、寺請への復帰が行われたのであろう。

そして、「法令集」一三一九号（元禄元年正月）には宗旨人別改帳が神仏別になったことが記されている。神道請の帳面がどの程度あったもののかなどは不明である。ただし谷口氏や圭室氏は神道請を続けた者はほとんどいなかったとしている。

一、在々宗門改帳の前書、只今までは神仏一帳に御座候、自今已後神道仏道別帳に仰せけられ候、此の段御代官衆・肝煎へも仰せ渡さるべく候、

③改宗などによる変化の実例

宗門人別帳・手形に関する実務の諸例を挙げる。このような書式が残されているのは代々庄屋などの職務にあった万波家の経験の蓄積を示すものであり、実際に必要であったからであろう。結婚や養子、移住、身分転換などにより変化がある。

（享保十三年）

願い上げ奉る

一、和気郡藤野村甚吉 宗旨法華宗にて御座候処、同村五郎兵衛後家の養子ニ来たり天台宗同郡野吉村安養寺南光院旦那罷り成り居り申し候えども、法華宗に戻り申したく存じ奉り候。南光院へ断り申し達し、宗旨放ちの手形申請し、法華宗同村実成寺旦那に罷り成り申したく存じ奉り候。願上げの通り為され仰せ付けられ候らハバ

有難く存じ奉るべく候 已上

享保十三年正月

藤野村 甚吉

右の通り吟味仕り相違無く御座候。願い上げの通り仰せ付けられ候ハバ人馬帳肩書きの宗旨書き替え申したく存じ奉り候。則ち南光院宗門放ち手形相い添え指し上げ申し候、以上。

右正月晦日願の通り御聞き済み

同村名主 三郎太夫

宗門放ち手形の事

一、其の村甚吉宗旨天台宗拙僧旦那にて御座候処、貴寺旦那二成り申したしと願申し候。此の方向の構いも御座無く候間、自今以後貴寺旦那二御請け込み成られるべく候。其の為宗門放ち手形件の如し

享保十三年正月十五日

同郡安養寺 南光院

藤野村実成寺

養子・結婚などで他の村へ行く際には宗門手形の確認・移転があった。村から村への村送り手形と寺から寺への寺送り手形の二種類があった²¹。双方寺院の確認があつてはじめて人別帳が改正される。この例は養子後にもとの法華へ戻りたいという希望での改宗の事例である。信仰による改宗の事例であり、離檀の困難を説く説とは一致しない内容である。また、改宗の後の手続きとして人馬帳の書き換えも必要で藩への申請が必要であつた様子がわかる。

さらに「河本家文書」八号²²にも同様の放ち手形の例がある。

宗門放ち手形の事

一、吉備津宮御神領備中賀陽郡宮内町妹尾屋八重婿に参り居り候其の御村幸三郎倅直次郎と申す者、此の度双方和談の上離縁いたし、幸三郎方へ差し返し申し候、此の方に居り申す中、日蓮宗同国都宇郡妹尾村善立寺且那に紛れなく候、若し宗門の儀に付き紛らわしく申す者之有り候はば、拙寺罷り出急度埒明け、其の御村へ御役界掛け申すまじく候、後日の為宗門放ち手形、依て件の如し

弘化二年 同郡妹尾村

巳三月 善立寺（黒印）

彦崎村名主

紋四郎殿

右の通り相違無く御座候、此の方役場へ願出候処、何の故障も御座無く候に付き、右直次郎此の方帳相除き申し候、尤も切支丹類族にても御座無く候、已後其の御村御帳面へ御加入成さるべく候、以上

御神領

加陽郡宮内

町年寄

戸田屋徳蔵（黒印）

改宗の困難という説に反する改宗の事例である。珍しいので手本として記録された、という可能性もあるが、この地域によってはそれほど困難ではなかったのかもしれない。日蓮宗の信徒であると、宗式に違反した場合には寺院から放ち手形を出して義絶することもあった。

(正徳三年) 万波夫兵衛、閑谷へ転住する。和気郡の野村与三次郎が(藩校は寛文一〇年完成) 同年から閑谷藩校に奉公することとなり、名も改名する。夫兵衛と妻、息子一人娘二人の宗旨改めがあった。夫兵衛から申請の控えがあつて許可が出た。

已上五人、宗旨法華宗同郡実成寺旦那二御座候、此の度妻子娘共五人、閑谷へ引越し御奉公相勤め申したく存じ奉り候。尤も藤野村人別に付き居る判形相い改め、共に相い除き下され候はば、宗門御改めの義は閑谷御奉行中様御方にて請け申すべく候

藤野村人別帳にそのまま付き居り申す宗門改めの義は、藤野村を除き、閑谷御奉行様 御方にて請け申す様に
仕りたく存じ奉り候。已上

人別が村から藩校の管轄へ移ることになる。後に藩校をやめたので村の人別へ戻るといふ記載もある。このような、身分上昇や勤めによる管轄変更による帳間の移動は、近年の近世身分制度ではよくあることである。また、宗旨改帳以外にも人馬帳の変更の事例もある。以下に二例を挙げておく。

(天保五年)
北方村の医師赤石退蔵 五十歳。「御扶持を頂戴し御郡医者格を仰せ付けられ」たので、家内七人は村方人馬帳から除かれた。

(寛政二年)
二月 和気郡の働村大庄屋の宗エ門(宗旨法花宗同郡藤野村実成寺旦那)が昨年暮れに在方下役人になる。下役人は侍身分となるため、夫婦ともに人別帳(人馬帳)から除かれ侍の人別に移る。跡は息子の名主名義になる。

(二) 実成寺の住僧に関して

実成寺は和氣郡和氣村にあった。実成寺の住僧の入退寺についても藩寺社方の許可が必要であり、村の庄屋への周知・確認もあった様子がよくわかる。万波家文書には計九件の記録がある。

(享保十一年)

- 一、実成寺近年病身檀那の法用等相い勤めがたく難儀に仕り候ニ付き隠居仕りたく後住を弟子恵順に仰せ付けられ下され候様三月晦日願い出の通り四月二日御免。

(享保十四年)

- 一、実成寺弟子恵正去る申三月より京都鷹峯談所に学文に登り十月帰寺届け。

(寛政二年)

- 一、十二月願い上げにて藤野村実成寺、此の度蓮昌寺寺中不染院病身にて隠居いたし、右後住に転じ、同寺実如院弟子一妙二十八歳実成寺後住に居り置き申したく願い上げ。

(文化十一年)

- 一、実成寺赤坂郡吉田村蓮光寺へ転住。跡住職に蓮昌寺寺中林照院転住仰せつけられたきの段、林照院より願面六月二十五日済み。

(文化十四年)

一、藤野村実成寺無住中、蓮昌寺寺中林照院代判の処、本坊弟子繼巖二十八歳罷り成り候を僧住仕りたきの段、林照院より願い上げ二月十八日済み。日命上人是也。

(文政二年)

一、藤野村実成寺無住に付き、蓮昌寺中本成院無住代判の処、三月十一日済みにて本成院弟子理賢年三十四住職に成る。

(天保四年)

一、実成寺隠居日進長病の処、医者北方赤石退蔵療治に預かり養生相い叶わず六月二十五日晝死去致し境内に葬り申したきの段、実成寺より書上。

(天保四年)

一、実成寺住持春隆四十三。十月中旬より脚氣にて赤石退蔵療治候へども、十一月十三日朝五ツ時遷化に付き、其の段蓮昌寺寺中本成院より届け上げ。当時に同院受持相い成る。

(天保五年)

一、藤野村実成寺遠了院死後、無住中蓮昌寺之中本成院受持の処、三月、願い済みにて摂州大坂天満東寺町成正寺恵光院日延弟子日観三十四歳住職仰せつけられたきの段、本庄院より願い上げ相い済み。

以上はとくに珍しい点もないが、住職の入退寺や檀林への修学にも藩へ届けが必要であった様子がよくわかる記録

である。正式に入退寺するのは藩に申し出て確認と許可を受けてからであった。「法令集」もしも勝手に寺を出てしまうと「出奔」ということになり人別帳から除かれて公民としての身分と権利を失ってしまうことになる。

また、万波家文書にはほかにも実成寺に関する記録が残されている。安政三年三月には実成寺日研へ本寺の蓮昌寺から先師の古い袈裟・衣を贈り、紫袈裟の一代限りの着用を許可するという記録がある。そして、万延元年にはその日研が遷化した際の後住決定までの経緯が記されている。

一、福昌山実成寺廿世珠山院日研、従来法志深重、之により今般巡尊の前に召される。古紫袈裟を之に贈る。其の身一代着用為るべきものなり。

安政三丙辰歳三月

本山役者（印）

一老 林照院

二老 妙善院

実成寺

珠山院日研貴師

（万延元年）

藤野村実成寺日研上人遷化、日笠長泉寺弟子堯政後住になる。

一、藤野村実成寺日研上人行年七十六、四月上旬より腰痛にて同村医師岡野俊民療治候えども、老病指し加わり、五月二日の晩命おわる。法中の義邑久郡福岡村妙興寺を相い頼り同院より御届け出ならびに同院へ無住請け持ち

相い頼み、両様とも寺社方へ指し出し相済むの上、御郡方へも書上、妙興寺請け持ちに相成る。元来浦辺伊部妙国寺も法中に候えども上京留守にて日笠村長泉寺へ談ず。同寺の心配りにて右の通り相済む。其の後、長泉寺弟子堯政行歳三十四歳に相成り候を後任職に願ひ上げ、寺社済みの上御郡方九月十一日御聞き済み。内実九月五日入院也

歎として（銀）拾匁指し遣わす

但し先住日研弟子瑞光、元来偷盗度重なり、寺を退き帳外れに相成り居り候処、近ごろ立ち入り病中も看病にも及び後住を望に候えども、兎角不身持ちの故、法中も内談の上、浦伊部妙国寺の計らいにて、堯政子津高郡十谷日応寺へ出張り庵参り居り申し候を、右瑞光と引き替えに計らい之有り候処、瑞光不身持ち者にて辛抱を罷めて逃ぐる様の姿にて退去せし也

住職が遷化した後は、その届けと後任に関する届けの二種が必要であった。法中の寺院が寺社方と郡方の両所へ弟子に代わり届けた様子が確認される。また、この記録からも、すぐに後任住職が決定できない場合は代務住職の届けをしていたことがよくわかる。五月に前住が遷化して九月に後任が決定したのはかなり遅いようだが、後半に述べられた前住の弟子瑞光の存在があったからであろう。また、窃盗とは穏やかではないが、どのような事情があったのであろうか。いずれにせよ、出家した後で窃盗により帳外れになるというのも珍しい事例であろう。また、瑞光は別の庵を預けられた後出奔したようであるが、こういった再び帳外れになる僧の存在もあったのであろうか。なお「歎として」とは入寺祝いの事であろう。

以上、入退寺を中心とした記録を見てきたが、住職の代務や後任決定、その期間・経緯などが具体的にわかることが大変貴重である。従来の歴代譜などでは、こういった問題は曖昧なままであり、書状の控えなどの寺の記録が無い限りわからなかったが、藩の行政機構への申請を檀那でもある大庄屋が記録していたことよって情報が保存されて

いたわけである。

そして、ほかにも住職に関する興味深い記述がある。以下に引用するのは、宝暦年間に和気村から村内の本成寺に住職を招聘しようとした際の二通である。

(宝暦十七年とあるが、年紀不詳である)

願い上げ奉る

一、和気郡和気村本成寺、永々無住に付き、寺殊の外破損に及び、且中共一等難儀仕り候。之に依り藤本甚介様御代官所作州 勝田郡木知ヶ原村本経寺隠居慈照院日栄を本成寺後住に上裁仕る様願い上げ奉り存じ候。尤も御公儀様御本山表、滞り無く相済ませ候様、御取り計らい成し下され候はば有り難く存じ奉り候。已上

宝暦十七年酉年七月

和 気

廿四人

吉原

四人

小瀬木

四人

可真下

四人

天瀬

四人

神根

四人

北曾根

三人

(以上、和氣村など七ヶ村の四十七人が連印)

右の通り相違無く御座候

和氣村五人組頭

九平次

同村名主

卯右衛門

妙林寺様

無住となっていた本成寺に住職を招聘したいという願い出である。これに対し藩役所ではすぐには認可しなかつたようである。以下は大庄屋記録に残っている書状写しである。

其の後は御疎遠存じ奉り候。いよいよ御障り無く御勤めを成され珍重に存じ奉り候。然れば和氣村本成寺住職の義を右同寺旦那より代判妙林寺へ別紙の通り相願い申し候。この段御郡方には何の御構いも御座無き義には

之有るべく御座候へ共、御内々御聞き置き下され、何となく旦那の様子を御聞くと下され候はば忝なく存じ候。兼ねて右在所の辺り内信心の徒多き様子に御座候えば、若し旦那の望み申す僧を住職に仰せ付けられ、以後右の内信心の者を見免じ置き候様に罷り成り候にては、御役介も出来仕るべき哉と存じ候。之に依り御郡方より旦那共の手前を御聞き合わせ置き下され候はば、縦い邪道之有る者も相改め候様に罷り成るべく申す哉と御内々貴意を得申し候。一通り御移し合わせも御座候上にて此の書付けの僧を妙林寺より願出候にも仕らせ申すべく候。御面倒乍ら御考え下さるべく願ひ奉り候。尤も今日貴答は御口上にて他聞下さるべからず候。已上

七月二十二日

亦兵衛（内海か）

元右衛門様（田代か）

前の申請を一見するとなんとと言う事もない住職認可申請であるが、藩当局ではこれほどまでに警戒している。「兼ねて右在所の辺り内信心の徒多き様子」と不受不施の内信心者がいるして安易に許可しなかったであろう。やはり、不受不施派問題は岡山藩にとって極めて重大かつ面倒な問題であり、このように神経質なまでの対応となつたのであろう。特に今回の僧が藩内ではなく隣国の者であつて人物像がすぐにつかめなかつたことも影響しているであろう。発信者である亦兵衛は寺社方目附の内海亦兵衛のことであろう。田代は宝暦はじめ頃の郡奉行である。内海は宝暦五年の寺社の論争の際にも日蓮宗と神道方の間で奔走した人物であり、この時にはむしろ日蓮宗の側に同情的で吉田家との内済のために苦勞してもいた人物である。しかし、此の時には不受不施を警戒して執拗に事情を確認しようとしている。これは目附本来の役目ではあるが、藩内の空気をよく示している行動なのではなからうか。常に不受不施を警戒し、その余り不受不施でない普通の日蓮宗僧俗に対しても異常なまでに警戒感を抱き続け猜疑の目で見ていた。こういった状況が藩内にはあつたということを示す書状写しではなからうか。但し、付記すれば、年紀に疑問点があり、この書状写しは再考すべきではないかとも考える。

また、付け加えるならば、この書状の写しが万波家文書に現れるのも不思議ではないだろうか。田代など郡方から大庄屋達へ連絡を取るにしても、この書状を見せる必要はないはずである。万波家の当主が田代と親しかったのかもしれないが、いったいどのような理由で、また方法で、この不受不施の疑いについて内偵するという内容の書状の写しが万波家文書に現れたのか。大いに疑問が残るところである。あくまでも想像としては、日蓮宗の信徒であった万波家も本成寺の住持招請に積極的に関与して、円滑に事を進めたいと考えて情報を収集していたのかもしれない、とも考えられる。

前述の件は日蓮宗の新就職招請に関するものであるが、他宗でも他国から僧が入ってくることに厳しい審査があった。

以下に述べるのは、安政六年の親鸞六百遠忌の法要や説教のために和気郡浄光寺が隣国播磨の住持を招聘した例である。この際にも、宗旨手形について厳重に審査がされたようである。²⁴

安政六年は親鸞の六百遠忌にあたるので和気郡伊万里村の浄光寺では四月十一日から一週間の「法類寄り合い」を企画した。これについて奉行所の許可をとったことを確認する内容の一連の記録がある。これについてかなり厳重な手続きがあったようであり、その理由の一つとして、岡山地域では不受不施の問題があつて僧侶の入国に神経を尖らせていたことが感じられる。まず、浄光寺の住職から「願上げ奉る」が寺社方へ提出されている。住職から村の名主、大庄屋を経由して各々が請け判をして確認をした上で寺社方へ提出されているのである。文面には「播州飴西郡土山善宗寺住持得音と申す僧、宗旨一向宗京都西本願寺末流にて御法度の切支丹並びに不受不施又は非田宗にては御座無候」と僧侶の身元を確認させる部分がある。この文言も単に形式的な文面としての意味しかないとも考えられるものの、やはり岡山藩が不受不施の問題に警戒感をもって厳しく取り締まろうとしていた姿勢は感じられると思われる。他国よりの僧侶の来訪にも目を配っていた様子がかげえ、ましてや日蓮宗門の僧侶では、不受不施派の疑いがあるから一層厳しかったのであろう。なお、僧の参着と法要執行の届出も藩へ提出する必要であつた。

また、嘉永五年には安養寺役僧の病死に関する報告書がある。津高郡円城寺観音院の役僧が病死した後の報告を記録している。その僧は京都烏丸通四條上るの町屋の生まれの僧で二十九歳であったが癩氣で療養のすえ嘉永五年正月五日に病死していた。その経緯を述べると同時に、縁のあった和氣郡安養寺に埋葬するという断りを安養寺の住職から名主にしたものである。名主から大庄屋へも連絡があり、大庄屋は寺社奉行所へ確認をとって郡方にもその報告をしている。かなり厳重に手続きがあったようであり、他所出身の僧侶の埋葬について寺社奉行所の許可を得ていたわけである。また、それを当地の大庄屋や名主へ報知していた様子がうかがえる。

(三) 実成寺の建築物に関して

一般住宅の建築には郡奉行の許可が必要であったが、寺院の建造物には寺社奉行の許可が必要であった。申請や許可が出ると寺社方から郡方、さらに大庄屋へと伝達され周知がなされていた。実成寺の造作などがいくつか載っている。定期的な屋根葺き替えなど、檀家を中心に維持がなされていたことをうかがわせる。建築の際には幕府や藩の法令に従って大きさを「以前の通り」など新儀ではないことを示す文言が多い。後に引用した文中のみを見れば、実成寺本堂の間数など、大きさが以前と異なる点があるようであるが、この文書に記されているのは万波家の当主が大庄屋在任中の記録が中心という事情からであろう。

(享保二年)

和氣本成寺・鐘樓の建て替え。新たに瓦葺きにする。四月八日付で許可。

(安永四年)

一、和氣村本成寺台所梁行三間裏通間半之下相付け桁行七間屋根瓦葺きに候所、大破に及び候に付き此の度有り来るの通り建て直し申したきの段、九月八日願い済み

(安永八年)

一、藤野村実成寺本堂。南向きにて梁行三間桁行六間屋根葺きにて裏通間半の瓦庇付き南表並びに三方五尺の瓦庇付き居り申し候処、大破に及び候ニ付き取り崩し、此の度は火の用心の為残らず瓦葺きに仕り有り来たるの間数建立仕りたきの段、四月二十二日御聞き済み。寺社奉行本郷沢右衛門様へも願書指し出し相い済み(後略)

(寛政十年)

一、藤野村実成寺庫裡三間半二五間之草葺きに候処、年久しく大破に及び候に付き有り合う材木を以て有り来りの間数に建て直したく、尤も梁行三間に仕り南之間半の庇を付け火の用心の為、瓦葺きに仕りたきの段、七月願済み

(文化十年)

一、藤野村実成寺の内三十番神宮本社四尺五尺前堂壺間半式間各瓦葺きに候処、大破に及び、有り来るの間尺にて建て直し申したく、尤も是迄之屋敷本堂正面にて甚だ不勝手に付き、本堂より壺間計り東へ寄せて建て直ししたきの段、五月二日済み

(安政七年)

一、和氣郡藤野村実成寺本堂六間四面屋根瓦葺きに御座候処、年久しく罷り成り、裏板朽損雨洩り候に付き、此

の度担（檀）家中相談の上屋根板垂木等取り替え、有り来たるの通り、葺き替え申したく願ひ上げ奉り候。此の段寺社御奉行所へ宜敷仰せ達せられ下さるべきの様、願ひ上げ奉り候。已上

安政七年申

和氣郡藤野村

実成寺

蓮昌寺

右の通り相違御座無く候。願ひ上げの通り仰せ付けられ候はば、担家一統有り難く存じ奉り候。則ち寺社御奉行津田重次郎様御奥書の一通相い添え指し上げ申し候。已上

同村名主

八郎右エ門

右の通り相違御座無く候。已上

大庄屋藤野村

七郎右エ門

見戸文左衛門様

実成寺が中心である。檀家が関与している様子もある。

万波家文書に残っている寺社についての記録は建築関係が多い。祭礼に関する記録などは見本の数例を残しておけば類推も効くのでよいのかもしれないが、建築は以前の形状や数値を重視するからであろうか。

(四) 祭礼・葬式などについて

「万波家文書」には村の寺社の祭礼や儀式などの宗教的な行事に関する記録も散見される。何か行事を行うに当たっては、寺社や檀信徒から藩役所に事前に申請をして許可を得なければならなかった。「法令集」にはその事例のひな型がいくつも引用されている役所からの通達、あるいは名主や大庄屋を通じての申請などの記録が庄屋文書には残っているわけである。まずここでは、そのうち日蓮宗に関する部分を抜き出してみたい。

(文化八年)

- 一、本成寺山内正観音往古春秋両度御祈禱祭礼仕り来り中古解り居り候処、十三年巳前より三月六月十五日より二十一日迄一七日両度づつ経読をいたし経数心願已満に付き当三月十五日より二十一日迄供養したくの段、二月二十五日願済み

日蓮宗寺院の例年仏事の記録である。和気村本成寺の観音祈禱祭礼の様子がうかがえる。十三年以上前から毎年春と秋に祈禱祭礼を行っていたこと、その際に七日の間経読を行っていたことがわかる。このような祭礼が本成寺の特徴的なものであるのか、あるいは藩内の他の日蓮宗寺院でも同様であったのかはよくわからない。但し、祭礼自体はかなり古くから継続していたわけであり、経読は十三年くらい前から始められたのであろう、と思われる。

祈禱や読経などは純粹に宗教的な行為であるが、こういった場合にも藩当局の許可を得なければならなかったわけである。藩の統制が細かなところまで及んでいたことがわかる。なお、当然ながら臨時の祭礼や祈禱についても藩の許可を申請していた。他宗でも同様の記録がある。

(天保二年)

一、四月公儀より百姓町人の葬式石碑等不相応之義に相い成らざる御触れ。縦い富有の由緒之有れども、とても集僧十僧より厚き執行相い成らず。墓碑も高さ台石四尺を限る。戒名院号居士号決して相い成らず。是迄の分も修復等の節、追々取り直し候えとの御事

江戸後期の奢侈禁令の一環。幕府の法令に藩が対応して伝達した。末端村落へもこのように伝わっていったという実例として、「法令集拾遺」一八二号には藩が幕府から通達を受けた記録がある。これを藩が領内へ通達したのが万波家文書に残されている内容なのである。藩内の史料ではやや違う表現ながら、幕法を藩内の人々へ触れるように指示する文書がある。天保二年の「法令集拾遺」一八二号である。

近来百姓町人共、身分不相応に大造の葬式いたし、又は墓所へ壮大の石碑を建て、院号・居士号等を付け候趣も相聞こえ如何の事に候、自今以後百姓町人共葬式は、縦い富有或いは由緒之有る者にてても、集僧十僧より厚き執行はいたすまじく、施物等も分限に応じ寄附いたし、墓碑の義も高さ墓石とも四尺を限り、戒名へ院号・居士号等決して付け申すまじく候、尤も是れまで有り来り候石碑は其の儘指し置き、追つて修復等の節、院号・居士号等を相除き、石碑を取り縮め候様にいたすべく候、右の趣、御料・私領・寺社領とも洩らさざる様触れ知らすべき者也 四月

右の通り相触れらるべく候

右の法令集拾遺一八二号は幕府の発布した法令にもとづいて、藩役所内で決定され、郡役所から大庄屋、名主、そして村人へという流れで、領内各地へ伝えられていたわけである。

以下に述べるのは和氣郡和氣村で行われていた「和氣村番神踊り」の一件「和氣村番神踊祭り子供踊り差し止め受け書」である。

(宝暦十三年)

仕る一札の事

一、当村番神祭礼に毎歳子供共踊りを仕り来り候。に付き、当年の厳しき御儉約も憚らず、踊り仕組仕り候に付き、大庄屋様並びに村方御役人中様段々御指し留めを承知奉り候処、ふと心得違ひ、夜前に踊り仕り掛り候に付き、早速御指し留め成され恐れ入り迷惑仕り相止め申し候、右の者共踊り仕せ申すまじく候、若し子供たり共仰せ渡さるる趣に相背き候はば、如何様とも仰せ付けいらるべく候、其の為印形仕り一札差し上げ申し候、以上

和氣村善次郎父

善兵衛 印

宝暦十三年 源太郎父

未の八月十日 安太夫

印

源介兄

徳三郎 印

家主

市松 印

与吉兄

松次郎

奉公人五郎三郎弟

八次郎

文三郎養父

益原村帳付

猪之介

茂三郎兄

茂七郎

松太夫父

清左衛門

伝五郎父

才五郎

小十郎父

与次郎

右の通り吟味仕り相違無く御座候、御趣意の段恐れ多く存じ奉り候、屹と相止めさせ申すべく候、以上

判頭

猪左エ門

同

茂七郎

同

八太夫

右の通り吟味を遂げ相違御座無く候、以上

大庄屋藤野村

三郎太夫殿

同

義兵衛

同

嘉右エ門

五人組頭

九平次

名主

五一兵衛

踊子名元

善兵衛子

善次郎

安太夫子

源太郎

徳三郎弟

源介

家主

市松

松次郎弟

千吉

奉公人五郎三郎弟

八次郎

猪三郎養子

文三郎

此の者益原の帳面に未だ付き居り候わず

茂七郎弟

茂三郎

清右エ門子

松太夫

才五郎子

伝五郎

与次郎子

小十郎

〆拾一人の分

勘次郎子

十太郎

久左エ門子

鉄之介

理左エ門子

吉之介

十郎兵衛家内付き源七郎子

源之介

同人子

久五郎

家主

清兵衛

庄七郎弟

久太郎甚兵衛子

松次郎

小兵衛養子

権次郎

此の者大田原帳に付き居り申し居り候

兵次兵衛後家の子

助介

わけ忠次郎子

市

此の者岡山河原町の者にて御座候

岡山の帳に付き居り候

〆拾二人下の分

右の通りに御座候に付き踊子の親兄弟へ相止め候様に申し渡し候処、承知仕り、急度相止め申すべきの段承け届け候に付き、右の様子申し上げ奉り候、若し相替る義も御座候はば、早々に申し上ぐべく候、以上

和氣村名主

八月九日

五一兵衛

同五人組頭

九平次

藤野村

三郎太夫様

宝暦十三年（一七六三）八月に和氣村の番神祭礼に合わせた「和氣村番神踊」を前夜に子供たちが踊っていたが、儉約令のため、大庄屋以下の村役人の注意を受けてやめさせられたという記録である。以前から大庄屋はじめ村方役人の指導注意があつて、今回は踊っているところを注意されたので、向後やめる旨の一札を名主宛に保護者十七名が連署している内容である。踊っていた子供二十三人の名も記されている。一人は村の子供ではなく「岡山の河原町の者」と附記されている。帰省していたのであろうか。

番神踊りとはどのようなものであつたのか詳細は不明である。しかし、三十番神信仰に起因する習わしであつたであらうと思われる。まったく同じものであるかは不明であるが、池田家文庫の「寺社旧記」には和氣村本成寺の毎年八月の番神祭礼に際し、和氣村の村人が踊りを踊っていたという記述がある。宝永元年（一七〇四）に和氣村の人々の志で踊りを始めたという記述もあり、これと同じものであるならば、かなり期限の古いものであり、それが「子供踊り」という形でつたえられていたのであろうか。

いずれにせよ、番神踊りとは単なる盆踊りでなく、法華信仰をもつ人々のお盆の時期に踊る踊りであったのであろう。そして、今回とがめられた番神子供踊りとは、法華信仰者の子女の参加する行事であったのであろう。あるいは、この番神踊りは本成寺など特定の日蓮宗寺院の檀家による踊りであった可能性もあり、先の宝永年間の藩の裁許で寺内で祭礼をするように命ぜられてから以降は、寺院の境内で踊るものであったという可能性もあるであろう。

人口から見てみるならば、時代は下るが和気村は江戸後期（文化頃）の「和気郡手鑑」〔『和気郡史』に収録〕によれば人口五百九十人、戸数百四十四軒である。宝暦年間と比べるとはやや年代が開きすぎているが、この文書に記載されている番神子供踊りに関与した人数を考えれば、村全体の行事と考えるにはやや人数が少ないようにも感じられる。ある寺院の檀家、あるいは法華信者の集中している特定の地域の行事と考えるのが最も自然であるかもしれない。

岡山藩内の村にはしばしば皆法華の地域もあつたといわれるが、残念ながら和気村の宗派分布についてはよくわかっていない。先の宝永年間の事例では村が皆本成寺の檀家であるように記されているし、どちらの事例でも「和気村番神祭礼」という表現を使用しているので、この点からは村の住民の大半が法華信徒であつたという推測もできる。いずれにしても、信仰に結びつく行事がこのような形で行われていたことは大変興味深い。²⁷

万波家文書の中には万波家の信仰を示す部分もある。以下に述べるのは万波家の屋敷の中に妙見大菩薩の宮を建立した際の縁起である。上述のように万波家は法華信仰を持ち、実成寺の檀家であつたがある時縁があつて屋敷の内に宮を建立していた。その妙見宮の由来についての記録である。

「妙見宮木造相求める始末」

一、国平俊永兼ねて病身に付き同人母の存志にて摂州能勢妙見宮え功力として千ヶ寺執行人え一人二十銅づつ

相施す、右当春より取り計らい居り申す所三月廿一日、出家の千ヶ寺参るに毎の通り施し候処、妙見宮信者と見請け候哉、私は甲州身延山十万部弟子僧日道と申す者にてかねがね播州可兒新田に妙見宮信仰の者多く、講等も致し来れり、併て祈願の尊影之無くては何となく信心行き届き申さず間、妙見宮にて御正体頂戴致し呉れと頼まれ、則ち能勢にて御木像頂戴致し帰り候所、且那寺又は所の役人等より察当致し、元来真言宗の場所、右様の事甚だ不当の段と厳しく申し付き、既に是迄致し来る講も指し留め候由、全体、愚僧は是より九州肥後隈本の浄地院清正公へ参詣の積もりの所、右の次第抛ん所なく、遙々此くの如く背負い参る能わず、信者もがな、譲り候はば肩軽し、併せて不帰依の人へ与え候はば却りて不本意、当家御信者と見請け候間、御求め下さるべしと申すに付き、兼ねがね厚く信仰致し候御神体の義、其の儘譲りもらい安置奉る。尤も代銀能勢にて相求め候元金金一分外に二匁札とも渡し、同僧は直に出宅、西国に参詣立ち出申し候。則御木像の入箱・外に格子を拵え安置。訳国平俊永の書記、左の通り

南無妙見大士本尊一体、家内安全・俊永開運の為安置奉る所也。授主身延山十万部及第比丘日道は西播加兒新田異派の信者。彼に依りて是を撰の能勢に需む。然れども加兒の寺僧里正等の許さざる荷、負いて当家に至る、適ま慈母俊永の病に遇う、清貨二十銅を千ヶ寺へ施行す、彼、此において信者と知る。則ち羈旅の労を語り之を授く。価償元金百疋二百銅、実に所願具足の結縁か

安政四丁巳廿一求め焉るの日

当主万波七郎右エ門貞俊男俊永之を識す

万波家で自宅内に妙見大菩薩のお宮を建立した次第である。この中には極めて興味深い内容が記されている。内容を要約すると、息子俊永が病身であったため、母は妙見菩薩を信仰し、千ヶ寺参りが来る毎に一人二十文を供養して

能勢妙見への代参を頼んでいた。今年の春からはじめたところ、三月廿一日に至り、ある出家の千ヶ寺参り（*『事典』）が来たのでいつもの通り二十文を渡すと、その僧は「法華の僧に布施するのであるから法華宗の信徒であろう。しかも妙見信者と見受ける」、と話しを始めた。

その内容を要約すると、其の僧は名を日道といい、播州可兒新田で妙見信仰の人々が多かったので、そこで布教をし、講も作っていたが、お祀りする尊像を必要と考え能勢妙見で求めてきた。ところが、像を安置して本格的になることを恐れたのであろう、土地の役人や僧侶に「（ここは）元来真言宗の場所である」などと察当を受け、講も差し止められてしまった。あたかも九州隈本の清正公へ参詣しようとも考えていたので、仕方なく播州を出発して、ちようどその道中である。ただ御像を背負っていくのは難儀であるが、不信心の者には渡せないと考えていたところである。信者と御見受けするのでお祀りしていただけないか、ということであった。母はかねてより妙見大菩薩を厚く信仰していたので、代金と札の札として金一分と藩札二匁を渡して尊像を譲り受けた。僧はそのまま西国に出発した。万波家では御像の厨子と格子を作りお祀りした。という内容である。

俊永母のように千ヶ寺参りの人々に代参を依頼して供養する人々の存在がはっきり示されている点がまず注目される。また、以前より能勢妙見宮を信仰していたとあるが、とくに関西が主流の妙見信仰の一面を示すものであろう。そして、妙見信仰は万波家にもあったのであり、妙見菩薩への病氣平癒の祈願を行っていたこともわかる。そして、千ヶ寺参りの人々へ代参を頼むという形での祈願の形式をうかがわせてくれる資料である。自分では参詣できない場合代参を頼むわけであるが、千ヶ寺参りの人々に二十文づつを供養して代参を依頼する、こういった事例がほかにも多数あったのあったのかもしれない。

また、①日道のように千ヶ寺参りのように諸国を歩き廻りながら布教する僧や、②そういった僧によって講が作られて別宗派の檀家でありながら信者となつてゆく人々の存在、③さらにはそういった形態による信仰の広がりや排撃しようとする動き、など実に興味深い内容を示唆している史料である。

日道が以前から作っていた講が差し止められてしまった理由としては、尊像を求めた、つまり永続的な拠点を構築する動きを見せたことにもあるのではなからうか。修験者や勧化僧など、人々の間を動き回る宗教者の存在は近世にも様々な制約はできたものの、認められていた。しかし、自家や他人の家や空き堂などに本尊や尊像などを安置する事は幕法により江戸市中をはじめ各地で厳しく禁制²⁸されていた。この事については、また後に考察を期したいが、尊像を安置しようとした行為が察当を受ける理由となったのは確かであろうと思われる。例えば岡山藩でも同様の法令があった。「法令集」にも以下のような条がある。

一三三六号 宝暦三年九月

一、在家を借り、仏壇を構う、利用を求むべからざるの旨、江戸に於いて諸家へ仰せ出され候間、町中此の趣を存じ、清僧を置くべからず、在来の妻帯道場の外は、仮令仏壇は之無くとも、町家に出家住宅致し、聴衆を集め法を説き候義、此の已前より停止の間、違背せしめば其の町中曲事たるべき事

附、往來の出家当座の宿、日数廿日を過ぐべからざる事、

出家を宿を貸すことも岡山藩では厳しく禁制され、やむをえない場合でも一晚はともかく、二晩以上になる場合は届出が必要となっていた。

そして、上記「由来」で日道へ俊永母が布施をしたことにより、日道が「この人は法華の信徒である」と知った、という記述も、日蓮宗の禁制である他宗への布施や他宗信徒からの布施の納受を禁止するという思想がよく表れていると感ぜられる。不受不施は流派としては厳しい禁制を受けていたが、受不施でも僧俗の実質的な思想や行動にはこの禁制がしつかりと受け継がれていた、ということを示す史料ともいえるのではなからうか。

さらに、この文書はいわゆる「千ヶ寺参り」などとも称された日蓮宗の巡礼の実例でもある。

直接の関係はないが、類似の巡礼の事例がある。²⁹ 岡山藩の文書に「文政十丁酉年 肥前国長崎恵比須町」がある。

文政十丁酉年

正月六日

一、津高郡中山村道林寺肥前国長崎恵比須町山口弥三郎と申者、心願御座候て甲州身延山并諸国寺院参詣ニ罷出、昨五日同寺へ罷越一宿相願候故、止宿為致候処、急病差起病死仕候、往來手形ハ長崎本蓮寺旦那ニ相違無御座候、同寺江引請火葬仕、寺内江埋度旨申出候段、寺社奉行申出御用老江聞被届相済

ここでは「心願御座候て」身延山をはじめとする諸国巡礼に出発していた山口弥三郎という人物が津高郡中山村へ通りかかり、同地の道林寺へ一夜の宿を借りたが、その晩に急病で死んでしまったことと、その後の対応が述べられている。山口は長崎の出身であり、日蓮宗の檀那であった。寺社奉行所への届けをしてから手形の確認の後、同寺内へ埋葬されたことがわかる。このような巡礼は近世にも多くいたことがしばしば確認されるが、この場合は急病という事件となったので、このような明確な記録となったのであろう。おそらく、檀那寺から手形をもらってから旅に出、長期に渡って各地の寺院を参詣したのであろう。その動機としてどのような背景があったのかは不明であるが、信仰心のあらわれというのが第一の理由であったのであろう。また、彼らは各地で宗門寺院で手形を提示して一夜の宿を借りていたのであろう。藩内文書からはこのような事情も管見出来る。

なお、岡山藩でも住民が藩の外へ出るには藩へ届けをしなければならぬなど、様々な規制があった。寺社の参詣でも同様であった。万波家文書にも参拝の願出がある。

(嘉永五年) 三月

一、和氣郡藤野村の名主治郎平せがれ国平・和氣村名主孫兵衛兩人とも、兼ねて立願御座候に付き、この度撰州能勢妙見え参詣仕りたく存じ奉り候。遣いされ候はば、当月二十七日出立して四月中旬罷り帰りかえり申したく存じ奉り候。尤も他国に於いても御法式堅く相守り金銀借用買掛等仕らず

願い上げの日限に罷りかえり申すべく候。願い上げの通り仰せつけられ候はば有り難く存じ奉るべく候。已上
嘉永五年子三月

藤野村 治郎平 (印)
和氣村 孫兵衛 (印)

右の通り吟味仕り相違御座無く候。願い上げの通り仰せつけられ候はば、他国に於いても御法式堅く相守り、願い上げの日限に罷り帰る様申し付け奉りたく存じ候。尤も、孫兵衛留守中の代判並びに諸法用とも、文七郎引き請け相勤め申すべく候。以上

藤野村五人組頭

仙之助 (印)

和氣村名主

文七郎 (印)

右の通り承け届け相違御座無く候。願い上げの通り仰せつけられ候哉、伺い奉り候 以上

大庄屋藤野村

万波七郎右衛門 (印)

見戸文左衛門様

表書願の通り承け届、日限の通り罷り帰る様申し渡され候。以上

三月晦日

見戸文左衛門 (印)

藩の外へ出る場合にも届出が必要であり、信仰に基づく参拝も例外ではなかった。ここに引用したのは能勢妙見への参拝の届である。その届を名主・大庄屋・郡奉行へと順に移されてゆき、許可が出るわけである。「法令集」には参拝に関する届の見本例が数通記載されている。これと同様の参詣願書が出雲や四国遍路などに関して複数あり、一定の様式に則ったものであったことがわかる。日数や日限は必ず記載され、他国にいる間でも藩の規定に違反せず、参拝以外の商売などは決してしないという誓約があるのが通例のようである。伊勢の抜け参りなど信仰的な旅行が盛んに行われていた、というのが近世参拝の一つの視点であるが、このように藩の厳しい管理のもとでなければ参拝に赴けなかったというのも事実であると考ええる。

今回の件では三十日に奉行の許可がおりたが、実際には既に出発しているのであろうか。万波家の妙見菩薩への信仰は厚かったようであり、七郎右衛門の孫にあたる国平も能勢へ「兼ねて立願御座候に付き」参拝していたのである。国平の能勢参詣は、あるいは前の妙見宮のお礼参りかもしれない。

いずれにせよこの参詣はやはり信仰のいたすところであろう。また、領外への参拝に関する大庄屋の証明と郡奉行の許可の例でもある。なお、同様の一事例として、「法令集拾遺」四八三号の讚岐金比羅参詣の願い出を引用するが、文面にも大きな相違はない。

貞享元子十月六日「郡奉行月番帳」

一筆啓上いたし候、然れば当月讚州金毘羅へ参詣の者共、毎も大勢参り候間、大体の義は申し合わせ代参然るべく候、是非自身参り候はで叶わざる立願の者は、前方の書付を以て相伺い参り候様に申し付くべきの由、并参詣人に乗せ参り候浦の舟共、何郡何村誰々に乗せ讚州へ参り候と、是れ亦願書を出し参り候様に申し付くべきの由、重次郎殿御申し候、左様に仰せらるべく触れ候、已上

十月六日

横井次郎右衛門

尾関弥五左衛門

尚々、兩人より仲間申し合わせ候様にとの事に候故、此の如く御座候、已上

なお、「法令集」一三二二二号（元禄六年）には領外へ出る奉公人については「宗門手形に名主奥書いたし、其の月日の所に宗門手形と月次帳と割判いたし、宗門手形出し申すべき事、」とあり、他国へ赴き留守の場合は「当村私従弟助左衛門を代判に頼み申し候間」と名主に届け出ることとなっていた。寺の手形に名主が奥印して役所へ届けるという嚴重なものであった。さらに名前の改名などにも届け出が必要であり、別家の場合も同様であった。これらの手続きにも庄屋・大庄屋の関与があった。

まとめ

以上、近世村落における公権力の末端行政機構でもある大庄屋万波家の文書について、宗教行政を中心に検討してきた。何についても藩当局の許可を必要とする近世寺院の姿がうかがえる内容であった。

大庄屋は藩の機構に所属する一方で、村落の主導をする立場でもあった。法規の伝達、各種手続き、宗門改など様々な任務があり、それらを実行していた。まさに末端の行政職であった。

また、和気村では番神踊りなど日蓮宗信仰にもとづく村の行事があり大庄屋である万波家も関与していた。村としての日蓮宗信仰、信仰を背景としての村の運営につながる事例ともいえる。

本節では十分に考察することはできなかったが、在地の村落と寺院の関係をみる一つのがかりとして、さらに検

討を深めるべき問題と思われる。

(付) 他宗派記録

日蓮宗以外の寺社に関する記録も万波家文書には数多くある。そのうち、おもなものを集めてみた。一番多いのが建築に関する記録である。なお安養寺は和気村にある天台宗の古刹である。

安養寺

貞享元年 安養寺本堂の修復と用材伐採願出 本堂大破につき。

延享三年 二月二十二日済 安養寺十王堂再建 八十年以前大破して崩れていたが、このたび再建。

安永四年 安養寺南光院の台所建て替え。

寛政元年 安養寺本堂及び鐘楼の修理。瓦葺き。

寛政六年 安養寺開帳四月六日〜十二日。開扉中は村役人が交代で出勤していたようで、各所の十四人の交名がある。

文化三年 安養寺延寿院表門建て替え。九月十一日

文化四年 安養寺南光院表門建て直し。三月十一日

文化四年 安養寺開帳 四月十日〜二十日まで。十一月二十七日

文化五年 安養寺開帳 四月十日〜二十日まで。去年暮れに願い済み。期間中には中当々・働の両組合から名主達三十三人が交代で出て詰めていた。十一日間で参詣人数が約一万五千五百三十人と記している。

文政九年 四月十六日より同十八日 安養寺中興信源上人八百遠忌 「十九日済み候段御届け」と無事に執行された報告が大庄屋から藩役所へ送られる。

嘉永三年

安養寺中之坊客殿修復勸化御免願い出。寺社方から許可を得て、その寺社奉行の奥書を添えて郡方にも「御断りとして斯くの如く」という申請。

安政四年

安養寺開帳について。四月に安養寺延寿院より「担（檀）中の者共、内拝いたしたき旨懇願仕り候」につき本尊開扉。十二日から十八日まで。其の段を「御寺社奉行所え相い達し相い済み候。右御断りとして此くの如く御座候、以上」と所属の野吉村名主とその上の大庄屋万波家へ伝達。寺社奉行所への開帳申請と許可のみではなく、在所への連絡も当然ながら必要であったが、このようになされていたという一つの事例である。

文久二年

七月二十五日 安養寺住職、三十五歳で当時流行の麻疹で寂す。弟子が居なかつたので前住が赤坂郡内から来る。

猿目大明神

寛永六年

猿目大明神拝殿建て替え。二月願い出。

安永五年

猿目宮拝殿建て替え。寛文三年以来百十三年ぶり。

安永七年

猿目大明神本殿屋根葺き替え。

天明五年

八月六日 猿目大明神門立て替え。瓦葺き・朽損による。

寛政八年

二月 猿目大明神本殿屋根葺き替え。

享和元年

二月二十二日 猿目大明神神楽殿を瓦葺きに葺き替え。

文化七年

猿目大明神本殿葺き替え。九月十八日

安政三年

死亡した猿目大明神神職の後継について記録。子息幼少のため。

安政六年

八月 猿目大明神屋根葺き替え。檜皮葺のまま。二月十四日許可。

その他の社寺

寛永六年 八塔寺の制札の列記。

寛永六年 吉永春日大明神拝殿建て替え。

元文二年 熊山権現に案内石を建立する。

元文二年 十月八日御免・日笠八幡宮拝殿建て替え。大破につき。

寛保二年 座頭の勧化の金額と人数に制限を加える。京都の十老職（座頭の支配をする機関）との折衝に依る。座頭の村々の迷惑と御郡奉行に上申し、裁可による。

寛政元年 熊山霊山寺本堂再建の用材として藩から拝領した。

寛政八年 七月二十七日 河本村八幡宮本殿葺き替えと石鳥居の建て直し。

寛政八年 正月十五日 熊山権現へ藩から社地一町五反が寄進される。土倉四郎兵衛・伊木長門の連名の熊山権現社僧宛て奉書。

文政六年 金谷村正光院鐘楼建て替え願い出。九月八日聞き済み。

文政八年 十月十七日から十一月十八日までの遊行上人巡錫日程 一行七人の滞在日程が藩より連絡される。和氣郡には来ないが周知させるためか、大庄屋経由で連絡は布達されたのであろう。

文政九年 正月二十二日 南方村の天神宮屋根葺き替え。「有り来たるの通り、済み」

文政九年 四月十六日より同十八日 安養寺中興信源上人八百遠忌 「十九日済み候段御届け」と無事に執行された報告が大庄屋から藩役所へ送られる。

文政十一年 神根神社九百年祭 四月一日から五日まで祭礼。

天保二年 八塔寺明王院長屋及び庫裡新築。八月二十五日。

天保二年 八塔寺宝珠院長屋、庫裏方丈建て替え。八月入五日。

天保五年 八塔寺明王院、山号寺号を公許される。寺社奉行所から郡方へ通知され、郡役所より大庄屋へ各村方へ伝えるように、と指令があった。

嘉永三年 安養寺中之坊客殿修復勸化御免願い出。寺社方から許可を得て、その寺社奉行の奥書を添えて郡方にも「御断りとして斯くの如く」という申請して、郡方からも同意を得ており、檀家の少ない寺院なので町へ勧進に出たという。

嘉永五年 大田原八幡宮本殿建て替願。檜皮葺に変更を希望している。三月許可。

嘉永五年 二月二十三日から三月中旬まで出雲大社へ参詣したいという和気郡内の名主三名の願い出と許可。三人から大庄屋へ、さらに大庄屋から郡奉行に申請して許可が返ってきている。

安政二年 海防用大砲鑄造の為に寺院の梵鐘を供出するように布告。京都の宮中から通達があったことを藩役所を通じて、大庄屋から村村へ伝達した、という補記がある。内容からも幕府の触ではない。実際には行われなかったと思われる。諸寺院へは寺社奉行から申し渡しがあるが、そのことを周知し、実行の方策を考えよという内容である。寺社奉行↓寺院という伝達と平行して、大庄屋へも通知があるという構造。

安政四年 大田原八幡宮宝物の鎧が五月に盗難に遭う。この一件についての聞き書き。

安政四年 安養寺開帳について。四月に安養寺延寿院より「担（檀）中の者共、内拝いたしたき旨懇願仕り候」につき本尊開扉。十二日から十八日まで。其の段を「御寺社奉行所え相い達し相い済み候。右御断りとして此くの如く御座候、以上」と所属の野吉村名主とその上の大庄屋万波家へ伝達。さらに郡奉行まで連絡された。寺社奉行所への開帳申請と許可のみではなく、在所や郡方への連絡も当然ながら必要であったが、このようになされていたという一つの事例である。

安政六年 木谷村天神宮本殿屋根葺き替え願い。二月願い出。二月二十五日に許可を得ており、檀家の少ない寺院

なので町へ勸進に出たという。

文久二年　もと藩士の虚無僧二名が村人と悶着を起こし、二名を留め置く・示談にするなどの後始末をする。

文久二年　七月二十五日　安養寺住職、三十五歳で当時流行の麻疹で寂す。弟子が居なかつたので前住が赤坂郡内から来る。

1 谷口澄夫「備前藩の在方下役人について」『近世史研究』2―6　一九五五年　下役人など、在方統治機構の整備過程などについて検証している。

2 小林茂「宗門御改帳の資料価値」『近世史研究』1―3　一九五四年　寛文以来、同の戸別人別の調査が、基督教、その他邪教を禁圧する一方、策として旦那、寺別、家別、家族員別にそれぞれ記載されて、定期的に旦那寺及び村役人の証明を得て領主に報告されたことを示す。岡山藩政の初期の研究。

3 谷口澄夫『岡山藩』塙書房　一九六四年

4 日比佳代子「近世後期の在地秩序と藩政　―久留米藩の大庄屋・庄屋と『取ぐ』―」『日本史研究』五三五号　二〇〇七年

5 橋本孝成「畿内旗本知行所における大庄屋とその役割―永井氏知行所について―」『日本史研究』五一三号　二〇〇五年　橋本氏は、大庄屋が重大でない争論や土地開発など地方に関することの裁決を行い行政機構の一部となっていたことや、旧有力庄

屋たちが相次いで家臣化していった様子を示す。

- 6 杉井万里子 「備中笠岡陣屋支配地における月番庄屋について」『日本史研究』五四四号 二〇〇七年
- 7 中善弘 「大庄屋制にみられる農村統制 — 紀州藩の場合」『法政史学』二八号 一九七六年
- 8 谷口氏前注³
- 9 谷口氏前注³
- 10 谷口氏前注³と谷口氏による『藩法集一』（法令集 藩法研究会編 創文社 一九五九年）の解題。
- 11 藤井学 「西国を中心とした室町期法華教団の発展 — その社会的基盤と法華一揆を中心として—」『仏教史学』六卷一号 一九五七年
- 12 藤井学 「法華宗不受不施派についての一考察」『日本史研究』三六号 一九五八年
- 13 金井円 「大庄屋の行政区域について — 備前藩の場合—」『史学雑誌』62—1 一九五三年 万波家など大庄屋の担当区域などを検証している。
- 14 藤井学 「江戸幕府の宗教統制」旧岩波講座『日本歴史』近世3 一九六三年 宗門改制度の確立について寛永十二年にいくつかの藩で始まり寛文年間に全国的に普及あうる。最初はキリシタン摘発の目的であったが、後には個人把握の手段とも成った様子について論考する。
- 15 『藩法集 下』法令集 藩法研究会編 創文社 一九五九年
- 16 『藩法集 上』法令集 藩法研究会編 創文社 一九五九年
- 17 倉地克直 「岡山藩における宗門改について — 神職請から寺請へ—」『岡山の歴史と文化』藤井駿先生喜寿記念会編 福武書店 一九八三年
- 18 古い宗門改帳を払い下げて古紙にしていた事例をここに引用する。
「宗門改古帳御払之事」PA—002 享保三年寛延二年

寺社方宗門御改帳は当の分御矢倉亦は町会所に御座候、近年留書付等入申、用も無御座候、町方宗門御改帳も享保元年以来の分は残し、其以前の分は御払に成候由に御座候、寺社方宗門帳も右の通可仕 仰付候哉、又は御用等可被 仰付候哉、定而出入多可少御座候、捨置候へは弥御用に立不申様に成可申候哉と奉存候に付、申上候

巳三月 広内権右衛門

右選分け御国政に用などの帳有之候はば老冊式冊残し、其外紙面の通り、尤渡候方等改申出候上、御指図可有候由、三月五日図書殿御申聞、勘解由殿御用也

御郡方は直御払被成候、以後町方御払の義は致間敷趣に成置漉紙などに仕由、町方は森川藤七郎役義翌年入札にて払候由也

19 立正大学日蓮教学研究部編『日蓮教団全史 上』平楽寺書店 一九六四年

20 『御触書寛保集成』岩波書店、一九三四年 一二三五号 (六三二〜六三三頁) (「類族改」は一二三九号)

21 『国史大事典』「送り手形」の項による。

22 藤井駿・水野恭一郎共編『岡山県古文書集』四輯 思文閣出版 一九五七年

23 「法令集」一三二二号 他国の出家に宿を貸すことは一夜までは緊急の場合よいが、それ以上は不可。しかも名主の許可が必要であった。藩では不受不施との関連もあつて厳禁されていた。これは幕府法により、諸藩でも同様であった。

24 『万波家文書』三〇七頁

25 『万波家文書』三〇六頁

26 和気郡教育委員会編纂『和気郡志』名著出版 一九七三年

27 『日蓮宗事典』京都松ヶ崎の題目踊りの項には、松が崎の住民がすべて法華の信者で毎年八月十五日・十六日に湧泉寺の境内で内部の人々によって踊られるとある。

28 たとえば貞享四年不受不施の長遠院日庭は借り家に仏壇を構えて法事を行い佐渡へ流された。(高木豊「寛文法難前夜」影山堯

雄編『日蓮宗不受不施派の研究』立正大学仏教学会（一九五六年）

京都「西門前町文書」一〇二号にも同様の例がある。弘化三年六月七日に死去した巡礼について「甲州巨摩郡下山村蓮華寺、寺中一妙院」の手形を所持しており、「諸国霊場為参詣罷出候由、往来一札ニ御認有之候」であった。同町で葬儀をしてから「法名手紙相ソエ町より生国へ遣之申候」ところ、国元から費用を送ってきた。

第四章

近世各地の事例

第一節 近世の六条本圀寺とその門前町 — 西門前町文書を中心に —

中世の六条本圀寺¹は広大な寺地を得て、それを堀や塀で囲い、京都の町並からは独立した境内あるいは寺内ともよばれる特殊な空間を形成していた²。そして境内の北と西の周縁部分には六丁町とよばれる町屋となっていた部分があり、町人が居住していた。この町屋と居住者は中世には本圀寺に服属していたと推測される。しかし近世になると、この町屋と住人は本圀寺の支配下から離脱し一般の町組に属するようになった。本節では、その経緯と、それを認めようとする本圀寺と町の間でしばしば争論がおこっていたことを、町の一つである西門前町の文書をもとに論じてゆく。西門前町の保管していた文書が現在京都府立総合資料館に保管されている。中世から近世へかけて、本圀寺の寺内空間への関与が大きく変化していった様子がよくわかる内容である。以降同文書を引用する際は号数のみの表記とする。

現在の西門前町は大宮通りの東、五条通の北にあたる。北では本圀寺の墓地に隣接している。明治三年十一月の七五号「御改正ニ付き町内軒役附」によれば西門前町は北から、表口六間二尺七寸、裏行十三間一尺二寸の家が続く片側町であり、西門前町の南となりは井上治兵衛、北は松原通りであった。家数は三十四軒。ほかの町では、北門前町は軒数四十四軒、南門前町三十三軒、上堀之上町十五軒、下堀之上町三十軒であった。町は自治的な結合をもっていた。一〇六号（宝暦十三年）には「組町行事町」の規定がある。行事は三町は三ヶ月、下堀の上町は二ヶ月、上堀の上町は一ヶ月つとめることとなっていた。四八号「覚」では町同士で負担の割合を決めている。

- 一、本国寺入用の儀は下堀上之町・上堀之上町両町にて一町なし、都合四町割に相成り申すべき事
- 一、御公用の儀は何連によらず五町割に相成り申すべき事

と町内部での自律的な結合の確立していることがわかる。「一町なし」は規模の小さい二町で一町の負担を負うということであろう。本圀寺との交流でも金銭的な負担は町割にされ、通達の伝達にも決まった形式と経路があった。(一四七号) また本圀寺への奉仕の一つである堀川の川浚えでも同様であった。(一〇七号)

(一) 本圀寺と門前町の争論

近世中期以降の本圀寺と門前町の関係が対立的になっていったことは西門前町の諸文書から明らかとなる。本圀寺と町の間には町が本圀寺の境内であるかどうか、という大きな問題があり様々な機会に論争となっていた。境内として寺の配下に入らず一般の町組と主張する町とそれを認めようとしなない寺の対立である。その最初の経緯を示す内容が寛文三年(一六六三)九月に五丁町から町奉行所へ出した返答書の九九号「恐れ乍ら御理書指し上げ申し候」にある。町が自らの主張を記した文書ではあるが、これにより経過をみてゆくこととする。

寛文三年に「今度本圀寺より柴荷人足出し候へと申し候」と寺から町に臨時の人足を出すように申し入れたのに対し町では「町中より今迄柴荷人足出し申候義は御座無く候故、寺へ度々参り、御理り申入れ」だが、寺では「役者中御同心之無く、」ついには本圀寺より奉行所へ訴え出た。これを町では「町中驚き」と評し、寛永五年(一六二八)に板倉重宗から下された裁許の書付を差し出して反論した、という。

町中の申し分は以下のものである。前田玄以や板倉勝重が所司代であった時期までは「本圀寺より万事御法度の御触申し参られ、寺へ役義仕り候」と町は幕府機構に直属せず境内として本圀寺に境内の町として服属していた。とこ

ろが「然る所に 板倉周防守様（重宗）の時寛永五年 院御所様・中宮様御普請の御役仰せ付けられ候」と従来は免除されていた町役を命ぜられた。町中年寄たちは役の免除を願ったが板倉周防守からは「町次の家に居り乍ら禁中様御役に異議申し候はば、曲事に仰せつけらるべく候間」と責められ、ついに役を務めるようになったとある。町ではこの時板倉から受けた書付によつて諸事は町奉行所から受けることとなり、これをもつて町が境内から一般の町組になったとするのである。役を課された経緯が事実であるかは西門前町の言い分だけではわからないが、書付自体は後述する町奉行所の裁決でも認められているようなので事実と考えてよいであろう。もしも町の言い分通り町の意向と関わりなく、一般の町と同様の役が課されたとするならば、幕府の政策として本圀寺の自治的な領域の解体が指向されたということになるであろう。逆に町から申し出て一般の町組に編入されたとするならば、町の意志として所司代の権威を借りて本圀寺の境内からの脱却を図ったことになる。

同文書によれば、禁中普請の役が課されようとしたとき、町の年寄りたちは「本圀寺へ御理り申し候は、此の度御禁中様御役仰せ付け為され候上は、向後御寺役仕申し候事成り申さず候、御寺役仕り申す事成り申さず候」と寺へ申し入れた。町役から免除されるよう保護してくれないならば、以前よりの関係を変えざるをえないと通告したわけである。また、それがいやならば寺から奉行所へ訴えを起こすようにと申し入れた。すると「御役者中申され候は、此の方より訴訟成し難く候、去り乍ら門前と申す名代」があるので「川浚へ藪垣の義は仕り置き候様に申され候に付き、今に相勤め申し候御事」とある。町は一般の町役と寺役の双方を勤めることはできないので、今後町役を務めるならば本圀寺の境内からはずれるという理屈を述べ、本圀寺ではそれをおおむね甘受したように述べられている。

本圀寺の反応の真相は不明であるし後述するようにその後も少なくとも寛文年間までは宗門帳や沽券状の提出などで本圀寺は門前町を統率していた部分もあったのであるからこの点は検討が必要であろう。しかしこの時から門前町は、本圀寺の境内として寺を通して幕府機構につながる状態から離れ、一般の町として町奉行所に直属する方向に向かったというのは確かであろう。そして町の住人たちはそれを望んでいたようである。

同文書ではつぎに町は当時の本圀寺との関係について述べている。まず「虫払い又は立像の（釈尊）御開帳の警固の義は五六年以前より雇い備え申し候を今以て役義様に」云われることもないとしている。本圀寺の秘仏である立像釈尊の開帳や宝物の虫払いには門前町より警護の役が出ていたが、五六年前から町の住人ではなく町から雇われた人間が勤めていたというのである。

古い時代の門前町は寺の行事にはむしろ積極的に参加協力していたであろうしこの役も中世以来のものであったかもしれない。だが、この頃は代人を雇う状態であった。代人ではあるが、役義そのものは中世以来、待ちが勤めていた義務であったのだろう。

ついで、前の町奉行の時に裁許があつて法度の触状も寺を通さず町へ直に来るようになったとしている。その前は寺を通していたわけである。どちらも町が本圀寺の支配に服するいわれはないという主張につながっている。ただし、逆にその以前は町は境内として寺に属していたことになる。

この争論は翌寛文四年に決着したようである。一〇〇号文書によれば九月二十九日に返答書を惣門前町から奉行所に出した。一〇月二十九日に落着した。奉行所は「先規より仕り来る候事ニ候条、今以て異議申す事、成る間敷」という理由で町に人足を出すように命じた。柴荷の人足は出したことがないという町の主張は事実ではなかったようである。³

結局惣門前から二貫五百文を出して日雇いの人足を雇うこととなった。但し本圀寺には「新義之事」を申しつけたならば「越度為るべく候と両三度まで仰せ付けられ候」と従来なかつた役を命ずることは厳禁された。役僧六名と各町の年寄が連署している。柴荷の人足は従来の役であるとして認められた。この件では門前町が境内としての役割を部分的であるにせよ、いまだ持っていることを示している。ただし奉行所の注意にもあるように、本圀寺の支配下にあるともいえない様子である。寺と町の対立はその後も続き幾度も争論がおこっている。以下に概要を見てゆきたい。

なお、宝永五年（一七〇八）の一二九号では「本国寺より新役の人足申す時候はば、請け申さざる分ニ成」と町で

申し合わせをしている。寺では役を申し付けようとし、町では拒もうとする争いが続いたのである。

その後、一〇一号「恐れ乍ら口上書」によれば延享元年（一七四四）に本圀寺と町の間で境内論争が再びおこる。幕府の巡見使の巡見に際して本圀寺は各町の「居屋敷間数并名前書付」を差し出すように各町に求めたが、町では「私共町々の儀も本圀寺境内と申しては之無く御座候」しかも往古よりそのような書付を本圀寺に差し出したことは全くなかったとして拒否した。本圀寺側では再三催促したが町側は堅く拒否した。

町は「尤も先年より本圀寺へ少々の役を相勤め候儀も御座候へども、境内などと申す儀、一向存じ依らざる儀に御座候」として境内ではないので提出する理由はないとしていた。町の主張では、板倉周防守からの書付以来「諸事御公儀様より御下知請け奉り来たり候処、この度本圀寺境内の由申し掛けられ剩え銘々屋敷迄本圀寺の絵図に書き載せられ候由、其の意を得奉らず候、何分私共居屋敷間数書付など本圀寺へ差し出し候儀、往古より例等も無く御座候」など「絵図に書き載せ申候由、（境内と）紛らわしく」などと述べ、本圀寺を通さず直接御上へ差し出すことを九月十三日に奉行所に求めていた。各町の年寄が連署している。本圀寺では以前から当然境内と考えているのであろうから、深刻な対立であるがこれは寛文期以来続いていたものである。土地に関しては後述のように境界とも関連している。

町の主張は「始めて境内」と申し掛けられた、というなど歴史的な事実と異なるところがある。境内であるということと本圀寺の支配に服するということが同義に近いこととして反発しているのが注目される。この書付の件は後述する一〇三号から町の主張が認められたことがわかる。

延享二年にも「此の度、朝鮮人来朝につき、大宮裏本圀寺境、当分矢来を仰せ付けられ候処」矢来を設置するに際して同様に境内であるかどうかで本国寺と町組が論争になっている。（二〇二号）

一〇三号・一〇四号には宗門改め帳の提出の方法をめぐる争論がある。寛延元年（一七五〇）七月二十四日に奉行所は町の代表を呼び出し、宗門帳を当年から本圀寺を通して差し出すように変更することを打診した。寺から奉行所

へ働きかけた結果であった。町では「右宗門帳の儀、往古より御公儀様へ直に差し上げ来り候処、本圀寺へ差し出し候ては境内の様に相成り難儀に存じ奉り候」と主張し直接に差し出すことを希望した。境内ではないのでそのような書面を本圀寺へ差し出したことはないし指図を受けたこともない。本圀寺は納得しないので迷惑だという。「此の度右宗門帳本国寺へ差し出し候ては私共町々の儀、本国寺境内の様に相成り千万嘆かわしく存じ奉り候」また「勿論町並一同御免地にて、則ち先年板倉周防守様より□□下し置かれ候、御在判の御下知請け奉り御触等も直に私共町々へ相□り惣て何事に限らず本国寺より指図を受け候義、曾て御座無く候」と境内として寺の支配に服することを峻拒している。境内になることは嘆かわしく、難儀至極であるとも表現している。

また町では主張の通った五年前の居屋敷一件（一〇一号）を持ち出してきた。そして寺との関係については以下の様に述べている。

一、本国寺入寺の砌、祝儀に参り町々より返礼仕り候、この段隣り寺の事故、送り仕り来たり候様承り罷り在り候

一、本国寺釈迦仏開帳の節等、罷り出候、番仕り候例にて罷り出候哉、年数も相知れ申さず候得共仕り来り候に付き今も罷り出候

このように町は本圀寺への役儀や入寺の祝儀を行っていたことについて、認めざるをえなかったが、これらを「隣り寺の事ゆえ」あるいは慣行などと表現して寺と特殊な関係があるわけではないとして寺との距離を強調している。

さらにここに注目すべき記述がある。

一、この度本国寺より往古の書物等差し出し候えば、その節の名前子孫の者ども御座無く、その後追々家屋敷買

得仕り罷り在り候者共にて是等の申し伝えも之無く候故一向存じ奉らず候

と以前の住民は入れ替わり、寺との関係も伝わっていないというのである。

由緒を論ずれば明らかに本圀寺に分があり文証もあるはずであるから、知らないというのであろう。ここで疑問なのは本圀寺の境内の土地への権利である。

明和四年（一七六七）の一〇八号には「勿論家屋敷買得の節、その外継目譲り等の節も相届け候儀一切御座無く候」ともあり、一一六号には門前町は「本国寺へ地子其外出銀等仕り候儀、一切御座無く」ともある。これが事実であるならばつまり本圀寺は住民の交代にも関与できず、地子もまったく得られていないことになる。通説では本圀寺は中世に土地を買得して同信者のみの居住する寺内を形成したとされる⁴。もし町の言い分通り地子を支払っていないとする、町部分の土地への本圀寺の権利はどのようなものであったのであろうか。近世京都でも、本願寺門前町は町組に含まれず「本願寺組」として独立していて住民は宗旨にも制約を受け、地子も払っていた例がある⁵。本圀寺の門前町の土地の所有権や住民への支配権はいつ如何なる形で変化していったのだろうか。寛永五年の書付以外に要因はあるのであろうか。あるいは織豊期に足利義昭や羽柴秀吉の宿所として本圀寺が接收されたことに関連しているのかもしれない。やはり土地の権利関係については再考する必要があるだろう。

地境のからんだ問題はその後もあった。本来境内である土地なので本圀寺でも明確に境界を定めていなかったためであろう。年未詳の一三五号・百三十六号では「当町家屋敷北尻者、本国寺之地堺に候」ということから間数の書き上げを寺から要求し町が拒んだということがえる。西門前町はこの件で奉行所へ口上書を出していたようである。境内かどうかという論点も同一である。この境界について西門前町の意見を詳細に述べているのが安永九年（一七八〇）の一一一号である。

本国寺と私共町分境目の儀、私共地尻に溝筋御座候、本国寺之方には藪御座候。

南の方藪、東裏には本国寺内に藪、町筋と相唱え、南北通筋これ在り、八拾年斗り以前までは東西両側に寺院これ在り、西側寺院裏に藪御座候、先々之者共より申し聞き置き候、然る所右藪町筋寺院跡、追々畑に相成り、藪等も切り払い、近比境目藪御座無く候、私共町分地面裏方にて、流れ悪しく溝筋も町内下の方半町斗りは、表溝へ流シ申し候故、地境藪下溝流あしくなり、溝筋も畑に相成り、自然と打潰れ申し候、然れ共上半町斗りの所、今に溝筋これ在り、藪立木御座候、此の以後藪立木等切り払い墓地・一円之畑に相成り候ては、弥よ地境難しく相成るべく候哉と歎かわしく存じ奉り候間、御慈悲の上、地所御見分成し下され、以来私共町内は申すに及ばず、組町の支配、境内抔と申し掛けず候様、仰せ付け下され候はば、一統に有り難く仕合に存じ奉るべく候、以上

西門前町 年寄

安永九年子八月十一日

町筋と呼ばれる通りはよくわからない。元禄末頃までは両側に寺院があつたが今は跡地となつていとある。寛政頃の西側塔中のさらに西側であろうか。本圀寺の塔中寺院の配置については長池らの考察があるが、天明の大火を⁶はさんで塔中が五十六ヶ寺から三十ヶ寺に減少したとしている。もし西門前町の述べる通りであるならば、その以前にもまた別の理由による塔中寺院の減少があつたのであろう。西門前町の北部分には本圀寺の墓地が隣接している。現在の妙恵会墓地である。境界を本来の地主である寺と争う事態となつたのであるが、前述の通り土地の所有に関する疑問はここでは後考を期すしかない。

明和四年（一七六七）にも沽券状改めに際してまたもや境内の論争があつた。（一〇八号「恐れ乍ら口上書」同年三月五日）本圀寺は土地の境界と関連して「寺より私ども町々裏合地境に付き裏行引きせしめ度き旨申され、間数書付見せ候様に」と寺と町の境界を町側に寄せようとして、実態を確認するため町に沽券状を見せるように迫つたらし

い。本圀寺と町の境界は曖昧で数度問題となっていた。「組町中相談に及び候所、西門前町申し候は、諸事 御公儀様御下知を請け奉り罷り在り候事に候えども、御訴え申し上げ度き趣に付き、先月十一日御訴え申し上げ奉り候」と西門前町が強く主張して訴訟となった。奉行所は町を呼び出して本圀寺との関係について尋ねた。町は、以前から幾度も本圀寺から境内であるといわれているが「境内」ではないと答えた。「この度新規に境内の様」になつては困ることもある。町が寺を通さずに提出する理由として、町が「境内」のように思われそうであるから、としている。そして町は本圀寺との関係を以下のように全面的に否定している。

右の通りにて往古の儀は存じ奉らず候えば、是まで本国寺より少しも境内ケましき取り斗らい請け申す儀、一切御座無く候、数年 御公儀様御下知を請け奉り、宗門帳仕り候外、何事によらず直に御訴え申し上げ奉り候て、本国寺より指図請け候儀御座無く候、勿論家屋敷買得の節、その外継目譲り等の節も相届け候儀一切御座無く候、且つは板倉周防守様御印之有るの書面も頂戴仕り罷り在り候

そして「新規に境内の様に相成り候ては一統甚だ迷惑仕り歎かわしく」と境内であるといわれることが非常に迷惑であるとの認識を示している。境内となれば本圀寺の支配権が及び様々な義務が生ずる特殊な町となつてしまふと考へていたからであろう。逆にいえば、町は長い時間をかけて境内から脱すべく本圀寺と闘争してきたともいえよう。一〇九号には寺が町を境内と主張したことに町が反論し、板倉の書付を反論の証拠として提出している。同年三月十二日付けである。但し連署している町の年寄は四人だけで上堀之上町は抜けている。一二三号にあるように寺に協調的な町だからであろう。

一一〇号に奉行所の決定がある。寺が「境内の趣相願い候えども御吟味の上境内とハ相立ち難く候に付き、右の趣仰せ渡し候」というのが十二月十二日に出た裁許の内容であった。訴訟の結果、ついに本圀寺は境内という主張を明

確に否定される事態となつてしまつたわけである。

しかし両者の争論は終わらなかつた。安永九年（一七八〇）にも類似の論争がおこつた。（一一六号）やはり本圀寺から町に町々の家屋敷間数を書き出すよう求めてきた。それに対し町は奉行所へ訴え出た。奉行所から本圀寺との関係を尋ねられた町は境内ではないが少々の役儀は古くから勤めていると返答した。以下のようなものであつた、とされている。

一、本国寺立像仏開帳の節、私共五町より五六人ヅツ麻上下にて番に罷り出成候

一、六月二十七日、例年本国寺虫干ニテ節右之通り、五六人ヅツ罷り出候

一、堀川通松原迄之間、老町程の所、例年七月二日、川浚い仕り候人数三十人斗り五丁町より差し出し来り候⁷

一、本国寺方丈より本堂の辺迄の藪垣挽き候節、人足廿人程ツツ出来り候、是ハ毎年これ有り候義にては御座無
く候

注目すべきことは、町でも本圀寺への奉仕の義務が古来よりあつたことを認めており、それを拒む理由はどうさがないという様子である。本圀寺の立像釈尊の開帳や宝物の虫干し、周囲の川浚え、本堂近くの藪垣の手入れなどの仕事を町が担つていたことがわかる。このような本圀寺の維持のための作業さらには臨時の諸作業は、町に居住していた人々が信徒だけであつた中世においては信仰に伴う奉仕として当然のことであつたのであり本圀寺の維持に大きく貢献していたのであろう。また寺内構成員への支配に関してという観点からも、以前はこのような社会整備に類する負役は寺内町の住民が寺の差配のもと行つていたのであろう。

しかし、近世中期以降は、町の住人は本圀寺との信仰に裏打ちされた作業とは認めようとせず、単なる慣習による義務と主張するようになっていった。そして、ついには自身では行わず金銭を払って人足に行わせるようになってい

た。さらに臨時の役儀の発生には一切拒否する姿勢が明確であった。この時は「往古より申し伝え候通り、本国寺門前と申す斗りにて境内にては御座無く候」などと形骸のみ残るような状態であったといえよう。

延享の件の後、年不詳の一三二号・一三三号でも町内家別御改や沽券改に際し、またもや間数書付を町から本圀寺へ差し出すように寺が申し入れて、それを町から奉行所へ訴え出ている。町は境内ではないから不要であると主張している。さらに年不詳一三四号では宗門帳の提出が問題となった。本圀寺は寺を通して提出したいと奉行所へ申し出たが、町は反対した。これも町への支配権を求める本圀寺と町との争いの一つであろう。

西門前町文書の中には本圀寺の言い分を示す文書が一通だけある。一二三号の「恐れ乍ら御願」である。西門前町が本圀寺の奉行所への訴状を写したものである。本国寺役者の凌雲院名義となっている。

都合六町の内、大宮通松原下ル三町目上堀之上町ハ違変仕らず差し出シ候えども、五町ハ不得心ニ相成り候、其の内大宮通松原下ル西門前町、別て不得心ニ御座候、御役所へ罷り出、延享之砌差し出さず、其上御公用相勤め候故、当寺境内にてはこれ無き由、申し上げ（以下略）

これによれば門前町のうちでもかなり温度差があり、上堀之上町のように寺に近い町と西門前町のように強く反発する町もあった。そして皮肉にもこの文書を保管していた西門前町が「別して不得心」と評されるように最も強硬に本圀寺に敵対していたのである。時間の経過とともに町は次第に本圀寺との関係に距離を置こうとしていた。

本圀寺は延享年中の件については「当寺より間数之義、申し出候得共、御改の時にて御座無く候候故、其儘に打ち過ぎ候」としている。さらに以下のように門前町を配下の境内として戻そうとしている。

一、門前町は当寺境内にてこれ無きと申し上げ候段、承り候に付き歎かわしく、相い招き申し聞せ候へば、御公

用申し立て候えば、土居・藪垣竹切・加茂川川浚等の役御免承り申し候と承之候、左候へば当寺境内門前故、右の諸役御免に成し遣し候哉と存じ奉り候

そして町役のうち賦課されないものがあるのは本圀寺の境内であるからだともしている。この点は確かであり、町自身も一一六号で「竹切人足并加茂川筋御用入足之銀等、差し出し候義、如何仕り候儀に候哉、私共町々に相懸かり申さず候」と普通の町ならば課される役が免除されていることを認めている。本圀寺の境内でもあるという特殊な歴史的事情によるものであろう。このことも考え合わせると本圀寺の門前町の位置というものは確かにイレギュラーなものであったのであろう。かつての門前町の姿にも言及している。

一、西門前町より寛文九年人列判仕、当寺へ差し出し候書付、寺内に所縁なきの一人も差置き申すまじく、家々売買当寺へ相届け家相続之節、継用の案内仕るべく相続候、又寛文五年・寛永十年・正保八年切支丹改之節、町内請け合連判仕り候、右之通六町残らず一町切ニ差し出し申候、境内にてこれ無く候はば、ケ様の一札仕る筈無き処と存じ奉り候、尤も写し差し上げ申候

寛文頃までは門前町の住民への進止権が保持され、家の売買にも権限をもっていたことがうかがえる。また宗門改めも寛文年間までは本圀寺に提出されていたようである。

一、方丈入寺祝儀差し遣し、返札に罷り出候、四条堀川立像釈迦仏開帳之節、番を仕り候、ケ様之筋は境内門前故之事かと存じ奉り候、御制札面は相知レ候事と存ず、書上何と納得致させ度く再度申し置き候えども、呑み込まざる者共故、抛ろ無く御願い申し上げ候

これも中世以来の慣習であり町では起源をわからないというが確かに境内であることに起因するものである。本圀寺は境内についての院宣・御教書を提出したとあるがその効果は⁸わからない。

本圀寺では門前町を中世以来の自己の領域の一部として認識し、それを取り戻したいと考え、町の離反や奉行所の不利な裁許にもあきらめずに繰り返し行動していたのであろう。古い時代に「寺内に所縁なきの一人も差置き申すまじく」という列判を町で行っていたのは本圀寺の寺内への進止権と信仰に基づいた寺内町の伝統を示すものであろう。それが近世になって町組に編入されたことよって、住民は宗旨とは無縁の存在となり門前町も離反していったのであろう。また「家々売買当寺へ相届け家相続之節、継用の案内仕るべく相続候」と従来は町部分の土地に関しても本圀寺の進止が及んでいたのに、寛文年間からそれが失われたようである。このくわしい経緯は如何なるものであるのか、重要な問題であろう。日蓮宗の寺内に特権付与がどこまであったのか、ということとは重大な問題であるが、いまだに不明確である。日蓮宗寺内町と真宗寺内町と同様の特権を付与した記録はないことから、単なる買得の集積であったという指摘もある⁹。中世の本圀寺にはいまだに不明な事柄が多くある。

町が本圀寺から離れていった理由の一つは門前町の居住者の信仰にもあるのだろう。西門前町の家数は安永九年・明治二年には四十三軒であり寛政十二年には三十九軒であった。宗旨は浄土真宗が最も多く、日蓮宗は極めて少数となってしまう¹⁰。この構成も本圀寺への反発につながったと思われる。(一号・八号・七四号)また本願寺とは異なり住民の宗旨について本圀寺の進止が及ばないことが最大の要因であろう。四八号によれば五丁町では町としての宗教行事が行われていた。御日焚地蔵会、祠堂念仏や神官の稻荷勧請などかつての寺内町とは大きく異なる。町との宗教的紐帯の変化も両者の乖離の一因ではなからうか。

さて、以上のように多くの論争があったが、町側の主張は板倉の書付以外には特に根拠がないような気もする。本圀寺の主張が以前の実際状況に近いと思われる。諸役が免除されていたり、本圀寺に町から特別な奉仕をしていた

りしていることからかっつては本圀寺の寺内町として本圀寺の統制に服していたのであろうと思われる。町の家屋敷の差配、宗門改や沽券状のとりまとめ、寺の行事やインフラ維持などに寺の支配的な権利が曾てはあったことがうかがえる。境内という従来の関係を変化させた要因と変化の様相についてはこれからさらに検討すべきであろう。町が境内を拒否する理由として重大なのは信仰面と自己の権利の増大（寺の支配から離れる）の二点が挙げられよう。本圀寺の対応も別に確認しなければならない。

両者は時折奉行所へ訴え出たが、先規の通りにせよという裁決が多かった。奉行所ではあいまいな形のままにするよりほかに方法がなかったのではなからうか。古来の境内であった町を結果的にせよ寛永年間に所司代の書付で町組に編入したのであるから、本圀寺の不満はもつともである。しかし町組に入り完全にはないが町としての負担をもするようになった町に対し境内としての義務や心持ちを完全に求めるわけにもゆかない。そこで旧来の警護などの役は勤めるように町へ諭す一方で、本圀寺へは以前の状態へ戻すわけにはゆかないと宥める、そのような経緯が繰り返されていたのではなからうか。それが双方の争いの種ともなり、同様の問題が蒸し返されることとなっていたのではなからうか。ともかく本圀寺は中世以来の特権的な寺内を近世になって大部分失ったといつてよいと思われる。

（二）近世後期の町との儀礼的關係

安永九年の件より後には西門前町文書には寺と町の争論はなくなる。その代わりにこの以降は寺と町の儀礼的交流がみられる。上述のように町は空間的、あるいは人的に本圀寺の支配が及ぶことに強く抵抗していたが、本圀寺とは中世以来の慣行を引き継いでいるにちがいない交流を保っていた。

一四一号の「覚」は「一、御供米袋 三拾」を「大法事」のために西門前町が奉納したことへの本圀寺月番名義での受け取り証文である。本圀寺の法会に町々が寄進を行うことは継承されていたのであろう。

また一四二号の年未詳「覚」は「金子 貳百疋」を「門前 五丁町衆中」が「右は今般当山御山主、僧正就任官、為御祝儀被差上、則承披候、為念如此御座候、以上」と僧正任官の祝儀金として贈った記録であり、それを貫首へ披露したことを役者の「本国寺方丈代」龍寿院から町へ伝達した内容である。年未詳十月廿七日付け一四九号も同様である。「金子二百疋差し上げ、則ち只今 僧正御帰山に就き披露に及び候処、御満悦に思し召しなされ候、返として井籠一荷」が贈られている。

同様に年未詳正月四日付けの一四五号には「一昨日は当寺方丈御任官の恐悦として目録差し上げられ、則ち帰山の上披露致し候処、僧正へも御満悦に思し召しなされ候、これに依り井籠一荷 僧正従り下され候間、五丁町へ宜しく御披露下さるべく候」という「門前丁当町 御年寄」宛の本国寺役人の蒸籠一荷添えの書状がある。本圀寺貫首の僧正任官には町から祝いの目録を贈り、貫首から蒸籠の返礼があった。

貫首の参内の際しても同様の応答があったようである。年未詳三月二十九日付け一四四号は「手紙を以て啓達致し候、然れば先達て御意を得置き候通り、当寺方丈御参 内日限治定候はば御意を得べき候旨、御通達申し入れ置き候、然る処来月二日御参 内御定日に付き、当日恐悦并御祝儀等御差し上げ然るべきと存じ候、此の段門前町中へ宜しく御沙汰頼み入り存じ候、以上」という本国寺から町年寄への書状である。貫首の参内の日時を役人から町へ伝達し、祝儀を「差し上げ然るべきと存じ候」と門前町中へ連絡している。一四八号も同様である。町より祝儀金三百疋を贈り、披露があった。貫首から返礼として蒸籠一荷と酒樽が贈られた。

一五〇号には町同士の連絡がある。「今朝老分へ相尋ね申し上げ候処、御参 内日限に五町組相揃い恐悦に罷り上り申すべく候、御仰せに候間、御苦勞様乍ら明廿七日四ツ半時分より、五町組相揃い罷り上り申すべく候間、此の段御承知下さるべく候、尤も上下着致し罷り上り候様」と貫首の参内に上下姿でお祝いに罷り出る準備について「次第巡路」によって町から町へと伝達されている。

さらに新貫首の晋山についても同様であった。四八号の「覚」には種々の町の活動の記録が残されているが、その

中に本圀寺との関係が見られる。文政三辰年二月二十五日、三十六世日蓮の晋山では「一、本国寺御入院節、門前組町へ御祝儀として御酒二斗・青銅三貫文、右二口年来仕り候」と新貫首から祝儀が贈られ、町からは「一、素麵 一箱 一、昆布 二把」が贈られた。これが慣例であったようである。天保二年二月十六日には「本国寺方丈様（三十世日要）入院ニ付き、御土産到来」として御酒二斗と青銅三貫文が贈られ、町からは「一、素麵 大把百把 一、昆布 二束 一、熨斗」の三品が返礼とされた。以降熨斗が追加されている。

嘉永元年申八月廿一日には「本国寺方丈様入院ニ付き、御土産到来」として通例の通りの贈答があつた。付箋がついていて「規定書 一、御入山前廣に御吹聴 書札地方役人より差し遣わし申すべき事」とある。また「一、御入山当日、恐悦として、門前五町組年寄衆中、麻上下着用、方丈広間御帳前より参上の事 一、献上物先格の通り、当日差し上ぐべき事 一、御祝儀両品以前の如し、則ち当町へ御使者を以て下され候事」とある。また「右之通、今般御改ニ相成り、其の分申すべき様、仰せ分け出され候 依て向後、心得として申し入れ候事」と儀礼に変化があつたことが通達されている。

本国寺方丈御入院これ有之候節は、当日正九ツ時ニ献上物差し上げ恐悦ニ罷り出候事、尤も内玄関より方丈之広間ニテ其の節の役人ニ目錄を差し出し候事、其時組町銘々町名を手札ニ書き印し、恐悦の席へ差し出し候事、夫より本膳ニテ酒飯頂戴仕るべく候事

と詳細が記されている。門前五町組の御年寄中宛で「本国寺役人」として家村伊織・小倉右門・阪本靱負の三名からの書状である。門跡に準ずる存在と自負していた本圀寺でも寺侍などの俗人の役人をかなりおいていたのであり、この三名も警護や俗人との対応などを担当していたのであろう。

安政三年四月二十八日に「本国寺方丈様（四十世日妙）入院ニ付、献上物の覚」はつぎのようであつた。「一、素

麵 大把百把箱入 一、昆布 二束 但シ二束ニテ廿本 一、熨斗 一連、目録台三 一、素麵箱代 五百文 一、昆布台代 二百四拾文 一、熨斗昆布 一連 代二百五拾文 一、目録台代 二百五拾文 右の通り献上仕るべく候、尤も当日差し上げ申すべく候事」そして返礼は「御酒 式斗」と「鷲目三貫文」であった。「右の通り小倉右門様の御換者ニテ請納仕り候」とある。文久二年七月廿八日、四十一世日満晋山にも同様の贈答があった。「時の方丈ハ駿河之国より御到来 但シ使者ハ役僧ニテ一人参り候」という付記がある。

但シ時の方丈様御入院これ有るの節は、本国寺代官より前々ニ当町へ案内これ有り候、当日組町年寄麻上下ニテ銘々町名之手札ヲ持参仕り、玄関所の式台ニテ案内を申し請け、夫より玄関の広間ニテ当町の御年寄ヲ席上げ候、夫より古キ年寄より銘々席ヲ致し候上、代官役僧の内一人挨拶ニ罷り出、其の時献上物ヲ差し上げ申し候、尤も本膳ニテ候、酒飯頂戴仕り、挨拶ヲ致し、罷り帰り申し候事、尤も方丈様ニハ対面はこれ無く候事

この時は貫首には対面もなく帰っている。以前の寺と町の争論を考えればどのような雰囲気であったのか気になるところである。ともかくも町々は新貫首の晋山を祝うために正装して寺へ参り献上物を贈り、返礼を受けていた。信仰に基づくのとは変質しているかもしれないがこれも中世からの伝統をうけついでのものであろう。

そして当然ながら貫首の遷化にも町との関わりがあった。天保八年九月十八日には「本国寺方丈（三十七世日要）死去二付、香典として組町より金二百疋これを遣す、一丁分金一朱出ス」と香典を贈っていた。年未詳の一四六号には「手紙を以て申し入れ候、然れば当門方丈昨年御所労の処、養生叶いなされず六月廿八日亥の刻遠行致され候間、この段知らるべく申し入れ候条、但し先例御悔みとして御入来御香料御成され候、この旨御意を得べく候、此の如く届け候、以上」という本圀寺役人から当番町の年寄への通知の書状がある。

本圀寺と町のこのような関係、また町が寺の諸役を勤めることは中世以来の伝統をもつものであり、町で否定した

くともできなかつたという面もあったと思われる。中世の本圀寺と門前町の姿を推測するうえでも、教団と公権力のせめぎあいという観点からも大変興味深い問題であり、今後さらに検討を行いたいと考える。

(三) 妙蓮寺と妙蓮寺前町

本圀寺と門前町の問題をみてきたが、妙蓮寺と同前町の事例も対照したい。妙蓮寺はすでに天正年間に豊臣秀吉の命令により中世の寺地から現在地へ移転していた。したがって中世以来の門前町とはまったく異なる状況であった。同前町文書¹⁰から数例を引用して寺と町の間をみてる。

ここでも本圀寺の場合と同様に、町と寺の間で入寺の祝儀（二百疋）の贈答や香典の贈答があった。

① 文政六年未五月三日

妙蓮寺方丈入院祝儀到来

金二百疋

清酒壺斗

妙蓮寺四拾五代

日量上人

入院御披露

五月廿一日 朝四ツ時より参上

行事

千野五兵衛

菅野七郎兵衛

右御案内只今御出下されたきと、菴者壺人參ル、夫よりすぐさま右兩人用人御供召し連れ無く參る、七ツ時相濟み候

②弘化四年四月廿三日

妙蓮寺方丈入院祝儀到来

金子二百疋

但し御酒はこれ無く候 四十八代

日文中人

右金子入院祝儀として二十一日に參り候。町分より御会料として白銀一両送り候

入寺当日の二十六日に町より行事年寄と五人組頭が召されて出席して飯酒を振る舞われた。席は先例の通り夏の間であつたとある。

③天保十四卯年五月妙蓮寺四十七代目方丈日東上人死去に付き、五月二十八日、町分へ使者參る。当山方丈死去候に付き来る六月三日巳の刻葬式御座候、御町中御披露頼み入り候と申し參り候、右に付き町中へ相触れ町中下に御供候、この時寺中にて御席之有り候、香典の儀は町方死去これ有り候節、寺より香典參り申さず候故、持參致さず候えども、この度は方丈にて町中へ酒飯出し候故、東町と相談の上、町分より南鐮一升を持參致し候事、六月九日席は一人 四ツ時御年寄御壺人仕上にて酒飯支度候、御出下され候様、申し參り候故、年寄壺人參り席

は夏書院にて当町席にては御半時帰宅致し候事、十四日役方忌明。

貫首の遷化に際しても「香典の儀は町方死去これ有り候節、寺より香典参り申さず候故、持参致さず候」と町の住民へ寺から香典がないので寺へも出さないという記述があり、寺が特別な位置にあるわけではないことがうかがえる。

④弘化四年十一月廿六日

妙蓮寺方丈日文上人遷化致さる、尤も十八日内葬これ有り候、その節も町分より御供致し候也、本葬十一月二十六日にこれ有り候に付き、席は一人御席これ有り候、町分より御一統に御供成し候、その節に香典として金二朱遣わし候

この時は前回と関連があるのか、香典をわずか金二朱であるが出している。

妙蓮寺の行事に関しては交流があった。

⑤文化十一年戊八月 法常舎神事に付き妙蓮寺より二升樽持参にて、則ち講中并に菴者付き添い、右神事に付き、御町中一統神事灯焼御出し下され度く申し候、相願い申し候に付き、則ち年寄柏屋家屋敷町中へ披露これ有り、その砌町分相談の上神事の儀に候得ば、八幡宮の御神幡と致し町中皆々差し上げ申し候様に相成り、則ち承知の趣申し置き候、則ち灯燈差し出し候、西陣の内返し妙蓮寺前町と書き附けの灯燈也、妙蓮寺から一種の協賛を町に呼びかけて、町で「八幡宮の御神幡と致し」協力したことがあった。

⑥丑正月廿三日

妙蓮寺役者玉龍院并講中三人行者并年寄并組内へ入来にて申され候は、当三月廿日十日ケ間、中興上人遠忌并宝物内拜の儀、相願申し上げ候処、御免下され候、且つ方丈北 何かとさわがしく御座候と存すべく候

⑦天保六年三月にも「妙顕寺使僧参り、此の度仏為拜候に付き、町々騒がしく」「則ち酒三斗到来候」とある。⑧妙蓮寺で開祖日応上人三百五十遠忌があり、町から湯漬けを差し上げたいという願があり年寄一人が参詣した。

寺での行事については、町は完全に単なる近隣者である。それは土地の件でも同様であった。妙蓮寺は文化十一年に前町に地所を買得して持っていたが、町役を他の町人同様に納める義務があった。安政四年に町中へ「銀子一貫五十目」を預けて、今後はその利息で納めてもらうように町へ依頼したことがあった。臨時の入り用はその都度別に支払うこととなっていた。

⑨安政四年 「一札写」

一、当町内にその御寺より地屋敷一ヶ所持成され是まで 軒役分 御公用其の外町入り用共差し出され候処、この度御相對の上町中へ銀子一貫五十目御預け成され、慥かに預り申し候処、相違これ無く候、然れば時入り用の外は永く違失無く右銀子の利足を以て 御公用其の外町入り用共当町中へ引き受け 御寺へは一切相掛かり申すまじく候、万一後年に違乱に至り申す者これ有り候はば、此の一札を以て御申し明き成され候、後日の為町中連印一札、よって件の如し

安政四巳年三月

妙蓮寺前町（以下年寄一人と五人組頭三人・町中惣代の計五人連署・連印）

妙蓮寺

御役者中

その御町内にて当寺より地屋敷一ヶ所持仕り、是迄軒役・御公用その外町入り用共差し出し来たり候処、此の度御町分え銀市貫文五十目、御預け申し上げ、右利足を以て御公用その外町入り用共御町分にて御賄い下され候約定仕り候処、実正なり、然る上は右の外臨時入り用の儀、是まで通り軒役分差し出し申すべく候、約定相違い致し候はば、此の一札を以て思し召しの通り御取り斗い成さるべく候、尤も拙僧ども退寺の節は後役の住僧どもへ申し達し、同様相勤め申すべく候、後日の為一札、よつて件の如し

安政四巳年二月

妙蓮寺役者

本妙院 印

本光院 印

同講中

遠藤常三郎 印

石田嘉兵衛 印

村上藤介 印

妙蓮寺前町

年寄次兵衛殿

五人組頭中

⑩妙蓮寺の表門を再建するため、門脇にいた商家を妙蓮寺が立ち退かせようとしたところ、町が仲介に入り毎年十二月に奉納をすることで妥協を行ったことがあった。

本圀寺のように場所を移転せず、以前は寺内であった場合とは大きく雰囲気が異なる様子がわかる。単なる隣人というに近い関係といえるだろう。

- 1 伊藤瑞雄編『日蓮宗本圀寺史料 華林山文庫弘法院学室蔵版』展転社 一九九一年
日蓮教学研究所編『日蓮教団全史 上』平楽寺書店 一九六四年
糸久寶賢『京都日蓮教団門流史の研究』平楽寺書店 一九九〇年
これらを基本資料として利用した。
- 2 森田恭二「中世京都法華寺『寺内』の存在―六条本国寺を中心として」『ヒストリア』九六号 一九八二年
ほかに日蓮宗の寺内町では、小西徹龍「法華宗の寺内町について―尼崎本興寺寺内町の再検討―」『桂林学叢』二〇号 が尼崎の寺内町について論じている。
- 3 但し後年安永九年の一一六号では新規の役として認められなかったという町の主張がある。一〇〇号とは逆になるが事実ではないと思われる。町は次第に言い換えていったのであろう。
- 4 日蓮教学研究所編『日蓮教団全史 上』平楽寺書店 一九六四年
- 5 高橋康夫『中世京都市史研究』思文閣出版 一九八三年
- 6 櫻井敏雄・長池秀崇・青柳慶賢「洛中本圀寺の子院（塔中）の構成について」『平成十三年度日本建築学会近畿支部研究報告集』二〇〇一年

7 同明和四年の一〇七号には「川掃除の定」の役儀がある。

「当組町より毎年七月二日堀川掃除之事」について「是まで三町より一年毎に人足を三十人出し、三ヶ年勤め、四年目は二町（上下の両堀の上町）より二十一人」であったが、この年より三町も二十一人に減員した。この旨を当七月一日に本国寺役者真如院へ門前五町から申し入れて了解されたというものである。

8 本圀寺の中世文書については筆者も拝見の機会を得たことがあるが、先学の考察通り再考の余地が大きいと考える。

9 脇田修『近世封建都市成立史論』一九七七年 小西氏前注²でもこの点にはふれていない。

10 京都府立資料館所蔵

第二節 萩市法華寺蔵『什宝帳』について

はじめに

本節では萩市松原山法華寺所蔵の同寺「什宝帳」について述べ、さらに同帳をもとに萩藩と法華寺の関係について、やや変わった視点を示してみたいと考えている。

法華寺の寺伝と『日蓮宗事典』によれば、法華寺は文禄二年（一五九三）に萩へ配流された日典（中山法華経寺十世・元和三年寂）によって慶長九年（一六〇四）に萩の阿武の松原で建立された古刹である。寺号の松原山はここに由来する。建立に際しては広島で日典を保護した毛利輝元の家臣越深野太郎左衛門の外護があつたとされる。近世における門流は京都本法寺の末寺で永聖跡の格付¹である。

（一）「什宝帳」について

同寺に伝来する「什宝帳」は一冊本の形態で墨つき八六丁である。表紙に「什宝帳 松原山 法華寺」とある。その内容としては同寺に格護されている宝物を列举し、住職の交代する毎に所在の確認を行ってきた記録である。冒頭に宝物それぞれの名称・状態を記し、住職が交替するごとに新任職と藩から派遣された役人が宝物の存在を確認して什宝帳に署名捺印し引き継いできたわけである。但し、後述するようにこの帳に記載されている宝物はある条件に適合するもののみである。その条件とは藩主家とかかわりのある品というものである。

同帳は最初に、元禄九年の時点で寺内に格護されていて上記の条件に合致している宝物について記している。列举すると、聖武天皇宸翰の法華経、後光厳院宸翰の日蓮大菩薩号掛け軸、上記菩薩号添え状、日蓮聖人水鏡絵像二幅、三十番神絵像、十羅刹女三光絵像、大曼荼羅、七面大明神木像と厨子、七面木像のための小打敷、本山の京都本法寺日允より下された永代聖人地免許の補任曼荼羅、藩主の用いた筆、長持、大打敷、打敷二枚、の十六点である。さらに宝物の名称・内容・法量の各項目について記し、ついで宝物を包む袱紗や箱などの付属品についても同様に記述している。そして宝物のみならず打敷や袱紗・箱などを寄進した人物の名前についても記述がなされている。また、後述するように住職と検使の黒印が多数捺されており、一見したところ印形だらけの印象を受けるのである。

当初の十六点にかかわる寄進者として六人の名前が記されている。長寿院が十三点に関与しており最も多い。長寿院とは四代藩主吉就の正室であった人である。小浜藩主酒井忠隆の娘であり名を亀子といった。後に吉就に嫁いだ吉就が藩主となってからわずか五年、元禄七年二月七日に二十五歳で逝去したため、落飾して長寿院と名乗っていた。ほかに毛利家の一族で重臣の毛利市正の奥方が袱紗六点を寄進し、藩士の能美五右衛門の祖母が添え状の袱紗を寄進し、井原勘右衛門が聖武天皇宸翰の袱紗を寄進している。また前藩主の側室深修院と三代藩主の側室定智院も袱紗一点づつの寄進をしている。それぞれ藩主の生前に着用した着物から仕立てた袱紗を長寿院の勧めで寄進したようである。

長寿院は十六点のうち十三点に関与しており、中心となっていたことがわかる。内容も七面大明神の木像を「御隠密の御意を以て御寄進」したと同帳に記されるように、法華に帰依する心もあったのかもしれない。また、前藩主が馬場で用いた筆を祈禱に関連して後に納めたともある。長寿院には夫の追善のためにこれらの宝物に関する寄進を行うという意図があったのは確かであろうと思われる。また、長寿院が寄進したものは主に宝物を包む袱紗であったり箱や長持であったように記載されているが、実際には宝物本体の法華寺への納入にも長寿院の寄与するところが大きかった場合もあったのかもしれない。

なお、什宝帳には当初から記載されていた宝物のほかに、その後四点の新添があり、寄進者として明善院など五人の名がある。

最初に「法雨院殿妙澍日治」と「長寿院様御妹」による幡一对が元禄十二年から正徳六年の間に寄進されている。その後「亀井播磨守様御奥方」により幡一流が享保十九年に納められ、また十六代住職日輝の代に法華経一部が納められている。

寛政十二年には香炉が明善院御台附様により寄進されている。明善院とは萩藩第八代藩主治親の側室であった小泉氏のことである。治親は宝暦四年（一七五四）に生まれ、寛政三年（一七九一）に没した。治世は約九年間である。小泉氏は寛政十二年当時には落飾して明善院と名乗っていたのであり、その御付きの奥女中の名での寄進である。

最後に追加されたのは、明治十三年に一檀家から寄進された清正公筆旗曼荼羅であり、当時の住職千葉日諦と五人の檀家惣代が署名捺印をしている。この記載を以てこの什宝帳は終わっている。明治期になって一件の追加を記述して終結しているのも時代の変化を象徴しているようである。

さて、什宝帳は最初に製作されたのは元禄九年（一六九六）住職一樹院日然の時であり、その経緯も藩からの働きかけによっていた。すなわち、藩から派遣された横山・乃美・宍戸の三人の検使が「公儀より御願の御道具」の改めをしたのが始めであった。そして、この改めは、この時に藩寺社奉行から通知されたように、以降住職が交代するごとに行われることとなって後世まで続いていったのである。最初の交代に際しての改めは、この三年後に住職が交替した時であった。交替の理由として住職が遷化した場合にはその旨記されている。

この什宝帳が成立した理由を考えると、まず思いつくのは前藩主吉就が二十五歳で死去したことと関連があるということである。若くして落飾した長寿院が追善のために行った作善のひとつが法華寺への寄進であり、その寄進された物の所在を藩として確認する作業がこの改めであったのであり、そのために作成されたのがこの「什物帳」であったのであろう。長寿院は藩主の正室であるのだから、その寄進した品物について藩が責任をもとうとするのは自然で

ある。また、元禄九年に作成された同帳に記載されている宝物のほとんどすべてが藩主家と関わりがある品であることも、それを裏付けるものである。法華寺には他にも宝物といえる什物がかなりあるのであるが、それらの品にはまったく言及がないことも、この経緯を見れば当然であろうと思われる。

同帳に記載されている新住職の請け書と検使の確認の文言は大よそ同じであるが、具体的に一例を引用してみたい。元禄十二年に新住職日演が記した請書は次のものである。

右今度住持替りに付前書之諸道具銘々御改被仰付

先住日迅方より請被申候所如件

元禄十二卯 閏九月廿七日 法花寺 日演（花押）（黒印）

それについて以下のような文言がある。

右帳前の諸道具代替リニ付改為検使被指出、銘々

引合無相違見届申候 以上

同日 横山久左衛門（花押）（黒印）

そして、以下に福原伊右衛門・宍戸八左衛門二人の同様に確認したとの内容の記述があり二人の署名捺印がある。おおよそ、このような形で住職交替の度ごとに改めがなされていた。

以降、住職の交代のたびに上記とほぼ同様の文言が繰り返され住職と検使の署名捺印が行われていくのである。検使のうち一人が主であり、残りの二人もしくは一人はそれに副書をする形式となっている。改めの際には各宝物の名

前の周辺に印が捺されていた。寺の印や検使の黒印が毎回捺され、帳の紙の継ぎ目にも必ず割印が押されている。多くの印影で紙面が埋め尽くされているという感すらある。

以後の全住職がこの帳に署名捺印をしているが、その後の什宝帳の記録を一覧表にしてみた。間違い無くすべての住職が請け書をしていることが確認できる。

元禄十二年閏九月二十七日	日演
正徳六年 四月四日	日巡
享保三年 七月十一日	日昶
享保六年 二月二十七日	日栄
享保十九年 新添 幡壺流 (亀井播磨守様御奥様)	住職日栄と天野の印判にて
寛保元年 五月三十日	日薩
宝暦三年 六月十一日	日選
宝暦九年 二月五日	日春
明和五年 十一月五日	日澄
安永六年 十月九日	日輝
天明八年 新添 法華経一部	
天明八年 十二月	日英
寛政二年 新添 磨金の香炉 (明善院様御台附様)	
寛政十二年十月	日融
文化五年 十一月二十二日	日光

文化十四年六月十二日 日頭

文政四年 五月八日 日實

文政六年 十月 日要

嘉永七年 六月 日諦

明治十三年 新添 清正公御筆 旗曼荼羅 (千葉日諦・檀家惣代 五名)

(二) 什宝帳作成の影響

上述のように元禄九年の同帳作成から嘉永七年までの長きにわたり、住職の代替りに際して、藩から検使が派遣され、住職とともに御宝物の改めを行っていた。この目的については前述のようだと考える。ところで、年代を重ねるにつれ当初の目的以外の要素がこの改めに出てきたのではないか、というのがかなり変わってはいるが本節のもう一つの視点である。もちろん常識的に考えても、藩主家にとって先祖の寄進した什宝の安全を確認することは重要であり、そのための行為とするのが当然である。しかし、少々がちすぎではあるが、別の見方を考えてみたい。

この「御改め」の対象のほとんどは藩主家とかかわりのある「諸道具」に限られていた。すなわち長寿院などの寄進の品々が確認の対象とされていたのである。新任職は藩からの検使三名の見届のもと、これらの品々の先住職からの引き継ぎを行っていたのである。

法華寺にはほかにも京都の公家や宗門僧侶などに関する様々な宝物や什物も存在するのであるが、この什宝帳の関心は藩主家関係者のみに絞られている。すなわち、この改めは単に寺宝の確認をするという意味にとどまらず、寺と藩にとって儀礼的な行動を通じて相互の関係を再認識するという意味を次第にもっていったのではなからうか。寺に

とっては藩主家からの帰依という名誉の歴史を確認することともなり、藩としては寺に対する影響や支配的な関係を示す機会となってもいったのではなからうか。近世幕藩体制のもとでは、しばしば寺院と藩主の関係が「御恩と奉公」の関係として捉えられる傾向があるということは、つとに指摘されてきている。藩が「公儀より御願の諸道具」の改めのために検使を派遣するという形で住職の代替り時に積極的に関与することは、さまざまな意味から寺院に対する政策としても有効であったのではなからうか。寺院を藩の秩序内に組み込む不断の努力の一環として、また宗門内の人事によって他国からもやってくる新住職に藩の威令を初めから実感させるといった面も生じていたのかもしれない。

勿論、法華寺以外の寺院における事例や藩の宗教政策といった広い面からも考慮しなければならない問題でもあり、あまりにも想像しすぎでもある。しかしながら、ここではやや変わった見方を示してその背景を考慮してみた。

以上、法華寺の「什宝帳」について内容を簡略に紹介すると同時にその作成の背景や手続きについて述べた。前藩主の正室の寄進を契機として、その寄進物の確認のシステムが生じて、それが幕末まで継続していったことが確認できたと思われる。

なお、什宝帳に記載されている宝物の内容の詳細については、また別の機会に述べたいと考えている。

第五章

近世後期江戸の日蓮宗

第一節 江戸日蓮宗寺院と旗本

—『寛政重修諸家譜』の分析を中心に—

はじめに

近世江戸における日蓮宗教団の様相について、上來多くの研究がなされている。その内容は多岐にわたる。大まかな分類で内容ごとに列挙しても、教学の展開や檀林の発展、不受不施問題、將軍側室や大名などの著名人の動向、谷中感応寺などの政治的色彩を帯びた事件、出開帳・出版・宝物など文化・社会的問題、御会式など年中行事、法華講など庶民信仰、このような諸問題が様々な視点から論じられてきた。

通説では、日蓮宗は町人を主体とした民衆に支えられた教団であり、幕府や藩主など権門との関わりは他宗と比べれば薄かったとされる。本節では、『寛政重修諸家譜¹』（以下、諸家譜とする）の記載項目のいくつかに着目し、主に数量的分析を行い、近世江戸の旗本家の日蓮宗檀家について、主に統計的な面からの検討を試みた。江戸日蓮宗寺院には意外なくらいの割合で旗本の檀家があることがわかった。先に述べた通説を再検討する新しい材料となると思われる。

また、旗本の仏事や信仰について、上記の内容と関連した二、三の事例を取り上げた。本節は主に数量的分析に絞った内容となり、細かな部分を拡大したような性格のものとなってしまった。しかしこれは、近世の諸史料と近代初

頭のいくつかの史料の連結的考察を通じて、近世日蓮宗の教団や寺院の様子を考察し、当時の人々の信仰を探ろうとする大きな目標上での一部であるので御寛容いただきたい。文中にも述べたが、『御府内備考』など他の諸史料と『諸家譜』との関連などにより近世については、また改めて述べたいと予定している。

大名・旗本の日蓮宗信仰については、従来は個別の家の信仰が取り上げられることはあったが、全体の様相について統計的な概括的論考はなされていない。本節では諸家譜に概説されている菩提寺に関する記述をもとに、江戸幕府旗本の日蓮宗信仰の様子について検討を行う。

(一) 寛政重修諸家譜と旗本について

諸家譜について、福井保²氏の解題により以下に概略を示す。同書は寛政の改革に際して松平定信や堀田正敦らによって発案された。『寛永諸家系図伝』にならい『藩翰譜続編』とともに大名・旗本各家の家系譜をまとめたもので、寛政九年（一七九七）に開設された昌平坂学問所で、寛政十一年から林述斎らによって編纂された。発案から二十四年をへて文化九年（一八一二）に完成する。寛政元年（一七八九）と同三年に大名旗本に各家の家系図や伝承を提出させ、それを述斎らが検討し、場合によっては再提出を求めた後、出自の系統ごとにまとめあげたものである。特徴としては、出典を精確にして主観を退け簡素で客観的な論述様式をとる。原本のうち五十六箱分が国立公文書館内閣文庫に所蔵される。始祖・由緒・知行・加増・所替・分知・初見・相続・昇進・官位・隠居・御役御免・咎罰・死去・戒名・葬地・家紋などの要目が記されている。江戸幕府の制作した諸史料は、いわゆる官撰のものであり、多大な資金と優秀な人材が投入され、長期間にわたって綿密かつ客観性に富む蒐集・編纂・検討をして成立したものであり、従って内容も特に江戸幕府開府以降は信頼性の高いものである。

寺院については以下のように序にある。

寛政重修諸家譜 条例

一、葬知の寺院、しばしば移りかはりし類すくならずといへども、家系おほくはいまの地名をしるせり。其時代に考れば、誤なきにあらざといへども、しばらく所見にしたがふものおほし。

『御府内備考続編』は文政年間に三島政行等によって編纂された『御府内備考』の続編である。寺院ごとに提出された書き上げをもとにしており、由緒などのほか境内現況図などもある。

○旗本・御家人・定府

一般に旗本とは一万石未満の幕臣のうち、將軍に御目見がかなう者をいい、それ以下を御家人といった。江戸在府を原則としていた。また行政官僚として中級以上の幕府の役職の大部分を占める存在でもあった。「吹塵録」「乙巳雜記上」内閣文庫本「国字別武鑑」などによれば、旗本約五千二百家、御家人約一万八千人という数字がある。知行形態には、地方・切米・現米・扶持取がある。役職は「役方」「番方」「遠国」に大別され、布衣・諸大夫などへの昇進がある。

本節で旗本の記載を統計的に調べるに際してある困難に直面した。旗本の定義には難しい点がある。とくに御家人から旗本へ昇格する場合がむつかしい。三世代続けて旗本が勤める格の役職を勤めるか、あるいは一代で旗本格の役職を三つ転任する、または布衣にまで昇進すると、家そのものが御家人から旗本へ昇格する。しかし、諸家譜は寛政十年ころの静的な記録であるため、統計データとして取り入れるべきか迷うケースが大変多かった。小川恭一氏は、諸家譜後幕末までの昇格家が八百にも及ぶことを明らかにしている。しかし、すべての家名を記しているわけではない。本節では、すでに完全に旗本となっている家のみを取り入れることとし、曖昧な事例は除いた。また、同様に儒

者・医者・同朋・天文・工芸・絵師・連歌などに携わり將軍に直屬する家も諸家譜にはあるが、これらも除くこととした。さらに、寛政十年段階ですでに改易されたりして断絶してしまっている旗本は一切数値から除外している。

御家人についてはここでは言及しないが、旗本と相似する部分が多かったことがうかがわれ、後述するように中小旗本にかなりの割合で日蓮宗檀家があったということを考えれば、御家人にも日蓮宗信徒が多かったのではなからうかと推測される。また、他に江戸にいた武士では、旗本・御家人と同様に江戸に生活基盤を置く各藩の「定府」の侍もかなりの人口があり、江戸に菩提寺をもっていたので、旗本・御家人と同じく日蓮宗寺院の檀家もかなりあったであろうと推測できる。但し、各藩定府については全体を概観することは容易ではないであろうと思われ、今後の課題である。

(二) 寛政重修諸家譜からみる江戸日蓮宗寺院

諸家譜の記述は簡略ではあるが、そのなかから埋葬地と没年の記述に注目して、統計的な検討を行ってみた。

禄高の単位は当然石高であるが、表示については知行取り・蔵米取り・現米取り・扶持取りなどの区別をやめ、換算して統一した。現米は中期以降の三十五%の収納率として換算し、扶持米は五石に換算してある。なお、諸家譜で石高不記載の家については、家禄百石未満を指すという通説に従った。

まずはじめに、旗本中の日蓮宗檀家の割合を寛政重修諸家譜の「葬地」の項目をもとに分析する。

諸家譜の各個人の記載には、没年と埋葬地の項目が最後に必ずある。さらに、「のち代々の葬地とする」「後葬地とする」などという表現が一つの家につき一度あるか、またはない。本節では、この「葬地とする」という表現を、その家がこのときに実質的に菩提寺を決定したという意味をもつ表現であるにとらえ、分析を行ったものである。

このように考えた理由を述べたい。初期には埋葬する寺院は、ある家で一つに決まっているとは限らず、個々人で

寺を選んでいるかのような状態である。しかし、ある時点から「葬地となす」という表現が現れる。

そしてこの表現は、ある家で同じ寺院へ続けて埋葬されている場合でも現れるのである。たとえば、初代から三代続けて同じ寺院へ埋葬されているのに、三代目の埋葬の時にこの表現が現れたりするのである。諸家譜は寛政十年の時点のものなので、同じ寺院に続けて埋葬しているならば、一代目の時から「後葬地とする」と記せばよさそうなのである。にもかかわらず、三代目の埋葬の時に「後葬地とする」という表現が現れるのは、この時に特別な事由があったからだと考えた。

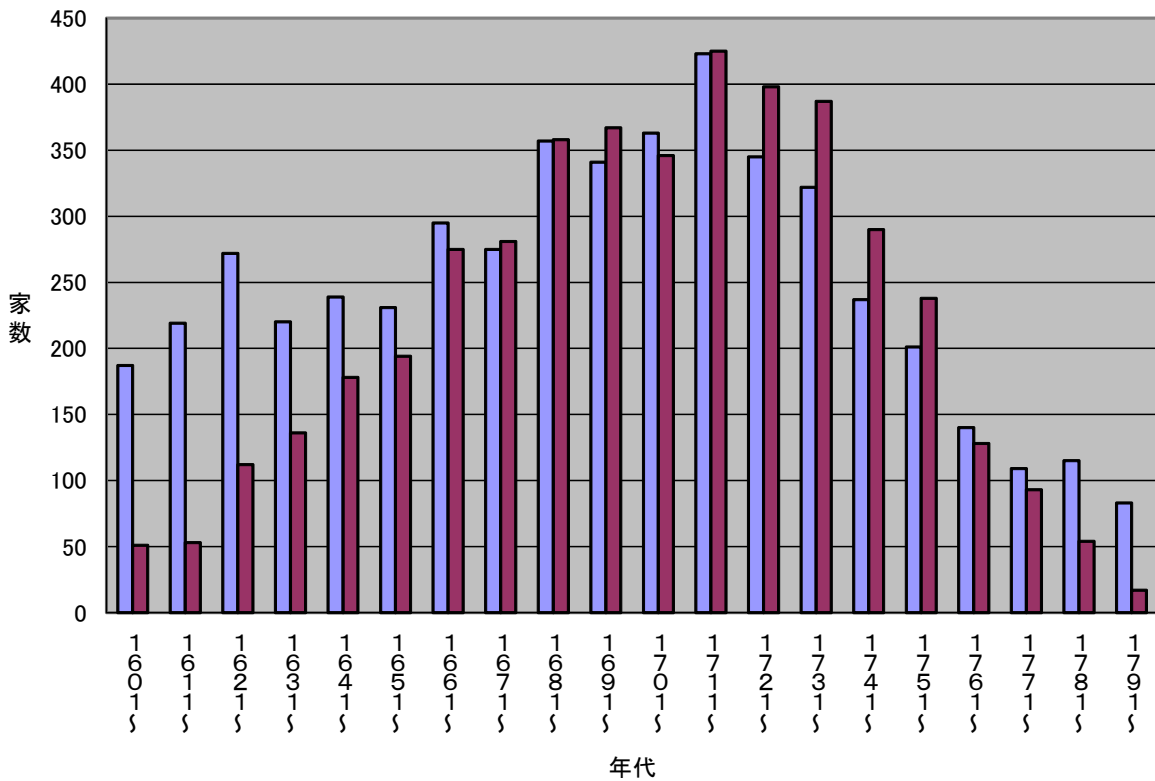
つまり、その当主の埋葬の時、あるいはそのしばらく前から、その家と当該寺院に特別な関係、寺檀関係が結ばれたからであろうと推測したのである。この寺檀関係とは、幕府の命じた宗門改による菩提寺決定とその住職による宗門請を意味し、その関係が「後葬地とする」という記述のあった時に成立した、つまり菩提寺と檀家という関係が形成されたと判断したのである。諸家譜がかなり厳密な考証を経て幕府によって編纂された書物であることから、このような記述の違いにも意味はあるととらえるべきであろう。藤井学氏⁶は近世初期に寺檀制度と寺請が始まると「寺檀契約状」が作成されることもあると示している。このような明確な約定に類するものが結ばれたという場合もあったのかもしれない。

後述する諸家の供養料の事例からも、この表現は菩提寺を意味するものと断定してよいと思われる。結論として、本節では諸家譜のこの「葬地」の記述を菩提寺決定の意味ととり、それをもととして統計をとった。

すなわち「代々の葬地」の記述のある年代を菩提寺決定の年代ととらえた。また、たとえば「ある日蓮宗寺院を『代々の葬地』とする旗本」を「日蓮宗寺院を菩提寺とする旗本」と考え、その家数を数え上げた。

なお、先述のように旗本への新規取り立ては近世を通じて続いていたが、諸家譜の編纂された寛政十年当時には、まだ埋葬者もおらず、そのために墓地の記載もなく「後葬地とする」などの表現がない場合もかなりある。これらの家は菩提寺未決定なので、全体数には入っているが菩提寺の統計からは除いた。少禄の家ばかりである。

最初の埋葬年代と菩提寺決定年代
(左側が最初の埋葬)



以上のような基準で決定した旗本全体の菩提寺決定の年代をグラフにしたのが上の頁のグラフ「最初の埋葬年代と菩提寺決定年代」である。各年代の左側が最初に埋葬した家数を示し、右側が菩提寺を決定した家数を示す。

グラフは十七世紀後半に高い伸びを示し、しばらく高い数字を保ちながら推移して、十八世紀後半には落ち込んでいく。

当初の急増は、江戸幕府が安定し江戸の町が開拓されてくる時期のものである。この時期に旗本家の基礎を築いた人物たちが没し、菩提寺を決定していった様子がかがわれる。但し江戸幕府の開始年代よりも、やや時間があいており、やはり武蔵野の原野であった江戸が次第に発展し寺院も展開するようになってから、このような秩序立った形態になっていたのであると思われる。

また初期には、自らの屋敷の内に埋葬したという記述もあり、出身地の菩提寺や領地内の寺へ埋葬した記述が散見されるが、次第に江戸府内に建立された寺院墓地に埋葬するようになるのである。

「御府内備考」等に示される江戸寺院開創年代もこの様子を裏付けけるものであり、寺院が安定し発展するのと、菩提寺が決定されていったのは同時進行であったのだろう。郊外寺院へも旗本檀家が広がってゆくのは、明らかに年代が江戸時代のかなり後期となる。初期には、幕府と縁故のある寺院などへ集中している様子が見て取れる。

当然ながら、江戸初期の寺院の展開が、その後の各教団の江戸での発展に大きく関わっていたことは明らかであろうと思われる。この様子については、御府内備考などをもとに、稿を改めるつもりである。

菩提寺を決定した年代は、正徳頃がピークとなって両側に落ちてゆく山形を描く。この時期を中心として、宗門改などを契機として檀家制度が形成され、菩提寺決定がなされていったのはたしかであろう。徳川幕府の五代将軍綱吉・六代家宣が分家から將軍家を継いだため、その家来らの旗本への新規取り立てが積極的に行われた結果、家数が増加したことが、二番目の山となり、その後の新規檀家増加にも直結しているであろう。

これら新規取り立ての旗本は八代將軍吉宗の紀州家家臣の幕臣昇格の場合にも見られる。寺院にとって新たな檀家の可能性を示すものである。つぎのグラフでもみてとれるように日蓮宗寺院でも檀家数が江戸中期に順調に増加していることは、新規取り立てという新たな経済的基盤をもつ武士層を取り込んでいることである。このことは江戸日蓮宗教団にとっても伸張の一つの要因であったであろう。

十八世紀後半にも少数ながら新規の菩提寺決定がある。この時期にも少数の寺院は府内での建立が許可されている。また改宗によるものもある。詳しい数字はここでは示さないが変動はかなりあるようにみうけられる。

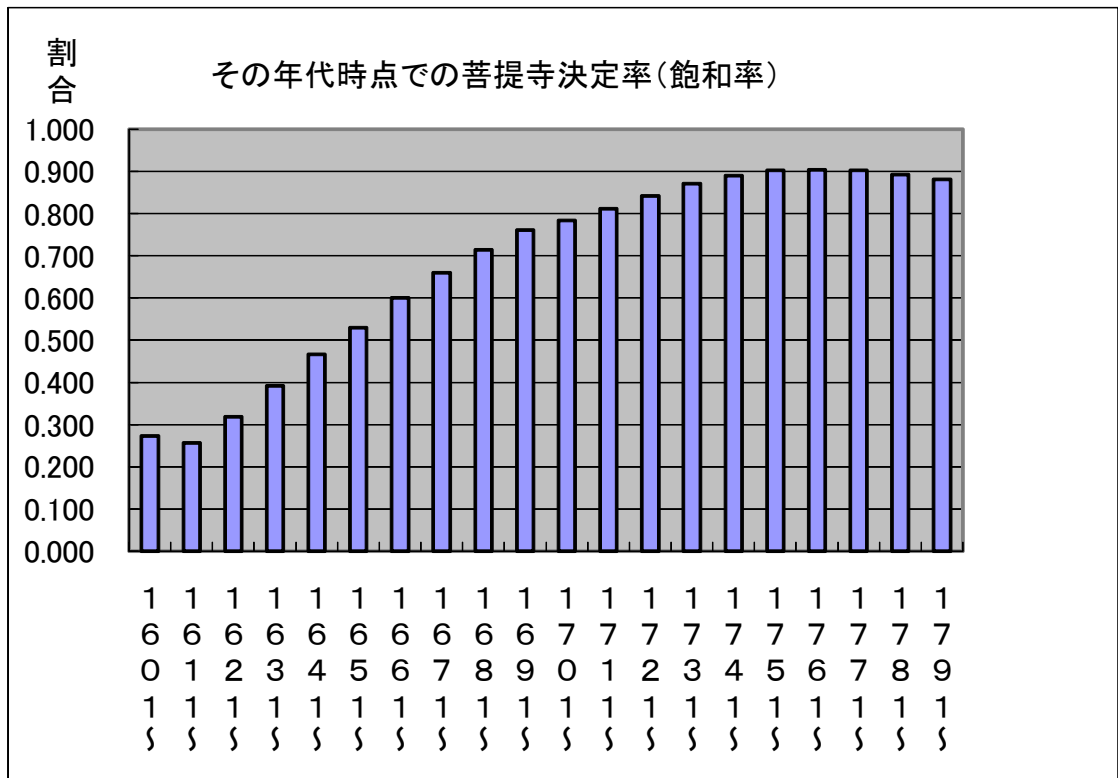
ここで問題となるのは宗門改め制度による寺檀制度の影響であるが、このグラフのみを見る限り、幕府の法令によって一挙に変化がおきたようにはみえない。徐々に菩提寺が決定されているようにも見受けられる。新規取り立てや分家による影響もあるので、さらに確認をしなければならぬが、宗門改めと寺院請けによる特定寺院への結びつきは一度に急激におこったかどうかまだわからない。しかし、後述の「飽和率」のグラフからは、明確に幕府法の影響がみてとれる。

菩提寺決定の時期について、もうすこし詳しくみてゆく。寛政年間になって、すでに菩提寺を決定しているのは約八十五%である。残りはいまだに埋葬された記録がないなどである。菩提寺未決定が全体の約十二%、ほかに新規取り立てでまだ当主の埋葬されていない家が同約三%ある。未決定の五分の一は初代の当主のみ埋葬されて、未だ「代々の葬地」などの表示がない家である。

八十五%の内訳は、最初の当主が埋葬された寺院がそのまま菩提寺になったのは約六十四%、残り二十一%は最初に埋葬した寺院とは別の寺院を後から菩提寺とした家となる。さらに二十一%の約十分の一（全体の二%）は最初に埋葬した寺院をすぐに菩提寺とはせず、一旦別の寺院に埋葬した後で、最初の寺院へもどってきてそこを菩提寺とした数字である。つまり、間に他の寺院での埋葬が入っている事例である。二十一%の変更した家のうち、初代が京都や大阪など赴任地での埋葬や領地・出身地寺院からの変更の例も若干あるので、以上の二十一%のすべてが改宗などの宗教的理由による変更ではないが、大半は江戸の他宗の寺院での埋葬が最初だったケースである。

全体の約三分の二が最初に埋葬した寺院を菩提寺としているので、最初から変動がない場合が多いことになる。その一方で、約三分の一は移動があるので、見方によっては高率で変動があるともいえるであろう。

次ぎの頁のグラフ「その年代時点での菩提寺決定率（飽和率）」は「飽和率」を示すものである。その意味としては「その年代時点での埋葬者のいる旗本家総数のうち、既に菩提寺を決定していた家の割合」という意味である。これは「初めて埋葬された年代」と「菩提寺決定の年代」を組み合わせて十年きざみでデータ化して計算した。



れた檀家制度は、寺と檀家にとって大きな影響をもつていたと思われる。ただし、大部分の家で後世まで続く菩提寺
 が決定するのは元禄までかかる。このことも、寺檀制度の普及の状況を間接的に示すものであろう。圭室⁸文雄氏は寺

ここでは、グラフは寛永初め頃（一九三一〜一九四〇）の三
 五％から激しい右肩上がりのグラフを描き、正徳年代頃（一七
 一一〜一七二〇）では当時の旗本の八割を越す家が寛政年間ま
 で続く菩提寺を既に決定していたことがわかる。此の頃には、
 大部分の旗本が檀家制度の確立とともに、宗門改による菩提寺
 との永続的な契約関係を結んでいたと考えてよいであろう。そ
 の後は極めて緩やかな上昇をして約九〇％前後で安定するよう
 になる。上述の「代々の葬地」などの表記のないままで推移す
 る家が若干あることを考えて、「菩提寺の決定」が幕府の宗門
 改制度の決定に影響されており、その決定は一時期に急激にお
 こったといえるであろう。またその効力はかなり長く、あまり
 変化せずに続いたということが事実として確認されるといえよ
 う。

最初の埋葬寺院を菩提寺とするケースが六十四％とかなり高
 いものの、初期ほど流動的で個人個人の信仰によって、宗派を
 選択していたと考えてよいであろう。それが、幕府の宗門改制
 度により、家としての菩提寺の決定に結び付いて変化の少ない
 形になったのであろう。やはり幕府の宗門改によって生み出さ

檀制度にもとづく菩提寺の選択について、菩提檀家を取れる寺は一六五〇年頃までに成立した寺で以降成立の寺院は菩提檀家を持ってない、とする。また、一七〇〇年頃に檀家制度が確立された、と述べる。このグラフからはその説にもおおむね合致しているともみえる。

さてここからは、日蓮宗に絞って検討してゆきたい。日蓮宗檀家の旗本の数を石高別に分類し、旗本全体の石高別と旗本全体中における日蓮宗檀家旗本の割合をやはり石高別に%表示したのが次頁の二つの表である。中央の「日蓮宗檀家の家数」の列の数字が「日蓮宗檀家」の旗本の家数を石高別に示したものである。そして、左側の列の数字は旗本全体の家数を石高別に示したもので、右の列の数字が日蓮宗檀家の旗本が旗本全体の中で何%の割合であるかを石高別に計算したものである。

旗本中の日蓮宗寺院檀家 (寛政十年)			
石高	旗本全体の数	日蓮宗檀家の家数	全体に占める割合
9000以上	2	1	0.500
8000以上	4	0	0.000
7000以上	12	2	0.167
6000以上	21	2	0.095
5000以上	70	12	0.171
4000以上	37	3	0.081
3000以上	102	10	0.098
2000以上	160	18	0.113
1500以上	117	15	0.128
1000以上	296	49	0.166
900以上	42	8	0.190
800以上	72	14	0.194
700以上	152	26	0.171
600以上	143	28	0.196
500以上	433	90	0.208
400以上	334	74	0.222
300以上	827	210	0.254
250以上	249	59	0.237
200以上	820	186	0.227
100以上	865	193	0.223
不明	365	49	0.134
計	5123	1049	0.205

この表から、日蓮宗檀家の旗本は旗本全体の家数の二割を占めていることがわかる。禄高の計算については厳密に行うべきであるが、ここでは便宜的に家数掛ける左の石高という形で計算し概略を示した。

禄高から見ると、日蓮宗檀家の旗本の全体に占める割合は六分の一になる。禄高別では、高禄の家では少数派にな

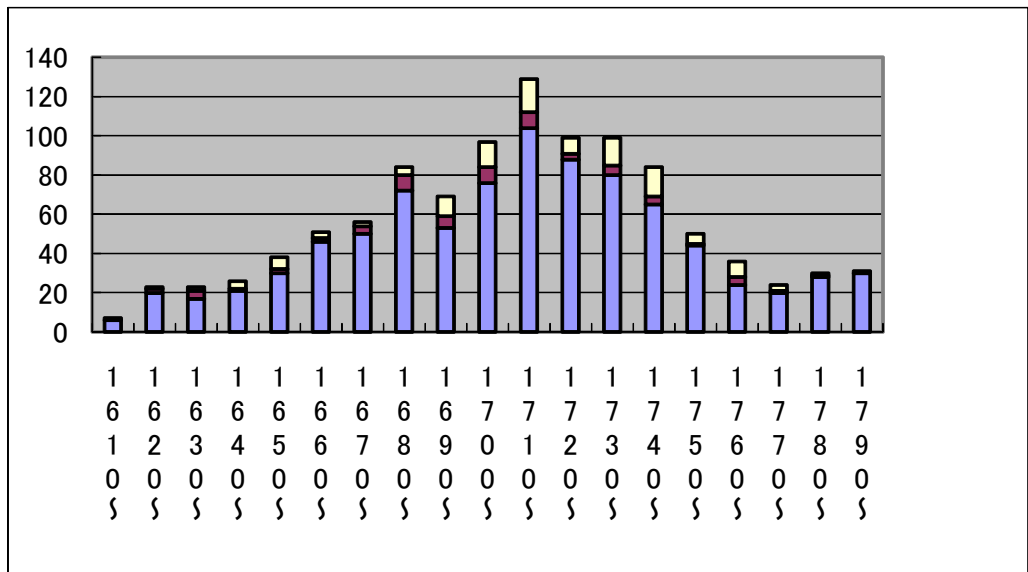
るが、五百石以下の中堅・小身の旗本では日蓮宗寺院を菩提寺とする家が相当多いことがみてとれる。特に三百石代では四分の一をしめるなど中堅・小身の旗本ほど割合が高いのが特徴的である。但し、付言すれば、禄高が低いからといって軽視は出来ず、例えば各地に派遣される代官は百五十石取りが標準とされていたし、各種役職に就く機会も能力次第で十分にあった。

全体の二割という率は、近世日蓮宗教団の日本各地での教線と比較しても、かなりの高率であろうと思われる。結論として、江戸の旗本はかなりの高率で日蓮宗寺院の檀家であったわけである。

また、前のグラフからは、約半数という相当部分の旗本檀家が千七百年代を中心とする五十年の間に、日蓮宗寺院を菩提寺に決定していることがよくわかり、この時期に江戸日蓮宗寺院の安定した基盤がつくられたと評価してよいのではなからうか。近世檀家の形成という観点からも、興味深い数字である。通説によれば、この時期に寺檀制度が完成したとされる。つまり宗門改によって寺檀関係が強制された時期にあたる。この時期に数字が集中するのは通説通りであり自然なことであろう。

旗本の檀家は、経済力は富商には及ばずとも一般庶民よりは優り、仏事を怠りなく行い改宗も滅多にない安定した檀家と考えてよいと思われる。旗本の檀家がこれほど多かったことは、信仰態度などは別として経済的な面からだけでも、江戸日蓮教団にとって大変有難いことであったと思われる。また、旗本は幕府官僚でもあるのだから、訴訟などの際の伝手などの面でも有用であったのではなからうか。特に近世中期以降、谷中感応寺事件など日蓮宗と幕府の関係が親密になったり緊張したりした際にも、従来注目されてこなかったが裏面で様々な運動をしていたとも推測できる。当時の日蓮宗教団は、後にも示したように、門流別に独自の動きをしていた訳であるが、各門流の安定と発展にとって旗本檀家の存在は大変重要であったのは間違いないかろうと思われる。政治的に新開拓された大都市である江戸で、旗本の檀家を順調に獲得していったことが、東都日蓮宗教団のめざましい発展の一つの大きな要因であったことは確かであろうと思われる。

では、ある家が日蓮宗寺院と結縁したのはいつ頃であったのであろうか。この点についてまとめたのが、次ぎのページのグラフである。グラフは「後葬地とする」などと記載された寺院、つまり推定の菩提寺に「最初に埋葬された人物の没年」を年代別に示したものである。



なお、先述したように、同じ寺院に埋葬を続けていても、数代後のある人物が埋葬されたときから「後葬地とする」といった表現をしている例がある。先のグラフでは「後葬地とする」と表記のある年代を菩提寺決定の年代としてまとめた。この場合は、「後葬地とする」表現以前の、当該寺院に一番最初に埋葬した人物の没年を、寺院とその家との最初の「結縁」年代と考え、その年をデータとして採用した。最初に当該寺院へ埋葬した後には他の寺院へ埋葬し、結局当該寺院を菩提寺とした例もかなりあることから、先のグラフと類似したものではあるが、別にまとめた。当該寺院に最初に埋葬された人物の没年は、寺院との結縁のおおよその年代を示す一つの重要な手がかりであり、後の菩提寺ともかなりの確率で一致するので、ここではこちらの年代を採用した。

棒グラフの縦棒の三種の分類は、一番下の(1)「最初から日蓮宗寺院の檀家」とその上の(2)「日蓮宗寺院から日蓮宗寺院へ移転」、さらに上の(3)「他宗寺院から日蓮宗寺院への菩提寺変更」への三種に分けて日蓮宗寺院を菩提寺とした年代が示されている。

他宗寺院から日蓮宗寺院への葬地の移転もかなりある。諸家譜をみていくと、菩提寺の移動の例もかなりある。数代にわたり、宗派もそれぞれ異なる寺院に埋葬されて、なかなか菩提寺の決定しないケースもある。なかには数十年にわたり、日蓮宗と禅宗の寺院に交互に四世代が別に埋葬されているという興味深い事例もある。

つぎに日蓮宗への菩提寺変更の年代的推移をみる。上の表は日蓮宗檀家の旗本のうち、どれほどの家数が、過去に

は一旦他宗の寺院に埋葬したことがあったのに、その後日蓮宗寺院を菩提寺と変更したか、その全体における割合

他宗からの移動とその割合

石高	日蓮宗の家数	移動した家数	割合(中÷左)
9000以上	1	0	0.000
8000以上	0	0	0.000
7000以上	2	1	0.500
6000以上	2	0	0.000
5000以上	12	1	0.083
4000以上	3	0	0.000
3000以上	10	2	0.200
2000以上	18	2	0.111
1500以上	15	3	0.200
1000以上	49	8	0.163
900以上	8	1	0.125
800以上	14	1	0.071
700以上	26	1	0.038
600以上	28	3	0.107
500以上	90	13	0.144
400以上	74	11	0.149
300以上	210	22	0.105
250以上	59	8	0.136
200以上	186	25	0.134
100以上	193	13	0.067
不明	49		
計	1049	115	0.110

はどれくらいか、ということを示している。当初から日蓮宗寺院に埋葬してきた家と、後代から日蓮宗寺院を菩提寺に決定した家を分けて割合を考察しようとしたものである。左の数字は前表の「日蓮宗檀家の旗本」の数であり、中が「左の内、以前他宗寺院に埋葬したことがあったが、後に日蓮宗寺院を菩提寺に決定した家」であり、右の数が「中÷左」つまり日蓮宗檀家全体のうちの「後に檀家となった」檀家の割合である。後から日蓮宗檀家となった旗本

は五百石以下の家が多く、小身の旗本ほど多い様子が見て取れる。どのような事情があったのかは不明であるが、主として享保年代以降から、日蓮宗寺院への菩提寺変更が行われている。中には他宗寺院から改葬して、戒名が日蓮宗のものでないままである例もある。江戸の町で、日蓮宗が伸張してゆくことと、菩提寺を変更する旗本が増えることには、何らかの相関関係があると思われる。

つぎの頁の表は菩提寺変更のうち、他宗からと本宗からを分けて、年代別に示したものである。一旦他の寺院へ埋葬したり他の寺院を菩提寺とした後の日蓮宗寺院への菩提寺変更は百九十二軒であり、うち六十五軒は日蓮宗寺院からの変更である。やはり十七世紀はじめ頃に多くみられることが確認できる。この頃に菩提寺決定の多かったことはたしかであろう。

日蓮宗寺院への菩提寺変更		
	他宗寺院 から	本宗寺院 から
1610～	0	1
1620～	1	2
1630～	2	4
1640～	4	1
1650～	6	2
1660～	3	2
1670～	2	4
1680～	4	8
1690～	10	6
1700～	13	8
1710～	17	8
1720～	8	3
1730～	14	5
1740～	15	4
1750～	5	1
1760～	8	4
1770～	3	1
1780～	1	1
1790～	1	0
計	117	65

日蓮宗へ変更する旗本がかなり多く、逆に日蓮宗寺院から出ていく家は少ないという印象がある。但し、日蓮宗から他宗へ変更する家の多くは高禄の家であり、日蓮宗檀家になるのは中小旗本との印象があった。御家人層でも日蓮宗檀家が多かったのではないかと推測したのも、この印象があったからである。あるいは、町人間でも信仰が盛んになった日蓮宗と伝統的な他宗との相違が目立ってきたからではな

かろうかというのが、一つの推測である。なお、分家は当然ながら、本家と同じ宗旨にする傾向があり、一六八〇年頃までの日蓮宗檀家の旗本の家からの分家の多くはやはり、日蓮宗檀家になっている。

甲府勤番に左遷された後に日蓮宗に改宗した家も十九もある。甲府勤番の日蓮宗檀家は四十二なので、以外に高率である。甲府は日蓮宗の総本山久遠寺に近く本遠寺など有力寺院も近いことも関係しているであろう。江戸で盛んな法華に改宗することで、江戸を偲ぶ気持ちもあつたのかもしれない。甲府勤番になる旗本は四百石以下なので、檀家も四百石以下である。なお、甲府勤番の菩提寺の多くは甲府にあるため、江戸寺院の統計に入れるのは躊躇したが、甲府に行く前は江戸の日蓮宗寺院を菩提寺としていた例が多いので、今回あえて分離はしなかった。

日蓮宗に関して注目されるのは、不受不施の寛文の総滅との関連であるが、このデータからは惣滅の後に檀家が増加してゆく様子ともみてとれる。旗本の菩提寺決定と寛文の惣滅に関連があるのかは興味深い問題である。

日蓮宗の檀家となった旗本の割合が二、三百石の石高に多いことを示した。このような禄高が多いわけではない旗本にとって、信心によって祈願が叶う、つまり良い役職に出世できるということは切実な問題であったと思われる。日蓮宗では祈祷が盛んであり、特に近世中期以降は言説説法を上回るようになっていったとされる。祈祷によってこれらの人々を引きつけるというのが理由の一つであろう。

また別に推測すると、江戸で出版文化が盛んになり、日蓮聖人の一代記や事跡が広く知られるようになったことも大きな要因であったと思う。聖人の教えや行動は各宗の祖師の中でも、最も武士の共感を呼ぶものであったと思われるし、その足跡が東国を中心としたものであり、幾多の難を乗り越えられたことも親近感を抱く要因となったのではなからうか。

なお、他にも重要な問題として、江戸に新規に開創された寺院の開創に大名や旗本が密接に関わっていた事例がいくつもあり、御府内備考や書き上げなどでも確認できるが、この問題については本節では言及しきれないので、同様に後に述べることにする。

なお、調べていて興味深い内容として、ある家へ養子に入った人物が没後は養家でなく実家の菩提寺へ入る例がしばしばある。家を継いで当主として没し、義父や実子は養家の菩提寺に葬られているのに、本人のみ実家の菩提寺へ埋葬される例が時折あるのである。日蓮宗寺院の場合にもその例がしばしばあるように思われる。これは単なる習慣の一つかもしれないが、あるいは本人の信仰によるのかもしれない。養家の宗旨を変更することは勿論なし得ないが、本人は従来の信仰を保っていた、ということもあったのかもしれない。想像ではあるが、旗本個人の生活や信仰を考える一端になるのではなからうか。

また、¹⁰林由紀子氏らの明らかにしたように、嫁や養子が実家から完全に離れるどころか、逆に実家とのつながりを強く保持していたという近世日本の家族形態によると考えることも可能である。

なお、諸家譜には、九人とごく少数ではあるが、「発心して出家」、「多病にヨリ出家」などと子弟が日蓮宗寺院で出家したことを明記する例もある。陰山氏から出た池上本門寺日養など、住職歴を記すものもある。時代が下るにつれ、幕臣は出家することが厳禁されていたといわれる。当時の法制として、出家者は本山の支配下に入り寺社奉行所の管轄となることとなる。これは様々な混乱を引き起こすことが予想されたためではなからうか。

さらに、変わった事例として、父親が横領・強盗など罪を犯して死罪・改易となった後、連座して他家にお預けと

なっていた子供が十五歳に達し成人するにあわせて、菩提寺の住職が公儀に願¹¹い出て、子供を出家させたという記載が日蓮宗だけでも三件四人あった。重科のため改易となつて、お家再興や養子入りの望みもない身であり、出家はお預けの身から救うことにもなつたのであろう。

また、子供のいない家へ養子に入っていたが、養父に実子が生まれた為に実家へ帰り、出家したという事例も二人あった。

近世の寺院には、このような様々な境遇の人々を受け入れるという機能もあつたのであろう。そして、そのような機能を示した事例は、当然ながら旗本を対象とした場合のものでもなく、あらゆる階層の人々にあり得たのであろう。また、逆に、このような人々を受け入れていたことは、幕末の佛教批判の風潮の中で、僧侶の出自や人品を批判する論があつたことの一つの原因ともなつたのかもしれない。いずれにせよ、こういった事例は単に社会的な要求に基づいて居所のなくなった人々に機会を与えるというものでもなく、それは仏教寺院の信仰にもとづく権能であり宗義の顕現の一つであつたといえるのではなからうか。

次ぎの表は少々強引ではあるが、寛政諸家譜と明治五年の書き上げの数字を並べてみたものである。約八十年もの開きがあり、後者は明治の廃仏毀釈の後であるので、比較自体が無謀ではあるが、参考までに比べてみたものである。特に明治五年書上の檀家数では、庶民の檀家は家数といつても認定の仕方もわからず、曖昧な数字ではある。また特定の開基檀家とその一族・家臣のみが檀家であつたり、武家だけしか檀家になれない格式の高い寺院というのもあつたので、統計としても不十分である。ある程度の参考にしかならないが、しかしながら、旗本檀家を門流別に分けてみることに、意味があると考え、とりあえず並べてみたものである。禄高は厳密にするべきであろうが、ここでは家数かけるグラフの分類項目として単純計算したものを参考として示してある。たとえば九千石台にひとつの家があれば、単純に九千かける一とするようにしてある。

『明治五年書上』と『寛政諸家譜』 門流別										
『明治五年の書上』の数字							『寛政諸家譜』の数字			
本寺名	五年寺数	うち塔中	僧人数	僧一人あたりの檀家数(軒)	檀家数五年(軒)	檀家数割合(%)	旗本檀家数	同禄高(概算)	門流別家数割合(%)	門流別禄高割合(%)
久遠寺	83	24	161	44	7137	23.2	213	104170	21.2	21.5
本門寺	62	29	80	49	3914	12.7	101	50289	10.1	10.4
誕生寺	37	1	69	42	2932	9.5	85	41272	8.5	8.5
法華経寺	35	1	58	38	2182	7.1	33	12006	3.3	2.5
本国寺	28	10	49	43	2114	6.9	102	56523	10.2	11.7
本土寺	20	2	36	48	1745	5.7	30	11770	3.0	2.4
妙法華寺	11		22	39	854	2.8	96	48423	9.6	10.0
蓮永寺	10	4	12	54	643	2.1	35	18776	3.5	3.9
弘法寺	5		12	54	649	2.1	21	9178	2.1	1.9
本遠寺	4		11	40	436	1.4	9	3750	0.9	0.8
本法寺	3		3	60	180	0.6	6	1730	0.6	0.4
妙顯寺	2		2	82	164	0.5	3	1150	0.3	0.2
下野妙顯寺	2		9	41	366	1.2	11	9655	1.1	2.0
妙伝寺	1		1	40	40	0.1	1	300	0.1	0.1
国前寺	1		1	47	47	0.2	4	1850	0.4	0.4
妙成寺	1		1	78	78	0.3	0	0	0.0	0.0
妙覚寺	1		1	82	82	0.3	4	2060	0.4	0.4
実相寺	1		1	100	100	0.3	2	600	0.2	0.1
頂妙寺	1		2	53	106	0.3	7	1600	0.7	0.3
村田妙法寺	1		2	58	115	0.4	0	0	0.0	0.0
妙国寺	1		1	120	120	0.4	2	600	0.2	0.1
立本寺	1		1	136	136	0.4	2	1600	0.2	0.3
妙光寺	1		2	98	196	0.6	0	0	0.0	0.0
小計	312	71	537	45	24336	79.0	767	377302	0.8	0.8
妙満寺	31	2	37	58	2144	7.0	32	16580	3.2	3.4
本成寺	28	14	57	36	2032	6.6	137	50169	13.6	10.4
光長寺	4		3	74	223	0.7	5	3650	0.5	0.8
富士本門寺	4		6	53	316	1.0	17	5145	1.7	1.1
鷺山寺	3		3	37	110	0.4	8	2500	0.8	0.5
本能寺・本興寺	3		1	180	180	0.6	2	600	0.2	0.1
妙蓮寺	3		4	110	438	1.4	17	9550	1.7	2.0
大石寺	3		8	89	710	2.3	10	13100	1.0	2.7
本禅寺	2		8	31	250	0.8	6	4585	0.6	0.9
富士妙蓮寺	1		2	35	70	0.2	3	1050	0.3	0.2
小計	82	16	129	50	6473	21.0	237	106929	23.6	22.1
総計	394	87	666	46	30809	100	1004			

数値のうち、左から六つまでは明治の書き上げの数字であり、左より七つ目の「旗本檀家数」と八つ目の「同禄高合計」が諸家譜のものである。七つ目の「檀家数中旗本割合」は明治五年檀家数の数字を旗本も含むものと考え（実際に明治五年の書上では「総檀家数中武家何軒」などと記載する寺院が時折ある）、旗本檀家数が檀家全体の何%になるかを試算してみたものである。

旗本の檀家は、檀家全体でみると、せいぜい数%、多くても一割弱であり、この比率は妥当であると思われる。八十年の開きを無視したものはあるが、やはり数では庶民が多数であったのである。但し、御家人や江戸定府藩士

の数字も明らかでないので、旗本以外にも武家檀家はある程度あったのであろう。

八つ目の「門流別家数割合」は旗本檀家総数の何%がその門流の寺院を菩提寺としているかであり、「門流別禄高割合」は日蓮宗檀家の旗本の禄高合計を百%として、各門流に何%の禄高となるかを調べたものである。一致派と勝劣派の割合は、檀家総数と比較してやや一致派が多くなるが、おおむね、七対三の比率となる。一致派では久遠寺、勝劣派では越後本成寺が目立つ数字である。門流により、偏りがあるが、その理由は今後の課題としたい。近世江戸日蓮宗教団を考える上での参考資料とはなるのではなからうか。

なお、明治の五年の書き上げで塔中の多い寺院と旗本の多い寺院には明確に重なる部分があり、御府内備考などの寺史ともう一度照らし合わせて確認したいと考えている。

このように述べてきたが、要約すると、旗本はむやみに宗旨を変えず、法要も必ず、しかも支配階級らしく行うので、菩提寺としては理想的な檀家であったと考えられる。

また旗本檀家の多い寺院にはある種の理由が推測できるものもある。具体的には、数家の旗本が開基檀越であったり、幕府との縁故が認識されるような寺院、古来由緒があったり従来の菩提寺と門流関係の深い寺院などに、特に初期に集中する様子が見て取れる。一族が皆同じ寺であるなど、特定の一族と深いつながりの見受けられる寺院もある。この問題については、先述したように都合上機会を改めてまとめて後述したいと考える。

(三) 旗本の仏事と信仰

旗本の信仰については、旗本の生活や行動という観点からいくつかの先行研究がある。いずれも、旗本の信仰には、国家社会の枠組みの尊重と先祖への報謝としての先祖祭祀が重要な要素となっていることを指摘している。また、森鷗外などの作家や歴史考証家の蒐集した事例も当時の信仰の有様を偲ばせてくれる。ここでは、やや簡略ながら参考

として興味深い数例を取り上げて、紹介する。

まず、大久保彦左衛門の遺訓でもある『三河物語』に「上様のいる方向へは足を向けて寝たことはない。朝夕に読経して、まず釈迦を拝み、つぎに家康様を拝み奉り、ついで両將軍様の御寿命安穩、御子様・御兄弟様様の御息災を拝み終わってから我が家の祖先・父母を拝む」とある。釈迦を拝してから主君一族のために祈るといふ封建武士の思想の枠組みが感じ取れる内容である。このような思想は特に不受不施との関連からしばしばとりあげられてきたが、近世武士の信仰を考える上で改めて検討する必要があると思われる。

大名・旗本などの写経・寄進物も各地の寺院に残されている。先日、筆者が京都のある本山寺院で拝見した写経には「水谷信濃守義阜謹筆」という奥書があった。この人物は京都町奉行に任ぜられて京都へ来たのであるが、一月もしないうちにこの法華経一部を写経して納めていたのである。信濃守に内定していたが、正式に叙任する前の日付であった。心におもうところがあつたのであろう。こういった写経なども、旗本個人の信仰の内面をうかがわせる貴重な史料となるであろう。

ついで、諸家譜の二十一巻長田家の本文からであるが、興味深い内容を含んでいる。

享保三年七月二日浅草寺の賢福院に寓居せる祖恵といへる僧、日蓮宗にもあらざるまぎらはしき法を修し、これを授るものあまたに及ぶのよきこえしにより、究明あるのところ、(長田)芳忠も其法を受し事露見す。元来宗門の事をいいては制禁あるの弁へもなく、新法に帰依せし事遠慮なきの至りなりとて小普請に貶して、出仕をとどめられ、四年二月十六日ゆるさる

これによれば長田芳忠が享保三年(一七一八)に自分の家の宗旨と似てはいるが異なる法を受法したことが問題となり、小普請に左遷される罰を受けている。幕府は新規の法門を始めること、それに関わることを厳禁していた。こ

の事例はその一例であろう。

旗本の家の仏事には家族や家来の代参が多かったことは先行研究でもしばしば論考されている。仏寺や死没者に関わることは忌がかかることになり、出仕の妨げとなることが貞享元年（一六八四年）の幕府服忌令などの規定で定められていたためにそうならざるをえなかったという説が多い。寛政・文化の頃の『諸家服忌問答集』や『服忌無念届禁令書』などによると、服喪を要する親類の範囲は今よりもかなり広範囲であったようである。旗本は自身の墓参はあまりしなくとも、ともかく法事などの先祖供養は欠かさずに行っていたと思われる。忌日などには毎回墓参と法要を修していた様子を示す史料も残っている。

旗本の仏事に関する史料もいくつか紹介したい。旗本の檀家が菩提寺に対して、経済的な面からどれほどの貢献をしていたかを考えるためである。本節では、旗本に関する先行研究から二三のわかりやすい事例を引用して、具体的に検討してみたい。

まず、播磨に三千石の領地を持っていた旗本池田家の事例がある。この池田家については、新見吉治氏の考証がある。本節では新見氏の翻刻された池田家家計簿のうちから、新見氏が特に取り上げなかった仏事に関する項目を抜き出して参照させていただいた。まず最初に、池田家から菩提寺などへ毎年納める供養料についてみてゆきたい。幕末に近い江戸後期頃の『心得控』（家臣田中陽吉の覚書）によると、池田家では仏事の例年の支出として、下谷海禅寺（「諸家譜」の記述から菩提寺とわかる）に「盆 寺院へ霊供料」を出している。その他の音物料とを合計すると、年間に計白銀一枚（約金三分）を海禅寺に支出していた。また、海禅寺には「御墓掃除金」二百疋をも別に支出している。さらに、池田家では、菩提寺以外の先祖が埋葬されている寺院にも、供養料を支払っている。正燈寺に白銀一枚と「御墓掃除人金」五十疋をだし、ほかに霊梅寺に金五十疋、永隆寺・宗林寺にも金百疋を供養している。「諸家譜」や後述の史料をみると、池田家の歴代当主や縁者のうち、海禅寺を菩提寺と決定する以前の時期を中心に、霊梅寺・永隆寺・宗林寺に埋葬された人がいたことがわかる。これらのことから、菩提寺には特別に供養料を渡し、先祖

の墓があるほかの寺院にも一定の回向料を出している様子がわかるのである。海禪寺に約一兩一分、当主一人と子供七人の墓のある正燈寺には白銀一枚すなわち銀四十三匁Ⅱ約金三分、永隆寺・宗林寺には金二分、靈梅寺には二朱の供養料を回向していることになる。後述の氏名不詳の旗本の事例とも似通った数字である。「御墓掃除」は実際に池田家で人足を雇ったのか、名目だけで寺に渡したのかはよくわからない。

さらに、新見氏の翻刻した池田家の「安政三年丙辰十一月二十八日仰せ渡された御代々様の五十年以上御祥忌御代参の事」¹⁸を第一行目とする題名不明の史料がある。ここには、池田家の室町期三百年前からの歴代当主のほか、一家の女性・子供の計四十人の祥月命日と墓所と戒名がまとめられている。この史料は、家来が代参すべき日時や内容について、現在の当主から家臣に伝えられたことをまとめた覚のようなものであろうと、記載形式などから推測される。内容を見ると、まず、歴代当主のうち十人の要目が記されているが、この十人については、「年々九度御取次ヨリ御代参、相い勤む可し」と付記されている。家臣のうち「取次」（家老から数えて四番目の格）職の者が毎年、初代頼竜を除くかつての当主九人の祥月命日に墓参するという意味であらう。墓所は六人が菩提寺である海禪寺にあるが、三人は正燈寺と梅岳寺にある。初代下妻頼竜の京都徳圓寺の項には「御代之無し」と代参をしなくてよいことが理由は不明であるが、付記されている。遠方であるからであらう。

次に「毎月御代参」として、海禪寺に墓所がある三人の項がある。この三人にはどんな人物かの説明が付記されておらず、説明の必要もない人物であったからであらうと思われる。うち二人は、戒名からみて、先代と先々代当主であると思われるが、もう一人は不明である。跡を継がなくなった当主の兄かもしれない。歴代当主のうち、なくなって五十年以内であるので、前述の十人とは異なり、毎月の命日に墓参がなされていたのであらう。代参は家老に次ぐ「用人」が行うことになっており大切に供養されていた様子がわかる。

次いで、「御代々之裏方様御祥月ばかり御代参の日」とあり、歴代奥方や当主の実母など十人が列記されている。この項の末尾には「年々八度取次御側向より以来相い勤む可き事」とあり、二人を除く八人の墓所に、祥月命日に「取

次」か「側向」（家老・用人につぐ地位）の誰かが代参していたことを示すと思われる。初代頼龍の奥方には「御寺知れず」と付記されている。二代重利の奥方は領地のある播磨の竜野の如来寺に墓所があるが、「御代参之無し」とされている。同じ播磨の三田永隆寺に葬られた五代邦照の実母の墓所には代参があり、上述の「心得控」でわかるとおり毎年金百疋を供養しているのであるから、この違いの理由は不明であるが、やはり寺院の退転などの理由によるのかもしれない。また、四代薫彰の実母と八代由道夫人の墓所が日蓮宗の谷中宗林寺である。宗林寺にも永隆寺と同様毎年金百疋の供養がなされていたわけである。宗林寺・永隆寺に埋葬された人物はほかにいないようなので、この三人の菩提の為に、池田家では毎年金百疋を両寺に供養していたと考えてよいであろうと思われる。「裏方」十人のうち残りの五人は菩提寺海禅寺に墓所がある。なお、そのうち一人は子供を産んだ側室であった。

ついで、「五十年内にて毎月奥附より御代参勤める分」として四名の名がある。おそらくなくなって五十年以内の「裏方」の女性たちであろう。奥方附の家人か女中の誰かが毎月墓参していたのであろう。最後に「五拾年内御子様分」として十三人が列記されている。全員童子か童女の戒名である。うち七人が八代織部由道の子女であろうと思われる、由道と同じく正燈寺に葬られている。この十三人の子女にも毎月代参がなされることになっていた。いずれも「五十年内」と付記されていることからみても、五十年忌を過ぎると、当主や奥方・当主実母などは毎月の墓参ではなく、祥月命日のみの墓参となり、ほかの子供などは、個別の供養対象から外されることになるという仕来りであったと考えてよいであろう。池田家以外の旗本でも、おそらくこの点は同様であったのであろうかと思われる。なお、子供の一人は南都の寺に埋葬されている。当主が奈良へ赴任していた時期になくなった子供であろうか。この項目には「代参無し」などの付記はなされていない。何等かの方法で供養が行われていたのであろうが、詳細は不明である。

池田家の年回忌法要については、親類との交流に注目した新見氏の考察が別にある¹⁹。新見氏は、池田家に残る書状から、年回法会は親族すべてに両敬様式で案内が出され、各家から代参があったようである、と結論している。新見氏の取り上げた事例は先々代大乘院の第十七回忌であるが、大名・旗本の親族計三十七人に案内の書状が出され、あ

る旗本家からは用人五人が当日代参するという返事が残っている。葬儀や年回法要については、支出なども特別になされていたのであろう。

以上、新見氏の翻刻した史料から、旗本池田家の例年の仏事について見てきた。ここからわかる事は、①池田家では、菩提寺には毎年供養料や音物が届けられ、御墓掃除料も納められていた。約一兩強の金額であった。その他、当主や奥方・当主実母の埋葬されている寺院にも、百疋・二百疋・五十疋という高額とはいえないが一定の供養料が納められている。供養料の納められていない寺院もある。②歴代の当主・奥方・当主実母の多くには、祥月命日や月命日の墓参が行われている。初期の先祖の中には墓参をうけていないものもある。これらの人々は五十年忌までは毎月²⁰の墓参をうけ、五十年忌を過ぎると祥月命日のみの墓参となるようである。③墓参の大部分は上級家来の代参で行われていた。当主や奥方は例年の墓参には赴かない様子である。服忌令などの関わりであろうか。④五十年以内の近親者は子供でも、奥附の者が毎月代参していた。五十年を過ぎると当主などの重要人物以外は個別の墓参対象から外されるようである。

以上四点である。表高三千石、家来の侍三十人以上という大身の裕福な旗本である池田家の事例であり、他家と異なる点もあるかとは思われるが、一定の参考にはなろうと思われる。

さらに、ほかの旗本仏事費用の事例として、野村兼太郎氏の調査・紹介された安永十年（一七八一）の奥付のある「御暮方一年積割合帳」がある。残念ながら家名や原典などは明らかにされていないので、家来の人数などから、五百〜千俵くらいの旗本としかわからない。後に出てくるように三斗五升入りの俵を用いているので、蔵米取りの旗本であろうか。

この家では、おそらく菩提寺であろう「御寺 龍興寺」（小日向龍興寺であろう）には七月・十二月に米一俵（二但し三斗五升入 此分玄米）と金百疋ずつをだし、ほかに無量院に七月・十二月に米二斗と金百疋ずつを供養し、新長谷寺に年二斗と百疋を支出している。この両寺は、池田家の場合と同様、菩提寺以外に祖先を埋葬した寺院なので

あろう。金額について、この史料の別の場所には、米一石が金一両、金一両は銭六千四百文に相当すると注記がされているので、それに従って計算してみると、菩提寺龍興寺には年間約一両（六千四百文）丁度くらい、無量院に約四千六百文、新長谷寺には約二千二百八十文となる。池田家とそれほど違わない数字である。これくらいが日常の回向料であったのであろうか。

以上によると、両家とも、菩提寺に年間一両強ほどの金額を納めていることになる。葬儀などのない日常的な供養では、旗本の祭祀は石高の大小にはあまり関わりなく、この程度のお金を納めるものであったのかもしれない。（菩提寺には白銀で納めているのは、相手との身分関係によって、金・銀・銭を使い分けるといふ当時の習慣に沿ったものである）金二百疋もしくは百疋くらいの金額を菩提寺以外の寺院に納めるのも、通例の金額であったのかもしれない。しかし、この二例という少数の事例だけではなんともいえないので、この点については後考を期したい。それにしても、かなりしっかりと墓参が行われていた様子がうかがわれ、旗本の家では当然ではあるが、先祖祭祀が嚴重に執り行われていたのは確かであったらうと思われる。

小川恭一氏は²¹「竹垣直清日記」からの引用で文化十三年十二月の記事をまとめており、なかに寺への付け届けの記事がある。竹垣は代官職をつとめていた。「少なくとも禄高五百俵以上の生活水準」であったが寺に二分二朱、親族の岸本家の寺へ一分を付け届けしている。

さらに、旗本の葬儀についても、一例をみてみたい。小普請奉行の川村修富の葬儀の支出明細である。川村家は元来お庭番であったが、修富が有能な人物であった為、分家召し出しの後、諸役を歴任し、家禄も二百石となり、天保八年（一八三七）になくなった際は小普請奉行であった。この修富の葬儀の詳細を記した文書を含む日記文書が川村家に残されていて、小松重男氏²²によって翻刻されているので、該当部分を引用した。川村家の菩提寺は一ツ木の清厳寺であった。葬儀には住職と役僧のほか、他二カ寺の僧も来ていた。僧侶に対する布施は、導師であった住職が金五百疋、役僧が五十疋、他寺の僧が百疋ずつ、出座僧六人が金一分二朱（一人あたり一朱）、所化たちがまとめて二分

一朱（これは命日から初七日までの八日間に一日二朱づつの割、と註がある）、御香剃役僧五十疋、侍者五十疋であった。その他も列記すると、荘殿料二百疋、幕料二百疋、受付五十疋・下男青銅四十疋、隣り寺の座敷借り賃が金百疋、諸道具など一両一分・齋米二百疋と二俵、その他百ヶ日まで三両である。さらに、初七日の法要の「初七日御法事料」が計金二両二分、埋葬の為の「御葬穴掘手間 寺ニテ掘候分」が金一分一朱であった。一両六千文で計算してみると、葬儀のみで約二万九千五百文と二俵、初七日と引き続き埋葬が約一万五千文、百箇日まですべてあわせると、十両一分二朱くらいと玄米二俵となる。実際の史料の \times では金十二両一朱と米二俵となっているので、これで計算してみると、一両四千文強という、古来の幕府公定比率に近い数字になる。前の史料では一両六千四百文とあるように、この比率では通用しなくなっていたという通説とも異なるが、一応試算と併記しておく。例年菩提寺へ納める供養が一年一両くらいとすると、葬式にはやはり格段に費用がかかり、この点は現代と同じのようである。修富の葬式には親類や交際のあった人々が大勢来たようで、形見分けの品物を受け取った人だけでも九十三人いる。葬式費用を香典から助けられたことも同様であったろう。

結び

寛政重修諸家譜からみたところ、旗本は、家数にして約五分の一が日蓮宗寺院の檀家であった。高祿の家は少ないが、まさに中堅的な部分で多くの割合をしめていた様子がわかる。彼らの内面的な信仰の様子はこの史料からはわからないが、²³当時の社会通念に沿って仏事供養を欠かさず執り行っていたことは、上述の事例などからも、確かであると思われる。そして、彼らの存在が、江戸の日蓮宗寺院にとって経済的、あるいは政治的にも大きな意味をもっていたとの推測をすることも、あながち強引とはいえないであろう。従来の研究では江戸の日蓮宗というと、少数の権力者や町人の信仰に関心が集中していた。たとえば大御所家斉の側室お美代の方とその周辺が日蓮宗に肩入れして後

に谷中感応寺の事件につながっていったことは幾度も論ぜられたが、約二割の旗本が日蓮宗の檀家であったことを認識すれば、その取り巻く雰囲気も変わって感じられるのではなからうか。幕藩体制とその檀家制度のもとで、これだけの旗本が日蓮宗檀家となっていたということは、江戸という政治的に新開拓され発展していった都市で、日蓮宗の教線が大きく伸張した要因のひとつとして無視できない重要なものであったと考えてよいであろう。

繰り返すようであるが、江戸に居住していた旗本・御家人・定府の武士たちは、権威とある程度の経済的實力をもち、さらに教養も有して文化面へも多大な関与をしていた。彼らの様子や動向はこれまで、信仰的な面から注目されることはあまりなかったが、その大きな存在は江戸日蓮宗寺院の繁昌の重要な背景のひとつとして、あらためて認識されるべきであろうと思われる。

今後は、江戸における日蓮宗の様相について、江戸日蓮宗寺院と旗本の関係を、両者の交流の記録などを通じて検討し、さらには旗本・御家人の江戸社会に占める位置をも考え合わせながら、江戸の武士たちの信仰の表れや内面的な思想への省察をも課題としてゆくこととして、結語としたい。なお、御府内備考編纂の経緯についても、課題と考えたい。

- 1 堀田正敦等編『寛政重修諸家譜』 本稿では一九六七年に続群書類従刊行会より刊行されたものを底本として用いた。
- 2 福井保『江戸幕府編纂物』雄松堂出版 一九八三年
- 3 以下は『国史大事典』「旗本」の項目によった。
- 4 小川恭一「寛政三年以降旗本家認定の改革―『永々御目見以上の申渡』』『風俗史学』 六号 一九九九年
- 5 なお、すでに家が断絶している旗本の記載では、埋葬された寺院を記さない場合がしばしばある。不明なのか、先祖の祭祀を行う者が途絶えたということであろうか。あるいは、罪を得て改易されたなどの理由で遠慮したのかもしれない。
- 6 藤井学「江戸幕府の宗教統制」『岩波講座日本歴史』一一卷 岩波書店 一九六七年
- 7 『御触書天明集成』三二五三番には「江戸外菩提所参詣の事」として「先祖之年回等に付、江戸之外菩提所え参詣の儀、相願候ものも有之候はば、其身一代に一度は可相済旨」と制限があった。
- 8 圭室文雄「キリシタン統制と檀家制度」『大倉山論集』三三 一九九三年
- 9 影山堯雄『日蓮宗布教の研究』平楽寺書店 一九七五年 四一七頁
- 10 林由紀子「法的側面からみた江戸時代の嫁と舅姑 ―服忌令と女訓書をめぐって―」比較家族史学会監修『縁組と女性』早稲田大学出版社 一九九四年
- 11 幕府法に規定があり、罪科の者の子供は出家しても住職にはなれないなどの規則があった。
- 12 個別の事蹟研究が多い。一例として竹貫元勝「旗本開基寺と妙心寺」(圭室文雄編『日本人の宗教と庶民信仰』吉川弘文館 二〇〇六年) 美濃正眼寺の創建に協力した領主佐藤氏について。寛文九年に三代当主が材木を寄進し、その機会に山号・寺号を改称するなど、領主としての様々な関与が見られる。

- 13 寛文五年（一六六五）「諸宗寺院法度」にすでにあり、後にもたとえば寛保二年（一七四二）の「新規の神事・仏事並に奇怪の異説お仕置の事」にある。（梅田義彦『改定増補 日本宗教制度史 近世篇』東宣出版 一九七二年 一二四頁）
- 14 梅田義彦『改定増補 日本宗教制度史 近世篇』東宣出版 一九七二年 二八二頁
- 15 林由紀子『近世服忌令の研究』清文堂 一九九八年
- 16 新見吉治『旗本』吉川弘文館 一九六七年
- 17 武家の儀礼的な表記として、百疋が金一分になるとして換算した。
- 18 新見吉治「旗本池田家の親族関係について」『史学雑誌』七三―八号 一九六四年
- 19 諸家の記録には時折見られる。本人の墓参も当然あるが、日常的な命日供養は代参が多かった様である。
- 20 近世後期になると墓参に寺へ赴いて触穢する恐れがあるという思想もみうけられる。
- 21 小川恭一『お旗本の家計事情と暮らしの知恵』つくばね舎 一九九九年
- 22 小松重男『旗本の経済学』新潮社 一九九一年
- 23 表面的には檀家だが仏教排斥思想の信奉者の場合もあるのは当然である。以下にその一例を挙げる。
- 深沢秋男『井関隆子の研究』、同校訂の翻刻本・上中下三巻によると、井関隆子（天明五年・一七八五〜天保十五年・一八四四）で旗本庄田家から後妻として井関家（二百五十石）へ再婚。子はなく前妻の子親経が当主となった。天保十一年から十五年にかけての日記が残っている。原本は昭和女子大の桜山文庫所蔵。国学や和歌を若くから学び傾倒していた。ほかに同学の人々との間で学問的交流や小説の執筆などがあった。
- 彼女は「仏の道はいとあやしき物にて」など仏教の信仰に否定的で、合理的でないものは迷信と考え、占いなど種々のことを信じようとしなかった人であった。仏事を形式的なものとして批判し、井関家にあった稲荷を菩提寺である曹洞宗喜運寺へ移したことは寺が奉納を取らんがためと考えた。また、寺は神道という穢れとして、神を祀るのにふさわしくない、と記している。
- なお喜運寺について深沢氏は、当時広敷用人（廣大院掛）であった親経の羽振りが良く井関家だけで寺の経費の大部分をま

かなっていたという言い伝えもあったと紹介している。隆子は同寺へ埋葬され戒名は院殿大姉号だった。

第二節 旗本三嶋家の幕末期における仏事について

はじめに

近世仏教の展開と受容については、従来様々な視角から考察が行われている。ここでは先の檀家としての旗本に関する考察をうけて、その具体的な例として三嶋家の仏事をとりあげることとする。江戸における仏教信仰の一断面としての、江戸幕府旗本と菩提寺の関係を、千三百石の譜代旗本三嶋家に伝来した幕末期当主二代の手記や家蔵記録類をもとに、考察しようとするものである。この史料は当時の旗本と檀家制度との関わりについて、注目すべき内容を含んでいる。

(一) 旗本三嶋家の菩提寺改変に関する騒動

ここで旗本の菩提寺の変更にまつわる事例として、一つの騒動をみてゆきたい。西脇康氏の翻刻した『三嶋政養日記』に改宗に関する興味深い事例が記載されている。西脇氏は解題や脚注でごく簡単に事実関係に触れているだけであるが、ここでは原文から書き下しをして、もう少し詳しくみてゆきたい。三嶋家の本来の家代々の宗旨浄土宗から日蓮宗への改宗を行った当主があり、その後それが問題となっていた。

ここからしばらく西脇氏の解題にそって経緯をみてゆく。嘉永元年（一八四八）三月七日、千三百石の旗本三嶋家の十二代当主政堅が没した。これは公式の命日ではなく、実際の命日である。近世後期の旗本などの武家の場合、死没の公式な日付は相続の準備ができてからであるというのが実態²とされている。跡を継ぐべき人も決まっておらず、混乱したらしい。後には、夏目家から二男を養子を迎えることとなった。後の政養である。夏目家は当時当主が御側衆を勤めており、羽振りも良かった。血縁のない養子をとる理由は後述する政堅の遺志であった。

ここからが本節の主題である。「急婿養子」に迎えることは決ったが、問題は政堅の埋葬であった。三嶋家は三河以来の家柄で、三河時代から浄土宗を宗旨としていた。それが、九代政申（天明六年没・法号は鳳徳院自楽日勇）の時に、政申が日蓮宗牛込宗柏寺十五代住職に帰依して、寛延年間に菩提寺を日蓮宗に実質的に変更していたのである。そのため、寛政諸家譜には浅草浄念寺を菩提寺と記載してあるが、実情はそう簡単ではなかった。後述する「約定証状」にみられるように、菩提寺を「断られた」浄土宗浄念寺から、本山芝増上寺をもまきこんだ抗議が行われ、近世幕藩体制下での改宗の難しさを如実に示すような状況であったのである。しかし、十代から十一代まで、その抗議をはねのけて三嶋家の一家の日蓮宗の信仰は継続していた。婦人や同居の親族山鹿氏も宗柏寺の信徒となっていた。

こういった状況で、上述したように、十二代政堅が急死し、親類の有力者である分家の政行³らによって、政堅の遺骸は浄念寺に仮埋葬する運びとなったのである。仮であるのは、養子が決定しておらず、談合や手続きに時間がかかるためである。実際の死亡届は、なんと一切の準備が整った七月二十八日付となり、正式な葬儀や初七日法要もこの日を起点として行われたのであった。養嗣子六郎の持参金四百二十両の一部五十両が葬儀費用となった。また、奥方と娘は初七日当日には浄念寺へはゆかず、前日に参詣していた。さて、急死した政堅の遺骸は、政行らによって、浄念寺に仮埋葬された。政堅は埋葬場所について遺言を残していなかったからかもしれない。また、奥方は同年十月に宗柏寺十六世日永上人から「健照院殿延寿妙栄日貞大姉」という戒名を授与されていることから、日蓮宗の信仰を

持っていたようであるが、その主張は通らなかつたのであろう。浄念寺に埋葬する手続きをした分家の政行らは、本家が日蓮宗に菩提寺を変えてしまったのを以前から苦々しく思っていたのかもしれない。政行の菩提寺は以前から代々浄念寺であつた。

これに対し、宗柏寺側でも早速に抗議を行ったようである。記録では簡略であるが、三月七日の仮埋葬の記述に続いて「御葬埋の儀に付き牛込宗柏寺故障の事」と記されている。これに対し、三嶋家からは、弁明を行いこの場を收拾し、結局十月二十二日付けの三嶋家当主六郎より宗柏寺住職へ宛てた「約定証状」によつて騒動は決着したようである。

以下、この「約定証状」について主要部分をみてゆきたい。三嶋政養の日記にある「約定証状」はまず、三嶋家の先祖の宗旨から説き起こし、九代政申の改宗とその後の騒動の経緯について説明し、さらに「一代交代の埋葬」という驚きの解決方法を提示するのである。

拙者家、本、三嶋芳五郎方先祖中古三河国住居の節より浄土宗にて、御入国の後、浄念寺江戸表え転地付され候
二付き、引き続き菩提所二相い定め置き候処、九代目先祖鳳徳院儀、日蓮宗信仰ニ付き、貴寺御先住職え御契約
いたし、浄念寺え断り相い立て、宗門の筋を以て死後御境内え遺骸葬埋いたし候儀ニ御座候

三嶋家の宗旨が先祖以来浄土宗であつたこと、浄念寺が江戸へ移転してきて三嶋家とのつながりもずっと続いてきたことを記し、さらに、九代政申の代に牛込宗柏寺の十五代住職に帰依して日蓮宗信仰に入り、政申によつて菩提寺の変更が図られたという、一族の菩提寺に関する経緯を述べている。まさに、信仰上の理由により、日蓮宗寺院への菩提寺の変更が図られたという事情であつたのであつた。

ところが、この変更を浄念寺側が了承しようとしなない為、後々大きな問題となつていったのである。その後、日、

十代政春院も遺言により遺骸を宗柏寺に埋葬した。しかし、この際には、浄念寺側が反対の動きを見せた。「かれこれ差障りを申出候処、親類共立ち会い、取り扱いして相い済み候」と浄念寺が抗議をしてきたため、親類達が扱い（仲裁）をして、何とか収まったというのである。さらに日、十一代寛徳院の死去に際しては、宗柏寺に埋葬せよとの遺命があつたにもかかわらず、浄念寺側がさらに強い抵抗に出、「何分得心致さず、本山増上寺え申し立て、殊の外六ヶ敷く相い成り、既に出棺も延び候程に之有り候」と浄念寺の本山である芝の増上寺も動く騒動となり、むつかしい状況で出棺・埋葬が延引するほどであつたというのである。

ここで、浄念寺が増上寺を頼つて寺社奉行所へ訴え出た可能性を示す史料をみてみたい。三嶋家に残されている「浄念寺由緒什宝記書抜」という名前の記録である。この記録は浄念寺の由緒や宝物の記録の要点を集めてたもので、三嶋家に残されていることから、三嶋家に浄念寺からもたらされたか、三嶋家の家来が浄念寺で披見して書写したかのどちらかであろう。この書き抜きの一部に、三嶋家と浄念寺から寺社奉行所宛てに提出された訴状の写しらしきものがある。実際に訴状が提出されたのかどうかは不明である。

この書き抜きには三嶋家と浄念寺との深いつながりが記されている。両者のつながりは三河時代以来のものであり、しかも浄念寺が初めて三十石の朱印を賜り、年頭の挨拶を独礼でできるようなにもなったそもそものは、三嶋家から出た大奥年寄小山のおかげであるという子細が語られる。そして、さらに改宗に浄念寺が反対する理由などが記されているのである。

三嶋清左衛門殿事、代々愚寺檀家にて、殊に由緒格別の檀方に御座候。（中略）然る処に延享四年卯八月右清左衛門殿（政申）改宗の儀申し出され候。由緒も別段の儀に御座候間、思い留められ候様、再三願い入れそうらえども、只々承引これ無く候。位牌も数十本預かり、石塔も境内所々に建て置かれ、朝夕大切に守護仕り、尤も此の方よりは臨時の応対も古来の通りに致し来りそうらえ共、彼方よりは正統の位牌年回に至り候ても廟参も之無

く候。勿論臨時の付届け・挨拶等も一向御座無く候。位牌・石塔多数預かり置き、甚だ迷惑仕り候。右の意趣、恐れ乍ら宜しく御簡弁成し下され候様願ひ奉り候、以上。

寛延二年

巳二月日

寺社御奉行所

浅草浄念寺 印

このように寺社奉行所に訴える内容である。一読して、現在と相通じるところがあることに驚かされるが、古い関係のある特別の檀家が、寺に不始末があるわけでもないのに、檀家をやめるといつてきたことにたいする、納得できない気持ちと不快さがよく看取される。

この訴状を二つの見方から考えてみる。まず一つには、寺と三嶋家の「契約」に三嶋家が違反したという点に置かれていように思われる。「位牌」も預け「石塔も」建てて、三嶋家から供養を浄念寺に依頼し、長年の間浄念寺はそれに応えていたのに、突然三嶋家から、その関係を絶つという通告があり、しかも以前の墓石や位牌はそのままという状態がおこったわけである。そのような行動は不法である、というのが浄念寺の主張で、不法であるからこそ、訴訟という行為が有効であろうと考えたのではなからうか。少なくとも浄念寺の訴状はこのような論法によって書かれていると思われる。ただし「不法」という考え方は妥当なのであろうか。

近世の菩提寺と檀家の関係、とくに改宗については本論文でも別の箇所でも論じている。結局、寺と檀那の相対に任されているというのが筆者にとつても首肯しうる見解である。そして、寺側の拒否の権限がどのくらい強力なものであるか、ここが焦点であると考ええる。もしも、檀那が寺に対して離檀の意志を示し、寺が拒否しても檀那が強行できる、つまり離檀そのものは違法行為ではないとするならば、浄念寺のこのような訴えはあまり意味を持たない。

そのように考えると別のもう一つの見方もできる。契約違反という見方を先に示したが、浄念寺は「勿論臨時の付け・挨拶等も一向御座無く候、位牌・石塔多数預かり置き、甚だ迷惑仕り候」と「迷惑」という主張をしている。すなわち「不法」ではないが「迷惑」をかけているのだから対処してほしい、という論法である。もしも三嶋家側で位牌や石塔を撤去したりして離檀する際に布施を行うなどすれば、「迷惑」は解消されたのであるから離檀そのものは寺によって拒否できるものではない、ということになる。寺と檀那が徹底して対立した場合、離檀はどのように決着するものなのか、という注目すべき事例となっている。

さて、この訴状の通りに実際に訴えがなされたのかどうかは不明であるが、あくまで日蓮宗信仰を貫こうとする三嶋家と浄念寺との間に抜き差ししない関係が生じていたことは確かであったと思われる。

さらに浄念寺側はほかの書状でも「元来、先祖以来の檀家二付き、決して素（粗）略に致し候儀に之無く」などと主張し菩提寺変更には強く反対していた。

結局十一代政先のときは宗柏寺に埋葬されたが、事態は解決されたわけではなく、十二台政堅の埋葬の際に再燃したのである。しかも、こうなると宗柏寺を無視してしまうわけにもいかない。もしそうしたならば今度は宗柏寺が納まらないであろう。

そこで、三嶋家から示されたのが、「向後一代替わりに両寺の葬埋と取り極め申すべきの条、書面を以て定め置き候事に御座候」という案、つまり「浄念寺・宗柏寺の両寺に当主が一代ごとに交替で埋葬される」という案であった。この案はなくなつた政堅の代に考えられていたというのである。さらに、この提案について、宗柏寺側にも「一応御咄し申し出すべき筈の処」等閑となつてしまつていた、という言い方をしている。おそらく宗柏寺には伝えていなかったというより、対立を収めるべくその当座にひねり出された手段であつたのだろう。あるいはこのような方法で収拾した類似の事例の存在を三嶋家がどこからか教えられたのかもしれない。

その後記録では「然る処、当年、政健院（政堅）遺骸浄念寺え葬送の事に付き、（宗柏寺より）御掛け合いこれ有

り」と政堅の急死と浄念寺への仮埋葬・宗柏寺よりの抗議という経過を示す。そして、宗柏寺に対しては「浄念寺は先祖以来の御菩提所」であるからと三嶋家より答え、さらに「一代替わりの埋葬」の案を提示して宗柏寺には承知していただいた、という経緯を記している。また、さらに「一代替わり両寺へ埋葬の儀、しかと取極め申さず候わでは、貴寺より一札御申請成されたき旨仰せ聞かされ候、御尤もに存じ候、此の段書取り、進め申し候。」とある。つまり、宗柏寺側から「一代替わり両寺へ埋葬」ならばその旨明確な書面にしてほしいとの要望があつて、三嶋家ではそれを尤もなことであるから、この通りに書面にしたのであると交渉の経緯が示されている。またこの際、当主以外の人物の埋葬についても、宗柏寺から要望があつた。「且つまた、右の御談の節、表方（注 裏方の誤記か）の儀は貴寺え御引き取り成されたき旨、其の段、評議の処、左様には定め難く候間、是は其の時の当人の帰依に任せ、両寺の内え葬埋の積りに御座候、勿論連枝、厄介の者も、右に準じ取り計らい申すべく候。」と奥方も宗柏寺へ埋葬することを約束してほしいという希望に対して、三嶋一族が評議をして、奥方や同居者については当人の信仰によって、両寺のどちらかに埋葬することとしたい、と返事をしているのである。実際に、この後に、十代の孫で六郎のはとこにあたる「厄介」（当主・嫡男・未成年などでない一族の同居者）の一人と十一代政堅の奥方の二人は牛込宗柏寺に埋葬された記録がある。

この書面は、上述したように牛込宗柏寺からの要求で三嶋家より出されたのであろうと思われるが、『三嶋政養日記』には「養（政養）曰く。意あり。これハ反古たるべきの事、依つてしるし置く」という付記がある。つまり政養ははじめ三嶋家では、この約定は当面の難局を凌ぐための方便という考えであり、本当に一代交代の埋葬を行う意図はなかつたとも考えられる。

三嶋家では寺社奉行所への提訴⁴を望まなかつたとも考えられる。当時の寺院の訴訟は「寺院の出訴は、本寺触頭の添簡をもつて奉行所へ罷り出で」が定法であつた。浄念寺も本山増上寺をとおして訴えていた。三嶋家では將軍家の菩提寺とことを構えることになりかねない状況であつた。また、寺院と旗本というように管轄の違う当事者同士の訴

訟となると、評定所での評議となる。政養の父が御側衆という要職にあったことから、避けたい事態であったろう。そのようなことから、両寺を納得させてしまう手法として編み出されたものかもしれない。

結局、以上の内容で、嘉永元年申十月二十二日付けで「三嶋六郎」から「一樹山宗柏寺御住職様」宛てに「約定証状」を出したと『三嶋政養日記』に記載されている。旗本当主の埋葬について、このような信仰とはかけはなれた妥協案が一族の評議で決定されるというのも、当時の実情をうかがわせてくれる貴重な事例である。結局近世の社会では、このような寺檀関係の衝突は親族関係にある者たちの合議により解決することが多かったであろう。

近世檀家制度のもとで、改宗ということが、なかなか困難であったこともうかがえる。日蓮宗に改宗したほかの旗本や日蓮宗から改宗した旗本にも同様の問題があったのかもしれない。宗旨の変更は一族をも巻き込む重要な問題であったであろう。また、両寺の対応をみても、寺院にとつても、譲れない問題であったことがうかがえる。

さて、この件では改宗による対立は曖昧な結末で終わって、離檀の困難性の実際を示す究極の事例とはならなかった。案外、改宗の騒動は大抵周囲の人々の扱いにより、訴訟など決定的なものとなる前に落着いてしまうものかもしれない。そのゆえに判決などの明確な事例は少ないのかもしれない。

しかしながら、日蓮宗への改宗では浄念寺は強く抵抗はしたものの、当主たちの行動をとめることはできず、訴訟にしても訴える姿勢は示していたものの実効性は不明である。推測すれば、先に本論で示した岡山藩の裁決のときのように、寺社役所では寺檀の争論は取り上げられないものであったのかと思われる。なぜならば、このような改宗に関する寺檀の争論は無数にあるはずであるのに、幕府の判決の例がまったくなくはないのは不自然である。⁶

つまり、「百ヶ条御定書」に江戸では改宗もままあると評されたように、個人の信仰による改宗は菩提寺といえども掣肘することができなかつたといえるのではなからうか。辻氏の説のように寺が幕府の権力を背景として、檀那を強制的に縛りおさえておく、ということとは、この事例からも疑問であるといえるのではなからうか。旗本という先祖祭祀や家護持の意識の最も強い人々にしてもこうであるのだから、一般の庶民層はさらにそうだったのでなからう

か。

やはりここでも、寺と信徒の関係は古来の菩提寺と檀那という関係に集約されるように思われる。結局個人の信仰が最も重要で家としての宗旨は必ずしも離れられないものではない、という筆者の推論と一致するように思われる。

結論として、寺と檀那の関係は個人と寺の信仰にもとづくものであり、寺檀制度によってつくられた寺檀関係はそれを根本から変容させるようなものではなく、幕府自身にしてもそのことは原則として理解していた、このように考えて良いのではないかと思うのである。

なお、三嶋家では十二代当主政養の時に明治維新を迎え、静岡へ無禄移住するなどしたため、「当主の一代替わり両寺へ葬埋」は実現はしなかったとみられる。

但し、寛政諸家譜を注意して見ると、二つの寺院に交互に旗本の当主が埋葬されている家が、僅か十例ほどであるが、実際にあることがわかる。その後そのうちの一つの寺院だけに埋葬⁸するようになる例もある。菩提寺変更騒動に伴う解決策として、このような方法がとられたこともあったのかもしれない。

(二) 家来や領民の供養

三嶋家の諸記録の中から、興味深い内容を抜き出してみた。

最初に、旗本家来の墓所についてである。安政元年二月廿九日に三嶋家当主政養は先代政健院殿の七回忌供養（三月七日正当）を「取越御法事」として浄念寺で行った。その際に、三嶋家では、この七回忌を契機に、以前不埒の儀があったとして解雇した家来（中小姓）林理左衛門を赦免し、その帰参を許した。また、同時に、林には「之により家格の通り、御菩提所牛込宗柏寺え勝手次第墳墓あい立て申すべく候」と、三嶋家の菩提所の一つである日蓮宗宗柏

寺に林家の墓を立てることをも許可したのである。家来の身として主家の菩提寺に墓を建立するには、主家の許しが必要であったのであろうとは思われる。また、「家格の通り」とあるように家来たちはその家格に応じた形式で宗柏寺へ墓地をもっていたと思われる。この文面は、主家との関係から墓地を決定する旗本家来たちの存在が推定できる記事といえ、主君と同じ寺へ家来が集中して檀那となっていたことをうかがわせるものである。旗本の檀家の存在を考えると、このような形態も重要であろう。

この事例は家来が、主家との関連によつて菩提寺を選定する、さらにはそれを許可されることが恩典でさえあった、という事情をうかがわせるものであり、このような関係からの宗教的広がりもありえたと考えると大変興味深い内容である。江戸に居住する人々のうち、陪臣の菩提寺選定の様子を示す一例と云つてよいであろうと思われる。

また、安政二年の十月二日には安政の大地震で三嶋家の建物も大きな被害をうけ、領所より奉公に来ていた小者二人が梁に潰されて死んだ。この二人は翌三日に浄念寺に埋葬された。戒名は居士号であった。八日には浄念寺に任せられた。初七日が営まれた。同月二十五日にも法要があり、牡丹餅を拵えて供養とし「人足其外までも」振る舞つた。十二月には墓碑が建立された。おそらく三嶋家より費用の一切が出されていたのであろう。文久元年十月二日には二人の七回忌供養も同寺で行われている。このように、旗本の菩提寺は、采地から出てきた奉公人の墓所の役割をはたすこともあったのであろう。

三嶋家の先々代政春も日蓮宗信仰をもっていたわけであるが、政春の場合はその様子をうかがえそうな「身分養生記」という興味深い手記を残している。此の本によると、三嶋家はそれなりの家格・石高でありながら出世がかなわず、今まで歴代で誰も諸太夫成り（従五位に任ぜられる）が果たせず、政春もそれを嘆いていた。しかし、政春はふとした偶然から將軍家の目にとまり御小納戸役の中奥小姓となって、後、宿望を達することができ、さらに出世も遂げた。それを表現するのに「誠に心信之御影」「心信の御利益」などという表現を用いている。ほかにも類型的な先祖供養などについて述べた箇所もあるのであるが、筆者にはこの箇所が最も鮮明に、彼の信仰の様子を表しているよ

うに思えてならないのである。政春の場合、信仰と御利益という関係をかいま見るような気がする¹⁰のである。

(三) 三嶋家の幕末・明治初期の仏事

三嶋政養と同政明の嘉永元年から明治四年までの日記から抜粋した同家の仏事に関する記載を以下に列举し、簡単な考察を加えた。

嘉永元年(1848)

十一月七日 「浄念寺過去帳・留記等、取調の為」家来を浄念寺に遣わす、とあり、養子として家督となった政養は、相続すると早速に養家の先祖や由緒を確認しようとしていることがわかる。実際に、後に見ていくように政養は先祖祭祀を欠かさず執り行っている。

十二月十二日 「寛徳院殿(十一代政先)三十三回忌法事執行」宗柏寺で行われた。

嘉永二年

三月七日 政成院(初代政成)三百年忌、天晴院殿(四代政次)二百年忌、
光昌院殿(四代奥方)二百年忌、慈雲院殿(五代奥方)百年忌、
法雲院殿(六代奥方)百年忌、松雲院殿(七代政興)五十年忌、
忠厳院殿(八代政栄)五十年忌、香林院殿(八代奥方)五十年忌、

をまとめて浄念寺で行っている。これは分家の三嶋政行から政養に「堅君（先代政堅）御家督後、御年忌相当の分、左の通り、法事致すべきの旨」指示されたものである。おそらく、九代政申が日蓮宗に改宗しようとして以来、三嶋本家では先祖供養を日蓮宗で執り行っていたのが政行には我慢がならず、浄土宗でもう一度やりなおさなければならぬという認識があつたためであろう。日蓮宗に帰依した政申は先祖歴代の戒名も変更して、宗柏寺に新たに位牌や墓石を建立していたほどであるのだから、それを不満に思う気持ちがかような形であらわれたのであろう。さきに列記した年回忌は、勿論、どれも正当ではなく、なかには三十一年もずれているものもある。政申の跡を継いだ政春も日蓮宗信仰をもっていたわけであるが、政春の場合はその様子うかがえそうな「身分養生記」という興味深い手記を残している。此の本によると、三嶋家はそれなりの家格・石高でありながら出世できず、今までの歴代で誰も諸大夫成り（従五位に任ぜられる）が果たせず、政春もそれを嘆いていた。しかし、政春はふとした偶然から將軍家の目にとまり御小納戸役から中奥小姓となつて、後、宿望を達することができ、さらに出世も遂げた。それを表現して「誠に心信之御影」「心信の御利益」などとしている。政春の場合、信仰には利益や願掛けとの関係がかいま見えるような気がする。

浄念寺住職に増上寺一和尚が入つたので、使者をもつて昆布一箱を贈る。

十月十九日

嘉永三年

三月七日 政健院殿三回忌 春香院殿百五十回忌 法事を浄念寺で行う。
六月九日 長男弥八郎死去。浄念寺に葬る。

嘉永四年

正月十四日 「松光院殿（五代政吉）二百年忌御相当、浄念寺に於いて御法会執行」

嘉永五年

三月四日 山鹿磯橋死す。宗柏寺に葬る。山鹿はいわゆる「厄介」であるが、十代の孫に当たり、血筋から言えば政養よりも政堅の跡を嗣ぐにふさわしい人物であったが、政堅の強い希望もあって側用人夏目家から政養が養嗣子に迎え入れられたのであった。

五月九日 松光院殿二百回忌・養珠院三回忌を執行する。

六月十三日 良善院殿（九代奥方）百年忌、而徳院殿五十回忌の法事を宗柏寺で執り行う。また、宗柏寺の「諸堂舎再建金三拾兩寄付」 但し毎年十一月に五兩づつ五年で支払う。

七月十日 牛込田中寺に使者を出して過去帳を調べさせる。

十一月十二日 政春院殿（政春）五十回忌と寛徳院殿二十七回忌を宗柏寺で行う。

三月四日 法受院一周忌を宗柏寺で執り行う。

嘉永六年

七月十六日 牛込宗柏寺に新調した御位牌を納める。先日の火事で焼失したため。

安政元年(1854)

二月二十四日 山鹿法受院(磯橋)三回忌 (三月四日) 取越法事 宗柏寺に於いて執行

二月廿九日 政健院殿七回(三月七日相当) 取越御法事 浄念寺に於いて執行

この政健院七回忌を理由に、以前不埒の儀があつたとして解雇した家来(中小姓)林理左衛門を赦免し、その帰参を許している。また、同時に、林には「之により家格の通り、御菩提所牛込宗柏寺え勝手次第墳墓あい立て申すべく候」と、三嶋家の菩提所宗柏寺に林の墓を立てることをも許可している。

九月二十九日 長女(二歳)死去 十月朔日に浄念寺へ埋葬し、六日に初七日の法事をする。

三嶋家の記録を見てゆくと、初七日は死去からではなく、埋葬から数えて七日目になっているようである。

十月十六日 政養の奥方(十二代政堅娘)、堀之内妙法寺へ参詣する。娘を亡くした直後

でもあるが、埋葬された浄念寺ではなく、日蓮宗の妙法寺へ参詣している。

安政元年十月十九日 政養、下谷幡随院で住職から受戒する。別業授戒・二十一日には五重伝法戒を受ける。戒名もいただく。

安政二年

八月二十九日 長女(梅香院)一周忌。浄念寺で取り越し法事。

十月二日 安政の大地震で三嶋家の建物も大きな被害をうけ、領所より奉公に来ていた

小者二人が梁に潰されて死ぬ。この二人は翌三日に浄念寺に埋葬された。

十一月十一日 政養の実家の義弟が亡くなり、布施を出している。

七月七日 六代政識の百五十回忌に相当する。

安政三年

八月二十九日 三嶋六郎（政行）死去。当然浄念寺に埋葬された。

（公式の届け出は安政五年十二月十六日）

安政五年

三月四日 山鹿政備の五十回忌（九月十三日正当）と政備の息磯橋の三回忌（七回忌の誤記であろう）が 宗柏寺で行われる。

八月十二日 政養妻の実母が死去。法事料三百疋（金三分）をおくる。

万延元年（1860）

三月七日 政健院殿（十二代政堅）十三回忌・梅香院（政養長女）七回忌・成蓮院（五代政吉の四男）百五十回忌を浄念寺で行う。

四月二十八日 三男兼之助死去。浄念寺へ葬る。

文久元年（1861）

正月六日 次女お桂、浄念寺へ参詣する。

三月二十八日 三男の一周忌を浄念寺で行う。この日、円光大師法然六百五十回忌供養として、浄念寺に金三両を寄付する。文久二年四月二十八日には三回忌を浄念寺で執行する。

文久二年

九月二十六日 三嶋政行の三回忌が浄念寺で執り行われる。

元治元年(1864)

二月二十九日 法受院(山鹿磯橋)の取り越し十三回忌が営まれる。おそらく宗柏寺で法要があったのだらうと思われる。

三月七日 政健院殿(政堅)十七回忌・宝池院殿の二百回忌が営まれる。おそらく、こちらは浄心寺であらう。

慶応元年(1865)

八月十二日 「寛徳院殿(十一代政先)九十回忌法事」政先は文化十三年没であるので、五十年忌の誤記であらう。政先は日蓮宗信仰を堅持していたので、宗柏寺で法要が営まれたのであらうと思われる。

慶応二年

三月六日 実家家来の今井卯右衛門が死去。政養の三嶋家への養子入りそのほかに関与していた。政養は香典として銀十枚と金三百疋を遣わした。

四月二十八日 養寿院(政養長男)十七回忌・梅香院(政養長女)十三回忌・縉雲院(政養三男)七回忌の供養がなされる。三人ともに浄念寺に埋葬されている。

慶応三年

十一月二十二日 香林院殿（七代政興娘で八代政栄の妻）の百五十回忌の相当。

十一月二十九日 政養は隠居し子息政明が家督となる。政明は四十三歳。

十二月十日 隠居した政養が隠居後初めて浄念寺へ参詣する。先祖への報告のためか？

明治元年（1867）

十月十五日 二代光昌院（三代娘四代室）の三百年忌に相当するが世情の騒がしい時期であるからであろう、法事は延引している。

明治三年

三月七日 政健院様二十三回忌であるが、御霊具は備えるが、法事は延引している。翌八日の恵光院百回忌の法事も延引したのである。

明治四年

正月十日 「東京五ヶ寺」へ御香料を贈る。「五ヶ寺」とは浄念寺・宗柏寺・圓立院・永久寺・田中寺のことであり、先祖の埋葬されている寺院のすべてである。このうち、菩提寺である浄念寺・宗柏寺には金一朱づつ、ほかの三ヶ寺には青銅二十疋づつを供養していた。これが例年の供養なのか、それとも何か思い立ってのことであるのかはわからないが、菩提寺以外の寺院にも供養を行っている様子はよくわかる。

三月七日 「政健院様 御祥月二付、祭る」とある。具体的には不明である。

先祖供養は五十年以内は今日のような初七日から一周忌、五十回忌という「十三仏事」で営まれていたようである。五十年以上前の場合、当主・奥方のみは五十年ごとの供養がされていたこともわかる。供養の出席者や方法・内容は記されておらず、具体的にどのようなように供養したかは不明であるが、当人の埋葬された寺院で法要を営むのが基本であったように見受けられる。出席については、あるいは、当主は法要には出席せず、家来の代参という方式であったのかもしれない。

また、政養は先祖供養のために二カ所の寺院に家来を派遣し、過去帳をみせてもらって確認をしていた。そして、年回忌法要をこまめに修してしていたようである。

結局、三嶋家では過去帳にも記載されているように、宗柏寺と浄念寺の二ヶ寺とともに菩提寺とするかたちで仏事を行っていた。その結果、宗祖遠忌や住職入寺、位牌新調や堂舎再建寄附など、寺院の行事や必要に応ずる形で様々な出費があつたことがわかる。また、菩提寺以外の一族先祖が埋葬されている寺院にも一定の供養を行っていたこともうかがわれる。この点については、拙稿に三千石の旗本池田家の事例をひいて考察したのとまったく同様であるといつて良いと思われる。当時の旗本たちは、ほぼ同様の形で先祖の埋葬された寺院に供養を行っていたのであろうと推測する。

結び

三嶋家の改宗騒動と仏事に関して、先達の翻刻研究を中心に利用させていただく形ではあるが、経緯をたどつてみた。この騒動は、改宗の困難さや交互に埋葬するという妥協案の実例として、また当時の人々の信仰のありようを探るうえでの貴重な具体例であると思われる。

また、幕末・明治期の仏事は列挙したのみだが、近世の旗本の仏事に近いと思われるので、その実態を垣間見る興

味深い内容であるといえよう。当主や奥方は五十年忌を過ぎても五十年ごとに供養を行うことも、拙稿で以前考察した事例と一致し、やはり多くの旗本家でも同様であったのであろうと推測できる。¹¹

皮肉な見方をすれば、旗本はむやみに宗旨を変えず、法要も必ず、しかも支配階級らしく行うので、菩提寺としては理想的な檀家であったとも考えられる。このような旗本が五千二百家もあって、江戸市中に集中していたことは、江戸が近世仏教諸教団にとって、経済的な面からかなり重要な意味を持つものであり、その様相はあらためて見直すべきであろうと思われる。

- 1 西脇康『旗本三嶋政養日記』徳川氏旗本藤月三嶋氏四〇〇年史刊行会 一九八七年
- 2 小川恭一『江戸の旗本事典』講談社 二〇〇三年
- 3 『御府内備考続編』・『新編武蔵風土記稿』・『御府内風土記』などの編纂で有名な人物でもある。
- 4 梅田義彦『改定増補 日本宗教制度史 近世篇』東宣出版 一九七二年 一一〇頁 天明二年（一七八二）二月「寺社出訴に付き触書」
- 5 本論文第三章第三節の法花寺と仙石家の事例。
- 6 旗本の宗旨替えとみられる事例は諸家譜にも多く見られる。
- 7 本人の意志での改宗が可能であるとするならば、逆にすでに埋葬された人物の改葬のほうに困難だったのかもしれない。故人の遺志を子孫が変えるほうが批判される要素が大きい。寺院にとっては一旦埋葬された人物があれば、たとえ菩提寺ではなくとも、子孫の家から毎年一定の供養が施されることになるわけである。このことは他の旗本が江戸初期の先祖の墓がばらばらの寺院にあるのに、それを動かさず供養を続けている様子からも看取される。
- 8 大名では、政治的な理由もあるであろうが、もっと顕著に交互に宗派を替えている例もある。特に国元と江戸で違う例がある。
- 9 西脇康『旗本三嶋政養日記』徳川氏旗本藤月三嶋氏四〇〇年史刊行会 一九八七年
- 10 ここで、これに類似した事例をひとつ挙げてみたい。筆者が某所で写真の利用を許可された御厨子の奥書である。

今百由旬内

南無妙法蓮華経 「鎮護山 十九世」日順（花押）

時于山梨氏嘉永七龍集申寅年七月

蒙御徒士御抱席仰難年来之

志願満足今尊天安置祈子孫栄久者也

時に山梨氏嘉永七龍集申寅年七月、御徒士御抱席の仰せを蒙る。年来の難き志願、満足す。今、尊天を安置し子孫永久を祈るもの也。

鎮護山とは江戸牛込善国寺のことであろう。文面から推測すると、山梨氏が嘉永七年（一八五四）に御抱え席の徒士に昇格したことを喜んで尊天の像と厨子を安置した際の菩提寺の住職の奥書であろう。像は失われて厨子のみが残っている状態であるので、詳しいことはわからないが、「年来の難き志願」が叶い仏天に感謝しているようすはわかる。「尊天」というのは、おそらく山梨家で信仰していた何らかの日蓮宗の守護神のことであったのであろう。

そもそも徒士というものは禄七十俵五人扶持くらいの御家人で勿論極めて軽い身分である。御抱え席とは原則として一代限りの奉公で家禄でなく在職中の職給が支給されるという形式のもので、譜代や二半場と異なり家禄の相続が認められないわけである。三嶋家で就任を喜んだような高級な役職とは雲泥の差である。しかし、山梨家の当主は長年誠心に奉仕し、その努力によってこの昇格を得たとして、そのことを報謝し今後も諸天の御守護を祈願する心情がこの厨子にあらわれているといつてよいのではなからうか。ここでは、わずか二例を今回挙げたのみであるが、他にも信心の御かげで立身や番入がはたせたという記述は多くある。江戸の旗本・御家人にとって、身分・役職の問題は非常に重要であり、信仰についても祈願的な要素が強くみられるものであったのかもしれない。

日蓮宗が祈祷に熱心な宗派であったことも、彼らを日蓮宗に誘引するひとつの理由であった可能性もあるのではなからうか。そして三嶋家の十代当主が急に日蓮信仰にのめりこんでいった理由の推測の一端にもなるのではなからうかと考えるのである。

また、旗本でも二百石から三百石という石高の低い階層に日蓮宗を菩提寺とする家が最も多かったのも、そういった身分の上昇を祈願する要素があったという背景があったのではなからうか。こういった推測についても今後留意しつつ他の事例を検討してゆきたい。

11

拙稿「江戸日蓮宗寺院の発展と旗本檀家」『現代宗教研究』四十一号 二〇〇七年

第三節 近世から明治最初期にかけての日蓮宗寺院の様相について

—明治五年と同十年の書上についての分析から—

はじめに

近世江戸には多くの寺院が存在し、『江戸名所図絵』などの地誌でも、江戸の風景に欠かせない存在として名刹や諸行事を中心に多くの寺の姿が描かれている。しかしながら、平凡な市中の末寺の実像は如何なるものであったのであろうかという正確な記録がなく、なかなかわからないことが多い。平凡で典型的な寺院の姿を表面的な叙述にするものの、明らかにするのがここでの目的の一つである。

本節では、一つの手がかりとして、日蓮宗のみの部分を取り上げたが、明治初期、同五年と十年の二種類の書上を素材として検討し、江戸から明治に移行する時期の日蓮宗寺院の様子を探ってみた。書上は明治維新後の明治初期のものではあるが、住僧の履歴など江戸期の情報も多く含まれ、記されている実態は江戸の様子をかなり伝えていると考え、むしろ近世江戸における日蓮宗寺院の様相を探る手がかりとして、この史料を利用した。

(一) 書上について

本節で取り上げる明治五年の書上とは、明治五年六月に新政府が宗教政策のために新たに設置した教部省から各府

県に通達されて、府県ごとにまとめられ提出された『明治五年寺院明細帳』¹のことであり、明示十年の書上とは同年五月東京府からの命令によって作成され同年十月に東京府から内務省社寺局に提出された『明治十年寺院明細簿』のことである。国家による寺社の把握としては、明治十二年に至って、国家の公簿である「寺院明細帳」にとりまとめられ、これが全国的で基礎的な記録として、昭和十四年の「宗教団体法」(法律第七十七号)の施行まで効力をもつようになる。

明治初めの動乱期には日蓮宗内部でも様々な動き²があった。明治五年四月には大教院・教導職・管長制度の制定がなされ、日蓮宗も教導職の任命受諾など新しい統制に応ぜざるを得なかった。明治五年九月には「五山盟約」がなされ、さらに十一月には七大本寺の盟約へと更新された。管長職は一致派七大本山の年番交代制となるが、勝劣派はこれに反発し、結局、明治六年八月に官命での七大本寺の盟約撤回・従来の各本山同権の再確認へとつながった。明治八年には不受不施派の公認による復権があり、同九年二月には一致派と勝劣派五派の管長別置の体制となる。勝劣派内部でも分派が相次いでいる。また、明治五年には日蓮諸派合同の教育機関として小教院(宗教院)が設立されている。さらに、明治十一年の本山等差会議や同十七年の宗門大会などをへて、近代の宗門の体制が固まっていくのであるが、二種類の書上をみても、様相が大きく変化しつつあることが感じられる。

本節で扱う明治五年と同十年の書上は、近代国家の中での寺院の位置が定まる時期に至る途中経過としての位置づけをなされるものであろう。当時の新政府が新しい行政組織の設置したのに伴って、宗教支配と政治経済的な支配を行う上での基礎となる資料をあつめ、仏教勢力を把握しようとしたのが、この書上提出命令の背景であったのであろう。

二種類の書上は、当時の行政による宗教把握の目的のために命令されて作成されたものではあるが、当時の寺院や僧の実態をうかがわせてくれる貴重な史料である。本節はこれらの書上について、数値面を主に若干の考察を試みたものである。

書上に記載された日蓮宗の寺院数は約四百軒、僧は寄留の者を含めて六歳から八十三歳までの約七百人になる。この二種類の書上は現在、東京都公文書館に所蔵されており、資料全体の解説と全宗派の概括的データ解析は同館の西光三氏³によってなされている。（「東京都公文書館所蔵寺院沿革史料について」―江戸・東京寺院沿革史料索引作成にあたって―）以下西氏の論文に従い、その概要をみてゆくこととする。五年の書上はおよそ縦二十六・六センチ、横十九・〇センチ、厚さ平均五センチ強の美濃版縦帳形式で表紙は後補でもとは八冊であったが現在はさらに分冊された形で保管されている。十年の書上は縦二十五・二センチ、横十八・〇センチ、厚さ平均十センチ強の縦帳形式、本文は野のある美濃紙であり、柱に寺院名の見出しがある。西氏は五年の書上が、教部省から示された雛形や項目に厳格にあてはめるように作成することが求められ、実際にそうになっていたことを明らかにしている。また、十年の書上も、同年一月に教部省が廃されて宗教行政を引き継いだ内務省社寺局から詳細な雛形が出され、それに従う形で作成されていることを示されている。また、同氏は全宗派の寺院数などの分析をされているが、これについては後にふりたい。

(二) 書上の内容

書上の項目は官から示された雛形に従ったものであり、項目は西氏や日塔和彦氏⁴も示しているが、あらためて列挙すると以下の通りである。

明治五年の書上 ○所在場所・山号・寺名 ○本山名 ○宗内の地位（本山・本寺・中本寺・末頭・触頭・塔頭など）○建立の経緯 ○叙位任官などの格式や旧幕府との関係など ○住職を始めとする寺内の僧の履歴（出身地・俗世間での出自・得度の日時と場所・修学の場所や年齢・以降の経歴・当寺への入寺の時期・年齢・代数など）○寺内の僧の人数 ○境内の面積と土地の種別 ○檀家数 ○巻末に旧触頭寺院や戸長の保証文言

これに対し、明治十年の書上の項目では ○所在地・山号・寺名 ○区割りなどの新しい行政区分 ○本寺の所在地と名 ○開祖と建立の時期 ○寺の格式 ○檀家数 ○境内の坪数・墓地坪数・境外の土地の面積・田畑の面積と番号や種別 ○本堂などの建築物の建坪 ○門などの建造物 ○立木 ○本尊 ○その他の奉安している尊像 ○聖教や本尊・仏具等 ○什器・備品・日常雑器や消耗品 ○「右之通相違無御座候也」等という誓約文言と住職の署名捺印 ○檀家総代の連署 ○区内取締・本寺住職・東京府下日蓮宗教導取締長・大講義などの署名捺印 ○区長や戸長の署名捺印 ○境内の地図

明治五年時点の日蓮宗は、政府の書類上の分類では一致派と勝劣派に二分されており、さらにその内部では各門流に分かれていた。実質的には旧来の本山の門流を軸とした構成が継続されていた。新政府からの命令に対し、府内の日蓮宗寺院は各門流ごとに書上をまとめたよう、書上は門流ごとに編集され、各巻の奥に本寺や中本寺の名がある。門流ごとに筆跡が同一である。これは門流ごとにとりまとめられて、筆記者がまとめて清書したのか、政府へ提出された書類を役人が清書したのかであろう。内容に明らかな誤写も時折あることから考えると、後者の可能性が高いと思われる。

記載内容は提出する門流によって項目ごとの精粗があるものの、寺院の所在や面積、檀家数、居住僧など寺院把握の基礎となる重要なデータは確実に新政府にもたらされたことがわかる。

五年の書上の内容について最も注目されるのは、寺内の僧すべての履歴が記されていることである。当時の僧のいわばライフサイクルとでもいえるべきものが見て取れる。ここでは、一人だけ例を挙げてみたい。品川海徳寺住職の神保日淳の書上げた履歴である。四歳で当寺で得度し、十一歳で師匠日慈の転任に依り四谷戒行寺に随身、十四歳から飯高へ春秋七ヶ年入る、二十一歳金沢立像寺日輝に入門して六年学ぶ。二十六歳、戒行寺へ帰る。二十七歳春、久ヶ原安詳寺住職。冬戒行寺へ帰る。三十歳、山梨遠光寺塔頭本応院住職。三十五歳、当寺住職。三十八歳、権訓導となる。このような履歴である。檀林へ赴き数年かけて修学し、住職となる。表面的な略歴ではあるが、近世僧の実像に

近づく材料となるものである。

さて、書上の作成過程であるが、府内では、書上の作成は各門流が取り調べた内容を、実際の取り纏め役である旧触頭数ヶ寺が「相違無く御座候」と末尾に署名捺印して提出する形式をとっている。たとえば、久遠寺派では表紙にあたる部分に「支配下寺院調帳 瑞輪寺・善立寺・宗延寺」とあり、ついで各寺院ごとの書上にうつり、末尾に「右の通取調奉差上候 壬申八月 甲州身延久遠寺末 元触頭谷中瑞輪寺 下谷善立寺 下谷宗延寺（各捺印有） 教部省御庁」とあつて、元触頭の三ヶ寺により府内久遠寺末寺院の分がまとめられて教部省へ提出されたことがわかる。同様に、旧触頭の作成奥書のある冊が法華経寺派・勝劣派・本国寺派にもある。本寺ごとに異筆であることからわかるように、門流が異ると作成過程は別であつたようである。但し、便宜のため一緒にまとめて提出したものもあるように、勝劣派ではそのことを明記している。

頂妙寺末で江戸では唯一となる宗柏寺は輪番など関係の深い法華経寺末に編入されている。同様に輪番三ヶ寺の末寺はいずれも法華経寺の門流に編入される形で記載されている。本禅寺末の二ヶ寺は本成寺末とともに書上げられている。勝劣派としてまとめられたためであろう。

府内では門流ごとの編集であつたが、郊外では様子が異なり、門流ではなく行政組織主導での取り纏めがあつたように、足立・葛飾・一之江・二之江では戸長と副戸長のみが奥に連署して内容に相違なきを請け負うという形となつており、触頭などは関与せず、門流の相違は無視され地域ごとの編纂となっている。府内での各門流を通して取り纏めるといふ形式が、全国的にみれば異例であつたのであろうか。一つの例として、奈良県においては、この書上の作成が県の官員によつて行われ、費用が各寺院から一軒あたり二十五銭の割で県庁から徴収され、実際の作業にあつた官員にあてられていたことが知られる⁵。東京府管内での作業方法や費用負担は後考を期したいが、いずれにせよ、明治五年の日蓮宗府内寺院の書上の作成の過程では、各門流の機構が主導的な役割を果たした様子が推察される。

これに対し、五年後の明治十年の書上では、大きく様相が異なる。門流単位ではなく、芝区・小石川区などの行政

区分に基づいた編集がなされており、戸長の署名も各寺毎に必ず入っている。用紙や形式からも、門流機構よりは役所と各寺院という構図がクローズアップされてきているような印象を受ける。もちろん個々の寺院が独断で提出をしたわけではなく、住職以外にも、本山住職や区内の取締などの校閲・署名捺印を経て提出しているのであるが、寺院が国家の制度に当てはめられてゆく雰囲気を感じられる。

この十年の書上は五年の書上と異なり、居住者の素性にはまったく注意がはられず、逆に建物、土地、什器など財産面に比重がかかっているようである。特に雑器については、あらゆる所有物を書き上げさせるかのような内容であり、湯飲みや布団のような品さえかなりの書上にいちいち記されている。現在の文化庁へ提出を求められる目録に似通ったところがある。この書上をみると、新しい行政制度を通じて政府の支配が貫徹していくようすがわかれる。

明治政府が特に重視していたのは、土地の所有に関する厳密化であり、寺院に関連する土地が誰の所有で、名受人は誰で貢租は誰が支払うのかといった問題に注意がはらわれているようである。

五年の書上では土地の種別について朱印地・年貢地・除地・見捨地という区分を立てて報告している。これが十年となると、境内地・墓地を含む境外地・境外田畑という区分となり、貢租の負担者が明確にされている。すでに明治四年には、新政府は寺領の没収を決定し寺院の境内地については官有地に編入するという決定がなされ、同年五月には府県による寺域確定と境外地の税額調査があり、五年一月には寺院境内の建物屋敷以外すべての土地の決定が出されている。明治五年に決定され同六年に公布された地租改正に伴う変化もあり、この時期に各寺院の土地の確定がなされたとみてよいであろう。

各寺院はこの変化に寺院ごとの事情に立脚して対応しなければならなかったのであろう。現在でも境内に公有地をもつ寺院がしばしばあり、影響は続いている。

当時の寺地については、境内以外の土地は公租を納める義務があった。墓地も境内外の民有地として地租の対象

として年貢地とされ、境内外の田畑と同様に貢租の名請人が記載されている例が多いようである。民有地となつてゐる土地は貢租を支払わなければならなかつた。土地の税に関しては、住職個人の資金で買得したと記される土地や、住職の開墾して住職個人が貢租を納める土地の記載も書上にちらほらみられる。寺院の財産と寺僧の私財の区分が国家の統制のもとに明確にはかられるようになってきたわけである。境内外宅地を住職が買得して、地券状の義は同人名受にして貢租も同人より上納し、但し永代本寺へ寄附するために券状書換を願上している例もある。

ほかにも、「一之江方面では明治二年より年貢地が設定された」、「境内の一部一三八坪が前七月に上地を仰せ付けられた」、「門前町屋百十六坪が上地された」、など寺院に明治政府の新政策が影響を及ぼし始めていることが具体的に判明する記載が時折みられる。また、十年の書上の一例では、ある寺院で借金百円のため地券状・庫裏が抵当に入つたまま住職が逃亡したという悲惨な記述もある。但しこれは後任の住職からの書上であり、名指しされた前住職は十年の書上をみると別の寺院の住職となつていて実情はわからない。これらの例は、当時の寺院が経済的な変動に翻弄される様子の一角を示すものであろう。

なお、五年の書上での面積と十年の書上とを照合すると、五年時点では田畑をも含めた総面積を面積として記した寺院が多いようであるが、十年になると境内のみの面積を記した寺院がほとんどである。

さらに明治十年の書上をみてゆくと、境内外の土地の面積に続いて、本堂・諸堂・庫裏・門番所などの建物の記載が続き、立木の数や位置が記されている場合もある。立木については新政府が、特に神社境内の無許可伐採を警戒して寺社境内の森の状況について報告させていたこととも関係があるのであろう。

書上はさらに、尊像や什器の書上にうつる。日蓮宗では、標準的な形式の塔中題目と両尊などの十四体を本尊として記す寺院が大部分であるが、ほかの尊像も一体一体書き上げている。

さらに厨子・鐘・経箱・蠟燭立などの仏具や袈裟衣、毛氈や置物、宝物や箱火鉢・机・夜具・鍋釜・盆・薬缶・湯呑・椀・合羽・屏風などの日常雑器にいたるまでも事細かに書き上げている。門流や寺院個々によって精粗があるが、

当時の寺院の日常を彷彿とさせてくれるものである。また、同時に新政府の寺院の経済的な状況を把握せんとする意志の強さがこのような細かな書上になる原因の一つではなかったかと推測される。

以上のように、二種類の書上の背景や項目の特色について、ごく簡単に考察を加えた。以下は書上の数値を統計的にまとめ、概略を述べたい。なお、書上には全宗派の寺院があるが、以降取り上げる数字は特に断りの無い限り、日蓮宗のみのものである。

(三) 書上の寺院数と檀家数

明治五年の書上には三百九十四軒の寺院が記載されている。明治十年の書上で寺名がみられなくなるのは、管轄外のため含まれなくなったものをのぞくと二十二ヶ寺である。多くは塔中寺院であり、五年時点で有名無実になつていた寺院が多い。

この点について、西⁶氏は明治五年の書上をもとに全宗派の様相を分析しているが、興味深いことに、檀家のいない寺院が十八%もあり、その半数以上が無住でもある。檀家はあるが無住の寺院も十二%あり、約三割が有檀有住ではない⁷ことを示している。次頁の表は西氏が作成した表にもとづき明治五年の東京府全体の寺院に関する統計を示したものである。土地や面積の数字は坪数である。

日蓮宗は寺院数では全宗派の約十五%であるが、九十二%が有檀有住であり、無檀は十四ヶ寺(三%)しかない。この中には火葬所の寺院や新井日薩の妙教庵なども含むのであるから、実際にはほとんどの寺院に檀家がいたこととなる。また、無住も十一軒と少ない。但し、兼務住職も二十二軒あり、中には大破したままで無住と書かれるなど有名無実の寺院も七軒ほどあることがわかる。しかしながら、江戸の庶民に基盤をおいた府内日蓮宗寺院はほかの宗派よりは明治維新による被害は少なくすんだのであろう。また、極端に檀家の少ない寺院のなかには、寄進による

明治五年 西氏作成の東京府纏めの統計					
全宗派の総計					
寺院数	2486	内有檀	2044	内無住	301
		内無檀	440	内無住	243
僧尼人数	3501	内住職	2030	内尼	24
		住職妻子	316		
		寄留僧侶	398	寄留尼	10
		寄留俗人	112		
境内坪数	3128601	内 除地	2455726		
		内 年貢地	672875		
		外 池地	60000		
		外 預地	500000		
檀家数	163616		3688601		

天台宗	寺院数 310	内有檀	168	内無住	30
		内無檀	142	内無住	43
日蓮宗	寺院数 394	内有檀	361	内無住	20
		内無檀	33	内無住	18

	寺院数	僧人数	檀家数	檀家の割合(%)	面積
天台宗	310	315	8277	5.1	407338
古義真言宗	11	15	500	0.3	13926
新義真言宗	508	364	23861	14.6	467288
浄土宗	501	896	31841	19.5	784306
臨濟宗	126	214	4715	2.9	222107
曹洞宗	137	371	19916	12.2	511557
黄檗宗	20	13	441	0.3	51437
真宗	275	679	41150	25.2	137685
日蓮宗	394	623	32487	19.9	518883
時宗	7	10	428	0.3	14209
	2289	3500	163616	100	3128736

田畑を広く所有している寺院もある。檀家がすくなくとも田畑があれば存立可能であったのであり、このような寺院形態も継続していたのであろう。

つぎの表1は明治五年と十年の書上をもとに、各門流ごとの基礎的なデータをまとめたものである。やはり久遠寺派が最も多く寺院数・檀家数ともに二割強を占める。一致派と勝劣派の比率は寺院数、檀家数など、どの項目でも約四対一くらいであることがわかる。

表1 明治五年・十年 門流別基礎データ

本寺名	五年 年	うち 塔	僧 の	五年檀 家数	十年檀 家数	五年面 積(坪)
一致派						
久遠寺	83	24	161	7137	7314	109160
本門寺	62	29	80	3914	3537	104687
誕生寺	37	1	69	2932	2336	24152
法華経寺	35	1	58	2182	1303	27085
本国寺	28	10	49	2114	1964	36333
本土寺	20	2	36	1745	1626	13835
妙法華寺	11		22	854	791	8500
蓮永寺	10	4	12	643	705	9052
弘法寺	5		12	649	490	4218
本遠寺	4		11	436	265	22359
本法寺	3		3	180	205	1529
妙顕寺	2		2	164	156	3782
下野妙顕寺	2		9	366	360	2891
妙伝寺	1		1	40	30	950
国前寺	1		1	47	47	1209
妙成寺	1		1	78	78	737
妙覚寺	1		1	82	61	319
実相寺	1		1	100	100	398
頂妙寺	1		2	106	106	538
村田妙法寺	1		2	115	70	179
妙国寺	1		1	120	120	408
立本寺	1		1	136	105	468
妙光寺	1		2	196	237	1000
小計	312	71	537	24336	22006	373789
勝劣派						
妙満寺	31	2	37	2144	2062	35214
本成寺	28	14	57	2032	2053	21023
光長寺	4		3	223	271	1972
富士本門寺	4		6	316	330	7943
鷲山寺	3		3	110	189	2619
本能寺・本興寺	3		1	180	265	2058
妙蓮寺	3		4	438	492	1286
大石寺	3		8	710	400	4130
本禅寺	2		8	250	250	4093
富士妙蓮寺	1		2	70	75	680
小計	82	16	129	6473	6387	81018
総計	394	87	666	30809	28393	454807

末寺を一ヶ寺だけ有する本山も複数あるが、諸本山の末寺が一寺だけでもあるのは、近世の首府である江戸での活動拠点が必要であったためでもある。平均値をみると、どの派も寺院一軒あたりの檀家数がおおよそ七十〜八十軒となる。各寺院の平均的な数字にも近いものである。塔中をもつ寺院はごく少数であり、触頭や中本寺などがほとんどである。機械的に計算すると、僧一人あたりの檀家数は多くの門流で、およそ五十軒前後となる。寺院にいる僧が

一人だけの寺院が三九四軒中二百軒、二人が八十九軒、三軒が三十九軒である。大部分の寺院が住職一人か、もしくは所化と二人で担われていたことがうかがえる。逆に修学のため寄留と明記する者を含む寄留の僧を多く書き連ねる寺院もあり、このような寺院は檀林の草鞋寺や祈祷寺院として特別の役割を果たしていたのであろう。なお、書上に寄留と記す僧は計七十五人、うち修学のためと明記するのは十三人である。

本成寺派では触頭の二ヶ寺が多数の塔中を擁して規模が大きいのが目を引く。本郷の本妙寺と伊皿子の長応寺である。本妙寺と塔中八ヶ寺の檀家数は六百七十七軒、長応寺と塔中六ヶ寺は三百六十五軒で本成寺派の五十一%を占めている。中核となる触頭の二ヶ寺の寺院とその塔中が江戸府内でかなりのウェイトを占めていたようである。そして、その機能の重要な一つが後述するような三澤檀林での修学の便宜であったのではなからうか。

次頁のグラフ1は明治五年の時点での日蓮宗各寺院の檀家数を示す。

檀家数が五十軒程の寺院が最も多く、三十軒から八十軒の寺院が大半を占めていたことがみてとれる。後で示す僧一人あたりの檀家数も約四十五軒なので、この数字が当時の典型的な数字であったのであろう。但し、檀家一軒の認定を如何なる尺度で行ったかには、未だ検討の余地があり、単なる数で把握するのも限界があるように思われる。

例えば池上本門寺では塔中寺院の檀家総数が四百五十軒にのぼるのに対し、本門寺自体の檀家数は二十三軒と記されている。この二十三軒は大名や旗本など特別な存在であるのは間違いない。また旧大名など特定の檀越に依存していたとみられる寺院もいまだある。

その様な檀家に対し、都市特有の日傭・細民などと称される層の人々も寺請制度のもと、檀徒として捉えられるのが一応の原則であったのであり、それは明治期に入っても同様であろうと思われる。同じ一軒でも実態は千差万別であったのであり、このような状況は統計的な数字ではとらえきれないものであろう。平均は五年で一寺院八十三軒、十年で八十八軒である。但し、明治十年になると、兼務の寺院が増加している。また、明治五年より十年の間に合併などで姿を消した寺院もみられるようになる。新体制の下で、現在へと続く変化が始まった時代といえるであろう。

グラフ1 明治五年 日蓮宗寺院 檀家数

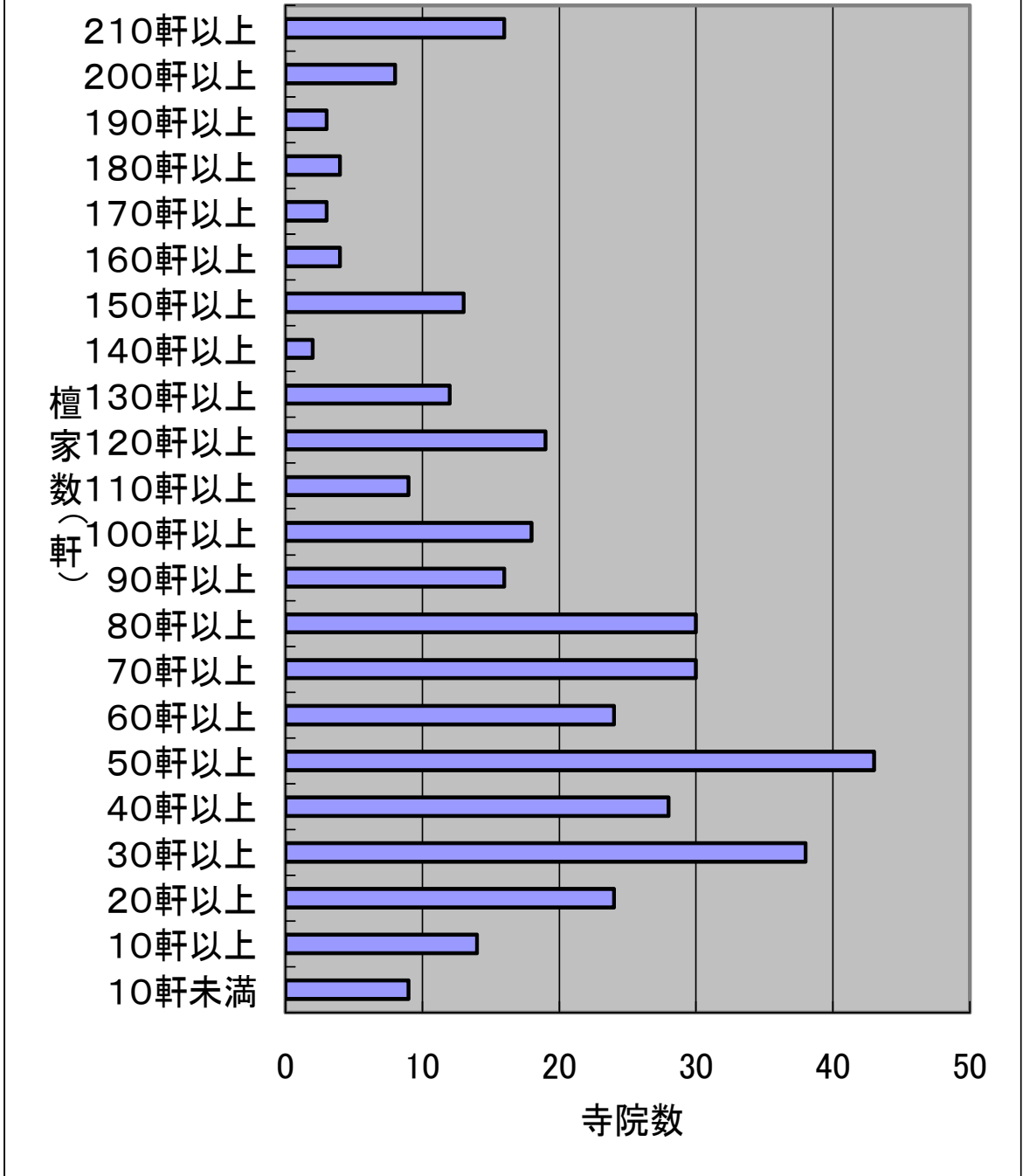


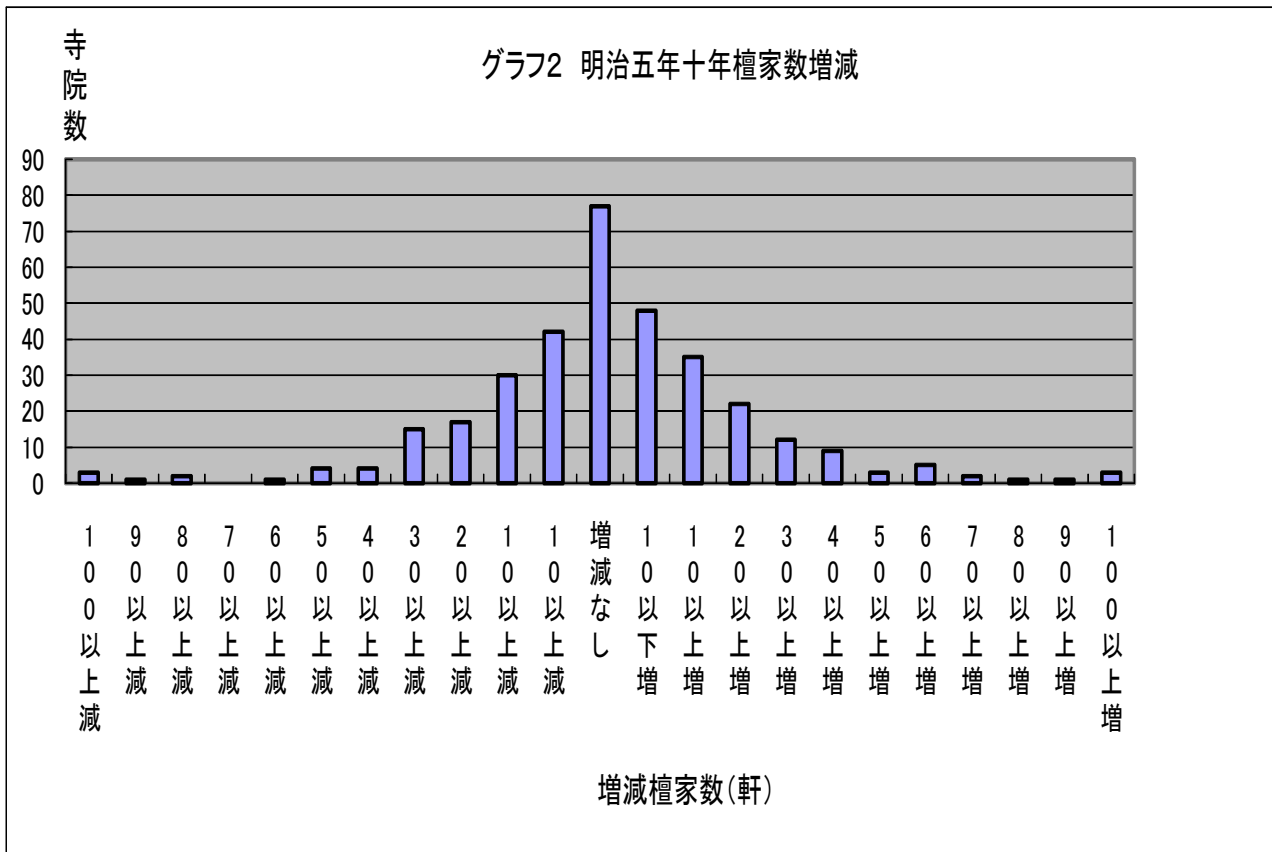
表2 明治五年 檀家数250軒以上の寺院
(塔中寺院の面積は明治十年の書上による)

門流	所在	名称	僧人	檀家数	総面積
大石寺末	小梅村	常泉寺	2	400	3407
妙蓮寺末	猿江町	妙寿寺	3	390	1280
久遠寺末	霊岸町	浄心寺	10	364	9448
下野妙顕寺末	本所	妙源寺	8	330	2216
久遠寺末浄心寺塔頭	霊岸町	円隆寺	2	307	174
久遠寺末浄心寺塔頭	霊岸町	本立院	3	302	186
久遠寺末浄心寺塔頭	霊岸町	一乗院	2	300	174
弘法寺末頭	三崎南町	感応寺	3	285	1140
本遠寺末	千駄木	仙寿院	6	280	2257
久遠寺末浄心寺塔頭	霊岸町	玉泉院	3	280	174
誕生寺末	砂村	妙久寺	3	268	1998
本門寺末	羽田村	長照寺	2	260	864

表2は檀家数二五〇軒以上の寺院である。いずれも広大な寺地を有している。特に目を引くのが深川浄心寺である。浄心寺塔中寺院は明治五年の段階では面積を個別に記さず、本寺に含まれている。深川浄心寺とその塔中寺院には二十六人の僧がいて、その書き上げた檀家総数は二千百軒余である。この数字は府内日蓮宗寺院の全檀家数の七・六%、久遠寺の門流内では実に三十%にもものぼる。深川は下町の人口密集地に近く、数千坪の寺地を有するなどの要因もあったのであろうが、これだけ集中していることは驚きである。明治八年に浄心寺に大教院の支院が設立され同年日蓮宗事務局が同寺に移されたのも、浄心寺が府内一致派内で特に有力な寺院であったことの証であろう。

また、これと対照的に、堀之内妙法寺は修学のための寄留を含め十八人もの僧がいて一ヶ寺としては府内最多であるが、檀家は百軒である。祈祷に重点があつたためであろう。

ともに広大な寺地と由緒をもつ名刹として知られる寺院であるが、寺院の形態の異なることがわかる。他にも同様の事情が看取される例もあり、江戸の庶民信徒は旦那寺とは別に諸方へ参詣をも行っていたことが指摘されているが、僧の人数と檀家数からも、その様子の一端がうかがわれる。



グラフ2は明治五年と十年のそれぞれの書上に記された各寺院檀家数の変化を示したものである。五年の間に檀家数を微増させた寺院が最も多く、廃仏毀釈の影響が東京府内の日蓮宗寺院ではそれほど大きくはなかった様子がうかがわれる。

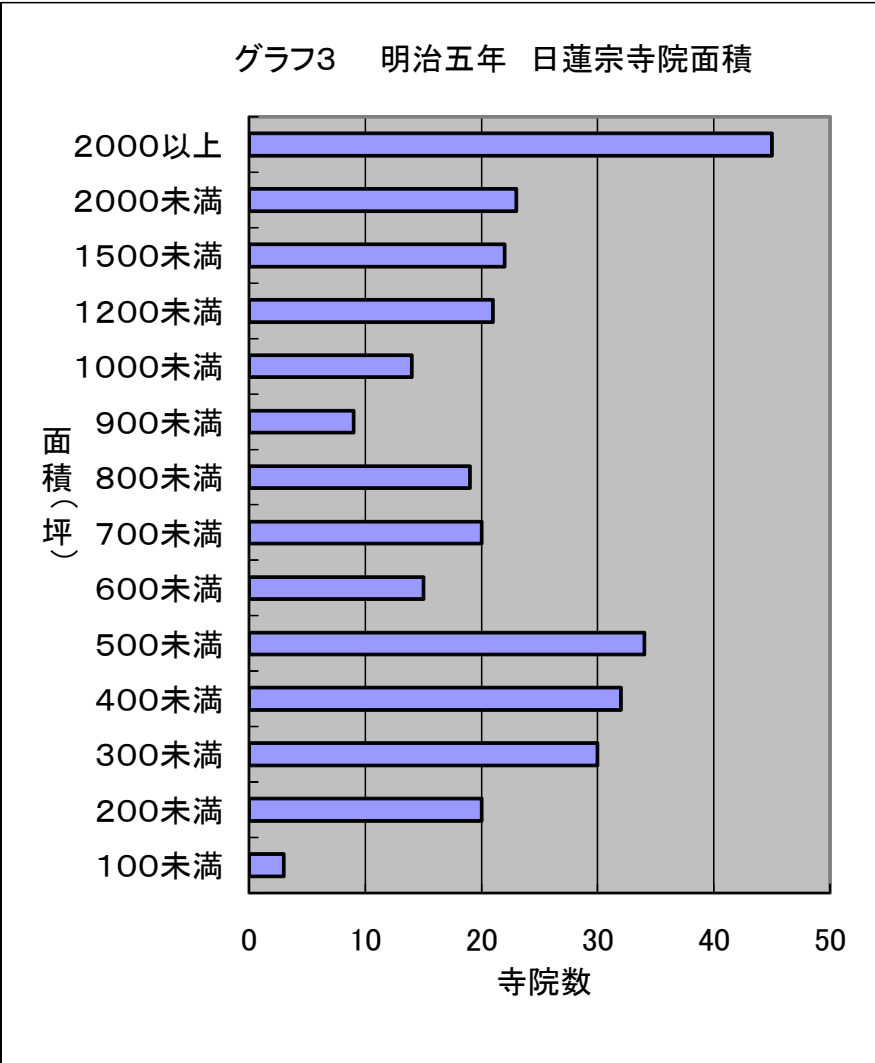
五年と十年の檀家数を門流ごとに比較すると、ほとんどの門流でさほど変化はみられない。中山法華経寺門流の数字の変化は葛飾方面の諸寺院が行政の管轄の変化から、書上からはずれたためであり、それ以外の寺院では実際には大きな変化はみられない。

唯一やや変動したのは大石寺門流で、府内随一の檀家数であった小梅常泉寺の檀家数が四百から百八十と半減したのをはじめ、理由は不明であるが数を減らしている。

明治五年からの変化が少ないのは日蓮宗寺院が大名や有力者ではなく民衆に依存していた要素が強かったからではなかろうか。

(四) 土地と面積

グラフ3は明治五年時点での府内寺院の面積である。ここでは五千坪以上の寺院は除いてある。また個別に面積を



寺院ごとに明確に区分されている。旧時代の宗門の制度が変化してゆく具体的な表れの一つであろう。

記していない寺院も除かれている。郊外にゆくほど面積は広大になるため、単純に比較をしても意味はないが、おおよその傾向はわかり、五百坪以下の寺院が最も多く、壹千坪以下が大半であることはよみとれる。全宗派にすると江戸の十五%の面積を占めていたといわれる寺社地ではあるが、市中の一般末寺ではこの程度の面積であったのであろう。なお、御府内備考続編と全く同じ面積を記す寺院もかなり多い。「昨年、上地」を命じられたなどの記載も時折みられるが、面積の変動はそれほどみられない。また、明治五年の書上では塔中寺院の面積を本寺に含めて書き上げていたものが、明治十年の書上では、各塔中

表3 明治五年 日蓮宗面積3500坪以上の寺院（塔中寺院の面積を含む）

門流	所在	名称	僧人数	檀家数	内土族	総面積(坪)
池上	池上		4	23		67600
本遠寺末	豊島郡下	妙安寺	2	30		19450
妙満寺末中本寺	南品川	妙国寺	2	30		11239
久遠寺末 元触頭	谷中	瑞輪寺	2	33		9600
久遠寺末	霊岸町	浄心寺	10	364		9448
久遠寺末善立寺	千住塚原	宗源寺	4			8915
本門寺触頭	二本榎	承教寺	3	80		8412
本圀寺末中本山触頭	本所太平	法恩寺	4	130	20	8227
久遠寺末	雑司ヶ谷	法明寺	4	51		7206
妙満寺末中本寺	南品川	本光寺	2	93		6305
本圀寺末中本山触頭	浅草芝崎	幸龍寺	2	151	20	6200
本成寺触頭	伊皿子町	長心寺	7	35		5698
久遠寺末 元触頭	浅草永住	善立寺	2	90		5694
本成寺触頭	本郷栄坂	本妙寺	6	100		5048
久遠寺末	浅草橋場	長昌寺	5	200		4690
蓮永寺末頭	小石川指小	蓮華寺	2	70		4641
法華経寺末	足立谷在家	本心寺	2	135		4400
久遠寺末	四谷南寺	戒行寺	3	70		3710
久遠寺末	中目黒村	正覚寺	3	124		3691
久遠寺末法恩寺末	豊島郡稻	法真寺	1	70		3600
本圀寺末中本山触頭	谷中蛭沢	宗林寺	2	120	0	3545

つぎの表3は面積三千五百坪以上の寺院のリストである。い。いずれも広大な面積を占めており僧の人数や檀家数も多

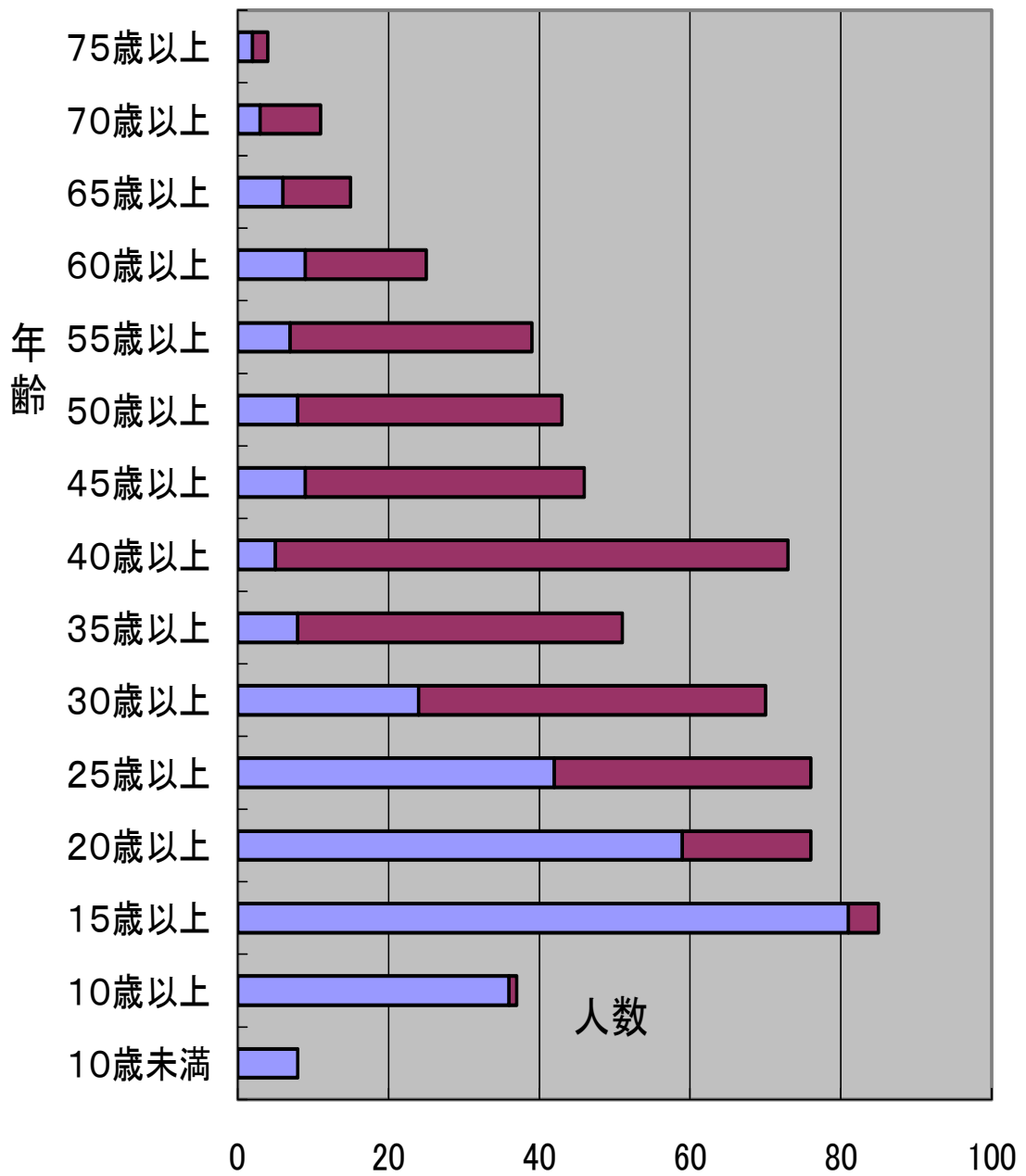
(五) 僧の年齢と出身地

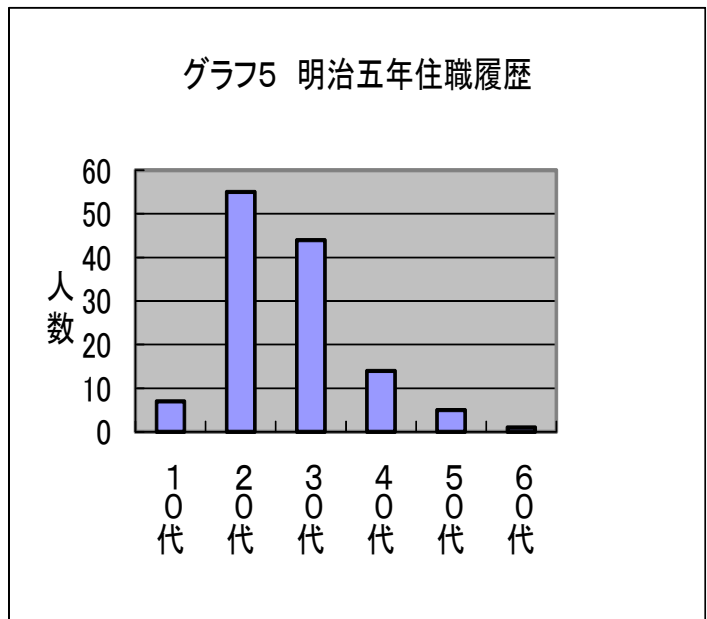
次頁のグラフ4に示したのが明治五年の東京府内寺院で書上げられた僧の年齢である。色分けされた棒グラフの各棒の左側が非住職、右側が住職である。

最も多い年齢層としては、十代から二十代にかけてである。最も大きなピークがあり、ついで四十代にもうひとつのピークがある。グラフに示されているように、前者の年代は非住職の者が多くを占めている。住職の弟子が多かったであろう。また、檀林へ修学するために寄留するものや当該寺院で得度した所化が多い年代層でもある。

もうひとつのピークである四十代は、グラフにあるように住職の年齢のピークとちよūdかさなる。四十代の住職と若い所化という二つのタイプの組み合わせが当時の府内寺院のもっとも典型的な居住者であったのであろう。実際にこの二者の取り合わせが書上のうえでもしばしば確認される。なお、高齢者の少ない時代とはいえ、老年の僧の少ないのはやや気になる。三人は介護をうけているらしい記述もある。府内の寺院に限らないことかもしれないが、総じて高年齢の事情はこの書上からは不明である。あるいは老年の僧は、本山など大寺院に登るなどのほかに、法務の繁多で重要な府内の寺院から郊外の静かな寺院へと転任してゆく場合も多かったのかもしれない。府内寺院からの転任先はこの二種の書上からは不明の場合が多いのでこれはあくまでも推察であるが、十分ありうることはないかと思われる。

グラフ4 明治五年 府内日蓮宗僧 年齢





グラフ5は明治五年の書上からまとめたものである。明治五年時点の府内の僧の履歴をもとに、その僧がかって別の寺へ住職として入寺した履歴を取り出し、その入寺年齢が何歳であったかをまとめたものである。寄留の僧の詳細な履歴を記さない寺院や余所へ寄留中の僧を記す寺院もあるが、ここでは履歴の記されている僧を対象とした。

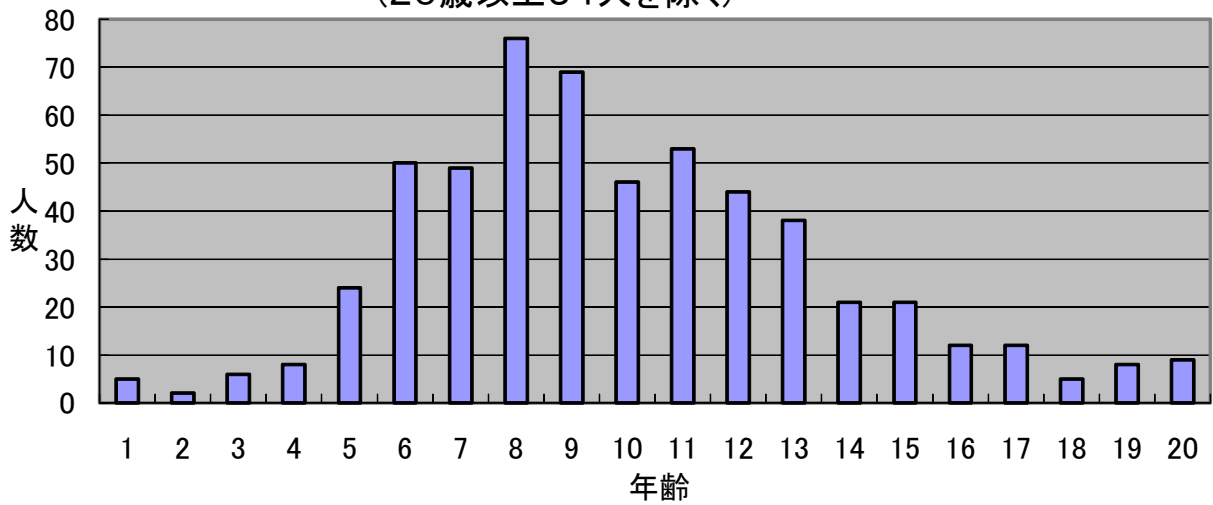
府内の寺院の住職になる前に府内近郊の寺院や府内大寺院の塔中の住職を経験している僧が多いことがわかる。そして、その年齢がグラフにあるように二十代から三十代前半である。経験を積んでから府内寺院の住職になっていった様子がわかる。

次頁のグラフ6は僧の得度の年齢をまとめたものである。

最も年少は一歳であり、幼児の時に得度したとする僧も時折いる。何らかの事情で幼時に寺へ入ったのであろう。得度年齢はおおよそ七歳から十四歳がほとんどであり平均は十三歳である。当時の僧はこのころに得度をして修行を始めるのが一般的であったことがわかる。また、後述するが檀林の入檀も得度のすぐ後から二・三年後の期間が最も多い。この七歳から十四歳という得度年齢は住職得度年齢・非住職得度年齢ともに、ほぼ同じである。

次に、グラフ4に戻るが、明治五年時点での住職のみの年齢を検討する。二十代後半から五十歳までにかかなり集中している。平均は四十二歳である。この年齢層が府内の住職の中心であったことがわかる。但し、府内以外の場所でも、当然ながらこの年齢層は住職の年齢の中核であったらうと思われる。

グラフ6 明治五年 府内日蓮宗僧 得度年齢
(20歳以上54人を除く)



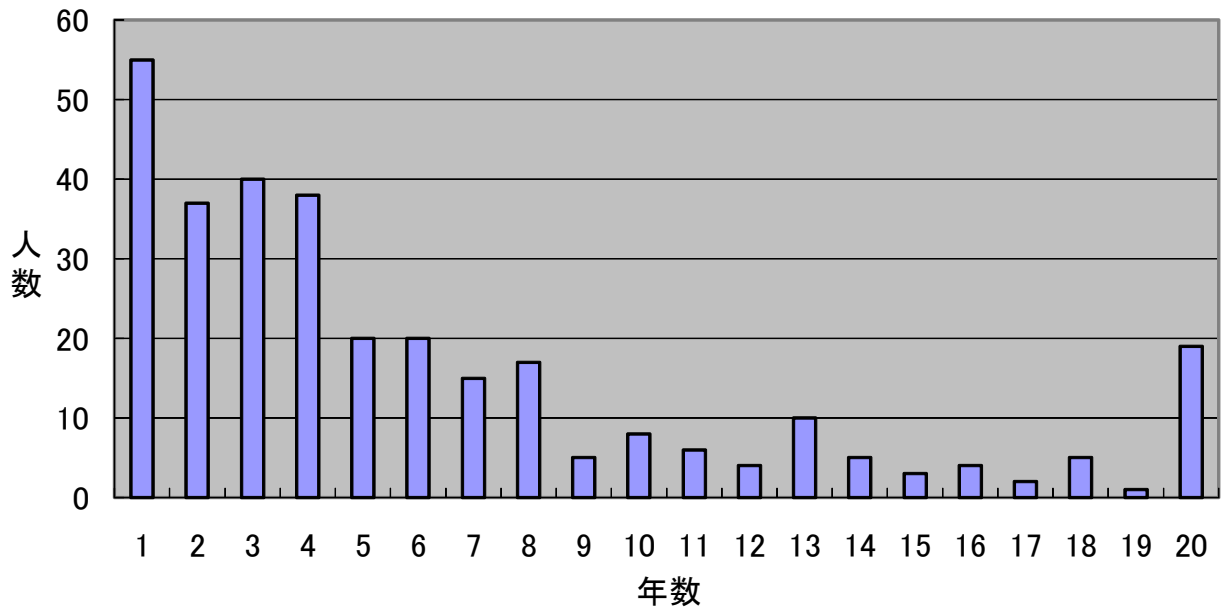
住職の履歴を追ってみると、グラフ4の府内当該寺院の住職に就任した年齢とグラフ5の住職の過去に入寺した年齢と書上の記述の三つから興味深いことがわかる。府内寺院に入寺する以前に近県の寺院の住職や府内寺院の塔中住職をしていた僧が多く、それらの寺院に入寺する年齢は、履歴であるのだから当然ではあるが、府内寺院に入寺する年齢よりも年少のことが多いのである。

先述のように、グラフ5の府内住職就任年齢のうちの十代から二十代前半の数字の多くは塔中住職や郊外寺院の住職であることも考え合わせて、近県や江戸郊外の寺院住職や塔中の住職を、いわば振り出しとして次第に転任してゆき、やや年代が上になったころ、三十代前半を中心とした年代に府内寺院の住職となるというのが当時の住職の典型的な履歴であったと考えられるのである。住職就任年齢は平均三十六歳である。

次頁のグラフ7は明治五年の時点で住職である僧が何年来住職をしているかを示したものである。

明治五年時点での府内住職の在職年数の平均は六・五年である。が、極めて長期の間住職を勤めている僧が平均を押し上げていて、実際の在職年数は六年未満のものが大半であり、書上にあるそれ以前の履歴をみても、数年から長くても十年で転任するのが常態であったようである。ところが、後に述べるように、明治維新頃から転任が滞りがちになってきた影響がこの時点ですであらわれていると思われる。

グラフ7 明治五年 府内日蓮宗住職 在任期間
(20年には二十年以上在職の者を含む)



明治十年に至って五年が経過しても、明治五年の際の住職が留任していたと思われる人数は実に百十六人となる。従来の六年未満が大半という平均在職年数から考えると、明らかに何らかの変化が生じていることがみてとれる。勝劣派は転任の例が比較的多いが、一致派特に久遠寺末や誕生寺末の寺院では転任が少なくなっていることがよくわかる。これは従来の転任のシステムが機能しなくなったせいであろう。その要因を推測すると、本山の支配が弱まったことや、従来重要であった檀林制度が崩壊し、各門流共同での小教院設置などの新制度がこれに代わりうるものではなかったということが影響していたのではなからうか。二本榎に各派合同で設立された教育機関である小教院との関わりが注目される。一致派で転任のルートが崩れたのも少教院と従来の飯高での学歴との間に懸隔があったのも一因かもしれない。住職の任免を本山が決定していたのが近世の仕組みであるはずであるが、この変化は注目すべきであろう。もしも檀家集団の関与もあるのならば、寺檀関係の観点からも重要である。

その当否はさておき、この時期の住職がその後も同じ寺院に定着するものが多かった様子は明治中期や大正時代の寺院名簿をみても首肯できる。同じ名前・同じ名字の住職が多い

のである。これは江戸以前の寺院との大きな相違点であろう。

これらのことが、この書上の考察から具体的に指摘できると思われる。なお、府内寺院の住職の後にどのような転任があるのかはこの書上からではよくわからない。他の府内寺院に転任したり、他の地域の寺院を経てまた府内の寺院に転任してきたりする事例も確認されるがごく少数であり、総じて寺院住職の転任のルートや規定、如何にして決定されるかということについては、この書上からだけでは到底うかがいしることはできない。後考を期したい。

さて、非住職のうちには、就学中のものほかに、明確に隠居と記されたものも七人ある。但し、ごく若い年齢で「隠居」とされているものもあり、現在の隠居のイメージとは異なり、次の転任地が決まっていない状態という意味合いのものもいたように思われる。変わった例では、浅草善慶寺では住職より若い前住職や前々住職が住職とともに在寺している。現住職は昨年入寺して五十歳であるが、前々住職は四六歳で入寺して四九歳で隠居して七年、前住職は四一歳で入寺して四七歳で隠居し一年となる。檀家数は三〇軒であり、とくに多くはない。また、隠居して、長期間全国遊学の旅に出たと記す僧も三人ほどいた。

やはり師弟関係は大変大事にされていた様子で、住職より以前から止住している非住職の僧について「前住弟子」「第何世弟子」とわざわざ記載している例もしばしばある。また、住職の輪番に従って寺を移る、あるいは住職の転任に従って移動したことが確認できる例が多くある。随身の語義通りであったようすがうかがえる。

以下では僧の出身地について検討する。明治五年の書上に記載されている僧のうち出身地の記載がある者の旧国別にした表が表4である。書上の記述に沿って、旧国名などによって出身地を分類した。左に地域名を記し、右にその地域出身の僧の人数と割合を示している。数字のうち最も左がその地域出身の住職数である。それから右へ順に非住職数、住職と非住職の合計である。その右には、その地域出身の住職・非住職の合計が全体の合計六百二十三人のうちでどれほどの割合を占めるかを百分率で示した。さらに右にはその地域出身の住職が全体の住職三百五十六人のうちでどれほどの割合になるかを示し、最も右には同様に非住職の割合を示した。

うち三百七十九人は出身地かその周辺で得度している。東京地域出身は百八十一人であり、うち百四十人が府内で得度している。出身地をみると、やはり東京地域出身者がもつとも多数を占め、関東地域出身も多い。関西出身者は少ない。注目されるのは越後など北陸地域の出身者が東京近辺について多いことである。当時の越後地域は農業生産性の高さから、日本でも大都市を除き最も人口の多かった地域であるということも理由の一つであり、日像師の弘経以来日蓮宗が盛んで、本成寺門流を始めとしてすでに多くの門流が展開していたことも理由であろう。また幕末の金沢充洽園の盛んであったこととも関連をもつのもかもしれない。当時の日蓮宗の指導者の一人である新井日薩も師匠の遺鉢を継承して柏崎妙行寺の住職となっていた。

いずれにせよ、かくのごとく越後・北陸の出身者が多かったことは従来あまり認識されてこなかったことである。同国者にとくに親しみをもつ当時の社会風習を考えると、北陸出身者の影響力もかなり大きかったのではないかと思われる。

また、出身地と得度場所をみると、意外なほど、広範囲の移動があったことがわかり、興味深いものがある。

さらに書上には、僧の出身地のほかに出自についても書上が要求されていて、かなり明確に記されている。出自についてみると、大部分は農民や商人の子である。士族・卒族出身は六十三人で約一割である。この頃の武家人口には諸説あるが、最大でも全体の一割ともいわれるので、妥当な数字であろう。日蓮宗の僧が特定の身分出身に偏っていたということは無いと思われる。京都妙顕寺の「家臣」の子と記す者もあり、池上西之院の住職は「本山元行者」の息子とある。また医師の子と書く者もいた。

以上、ごく簡単ではあるが、この書上の記載内容の分析によって、府内僧の年齢構成や得度・修学の年齢と時期、住職在任期間、出身地などを具体的なかたちで示すことができたと思われる。

明治五年の書上には得度した後に過去に修学したり就学中の檀林の記載もある。檀林での学歴を記さない僧も多いが、門流によっては丹念に記載されている。飯高に学んだと記されているものは五十九人であり、池上が三十七人、中村が二十四人、小西十四人、三澤六十四人、宮谷三十人、細草十四人、大沼田三人、鷹が峰三人、身延二人、金沢

(六) 檀林について

出身地	住職	非住	合計	全国での割合	住職割合(%)	非住職割合
東京府内	83	98	181	29.1	23.3	36.7
越後	40	29	69	11.1	11.2	10.9
下総	29	19	48	7.7	8.1	7.1
武蔵 (府内を除)	25	4	29	4.7	7.0	1.5
上総	20	8	28	4.5	5.6	3.0
甲斐	13	13	26	4.2	3.7	4.9
越中	15	8	23	3.7	4.2	3.0
駿河	11	10	21	3.4	3.1	3.7
越前	12	8	20	3.2	3.4	3.0
尾張	11	7	18	2.9	3.1	2.6
相模	9	6	15	2.4	2.5	2.2
加賀	11	3	14	2.2	3.1	1.1
安房	5	6	11	1.8	1.4	2.2
能登	4	7	11	1.8	1.1	2.6
肥前	6	4	10	1.6	1.7	1.5
遠江	8	1	9	1.4	2.2	0.4
山城	6	2	8	1.3	1.7	0.7
佐渡	6	2	8	1.3	1.7	0.7
三河	2	5	7	1.1	0.6	1.9
伊豆	4	3	7	1.1	1.1	1.1
出羽	4	2	6	1.0	1.1	0.7
陸奥	3	2	5	0.8	0.8	0.7
摂津	3	2	5	0.8	0.8	0.7
備前	4	1	5	0.8	1.1	0.4
美濃	4	0	4	0.6	1.1	0.0
肥後	1	2	3	0.5	0.3	0.7
信濃	2	1	3	0.5	0.6	0.4
備後	3	0	3	0.5	0.8	0.0
筑前	1	1	2	0.3	0.3	0.4
常陸	0	2	2	0.3	0.0	0.7
上野	1	1	2	0.3	0.3	0.4
播磨	0	2	2	0.3	0.0	0.7
下野	1	1	2	0.3	0.3	0.4
丹波	0	2	2	0.3	0.0	0.7
出雲	1	1	2	0.3	0.3	0.4
丹後	1	1	2	0.3	0.3	0.4
土佐	1	1	2	0.3	0.3	0.4
筑後	2	0	2	0.3	0.6	0.0
伊勢	0	1	1	0.2	0.0	0.4
因幡	1	0	1	0.2	0.3	0.0
美作	0	1	1	0.2	0.0	0.4
安芸	1	0	1	0.2	0.3	0.0
讃岐	1	0	1	0.2	0.3	0.0
豊前	1	0	1	0.2	0.3	0.0
総計	356	267	623	100	100	100

二人、大亀一人、冠山一人、である。複数の檀林で修学する者もかなりいたようである。檀林制度は近世僧侶の履歴などのうえで大変大きな位置を占めていたといわれる。

本成寺の系列では檀林に関する記述が他の門流より詳細で在籍の僧は必ず三澤檀林での修学年数を記載している。本成寺の門流では、中本寺の住職は「神奈川三澤檀林法籠三十年以上成功者」という規定があったことを書上に記している。また、妙満寺派の書上では、宮作檀林における通算の修学期間を綿密に記している。いずれも檀林を重視していたことがうかがわれる。

池上派では得度から数ヶ月で檀林へ入学しているものが、とくに若い僧に多い。これは他の門流と異なり際だって早い。近くにある利点からであろう。また、池上派では若い僧ほど池上檀林で学習とする者が多く、住職は飯高を経歴として記す者が多く池上と記す者は少ない。当時は池上本門寺の庵室として、新井日薩の妙教庵もある。日薩は書上に柏崎妙行寺より寄留と記されている。「本門寺学校」とも記される池上の檀林で教学を教授していたのである。

老年になってから檀林へゆき住職となったという記載もある。一般に修学開始の年齢はかなり低く、明治五年時点での平均的な年齢は十二歳前後である。十歳にもならないで入檀したものや得度の翌月から入檀したものもかなりいる。但しこの傾向はやや薄れて入檀年齢も高齢化していったようで、明治十年の非住職の入檀年齢は十二歳から十六歳が多くなっている。近世の関東檀林では入檀者は「宿坊」などもよばれる寄留先に草鞋をぬぎ、そこを拠点として夏毎に檀林での修学を行うという習慣があった。たとえば小西檀林では法縁によって平河法恩寺・一乗寺・幸龍寺・深川浄心寺が宿坊であり、飯高では法明寺・仙寿院・本佛寺・蓮光寺、中村では蓮成寺・宗林寺・妙法寺・徳大寺、三澤では長応寺・大長寺などが宿坊の役割を果たしてきたと伝えられている。確かに、この明治五年の書上にも、これらの諸寺は多くの僧を置いている。これらの僧には「修学のため寄留」と記されているものが多い。この書上からも、檀林の宿坊の役割が確認できるといえよう。

また、本成寺派の書上では住職勤年数の期限についても檀林と関係のある言及がある。本成寺末頭の本郷本妙寺・伊皿子長応寺では「住職は神奈川県三澤檀林法騰三十年以上成功者、住職勤年数之期限不定候」と明確な規定があると記す。また、同末頭の大久寺や本禅寺末頭の白金立行寺寺は三澤での法騰が二十五、六年、檀林の席が中座席以上の者が住職となると注記がなされている。同派の他の寺院には「住職勤年数不定」とわざわざ書いていることもしばしばある。同派では末頭などの寺院の住職の勤務規定は厳格であったのであろう。逆に誕生寺派では学歴をあまりしるしていない。この書上をまとめた者が重視していなかったからであらうか。

なお、下野妙頭寺末経王寺住職の林日珠の履歴には「現在飯高教授」とあり、前前住が住職「留守中の法要のため寄留」と記されている。このような形態が従来あったのであろうか。明治五年には小教院が設立されるので、飯高檀林の最後頃の教授者の一人であらう。

(七) 余録

芝栄門寺は「本門寺出京旅宿所」として檀家もなく無住職である。本門寺は日蓮宗で唯一の江戸にあった本山であり、檀林をも寺内にもっていた。栄林寺は諸国から上京してくる僧俗の宿坊という性格の施設であったのであろう。逆に、他の門流では檀林修学者の宿坊が江戸出府者のための宿坊の役割を兼ねていたのであろう。

尼僧は二カ寺と一庵に八人がいる。最年少は七歳である。他に老年で檀家の縁をたどり寄留させてもらっている尼僧も一人いる。尼寺の一つは武家と特別な関係をもつ寺である。檀家は開基家一軒という池上派の養源寺である。松平悦之進家の寄進により、文久元年（一八六一）の焼失を乗り切ったが、立ちゆきかね、旧幕府に願い出て尼寺と変えてもらったとある。八人のほかには、雑司ヶ谷法明寺内に「鬼子母神出現所留守居」の尼僧が三人いる。総じてこの書上からは尼僧の存在感は薄く感じられる。

寺院の中には僧がおらず俗人が管理していると書き上げられた寺院も二軒ある。この二軒は千住にあり火葬所として存立していた。

一軒は本法寺末の寶林寺である。百坪余の面積で、寛文七年（一六六七）の創立で四世までは住僧がいたが、宝暦七年（一七五七）より無住、明和三年（一七六六）から「俗人弥助と云う者火守を致し、其の後当弥助迄五代、俗人にて火守致しおり候」とある。新潟県蒲原出身の牧野弥助五十七歳とその妻である下谷の牧野六蔵娘妻いと五十七歳が居住者として記されている。百年余の間、住僧はおらず、火葬所として俗人が管理してきたわけである。

もう一軒は久遠寺派浅草善立寺末の千住小塚原の宗源寺である。創立や開基などは焼失につき不詳とあり、「火葬所第十二代目留守居 越沢倉吉 十八歳」とその母三十四歳・弟十三歳・妹八歳が居住者として記されている。境内は三十坪である。詳細はこの書上からは不明であるが、十二代目留守居とあるように、この寺も長期間にわたって、寺院の形態をとりながら実は俗人管理の火葬所として存在していたのであろう。

この二軒の寺の本寺との関係や運営の実態はわからない。十年の書上では名がでてこなくなってしまう。江戸には数カ所に火葬所があり、日蓮宗では深川の浄心寺に火屋があったのは有名であるが、この二軒の寺院の存在も江戸の葬送に実際に関わっていた人々の記録の一つであり、時代による変化として興味深いものがある。

（八） 火葬所寺院

ここで、その様子をうかがわせてくれる史料をひとつ引用しておく。『祠曹雑識』にある「隠亡寺取扱の事」（文化十四年正月二十三日 阿部備中守廻書）である。同書は内閣文庫所蔵で江戸幕府寺社奉行の家臣であった人物により著された⁹とみられる。千住には火葬専門の各宗の寺院が多数¹⁰あった。ある時は一八ヶ寺であったという。

千住小塚原新寺町火葬所寺院、奉行所へ罷り出候節、取扱方の儀に付き去る未の年別紙の通り願書差し出し候処、添翰これ無きに付き、相尋ね候処、是又別紙の通り仲間惣代の願筋届け直し、前々添翰これ無き旨願書差し出し候に付き、先例等取り調べ候処前々より評席差し出し方等区々の儀もこれ有り哉に相聞こえ、尚取り調べ居り候処、今般豊前殿御掛かりにて小塚原新寺町（以下略）

幕府寺社奉行所で、審理のために千住の「火葬所寺院」を呼び出す必要が生じた時、その格式による扱いを具体的にどうするかが問題となったようである。奉行所へ願書を指し出す際にも、本来は「寺院の出訴は、本寺触頭の添翰をもつて奉行所へ罷り出で¹¹」というべきなのに「前々添翰これ無き旨」であったとある。また幕府評定所では扱いをどうしているのかも、寺社奉行所では確認する必要があった。

そのため「触頭其の外役寺等御糺しこれ有り、別紙の通り夫々答書差し出し候処、前書の通り去る未の年、拙者方え拾八ヶ寺惣代願置き候儀もこれ有るに付き」と各宗へ問い合わせが行われた。

住職留守居等身分の儀、所化僧に准じ候哉、又は差別も之有り候哉、奉行所にて所化僧同様取扱候ては指し支えもこれ有り哉の旨、尚又触頭役寺等え相尋ね候処、其の宗体に寄せ、発心者其の外俗人等も留守居申し付け置き、或いは住職の者にても卑格に取扱又は外並寺院と同様に取扱（以下略）

各宗の返答はいずれも、千住の火葬所寺院は名目のみの寺院で普通の僧が住職として常住することはなく、俗人や「道心者」などが運営している。そのため、宗内では一寺院としての扱いをなさず、一格さがった扱いとしている、というものであった。住職ではない所化僧として取り扱ってよいかという奉行所の問いには、いずれも指し支えないとの返答であった。

以下に日蓮宗の場合を見てみる。まず身延派からの返答である。

身延派触頭答

千住小塚原新寺町

日蓮宗

乗蓮寺

寶林寺

右一寺の名目これ有るのみにて火葬の外法用これなく、一寺の取扱に致さず、これに依りて本末帳にも書き上げこれ無く、壇林相勤め出世を望むの僧住職致さず、外寺院は勿論所化等迄付き合い致さず候、寺にて発心者類のモノに住職留守居等、其の本寺より申し付け候のみにて、触頭え罷り出候節は庫裡入り口板縁限りにて所化取扱より下賤故、住持稀にて多分火葬取扱手馴れ候俗人留守居を兼ね罷り在り候旨

本末帳にも載せず、寺院としての付きあいもないという。「壇林相勤め出世を望むの僧住職致さず」「発心者類のモノ」で火葬に手馴れた俗人が普段いたようである。

「触頭え罷り出候節は庫裡入り口板縁限りにて所化取扱より下賤」と具体的な記述がある。

朱書（已下此に准ず）

住職のものにて三衣著け罷り在り候はば惣席え相通し、評席え差出候節は浪人台え出、道心者又は俗人等は砂利へ差し出候積もり

これについて寺社奉行所では、若し住職がいて三衣をつけていれば寺社奉行所では惣席へ通す、評定所では浪人台へ出すとした。僧として扱うということである。そして「道心者」や俗人はいずれも白州へ出すと結論した。¹² 以下は本門寺派の返答である。

小塚原新寺町

恵長坊

右坊跡名目は有之候得共、檀方無之外寺院之取扱に不致間出世望之僧侶は住職不申付、右故多分は発心者類俗人等留守居申付、外末寺よりは格別軽く取扱、尤触頭共に於ては尚更取扱方仕来有之、住職の坊跡に御座候へば所化僧同様に取扱候をも差支は無御座候得共、発心者又ハ留守居等は所化僧同様取扱候ては差支有之旨

初ヶ条同断

本門寺触頭

千手小塚原新寺町

高雲寺

右一寺之名目計に而火葬之外法用無之一寺之取扱に不致、右故檀林勤学之僧住職不致、多分火葬方相心得候発心者体之者住職いたし候、依之外寺移転等之義も無之、外末寺配下に宿坊いたし候所化候に准じ不申、下賤之ものに有之、留守居之義は右に准し相劣り触頭江様向有之節は庫裡入口板縁に而取扱候旨

目同断

惣席江通し浪人台江差出候積

おおむね身延派の答えと同じである。「住職の坊跡」で檀家もなく名目のみ残っているだけなので、寺院としては

取り扱わず道心者や俗人がいるとしている。そして所化僧と同様の扱いをしかまわらないとの返答である。触頭寺院では「庫裡入口板縁」までしか出られないというのも同じである。奉行所の結論も同じであった。

このような火葬専門の名目のみの寺院についても、先行研究があるが、ここでは明治の書上に関連して日蓮宗籍の寺院について略述した。落合法界寺も名目は日蓮宗であった。江戸にはこのような「寺院」もあって人々の生活にかかわっていた。

まとめ

本節では、江戸時代が終わり明治が始まる激しい動乱の中での本宗寺院や僧の有様を書上という断片的な記述から検討をしてみた。数字にかたより本質に届きにくいものではあったが、明治初期の寺院と僧の有様が垣間見えたように思われ、いくらかは実態に迫ることができたのではないかと考えている。試みに、統計からみて典型的な府内日蓮宗寺院像を考えると、檀家が五、六十軒で面積が四、五百坪、住職が一人で四十歳前後、所化がいる場合もある、というものになる。実際に、このような規模の寺院はかなりある。

今後はさらに、後府内備考などの近世史料なども重ね合わせて考察を進めたいと考えている。それにしても、江戸と近代の相違は大きかったのであると実感せざるをえない。一例を挙げれば、明治五年の書上では俗姓を記さず、出家として日号のみを記す形式であり、名字が不明の僧さえ若干名いるが、同十年になると釈氏と変える者もいたが必ず名字を記すようになっていく。寺や僧という存在が社会との関わりの中で変化し、出家という存在が、ついには招集されて戦地に赴くまでになっていく、このような変化は、近代国家と宗教というさらに大きな問題に関わってくるものである。ここでは明治初期の本宗寺院の一断面を紹介するのみであり、ここで筆を擱きたい。

- 1 『史料叢書7 社寺明細帳の成立』国文学資料館編 二〇〇四年
- 2 新井智清『近代日蓮宗の宗政』国土安穩寺 一九八七年など。
- 3 西光三「東京都公文書館所蔵寺院沿革史料について ―江戸・東京寺院沿革史料索引作成にあたって―」東京都公文書館紀要 三号 二〇〇一年
- 4 日塔和彦「御府内寺社備考からみた江戸の寺院」『年報都市史研究6 宗教と都市』山川出版社 一九九八年 でも言及がある。
- 5 前注1
- 6 前注3
- 7 寛政六年（一七九四）の「無檀無本寺無住の分廃寺申し付けに付き触書」にはこのような寺院は廃寺とすべきであるという幕府の規定がある。府内で無檀無住の寺院というのは、やはり明治維新の影響であろう。（梅田義彦『改定増補 日本宗教制度史 近世篇』東宣出版 一九七二年 一二頁）
- 8 捨て子や養子などの理由によると思われる。
- 9 同書の解題による
- 10 江戸の火葬については、西木浩一「江戸の社会と『葬』をめぐる意識―墓制・盆儀礼・おんぼろ」『関東近世史研究』六〇号 二〇〇六年 などを参考とした。
- 11 天明二年（一七八二）二月「寺社出訴に付き触書」梅田義彦『改定増補 日本宗教制度史 近世篇』東宣出版 一九七二年 一一〇頁
- 12 『祠曹雑識』卷一四には「訟庭に上通下通浪人台砂利の四等あり、是等の次第自然古来の流例なるへし、凡上通の寺社も吟味に付て出れば下通なり、都て三衣を著したる僧は下通なり、許状有之社人下通なり、許状無之とも下社家或は社僧等を支配す

る社人は下通なり、正田隼人天明七末年議定已来下通なり」とある。

また同卷三二三頁には類例として身延「除歴日唱」の例が出てくる。寛政六年十一月に幕府からの問いに寺社奉行所で調べた答えである。

僧正以上并重き寺院吟味中揚屋へ差遣儀有之哉、且大体の僧俗は寺院は預等にて相済哉とありし答左の如し

僧正以上等、寺格に寄、揚屋入又は預等之儀、別御定は無之候得共、重き罪科之者僧正に候とも、預而已にては不差置、重き本山にても不届の次第に寄吟味中は、揚座鋪へ差遣、其已下は揚屋へ差遣候儀、是迄の仕来に候、尤揚座鋪へ差遣候程之者は、女犯又は重き巧事、都而不軽品及白状大概之次第見極候上、揚座鋪入申付候儀にて申口等不相分候得は、容易に揚座鋪等差遣候儀は無御座候

十一月

例書

安永六酉年

甲州身延山

久遠寺

日唱

右甲州身延山僧騒立候一件并久遠寺宗法之儀に付吟味中揚座鋪入

第四節 近世江戸の日蓮宗寺院の建立年代と維新後の合寺について

— 明治の二種の書上を中心に —

はじめに

近世江戸の日蓮宗寺院の様相を考える一手段として、本節では明治初期の書上二種を題材として、特に寺院開創年代の問題、僧侶の年齢構成や寺院檀家数の他宗との比較を行った。また、明治維新に伴う寺院廃合の実例を示した。

幅広く奥行きもある大きな課題の入り口にあたるような内容であるが、一応のまとめとした。

全国的な寺院の開創年代については圭室文雄¹と竹田聴洲²の研究がある。圭室氏は宝徳三年（一四五―）から寛文三年（一六六三）までに一四七三寺院が建立されており開創年代の明らかな寺院の八五％にあたるとする。竹田氏は浄土宗寺院のみであるが、文亀元年（一五〇一）以降の開創が九〇％に及んでいるという。いずれも近世初期に爆発的に開創されたことを結論づけている。

まず、前節でも説いたことでもあり、煩雑なようでもあるが、明治の書上二種について述べる。本節で取り上げる明治五年の書上とは、明治五年（一八七二）六月に新政府が宗教政策のために新たに設置した教部省から各府県に通達されて、府県から各本山へ通達されてまとめられ提出された『明治

五年寺院明細帳』のことであり、明治十年の書上とは同年五月東京府からの命令によって作成され同年十月に東京府から教部省に提出された『明治十年寺院明細簿』のことである。これら二種類の書上は現在東京都公文書館に所蔵されている。

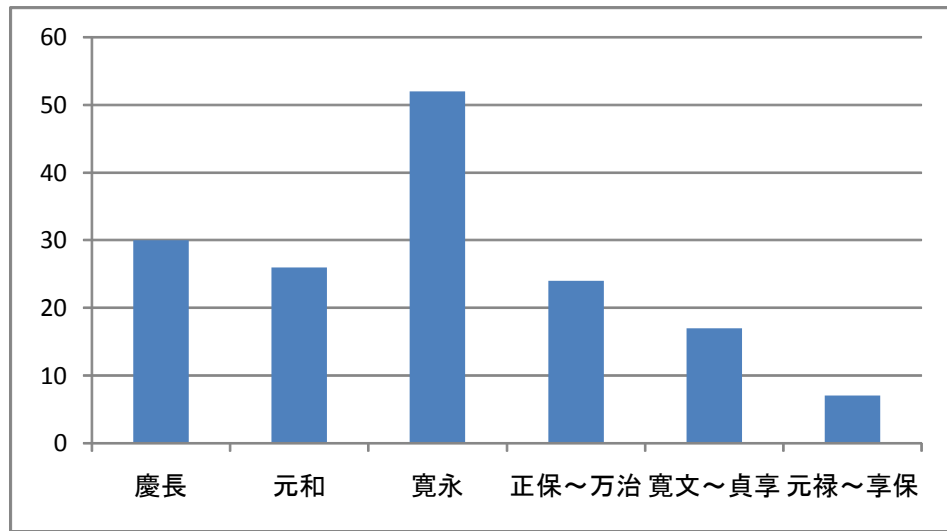
国家による寺社の把握としては、明治十二年に至って、国家の公簿である「寺院明細帳³」にとりまとめられ、これが全国的で基礎的な記録として、昭和十四年の「宗教団体法」（法律第七十七号）の施行まで効力をもつようになるのである。本節で扱う明治五年と同十年の書上は、恐らく新しい行政組織の設置に伴う把握の手段として作成が命じられたのであり、近代国家の中での寺院の位置が定まる時期に至る途中経過としての位置づけをなされるものであろう。

二種類の書上は、当時の政府による精神・財産両面からの宗教把握の目的のために命令されて作成されたものではあるが、当時の寺院や僧の実態をうかがわせてくれる貴重な史料である。

（一） 明治書上二種と開創年代

さて、本節の主題の一つとして、江戸日蓮宗寺院の開創年代についての問題がある。この問題は先行研究として影山堯雄氏の作表がある⁴。影山氏は『日蓮宗寺院大観』⁵の記述をもとに創立年代を①慶長、②元和、③寛永、④正保、⑤万治、⑥寛文、⑦貞享、⑧元禄、⑨享保の六つの時期に分けて作表をしている。ただし、『日蓮宗寺院大観』記載の寺院は現在の単称日蓮宗に限ったものであり、さらに記述

されている年代も自己申告なので確実性には疑問がある。



影山氏はこのように江戸日蓮宗寺院の創立年代をまとめた。万治元年（一六五八）の新寺禁止令までに集中していること、日蓮宗は古い寺院が多いことを指摘している。これをうけて、明治初期の二種の書き上げから江戸日蓮宗寺院の創立年代をまとめ、影山の作成した表とも照らし合わせようと考えた。上が影山氏のグラフ、下が筆者の表である。

表 同一寺院における開創年代の差違（二種の書上のうち、十年に記された年代が五年の年代に対して如何に違うか）

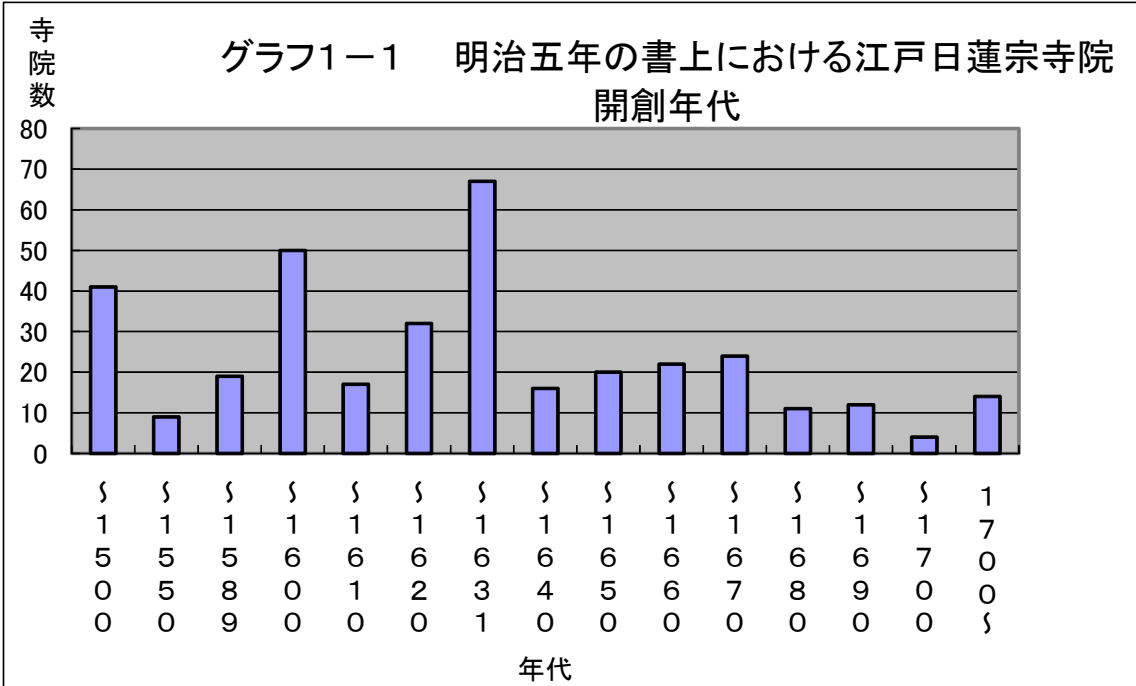
年代の差違	寺院数	全体に対する割合(%)
20年以上上る	41	15.1
5年~20年上る	25	9.2
~5年上る	25	9.2
一致	113	41.5
~5年下る	22	8.1
5年~20年下る	19	7.0
20年以上下る	27	9.9
合計	272	100

また、江戸寺院の考察の第一歩としての意味もあって、開創年代をまとめるため、明治の書上二種を参照した。すると、少々驚かされたことには、五年しか離れていない二種の書上に記された開創年

代が相違する寺院が多かったのである。

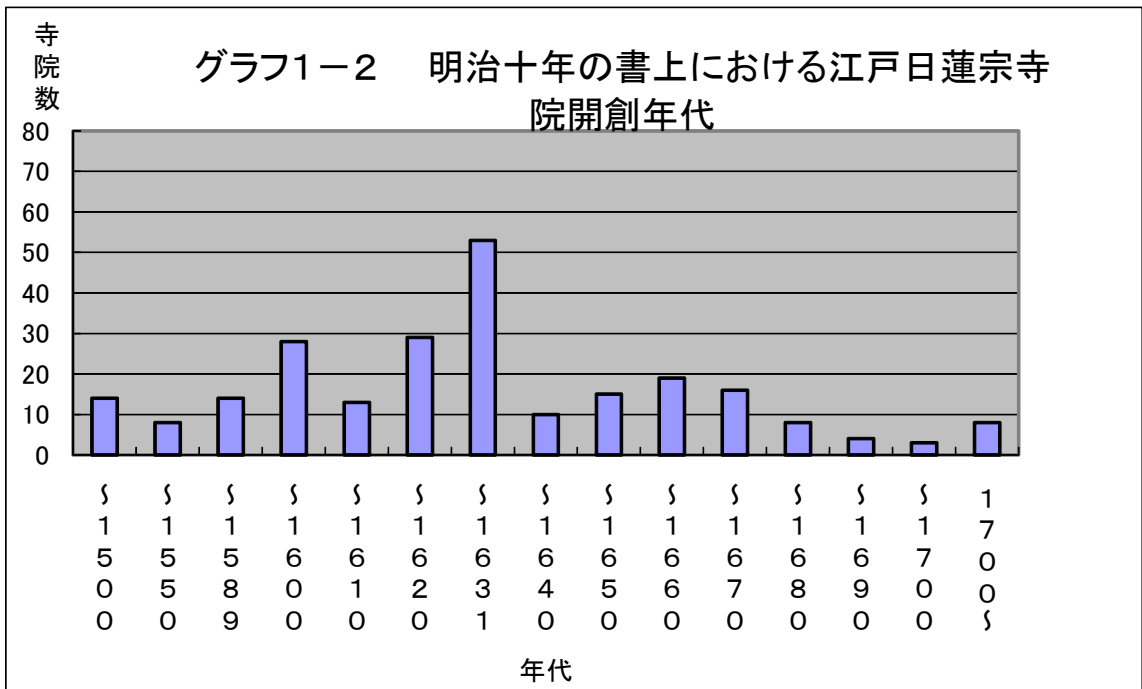
その様相を前頁の表とグラフ1-1・1-2にまとめてみた。二種の書上で開創年代が一致してい

グラフ1-1 明治五年の書上における江戸日蓮宗寺院
開創年代



るのは約四割である。前後十年以内の相違という寺院を入れても約六割程度にしかない。ほかの寺院は年代が大きく異なるのである。なかでも四十一の寺院は二種ともに年代不詳であった。建立された年というものは、当該寺院にとって最も基本的で大事なデータであろう。ところが、それが曖昧なのである。ほかに『御府内備考続編』や『寺社書上』とも比較してみたが、やはり同様であった。甚だしい場合、四種の史料でそれぞれ異なる年を記してある寺院もあった。これらの書上は江戸幕府、あるいは明治新政府に提出された公的な記録である。とくに明治の二種は五年という短期間をおいて提出されたものである。ところが、開創年に大いに相違があるのである。このことには、どのような理由があるのであろうか。

る門流担当の筆記者が「寛文」と「寛永」を写し間違えていることがほぼ確かであろうと思われる例



まずはじめに、明治の二種の間の相違について考えてみた。まず考えられるのは、社会的混乱によつて正確に答えがたかつた場合である。実際に明治五年の段階では「兵火により焼失」などの表現も数例あつた。しかし、その数はごく少ない。小石川大乘寺は水戸家との関係の深い寺院であるが、明治五年の段階では「焼失により不詳」としていたが、十年には詳細に創建の由緒を記している。住職は変わっていないので、おそらくこの間に確認をしたのであろう。

次いで、誤記の可能性を考えてみると、いくつかの寺院にはそれがあてはまることがわかつた。理由として、明治五年には、本寺で集計する方式が採られていた為、開創年月にも混乱があつた可能性もある。五年当時の書上では、開創年月と現在地へ移転してきた年月や開祖の没年を取り違えたり混同していると判断できるものも時折見られる。なかには住職名を間違えていると思われるものもあるのだから、年月を間違えたものもあつたのであろう。また、明治五年の書上は各門流ごとにまとめて清書した様子が筆跡からもわかるが、あ

が三例あったのである。ほかにも同様の問題があったのかもしれない。しかし、この筆記者はかなり乱暴な書きぶりであり、全体における割合は少なく、ほかの筆記者はかなり丹念に書いている様子なので、誤記に主な原因を求めるのは勿論誤りであろう。

次いで考えたのが、五年の間に住職等が考証を行って、それに基づいて変更したために相違したというものである。例えば四谷修行寺のように、明治五年に記した万治元年とは最終的に当地に引き移った年代であると明治十年に訂正している寺院もある。この観点から調べてみると、住職がこの間に交代している寺院のほうが、明らかに年代変更が多いことがわかった。特に大幅に遡る場合にはその割合が高い。これは、伝承をどこまで採用するか、といった住職の考え方や寺史の確認によって変化した場合もあるということであろう。この理由は納得できるものである。門流別では池上の門流はこの期間の住職交代が多く、年代変更もかなり高い割合である。池上の門流は徳川家康が江戸に入る以前、中世からこの地に根をはっていたので古い寺院も多く採用しうる年代の幅も広いからでもある。

しかし、住職が交代して開創年代が変更されるというのも不思議な感がある。それでは、全く変化のなかった寺院とはどういったものであるか。それをみてゆくと、目立つのが幕府や大名などの特定有力者とのつながりによって建立された寺院なのである。例えば高田亮朝院の「明暦元未年 旧幕府四代將軍家綱公天下太平御祈祷の為、牛込荒井山において建立」といったものであり、このようなはっきりとした建立の由緒がある寺院では、年代の大きな変化などありえないわけであった。

ここまできて、逆に考えるならば、日蓮宗に多い開創年代のはっきりしない寺院、開祖の寂年しか記しえないような寺院は、幕府や大名とは遠い存在であり、名もない一般民衆の間から次第に姿を顕

してきた存在、ととらえることも可能ではなからうか、と思ひ至った。例えば、三田の薬王寺の書上には、慶長十九年（一六一四）に上方から下つてきた僧が「御府内芝金杉浜辺へ草堂営み居り候処、」幕府より代地を下されたとある。また、三田長運寺には寛永七年（一六二九）に「芝飯倉町に於いて、町並地九十九坪を信仰の者集金して寄附し、此の処に一寺を建立」とある。説法者に信仰者が集まり、次第に寺へと発展してゆく様子がうかがえ、権門ではなく瑣末な民衆から教線が延びていった様子ととれる。これらの記述はその様子を具体的にうかがわせるものである。

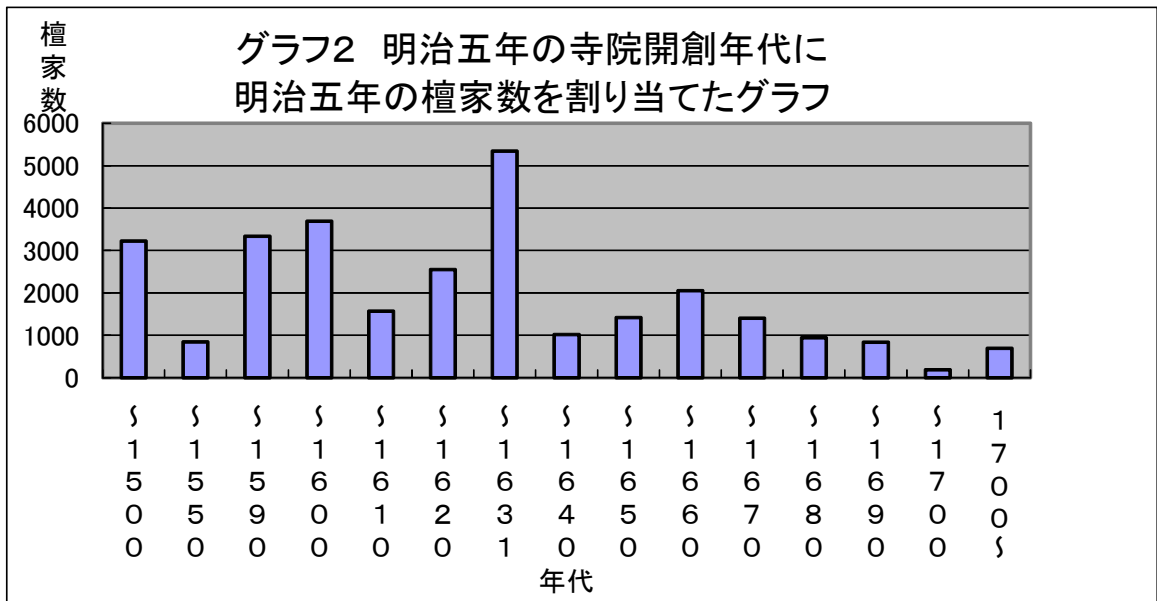
布教者を中心に民衆の信仰集団が形成され、次第に寺院の形態をとってゆく、このような形が江戸初期の寺院形成の一典型であり、そのような僧と信者の個人的な信仰的紐帯が発展していった寺院が日蓮宗では多かったのではないだろうか。であるからこそ、寺の開創年代を不詳としたり、開祖の寂年のみを記す寺院がしばしばあるのではなからうか。これは単なる推測であるが、このような視点から考察を続けてみるのも考えられる。

さて、以上のように日蓮宗寺院の開創年代の相違から民衆の間からの開創という推測まですすめてきたわけであるが、それでは他宗寺院についてはどうなのであるか。この点については今後日蓮宗と同様に確認してみなければならぬと考へている。天台宗のように、日蓮宗とは明瞭に性格の違う建立過程⁶を経た寺院の多い宗派もあり、比較することによって新たな発見があるかもしれない。

ところで、明治の二種の書上の開創年代が異なることを述べたが、その年代をまとめたのが先述の表である。近世江戸の寺院開創のエポックとなる年代として、天正十八年（一五九〇）の徳川家康の関東入国、万治元年（一六五八）の新寺建立禁止令、寛文八年（一六六八）の大火に伴う再度の新寺

建立禁止令（寛永八年以前以前の建立は古跡・同九年以降は新地）、元禄元年（一六八七）の「寺院古跡新地之定書」、元禄五年の四代将軍十三回忌に伴う特例古跡（今後の嚴禁。計百四十六寺が昇格）⁷などがある。寛永八年以前を古跡として種々の便宜を与える幕府の政策のために、寛永八年やその直前に建立されたと称する寺院が多いという通説がある。その通説を見事に裏付けるグラフの内容である。

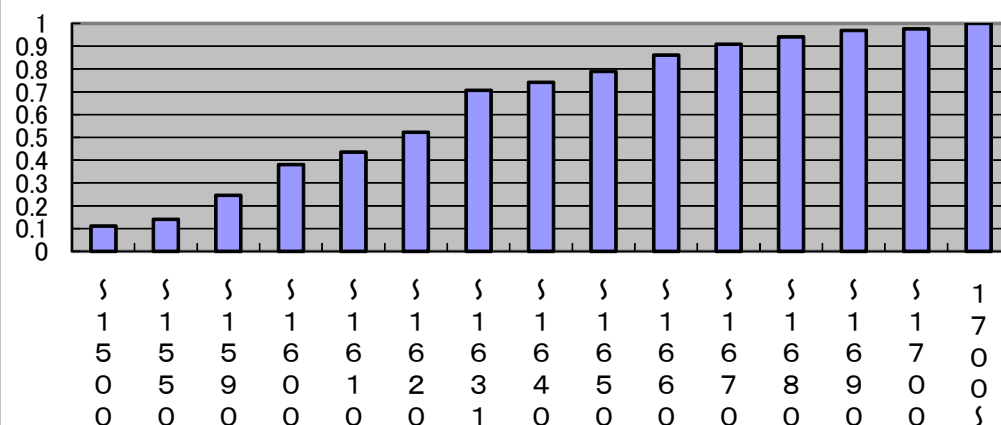
さらに、もう一点注目すべきは、寺院数が多く、しかも古い寺院が多いことである。日蓮宗の寺院が他宗に比べて徳川家康の関東入国以前から江戸地域に根をはっていた様子もわかる。開幕以前で特に目立つのは池上門流の末寺であり、文禄年間に建立された寺院の大部分は池上末である。地元の地の利をいかして教線が発展したことを示しているのであろう。



さて、寺院には大小もあって、寺院の開創年代グラフだけではかえってわかりづらいので、明治五年書上の檀家数と連動させたのがグラフ2である。

建立された年代五十年ごとに寺院をまとめ、その寺院の檀家数を合計したものを縦軸に表示した。見方としては例えば、一五〇〇年までに建立された寺院の檀家数（明治五年書上による）の総合計が三千余、一五〇〇年から一五五〇年までに建立された寺院の檀家総数が千弱というように見てゆく。やはり寛永年代以降に建立された寺院の檀家数は全体から見れば少ない割合であることがわかる。年代別にはそれほど大きな違いは見られない。ただし、一箇所だけちがいがあがある。徳川家康の入国後、関ヶ原の合戦より前に建立の記述をする寺院のみが突出して数字が高くなっている。これは、人口が急激に増大する前に地歩を固めたというのが理由であろう。

グラフ3 明治五年の檀家数を百分とみた開創との関係



また、グラフ3が「明治五年のすべての日蓮宗寺院の檀家総数を百分とするならば、当該年代までに建立された寺院の檀家総数の合計は何%になるのか」というグラフである。一六〇〇年までに建立された寺院の檀家総数（明治五年時点のその寺院の檀家数から）は明治五年の全寺院の檀家総数の約四割になる。寛永年間までに建立された寺院となると七割を超す。寛永より後はかなり少ないことがわかる。

このグラフからも、寛永年間以降に建立された寺院の占める位置はあまり小さくなく、逆に寛永年間までに建立されたと主張している寺院が江戸の日蓮宗寺院の檀家の大部分を占めていたように見受けられるといえるであろう。檀家数というのも自己申告であって史料の信頼性の問題は重々あるものの、近世江戸日蓮宗寺院が十七世紀前半には、その発展の基盤をおおむね築き上げていたこととの傍証とはなりうると思われる。

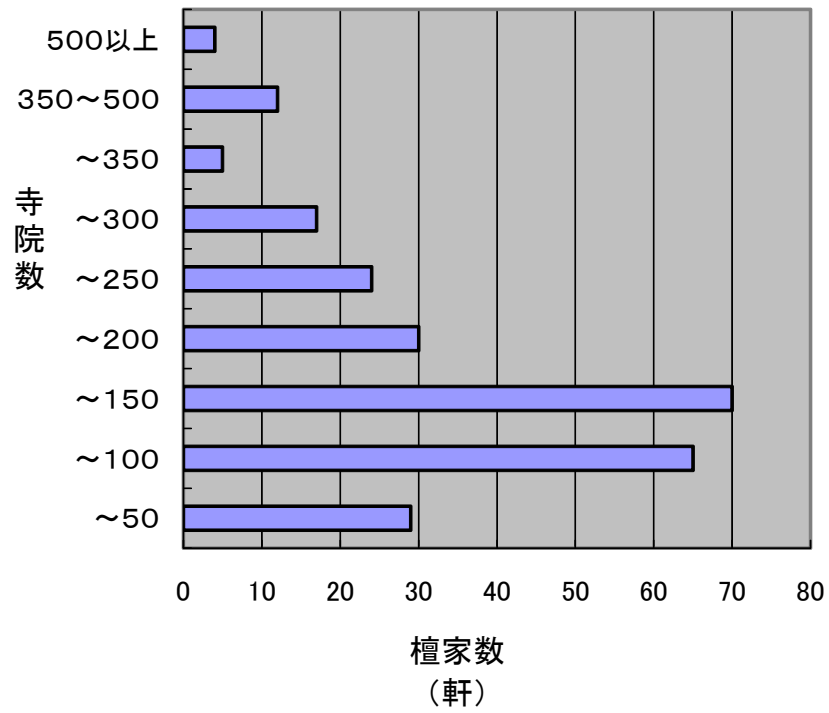
(二) グラフによる他宗寺院との比較

前節では、この明治の書上二種から日蓮宗寺院の様子を数値化してグラフに表した。その継続として、ここでは他宗との比較を試みた。

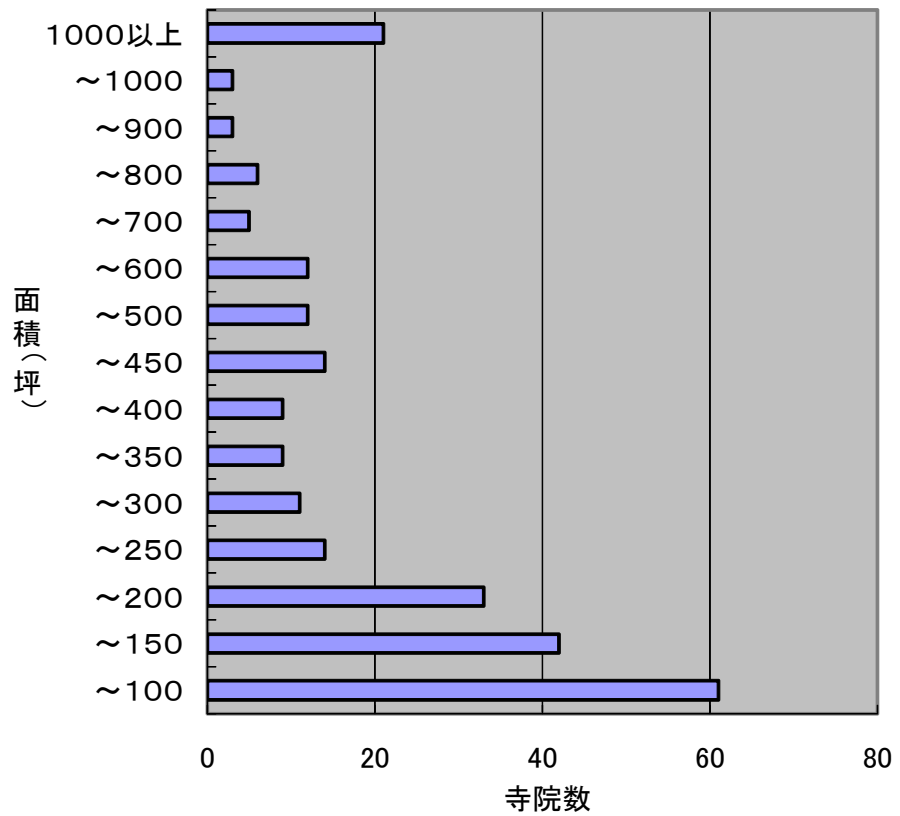
前節のグラフを参照していただければ明治五年書上による日蓮宗寺院の檀家数・寺院面積・僧侶の年齢がそれぞれある。今回、同じ書上から日蓮宗と対照しやすい性格をもつ天台宗・真宗のグラフを示した。

グラフ4は真宗寺院の檀家数である。一寺院あたりの檀家数は日蓮宗や天台宗よりも明確に多い。日蓮宗では珍しい檀家数百五十軒以上の寺院が中央値である。大きな相違である。後に述べるように、寺内の居住者が多いたためともいわれる。グラフ5は真宗の寺院面積である。真宗の寺院の面積は日蓮宗に較べかなり狭い。墓地の形態の相違のためであろう。

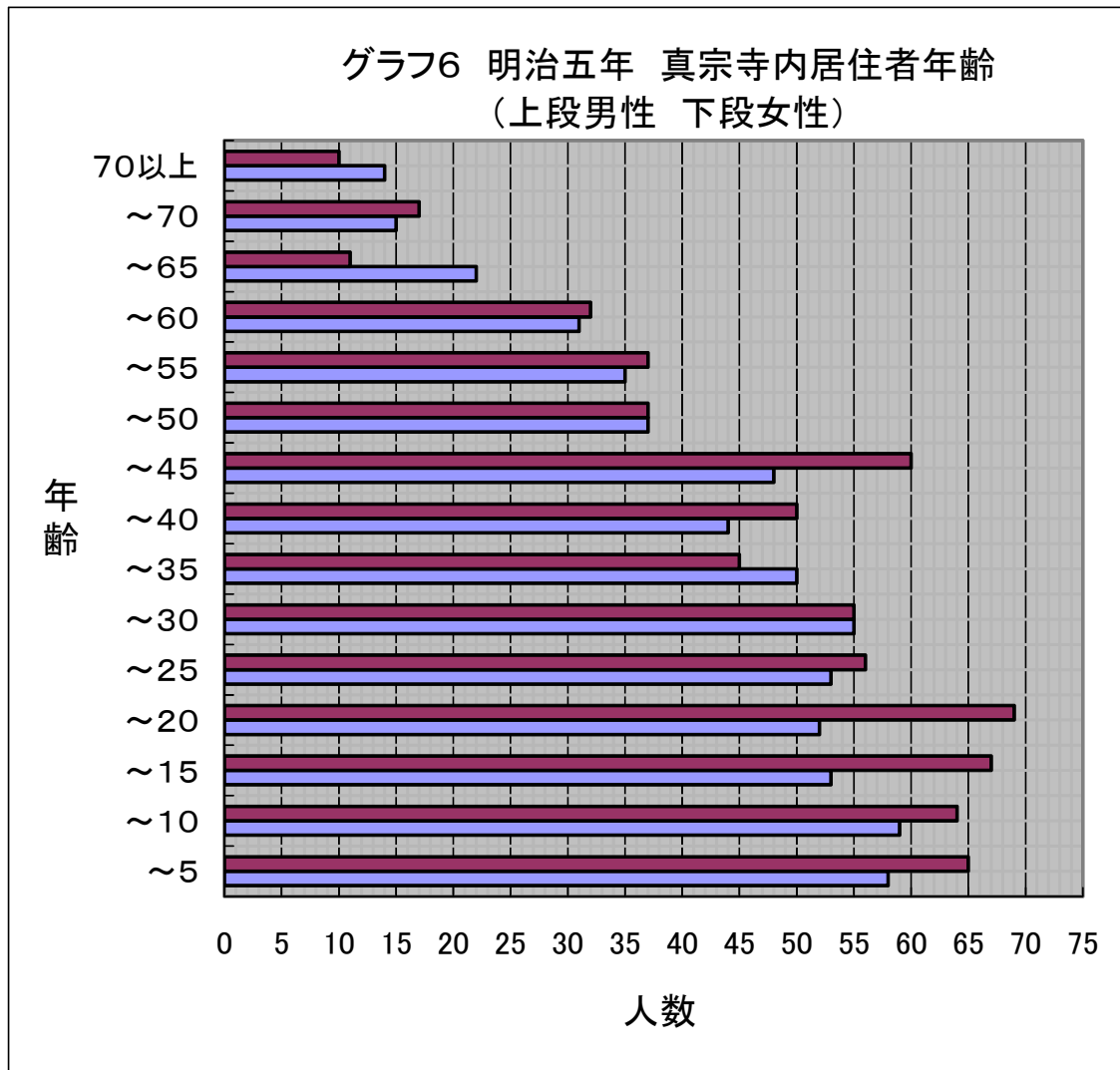
グラフ4 明治五年 真宗寺院檀家数



グラフ5 明治五年 真宗寺院面積



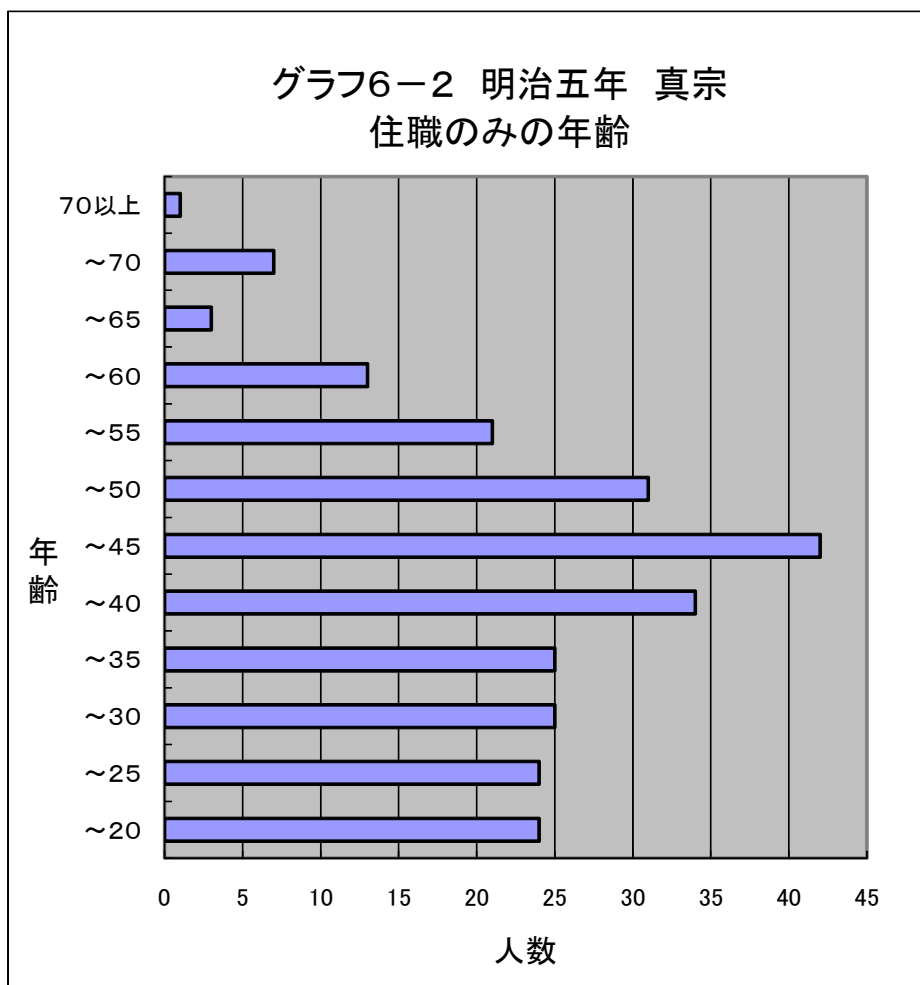
グラフ6 明治五年 真宗寺内居住者年齢
(上段男性 下段女性)



グラフ6は真宗の寺院内居住者年齢である。真宗寺院では、住職と弟子の他に住職の家族も居住していた。日蓮宗の一寺に僧が一人か二人というのは全く異なっているのがわかる。このような年齢構成は当然ながら真宗寺院のみの特徴である。

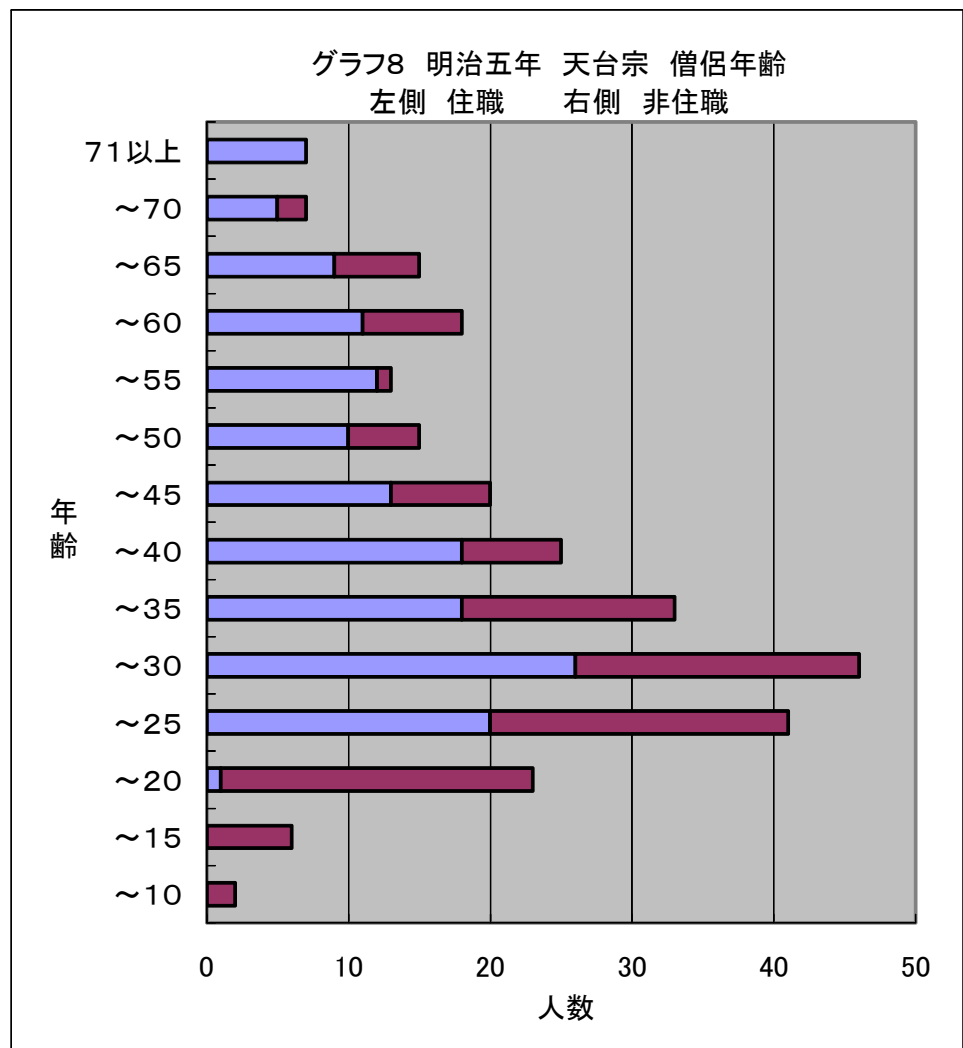
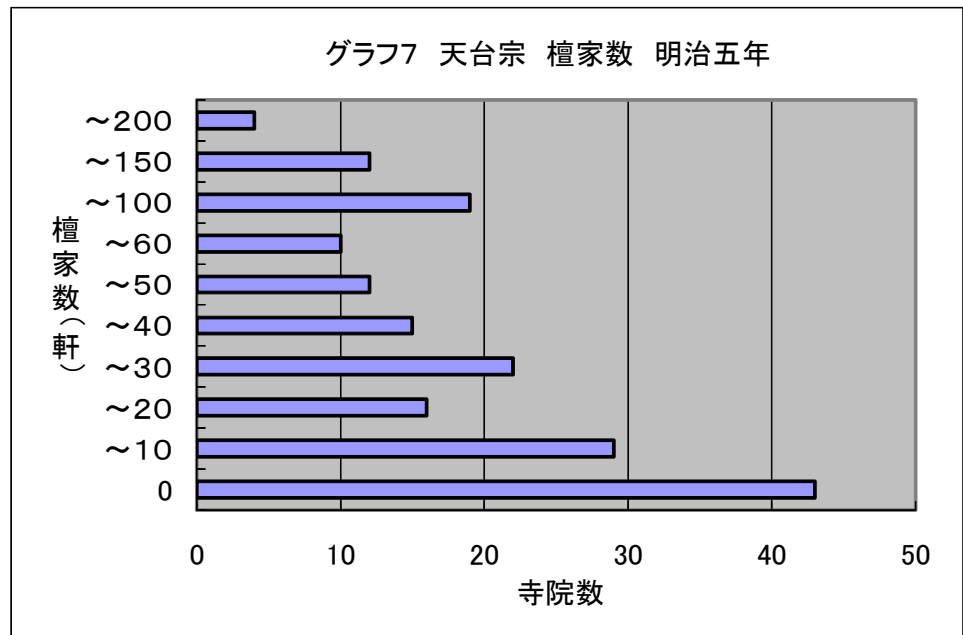
住職が二百五十六人、住職以外の家族の男性が三百七十一人、住職の家族の女性が六百四十三人となる。男女の比率はほぼ等しく、一般家庭と同様である。ほかに同居者として「厄介」とその家族が二十五人いる。「厄介」とは書上の記述からみると、前の住職の家族などがほとんどであり、後継住職が扶養していたとみられる。ほかに住職の家族ではない弟子が三十九人、

そして弟子の家族二十七人も寺に居住していた。かなりの大人数であり食費などの経費も他宗派よりかかったことは間違いないであろう。



真宗寺院の住職のみを年齢別にあらわしたものがグラフ6-2になる。四十五歳を中心とした横ばいに近いグラフとなる。若い世代でも住職がかなりいるのも真宗の特徴の一つである。

越との関係に支えられた天台宗と日蓮宗の間には寺院の性格の相違があるので、推測は越との関係に支えられた天台宗と日蓮宗の間には寺院の性格の相違があるので、推測は越との関係に支えられた天台宗と日蓮宗の間には寺院の性格の相違があるので、推測は



こういったところからもきている。檀家の少ない寺院はやはり、塔中が多い。明治維新後に廃寺となったのが多いのもよく理解できる。このグラフも数値の元値の信頼性に疑問符はつくが、当時の様子がある程度知らしめてくれるものであるろうと思われる。グラフ8は天台宗の僧侶の年齢である。天台宗は日蓮宗とさほど変わりはない。やや高齢者が多いようである。天台宗では上野寛永寺など寺格の高い寺院があるということも関連しているのかもしれない。日蓮宗では住職のピークが四十代にきているが、天台宗では三十代である。

(三) 明治初期の寺院廃合

明治維新後、かつては大名旗本などに頼っていた寺院の中には、経済的に立ちゆかなくなり、廃寺や合併をせざるをえなくなった寺院もあった。

その例の一つとして、駒込圓林寺の牛込三光院への合併を見てみる。総代である阿部正功（旧福山藩主家）の出した願書は以下のようなであった（『東京市史稿 市街編 60』）。

「右寺え従来祈願等相約し、是まで手当相送置候ところ、今般、券禄の御沙汰に因りて家計向相改まり、寺々附届之儀格外減略仕、圓林寺之儀は墓地等もこれなき故、右の手当も相断ち候ところ、同寺の儀もとより貧寺にて外に檀家漸く四、五軒の外これ無し」とある。阿部家が従来への付け届けを出来なくなったため、従来阿部家の祈願寺であった駒込圓林寺が存続できなくなるといふ住職の意見に同意して、牛込三光院への合併願いについて、東京府にその許可を口添えしている内容である。上野

寛永寺は將軍家の菩提寺であつたため、諸大名が競つて塔中寺院を建立したが、維新後は多くが維持されなかつた。影義隊の戦火やその後の新政府の処罰の影響もあつたらうが、やはり、特定の少数檀越によるという形態が社会の変動によつて崩されたためといつてよいであらう。

寺が維持できずに合併した例としては「享和二年、日嘆の代に零落ニ仕り、右本寺の本通寺え合併まかり在り候」（明治五年・本通寺の項）とあるように、本寺である本通寺へ合寺した寿宣院のような例もあり、むろん近世も合併などの事例はあつたのであらうが、維新後は以前よりかなり多くの例¹⁰があつたと思われる。

日蓮宗でも養源寺のように開基家松平直隆家との経済的支援が減少して困難であると記す場合もあるが、こういつた事例は少数であつたと思われる。明治の書上二種からは江戸日蓮宗列寺院は大きな動揺はうかがえない。

もう一例、日蓮宗寺院の合寺をみてみたい。『東京市史稿』第九七八五号にある「寺院合併願之儀ニ付伺」である。

府下第七大区六小区池尻村日蓮宗常光庵、無檀無住、永続の目途これ無きを以て、同 区衾村常円寺え合併を致したき旨、別紙之通、願出候。右は事実相違これ無きにより 取り計らい然るべき哉。何分の御指揮これ有りたく、此の段相伺い候也。

明治十年四月十七日

東京府知事 楠本 正隆 （印）

内務卿 大久保殿代理

内務少輔 前島密殿

(朱) 「伺之通、尤も地所処分之儀は取調更に申し出るべき事

明治十年五月一日

内務少輔 前島密 (印)

明治十年四月十四日受

四月十六日出

庶務課

常光庵合寺願

常圓寺住職 邨上日詔

右、内務省へ御伺の草按取調べ相伺候也。

按

内務卿代理殿

府下第七大区小六区池尻村日蓮宗常光庵、無檀無住永続の目処なきの趣を以て、同区常圓寺へ合併致度き旨、別紙の通願出候。右は事実相違これ無き義に付き、願意聞届、跡地処分の儀成候也哉。何分の御指揮これ有りたく、此の段相伺い候也。

合寺願

第七大区小六区荏原郡池尻村 日蓮宗常庵

右は無檀無住永続の目途無きに付き、今般同区衾村常圓寺え合併支度存じ奉り候。之に依り、境内絵図相添え願い奉り候。何卒御聞き済成されたく、此の段願い奉り候。

明治十年五月八日

衾村 本寺常圓寺住職

権訓導 村上 日詔（印）

同大区五小区雪ヶ谷村

法類円長寺住職

丹羽 日精（印）

池尻村世話人惣代

松原 長治郎（印）

池尻村開基人

橋本 作左衛門（印）

右村副戸長

橋本 佐市（印）

戸長

月村 茂益（印）

無檀無住で有名無実の寺院が合寺される手続きの様子が見られる資料であり、ほかにも江戸日蓮宗の寺院で此の頃廃寺となった例が見られるが、他宗に比較すると、極めて少ないように見受けられる。

まとめ

本節では内容的に問題はあるものの、多くの寺院の書上としてまとまった量をもつ明治の書上二種をもとにして、その開創年代などに着目して近世江戸寺院の様相の一端をみてきた。江戸幕府開幕以前からこの地に根を下ろしていた日蓮宗寺院が次第に発展してゆく様子を変った形ではあるが、描き出すことが出来たのではないかと考えている。ただし、あくまで入り口付近を歩いたようなものであり、本来は各寺院の所蔵文書などから読み解くのでなければならず、そうでなければ実像は見えは来ないとも痛感する次第である。今後はもつと地道な調査を行うことによつて先哲の来し方を探つてみたいと考えている。¹¹

2 竹田聰洲「近世社会と仏教」『岩波講座日本歴史9 近世1』岩波書店 一九七五年

3 国文学研究資料館編『寺院明細帳の成立』名著出版 二〇〇四年

4 影山堯雄『日蓮宗布教の研究』平楽寺書店 一九七五年 五一三頁

5 『日蓮宗寺院大観』同編纂委員会編 大本山池上本門寺発行 一九八一年

6 天台宗や浄土宗では、徳川家の菩提寺であった上野寛永寺や芝増上寺に各大名が塔頭を建立した。これらは明治維新後に廃絶したものも多い。

7 梅田義彦『改定増補 日本宗教制度史 近世篇』東宣出版 一九七二年

8 影山堯雄『日蓮宗布教の研究』平楽寺書店 一九七五年 三五七頁 江戸区域内に承教寺に次いで創立された寺院は六ヶ寺が元龜のころまでに、又天正の初年から家康入城前の年ころまでに、およそ十一ヶ寺が数えられる。

9 圭室文雄「熊本藩天台宗寺院の実態」『明治大学教養論集』三八二号 二〇〇四年 では熊本藩内の寺院の数量的考察から、真宗寺院はエンゲル係数の高い時代は多くの檀家を必要としたという見方をしている。

10 松吉慶憲「廃寺蓮光寺についての一考察」『法華宗宗学研究所報』二六輯 二〇一三年 蓮光寺が明治初期に長応寺へ合併、手塩へ長応寺は移転、一旦は蓮光寺の名義を残したが、後に廃絶したことを示す。明治十年には檀家数七十五軒と不足はなかったはずであるがこのような移転の例もある。

11 他に本節では以下の文献を参考とした。

原田伴彦『日本歴史の構造と展開』山川出版 一九八三年

宇高良哲『江戸幕府の仏教教団統制』平凡社 一九八七年

日塔和彦「江戸御府内寺院本堂建築の研究」『御府内寺社備考研究』1・2 大河直躬先生退官記念論文集

『建築史の鉾脈』中央公論美術出版 一九九五年

同 『御府内寺社備考』 からみた江戸の寺院 『年報都市史研究』 6号 一九九八年

中尾堯 「江戸の発展とともに」 『文教区史 第五章』 一九六八年

櫻井義久 「谷中寺町形成についての一考察」 『文政の書上』 を中心に 『日蓮教学研究紀要』 27号 二〇〇〇

〇年

齊藤智美 「御府内寺社備考」 における天台宗寺院について 『明治大学人文科学研究紀要』 53冊 二〇〇〇

三年

おわりに

本論文では中世・近世の日蓮宗について、日蓮宗教団と公権力との関わりを中心に考察を行った。教団・僧俗の諸相について具体的な事例をもとに検討を加えた。

第一部では天文法難を中心に、中世京都の社会制度や政治の動きの中での教団の対応を中心に考察した。

第一章では天文法華一揆が単なる教団や信徒の暴走ではなく、将軍とも協調した動きであるという見方を提示した。そして、和睦の規定から教団の社会での位置付けの不安定な点を述べた。

また、第二章では書札例や法衣などから、旧来の社会通念と新興の教団の間の一致しにくい部分があったことを示した。

第二部では近世岡山藩の領域内の事例を中心に、幕藩体制下での寺院や僧俗の様子を考察した。

第一章では教団と藩が直接衝突した事件を取り上げた。第一節では岡山藩初代藩主池田光政の廃仏政策と、それに対応して寺を守り抜いた本蓮寺について考察した。

第二節から第四節では岡山藩領内で宝暦年間に日蓮宗寺院と神社神職が対立して藩への訴訟となった事件について述べた。事件は京都の神道長上吉田家と日蓮宗の京都五ヶ本山という藩内神社の上部団体が乗り出したため大きな問題となった。藩は結局、日蓮宗城下十ヶ寺に宗義に違背する和議書への署名捺印を強要して解決を図った。日蓮宗の教義とそれにもとづく行動が、公権力である藩から直接否定されそうになった。当時の信徒は不受不施でなくとも天上の規則を守り、信仰上の問題を生活の上でも重視していたこと、信仰に障るような和議の文言に激しく抗議する

など積極的な行動をとっていたことをも示した。第四節では、藩がこの一件での行動を理由に、藩内の妙満寺派末寺四ヶ寺への処分として、寺そのものを本山から引き離して藩の管轄に引き寄せようと画策して断念した検討の内容を考察した。

第五節では日蓮宗の宗号についての一件を述べた。当時の教団は「法華宗」の名称を正統のものと考えていたが、幕府や藩からは「日蓮宗」を正式の呼称とされてしまったことを示した。宗号についての様々な観念を検討し、教団では中世以来の伝統にもとづいて自己を正統とする意識が強かったことを示した。

第二章では藩内の寺院や住職の実情について考察した。まず第一節では藩政上の寺院の位置や宗門改の実務の様子を藩法の項目から示した。藩内寺院の住職の任免に藩が介入していたこと、行事の許可など広範な藩の関与の様子を具体的な例から示した。

また第二節では、藩からの賞詞、また出奔の事例から、寺院の実情や藩の寺院への視線を考えた。賞詞は藩が領内末寺へ働きかけを行う意味もあることを示し、出奔では寺院からの僧の退寺の諸相を示した。

第三節では京都妙覚寺の貫首の布教のための滞留に伴う藩主との儀礼について述べた。そして、第四節・第五節では城下での法論についての騒動を考察した。口頭による説法で他者と衝突をした具体的な事例を示し、また人々の宗義への理解力があり信仰への思い入れも強かったことを示した。信徒は寺院よりも積極的に自己の信念にもとづき行動していた部分すらあった。第六節では、不受不施のため退寺した師匠の遺物を後年弟子が受け取るまでの一件を藩が手形によって本人確認をする手続きを中心に示した。

第三章では藩内の信徒にかかわる問題を論じた。第一節では村落の祈祷と日蓮宗信仰のかかわりを述べた。村の行事として日蓮宗のみを採用していた事例を示した。同時に神職からの反発や巻き返し動き、それへの対応を示した。第二節では改宗の事例をとりあげ、近世の個人の信仰にもとづく改宗の諸事例を示した。第三節では寺送り手形について藩寺社奉行所の検討が行われていたことを示した。藩の寺社奉行所は結論として、この手形が実は幕府法でもな

く、地方によって行われる慣習法であるにもかかわらず必須であるかのようには思われていたという見解であった。

第四節では大庄屋万波家の文書から、在地村落の宗教実務や庶民の信仰行動をうかがうことのできる事例をとりあげた。第二章・第三章では藩内の寺院や信徒の日常的な姿を中心に様々な事例から、断片的ながら描き得たと考える。

第四章では第一節で、京都六条本圀寺の門前町が近世に入って、次第に寺から離れ変質していった様子を、門前町の一つである西門前町の文書から考察した。寺の一部であった門前町が幕府京都所司代の施策をきっかけに、変容していったことを示した。第二節では寺院への藩権力の関与の一例として萩法華寺の事例を述べた。

第五章では、近世後期の江戸の日蓮宗寺院の実情を考察した。第一節では寛政重修諸家譜の「葬地」の記述を中心に、日蓮宗寺院と旗本とのつながりについて考察した。第二節では旗本三嶋家の記録から、江戸での改宗騒動の一例を中心に人々の信仰形態の一端を示した。第三節と第四節では明治初期の書上二種類から、幕末期の寺院の様子を考えた。僧侶のライフサイクルや一般末寺の檀家数、面積など、具体的な数字を示した。明治維新を過ぎてからの数字ではあるが、日蓮宗寺院の場合、近世の実態をそれほど離れてはいないと考ええる。

以上のように、日蓮宗の各時代の様相を、とくに公権力との関わりに留意しつつ述べてきた。年代や地域にばらつきもあり直接にはつながらないものもある。また日蓮宗を中心としたため全体としての視点に不十分なところがある。

しかしながら、これらは先行の日蓮宗教団史研究に連なるものであり、事例の追加にすぎない部分もあるが、一定の進展はあったのではないかと考えるものである。今後はさらに検討を深めなければならない部分も多く、後考を期したい。

